令和９年度

国の施策及び予算に対する
東 京 都 の 提 案 要 求

令和８年６月

東京都

このたび、令和９年度の国の施策及び予算に対し、東京都が現在抱える課題の早急な解決と、施策の確実な実現のため、提案要求をとりまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和８年６月

東　京　都

事　項　名		頁
令和９年度　国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）		1
ダイバーシティ		
01子供(Children)		5
1　子供目線に立った政策の推進	（最重点《一部》）	6
2　特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	（最重点《一部》）	23
3　子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保		39
02子育て		41
1　少子化への対処【新規】	（最重点）	42
2　出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進【新規】	（最重点）	43
3　母子保健施策の充実	（最重点《一部》）	45
4　子供・子育て施策の推進	（最重点《一部》）	54
5　高等学校等における授業料の無償化等	（最重点）	76
6　高等教育に係る経済負担の軽減	（最重点）	81
7　学校給食費の抜本的な負担軽減	（最重点）	83
8　私立学校助成の拡充		85
03教育		87
1　高等学校における教育のあり方について	（最重点）	88
2　教育のデジタル化の推進に向けた支援	（最重点）	90
3　いじめ問題等に対する取組の充実		97
4　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等		100
5　教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	（最重点）	102
6　外国につながりのある子供に対する教育の充実		105
7　公立学校の教職員定数の充実		107
8　特別支援学校の養護教諭等の定数改善		111
9　学校における働き方改革の実現	（最重点）	112
10　教科書事務における効率化		114
11　教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築		116
04若者		118
1　若者の社会的自立を支援する施策の拡充		119
2　児童ポルノの自画撮り被害をはじめＳＮＳの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実		120
05女性活躍		122
1　女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	（最重点）	123
06働き方		127
1　ライフ・ワーク・バランスの推進	（最重点）	128
2　高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し【新規】	（最重点）	134
3　ハラスメント防止対策の総合的な推進		137
4　非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化		139
5　高齢者の就業を推進するための支援の充実	（最重点）	141
6　公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化		142
7　就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化		143
8　障害者の就業支援策の一層の充実	（最重点）	145
9　ソーシャルファームの普及		148
07長寿(Chōju)		150
1　高齢者施策の推進	（最重点《一部》）	151
2　サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進のための財政支援		182
08コミュニティ(Community)		184
1　生活・雇用に関するセーフティネットの強化		185
2　生活福祉施策の推進【新規】		192
3　自殺対策の充実		198
09共生社会		199
1　障害者施策の推進	（最重点《一部》）	200
2　外国人との秩序ある共生社会の推進	（最重点）	228
3　犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現		239
4　再犯防止施策の充実		243

スマート シティ			
10スタートアップ			245
1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	（最重点）	246
2	ベンチャー企業の支援の拡充		253
11デジタル			254
1	国民のつながれる権利の明確化【新規】	（最重点）	255
2	「つながる東京」実現に向けた通信環境の整備	（最重点《一部》）	257
3	島しょ地域における、安定的な地デジ放送の視聴並びに情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援		262
4	公共インフラとしてのデータの連携と利活用【新規】	（最重点）	266
5	法人・土地系のベース・レジストリの整備		272
6	社会の構造変革に資するＡＸの推進【新規】	（最重点）	274
7	地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	（最重点）	277
8	デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進【新規】	（最重点）	280
9	自治体のサイバーセキュリティ対策の強靭化【新規】	（最重点《一部》）	284
10	行政手続デジタル化に向けた取組等		290
11	税務行政におけるデジタル化推進		292
12	宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子化の推進		302
13	建築行政等の手続におけるデジタル化の推進・閲覧制度の改善		304
14	産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化		306
15	狩猟免許更新等における柔軟な対応		308
16	消費生活相談業務のＤＸ化		309
17	行政サービスでの共通ＩＤの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)【新規】	（最重点《一部》）	310
18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】		318
12国際金融			321
1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	（最重点）	322
13産業			330
1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【新規】	（最重点）	331
2	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	（最重点）	333
3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	（最重点）	336
4	中小企業の人材確保・定着への支援		337
5	中小企業のデジタル化の推進		339
6	社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	（最重点）	340
7	中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小Ｍ＆Ａ市場における健全な環境整備		342
8	博士人材等の活躍の推進【新規】		346
9	森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	（最重点）	349
10	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	（最重点）	352
11	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	（最重点）	353
12	新規就農者の経営安定への支援		355
13	高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	（最重点）	356
14	豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化		358
15	クロマグロの適切な資源管理の推進について		360
16	キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化		361
17	小型鯨類による漁業被害対策の検討について【新規】		363
14観光			364
1	ＭＩＣＥ推進施策の強化	（最重点）	365
2	観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	（最重点）	367
3	民泊制度の適正化【新規】	（最重点）	369
15文化・エンタメ			372
1	文化政策の推進		373
16スポーツ			375
1	東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進		376

17まちづくり・住まい			389
1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	（最重点）	390
2	市街地の開発に係る諸事業の推進	（最重点《一部》）	391
3	大都市圏における地籍調査の推進		399
4	大都市補正の適用地区拡大		400
5	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	（最重点）	401
6	空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	（最重点）	405
7	都営住宅ストックの有効活用		410
8	公営住宅における家賃設定の適正化		413
9	公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分	（最重点）	415
10	「アフォーダブル住宅」の供給促進【新規】	（最重点）	416
11	住宅セーフティネット制度の改善		417
12	不法係留船対策の推進	（最重点）	422
13	不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保		424
14	不動産取引のオンライン化・広域化への対応		426
15	東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり		427
18インフラ・交通			428
1	東京外かく環状道路の整備促進	（最重点）	429
2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	（最重点《一部》）	432
3	公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大		442
4	国道等の整備推進	（最重点）	443
5	道路・橋梁事業の推進	（最重点《一部》）	445
6	連続立体交差事業の推進	（最重点）	464
7	踏切対策推進のための制度の創設・拡充		466
8	鉄道駅におけるホームドアの整備促進	（最重点）	467
9	都市鉄道ネットワーク等の強化	（最重点）	468
10	都市高速鉄道整備の充実・強化		474
11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	（最重点）	476
12	米軍基地対策の推進	（最重点《一部》）	482
13	港湾におけるＤＸの推進	（最重点）	491
14	物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	（最重点）	496
15	東京港の新海面処分場の財源確保		500
16	次世代モビリティの社会実装の推進	（最重点）	501
17	物流対策の推進	（最重点《一部》）	508
18	民有港湾施設の適切な維持管理の推進		510
19	ＬＰガス事業における保安管理の推進		511
20	バス運転士不足の解消等	（最重点）	512
21	清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進		514
19緑と水			516
1	公共事業と農地保全を両立するための制度改正		517
2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	（最重点）	518
3	国有農地の有効活用に向けた運用の改善	（最重点）	520
4	公園整備事業等の推進	（最重点）	521
5	都市再生推進のための国有財産の活用		525
6	国立公園の活用	（最重点）	528
7	魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大		530
8	ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施		531
9	有機フッ素化合物対策の推進	（最重点）	533
10	東京湾の水質改善対策の促進		537
11	水の有効利用の促進		538
12	地下水還元型の地中熱利用の導入に係る適切な対応【新規】		540

セーフ シティ			
20ゼロエミッション			541
1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	（最重点）	542
2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	（最重点）	551
3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	（最重点）	555
4	自動車等のゼロエミッション化の推進	（最重点）	559
5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	（最重点）	565
6	水素社会の実現に向けた取組の加速	（最重点）	567
7	気候変動対策の推進	（最重点《一部》）	580
8	道路における環境対策の推進	（最重点）	597
9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	（最重点）	599
10	市街地土壌汚染対策の推進		601
11	ＰＣＢ廃棄物処理の促進		604
12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	（最重点）	605
13	プラスチック対策の推進	（最重点）	608
14	学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進		610
15	リチウムイオン電池の適正管理	（最重点）	612
16	持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	（最重点）	614
17	コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大		615
18	フロン対策の推進		617
19	自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化		621
20	実効性の高い暑さ対策の推進	（最重点）	622
21	微小粒子状物質（ＰＭ2.5）・光化学オキシダント（Ｏｘ）対策の推進		625
22	学校施設の空調設備整備に対する支援	（最重点）	628
23	公立学校施設整備の促進		630
21都市の強靭化			634
1	ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの推進	（最重点）	635
2	総合的な治水対策の推進	（最重点《一部》）	638
3	東京港の高潮・地震・津波対策の推進	（最重点）	659
4	大規模水害対策の推進	（最重点）	660
5	土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進		671
6	利水・治水対策の推進等		673
7	下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	（最重点《一部》）	675
8	首都直下地震等への備え	（最重点）	692
9	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進【新規】	（最重点）	695
10	建築物の耐震化の推進	（最重点）	698
11	ライフライン施設の耐震化などの推進	（最重点）	705
12	液状化対策の推進	（最重点）	707
13	羽田空港の液状化対策の推進		708
14	鉄道施設の耐震化の推進		709
15	病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充		710
16	私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充		711
17	木造住宅密集地域の改善	（最重点）	713
18	無電柱化事業の推進	（最重点）	719
19	大規模噴火時の降灰対策の推進	（最重点）	723
20	災害時における安定的な燃料供給体制の確立		726
21	ミサイル攻撃に関する対策の推進	（最重点）	729

22防災			731
	1	長周期地震動対策の推進	732
	2	マンション防災の推進（最重点）	733
	3	「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置促進【新規】（最重点）	735
	4	災害時における避難者生活支援の推進（最重点）	736
	5	帰宅困難者対策の推進（最重点）	738
	6	緊急地震速報の改善	740
	7	大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	743
	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置（最重点）	744
	9	訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	753
23まちの安全・安心			754
	1	首都東京を守るテロ等対応力の強化（最重点）	755
	2	重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化（最重点）	757
	3	総合的な治安対策の充実・強化（最重点《一部》）	759
	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進（最重点）	775
	5	地方消費生活行政に対する財政支援	777
	6	デジタル取引に関する消費者保護規制の強化【新規】	778
	7	霊感商法等による消費者被害の救済の実効化	782
	8	旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	783
24医療			784
	1	保健医療施策の推進（最重点《一部》）	785
	2	医療ＤＸの推進（最重点《一部》）	822
	3	医療保険制度の改革等（最重点《一部》）	828
	4	健康危機管理体制の充実	838
	5	新興・再興感染症対策の充実	849
	6	ウイルス肝炎対策の強化	853
	7	民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与【新規】（最重点）	855
分野横断的な政策			
25多摩・島しょ			857
	1	小笠原航空路の整備促進（最重点）	858
	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保（最重点）	861
	3	島しょ港湾等の整備促進	863
	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	5	島しょ港湾等の防災対策の推進（最重点）	873
	6	伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	874
	7	伊豆・小笠原諸島周辺海域における安心・安全な漁業・遊漁活動支援	875
	8	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	876
	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
26構造改革			880
	1	真の分権型社会の実現（最重点《一部》）	881
	2	首都移転の白紙撤回	890
	3	都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	891
	4	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	893
	5	財政上の不合理な措置の是正	895
	6	地方法人課税の分割基準の適正化	897
	7	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し（最重点）	899
	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現（最重点）	905
	10	固定資産税制の在り方	910
	11	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援（最重点）	913
参考	1	府省庁別提案要求事項一覧	915
参考	2	所管局別提案要求事項一覧	921

※１　「新規」は、重点事項に新たに追加されたもののことである。
※２　最重点《一部》は、内容の一部を最重点事項とするもののことである。

令和９年度　国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）

最　重　点　事　項

1 ダイバーシティ

① 少子化

○ 少子化への対処

実態に即した将来推計人口を示した上で、どのように国を運営し、持続可能な社会をつくりあげていくのかについて、
人口戦略を含めた将来の国家ビジョンの提示
子供・若者・子育て層が明るい将来展望を描ける、実効性ある経済成長政策や安定的で持続可能な社会保障制度の構築
ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け国家的な視点で制度設計

② 結婚・妊娠・出産

○ 出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進

自治体の結婚支援充実に向けた交付金の補助基準額や補助率の引上げ、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくり

○ 母子保健施策の充実

子供を望む方が安心して不妊治療に取り組めるよう、国の責任と財源において経済的負担の軽減
先行自治体の取組を踏まえた卵子凍結モデル事業における知見の収集・知識の普及、既存事業を継続できるような国事業の見直し

○ 子供・子育て施策の推進

大都市のニーズに柔軟に対応した認証保育所への十分な財政支援
０歳から２歳児の住民税課税世帯の保育料無償化を実現
男性の育児休業取得促進に向けた機運醸成・取組の支援
育児休業給付金の給付率引き上げ
就学後も児童が安心して過ごせるよう、学童クラブへの地域の実情に応じた支援の拡充

③ 教育・人材育成

○ 高等学校等における授業料の無償化等、高等教育に係る経済負担の軽減

子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができるよう、高等学校等の授業料無償化に係る費用について
全ての自治体に対し必要な経費を全額国の負担とする等、国の責任と財源において一層推進
高等教育の修学支援新制度について授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付額の引上げ等による授業料の無償化
高等教育の貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含めた若者・子育て世代の実情を踏まえた支援

○ 学校給食費の抜本的な負担軽減

義務教育段階と夜間課程を置く高等学校、特別支援学校幼稚部及び高等部における学校給食費の抜本的な負担軽減
について、全ての自治体に対し国の責任と財源において早期に実現

○ 医療保険制度の改革等

子供の医療費における、患者負担割合の更なる軽減、軽減対象年齢の拡大及び医療費助成制度の創設

○ 「アフォーダブル住宅」の供給促進

子育て世帯等が安心して住まえる「アフォーダブル住宅」供給拡大に向けた公的住宅の積極的活用、金融支援

○ 高等学校における教育のあり方

柔軟かつ個別最適な学びを展開できる学習指導要領の改訂、デジタルとリアルを適切に組み合わせた教育の実現

○ こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進

システム及び事務処理の詳細を示した事務マニュアルや、業種・業態に応じた「不適切な行為」の内容等を具体化した
マニュアルの作成・展開
小規模事業者をはじめ様々な事業者等が、法で求められる犯罪事実確認等の措置を確実かつ速やかに完了できる環境整備
事業者が法律・福祉・心理・医療等多様な専門家に協力を依頼できるスキームの構築
子供の安全確保に万全を期す観点から、法の実効性を高めるために必要な措置の検討
学校設置者等の事務負担軽減に向けた、システム統合等による制度改善の実施
法対応が義務となっていない業界への周知・啓発及び多様な事業者が認定を取得しやすい環境整備
学校設置者等が児童対象性暴力等の防止に必要な対応を実施できるようにするための十分な財政措置

○ 学校における働き方改革の実現

「教員の働き方改革」は全国共通の本質的な課題であり、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、
全ての自治体に対して確実に財源を措置

○ 東京23区の大学定員規制の撤廃

23区内の大学における定員増を抑制する規制の確実な撤廃

④ 女性活躍・柔軟な働き方

○ 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策充実、男女間の賃金差異解消に向けた施策の実施
いわゆる「年収の壁」に関連した正確な理解の促進や企業の自主的な取組の支援、制度の見直し

○ ライフ・ワーク・バランスの推進

柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進
中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正
育児・介護休業法に基づき事業主が講ずる措置にテレワークが追加されたことに関する企業への周知
サードプレイスとしてのサテライトオフィス勤務やワーケーション勤務の促進
育児や介護と仕事を両立するためのテレワークを活用した柔軟な働き方等の促進

○ 高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し

役職定年制における特例任用制度や給与７割措置を求める均衡原則の緩和など、地方公務員法の改正を含めた必要な対応の実施

⑤ 長寿

○ 高齢者の就業を推進するための支援の充実

高齢者に向けた就業支援の一層の充実と、企業における高齢者雇用への理解と受入環境の整備を促進

○ 障害者の就業支援策の一層の充実

障害者雇用促進に向けた企業への周知・事業者への支援、雇用率制度における対象障害者の範囲拡大

○ 高齢者施策の推進

物件費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬へ反映
物価・賃金上昇等の基本報酬への速やかな反映と、将来的な上昇に対応しうる介護報酬の在り方の検討
複数事業者によるサービス提供や職員配置など、介護人材の不足を踏まえた効率的なサービス提供のための柔軟な対応
小規模な事業者の経営改善や協働化等を迅速に進める、事業者が明確なメリットを感じられる仕組みの検討
介護人材の確保・育成・定着を図ることができる介護報酬とすること
介護支援専門員の安定的な確保に向け、業務の専門性に見合った給与となるよう処遇の改善を図ること
認知症施策の総合的な推進に向けた国における検討と対応、地域の実情に応じた取組を実現するための必要な措置

○ 民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与

民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、事前に監督官庁の許可又は承認を要する仕組みを法上明確化
運営に重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要や住民の利用に影響が生じる場合、
監督官庁への事前協議、届出を法上明確化
監督官庁が助言、指導、報告徴収又は計画の見直しを求めることができる制度の整備
制度運用に当たり、国におけるガイドライン等の策定

⑥ 共生社会

○ 外国人との秩序ある共生社会の推進

地域の実情を踏まえた自治体の共生社会づくりに向け、国による法整備と適切な財政措置
在住外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みの構築
地域社会で生活上必要となる税制や社会保障制度、生活習慣等の周知・啓発
公租公課等の滞納の未然防止及び速やかな債権回収を実施できる制度の構築
外国人患者への医療費不払対策や医療機関の対応力向上等、総合的な医療提供体制等の充実
新たな高等学校等就学支援金制度における外国人生徒や保護者への説明に資する統一的見解や対応方針の提示

	○ 民泊制度の適正化 無許可・無届民泊に係る違法行為の明確化、罰則強化、悪質事業者の民泊市場への参入を防止するための法整備 事業者が問題発生時等に確実に対応できる仕組みの検討、事業者に対する処分基準の明確化 委託を受けて施設の管理を行う住宅宿泊管理業者に対する登録要件の厳格化、指導監督の徹底、地域の実情に 応じて再委託の範囲を定められる仕組みの検討 地域の実情に応じて条例での規制の制定を可能にする法令の見直し、優良事業者へのインセンティブ付与に係る方針の明示 違法な海外サイトの実態調査やアクセス防止等の対応検討、旅行者が入国時に水際で宿泊を防止する仕組みづくり 違法物件の掲載を繰り返すなどの不適切な運営を継続する住宅宿泊仲介業者に対する厳正な行政処分 事業者の運営実態についてリアルタイムで把握できるよう民泊制度運営システムの改善 マンション等の貸主が民泊への転用を目的に住民を退去させるための実力行使に及ぶことを防ぐため、 貸主等を指導できる仕組みの検討 国による事業者に対する国籍等の把握の指針提示、民泊行為の位置づけや規制の内容、届出制から許可制への変更、 更新制の導入など旅館業法・住宅宿泊事業法の在り方を含めた抜本的な対策検討 **⑦ 民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与** 民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、事前に監督官庁の許可又は承認を要する仕組みを法上明確化 民間火葬場において、運営に重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要や住民の利用に 影響が生じる場合、監督官庁への事前協議、届出を法上明確化 監督官庁が必要な助言、指導、報告徴収又は計画の見直しの求めを行うことができる制度の整備 制度運用に当たり、国におけるガイドライン等の策定
2	**スマート シティ** **① スタートアップ・スケールアップ支援** **○ スタートアップ・スケールアップ支援の推進** 「Tokyo Innovation Base」における都及びＴＩＢに参画する関係者と連携した支援プログラム等の展開・推進 国内外の投資家やベンチャーキャピタルなど多様なプレイヤーから資金・支援を呼び込むための環境整備の推進 スタートアップの更なる参加拡大に向けた、オールジャパンでの公共調達の仕組みの構築 初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育の実施 **② 国際金融** **○ 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現** 国内資産運用業の活性化や社会課題の解決に向けた投資の加速に資する措置の実施 国内企業の英文ＩＲ情報開示拡大へ向けた措置の実施 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援 インターナショナルスクールの環境整備や在留者に対する税制優遇等の拡充 日本の投資環境の整備が進んでいることに関する海外プロモーションの強化 **③ 産業** **○ 経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実** 特定重要物資の安定供給・特定重要技術の保護、新たな技術の開発に向けた、サプライチェーン全体の包括的・継続的支援 **○ 都市部の特性や物価高騰を踏まえた対策** 中小企業に対し、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実 **○ 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善** 都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財制措置 **④ デジタル** **○ 国民のつながれる権利の明確化、「つながる東京」実現に向けた通信環境の整備** デジタルデバイドの是正・解消に向けた制度・枠組みの構築など、国民の誰もがつながれる環境の整備 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等 **○ 公共インフラとしてのデータの連携と利活用、社会の構造変革に資するＡＩ利活用等の促進** 国や他の自治体など組織間でのデータ連携等を進めるための全国的な統一ルールの明確化 民間データをデジタル公共財として社会全体で活用するための法的枠組みの整備 ＡＩ基盤の共同利用の実現やＡＩ学習に適したデータ整備、国産ＡＩ開発に向けた全体像の明確化と戦略的投資 **○ 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実** 運用経費削減の目標達成に向けたロードマップ明確化、具体的方策の実施や全ての自治体に必要な財政措置、移行経費の全額負担 **○ デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進、自治体のサイバーセキュリティ対策の強靭化** 基幹業務システムの公共SaaSの構築・提供の促進や共同利用システムの開発・運用、全国的なスケールメリットを 活かした共同調達の国主導での促進、自治体の垣根を越えたデジタル人材の活用 オールジャパンのサイバーセキュリティ体制や自治体横断的な支援体制の構築 **○ 行政サービスでの共通ＩＤの活用（国全体のワンスオンリー・ワンストップ）** 公的サービスにおけるマイナンバーの利用範囲を原則として限定せず円滑に活用するための法制度の整備 全ての法人及び個人事業主のＧビズＩＤの取得・活用の促進 **○ データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進** データセンターの需要拡大を踏まえた、省エネ・高効率化に向けた技術水準の更なる引き上げの検討と新技術の開発支援 地域共生や円滑な対話が図られる環境づくりに向けた、事業者や自治体への支援及び法令上の対応等の実施 **⑤ インフラ・交通** **○ 高速道路網の整備推進及び有効活用等** 高速晴海線の整備推進や新京橋連結路の整備に当たり、過大な負担とならないような財源の措置 外環や圏央道の未開通区間の早期かつ確実な整備、圏央道の４車線化 ＥＴＣ専用化の着実な推進と本線料金所撤廃の早期実現 **○ 道路・橋梁事業の推進** 国土強靱化実施中期計画にて必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保 街路樹の充実について、都市の美しい景観と緑陰を確保するため、国道における一層の維持管理の充実 道路の地下埋設物を起因とした陥没事故の未然防止等を目的とした調査に係る計画策定等に 必要な財源を確保するための制度の拡充や創設 **○ 都市鉄道ネットワーク等の強化** 交通政策審議会答申で「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線※の整備促進 ※　羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、都心部・臨海地域地下鉄、東京８号線（有楽町線）の延伸、 都心部・品川地下鉄（南北線の延伸）、東京12号線（大江戸線）の延伸、多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面・町田方面） 東京８号線の延伸や多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）等について、進捗に合わせた十分な財源の確保 新空港線（蒲蒲線）について、事業化に向けて必要となる十分な財源の確保 都心部・臨海地域地下鉄について、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保など、必要な措置の実施 羽田空港アクセス線の西山手ルートについて、事業スキームの具体化や財源の確保など、必要な措置の実施 中央線の複々線化について、新たな国の支援も含めた整備の仕組みづくりを検討するなど、事業化に向けて必要な措置の実施 **○ 鉄道駅におけるホームドアの整備促進** 都設置の協議会への参画等を通じた技術開発や基準改正等の支援と、鉄道事業者の整備に必要な財源の確保等 **○ 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進** 羽田空港の機能強化・国際化に向け、空港容量拡大に向けた方策の検討 ビジネスジェットに係る発着枠や駐機スポットの効率的な活用、駐機スポットの増設など一層の受入体制強化 航空機等の事故防止に向けた、更なる安全・安心対策、自然災害や不測の事態への適切な対策 **○ 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保** 離島航空路線維持存続のための補助制度について、実態に即した算定方法への見直し、補助対象額の拡大等 **○ 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進** 中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）の事業完了に向けた整備の着実な推進等 大井・青海コンテナふ頭の再編整備等に必要な財源措置 港湾計画に基づく将来の貨物需要の増大に対応した東京港の機能拡充に対する重点投資

	○ 港湾におけるDXの推進 システム連携を通じたデジタル化による港湾物流手続の円滑化・迅速化の早期実現 関連するシステム間の円滑な接続など必要な改修を実施した上での早期の実証 サイバーポートの利用を促進する利用料金減免措置や補助制度の改善 港湾の労働環境の改善等に資する、最先端荷役機械の導入推進に向けた財政支援 **○ 次世代モビリティの社会実装の推進** Ｌ４自動運転車両の着実な社会実装に向けた一層の技術・開発・初期投資支援、社会受容性を高める分かりやすい 情報発信及びリスク低減に資する環境整備 空飛ぶクルマの型式証明やバーティポート整備条件など諸制度の構築、社会受容性の向上や社会実装に向けたプロジェクトへの支援 物流サービス用ドローンの機体開発支援、都市部での活用に向けた飛行規制の見直しとルールづくり **○ 物流対策の推進** 物流業界の課題解決に向けた再配達の削減や共同輸配送、荷さばきスペースの確保等物流効率化に向けた取組の実施 **○ バス運転士不足の解消等** バス事業者の主体的な経営努力の促進、免許取得にかかる年齢要件や教習指導員資格の審査の見直し、 多様な人材の就業につながる環境整備と機運醸成、運転士の負担軽減などに向けた支援の充実 ⑥ まちづくり・住まい **○ マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進** 新築マンションの管理計画認定制度において、「均等積立方式」や「段階増額積立方式における 適切な引上げの考え方」を認定要件とすること 管理不全兆候マンションの管理組合が外部専門家の知見を活用し改善に取り組んだ場合のインセンティブ付与 地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう、補助制度の構築など財政措置の実施 **○ 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用** 適切に管理されていない空き家への対策に加えて、空き家を地域資源と捉え、利活用を促す施策の拡充 **○ 公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分** 都営住宅建替事業等の推進に必要な財源として、国の責任における国費の確実な措置 ⑦ 緑と水 **○ 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充** 樹林地等について、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置 **○ 公園整備事業等の推進** 公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源確保及び制度拡充
3	セーフシティ ① エネルギー、ゼロエミッション **○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大** 2040年の再生可能エネルギー割合４～５割の水準を超える高みを目指し、取組の最大限加速 再生可能エネルギーの利用拡大に向けたグリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備 洋上風力の導入拡大に向け、近年の物価高騰等を考慮した柔軟に対応できる制度構築、支援制度強化 Ａｉｒソーラーの実装に向け、関係法令・規格の整備や、支援制度の強化等を積極的に推進 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を推進 **○ エネルギー需給の安定化に向けた対応** エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から推進するため、省エネ対策や再エネの導入、水素の需要 創出や供給拡大などの取組の早期具体化、必要な支援の実施 データセンターの建設など大幅な電力需要の増加を見据えた需給構造の変化に対する速やかな対策 原油等の調達の多様化、石油関連製品のサプライチェーン維持、電力系統の強靭化等、 エネルギーの安定供給の確保に向けた対策の実施 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー価格における、社会情勢に応じた柔軟な高騰抑制対策 **○ 自動車等のゼロエミッション化の推進** ＺＥＶ購入時の補助拡充、新たな優遇制度創設や、規制的手法の導入など、積極的な政策展開 電動バイクの普及に向けた導入目標設定 ＺＥＶのエネルギー供給インフラ整備に向けた、充電設備の設置促進に必要な措置や、急速充電施設の更なる拡充 **○ 次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進** バイオ燃料の普及拡大に向けた製造や調達に係るコスト支援や、既存燃料と航空燃料（ＳＡＦ）との価格差に係る 財政補填、合成燃料の製造及び早期商用化に向けた支援の実施 **○ 水素社会の実現に向けた取組の加速** 水素基本戦略及び水素社会推進法を踏まえた早期の水素エネルギーの実装化や水素社会実現のための規制緩和や支援策の実施 大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援 グリーン水素普及に向けた法令等の規制緩和、技術開発の推進、財政支援の継続、他団体との連携促進等の実施 水素利活用を推進するため、ＺＥＶシフトへのインセンティブ付与や鉄道分野における関連法令の早期一元化 水素ステーションの整備促進に向けた規制の合理化・適正化、整備・運営に対する財政支援の継続・拡充 **○ 気候変動対策の推進** 2050年ネット・ゼロの実現に向け、新たに設定した2035年及び2040年の温室効果ガス排出量削減目標実現に資する 実効性のある具体的な施策を早期に示すこと 建築物への太陽光発電設備導入の更なる拡大に向けた環境整備、新築建築物への導入義務化に向けた取組推進 東京港における水素活用を含む脱炭素化の推進や次世代型荷役機械導入費用の支援、ガイドライン・運用マニュアルの提示 **○ 道路における環境対策の推進** 二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの利用促進に向けた環境整備 **○ 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化** 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化 Ｊ－クレジットの創出に向けた支援や海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化の推進 **○ 廃棄物の適正処理と活用** リチウムイオン電池の適正管理や持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用 ② 暑さ対策 **○ 実効性の高い暑さ対策の推進** 暑さチェッカーの活用やスタートアップ等による新技術の開発・実装化等、効果的な暑さ対策への普及促進 暑熱対応型の勤務制度等、時期や服装にとどまらず、賢い省エネと快適な暮らしを両立する「クールビズ」の全国展開 緑陰や日よけの充実、路面温度の低減、クーリングシェルターの指定・開放支援など、暑さに適応した都市環境の整備 ③ 都市の強靭化 **○ ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの推進** 「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」の推進に向けた財源確保や制度の拡充・創設 建設業におけるＤＸの推進による生産性の向上など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組の強化 **○ 首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進** 国の被害想定を踏まえた、火力発電所の被害軽減に向けた対策や、電力供給を確保するための対策の実施 地域性等を踏まえた災害関連死の適切な算定、首都圏の実情やこれまでの減災対策の効果を反映 強靭な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援 **○ 首都直下地震等への備え** 首都中枢機能継続のための首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用の推進 **○ 総合的な治水対策の推進** 都市型水害対策の推進や環状七号線地下広域調節池の整備等、大規模事業に必要な財源の確保と確実な配分 流域貯留浸透事業の推進に必要な財源確保、国費率の引上げやグリーンインフラ導入を補助の対象とするなどの制度拡充 **○ 東京港の高潮・地震・津波対策の推進** 新砂水門などの耐震性強化や京浜運河沿いの防潮堤の嵩上げなどを強力・早急に講じるための財源確保 **○ 大規模水害対策の推進** 広域避難手段の確保や誘導など大規模水害対策の推進 低地部において、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を実施

○ 下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進
下水道施設の老朽化・震災対策や、下水道管の維持管理に係る開発技術の実装に向けた財源確保・支援
低炭素型高機能コンクリートの導入、下水再生りんの利用拡大に向けた財政支援制度の構築

○ 建築物の耐震化の推進
住宅の耐震改修における減税措置の一定期間の延長・対象建築物の拡大

○ ライフライン施設の耐震化などの推進
光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築

○ 液状化対策の推進
宅地液状化防止事業の費用助成に係る対象の拡大及び要件の緩和

○ 木造住宅密集地域の改善
木密地域の不燃化に向けた建替え、無電柱化促進等防災都市づくりに資する事業への財源の確保等
木造住宅密集地域において、延焼遮断帯や公園整備を推進するために必要な財源の確保等

○ 無電柱化事業の推進、市街地の開発に係る諸事業の推進
業務効率化に向けた三次元モデルの工事契約図書への適用、交通量が少ない道路への地上配管の検討
無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行為において電柱新設を抑制する方策の検討

○ 大規模噴火時の降灰対策の推進
火山灰の最終処分の法的整備や避難等に関する指針提示、降灰の都市基盤への影響に関する調査研究・対策の検討

○ ミサイル攻撃に関する対策の推進
避難施設（シェルター）の整備に関する財政措置など、国主体の実効性のある避難施設確保策の推進等

④ 防災

○ マンション防災の推進
マンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや災害時の地域との連携等の重要性に関する普及啓発の取組
在宅避難等に必要な設備の設置を促す補助制度の検討や財政支援

○ 「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置促進
住家に対する「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置を義務化するなど効率的・効果的に
普及できる制度の検討、設置の気運を高めるための広報・普及啓発の実施

○ 災害時における避難者生活支援の推進
避難所環境・運営の向上や在宅避難者等の支援、トイレ環境の確保に資する取組に対する一層の財政支援
災害時における建築物の安全確認を早期かつ簡便に行えるよう、在宅避難を選択する際の判断基準の明確化
車両型トイレの災害対応車両への登録促進に向けた、自治体や民間団体等への広報活動及びサポート体制強化

○ 被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置
住家被害認定の判定方法の徹底した簡略化や判定基準の抜本的な見直し
救出救助活動の妨げとなる倒壊家屋等の除去等に当たり、その判断基準や範囲を明確化
復旧・復興に支障を来す場合、所有者の申請によらず公費解体・撤去ができるような制度への見直し
国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与するシームレスなシステム連携の基準・環境整備の実施
国主導による非地上系ネットワークの構築を推進し、災害時の情報伝達手段の多様化・立体化のための取組を早急に実施
エレベーターのリスタート、自動診断・仮復旧機能等の設置促進や、安全性に関する情報を集約する仕組みの構築、
安全性表示の義務化等

⑤ まちの安全・安心

○ 首都東京を守るテロ等対応力の強化
テロをはじめとする諸外国からの脅威等への効果的対処

○ 総合的な治安対策の充実・強化
犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督強化等による特殊詐欺の被害防止に向けた対策強化
子供・女性等を犯罪から守り、少年の非行・被害防止対策を強化するための各種広報啓発活動の推進
ＡＩ等、先端技術の利活用を促進した警察活動の高度化と職員業務の負担軽減

⑥ 医療

○ 保健医療施策の推進
物価高騰や大都市の地域特性による医療機関への影響を十分に考慮し、必要に応じて診療報酬を引き上げ
物価や賃金上昇を迅速に診療報酬へ反映させる仕組みの導入、診療報酬改定を待たず機動的な財政支援
出産費用の無償化に係る適切な制度設計等

○ 医療ＤＸの推進
電子カルテシステムの導入や医療機関におけるデジタル環境の整備に向けた支援策の早期構築と財源確保

4 時代の変化を踏まえた構造的課題への対応

① 障壁となる規制や制度の見直し

○ 人への投資
23区内の大学における定員増を抑制する規制の確実な撤廃
少子化への対処（ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計等）

○ ＡＩ実装・ＤＸ推進
政策を「届ける力」の高度化に向けたデジタル分野の法制度の整備

○ エネルギー・ゼロエミッション等
洋上風力の導入拡大に向けた制度構築、Ａｉｒソーラーの実装に向けた関係法令等の整備、
水素社会の実現に向けた規制緩和（水素ステーション等）、都市農業の振興に向けた制度改善

○ 都市基盤の強化・強靭化
自動運転・空飛ぶクルマ・ドローン物流の社会実装に向けた制度構築、
空き家の利活用を促す税制上の仕組みの構築、無電柱化の推進に向けた規制緩和（地上配管の検討）

○ 人材確保
バス運転士不足の解消に向けた規制緩和（大型二種免許の年齢要件の引下げ等）
介護人材不足への対応に向けた規制緩和（複数事業者によるサービス提供、職員配置等）
高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し

○ 社会情勢の変化
重要な国産物資・技術の維持・強化
秩序ある共生社会の推進、民泊制度の適正化　など

② 真の分権型社会の実現
東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しを行わないこと
地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充
地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けた検証を行うこと
国庫補助金等について、事業実施に必要な額を措置し、自治体の超過負担を解消すること
物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援
「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し
個人住民税利子割における「住所地課税」の実現

01 ダイバーシティ 子供 (Children)

１　子供目線に立った政策の推進

１　子供の声を政策に反映する取組への支援

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　子供政策連携室）

地方公共団体が、地域の実情を踏まえた子供の意見聴取・意見反映を継続的に推進できるよう、子供の意見を聴く取組を支える人材の育成を強力に進めるとともに、必要な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

令和５年４月に施行されたこども基本法（令和４年法律第 77 号）では、第 11 条において、こども施策を策定、実施及び評価するに当たっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられている。

また、国は「こども大綱」（令和５年 12 月）において、「こどもにとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こどもの社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるようにすること」としている。さらに、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」としている。

都では、令和３年４月に施行された東京都こども基本条例（令和３年東京都条例第 51 号）第 10 条において、「こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図る」ことを定めている。これを踏まえ、子供の居場所におけるヒアリングをはじめ、こども都庁モニター、ＳＮＳアンケートなど様々な手法を活用して、多様な子供の意見を適切に施策に反映し、実効性の高い子供政策を展開してきた。さらに、令和８年度からは、区市町村が子供の声を聴き、施策に反映させる取組への補助を実施している。また、子供の意見聴取のノウハウ等を区市町村等にアドバイスするため相談窓口を設けるとともに、自治体職員が意見聴取の意義等を学ぶ講座や、子供が安心して意見を言える環境づくりに不可欠なファシリテーターを育成する研修を行っている。

子供の意見を聴く取組は、意見反映により子供政策の実効性を担保するだけでなく、子供の自己肯定感や自己有用感を高め、社会の一員としての主体性を育むという点においても、重要な役割を果たすものである。

国においても、地方公共団体へのファシリテーター等の派遣や、ファシリテーター養成への支援を実施し、取組を推進しているところではあるが、その規模は必ずしも十分とは言えない状況である。

全国各地で子供の意見聴取を行う上で必要な環境整備に向けて、地方公共団体が地域の実情を踏まえた施策を継続的に推進できるよう、人材育成や財政支援等の措置を講じることが求められる。

＜具体的要求内容＞

地方公共団体が、地域の実情を踏まえた子供の意見聴取・意見反映を継続的に推進できるよう、子供の意見を聴く取組を支えるファシリテーションについての必要な知識や実践的経験を有した人材の育成を強力に進めるとともに、必要な財政措置を講じること。

２　幼児教育・保育の充実

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　子供政策連携室・生活文化局・福祉局・教育庁）

（１）全ての乳幼児の育ちを支える幼児教育・保育の在り方等について検討し、改善・充実を図ること。
（２）幼稚園教諭及び保育士の養成課程の内容を更に充実すること。

＜現状・課題＞

乳幼児期は人生の土台を形成する重要な時期であり、子供目線に立ち幼児教育・保育の更なる質の向上を図っていくことが重要である。

東京都では、「就学前教育プログラム」の策定及び「就学前教育カリキュラム」の策定・改定や、国の幼児教育の理解・発展推進事業において、幼稚園教諭等を対象とした保育技術等に関する研究協議や講義等を実施する等、幼児教育・保育の充実に努めてきた。また、令和４年度に公表した「こども未来アクション」において、「乳幼児期の子育ち」をプロジェクトの一つに掲げ、乳幼児期から子供の健やかな成長をサポートする取組を開始した。その一環として、令和５年度には、主体的・協働的な探究活動を通じ、乳幼児の豊かな心の育ちを後押しする幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」を策定し、令和６年度から都内全域の幼稚園、保育所等を対象に展開している。

令和６年度に「とうきょう すくわくプログラム」を実施した園を対象に都が行ったアンケート調査では、子供たちが探究活動を積み重ねることで、好奇心や主体性といった資質・能力の向上につながる可能性が示唆されている。

国においては、平成 29 年の幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂に際し、人格形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を示すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（いわゆる「骨太の方針」）において、非認知能力の育成に向けた幼児教育・保育の質的向上の推進が記載された。全ての乳幼児の成長を後押しし続けるためには、継続して幼児教育・保育の充実に向けた取組の検討が不可欠である。

加えて、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続といった課題は依然として残っており、乳児期からの連続性を踏まえ、幼児教育・保育をより一層充実させていくことも重要である。

以上より、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の内容を基に、子供の最善の利益という観点から、幼児教育・保育の内容について検討していく必要がある。

また、幼稚園教諭及び保育士の養成段階において、小学校との連続性を踏まえるなど、幼児教育・保育の在り方等について学ぶ機会や内容を充実させていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の次期改訂に向けて、より子供目線に立った幼児教育・保育の在り方等について、研究・開発を進めること。
（２）大学や専門学校等における幼稚園教諭及び保育士の養成課程において、小学校との連続性を踏まえる等、幼児教育・保育について学ぶ内容を更に充実すること。

３　学校外における多様な学びの場・居場所への支援

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　子供政策連携室・生活文化局・教育庁）

（１）不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力に支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における多様な学びの場・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。

（２）学校外における多様な学びの場・居場所に対する支援に当たっては、不登校等の子供を取り巻く実態を的確に把握するとともに、保護者の不安や悩みに対するサポート等の取組を一層充実すること。

（３）地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における多様な学び・居場所に対する支援や保護者支援に対して、財政措置等を講じること。

＜現状・課題＞

文部科学省が実施した、令和６年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小・中学校の不登校児童・生徒数は353,970 人となり、前年度比で 7,488 人増加している（うち都内の不登校児童・生徒数は 33,831 人、前年度比で 368 人の減少）。

さらに、小学校１年生の不登校児童数については、コロナ禍前の令和元年度比で約 3.2 倍の 8,738 人となっている。他学年と比較して不登校児童数の増加割合が高く、不登校児童生徒の低年齢化の傾向が見られる。

こうした厳しい状況に対して、不登校等、学校生活になじめない子供が、自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援が受けられるよう不登校等の子供を取り巻く実態を把握した上で、学校及び学校外の双方から多様な選択肢を確保していく必要がある。

国は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28 年法律第 105 号）において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることを基本理念の一つに掲げるとともに、不登校児童生徒等に対する学校及び学校以外の場における教育機会の確保等について規定している。

あわせて、「こども大綱」（令和５年 12 月策定）では、教育機会確保法の趣旨

を踏まえ、全ての子供が教育を受ける機会を確保できるよう、学校内の取組に加え、ＮＰＯやフリースクール等との連携など、不登校の子供への支援体制を整備し、アウトリーチを強化するとしている。

不登校等の子供に対する教育機会等の確保は、全国共通の課題であり、国として、フリースクール等の学校外の多様な学びの場・居場所の創出に向けた実効性のある取組を推進していくことが求められる。

また、子供の不登校に伴う保護者等の離職をはじめ、保護者等自身も様々な不安や悩みに直面していることから、保護者等へのサポートを充実・強化することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力に支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における多様な学びの場・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。

（２）学校外における多様な学びの場・居場所に対する支援に当たっては、不登校等の子供を取り巻く実態を的確に把握するとともに、保護者の不安や悩みに対するサポート等の取組を一層充実すること。

（３）地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における多様な学びの場・居場所に対する支援や保護者支援に対して、財政措置等を講じること。

４　学校内外における多様な体験活動創出への支援

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　子供政策連携室・生活文化局・福祉局・教育庁）

（１）年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、学校内外における体験活動を国として強力に推進すること。
（２）地方自治体が地域の実情を踏まえて実施している学校外における体験活動創出への支援に対して、必要な財政措置等を講じること。

＜現状・課題＞

文部科学省が実施した、令和２年度「青少年の体験活動の推進に関する調査研究」によると、体験活動などの経験は、長期間経過してもその後の成長に良い影響を及ぼすということが明らかになった。

また、「こども大綱」（令和５年 12 月）において、国や地方公共団体等が連携・協働して、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、地域資源も生かした体験の機会を創出することとしている。

子供は、発達段階に応じて、様々な体験や経験を積み重ねる中で、社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を身に付けていくことから、学校内外で様々な体験活動を創出していくことが重要である。

都では、子供を客体ではなく主体として捉えるという、子供政策の基本スタンスの下、全ての子供が、自らの希望に応じて、多様な体験活動にチャレンジできる環境を創出するため、都庁各局の施策と連携・協働し、学校内外で様々な体験活動を創出していくとともに、令和７年度から、学校外の多様な体験活動の創出に取り組む区市町村の支援を行うなど、区市町村と連携した実効性の高い子供政策を展開しているところである。

国においても、自らが主体となって必要な施策を強化・充実するなど、社会全体で実効性のある取組を推進していくとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう財政支援等を講じることが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、学校内外における体験活動を国として強力に推進すること。
（２）地方自治体が地域の実情を踏まえて実施している学校外における体験活動創出への支援に対して、必要な財政措置等を講じること。

５　子供の「遊び」の環境整備

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省・国土交通省）
（都所管局　子供政策連携室）

子供が「遊び」を通じて、健やかに成長できるよう、「遊び」の環境整備に向け、必要な財源を確保するとともに、国が主体となって必要な施策を推進すること。

＜現状・課題＞

国は、令和５年 12 月 22 日に閣議決定された「こども大綱」の中で、目指すべき「こどもまんなか社会」として、「様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる社会」を掲げている。また、こども施策に関する重要事項に、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」を挙げ、「こども・若者全てのライフステージにおいて、（中略）遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出」し、また「こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する」ものとしている。令和７年６月に改定された「こどもまんなか実行計画 2025」では、「こども大綱」に基づいて具体的に取り組む施策について取りまとめられている。

また、「こども大綱」と同日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、「社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、（中略）こどもが本来もっている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、『こどもまんなか』の居場所づくりを実現する」とし、居場所づくりを進めるに当たっては、「居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要」としている。

これら「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画」、「こどもの居場所づくりに関する指針」を見る限り、子供のニーズが高いプレーパークなどの遊び場のハード整備や、プレーリーダー等の子供の遊びを支える人材の確保・育成に関する国の財政的支援の枠組みがない。様々な年齢の子供が集まり自由な発想で遊べるプレーパークの整備や、子供の遊びの幅を広げてくれるプレーリーダーの育成など、子供が多様な人と関わり合いながら、自由な発想でやってみたいことに挑戦できる遊びの環境づくりが重要である。

都は、ＳＮＳを活用したアンケートや子供の居場所におけるヒアリングなど様々な手法を通じて、毎年 18,000 人の子供に意見を聴いている。その中には、「プレーパークみたいな公園が増えてほしい」といった意見や「遊び場や居場所をつくるときは子供の意見を聴いてほしい」といった要望など、「遊び」に関する意見や要望が数多くあった。そこで、都では、令和８年度からプレーパークに特化した補助を新たに開始しており、整備に当たっては子供の意見を聴くことを補助要件としている。また、子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を継続的に支援するなど、ハード・ソフトの両面から強力に後押ししている。加えて、「遊び」の大切さをＳＮＳを通じて分かりやすく発信するなど、保護者や地域社

会の理解促進に向けた取組を進めている。
　また、都では、10,500 世帯を対象とした子供に関する定点調査「とうきょう こどもアンケート」を実施しており、その中で「遊び」と子供のメンタルヘルスとの関係について分析を行った。令和７年度の分析結果として、他者と日常的に遊ぶことが少ない（一人で遊ぶ）子供のメンタルヘルスは、他者と日常的に遊んでいる子供と比較して悪い傾向が見られた。一方、一人で遊ぶ場合であっても、テレビやＳＮＳを見るなどの遊びよりも、体を動かすなどの遊びの方が、一人で過ごすことによるメンタルヘルスへの影響が小さくなる傾向が見られた。このことから、子供のメンタルヘルスを支える観点においても、子供の身近な地域において、日常的に他者と遊ぶことができる環境や、自由に体を動かせる空間を創出していくことが重要である。
　子供の「遊び」の環境整備に向けて、国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう財政支援等を講ずるとともに、自らが主体となって必要な施策を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞
　地方自治体が地域の実情に応じて、遊び場づくりやプレーリーダーの人材確保・育成等を推進できるように、国庫補助制度の創設など、必要な財政支援を行うこと。またプレーリーダーが安定的・持続的に活動できる環境づくりに向けた制度の構築など、必要な施策を講じること。

６　子供の事故予防の推進

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省・経済産業省・消費者庁）
（都所管局　子供政策連携室）

（１）国において収集した、子供の事故情報やいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」について、引き続き地方自治体等との緊密な情報共有を図るとともに、教育・保育施設等の現場へ効果的に発信・共有していくこと。

（２）地方自治体や企業、大学・研究機関等が連携して、子供の事故情報等のエビデンスに基づく実効性のある予防策や安全安心な製品の開発ができるよう、財政支援を行うこと。また、その成果を家庭・事業者等が活用できるよう必要な支援や普及啓発を行うこと。

＜現状・課題＞

国はこれまでに、「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」や「こどもの事故防止ハンドブック」等により、子供の事故情報や事故防止の注意点等を情報発信するとともに、「事故情報データバンクシステム」や「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」等の事故情報等に関するデータベースを構築している。

また、令和４年度において国は、バスの置き去り事例のほか、命の危険につながりかねない事例について、先行自治体や現場をよく知る保育所等の団体関係者から収集し、あわせて今後の事例収集・共有の効果的な方法を検討するなどの調査研究を実施した。

都では、子供の事故予防につながる調査・研究を推進するとともに、学校・保育施設等での事故や子供に関係した製品事故など、幅広い事故データ・事例等を一元的に取り扱う「子供の事故情報データベース」を令和７年３月に公開した。また、令和８年度より、このデータベースの活用を基点とした、産学連携の研究活動による新たな知見の創出や製品開発等の取組に対する助成を開始する。

社会全体で子供の安全・安心を確保していくためには、各省庁においてこれまでに収集した情報を含めた子供の事故情報やヒヤリ・ハット事例について、自治体等とのデータ共有を推進するとともに、教育・保育施設等の現場へ効果的に発信・共有していくことが求められる。また、産官学民の連携の下、子供の事故情報等に基づいて実効性のある予防策や安全安心な製品を開発していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国において収集した、子供の事故情報やいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」について、引き続き地方自治体等との緊密な情報共有を図るとともに、教育・保育施設等の現場へ効果的に発信・共有していくこと。

（２）地方自治体や企業、大学・研究機関等が連携して、子供の事故情報等のエビデンスに基づく実効性のある予防策や安全安心な製品の開発ができるよう、財政支援を行うこと。また、その成果を家庭・事業者等が活用できるよう必要な支援や普及啓発を行うこと。

７　思春期のメンタルヘルス対策の充実

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省）
（都所管局　子供政策連携室・保健医療局）

（１）国において、思春期のメンタルヘルス増進や子供の自殺予防の観点から、子供の心や行動に影響を与える事象等について多角的に調査・分析を行い、エビデンスに基づいた対策を強力に進めること。

（２）思春期のメンタルヘルス対策を社会全体で推進できるよう、国として、人材確保・体制構築等の適切な措置を講じること。

（３）未来を担う子供たちが将来に希望を抱くことのできる社会の実現に向け、思春期のメンタルヘルス増進に資する普及啓発をより一層推進すること。

＜現状・課題＞

ＷＨＯ（世界保健機関）は、世界の 10～19 歳のうち７人に１人が精神疾患を経験し、自殺が 15～29 歳の死因の第３位となっていることを明らかにしたうえで、思春期のメンタルヘルス問題に対処しないと、成人期の心身にまで影響が及び、成人期の充実した生活が制限されると指摘している。

我が国においても、平成 29 年以降、10 歳代の自殺死亡率（10 万人当たりの自殺者数）は上昇傾向にあり、Ｇ７で最も高い死亡率となっている。また、令和７年の小中高生の自殺者数は 538 人で統計開始以来最多となっており、子供の自殺は非常に深刻な状況にある。

こうした背景の下、都では、思春期がメンタルヘルス上の課題が顕在化しやすい時期であることを踏まえ、令和８年度から思春期の子供の心に影響を及ぼしうる事象・行動を調査するとともに、レジリエンススキルを身につけることができるプログラムの開発等に取り組んでいる。

今後、国においても、子供をメンタルヘルス悪化や自殺に追い詰める要因等について調査研究を更に進めるとともに、現下の深刻な状況を踏まえ、メンタルヘルスの増進や自殺の要因の解消に向けた実効性の高い取組を推進することが求められる。併せて、海外において、青少年のＳＮＳ利用等に対する規制の動きが進んでいる中、インターネットやＳＮＳ，ＡＩの利用が青少年に与える影響等を調査・分析したうえで、エビデンスに基づいた対策の検討を早急に進めていく必要がある。

また、思春期のメンタルヘルス対策に関する専門知識や技量・経験を有する人材の確保や体制整備が課題であることが指摘されていることから、国として、専門人材の育成・確保や、関係機関が連携して継続的に支援を行うための体制構築

など、適切な措置を講じることが求められる。
　さらに、子供は自身の置かれた状況を客観的に捉えることができず、ＳＯＳを出すきっかけがつかみづらいことから、うつ病などの精神疾患への正しい理解、メンタルヘルス確保に向けた適切な対応、自殺のリスク要因などに関し、子供だけでなく周囲の大人を含め、社会全体の理解促進を一層図っていく必要がある。

＜具体的要求内容＞
（１）国において、思春期のメンタルヘルス増進や子供の自殺予防の観点から、子供の心や行動に影響を与える事象等について多角的に調査・分析を行い、エビデンスに基づいた対策を強力に進めること。
（２）思春期のメンタルヘルス対策を社会全体で推進できるよう、国として、人材確保・体制構築等の適切な措置を講じること。
（３）未来を担う子供たちが将来に希望を抱くことのできる社会の実現に向け、思春期のメンタルヘルス増進に資する普及啓発をより一層推進すること。

８　中高生の地域における居場所づくりへの支援

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室）

地方自治体が、地域の実情に応じて中高生の居場所づくりを推進できるよう、必要な財政支援を行うこと。また、居場所づくりの担い手が安定的・持続的に活動できる環境づくりに向け、必要な施策を講じること。

＜現状・課題＞

国は、「こども大綱」（令和５年 12 月）において、「全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する」こととしている。

また、「こども大綱」と同日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点として、持続可能な居場所づくりの観点から、居場所づくりの担い手への支援が重要であるとしている。

ＷＨＯ（世界保健機関）の報告によると、世界の 10～19 歳のうち７人に１人が精神疾患を経験しているなど、思春期のメンタルヘルスの問題は世界規模で深刻化している。都では、自宅以外の居場所がある子供はそうでない子供に比べて幸福度や自己肯定感などが高い一方、中高生になると地域に安心できる居場所が少なくなる傾向が見られる。思春期のメンタルヘルス対策の重要性が増している中、中高生の地域における日常的な居場所づくりを進めていくことが求められる。

そこで、都は令和８年度から、中高生の意見を取り入れた居場所づくりや、中高生自身が運営やプログラム企画に参画する居場所づくりに取り組む区市町村を、ハード・ソフトの両面から支援する補助制度を創設し、中高生の地域の居場所づくりを推進している。

国においても、中高生の地域の居場所づくりに向けて、自らが主体となって必要な施策を強化・充実するなど、社会全体で実効性のある取組を推進していくとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう、財政支援等を講じることが求められる。

＜具体的要求内容＞

地方自治体が、地域の実情に応じて中高生の居場所づくりを推進できるように、中高生の居場所づくりに係る新たな補助制度を創設するなど、ハード・ソフトの両面から必要な財政支援を行うこと。また、居場所づくりの担い手が安定的・持続的に活動できる環境づくりに向け、人材の確保や育成等に必要な施策を講じること。

９　こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室・総務局・生活文化局・福祉局・教育庁）

（１）小規模事業者をはじめ様々な事業者等が法で求められる措置を確実に講じることができる環境を、省庁間・部局間で連携して整備すること。
（２）子供の安全確保に万全を期すという観点から、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。
（３）学校設置者等の事務負担を軽減できるよう、システム統合等を検討することにより、制度改善を図ること。
（４）法対応が義務となっていない業界に対しても積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者が認定を取得しやすい環境を整備すること。
（５）学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「法」という。）については、令和６年６月に成立し、令和８年 12 月 25 日に施行が予定されているところである。

法施行に当たっては、多くの対象者を取りまとめる都道府県や区市町村、特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ、様々な事業者等が、法で求められる措置を確実に講じることができる環境を整備することが急務となっている。具体的には、システム及び事務処理の詳細を示した事務マニュアルや、「不適切な行為」、「１対１」等の考え方を具体化した業種・業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用にかかる指針を国が策定し、周知するなど、法の円

滑かつ確実な施行に向けた環境整備が必要である。加えて、法で求められる措置を事業者が講じるためには、法律・福祉・心理・医療等多様な専門家と連携する必要が生じるが、小規模事業者等はそういった専門家とのつながりを独自に確保することが困難である。

また、従事者の職業選択の自由やプライバシー権等も考慮した上で、制度対象となる事業や犯歴確認の対象となる「特定性犯罪」の範囲が決定され、現在の法制度が成立したところであるが､子供の安全確保に万全を期すという観点からは、なお検討・改善の余地があると考えられる。したがって、国の責務において、立法趣旨に照らして更に実効性のある法制度や運用等を、法の見直しの目途である施行後３年を待たずして検討していく必要がある。

加えて、制度開始後、学校設置者等は教職員等の採用の都度、こども性暴力防止法関連システムや特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによる確認を要する。現行の仕組みは事務が煩雑で現場の負担が大きく、各システム統合等により現場の事務の負担軽減と利便性の向上を図る必要がある。

さらに、子供の居場所は多岐にわたることから、義務対象施設以外においても、子供の安全を確保することが重要であり、民間教育保育等事業者の積極的な認定取得が肝要である。民間教育保育等事業者による認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備が必要となることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界に国が確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす多様な学びの場・居場所等を運営する多様な民間教育保育等事業者が認定を取得しやすい環境の整備が重要である。

あわせて、法の施行に際しては、国においても万全な体制を構築するとともに、学校設置者等が必要な対応を確実に行うことができるよう財政措置を講じることが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ、様々な事業者等が、法で求められる措置を確実に講じることができる環境を、省庁間・部局間で連携して整備すること。具体的には、システム及び事務処理の詳細を示した事務マニュアルや、業種・業態に応じた「不適切な行為」、「１対１」の考え方などを具体化した業種・業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用にかかる指針を策定すること。また、法で求められる犯罪事実確認を確実かつ速やかに完了できる環境構築を進めること。加えて、事業者が法律・福祉・心理・医療等多様な専門家に協力を依頼できるスキームを、国において構築すること。

（２）子供の安全確保に万全を期すという観点から、見直しの目途となっている法施行後３年という時期を待たず、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。

（３）学校設置者等が、こども性暴力防止法関連システム、特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによ

る確認を行わずに済むよう、システム統合等を検討し改善することにより、事務負担の軽減を図ること。

（４）認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備も必要であることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界にも確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者が認定を取得しやすい環境を整備すること。

（５）学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

１０　デジタルの力を活用した子供政策の推進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室）

（１）子供一人ひとりにとっての「学びの最適化」を図るため、国や地方自治体等の垣根を越えて、子供の探究心を育む特色あるデジタルコンテンツの活用を促進していくこと。
（２）デジタル技術を活用した子供向け相談サービスの先進事例等について国や地方自治体等で相互共有を図り、子供たちが適切なサポートを受けられる環境を整備すること。

＜現状・課題＞

国は「こども大綱」において、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進することとしている。

東京都は「シン・トセイＸ　都政の構造改革ＱＯＳアップグレード戦略 2.0」において、国や都・区市町村で分かれている手続やサービスを、自治体の枠を越え連携し展開していくこととしている。また、こども分野における目指す将来の姿の一つとして、全ての子供と直接つながるデジタル接点を創出し、子供たちの知的好奇心を満たすコンテンツの充実や、不安や悩みを気軽に相談でき、身近な専門機関や窓口へつながることができる環境整備を、国・都・区市町村の垣根を越えて展開していくこととしている。

子供たちの探究心を育むデジタルコンテンツや、何気ない不安や悩みを気軽に相談できるＳＮＳ等のデジタルサービスを充実するなど、子供目線に立った取組を加速していくために､国と地方自治体等がこれまで以上に緊密に連携しながら、デジタル技術を有効活用し、さらなる支援策を講じていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）子供一人ひとりにとっての「学びの最適化」を図るため、国や地方自治体等の垣根を越えて､子供の探究心を育む特色あるデジタルコンテンツの活用を促進していくこと。
（２）デジタル技術を活用した子供向け相談サービスの先進事例等について国や地方自治体等で相互共有を図り､子供たちが適切なサポートを受けられる環境を整備すること。

２　特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実

１　児童相談体制の一貫した充実強化【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

子供の権利擁護を図れるよう、児童相談所及び市区町村の体制を整備すること。

＜現状・課題＞

家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑・困難化している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、一時保護等の権限により子供の安全確保を迅速・的確に行う役割を担う児童相談所と、児童相談の一義的な窓口である区市町村の双方において、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

１　児童相談所の体制強化

（１）児童福祉司の配置基準の見直し

児童相談所における児童福祉司の標準配置については、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第３条に定められており、令和５年改正により虐待相談件数の算定方法が見直されたものの、依然として、業務の複雑・困難化等、児童福祉司の業務の実態を反映した算定基準になっていない。

「指導及び教育に当たる児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）」の配置については、児童福祉司５人につき１人（児童福祉司の数を６で除して得た数）が基準となっている。一方、児童福祉司の政令基準は、1 人当たり 40 件を前提としているため、児童福祉司スーパーバイザーを算定すると、本来スーパーバイズを担う職員までがケースを持ちながら、専門性や困難性が高いスーパーバイズやＯＪＴを担うこととなり、役割を十分に果たせる基準とは言い難い。

「里親養育支援児童福祉司」の配置については、各児童相談所に１人とされているが、里親数や委託児童数の増加する中、里親委託の推進や関係機関との調整、里親への継続的な支援などの困難性の高い業務負担を十分に反映した配置基準になっていない。今後、里親委託率の向上を進め家庭養護をより一層加速して進めていく必要があるが、現行の配置基準では、その取組を確実に執行する体制として十分とは言い難い。

「市町村支援児童福祉司」の配置については、児童相談所と子供家庭支援センターとの連携強化が不可欠であるにもかかわらず、市町村 30 か所に１人配置することとされている。しかし、複雑・困難化するケースが増加し、市

区町村も人材育成や業務の継承等に苦慮している。地域におけるパーマネンシー保障の実現のためには、専門性の高い児童相談所が地域の中核機能として管轄内の区市町村を十分に支援するための業務実態を反映した配置基準であるとは言い難い。

（２）一時保護に関する支援の充実

児童相談所において一時保護を必要とする児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えており、個々の状況に応じた適切なケアを受けられることが必要である。一時保護施設は、児童養護施設と異なり、夜間における身柄付き通告等の緊急保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、職員の負担感も大きい。さらに、身体面・精神面で医療的な支援が必要な児童や、障害がある児童の一時保護ニーズも増えており、よりきめ細かなケアを提供するために医療機関や障害児施設等への一時保護委託が必要であるが、委託費の単価は十分ではない。

２　区市町村における児童相談体制の充実

都は、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携して、児童虐待対応を含む地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っているが、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大している。

相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務であるが、こども家庭センターの運営費については、標準団体（18 歳以下人口 16,000 人）あたり２名の地方交付税措置のほか、子ども・子育て支援交付金や児童虐待防止対策等総合支援事業費補助により財政措置されているものの、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

区市町村におけるスーパーバイザーの配置については､基準が示されていない。スーパーバイザーを担う職員は、適切な進捗管理を行い、子供の安全を確保する上で不可欠であるとともに、職員の育成や定着支援においても重要な役割を担っている。都は国の補助に上乗せした独自の基準と補助制度により、区市町村における配置を促進しているが、いまだ配置に至っていない自治体も存在する。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等に基づくこども家庭センターでは、母子保健部門と児童相談部門の一体的運営が求められているが、都においては、令和３年度から国に先駆けて、区市町村の児童相談部門と母子保健部門とが一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を実施してきた。両部門の連携を担う職員の配置や合同会議の実施、支援プランの作成に加えて、ニーズを的確に把握する独自のアセスメント指標を開発し、専任ケースワーカーが妊娠期から継続的な家庭訪問等を行うことで、一定の効果を上げている。こうした実効性のある取組に対して、業務内容に応じた財源措置が必要である。

また、区市町村において、虐待に至る前の予防的な支援として、親子関係の形成への支援を行うことは重要であるが、そうした支援を進めていくための人員が十分とはいえない。

さらに、家庭支援事業の「措置」については、住民に対する丁寧な説明など業

務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、区市町村に積極的な活用を促すため、実態を把握するとともに、効果的な手法を示す必要がある。

３　こども家庭福祉人材の専門性強化

こども家庭福祉の現場において、ソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が導入された。本資格は、一定の経験のある有資格者や現任者が、指定研修等を受講して取得することとなっているが、十分な知識・経験がある場合でも、資格取得に当たっては、100 時間以上の研修を受講することが必要とされている。加えて、児童福祉司の任用資格である公認心理師等において同資格を取得しようとする場合には、さらに 100 時間程度の研修を受講する必要が生じるなど、現役の実務者が勤務しながら資格取得する上では、過大な負担が生じている。資格が広く取得されるためには、実務経験に応じた研修時間の見直しが必要である。

４　新生児期前後における虐待防止・支援体制の強化

虐待死を防ぐための取組も急務である。都内に所在する病院が、内密出産及び新生児等を匿名で預かる取組を開始した。

都は、病院から新生児の匿名での預かり等について通告があった場合は、子供の命を守るという観点から、地元区とも連携して対応しているが、妊娠・出産に関する正確な知識や、相談窓口等の支援に関する情報が必要な人に適切に届くよう、周知・啓発の一層の充実を図るとともに、支援を必要とする者が適切な相談機関につながる体制を整備し、孤立した状況での出産の未然防止に向けた取組が求められる。

また、国は、内密出産について令和４年度にガイドラインを策定し、出自を知る権利の位置付けを含め、諸外国の事例の調査研究を行う考えを示した。一方、現行のガイドラインでは、出自を知る権利を保障するために取得すべき情報の内容や、その開示に関するルールについての具体的な指針は示されておらず、これらについてはすべて実施する病院の判断に委ねられている。

＜具体的要求内容＞

１　児童相談所の体制強化

（１）児童福祉司の配置基準の見直しを図ること。

①　「指導及び教育に当たる児童福祉司」については、児童相談所のスーパーバイズ業務を適切に行う体制を確保するため、児童福祉司の内数ではなく、適正な配置ができるように算定基準を見直すこと。

②　「里親養育支援児童福祉司」の算定については、児童相談所における里親支援業務の実態を踏まえ、十分な体制が確保できるよう、里親数や委託児童数の増加、業務の困難性等業務実態を反映した配置基準とすること。

③　「市町村支援児童福祉司」については、児童相談所の専門性を活かし、地域の児童相談の中核機能を発揮できるよう、管轄区市町村の人口規模、相談件数等を踏まえつつ、児童相談所が担う市町村支援業務の実態を踏ま

え、児童福祉司を配置できるよう算定基準を見直すこと。

これらの配置基準の見直しに伴い、児童相談所における体制整備が着実に進むよう、国において必要な財政措置を講じること。

（２）一時保護に関する支援の充実

① 一時保護施設については、地域の特性に応じてより手厚い職員体制の配置を可能とする財政措置を講じること。

② 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しく、生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援については、一時保護委託費の単価の引上げ等により充実を図ること。

２ 区市町村における虐待の未然防止及び児童虐待対応を強化すること。

（１）予防的支援を充実させるため、こども家庭センターにおいては、都の取組の効果や、区市町村向けに作成した心理ガイドラインを踏まえた心理的支援を着実に実施できるよう、心理職を含む相談支援に必要な人員が配置できるよう十分な財政措置を講じること。

（２）区市町村において、児童虐待におけるスーパーバイズを担う職員の配置基準を示すとともに十分な財政措置を講じること。

（３）措置制度の運用に当たっては、措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）と児童相談所による一時保護との役割分担や活用の実態を把握し、措置制度の効果とそれに基づいた手法を示すこと。

３ こども家庭福祉人材の専門性強化を図ること。

現役の実務者が、こども家庭ソーシャルワーカー資格を積極的に取得できるよう、研修カリキュラムの見直しや実務経験に応じて一部科目の受講免除等の対応を行うこと。また、新たに導入された資格であることから、今後、資格取得者が現場において有効に活用されているか、国において状況を把握し、各自治体に情報提供するとともに、有効な人材育成につながっているか検証すること。

４ 新生児期前後における虐待防止・支援体制強化を図ること。

（１）孤立した状況での出産を防ぐための相談支援等に係る体制を検討すること。

① 孤立した状況での出産の危険性について正確な知識の普及を図るため、広い世代を対象に効果的な広報等を実施すること。

② 匿名での妊産婦の相談や生活支援を担う体制を検討すること。

（２）内密出産に関する法体系を早期に明示すること。

① 出自を知る権利について、国が責任をもって議論を進めること。

② 上記の議論を踏まえ、国において内密出産の法体系を早期に検討し明確に示すこと。

（３）新生児等の匿名による預かりについて、現状を踏まえ、国において見解を明確に示すこと。

２　社会的養育推進計画に基づく取組の促進のための対応

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
（２）現行のフォスタリング機関が里親支援センターに移行するまでの間、フォスタリング機関事業を継続すること。

＜現状・課題＞

都は、令和６年３月に国が新たに示した都道府県社会的養育推進計画策定要領（以下「要領」という。）に基づき、令和７年３月東京都社会的養育推進計画を策定した。要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定し、国は都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表することとしている。しかしながら、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々である。

児童自立支援施設については、令和元年に示された策定要領では「当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、方向性を示す」とされていたが、今回の要領でも「ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す」とされ、その方向性も依然として示されていない。

里親支援については、フォスタリング機関を設置し、里親への支援を進めていくこととされてきたが、国は、令和６年４月施行の改正児童福祉法（令和４年法律第 66 号）において、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として「里親支援センター」を児童福祉施設に位置付けた。

また、里親支援事業の実施に要する費用について、義務的経費とし、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担についても規定した。都は、令和２年度にフォスタリング機関事業を開始し、令和６年度末に全ての児童相談所担当地域において、フォスタリング機関を導入した。今後、フォスタリング機関事業についての実績の評価を踏まえ、里親支援センターへの円滑な移行と、移行後の安定的な里親支援体制の確保へ向けて、検討が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。

①　国は、計画の進捗について、地域の実情に十分配慮した上で、分析・評価を行うこと。

また、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化や、児童

相談所等の職員の確保・育成、里親委託の促進も含め、十分な財政支援等を行うこと。

② 児童自立支援施設の在り方について、ケアニーズの非常に高い子供への対応など、その性質や実態等に鑑み、十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の方向性を示すこと。

また、その方向性を踏まえ、施設の体制強化に向けた十分な財政支援等を行うこと。

（２）里親支援センターへの円滑な移行と、安定的な里親支援体制の構築に向け、財政支援の充実を図ること。

① 既にフォスタリング機関事業を実施している自治体においては、里親支援センターに移行するまでに一定の調整期間を要するため、移行までの間、フォスタリング機関事業を継続すること。

② フォスタリング機関事業において実施している包括的な支援体制を維持し、里親支援センターへ移行後も、里親のリクルートや研修、児童と里親のマッチング、委託後のフォローに至るまで一貫して継続的な支援体制を確保できるよう、職員配置の強化や人材確保・定着のための処遇改善を踏まえた措置費の充実を図ること。

３　児童に関する相談支援機能の強化

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

児童相談所・市区町村共に相談支援機能を強化し、要保護児童への対応力を向上させること。

＜現状・課題＞

１　要保護児童等に関する全国情報共有システムをめぐる法的・運用上の状況

平成 30 年３月に起きた虐待死事案では、転居元及び転居先の児童相談所が、国指針や全国ルールに基づく引継ぎ事務を行ったものの、指針等の解釈や取扱いの相違、共通のアセスメントシートや情報提供票等がなかったことなどから、リスクに係る認識のずれ等が生じた。こうしたことを受け、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と区市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を国が構築し、令和３年度から運用を開始した。

本システムについては児童相談所と区市町村で相談を受けたケース全てを登録することに意義があると考えるが、国が個人情報保護に関する根拠規定としている児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の２及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の４は、要保護児童対策地域協議会の登録ケースや虐待ケースのみを対象としている。このため、当該規定のみでは、要保護児童等のケース全てを登録し、共有することは個人情報保護の観点から難しいとする区市町村も少なくない。

また、本システムの基本的仕様では、子供一人当たり一件につき、一つの相談情報しか登録できないなど、各自治体で使用されている相談情報管理システムとの整合性が十分考慮された内容となっていない。

２　体罰等の禁止及び体罰等によらない子育ての普及啓発に係る制度上の状況

都は、子供への虐待の防止等に関する条例（平成 31 年東京都条例第 50 号）を制定し、子供の権利利益の擁護、健やかな成長を図ることを目的として、保護者による体罰等の禁止を明記した。

国も、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを盛り込んだ児童虐待の防止等に関する法律等の改正法律案を令和元年６月に公布し、令和２年２月には、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン「体罰等によらない子育てのために」を作成した。

体罰等は、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすこともあるとされているが、日本においては、しつけとしての体罰を容認する風潮もあり、子供が独立した人格と尊厳を持つ存在であるという考え方が、必ずしも浸透しているとは言えない状況がある。

３　要保護児童対策地域協議会におけるオンライン活用をめぐる制度上の状況

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子供家庭支援センターと、要保護児童対策地域協議会の関係機関が、速やかな個別ケース検討会議を開催し、情報共有を行うためには、オンライン会議の活用や構成機関が共有できるデータベースの構築が有効である。

個人情報保護制度の改正においては、オンライン結合（オンライン会議やデータベース構築）について、使用の都度の諮問が必要ない旨示された。

一方で「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、既存のクラウドサービスやオンライン会議ツールなどの約款による外部サービスを使用したオンライン結合について、機密性２以上の情報（個人情報）を取り扱わないよう規定されていることから、区市町村におけるオンライン会議やデータ構築の取組を進める上での支障となっている。

４　児童虐待死亡事例等の検証における司法情報の取扱いの現状

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」により、公判係属中に「公判記録の閲覧及び謄写」の申出ができるのは、被害者・法定代理人・委託弁護士に限定され、児相職員等は入手することができない。このため、児童福祉審議会における虐待死亡事例等の検証において、十分な情報に基づく再発防止策の分析が困難な場合がある。

５　児童相談所業務に係る第三者評価の実施状況

令和２年の改正児童福祉法（令和元年法律第 46 号）において、都道府県は児童相談所の業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めることとされている。一方、評価を行う者には、児童相談所業務の専門的な知識や経験が求められており、外部評価を持続的に実施するためには評価者の人材育成などの対策が急務である。

６　児童虐待相談に関する統計集計の現行の取扱い

令和４年度福祉行政報告例について、国は令和６年１月に、一部自治体において国が示す記入要領に従って集計・報告をしていない実態がある旨、公表した。しかしながら、全ての児童虐待相談において児童の安全確認や調査など対応を行っているにもかかわらず、現在の記入要領に基づく報告では、対応の結果、非該当であったものが計上されない。厚生労働省において実施されていた福祉行政報告例を移管し、令和７年度から、こども家庭庁の統計調査として実施される「こどもの福祉と保健に関する状況報告」においても、この点は変更されていない。

７　一時保護時における戸籍・住民票取得をめぐる制度上の取扱い

令和７年６月から導入された一時保護時の司法審査において、児童相談所が親権者等の確認を速やかに進めるため、改正児童福祉法施行規則（令和６年内閣府令第 46 号）では、区市町村が行う公用請求については、児童相談所長等の求めに応じ、一時保護時の司法審査手続に関し調査を行う場合、本籍地以外の区市町村に対する戸籍謄本等の請求（広域請求）を活用できる旨が明確化された。通常、児童等が居住する区市町村に協力を求めることとなるが、児童相談所長は、居住

区市町村戸籍部門に直接請求できるわけではなく、子供関係部署を通じての手続となるため、戸籍取得に時間を要する。

また、戸籍の広域請求においては附票が添付されず、必要な場合は本籍地自治体に郵送等で改めて公用請求を行う必要がある。さらに、本籍地を確認するには住民票を取得する必要があるが、住民票は広域請求が公用請求では認められておらず、住民票が遠方にある場合には取得に時間を要する。

加えて、外国籍児童については、国ごとに親権制度や親権者の確認書類も異なるため、親権者の確認が困難である。

＜具体的要求内容＞

（１）国が令和３年度から運用を開始した「全国要保護児童等に関する情報共有システム」について、全ての自治体が速やかに導入、活用できるよう以下の対策を講じること。

① 要保護児童等の全てのケースを情報共有システムで共有することについて、個人情報保護の根拠規定が明確となるよう、法令改正や通知等の発出などの措置を講じること。

② 各自治体の実情や意見を把握し、現在使用されているものとの整合性を考慮した内容となるよう、システムの仕様を修正すること。

③ 全ての自治体が参加できるよう、必要な財政支援を行うこと。

（２）児童虐待の防止に向けて、体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を更に充実すること。

（３）区市町村において、子供家庭支援センターと要保護児童対策地域協議会の関係機関とによるオンライン会議の円滑な実施や構成機関間でのデータベース共有できるよう、個人情報保護制度の解釈及び運用について、ガイドラインで示すなど、必要な支援を行うこと。

（４）児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等の検証において、より多角的かつ総合的な情報に基づいた再発防止策の分析を可能とするため、司法機関等からの公判記録情報等の提供が受けられるよう、関係法令等を改正すること。

（５）児童相談所の業務の質の評価を適切に行うことができる評価者を育成するなど、各都道府県が、児童相談所の第三者評価を持続的に実施可能となるよう対策を講じること。

（６）児童相談所の現場実態にあわせた統計になるよう、自治体の意見も聞きながら、集計方法を変更するなど、記入要領の見直しを行うこと。

（７）児童相談所での戸籍謄本・住民票の取得について、以下の措置を講じること。

① 本籍地と居住区市町村が異なる場合でも、児童相談所長等が居住区市町村戸籍部門に直接請求できるよう法令改正すること。また、広域請求においても、附票が取得できるようにすること。

② 住民票の広域請求についても公用請求が可能となるよう、法令改正すること。

③ 外国籍児童の親権者の確認方法について、主要な国ごとに必要書類及び取得方法を具体的に示すこと。

４　社会的養護施策の充実

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等の取組の推進を図ること。

＜現状・課題＞

児童養護施設等においては、令和元年度から措置費等で、小規模かつ地域分散化された施設の職員の常時複数配置が可能となったが、実態は、社会的養護の従事希望者の減少により職員を確保できないなど、人材確保はひっ迫している。さらに、小規模かつ地域分散化された施設はスキルや経験を必要とするため、経験者を配置しなければならないが、経験者の人数も足りない状況である。小規模かつ地域分散化された施設は孤立した空間となるため、常時複数配置だけでは職員が感じる孤立感の解消までは至らない。

都は、特に重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童に対して心理的ケアに重点を置き支援を行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、医療が必要な乳幼児については医療体制整備事業で受入体制を整備している。国は、令和２年３月６日付けで「医療的ケア児等のための「４人の生活単位」の設置運営について」を発出し、医療的ケア児等受入加算実施要綱を示したが、対象となる児童や職員の配置にかかる経費等が実態に合っておらず、必要な支援に対応できるものとなっていない。

施設の小規模化・地域分散化等による本園の取りまとめの業務の増加や、特別育成費の実費化により事務量が増加している。そのため、直接子供の処遇に当たる職員が事務業務を一部担っている実態があり、こうした事務処理への対応のため、処遇困難な子供の入所が増加傾向にある中で、きめ細かなケアの支障となっている。

また、不規則勤務や、長時間通勤による就業負担及び家賃に係る経済的負担が大きいとの指摘や、保育士の場合、保育所保育士と比べて処遇に差があるなど、人材の確保・定着について課題となっている。

施設における小規模かつ地域分散化の取組について、国は、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合でもおおむね 10 年程度での地域分散化及び多機能化等を図る計画を求めており、児童養護施設の小規模なグループケア単位の定員は、８人から６人に引き下げられ、令和７年度以降は経過措置が終了し一律６人とすることとなった。しかし、現に大規模な施設等においては 10 年程度での地域分散化の促進は困難であるとともに、養護需要の高い都においては、施設の急激な定員減は、専門的なケアを要する児童の行き場を確保できなくなる懸念がある。

乳児院では、夜間においても授乳や呼吸確認など継続的なケアが必要であり、児童の生命及び安全を確保する観点からも十分な職員配置が不可欠である。しかし、現状では、夜勤職員は１人で児童 10 名以上を養育し、一時保護委託の受入れ

も行っている。業務は過大で乳幼児の緊急受入れの障壁となっていることから、夜勤職員の複数配置を可能とする支援が必要である。

児童自立支援施設では、従来の非行・ぐ犯を主訴とする児童に加え、発達障害など様々な困難を抱える児童が入所しているが、職員配置基準は定員 4.5 名に対し１名となっており、被虐待の傷つきへのケアや精神科医療を要する児童の増加など、処遇には高度かつ広範な専門性が求められるが、現在の配置基準は平成 24 年度以来変わっておらず児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

自立援助ホームでは、被虐待や発達障害など様々な困難を抱える児童を多く引き受けている実態があるが、国では自立度の高い児童を想定し、職員配置基準は定員６名の場合、2.5 名となっており、処遇困難な児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。心理面からの自立支援を必要とする児童が増加しているが、心理担当職員の補助基準額は極端に低い。自立支援担当職員の配置は加算として認められているものの、資格要件や専任要件が厳しく、実態に合っていない。

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は、既存施設の状況を踏まえ、児童の生活環境改善のため、計画的に改築や大規模修繕等を行い、小規模化や多機能化、防犯対策を進めている。この整備には、国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用しており、令和５年度までは年５回の協議を受け付け、全件採択されていたところである。しかしながら、令和６年度においては、第１回の協議で予算上限に達したとして、一部案件が不採択となり、第２回協議では対象事業が限定されるなど十分な内容ではなかった。令和７年度は協議前の事前登録制に改善されたものの、予算上限に達したとして、一部案件が不採択となった。この状況が続くと、計画的な整備に重大な支障が生じることが懸念される。

＜具体的要求内容＞

被虐待児童及び発達障害を持つ児童の増加や常時医療が必要な乳児などに適切に対応できるよう、また、小規模かつ地域分散化が進むよう社会的養護の体制整備を図ること。

（１）社会的養護を担う施設職員の人材確保は喫緊の課題である。人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう措置費事務費の増額等の見直しを行うこと。

（２）直接処遇職員の事務業務の負担軽減を図るとともに、措置費加算の実費払いを定額払いに見直しを行い、事務を円滑に実施できるよう児童養護施設等における事務職員の増員に向けて支援を充実すること。

（３）職員宿舎の借り上げを行う事業者に対する補助を行うこと。

（４）地域小規模児童養護施設などのグループホームや児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームについて、開設促進のため、開設前の人材確保に対する支援や、勤務する職員が孤立することのないよう地域分散化された施設を支援する職員の本体施設への配置をグループホーム等の数に応じて増員するとともに、遠隔地に設置する場合に本体施設とは別にバックアップを行う拠点等の整備運営を支援すること。

また、本体施設を小規模化した場合には、グループホームと同様に地域小

規模児童養護施設等バックアップ職員加算や小規模かつ地域分散化加算の対象とするなど、本体施設も含めた小規模化及び地域分散化された施設の安定した事業運営に向けた仕組みを構築すること。

（５）児童養護施設等における小規模グループケアについて、令和６年度までとされていた経過措置の対象としていたユニットの支援を継続すること。

（６）医療的ケアや心理的ケアなどの専門的ケアを必要とする児童へ十分な対応が行えるよう、児童養護施設及び乳児院への精神科医や治療・指導職員等の専門職員の配置に係る医療的ケア児等受入加算の充実を図ること。その際には地域の実情に応じた補助体系とすること。

（７）乳児院における夜間の職員配置に対する支援を充実すること。

（８）医療的なケアを必要とする乳児への対応を強化するため、乳児院の看護職員の配置を充実するとともに、常時医療及び看護が必要な病虚弱児等を受け入れられるよう、措置費の病虚弱等児童加算を充実すること。

（９）乳児院は入所児童の在籍期間が短期であり、入退所が頻繁に発生する施設であることから、乳児院の施設特性、社会的ニーズに配慮した暫定定員制度の見直しを図ること。

(10) 児童自立支援施設において、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、児童生活支援員の配置を充実するとともに、配置基準に心理職員を加えること。

(11) 自立援助ホームにおいて、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、基準以上に職員を配置したホームに対する人件費加算を創設すること。心理担当職員を措置費の加算として認めるとともに、常勤職員相当とすること。自立支援担当職員について、資格要件や専任要件を緩和するなど柔軟な配置を認めること。

(12) 施設の改築、増築、防犯対策等における施設整備の補助について必要な財源を着実に確保すること。

また、小規模化かつ地域分散化された施設の設置を優先する場合でも地域や施設の実情を勘案して採択するとともに、対象経費の実支出額に対して補助を行うこと。

（２）里親等委託の推進に向け、里親やファミリーホームへの支援の充実を図ること。

＜現状・課題＞

国は、ビジョンや要領において、社会的養護の下で育つ子供たちは、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育するよう求めているが、この推進のためには施設や養育家庭等の養育の質の確保と支援の充実が不可欠である。

施設・グループホームは事務費が定員払いであるのに対して、里親には事務費が支弁されず、ファミリーホームには事務費が現員払いとなっているため、里親

の開拓やファミリーホームの設置促進に向けたインセンティブが働きにくい。
現在、ファミリーホームは障害等の特性のある児童を多く受け入れており、児童の受託により家屋の改修が必要になることも少なくないが、改修経費の補助を受けると、里親移行型のファミリーホームであっても、法人等と同じ基準の財産処分制限がかかることから、活用しづらいとの声が挙がっている。
施設を運営する法人が設置するファミリーホームは、専任の養育者による専門的支援や多角的なアセスメント、施設機能を活かした連携やバックアップ体制の確保など支援に当たっての利点があるが、雇用関係における勤務時間や生活の本拠の考え方の課題があり、グループホームと比べて法人にとっての利点がなく、設置が進んでいない。
また、特性のある児童が里親に委託されるケースも増加している。里親が特別な配慮を要する児童等を養育する中で、感情的になり怒鳴ったり、子供の前で物に当たったりするなどの不適切な対応を行ったことで、被措置児童等虐待として認定せざるを得ないこともある。被措置児童等虐待を行った者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない旨、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定められており、その行為の軽重にかかわらず、里親登録が取り消されることになる。施設職員については、不適切な対応が被措置児童等虐待と認定された場合でも、施設長等に指導を行った上で児童の措置を継続することができる。一方、里親については、それまでの委託児童との関係性や委託児童自身の意向にかかわらず、直ちに措置変更とせざるを得ず、子供の最善の利益を損なうおそれがある。
国は、平成 28 年の児童福祉法改正に伴う通知で、乳幼児について、里親等への委託を原則とするとともに、平成 30 年３月に一部改正された「里親委託ガイドライン」において、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要であると示している。そのためには、専門性を持つ養育家庭等の育成や手当の充実及び早期からの里親委託が可能となるような仕組みづくりが必要である。

＜具体的要求内容＞
里親等委託の推進に向け、里親やファミリーホームへの支援の充実を図ること。
（１）社会全体での養育家庭等への理解を高めるため、一層の普及啓発を図ること。
　また、各自治体が取組を行うための十分な財政支援を行うこと。
（２）里親のための手当の充実、ファミリーホームの事務費の充実や定員払いなど、里親等委託を推進できるよう措置費制度を見直すこと。
　また、障害等の特性のある児童を含むケアニーズの高い児童の委託を促進するため、一般生活費の加算等、措置費の充実を図ること。
（３）養育家庭委託についても、育児休業制度が利用できるよう、国として必要な措置を講じること。
　特に、乳幼児の委託促進を図るため、里親の休暇制度の充実に向けた支援を行うこと。
（４）新生児委託を進めるため、乳児院に専任職員を配置する等、地方自治体が

実情に応じた柔軟な取組を展開できるよう必要な経費補助を行うこと。

（５）児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の改修経費補助について、補助金の財産処分制限に関する規定については、里親移行型のファミリーホーム事業者が高齢等やむを得ない事情でホームを廃止する場合の特例措置を設けること。

（６）ファミリーホームについては、法人による設置を促進できるよう、雇用関係における勤務時間や生活の本拠の考え方に関する課題を整理し、できる限り柔軟な対応ができる仕組みとすること。

（７）児童福祉法第 34 条の 20 第１項第２号には、養育里親の欠格事由として「この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（中略）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」とあるが、児童買春、児童ポルノに係る行為等により処せられた者についても、同項第３号の規定にある「児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」と同等の取扱いとするよう、早急に法の改正を行うこと。

（８）里親が不適切な対応を行い、被措置児童虐待と認定された場合、それにより児童福祉法に規定する欠格事由に該当するとして、一律に里親登録を取り消すのではなく、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、里親登録を継続しながら、里親や委託児童の状況に応じた必要な指導等を行うことができるよう、必要な措置を講じること。

（３）社会的養護の下で育つ子供への支援を、退所後を含めて充実、強化すること。

＜現状・課題＞

施設等を退所した後、安定した生活を送るためにも、社会的養護における自立支援策の強化が求められている。児童の自立を支援する自立支援担当職員について、措置費の加算額では、人件費相当分の加算となっており、活動経費は算定されていないほか、施設等が対象者と交流を継続していくための経費は対象とされておらず、退所者のアフターケアを十分に行うことができない。

将来の進学等に向けて、学齢期に入った段階から学習習慣を身に着けることが重要であるが、現在の措置費では学習支援を十分に行うことができない。

令和６年４月１日施行の改正児童福祉法（令和４年法律第 66 号）において、児童自立生活援助事業の年齢要件や実施場所が拡大された。児童自立生活援助事業を児童養護施設で実施するためには、専任の職員配置が必要であることなどから、対応できない施設も存在する。この結果、入所していた施設による継続した自立支援が受けられない状況が生じ、結果的に児童に不利益が生じる可能性がある。また、児童養護施設や里親等に措置されている児童は、国通知に基づき、就労移行支援等を受けることが可能だが、児童自立生活援助事業の利用者は対象となっていない。

＜具体的要求内容＞

社会的養護の下で育つ子供の自立を支援すること。

（１）退所後の自立を見据え、高校生の特別育成費は学外での学習に必要な経費を対象とするとともに、補習費や資格取得等の加算額を拡充すること。また、小学生に対しても中学生と同様に学習塾費の対象とすること。さらに、大学等に進学する児童に対する入学支度金の拡充等の支援を行うこと。

（２）措置費の自立支援担当職員加算について、旅費等の活動経費も算定するなど、アフターケアを十分に行うことができるよう増額すること。

（３）措置解除後も退所者が入所していた児童養護施設等と交流を続けていくための経費を支援すること。

（４）児童自立生活援助事業について、事業の実施状況や効果を検証し、支援が必要な児童が、施設による継続した自立支援を受けられるよう、支援の実態に合わせた柔軟な職員配置を可能とすること。

（５）児童自立生活援助事業の入居者について、児童養護施設入所している児童や母子生活支援施設に入所している母と同様に、就労移行支援等を受ける場合の仕組みを構築すること。

５　ひとり親家庭の自立支援策の推進

（提案要求先　こども家庭庁・法務省）
（都所管局　福祉局）

ひとり親家庭の自立支援策を拡充すること。

＜現状・課題＞

ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的・精神的な負担が大きく、ひとり親家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、それぞれの状況によって様々であるため、ひとり親家庭の自立を進めるためには、各家庭の状況やニーズを把握した上で、相談体制の整備、就業支援、子育て支援・生活の場の整備、経済的支援を総合的に推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

ひとり親家庭の生活実態を踏まえ、ひとり親家庭施策への更なる財政支援を行うこと。

６　困難な問題を抱える女性への支援

（提案要求先　内閣府・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、以下のことを実現すること。

（１）区市町村が女性支援に主体的に関われるようにすること。

（２）女性相談支援センター・一時保護所及び女性自立支援施設の体制強化を図ること。

＜現状・課題＞

令和６年４月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和４年法律 52 号）及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」が施行され、併せて関係する要綱・ガイドライン・指針等が示された。

区市町村は、生活保護、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者自立支援等、女性の自立支援に関する権限や資源等を有しており、その役割は重要であるが、法律において、国及び地方公共団体は困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有することが明記され、基本的な方針において区市町村の役割については示されたものの、女性相談支援員の配置については依然として努力義務となっている。

区市町村において、各部署間が連携した支援を円滑に行うためには、女性相談支援員を専任で配置するなど身近な区市町村における相談支援体制を充実することが必要である。

また、基本的な方針では、女性相談支援センターや女性自立支援施設における支援として、身体的、心理的、性的な暴力等の被害からの回復支援や、自立支援、同伴児童等への支援についても示されている。措置費において各種取組等に応じた加算があるものの、現行の配置基準では不十分であり、更なる体制強化が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を踏まえ、区市町村における相談支援体制が整備促進されるよう女性相談支援員を法において必置化するとともに、配置基準を示し、財政支援も含めた支援を行うこと。

（２）女性相談支援センター及び女性自立支援施設の体制を強化すること。

①　同伴児童の支援を充実させるため、女性相談支援センター・一時保護所の配置基準に、児童の心理ケアに通じている心理職員、保育士、学習指導員を加えるとともに、保育室や学習室等の整備を行うための必要な財政措置を行うこと。

②　女性自立支援施設においても、他福祉分野と同様の処遇改善加算やキャリアアップのための補助を行うこと。

③　自立支援及び被害回復支援の具体的な実施内容や実施方法を明らかにするとともに、必要な支援策を示し、人員配置に係る最低基準の拡充を図る等、施設の対応力強化に向けた施策を展開すること。

３　子ども･子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　生活文化局）

（１）質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
（２）教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
（３）円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。
（４）幼児教育の無償化について、保育料の上昇や大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど制度を拡充すること。
（５）預かり保育利用料に対する支援額が極めて低いため、実態に応じた制度の改善や十分な財源措置を行うこと。
（６）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設要件を幼稚園設置基準も勘案したものとすること。

＜現状・課題＞

子ども・子育て支援新制度は、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、新制度に移行していない園も一定数あることを踏まえ、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

施設型給付については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）上、国が２分の１を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第９条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業（幼稚園型）を委託しない場合や本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

さらに、新制度については、制度が複雑であることに加え、請求・給付事務をはじめ制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

一方、国が令和元年 10 月から実施している幼児教育の無償化では、直近の物価水準や賃金動向等を踏まえ、給付上限額を年額 33 万 6,000 円へ見直し、令和８年 10 月から実施する予定である。しかし、これは、令和８年度の都内私立幼稚園の平均保育料 407,700 円と比べて下回っている。

また、私立幼稚園の預かり保育の利用料に対する支援では、上限額が日額 450 円又は月額１万 1,300 円であり、極めて低い。さらに、保護者、幼稚園等施設及び自治体にとって極めて複雑な制度となっていることに加え、制度の運用に係る事務費の国庫負担は令和２年度までとなっている。

令和３年度から現行の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない施設に通う保護者の負担軽減補助として「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を新たに実施しているが、対象施設となる基準は認可外保育施設に近く、幼稚園類似の幼児施設が対象外となるケースもある。

＜具体的要求内容＞

（１）幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。

（２）施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。

① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の２分の１を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。

② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。

（３）新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。

① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。

② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。

（４）幼児教育の無償化について、以下の点に取り組むこと。

① 幼児教育の無償化について、保育料の上昇や大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど制度を拡充すること。

② 預かり保育利用料に対する支援額が極めて低いため、実態に応じた制度の改善や十分な財源措置を行うこと。

③ 自治体等の声を十分に聴き、円滑な運営ができるよう制度の改善を図ること。

④ 事務費については国庫負担とすること。

⑤ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の要件について幼稚園設置基準も勘案したものとすること。

02 ダイバーシティ 子育て

１　少子化への対処【最重点】

（提案要求先　内閣官房・こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室・政策企画局）

（１）人口戦略を含めた国家ビジョンを掲げること。
（２）子供・若者・子育て層が明るい将来展望を描ける経済成長政策や社会保障制度を構築すること。
（３）ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計すること。

＜現状・課題＞

出生数の減少は、国の将来推計より約 15 年前倒しで進行している。予想をはるかに超える速さで進行する少子化の要因は複合的であり、社会のファンダメンタルズが複雑に絡み合っているが、国の人口減少、不安定な世界情勢、経済情勢にあって、若い世代が日本の社会経済や自分自身の未来に対して、明るい将来展望を描けなくなっていることもそのひとつと考えられる。

都は、一刻の猶予もないとの認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て期、教育・住宅、就労・職場環境など、ライフステージを通じた切れ目ない支援を実施してきた。都の取組に対し、都民の共感が寄せられているとともに、直近では都内の日本人の出生数が 10 年ぶりに増加に転じた。

少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国を挙げて戦略的に対処する必要がある。

居住する地域に関わらず、日本全国の若者が明るい将来展望を描けるよう、人口戦略を含めた国家ビジョンや将来に向けた実効性ある成長戦略を明らかにするとともに、ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくことが求められている。

2030 年代には若年層の人口が大幅な減少局面を迎えることから、更なる大胆な政策を、都や他道府県との連携・協力の下、早期に具体化していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）実態に則した将来推計人口を示した上で、どのように国を運営し、持続可能な社会をつくりあげていくのかについて、人口戦略を含めた将来の国家ビジョンを掲げること。
（２）若者が日本の社会経済や自分自身の未来に対して明るい将来展望を描けるよう、実効性ある経済成長政策や、現役世代の負担を抑制しながら安定的で持続可能な社会保障制度を構築すること。
（３）「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て、教育」「育児と仕事を両立できる就労環境」など、結婚・子育てしやすい社会環境の整備に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくこと。

２　出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　生活文化局）

（１）出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、各自治体の取組を支援する交付金の補助基準額や補助率の引き上げを行い、自治体による結婚支援の取組を充実させること。

（２）出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

＜現状・課題＞

コロナ禍前（令和元年 12 月）と比較すると、結婚を希望する都民の結婚に対する関心は高まっているものの、結婚に関心を有しながら婚活に取り組んでいない人は約７割に上っている。

都はこれまで、出会い・結婚を望む人が結婚に向けた一歩を踏み出すことを後押しするため、交流イベントの実施や結婚に向けた気運醸成等の各種取組を展開してきた。また、令和５年 12 月から先行利用を開始したＡＩマッチングシステムについては、令和６年度から本格稼働し、結婚を希望する都民に対し、幅広い出会いの機会を提供している。2025 年人口動態統計の速報値によると、婚姻数は２年連続増加しており、この流れを確実なものにするため、対面及びオンライン双方の取組を通じて、今後一層の施策の推進を図るとともに、民間団体等への波及を図り、社会全体で結婚に向けた気運を醸成していくことが必要である。

一方で、民間企業等が展開する結婚相談所やマッチングアプリにおいて、結婚相手紹介サービスを不正に利用した事案等も発生している。近年ではマッチングアプリでの活動は非常に重要な婚活の手段ともなっており、利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、各自治体の取組を支援する交付金の補助基準額や補助率の引き上げを行い、自治体による結婚支援の取組を充実させること。

（２）国は、出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

３　母子保健施策の充実

１　先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患について、全ての新生児が検査を受けられるよう、早急に先天性代謝異常等検査の対象に追加するとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

先天性代謝異常等検査は、疾病を早期に発見し、早期に治療を行うことで障害を予防することを目的に、全都道府県が新生児に対し、20 疾患の検査を公費負担で実施している。

一方で、最近は新しい治療法が開発されている疾患があり、大学や検査機関等で保護者負担により実施する事例のほか、独自に公費負担を開始する都道府県も見られるなど、全国的に 20 疾患以外のスクリーニング検査が進展している。

都では、全ての新生児が早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患について検査を受けられるよう、令和６年４月から重症複合免疫不全症（ＳＣＩＤ）、脊髄性筋萎縮症（ＳＭＡ）、Ｂ細胞欠損症（ＢＣＤ）の３疾患について、独自に公費負担を開始するとともに、令和７年３月からはライソゾーム病（ＬＳＤ）のうちポンペ病（ＰＤ）、ムコ多糖症Ⅰ型（ＭＰＳ１）、ムコ多糖症Ⅱ型（ＭＰＳ２）についても対象に追加した。

国も、令和５年度から「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）を実施しているが、対象疾患は、重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症の２疾患のみである。

また、実証事業の全国展開は、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて目指すこととしており、国が実証事業を踏まえて、全国展開を行うまでには相当の時間を要することが見込まれる。

さらに、実証事業の補助率は２分の１となっており、自治体負担が発生している。

＜具体的要求内容＞

（１）実証事業の対象疾患である重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症の検査について、先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加し、早急に全国展開すること。

（２）Ｂ細胞欠損症やライソゾーム病の一部疾患など、そのほかの早期発見・早期治療による治療効果が高いとされる疾患についても、先天性代謝異常等検査の対象疾患への追加を検討すること。

（３）上記（１）及び（２）の措置等に当たっては、自治体負担が生じることのないよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

２　不妊治療等に関する支援の強化【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

妊娠・出産を望む方の不妊症・不育症の検査・治療に対する支援を充実させること。

＜現状・課題＞

国立社会保障・人口問題研究所が実施した第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）の結果では、不妊を心配したことがある（又は現在心配している）夫婦の割合は年々増加の傾向にある。

国は不妊治療について、都の要望どおり、令和４年４月から保険適用を開始し、ガイドライン上でＡ又はＢランクとされた治療が保険収載された。また、Ｃランクの治療の一部については先進医療として保険診療との併用が可能となった。都は、不妊治療を行う際の経済的負担を軽減するため、令和４年度から、保険診療で体外受精・顕微授精を行う際に併せて実施した先進医療に係る費用を助成してきた。しかし、不妊治療における経済的負担は未だ重いことから、都は令和８年度から、新たに保険診療の体外受精及び顕微授精を含めた自己負担額について、助成することとした。

＜具体的要求内容＞

子供を望む方が安心して不妊治療に取り組めるよう、保険診療の体外受精及び顕微授精並びに先進医療の自己負担分について、国の責任と財源において、自己負担の軽減を図る支援を行うこと。

３　卵子凍結等への支援【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局・保健医療局）

希望する方が安心して卵子凍結や無痛分娩を選択できる環境を整備すること。

＜現状・課題＞

卵子凍結は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つである。

卵子凍結については、都が令和５年度から助成を実施した後、山梨県が令和６年度から卵子凍結支援事業、大阪府が令和７年度から早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業を開始するなど、自治体での取組が先行している。

国は、新たに、卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発と卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業を行う。モデル事業では、広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行うこととしており、健康な女性が行う卵子凍結については、広義の医学的適応の比較対象として取り扱われている。

また、実施割合が上昇している無痛分娩については、都が令和７年 10 月から費用助成等を開始しているが、国は、令和７年６月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する」とされているものの、第 221 回国会（令和８年特別会）に提出された健康保険法等の一部を改正する法律案では無痛分娩にかかる費用については具体的な明記はなく、安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境整備のための具体的な方策についても示されていない。

＜具体的要求内容＞

（１）卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業について、先行して事業を実施している地方自治体の取組も参考に知見の収集や知識の普及を行うこと。
（２）女性の人生の選択肢を広げるため、健康な女性が行う卵子凍結についても十分なデータを収集し、課題等を検証すること。
（３）収集した知見や卵子凍結に関する様々な課題等の検証結果については、自治体にも共有すること。
（４）妊婦が希望に応じて安心して選択できるよう、無痛分娩に必要な環境の整備を早期に進めるとともに、経済的負担軽減を図ること。

４　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局・子供政策連携室）

産後ケア事業について、区市町村や委託先医療機関等の運営の実態や大都市の実情に即した補助制度とするとともに、産後ケア事業の委託単価や様式等について全国共通の統一的な基準等を示すこと。

＜現状・課題＞

産後ケア事業は、出産後１年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行う取組であるが、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）改正により令和３年度から事業実施が区市町村の努力義務となり、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）改正により令和７年度からは地域子ども・子育て支援事業としても位置付けられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされている。

本事業は、区市町村が医療機関や助産所等に対し、主に利用者実績に応じて委託料を支払っているが、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱では１か所当たりの補助基準額が定額となっているため、１施設で多くの利用者を受け入れた場合等に、補助基準額超過が発生し、区市町村の自己負担が発生してしまう。

また、医療機関等からは固定の運営費への支援が必要との声も上がっている。

さらに、東京においては、産後ケア施設の修繕・改修費、物件費、人件費等は他の地域と比較し割高であるが、国の補助基準額は全国一律である。

加えて、複数の区市町村の利用者を受け入れている医療機関等では、委託単価や各種加算・整備費の考え方、報告書や安全管理マニュアル等の様式などが区市町村によって異なることで、円滑な事業運営に支障が生じている。区市町村からは、これらについて、国から一定の考え方や様式が示されないと統一は難しいという意見がある一方、令和８年３月に改定された「産後ケア事業ガイドライン」では具体的な考え方や様式は示されておらず、利用者目線に立った一貫性・整合性のあるサービスの提供が困難な状況である。

＜具体的要求内容＞

（１）産後ケア事業の補助について、運営費等の固定費と利用者数の実績に応じて加算される変動費とを組み合わせて基準額を設定するなど、区市町村や委託先医療機関等の契約や運営の実態に即した補助制度とすること。

（２）修繕・改修費、物件費、人件費等の地域差について、大都市の実情に合わせ、適切に補助基準額に反映すること。

（３）国として産後ケア事業の標準的な委託単価の設定、加算や整備費など医療機関等における共通経費の自治体間の負担方法、報告書や安全管理マニュアル等の様式などについて、全国共通の統一的な基準や考え方を示すこと。

５　５歳児健康診査の推進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）５歳児健診の取組が進むよう、国の補助事業について十分な財政措置を行うこと。
（２）健診に従事する専門職への研修等の充実を図ること。
（３）保育、教育、療育等、フォローアップ体制整備の取組が進むよう、必要な財政措置に講じるとともに、関係部門の理解が進むよう、国から働きかけを行うこと。

＜現状・課題＞

５歳児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、子供の発達特性を把握する５歳児健診は重要とされている。

国は、2028 年度（令和 10 年度）までに、全国の自治体での実施率 100%を目指すとしており、補助事業も創設しているが、健診実施に見合った補助単価ではないため、自治体において負担が生じている。

また、健診実施に当たっては、医師や保健師、心理職など専門職を養成するための研修等の機会を確保する必要がある。

さらに、５歳児健診において所見が認められた場合には、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要であり、都は、令和７年度から健診やフォローアップに当たっての関係機関との連携促進を行うコーディネーター配置や周知に取り組む区市町村を支援している。

＜具体的要求内容＞

（１）自治体での５歳児健診の取組が進むよう、国の補助事業については、実施人数に応じた補助単価だけでなく、固定費の単価も加えるなど、小規模自治体でも実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。
（２）５歳児健診が円滑に実施できるよう、国において、健診に従事する専門職への研修等の充実を図ること。
（３）地域におけるフォローアップ体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、取組が円滑に進むよう、保育、教育、療育等の部門に対して、国から理解促進に向けた働きかけを行うこと。

６　妊婦健康診査の望ましい基準に基づく標準額の適切な設定

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

妊婦健康診査の望ましい基準に基づく標準額の設定について、大都市の実勢を十分に踏まえるとともに、積算根拠を明らかにすること。

今後のスケジュールや具体的な運用方法等について、速やかな提示及び丁寧な説明を行うこと。

また、妊婦健康診査の安定的な実施のため、十分な財政措置を確実に講じること。

＜現状・課題＞

妊婦健康診査は、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 226 号）により実施が望ましい検査項目が示されており、「望ましい基準」の実施に必要な経費は地方財政措置がされている。しかし、自治体間の公費負担額設定には乖離が発生していることに加え、自由診療であるため、医療機関等の価格設定にも大きな乖離が発生しており、妊婦の経済的負担が生じている。

国は、妊婦の経済的負担を減らすため、母子保健法を改正し、「望ましい基準」に基づく健診実施に係る標準額を定め、各自治体及び医療機関等は標準額を勘案するよう努めることを改正法に含めるとしているが、標準額の算定方法や運用方法については、不透明な状況である。

都市部の医療機関等において、標準額を勘案した額で健診を実施するためには、立地や物価が異なる都市間の状況や実勢価格等を反映し額を設定する必要がある。

また、自治体における公費負担額設定については、医師会等の関係機関と事前協議を行うため、標準額設定に係る進め方やスケジュール等の速やかな把握が重要であることに加え、標準額を勘案した公費負担額設定とする場合、自治体の財政負担の増加が想定されるため、十分な財政措置が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）妊婦に経済的負担をできる限り求めない環境整備と併せて、医療機関の経営にも影響が生じないよう、大都市の実勢を十分に踏まえて標準額を設定し、積算根拠についても明らかにすること。
（２）標準額を勘案した妊婦健康診査の実施に当たっては、今後のスケジュールや具体的な運用方法等について、速やかに示すとともに丁寧な説明を行うこと。
（３）妊婦健康診査の安定的な実施のため、十分な財政措置を講じること。

7　若者の身体や心の悩みに関する相談支援体制等の整備

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局・子供政策連携室）

自治体や医療機関が、若者を対象とした相談事業を実施できるよう国として必要な対応を行うとともに、財政措置を講じること。

また、若者に性や妊娠を含む健康に関する必要な情報が的確に伝わるよう、普及啓発を推進すること。

＜現状・課題＞

現在、思春期の中高生等を含む若者は、身体や心の健康課題に対して多くの悩みを抱えている一方、インターネット等からの情報収集では知識の偏りが生じることや、心理的抵抗により親に相談しにくい等により、正しい知識の理解・活用が進まない状況がある。

また、プレコンセプションケア推進５か年計画においても、相談者が気軽に性や健康・妊娠に関する悩みを相談できるよう、自治体等における「性と健康の相談センター」に加え、身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備を図ることとしている。

上記を踏まえ、都では、令和４年度から、若者の身体や心の悩みに対し、看護師等の専門職が電話、メール及び対面で対応する相談窓口を設置している。この窓口は、匿名相談が可能のため気軽に利用できる一方、医療機関の受診が必要な場合、迅速かつ確実な受診に繋げることが困難である。そのため、令和８年度から、若者が身近な医療機関で相談しやすくなるよう、地域において若者を対象に専門職による個別相談を実施するユースクリニックへの補助を都独自に開始する。

若者が身近な地域で相談できるような体制を整備するため、上記のような若者を対象とした相談窓口の取組を全国的に拡大できるよう、相談事業の担い手の育成を支援するとともに、財政支援を行うことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）自治体や医療機関が若者を対象とした相談事業を実施できるよう、医師や看護職等に対する研修プログラムの策定など国として必要な対応を行うこと。
（２）自治体や医療機関における相談事業の実施に要する費用を補助すること。
（３）国は、若者の現状を十分に分析し、その特性に応じて必要な情報が的確に伝わるよう、思春期における健康管理情報の発信に取り組むこと。

８　母子保健ＤＸの推進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）区市町村が母子保健情報のデジタル化を一体的に進められるよう、補助額の拡大など必要な財源措置を講じるとともに、令和９年度以降も継続的に自治体等へ補助を行うこと。
（２）ＰＭＨが全国展開された後の運用費用について、国として必要な財源措置を講じること。
（３）自治体や医療機関等にＰＭＨ接続によるメリットや方策を具体的に示すとともに、必要な準備期間も考慮した上で全国展開に向けたスケジュールを設定すること。

＜現状・課題＞

国は、全国共通の情報連携基盤（ＰＭＨ）や電子版母子健康手帳を活用することで、スマートフォンでの健診結果の確認等を実現し、住民の利便性の向上や自治体・医療機関の事務負担の軽減等を目指す母子保健ＤＸを推進しており、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の改正や「母子保健デジタル健診実証事業」など、全国展開に向けて準備を進めている。

母子保健ＤＸの推進に当たっては、「母子保健対策強化事業」において母子保健事業のデジタル化に係る経費を補助しているが、当該事業は他事業も対象であることに加え、自治体だけではなく、健診や産後ケアを担う医療機関等についてもシステム等を導入する必要があることから、国基準を上回る経費を要するとの声が届いている。このため、都は、国の補助事業に加えて、都独自の補助事業を創設し、区市町村の取組を推進している。

また、自治体の健康管理システムの改修については、ベンダーの人手不足等により令和８年度中のシステム改修が不可能な自治体も見込まれるが、令和９年度以降の国による支援は未定となっているほか、ＰＭＨが全国展開された後の運用費用について、自治体（都道府県及び区市町村）の負担の有無を含め、方向性が示されていない。

さらに、自治体や医療機関等における取組を着実に進めていくためには、ＰＭＨ接続についてメリットや方策を具体的に伝える必要があるが、現行のスキームでは、医療機関において、健診等のデータをＰＭＨ接続端末と電子カルテに重複して入力する必要がある、ＰＭＨ接続のスケジュールが具体的に示されていない等の課題がある。

＜具体的要求内容＞

（１）母子保健ＤＸの推進に向け、区市町村が健康管理システムの改修や電子版母子健康保健手帳の導入、産後ケア等を含めた母子保健情報のデジタル化を一体的に進められるよう、補助額の拡大など必要な財源措置を講じるとともに、令和９年度以降も継続的に自治体等へ補助を行うこと。

（２）ＰＭＨが全国展開された後の運用費用について、国として必要な財源措置を講じること。

（３）自治体や医療機関の取組を着実に進めていくため、ＰＭＨと電子カルテの連携などＰＭＨ接続のメリットや方策を具体的に示すとともに、システム改修等に必要な準備期間も考慮した上で、全国展開に向けたスケジュールを設定すること。

４　子供・子育て施策の推進

１　子供・子育て支援における施策の充実【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局・子供政策連携室・生活文化局・産業労働局）

（１）子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

＜現状・課題＞

国は令和５年 12 月に「こども未来戦略」を取りまとめ、今後３年間で加速化して取り組むこども・子育て政策として、75 年ぶりの職員配置基準改善、保育士等の更なる処遇改善、児童虐待防止や社会的養護の充実など多様な支援ニーズへの対応等を進めることとしているが、その財源については、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置を講じる必要がある。

しかしながら、公定価格の基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

加えて国は、令和８年度予算において保育対策総合支援事業費補助金、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、母子保健衛生費国庫補助金等の大都市特有の事情を考慮せず、財政力指数が１を超える場合などに補助率を引き下げることとしている。

また、現下のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に対しては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を交付するとともに、令和７年度については「公定価格における運営継続支援臨時加算」等により臨時的に対応しているが、保育所や学童クラブ、児童養護施設等の安定的な運営を確保し、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質の維持向上を図るためには、公定価格に反映させるなど物価高騰への抜本的な対策が必要である。

＜具体的要求内容＞

保育サービスの充実をはじめ、地域の子育て支援、児童虐待防止や社会的養護等の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保すること。

公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。また、財政力指数等を理由とした補助率の引き下げを行わないこと。

現下の物価高騰の影響も踏まえ、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質が低下することのないよう、必要な財源を措置する恒常的な仕組みを構築すること。

（２）公定価格について、地域の実情等を踏まえ、保育所等が必要な人材を確保できるよう、確実に財源措置を行うこと。

＜現状・課題＞

保育所等における公定価格の地域区分については、近年、隣接する地域の区分に合わせて引き上げを行う補正ルールの見直しが行われている。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圏や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。令和７年度から、国家公務員等の地域手当の区分設定については、市町村ごとから都道府県ごとにすることを基本とする見直しが行われたが、公定価格における地域区分の見直しは実施せず、引き続き議論することとされている。

３歳児に係る職員配置基準については、平成 27 年度から、20:1 から 15:1 に改善した場合の加算措置が設けられ、令和６年度から、年齢別職員配置基準が 20：１から 15：１に改正されるとともに、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間適用しないこととする経過措置が設けられていた。今般、国は、３歳児の年齢別配置基準について、経過措置期間を令和９年度末までとする省令改正を行ったが、現在、加算措置とされている３歳児の職員配置改善に係る財源措置について、経過措置期間終了後の対応が明らかにされていない。

＜具体的要求内容＞

公定価格の地域区分について、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえ、保育所等が必要な人員を十分に確保できるよう設定すること。

保育所等における３歳児の職員配置基準の経過措置終了に伴い、保育所等において必要な人員が十分確保できるよう、公定価格において確実に財源措置を行うこと。また、経過措置の終了までに保育所等が必要な対応を行えるよう、早期に財源措置について明らかにすること。

（３）多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

＜現状・課題＞

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に

対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応しているほか、保育所等に求められる地域の子育て支援にも貢献している。こうした重要な役割を果たしているにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

＜具体的要求内容＞

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が必要な保育サービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

（1）区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

（2）大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること。

（3）保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

（4）働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

＜現状・課題＞

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいるところであるが、同時に、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できな

い等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

令和７年４月に「出生後休業支援給付金」が創設され、両親ともに 14 日以上の育児休業を取得した場合などに、育児休業給付金等と併せて最大 28 日間分が支給されることになったが、これらはまだ一部期間に限られた支給であり、その後の育児休業給付金の給付率では、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

＜具体的要求内容＞

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

（１）保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。

（２）育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。

（３）希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

（５）対象世帯の所得に関わらず、０歳から２歳児までの全ての子供について保育料無償化を早期に実現すること。

＜現状・課題＞

国は、平成 29 年 12 月に取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」において、０歳から２歳児までについては、まずは待機児童の解消を優先とし、当面は、住民税非課税世帯を対象として無償化を進め、更なる支援については、安定財源の確保と併せて検討するとしている。

しかし、待機児童が「ほぼ解消」している中、全ての家庭の保育料無償化やその財源の確保に向けた具体的な検討に着手する時期が到来している。

国では、３歳から５歳児までの全ての世帯及び０歳から２歳児までの住民税非課税世帯を対象として、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を開始しているが、０歳から２歳児までの住民税課税世帯については、全ての世帯ではなく、多子世帯を対象とした保育料負担軽減であり、その内容も年収 360 万円未満の世帯や第１子が保育所等を利用している世帯を対象としたもので、収入制限や年齢制限を設けている。

また、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

こうした中、都は、少子化対策は一刻の猶予もないことから、多子世帯の負担軽減について、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた

全ての多子世帯の保育料の負担を軽減してきており、令和５年度からは第２子の保育料を無償化した。さらに、令和７年９月から国に先駆けて第１子の保育料の無償化を実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、０歳から２歳児までの全ての子供の保育料無償化を早期に実現すること。

（２）国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する自治体への財政支援を行うこと。

（６）自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

令和８年２月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は 10 年連続で過去最少を更新する年間約 70.6 万人となっており、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、０歳から 18 歳までの子供を対象に、一人当たり月額５千円、年額６万円を給付する取組を実施しているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

２　保育施設に対する指導検査の強化・保育所等における虐待等への対応

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）認可保育所等に対する指導検査の実効性を確保するため、法改正等を行うこと。

＜現状・課題＞

都内の保育施設において、児童に対する虐待や保育士配置の偽装等の重大事案が発生しており、児童の安全・安心や、保育施設の適正な運営を確保できるよう、保育施設に対して、速やかに指導検査を実施しているが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指導検査が拒否されるなど、事実確認が困難となる事例も発生しており、より実効性の高い指導検査をすることが求められている。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）上、特定教育・保育施設の設置者等が検査を拒んだ場合等は、区市町村長は確認の取消しや期間を定めて全部又は一部の効力を停止することができるとされている。一方、児童福祉法上、認可保育所等が都道府県知事による検査を拒んだ場合等に関する規定がなく、検査拒否により、運営実態が確認できない場合には、指導する権限を行使できない。

また、保育事業には、社会福祉法人のほか株式会社等の多様な事業者が参入しており、区市町村の域外や都道府県を越えて広域展開している事業者が存在している。こうした事業者は、都道府県域を越えて保育士の人事異動や資金移動を行っており、保育施設に対する指導検査において、他県にある施設の運営状況について、確認が必要となる場合があるが、指導検査に応じる義務が保育事業者にはないことから、情報提供に応じない事業者が存在する。

保育サービスの拡大に伴い全国的に事業展開する事業者が増加する中、指導検査において、都道府県間での情報共有の必要性が増している。しかしながら、国は、都道府県と管内市町村との連携については、相互に情報共有を行うよう通知しているが、都道府県域を越えた事業者の情報については、相互の情報共有を行うことを求めていない。その結果、都道府県域を越えて情報提供を依頼した場合においても、個人情報の保護を目的として、情報提供が行われない場合がある。

＜具体的要求内容＞

（１）行政による指導検査の実効性を確保するため、認可保育所や幼保連携型認定こども園をはじめとする児童福祉施設等が指導検査を拒否や妨害をした場合についても、指導権限の行使が可能となるよう、改善勧告や公表等の対象とする児童福祉法等の改正を行うこと。

（２）都道府県域を越えた情報共有により適切な事業者指導が可能となるよう、個人情報を含む指導検査に必要な情報共有の取扱いを明示すること。

（２）保育所等の職員による虐待に関する通報等に対し、都道府県及び区市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、ガイドラインの記載内容を充実するとともに、必要な人員体制の確保のための財政支援策を講じること。また、専門人材の確保・育成や自治体職員等の対応力強化に資する研修や、虐待の早期把握及び再発防止に向け、カメラ等の設置・活用ができるよう、取組を進めること。

＜現状・課題＞

令和７年 10 月に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設など、虐待対応の強化等を図る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）が施行され、保育所等について、都道府県等の所管行政庁が、虐待に関する事実確認の措置及び児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずること等が新たに規定された。このため、都道府県及び区市町村においては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、事実確認や施設への指導等を行い、相互に連携しながら対応している。

一方、令和７年 10 月以降、自治体には虐待等に関する通報が多数寄せられているが、国のガイドラインにおいては、基本的な虐待対応が示されているものの、客観的な証拠が得られない場合や通報の匿名性、保護者等の意向に配慮を要する事案への対応等も含め事実確認に係る具体的な調査手法が示されておらず、また、虐待判定プロセスの事例も限られており、記載内容が十分でない。また、虐待等の事案に迅速かつ適切に対応し、被害の拡大を防ぐためには、所管行政庁が機動的に事実確認等を行うための職員体制の整備が不可欠である。しかしながら、こうした体制の整備を図るための予算措置を国は講じていない。

性的虐待への対応を含め、被害児童への聞き取りなど知識やスキルが求められるが、自治体職員がこうした知識を取得するための機会が十分ではなく、自治体職員を支援する専門人材も不足している。

虐待の被害を速やかに特定し被害の拡大を防止するためには、カメラの映像等客観的な証拠の確保が有効であるが、保育所等におけるカメラ等の設置に対する支援が十分ではない。

＜具体的要求内容＞

（１）多数寄せられる虐待に関する通報等に対し、都道府県及び区市町村が迅速かつ適切に事実確認や施設への指導等を行うことができるよう、具体的な調査手法や、より詳細な虐待判定プロセスの事例等について、ガイドラインの記載内容の充実を図るとともに、必要な人員体制の確保のための財政支援策

を講じること。

（２）虐待対応における専門性の確保及び対応力の向上を図るため、自治体職員等の対応力強化に資する研修の実施、好事例の共有や実施方法に係るノウハウの整理・提供など、自治体の取組を支援すること。あわせて、保育所等における虐待を未然に防止するため、虐待事案の分析結果や再発防止に資する事例等の周知の取組を進めること。

　また、性的虐待への対応を含め、被害児童への聞き取りなど専門的知見を要する事案に適切に対応できるよう、国において専門人材の確保・育成を進め、自治体において活用できる仕組みを構築すること。

（３）虐待事案の早期把握及び被害の拡大防止を図る観点から、保育所等の実情に応じてカメラ等の設置や活用ができるよう､財政的支援を十分に行うこと。

３　多様な保育ニーズに対応するための支援の充実【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・財務省）
（都所管局　福祉局）

（１）保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

＜現状・課題＞

都においては、引き続き、局地的に発生する保育需要を踏まえた保育の受け皿確保に取り組む必要がある。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きく乖離している。平成 29 年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、令和８年度からは、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村であり、かつ国庫補助額が１億円を超える区市町村については、補助率が２分の１から３分の１へと引き下げられた。また、土地借料への支援に関しては、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

＜具体的要求内容＞

保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

また、建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の額が乖離している都市部においては、財政負担が大きいことを踏まえ、補助率を引き上げること。さらに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。

（２）安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

＜現状・課題＞

より良い保育サービスを提供するためには、今後も保育人材の確保・定着は重要である。

国の保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成 29 年度から、採用後 10 年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和７年度は、採用後５年目までに縮小された。

また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

加えて、平成 30 年度からは、待機児童数が 50 人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和２年度からは、直近２か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近２か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和３年度からは、直近２か年の有効求人倍率が連続して２未満の区市町村

について、対象が採用後５年目までとされたほか、平成 30 年度から、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村については、交付額が従前の４分の３に縮小されている。

さらに、令和２年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。その上、令和７年度からは、補助基準額の上限が 82,000 円から 75,000 円へ減額され、加えて、一人１回限りの適用とする見直しが行われた。この見直しは、大都市の住宅事情や大都市で働く保育士の働き方に見合った制度となっておらず、また、新たに、事業者や自治体において過去の適用状況を確認する事務負担が生じるとともに、潜在保育士が再び保育士として働く意思を阻害することも懸念される。

また、令和７年度は、国が宿舎借り上げ支援事業の交付額を減額しており、自治体の事業執行に大きな影響が生じ、保育士の確保・定着の取組が進まないことが懸念される。

＜具体的要求内容＞

保育士宿舎借り上げ支援事業について、採用年数の縮小や交付額４分の３の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

加えて、周辺自治体と比較して低い補助基準額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

補助基準額の上限については、大都市の住宅事情を踏まえたものとなるよう、補助基準額を増額すること。

一人１回限りとする新たな要件について、事業者や自治体の事務負担が増大しないようにするとともに､潜在保育士の働く意思を阻害しないよう配慮すること。

補助金交付額の減額は、保育サービスの安定的な提供を脅かす極めて重大な問題であるため、国の責任で必要な財源を確保すること。

４　多様な保育サービスの充実

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）保育士が研修を受講するための支援を充実すること。

＜現状・課題＞
国は子ども・子育て支援新制度における「質の向上」に向けた取組として、保育士一人当たり年間５日の研修機会を確保するための支援を行うこととしているが、３日分の支援にとどまっており、都は令和６年度から、新たに２日分の研修受講に要する経費を支援している。

＜具体的要求内容＞
保育士が研修を受講するための支援を充実すること。

（２）保育所の施設整備等に係る支援を充実すること。

＜現状・課題＞
就学前教育・保育施設整備交付金は、協議受付時期が年５回に限られていることや、協議受付から内示まで２か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。
令和６年度は、第１回協議において協議申請額が予算の上限に達したことにより、第１回協議案件の一部が不採択となった。その後の協議では時期の遅れや対象事業の限定などが生じ、自治体や事業者においては施設整備計画の見直しが必要となるなどの影響を受けた。令和７年度は必要な予算措置がなされたが、今後も国の責任で必要な財源を確保する必要がある。
賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。
また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。
保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂ぼこり対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。
都内の一部の自治体では、大規模マンションの建設地域や通勤等の利便性が高い駅周辺等に保育ニーズが集中し、その他の周辺地域では空きが発生するなど、自治体の中でも保育サービスの地域偏在が生じており、今後は、マッチングの促進など、地域の実情に応じた支援を充実していく必要がある。
局地的な保育ニーズの増加に対し、既存施設の余裕スペースを活用して、利用定員を超えて緊急的に受け入れる取組も有効であるが、事業者が保育士を増やして受け入れ態勢をとっても、結果的に入所に至らなかった場合は給付費の対象とならず、取組が進んでいない。

＜具体的要求内容＞

（１）就学前教育・保育施設整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
　　また、活用を希望する全ての整備に対して交付がされるよう、十分な財源を確保すること。

（２）賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。

（３）保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。

（４）地域の実情に応じた保育の受け皿確保が進むよう、広域的保育所等利用事業の実施促進に向けた改善等、支援を充実すること。

（５）大規模マンション建設時の保育所整備については、自治体から開発事業者への要請だけでは必ずしも設置に繋がらないことから、国においても具体的な支援に取り組むこと。

（６）局地的な保育需要の増加に対応するため、利用定員を超えて受け入れ態勢を確保し、結果的に入所に至らなかった場合についても、態勢確保に対する財政支援を行うこと。

（３）国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

＜現状・課題＞

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

＜具体的要求内容＞

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。

また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

（４）安定的に保育人材が確保できるよう制度運用の改善を図ること。

＜現状・課題＞

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。

これにより、処遇改善等加算の算定の際にキャリアアップ研修受講者の情報を確認することが求められているが、受講者の情報は受講者本人と研修施設しか把

握しておらず、保育所等での確認事務に多大な負担がかかっている。修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、国は現在、システム構築を行っていない。

また、ｅラーニングによる研修実施について、国は調査研究結果を取りまとめたが、具体的な実施方法は各都道府県に委ねられており、全国で一定の水準が求められる研修の質に差が生じる懸念がある。

さらに、国は、保育所等における園内研修の受講により、キャリアアップ研修の研修時間を最大４時間短縮できるとしたが、その運用方法について、詳細が示されていない。

令和７年度からは補助基準額が、受講者一人当たり 14,000 円とされたが、都市部においては会場借上げ費や運営管理費等が高額であり、実態に合った単価となっていない。

国の平成 27 年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。加えて、令和６年度の補正予算では、養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする拡充も行われた。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸びに伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。また、令和８年度から、新規の貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件が新たに設けられたが、保護者等の収入に応じて一律に制限することで貸付けを必要とする学生が利用できなくなることが懸念される。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算（区分２）は都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、加算額の大部分が同一事業者の他道府県の保育所等に配分される実態もある。

施設において保育の質を向上するためには、施設長や保育士等がより保育に注力できるよう、事務職員を雇うなど保育現場で事務の負担軽減を図る環境を構築する必要がある。しかしながら、公定価格に含まれる事務職員分は非常勤相当であり、また、加算額も不十分で、現場の実態に合った財政措置がなされていない。

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助しているが、保育士資格を有する保育補助者について補助対象期間が１年間を限度とされており、保育士として復帰する前の従事期間として不十分である。

＜具体的要求内容＞

（１）保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築し、基礎自治体における処遇改善等加算の審査の簡略化、職員の異動や新規採用における各施設の事務負担軽減が図られるようにするとともに、ｅ ラーニングによる研修実施方法や園内研修の取扱いについて、全国統一の

スキームを詳細に示すこと。
　また、都市部の実態に合わせて、安定的に研修が実施できるよう受講者一人当たりの単価を増額すること。
（２）保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。また、貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を撤廃すること。
（３）支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や給付費を増額すること。
（４）保育所等の事務負担の軽減が十分図られるよう、基本分単価に含まれる事務職員一人（非常勤相当分）や、事務職員雇上費加算等について、実情に応じた額に引き上げるなど、保育現場の実態に合わせた財政措置を行うこと。
（５）処遇改善等加算（区分２）について、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。
（６）潜在保育士が保育現場に継続的に関わりながら職場復帰を目指しやすい環境を整備するため、保育士資格を有する保育補助者を雇い上げる場合の補助対象期間を拡大すること。

（５）夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後 10 時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

＜現状・課題＞
　国制度における夜間保育の運営に対する支援は、給付費の夜間保育加算や延長保育事業がある。
　夜間保育加算は認可の夜間保育所のみ対象となり、通常の認可保育所は対象とならないことに加え、その開所時間は、午後 10 時までが原則とされており、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応できていない。
　夜間保育所が午後 10 時以降開所した場合については、令和２年度から、延長保育事業の補助単価が拡充された。しかしながら、認可保育所は対象とならないことに加え、その拡充内容が深夜の運営に要する費用として不十分である。
　また、夜間保育所は、認可保育所に併設して実施することも可能であるが、保育室等の直接児童の保育の用に供する設備や保育士については、運用に支障が生じない範囲であっても、併設された認可保育所との共用が認められていない。
　このように、既存の国の制度は、夜間保育の推進に効果的な制度となっていないため、夜間の保育サービスの整備が進んでいない。その結果、深夜帯の保育を必要とする保護者は、主にベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない状況となっている。

また、夜間保育の実施に当たっては、夜間の生活の場に相応しい保育を提供する必要があるが、保育所保育指針は、夜間を想定した内容となっていないため、夜間保育の質の確保・向上を図るための仕組みがない。

こうした状況を受け、都は独自に夜間保育に取り組む認証保育所に対し、夜間の割増賃金等への支援を実施しており、夜間の保育において留意すべき事項を示している。

＜具体的要求内容＞

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後 10 時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

（６）病児保育事業の推進に必要な制度設計を行うこと。

＜現状・課題＞

病児保育事業は、利用者数が季節や病気の流行に左右され経営が安定しないため、国は子ども・子育て支援交付金について、これまで基本分単価の引き上げや当日キャンセルが生じた場合の加算を創設し、令和７年度には、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合の加算を創設したが、安定的な運営を図るためには、利用実績によらず定員に応じた支援の創設など、更なる充実が必要である。

また、補助基準額が全国一律であり、大都市の実情が考慮されていないことや、保育所等では制度化されている処遇改善等加算相当が補助基準額に含まれていないことも、事業の拡大を妨げる要因になっている。

利用者の利便性と施設の安定的な運営のために、近隣の自治体と連携した「広域利用」の実施も促進していく必要がある。令和８年度からは、広域利用の受入れを行うとともに予約システムを導入している施設の運営費を拡充しているが、依然として整備に関する支援はなく、不十分な内容となっている。

さらに、病児保育がより利便性の高いサービスとなるためには、施設の予約や空き状況を確認できるオンライン予約システムの導入を促進する必要があるが、導入経費に係る補助率が不十分であり、また、運用経費は対象となっていない。

＜具体的要求内容＞

（１）利用実績にかかわらず定員に応じて必要となる運営費、大都市における地価や処遇改善等加算を含めた人件費を考慮した補助制度にすること。

（２）総事業費のうち利用者負担で賄う額について、利用料と利用状況の実態を踏まえて再検討し、補助単価を増額するよう制度の見直しを行うこと。

（３）複数の自治体が共同で行う整備に対して支援を実施するとともに、現場の実態を踏まえて運営費を充実するなど、区市町村が広域利用に取り組みやすい仕組みを整備すること。

（７）保育所等における医療的ケア児の受入れのための支援の充実を図ること。

＜現状・課題＞

医療的ケア児が希望する場合に、保育所等の利用が可能となることは、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るために重要である。

国は、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制整備を目的として、平成 29 年度から「医療的ケア児保育支援モデル事業」を開始した上で、令和３年度以降は「医療的ケア児保育支援事業」として一般事業化しており、看護師等の配置や職員の研修受講等の支援を行っている。

しかし、看護師等の配置経費の補助基準額は２名分相当であり、これを超える配置を行った場合は補助を受けられないほか、代替対応を行う看護師等の配置経費は補助対象となっていない。さらに、施設運営上不可欠である、職員が加入する賠償責任保険の費用は補助対象となっていない。

また、医療的ケア児の受入れ等を進めるためには、専門性を有する医師等による施設への助言も必要である。

＜具体的要求内容＞

保育所等における医療的ケア児の受入れが進むよう、看護師等の配置経費の補助基準額を引き上げるほか、賠償責任保険の費用等を補助対象とするなど、施設に対する補助制度を充実すること。また、専門性を有する医師等が施設に助言を行う体制を整備する区市町村への補助を行うこと。

（８）保育士資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

また、保育士登録を取り消すことができる場合の規定の運用についてもこれが適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

令和４年６月に公布された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録の取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化が行われている。令和５年３月に「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和５年３月 27 日付子発 0327 第５号局長通知）が発出されたが、どのような場合にわいせつ行為を行ったと認められるのかということや、どのような場合に再登録が可能となるのかなどの詳細は示されていない。

保育士を雇用する者には、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者が記録された国のデータベースの活用と、雇用する保育士が性暴力等を行った場合における都道府県知事への報告が義務付けられている。しかし、児童生徒性暴力等を保育所等に勤務する保育士が保育所等以外の場所で行った場合や保育所等に勤務していない保育士が行った場合には、雇用主による都道府県知事への報告が行われず、結果として保育士登録の取消しとデータベースへの記録ができない懸念がある。

また、児童福祉法上、都道府県知事は、保育士が保育士の信用を傷つける行為を行った場合等に保育士の登録を取り消すことなどができるとされている。しかし、信用を傷つける行為の具体的な内容や保育士の名称の使用停止の期間についての明確な定めは設けられておらず､該当事案の周知もなされていないことから、都道府県での対応が困難になっている。

保育士資格は国家資格であることからも、児童生徒性暴力等を行った保育士の保育士資格管理の厳格化や保育士の信用を傷つける行為を行った保育士の登録取消しについては､都道府県によってその取扱いに差異が生じることは適当でなく、全国統一の明確な基準が必要である。

＜具体的要求内容＞

児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消し及び再登録について、早期に統一的かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示すること。

保育士による児童生徒性暴力等の情報を警察が把握した場合には、都道府県知事へ通知される制度を整えるなど、保育士登録を遺漏なく取り消せるようにすること。

また、保育士の信用を傷つける行為などを行った保育士の登録取消し及び再登録について、早期に統一的かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示するとともに、都道府県知事へ通知される制度を整えるなど、保育士登録を遺漏なく取り消せるようにすること。

５　未就園児の定期的な預かり制度の充実

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　福祉局・子供政策連携室・生活文化局・教育庁）

保護者の就労等の有無にかかわらず、より多くの乳幼児を保育所等で定期的に預かることができるよう、制度の充実を図ること。

＜現状・課題＞

東京都では、令和５年度から「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を創設した。本事業は、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長をサポートするため、幼稚園・保育所等を地域の社会資源として位置付け、保護者の就労等の有無にかかわらず乳幼児を定期的に受け入れることで、早期から多様な他者と関わる機会を確保するものであり、令和７年９月からは、保育所同様、利用者負担額を無償化している。また、令和７年度に「医療的ケア児等の育ちの支援事業」を創設し、保育所等を利用できない医療的ケア児等を対象に、ベビーシッターによる保育を提供している。

こども家庭庁においても、令和７年度からは「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を法律上制度化し、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施しているが、対象となる子供の年齢が０歳６か月から２歳までとしているほか､利用時間の上限が１月当たり10時間までとされており、また、ベビーシッターによる保育が対象外となっているなど、日々成長し続ける子供への対応として、不十分な内容となっている。

＜具体的要求内容＞

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」において、医療的ケア児等を含め、全ての乳幼児が早期から多様な他者と関わる機会を確保できるよう制度を充実すること。

また、望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、利用者負担額の無償化を早期に実現すること。

また、制度の実施に当たっては、様々な主体が取り組みやすいものにするとともに、安定的な財源を確保した上で、地域ごとの実情も踏まえた十分な財政措置を講ずること。

６　学童クラブの設置促進【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）学童クラブの待機児童解消に向けた支援を充実すること。
（２）学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

＜現状・課題＞

学童クラブは､就学後も安心して過ごせる生活の場を児童に提供するとともに、保護者の就労支援のために欠かせないサービスになっている。しかし、女性就業率の上昇等を背景に学童クラブの利用ニーズは引き続き高まっており、小学校入学を契機として仕事と子育てとの両立が困難となる、いわゆる「小１の壁」が課題となっている。加えて、平成 27 年度から利用対象が小学６年生まで拡大したこと等により、希望しても登録できない待機児童数が増加し、現在も高い水準で推移している。

学童クラブの運営実態に対する公的支援について、国は平成 27 年度以降、運営費の補助基準額の見直しや補助メニューの充実などを図ってきたものの、運営費に係る補助額は、依然として総事業費を大きく下回っている。

都は、こうした現状を踏まえ、待機児童解消計画を策定した区市町村に対し、整備費に係る区市町村負担軽減や児童館等を活用した多様な居場所づくりなどへの支援を行ってきた。加えて、令和７年度からは、賃借料補助、利用調整支援事業、送迎支援事業の上乗せ補助を実施している。また、サービスの質の向上を目的として、同年度より、国の基準を上回る職員配置（１支援当たりの放課後児童支援員の数を３人以上）を要件とする認証学童クラブ事業を開始し、その運営水準を確保するために必要な経費への支援を行っている。

さらに、令和８年度から学童クラブで働く職員の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とし、学童クラブ従事職員宿舎借り上げ支援事業を都単独で実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）学童クラブの整備や賃借料に係る補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、利用調整や送迎支援などについて、待機児童が多い地域の実情に応じて対応できるよう十分な財政措置を講じるなど、待機児童解消に向けた支援を充実すること。
（２）区市町村が、地域の実情に応じて、職員の増配置、保護者ニーズが高い学童クラブの時間延長等への対応や、放課後児童支援員の資質向上や処遇改善など、学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

７　企業が取り組む次世代育成支援の推進【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１）男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の意向確認の義務化などの周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。

（２）従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業の取組を推進するとともに、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。

（３）いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

＜現状・課題＞

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和６年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が86.6%である一方、男性は40.5%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などが盛り込まれた育児・介護休業法（平成３年法律第76号）が施行されており、令和７年４月以降段階的に施行された法改正の内容を含め、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けることが努力義務となっているが、令和７年10月からは育児期の柔軟な働き方を実現するための複数措置が加わっており、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備

等を行う必要がある。
なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などのほか、施行された法改正の内容を含め、その周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。

（２）育児目的休暇等の導入など従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業における取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。

（３）安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参　　考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日　下記１・２：令和４年４月１日　３・４：令和４年 10 月１日　５：令和５年４月１日）

１　個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け

２　有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が１年以上である者」を廃止

３　出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）

４　育児休業の分割取得
育児休業（３の休業を除く。）について分割して２回まで取得可能とする。

５　育児休業の取得状況の公表の義務付け
常時雇用労働者数 1,000 人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

（施行日　令和７年４月１日）

１　所定外労働時間を免除する対象を子の小学校前まで広げる。

２　３歳未満の子を養育する場合に講ずる短時間勤務制度の代替措置の努力義務にテレワークを追加

3　子の看護休暇については、小学３年生修了まで対象を広げ、感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式を対象に追加
4　男性の育児休業について、300 人を超える企業まで取得状況の公表義務を広げるとともに、新たに 100 人を超える全ての企業に目標設定を義務付ける。

（施行日　令和７年 10 月１日）
1　企業は、子の３歳から小学校就学前までは、①始業時間等の変更、②テレワーク等、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇の付与、⑤短時間勤務制度の中から二つ以上を設置することを義務付ける。

【育児・介護休業法の概要】（ハラスメント関連部分）
1　いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
（１）事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
（２）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
（３）派遣労働者の派遣先にも以下を適用
・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
2　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

５　高等学校等における授業料の無償化等【最重点】

１　高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室）

国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。

＜現状・課題＞

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきである。都はこれまで、独自に高等学校等における就学支援に係る取組を進めてきた。

今般、国は高等学校等就学支援金について、令和８年度から収入要件の撤廃等の大幅な見直しを行い、国として学校教育費に係る支援の一定の方向性を示した一方、国と地方の役割分担の在り方については、４分の１の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。加えて、外国籍生徒等の中には支援対象外となる生徒が残されるなど、検討課題は依然として残っている。

また、就学支援金の支給期間は従前から全日制課程で 36 月、定時制課程及び通信制課程で 48 月までとされているが、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、無償化の対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれない生徒のための高校（チャレンジスクール等）を設置している。このような学校をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では４年を超えて在籍する生徒が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程（単位制による課程）において国の無償化の対象となるのは、卒業に必要な 74 単位まで、また、年間に 30 単位までとしており、その単位数を超えるものについては、無償化の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため 74 単位を超えて、また、年間 30 単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）以下の事情に該当する授業料について、無償化の対象とすること。

ア　留年等の理由により、全日制課程で 36 月を、定時制課程及び通信制課程で 48 月を超えて在籍する者の授業料

イ　定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合において、履修単位数が 74 単位を、年間の履修単位数が 30 単位をそれぞれ超えた分の授業料

ウ　月の中途で転学した場合の、転入した学校の一月分の授業料

（３）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

（４）無償化の申請については、申請書は不要又は形式的なものとするなど、保護者・生徒等にとって負担がない簡便な方法とすること。

（５）無償化の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないよう全額国が負担すること。

２　私立高等学校等の授業料の無償化等

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　生活文化局・子供政策連携室・総務局）

（１）私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。

（３）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

　また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

（４）現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

（５）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

＜現状・課題＞

　教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実

現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。 都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和６年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者等の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援している。

一方、国は、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化において、令和８年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を 45 万 7,200 円に引き上げることとした。しかし、都内私立高校の平均授業料を依然として下回っている状況である。また、国と地方の役割分担の在り方については、４分の１の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、私立高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は二つの制度への申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和５年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。

（３）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

（４）現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実

施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者にとって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

（５）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

参　　考

○　都の現状

＜私立高等学校等特別奨学金＞　　単位：百万円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助総額	13,666	13,924	11,322	12,307	13,005	13,444	51,277	44,918

＜就学支援金＞　　単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	162,458	128,062	150,123	145,618	162,224	142,020	141,058	136,602
都の高等学校就学支援金事務に係る経費	470,317	559,043	525,594	520,090	566,535	697,863	679,690	673,321

６　高等教育に係る経済負担の軽減【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　子供政策連携室・総務局・生活文化局・教育庁）

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

＜現状・課題＞

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和７年の都内の日本人出生数は、10 年ぶりに増加に転じ、前年比 1.0％の増加となった一方で、全国は、10 年連続の減少で 67.1 万人となり、統計史上最少を更新した。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和３年６月に実施した「第16 回出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、令和７年に経済協力機構（ＯＥＣＤ）が公表した「図表でみる教育（Education at a Glance）ＯＥＣＤインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は 51％であり、ＯＥＣＤ加盟国の平均である 19％の２倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

日本学生支援機構が実施した「令和４年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給しているが、貸与型が主流である。奨学金の返済という経済的負担が、結婚・妊娠・出産・子育てなどの生活設計に影響を与えていることも懸念される。

国においては、平成 29 年度から住民税非課税世帯等の要件を満たす学生を対象に、我が国で初めての給付型奨学金事業が導入された。その後、令和２年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、授業料・入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の支給額・支給要件等の拡充が実施された。さらに、同制度について、令和６年度には理工農系学生及び多子世帯の中間層に支援対象が拡大され、令和７年度は多子世帯の学生等の授業料等無償化について措置が講じられている。

一方、都は、東京都立大学等において、学生の学修機会の確保を目的として、国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育費の負担軽減の観点から、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象に令和６年度から授業料の実質無償化を実施している。

また、東京の持続可能性を支える人材の安定的な確保と若者の経済的負担軽減のため、令和７年度に、奨学金を借りていた学生が、都内の教員や技術系の公務員になった場合、都が本人に代わり奨学金の一部を返還する事業を開始した。令和８年度からは、東京の治安維持・強靭化を支える警察人材及び消防人材を対象とした奨学金返還支援を新たに実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付型奨学金の給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

　また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。

（２）高等教育に係る経済負担の軽減に当たっては、高等教育の修学支援新制度の充実に加え、貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含め、若者・子育て世代の実情を踏まえた支援策を講じること。

7　学校給食費の抜本的な負担軽減【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室・生活文化局）

（１）小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減に当たっては、良質な学校給食が提供できる水準とし、国において確実に財源を確保すること。また、非喫食者支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
（２）中学校段階等の抜本的な負担軽減も早期に実現すること。
（３）私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して独自に実施する支援事業について、必要な財政的支援を実施すること。

＜現状・課題＞

学校給食は、児童及び生徒の心身の発達と、食に関する正しい理解や適切な判断力を養う上で大きな役割を果たすものである。一方で、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）等により、小学校段階並びに中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の食材費等の学校給食費は保護者の負担とされており、子育て世帯にとって大きな負担となっている。

こうした中、都は、令和６年度より、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用を支援することとした。都内区市町村は、都の支援も活用しながら給食費の保護者負担軽減に取り組み、令和７年１月に、都内全ての公立小中学校において学校給食費が無償化された。

国においても学校給食費無償化の検討を進め、令和７年 12 月 19 日の「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」において、令和８年４月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することが示された。しかし、支援の基準額とされた一月当たり 5,200 円（特別支援学校小学部は 6,200 円）は、都内公立小学校及び特別支援学校小学部の平均給食費を下回っているほか、制度構築に当たり２分の１の都道府県負担が導入され、この地方負担について、令和８年度は地方財政措置とされた。また、中学校給食については、「小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討」とされた。

区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の負担において学校給食の無償化が進められるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。

また、国は、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施し、中学校給食についても検討するとしているが、夜間課程を置く高等学校並びに特別支援

学校幼稚部及び高等部の学校給食費については未だ議論されていない。
　これらのことも踏まえ、国においては、抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するよう求める。

＜具体的要求内容＞
　国の責任において抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するとともに、次のとおり、都道府県が実施する独自の無償化の取組を安定的かつ継続的に実施できるようにすること。
（１）小学校段階について、子供たちの健全な成長を支える学校給食費の抜本的な負担軽減について以下の措置を早期に講じること。
　①　給食費支援の基準額については、子供たちに良質な給食が提供できるよう、地域の物価上昇の状況等を十分に踏まえた水準とすること。
　②　地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し、国の責任において確実に財源を確保すること。
　③　非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業において、学校給食の提供に必要な調理場等の施設に係る工事・点検により、やむを得ず学校給食が提供できない場合の負担軽減等、支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
（２）中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の給食費の抜本的な負担軽減についても早期に実現すること。
（３）私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して、都道府県が独自に実施する支援事業に対して、必要な財政的支援を実施すること。

８　私立学校助成の拡充

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　生活文化局）

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

＜現状・課題＞

都は私立学校が公教育に果たしている役割の重要性を考慮し、私学振興を都政の最重要課題として位置付け、学校運営に関する助成と保護者負担軽減に関する助成を行っている。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和 53 年東京都条例第 10 号）に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒一人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約５分の１にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15%程度と低い水準にある。

＜具体的要求内容＞

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

参　考

【都の経常費補助金の実績及び予算額】（令和８年４月１日現在）

学　種	令和７年度交付額	令和８年度予算額
高等学校	76,569,523 千円	76,638,156 千円
中 学 校	30,098,002 千円	34,397,748 千円
小 学 校	7,579,586 千円	8,883,011 千円
幼 稚 園	16,797,277 千円	17,460,734 千円
計	131,044,388 千円	137,379,649 千円

注）千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒一人当たり予算単価（令和８年度）】

学　　種	国庫補助　A	地方交付税　B	割合　A／B
高等学校	59,978 円	309,400 円	19.4%
中 学 校	52,496 円	308,600 円	17.0%
小 学 校	50,842 円	308,600 円	16.5%
幼 稚 園	25,904 円	180,500 円	14.4%

【都の経常費補助金の実績、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	都経常費補助金交付額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金　　額	対前年度増(△)減	金　　額	対前年度増(△)減	
令和３年度	118,846,005 千円	0.5%	17,629,027 千円	△1.8%	14.8%
令和４年度	119,483,265 千円	0.5%	17,832,741 千円	1.2%	14.9%
令和５年度	120,091,904 千円	0.5%	17,925,998 千円	0.5%	14.9%
令和６年度	123,766,681 千円	3.1%	18,268,425 千円	1.9%	14.8%
令和７年度	131,044,388 千円	5.9%	19,004,494 千円	4.0%	14.5%

03 ダイバーシティ 教育

１　高等学校における教育のあり方について【最重点】

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、１単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。

（２）制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。

（３）オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。

（４）特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。

＜現状・課題＞

情報通信技術の革新やコロナ禍などを経て、オンライン会議・テレワーク等が浸透し、就業形態、雇用形態は大きく変化している。また、生成ＡＩ等デジタル技術の発展、世界の気候変動や自然災害、紛争をはじめとする世界情勢の混迷など、社会の状況は劇的な変化が進み予測困難な時代が到来している。

全ての子供の可能性を引き出し、学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や幸福（Well-being）を実現するためには、学習の成果を生徒が生涯を通じて保持し続け、努力や成果を振り返りながら自己肯定感や学習意欲を高めていく視点が重要である。

こうした状況の中、学校教育においては、国における様々な制度改善、各教育委員会や学校における工夫などにより、社会変化に対応する教育を実践してきた。高等学校の教育については、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められており、社会の変化に速やかに対応していく必要がある。

しかし、多くの高等学校では、集団の生徒に対し、教員が教室での学びを中心

に授業を行うといった教育のスタイルに留まっており、根本的な変化を遂げることができずにいる。

高等学校への進学率は約 99％に達し、積極的に学びに向かうことができない生徒や、知識を現実の社会と結び付けて理解することが難しい生徒、外国に背景のある生徒など多様な生徒の個別のニーズに対応することが求められている。彼らの入学動機や進路志望、興味・関心や学習経験・意欲・背景にある生活環境等は、一人一人それぞれに異なり、非常に多様なものとなっている。

そこで、学校における学びの在り方そのものの根本的視点から見直しを図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、全ての生徒がそれぞれの興味関心に応じて自ら伸び育つ教育を展開しなければならない。

このような喫緊の課題に対し、デジタルとリアルの最適な組合せにより学校内外で学ぶことができるよう、学び方や教え方の学習基盤の変革、学習指導要領等の柔軟で弾力的な運用、教員が学びの伴走者として生徒に対応する意識改革などを推進し、「新たな教育のスタイル」への転換を早期に実現していく必要がある。

こうした観点から、特に重要な事項として、以下要求する。

＜具体的要求内容＞

（１）現代の子供の課題を解決する教育を実現するためには、より柔軟で個別最適な学校づくりが必要であることから、学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、１単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。

（２）制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。

（３）制度の見直しや柔軟な運用を実現する際、オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。

（４）最新の知識や技術を生かした高度で専門的な学びを実現するため、外部の専門人材を学校で柔軟かつ即座に活用できるよう、特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。特に、学校が独自の新たな学校設定教科・科目を設置する際の指導者について、優れた知識経験等を有する社会人等が、授業のみならず、評価や単位認定等を含め、年間を通じて教科・科目を担当できるよう改善を図ること。

２　教育のデジタル化の推進に向けた支援【最重点】

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）一人１台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和 11 年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。

（２）一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和 11 年度以降も継続するとともに、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。

（３）端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Ｗｅｂフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のＩＣＴ利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（４）校内通信ネットワークの円滑な運用のための技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（５）ヘルプデスク設置、ＩＣＴ支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にＩＣＴ支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。

（６）次世代校務ＤＸ環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（７）校務ＤＸを幅広く実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。

（８）モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。

（９）令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。

(10)「学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027 年度）」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。

(11) 一人１台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。

(12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。

(13) 公立学校における生成ＡＩ等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、補助金による必要な財源措置をすること。

(14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方とそこに向かう行程を示すと共に、調査研究・採択に係る基準、ＡＩ等のデジタルツールの活用など事務負担の軽減に係る検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

＜現状・課題＞

緊迫する国際情勢、人口減少・少子高齢化に加え、デジタルが急激に進展する大変革の時代である。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人１台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ＩＣＴを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人１台端末等を整備する「ＧＩＧＡスクール構想」を前倒し、都では令和３年度までに全ての区市町村立学校において一人１台端末の整備が完了した。

一人１台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ＩＣＴ支援員やＧＩＧＡスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるＩＣＴ支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和７年７月に文部科学省より公表された「令和７年度　全国学力・学習状況調査」結果では、一人１台端末等のＩＣＴ機器を「ほぼ毎日」「週３回以上」活用すると回答した割合が、小学校では96.5%、中学校では94.3%となるなど、一人１台端末の利活用は前進した。今後も、デジタル教科書の導入や一人１台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人１台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人１台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

国は、令和５年度補正予算において、予備機を含む一人１台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、５年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、１台当たりの補助基準額はこれまでの４万5,000円から５万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和７年度補正予算までにおいて、令和10年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人１台端末の整備に必要な経費の内、地方負担分については、地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人１台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和11年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和11年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人１台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。このため、指導者用端末や予備端末等の更新費用につ

いても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人１台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備、Ｗｅｂフィルタリング機能の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。加えて、端末更新に当たっては、既存端末について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく認定事業者への処理委託を行う等、再使用又は再資源化を含め適切な処分が必要となる。このため、これに要する費用に対しても財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のＩＣＴ支援体制について、国は、一人１台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和３年度第一次補正予算から「ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和５年度において、自治体が連携してＧＩＧＡスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしたが、当該事業自体も令和６年度に廃止された。令和７年度から令和９年度までは地方財政措置としたが、補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ＩＣＴに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

ＧＩＧＡスクール構想が目指す学びの実現に向けて、文部科学省は、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備される措置を講ずるとしている。校内通信ネットワークの整備が完了した学校においても、デジタル教科書の導入を控え、一人１台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。学校のネットワークの改善のためには、課題のある学校におけるネットワークアセスメントの実施の促進及びアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善等に対する補助金を措置するとした。

しかし、国が設定している当該事業の１校当たりの補助単価が低く、学校の通信ネットワーク速度の改善に必要な経費を十分に充当できていない。令和８年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするＩＣＴ支援員が欠かせない。国は令和３年度、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部を改正し、ＩＣＴ支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ＩＣＴ支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。地方財政措置は令和９年度まで措置されることとなったが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援を一層充実していく必要がある。

統合型校務支援システムの整備率は年々上昇し、校務の効率化に大きく寄与してきた。しかし、システムを自前サーバに構築し、閉域網で稼働させており、校務用端末も職員室をはじめとした利用場所が限定的であることから、一人１台端

末の整備とクラウド活用を核とする教育ＤＸや働き方改革の流れに適合しなくなってきている。

こうした状況に鑑み、国は、自治体の次世代校務ＤＸ環境整備に係る初期費用を財政支援することとしたが、国が掲げたＫＰＩを達成するためには、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行う必要がある。また、学校全体の校務ＤＸを推進するためには、統合型校務支援システムだけでなく、その周辺システムであるダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツール等の一体的な整備・導入が重要であることから、これらに要する経費の財政支援が必要である。さらに、モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等の補助制度について、ＩＣＴを活用した家庭学習の重要性が増す中で、モバイルＷｉ－Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援が必要である。

また、令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のＩＣＴ環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人１台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや、都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

都では、高校段階における一人１台端末整備において、一人一人の進路実現に資するために家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で活用していくことが必要であることから、保護者負担による整備を行っているが、昨今の物価上昇等の影響により同一性能の端末を導入するに当たっても端末価格は年々上昇している。国は、高校段階一人１台端末整備事業を実施する都道府県に対して、端末整備費用に係る財政支援を実施することが必要である。

生成ＡＩなど先端技術の発展は日進月歩である。国は令和６年 12 月に「初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」において、学校現場において押さえておくべきポイントとして、利活用する場面や主体に応じた留意点について、現時点の知見を具体的に示したが、学校現場での活用のためには、人員及び環境の整備が不可欠である。

国では、デジタル教科書について、令和６年度から、小学校５年生から中学校３年生までを対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約５割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

また、デジタル教科書を巡る動向として、令和３年６月に「デジタル教科書の

今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和４年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和６年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。さらに令和８年４月７日にデジタル教科書を正式な教科書とする学校教育法改正案などの関連法案が閣議決定された。上記の状況を踏まえ、デジタル教科書の調査研究・採択の際の判断基準、具体的な活用方法等について更に検討を進める必要がある。

併せて、「主たる教材」としてのデジタル教科書の内容が示されないまま、従来の紙の教科書のように、文部科学省検定年度の３月末に検定結果の公表、翌年度４月末までに見本本の送付、その後に調査研究項目の設定・調査研究方法の検討及び実施、東京都内の各設置者に対し指導助言を行い、８月末までに教科書採択を行うスケジュールで調査研究及び採択を行うことは不可能である。

さらに、教科書関係業務は内容が複雑・多岐であり、作業量も膨大であることから、関係する職員の事務負担は極めて大きい。今後、デジタル教科書が正式な「教科書」となることで作業量が更に増えることが予想されることから、負担軽減のための方策を検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）一人１台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和 11 年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。

（２）一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和 11 年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。

（３）端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Ｗｅｂフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のＩＣＴ利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（４）校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に関する補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（５）各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ヘルプデスク設置及びＩＣＴ支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にＩＣＴ支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。

（６）次世代校務ＤＸ環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（７）学校全体の校務ＤＸが実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。

（８）モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。
（９）令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
(10) 「学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027 年度）」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
(11) 一人１台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
(12) 義務教育段階を一人１台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
(13) 公立学校における生成ＡＩ等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、必要な財源措置をすること。
(14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。さらに、英語・算数・数学以外のデジタル教科書を導入する学校や区市町村教育委員会に対して財政支援を行うこと。

併せて、2030 年度にデジタル教科書も正式な教科書として導入するまでの工程等の全体像を速やかに示すこと。なお、デジタル教科書の調査研究にあたっては、項目及び方法の検討を行う相応の期間が必要となるため、見本本を提供されてから最低でも１年間以上の期間をとること。

また、工程の検討にあたっては、適切に教科書の採択が行えるよう、各設置者の意見を反映させるとともに、明確な判断基準を示し、活用可能な資料を適宜提供すること。

さらに、その後の年度においても、十分な調査研究期間を設けるため、教科書検定や見本本提供時期、教科書採択期限等について、見直しを含め適切な時期に設定をすること。

加えて、教科書関係業務（検定、採択、調査研究など）にＡＩ等のデジタルツールを活用することで、事務負担の軽減や働き方改革に繋がると期待する。ついては、ＡＩ等のデジタルツールを用いることによる著作権の問題や、メリットやデメリットなど必要な検討を進め、検討結果を示すこと。

３　いじめ問題等に対する取組の充実

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

＜現状・課題＞

都においては、平成 25 年９月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）を踏まえ、平成 26 年６月に東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）を成立させるとともに、本条例に基づき、同年７月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と併せて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえ、令和６年７月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために、学校・家庭・地域の連携による「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、スクールカウンセラーを含む全教員で情報を共有して解決を図る校内体制の整備等の必要性が示されたところである。

（１）「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの認知件数が、77,479 件で、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

都においては、平成 25 年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校（令和７年度は、小学校 1,265 校、中学校 620 校、高等学校 248 課程）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成 28 年度からは、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほか、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週２回配置している。

しかしながら、平成 20 年度からは国の補助率が従前の２分の１から３分の１へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校

の総数の 10%以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

（２） スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度は 22 区、25 市、３町に、令和元年度は 22 区、25 市、２町に、令和２年度及び令和３年度は 23 区、25 市、２町に、令和４年度から令和７年度までは 23 区、25 市、４町に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

都においては、令和４年度から、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭を訪問するなどの活動時間を増やすとともに、専門的な資格を有する者の任用を推進する区市町村への補助を拡充している。

事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにもかかわらず、平成 21 年度から突然、国が補助率３分の１事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引上げを行うべきである。

（３） スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を更に進め、質の向上を図っていくためには、各校に配置された非常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー間の連携や、学校・関係機関との緊密な連携の確保を図る必要がある。

国においては、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定の地区内に配置し、困難な課題に関して活用できるようにする等、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究を行っていたが、配置の在り方については地方自治体が活用しやすい体制を整えることが望ましい。

なお、常勤職員として配置を行う場合には、国が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等において必置の職として規定するとともに、県費負担教職員として位置付け、いわゆる標準法において教職員定数を算定することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の２分の１とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。

また、スクールカウンセラーの人材確保に当たり、学校等のニーズに的確に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働

き掛けること。
（２）スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽減するよう補助率を引き上げること。
（３）将来的に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を推進するに当たっては、必要な法整備を行うこと。

４　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）教育職員免許状再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり全国で統一的な運用が図られるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。

（２）いわゆる日本版ＤＢＳの運用に当たっては、地方の負担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

＜現状・課題＞

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第 57 号。以下「法」という。）が、一部の規定を除き令和４年４月１日から施行された。

また、法第 12 条に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（以下「指針」という。）が令和４年３月に示されている。

法には、特定免許状失効者への教育職員免許状の再授与に当たっては、各都道府県教育委員会が設置する、教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を聞かなければならないと規定され、再授与審査会の組織及び運営に関する必要な事項は別途文部科学省令で定めるとされているが、国会における附帯決議にもあるとおり、全国で統一的な運用を図ることが求められている。指針には、再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例が示されているが、再授与の審査及び判断に当たり、「児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性」の詳細な基準等が必要である。

こども性暴力防止法（令和６年法律第 69 号）の運用に当たっては、令和８年１月にガイドラインが示され、運用に際しての具体的な手続が明らかにされたところである。本ガイドラインによると、法施行日である令和８年 12 月 25 日以降に、こども性暴力防止法関連システムを介した手続が開始されるとされている。しかしながら、東京都教育委員会においては、採用予定者数が約４千人と規模が大きいことから、令和９年４月１日までに犯罪事実確認書の確認を完了させることについて懸念がある。また、システムの運用開始時期が年末年始に当たるため、システム上のトラブルが発生した場合には、大きな混乱が生じることが予想される。これらのことから、システムの運用開始時期を前倒しすることが必要である。

また、全国において４千人以上の教員が不足するなど、教員不足の折においては、臨時的任用教員等の活用が日常的に行われている。急な欠員が生じた場合であって、業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがなく、かつ、直ちに当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときには、い

とま特例の運用が認められているところである。しかし、児童・生徒にとって安全・安心な居場所となるよう学校運営を行うためには、できる限り配属前に犯罪事実確認が行われていることが望ましい。このように、臨時的任用教員等の名簿に登載される時点において、犯罪事実確認を行うことが可能とすべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり、全国で統一的な運用が図れるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。

（２）いわゆる日本版ＤＢＳの運用に当たっては、地方の負担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

５　教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等【最重点】

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
（２）学びの多様化学校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。
（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
（４）その他、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

＜現状・課題＞

昨年度文部科学省が実施した、令和６年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では 344,185 人、都内公立小・中学校では 31,335 人であり、依然高い水準にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校を設置している。

国においては、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和５年３月 31 日）及び「不登校児童生徒への支援の充実につい

て（通知）」（令和５年 11 月 17 日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和６年度問題行動等調査によると、全国に 1,873 施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は 31,923 人で、不登校児童・生徒全体の約 9.3%に過ぎない。このうち都では、区市町により 98 施設が設置され、3,667 人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約 11.7%という状況である。

また、学びの多様化学校については、令和８年４月現在、全国で 84 校しかなく、そのうち都内公立学校は 10 校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。

都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校を早期に整備できるよう、教員の配置や、新設時の環境整備に必要な経費の補助等の支援を行い、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校の子供が多い小・中学校に、校内教育支援センター支援員が配置できるよう、経費を補助したり、不登校対応を専門に担い、授業や担任をもたずに複数の中学校を巡回する教員を配置したり、中学校の空き教室を利用し、教科を指導する複数の教員を配置するチャレンジクラスを設置したりするなど、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成 29 年２月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや学びの多様化学校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（法第 10 条及び第 11 条）。

さらに、法第７条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成 29 年３月 31 日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援

不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。

（２）学びの多様化学校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減らすことができるよう、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。

（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

（４）不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

６　外国につながりのある子供に対する教育の充実

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室）

（１）日本語指導が必要な外国につながりのある児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の構築を図るとともに、体制構築が図られるまでの間、児童・生徒に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。

（２）公立学校において、日本語指導が必要な児童・生徒を指導するに当たり、教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

（３）外国人の子供の就学促進に関する自治体の取組が実効性のあるものとなるよう財政的措置など複合的な支援を行うこと。

（４）日本語指導が必要な児童・生徒の指導・支援の充実を図るに当たり、より詳細な実態を把握すること。

＜現状・課題＞

文部科学省の調査によると、令和５年５月１日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国につながりのある外国人児童・生徒は 57,718 人で、16 年前（平成 17 年度調査、20,692 人）に比べ 37,026 人増加している。

また、「一人」在籍校が全体の 34.9％を占める一方で、「30 人以上」が在籍する学校は 325 校に上る。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数が増えている。

日本語指導が必要な児童・生徒に係る教職員定数については、平成 29 年度から令和８年度までの 10 年間で加配定数が段階的に基礎定数化されるなど、一定の改善が図られているが、外国につながりのある児童・生徒に日本語指導を行う「日本語学級」を編成する場合、法令等に規定がないため、適切な定数措置が困難な状況にある。

多様な言語的・文化的背景をもつ外国人等の児童・生徒が増加する中、こうした児童・生徒は多くの学校に存在しているという基本的な認識を共有し、学校における多様性を認め、日本人と外国人が共に学び合う教育環境を構築することは、

全国的かつ喫緊の課題である。

上記の認識に立ち、国として、適切な日本語指導等の在り方を根本的に見直すなど、現状に即した新しい日本語指導体制の構築が必要である。

また、日本語指導が必要な児童・生徒への指導・支援の充実に向け、国として母語の多様化を念頭に置いた教員以外の外部人材の活用や指導用教材の開発、地方自治体の就学促進に関する取組への支援を行うとともに、日本語指導が必要な児童・生徒のより詳細な実態を把握することが求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）日本語指導が必要な児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の充実を図るとともに、体制構築が図られるまでの間、児童・生徒の増加に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。

（２）通訳者等の「専門家」による学校支援体制の整備により、公立学校において日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒を指導するに当たって教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

（３）国は、外国人の子供の就学促進に対する支援のため、次の施策を主体となって実施すること。

・ 各自治体が外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を更に推進していくため、帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業について、補助率を引き上げる等、十分な財政的支援を行うとともに本事業がより活用できるよう補助条件の緩和を行うこと。

・ 国が関係機関と連携し、外国人の子供に関する正確な状況把握を行い自治体への情報提供を行うなど、財政的措置にとどまらない複合的な支援を行うこと。

（４）現在、文部科学省において、隔年で実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について、毎年実施するようにする等、より詳細な実態把握を行うこと。

7　公立学校の教職員定数の充実

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。

（２）小学校における教科担任制を推進するため、中学年以上の専科指導のために加配定数を拡充するとともに、後年度を含め、加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。

　併せて、新規採用教員の負担軽減に資する取組については、国において検討し更に拡充すること。

（３）様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。

　また、中学校における生徒指導担当教員の配置充実等の教職員定数の改善や、公立学校におけるサポートスタッフの配置及び人材確保のための財政的支援の充実を計画的に進めること。

（４）後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

＜現状・課題＞

（１）中学校 35 人学級の実施に伴う加配定数の振替等について

　令和７年６月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」の附則において、公立中学校の学級編制の標準を令和８年度から 35 人に引き下げるよう、法制上の措置等を講ずる

ことを明記されたところである。令和３年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年５月１日法律第 116 号。以下「義務標準法」という。）を改正し、小学校における学級編制の標準について、第２学年から５年かけて段階的に 35 人に引き下げた際には、習熟度別指導等の加配定数のうち 35 人学級の実施に活用されている分を基礎定数に順次振り替えていたが、中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、その財源として加配定数を削減することなく、必要な教職員定数を別途確保することが必要である。

（２）小学校における教科担任制の推進について

学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るためには、特定の教科を専門的に指導する体制を構築することが効果的である。

教科担任制の導入校では、授業の質の向上に加え、児童の多面的な理解や教員の持ち授業時数の軽減及び計画的な年休の取得など働き方改革の観点で極めて高い効果が現れており、今後更に推進を図るために、加配定数の一層の拡充が急務である。

国は、小学校における教科担任制の推進のため、専科指導のための加配拡大の計画を１年前倒し、計 3,800 人加配定数の改善を行ってきた。また、令和７年度から４年生への教科担任制を拡大しているが、これに係る加配定数の改善総数は計 3,960 人にとどまる。いずれも、全国の公立小学校約１万 9,000 校の２割程度の規模であり、優先的に専科指導の対象とすべき教科が４教科であることも踏まえると、不十分である。また、国は３年生への教科担任制の導入に向けた定数改善の計画を示していないが、４年生と比較して授業時数がほぼ同数であることから、教員の働き方改革推進の観点からも必要である。

都では、現在、高学年においては令和 10 年度までに 12 学級以上校の全校に導入予定であり、中学年への導入拡大に向け対応を進めているが、仮に高学年と同様に１校１人程度を配置する場合、更なる人員増が必要であり、加配定数の拡充が必要となる見込みである。

また、今後、各自治体が財源の見通しを持ち、計画的かつ早期に小学校の教科担任制を推進していくためには、国が、後年度も含めた更なる加配拡大の計画を速やかに定め、示す必要がある。

国は教科担任制のための加配定数を措置するため、習熟度別指導等の加配定数について、令和２年度及び令和３年度の２年間で計 4,000 人を振り替え、更に令和４年度は 230 人、令和５年度は 200 人、令和６年度は 550 人を振り替えている。加配定数は、専科指導のみならず、地域の実情に応じて少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチング等の多様な取組に活用され成果を挙げている現状を十分に踏まえ、今後の教科担任制のための加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保することが必要である。

新規採用教員に対しては、法定研修である初任者研修の受講のために持ち授業時数の軽減を実施しているが、他の校種と比べ小学校教師の持ち授業時数が多いことを踏まえると、更なる負担軽減の取組が必要である。

（３）教職員定数の充実及び加配定数の柔軟な運用について

現在、学校現場では、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童・生徒や、外国につながる子供等の特別な配慮を必要とする児童・生徒の増加など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。都では、令和７年度から、子供が抱える問題の解決に向けた組織的な連携・支援体制を維持するため、教員と外部人材をつなぎ、教育相談体制の充実を図る「教育相談主任」を一部の中学校においてモデル導入している。その活用に当たっては、当該教師の持ち授業時数を軽減し、非常勤講師を任用することで働き方改革の一助としているが、他の校種と比べ中学校教師の時間外在校等時間が多いことを踏まえると、更なる教員の負担軽減の取組が必要である。

学校における働き方改革を実現しつつ、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や支援を行い、教育活動の質の向上を図るためには、義務標準法制定時の教員一人当たりの持ち授業時数を踏まえ定められている「乗ずる数」の見直しや、指導方法工夫改善や児童生徒支援等の加配定数の拡充による、教職員定数の一層の充実に加え、教員をサポートするスタッフの配置を拡充することが必要である。

また、加配定数は法令上、その目的に応じて数種の事項に分類されるが、国への申請に当たっては、より細かく区分された項目ごとに申請する必要がある。特定の項目に措置された加配定数は、同一の事項であっても他の項目に原則振り替えることができず、自治体の方針や個々の学校の実態に応じて効果的に活用することが困難となっている。

自治体や学校で行われている工夫や取組は様々であり、地域の実情に応じた教員配置により教育の質を更に向上させるためには、各加配事項の枠内で加配定数の振替を認め、柔軟に運用できるような仕組みにすることが必要である。

（４）定数改善計画について

今後の教職員定数の改善については、公立中学校の学級編制標準の引下げによる中学校 35 人学級実現のほか、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、令和 10 年までの「新たな「定数改善計画」」を策定することが個別に示されている。

一方で、包括的な教職員定数改善計画は策定されておらず、今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成、各区市町村における学校施設の整備計画等に影響が生じないよう、早期に具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画が示されることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。

（２）小学校における教科担任制を推進するため、中学年以上の専科指導のために加配定数を拡充するとともに、後年度も含め、加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。

併せて、新規採用教師の負担軽減に資する取組については、国において検

討し更に拡充すること。

（３）様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。

　また、中学校における生徒指導担当教師の配置充実等の教職員定数の改善や、公立学校におけるサポートスタッフの配置及び人材確保のための財政的支援の充実を計画的に進めること。

（４）後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

８　特別支援学校の養護教諭等の定数改善

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

特別支援学校の養護教諭等について、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

＜現状・課題＞

近年の社会環境や生活環境の変化、いじめや不登校の増加などにより、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実態に応じた配置が極めて重要である。

一方、国の配置基準では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）に基づき、原則１校一人の配置としつつ、児童・生徒数が 61 人以上の場合は二人を配置することとなっている。

平成 19 年の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正により複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、また、児童・生徒数が 500 人を超すような大規模な学校も存在する中、児童・生徒数が 61 人以上どんなに多くなっても養護教諭は二人しか配置されない現行の配置基準は、学校の実態にそぐわないものとなっている。児童・生徒数等に応じて段階的に定数が算定されるよう、速やかに改善するべきである。

また、副校長や事務職員、学校栄養職員についても、国の配置基準では原則学校単位で算定することとなっており、併置校や大規模な特別支援学校等における学校運営の充実のためには、児童・生徒数等に応じた配置基準により教職員定数の充実を図ることが必要である。

さらに、寄宿舎指導員について、現行の配置基準では重度重複障害のある児童・生徒等への対応が考慮されておらず、実態を踏まえた定数改善を行うことが必要である。

＜具体的要求内容＞

特別支援学校の養護教諭について、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、３人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員及び学校栄養職員についても、児童・生徒数等に応じた配置基準にするとともに、寄宿舎指導員について、重度重複障害のある児童・生徒に応じた配置基準を設けるなど、定数改善を行うこと。

９　学校における働き方改革の実現【最重点】

（提案要求先　文部科学省・スポーツ庁・文化庁）
（都所管局　教育庁）

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

＜現状・課題＞

学校における働き方改革については、国において、令和７年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 68 号）」（以下「給特法改正法」という。）が成立し、教員の処遇改善とともに、学校における働き方改革の一層の推進のため、令和 11 年度末までに時間外在校等時間を月平均 30 時間程度にするという目標等が定められるとともに、教育委員会に対しても業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表等が義務付けられ、教育委員会として様々な取組の実行が求められている。

都教育委員会は、令和５年度から令和８年度までの４年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（以下「実行プログラム」という。）を令和６年３月に策定し、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教員の割合を０％とするなどの目標を設定している。

その実現に向けて、外部人材の活用やＤＸの推進を積極的に進めるとともに、学校における業務のアウトソーシングやコンサルタントを活用した業務改革支援、ダッシュボードを活用した在校等時間の見える化など、様々な取組を進めている。

こうした状況の中、都内公立学校においては、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等が連携して働き方改革に総合的に取り組み、令和７年度時点で、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教員の割合は減少傾向にあるなど一定の進捗がみられている。

しかしながら、都の掲げた月 45 時間を超える教員の割合を０％とする目標及び、法で定められた月 30 時間程度の目標達成に向けては、更なる取組が必要であり、都教育委員会は給特法改正法の内容を踏まえ、現行の実行プログラムを「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けるとともに、令和８年度中の改定も予定している。

国、都及び区市町村、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じ、教員の働き方改革の効果を確実にあげていくためには、国による更なる支援が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）全国共通の本質的課題である「教員の働き方改革」を一層推進するために、教員が担うべき業務の見直しや校務のＤＸ化、学校マネジメントの強化、指導・運営体制の充実など、業務量の削減や実効性の高い施策の充実を図ること。

　また、施策の実施に当たって、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対して確実に財源を措置すること。

（２）教育職員の勤務状況等に関する状況把握、業務分担の見直しや適正化に必要な環境整備等の教育委員会が行う在校等時間の長時間化を防ぐための取組について財政的支援等を行うこと。

①　業務の適正化に向けて学校・教員以外でも担うことが可能な業務のアウトソーシングに係る経費や、コンサルタントを活用して学校の業務改革を支援する経費について、財政的支援を行うこと。

②　教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）や、小学校において副担任相当の業務を担う外部人材、副校長を補佐する外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するなど、財政支援を充実すること。なお、スクール・サポート・スタッフの通勤手当相当の経費及び副担任相当の業務を担う外部人材の人材派遣による配置も補助対象経費とすること。

③　小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。

④　校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭、校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。

⑤　専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。また、部活動の円滑な地域展開等を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

１０　教科書事務における効率化

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）効率的に教科書事務を進める上で「新教科書事務執行管理システム」を採択行為から受領冊数報告までを一気通貫で使用できるシステムに改修すること。

（２）効率的な教科書調査研究に資するため、教科書見本を電子データでも送付すること。

＜現状・課題＞

義務教育諸学校の教科書無償給与事務に関する需要数及び受領冊数報告は、令和３年度から文部科学省が提供する教科書事務執行管理システム（以下「旧システム」という。）を通じて実施してきた。しかし、旧システムは操作が煩雑で動作が遅い上、ヘルプデスクへの問い合わせも困難であり、回答まで数週間を要することが多いなど、様々な問題点が指摘されてきた。このため、都として、改善を要望してきた。

こうした背景の下、令和７年度から文部科学省は新たに「新教科書事務執行管理システム」（以下「新システム」という。）の運用を開始した。都は、文部科学省の連絡を受けて、新システムを使用し、令和８年度使用教科書の需要数を報告した。また、令和８年２月２日付７初教科第 19 号「令和８年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について（通知）」において、令和８年度の受領冊数報告についても新システムを使用するよう通知があったことから、受領冊数報告に必要なデータを作成するため、区市町村立学校、国私立学校及び都立学校（以下「都内学校」という。）で、新システムを使用して令和８年度使用教科書の納入指示作業を行っているところである。

しかしながら、各教育委員会及び都内学校からは、納入指示書の作成方法について、１画面で必要数を入力する仕様になっておらず、使用する教科書１冊ずつの必要数を別画面で入力する必要があることから、煩雑である等の意見が出ている。さらに、文部科学省が設置している新システムのヘルプデスク数が１回線と過少であるため、本来、ヘルプデスクに問い合わせるべきシステム関連の問合せが、当庁に殺到している。

上記問合せ等に対応せざるを得ないため、当庁における限られた人員体制の中で、その他の教科書関係業務に迅速に対応することが非常に困難となってきている。都内学校において、教科書の無償給与業務が適正かつ円滑に処理できるようにするためには、新システムを使用する担当者が一連の流れを理解することができるよう、問合せの発生源である新システムの改修と、ヘルプデスクの大幅な強化を強く要望する。

＜具体的要求内容＞

（１）新システムの運用に当たっては、適時適切な改修を実施すること。

　文部科学省にとっても、都道府県にとっても、利便性の高いシステムの構築に向けた不断の改修は、教科書事務を円滑に遂行していく上で非常に重要である。そのため、新システムに係る改修要望については、都道府県から毎年度聴取し、その具体的要望について、確実に改修に反映させること。

　また、都道府県教育委員会等からの問合せに対応できるよう、ヘルプデスクの体制づくりを強化すること。

（２）全ての検定に合格した教科書見本について、紙媒体に加えて電子データでの提供を行うこと。

１１　教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

教育職員免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法第１条に規定する学校が最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

＜現状・課題＞

令和元年６月４日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードを基盤とした教育職員免許状（以下「免許状」という。）等との一体化等について明記されたところであるが、マイナンバーカードの所持は任意である。

免許状における本人確認は本籍地、氏名及び生年月日であるが、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 15 条では、免許状記載の氏名又は本籍地の変更は任意とされているため、必ずしも現氏名又は現本籍地と一致しているとは限らない。そのため、失効時の免許状に記載された氏名又は本籍地と、失効後に再度授与申請された際の氏名又は本籍地が異なると、同一人物と分からずに、免許状を授与してしまう例が想定される。

また、採用する国公私立学校では、採用予定者の免許状が有効なものか否かを確認する際、児童生徒性暴力等を理由として免許状が失効した者に限っては特定免許状失効者管理システムにより失効の確認ができるものの、その他の者については文部科学省から年４回配布される官報情報検索ツールにより失効しているか確認するほかなく、最新の情報を得ることが困難であり、採用予定者の免許状が有効でない場合でも採用してしまう懸念がある。

さらに、免許法では、第５条第１項第４号若しくは同項第５号により免許状失効後３年間又は同項第３号により刑の執行が終わるまでの間、免許状の授与ができない規定となっているが、当該免許状所持者が学校に勤務していた時点で当該事由が発生した場合は、免許法第 14 条に基づき所轄庁が免許管理者である都道府県教育委員会に通知する義務がある一方で、学校に勤務していない免許状所持者の場合は免許法に所轄庁が明示されておらず、免許管理者に通知がなされないため、免許状の取上げや失効処分ができない。

＜具体的要求内容＞

（１）国主導において、免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校が、最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

ア　マイナンバーカードを基盤とした免許状との一体化に当たり、教員免許所持者の全てがマイナンバーカードを持つよう、国において実効性の高い

取組等を行うこと。

イ　免許状の本籍地及び氏名を最新のものにすることを義務付けるよう、法整備を行うこと。

（２）学校教育法第１条に規定する学校に勤務していない免許状所持者について、免許法に規定する所轄庁を明確にし、免許管理者に失効等が疑われる情報が確実に届くよう、法整備を行うこと。

04 若者
ダイバーシティ

1　若者の社会的自立を支援する施策の拡充

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省）
（都所管局　都民安全総合対策本部・福祉局・保健医療局・産業労働局・教育庁）

社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

＜現状・課題＞

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）を踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政、家庭、学校、地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、ＮＰＯ法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、若者が社会とのつながりを失うことを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

子ども・若者育成支援推進法第５条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、ＮＰＯ法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、高校中退者等、若者への就労に向けた支援により社会的自立につながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

２　児童ポルノの自画撮り被害をはじめＳＮＳの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実

（提案要求先　警察庁・こども家庭庁・総務省・法務省）
（都所管局　都民安全総合対策本部）

（１）青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめ、ＳＮＳの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするため、ＳＮＳ事業者に自主的な対策の徹底を要請するとともに、必要に応じ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正をはじめ、ＳＮＳ事業者やＳＮＳユーザーを想定した規制の在り方を検討すること。

（２）国が実施している子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022 に基づく関係府省庁による取組や、ＳＮＳに起因する性被害等の実態、児童の性的搾取等の撲滅に向けた官民連携の会議等を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18 歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都が設置している相談窓口においても、児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談が寄せられている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 181 号）を改正し、青少年に「自画撮り画像」を不当に求める行為の禁止等を定めたところである。

また、近年急速に普及しているＳＮＳにおいては、不適切な利用に起因した青少年の性被害等の増加が全国的な問題となっている。警察庁の統計によると、令

和７年に全国でＳＮＳを通じて性被害等に遭った児童は、1,566 人であり、前年から増加し、依然として高い水準で推移している。

都では、第 32 期青少年問題協議会の答申「ＳＮＳの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成について」（令和２年 12 月）を受け、ＳＮＳでの出会いに関する危険性についての普及啓発を強化した。

＜具体的要求内容＞

（１）青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめＳＮＳの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするためには、その判断能力が未成熟であることに鑑み、被害につながる青少年への働きかけ自体が行われないようにする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）の改正により、同法第７条第４項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討するとともに、全国展開を行うＳＮＳ事業者への規制とＳＮＳユーザーへの規制の全体像を俯瞰した上で、ＳＮＳ事業者に対して被害防止対策の徹底を働きかけ、また、必要な場合には、ＳＮＳ事業者又はＳＮＳユーザーへの規制について、国において対策を講じること。

（２）子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022（令和４年５月 20 日犯罪対策閣僚会議）に基づく関係府省庁による取組や、ＳＮＳに起因する性被害等に係る発生状況の統計情報や被害類型等の実態、官民が一体となった「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等に資する情報提供を行うこと。

参　　考

【ＳＮＳに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）】

事項	H28	H29	H30	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
被害児童数（人）	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665	1,488	1,566

【児童ネットトラブル相談件数に占める性的トラブルの割合（東京都）】

事項	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
総数（件）	2,136	1,660	1,859	2,308	1,550
相談割合（％）	7.5	7.4	2.7	3.5	5.0

05 女性活躍（ダイバーシティ）

1　女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

【最重点】

1　職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

＜現状・課題＞

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により、女性の正規雇用比率は30代以降下がっていく傾向にあり、また、女性の管理職割合は諸外国と比較し低い水準となっていることなどから、女性活躍を推進する施策の充実が必要である。

平成28年４月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）」により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年５月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和４年４月に施行された。

令和４年７月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化された。

令和８年４月１日に施行された改正女性活躍推進法では、同法の10年間の期間延長や、これまで従業員301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表の義務が拡大されるとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に対して公表が義務化された。

男性が大多数を占める業界において、近年、雇用に限らず個人事業主などの形態で、土木現場等で活躍する女性が増えている。一方、現場で働く全ての女性に共通するトイレ等労働衛生面の課題に対し、対応が進んでいない状況があり、その改善が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等、女性活躍推進法の延長後も改正内容に応じて、引き続き強化をすること。

　また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

（２）女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

（３）男女の賃金に差異があることから、その解消に向けた施策を講じること。

（４）女性の職域拡大が進むよう、建設や運輸などの現場において、個人事業主等を含む女性が働きやすい環境整備について法制面での対応を図るなど改善を促進すること。

２　いわゆる「年収の壁」等への対応

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１） 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
（２）就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
（３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
（４）くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

＜現状・課題＞

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約４割が就労している。その中には、一定以上の収入（106 万円又は 130 万円）となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、奨励金を支給している。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和４年 12 月 16 日全世代型社会保障構築本部決定）」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間 20 時間未満の短時間労働者への適用拡大等を取り組むべき課題としており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）（令和７年６月 10 日決定）」では、「いわゆる「年収の壁（106 万円・130 万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行する。」とされている。

令和５年 10 月から実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、（１）106 万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（２）130 万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（３）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）を進めてきた。また、令和

７年７月にキャリアアップ助成金に短時間労働者労働時間延長支援コースを新設し、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進している。

令和７年６月 13 日に成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」により、短時間労働者の被用者保険の適用に係る要件のうち、賃金要件及び企業規模要件の撤廃等が示されたが、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行について、着実に見直しを進めていくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。

（２）就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。

（３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討に当たっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。

（４）くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

06 ダイバーシティ 働き方

１　ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

１　働き方改革の推進

（提案要求先　内閣府・厚生労働省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

　また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

（２）ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。

（３）中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。

　また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

（４）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

＜現状・課題＞

　残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成31年４月から順次施行され、令和２年４月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和５年４月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。

　また、令和６年４月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限

規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

令和８年３月に閣議決定した「第６次男女共同参画基本計画」は、女性も男性も全ての人が希望に応じて多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、週 60 時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和 12 年を達成期限とする数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、令和４年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、引き続き、令和６年４月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

（２）女性も男性も全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。

（３）中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。

また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

（４）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参　考

（１）働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">主な改正項目</th><th colspan="2">施行日</th></tr>
<tr><th>大企業</th><th>中小企業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">労働基準法</td><td>残業時間の上限規制</td><td rowspan="2">平成31年４月１日</td><td>令和２年４月１日</td></tr>
<tr><td>年次有給休暇の付与義務</td></tr>
<tr><td>月60時間の残業の割増賃金率引上げ</td><td>※施行済</td><td>令和５年４月１日</td></tr>
<tr><td>フレックスタイム制の拡充</td><td colspan="2" rowspan="5">平成31年４月１日</td></tr>
<tr><td>高度プロフェッショナル制度の新設</td></tr>
<tr><td>労働時間等設定改善法</td><td>勤務間インターバル（努力義務）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">労働安全衛生法</td><td>労働時間の客観的な把握</td></tr>
<tr><td>産業医・産業保健機能の強化</td></tr>
</table>

（２）第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月 13 日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	成果目標（期限）
週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	7.7%	５%以下 （令和 10 年）
年次有給休暇取得率	66.9%	70% （令和 10 年）
労働時間等の課題について労使が話合いの機会を設けている割合	61.1%	全ての企業 （令和 12 年）
テレワーク導入企業の割合	47.3%	前年度以上 （毎年度）
民間企業における男性の育児休業取得率	40.5%	85% （令和 12 年）
第一子出産前後の女性の継続就業率	69.5%	80% （令和 12 年）

（３）しわ寄せ防止対策の推進

・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11 月）の実施

２　テレワークの推進

（提案要求先　内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）
（都所管局　産業労働局）

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援、サテライトオフィス勤務等の促進及び育児や介護と仕事を両立するためのテレワークの活用促進を図ること。

＜現状・課題＞

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（ＴＤＭ）、テレワーク、時差 Biz」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク導入率は約６割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。

また、令和６年５月改正の改正育児・介護休業法では、３歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークが追加されている。今後は、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
（２）中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
（３）育児・介護休業法に、３歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）にテレワークが追加されたことについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
（４）自宅でもオフィスでもないサードプレイスとして、サテライトオフィス勤務やワーケーション勤務の促進を図ること。

（５）テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。

（６）労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。

また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参　　考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	⇒	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新		生産性の向上（ビジネスにおけるＤＸ）
・人材活用		多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理		災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興		勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革　：テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新：会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用　　：テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でｅラーニングで実施
- 危機管理　　：地震・台風・猛暑時等には、積極的にテレワークを実施
- 地域振興　　：観光地でのサテライトオフィス勤務の実施

○テレワークトータルサポート事業（令和７年度から）

テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や機器等の導入を支援することにより、企業の多様なニーズにきめ細かに対応

○テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業（令和７年度から）
テレワークに係る各種課題の検討などを行い、「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた企業へ奨励金（最大 40 万円）を支給
○サードプレイス活用促進事業（令和７年度から）
サテライトオフィス及びワーケーション勤務規定を導入・利用させた企業に奨励金（各規定の導入ごとに定額 10 万円）を支給
○育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業（令和８年度から）
育児・介護を抱える従業員がテレワークを実施できるよう、新たにテレワークの導入や規定の見直しを行った企業に奨励金（最大 30 万円）を支給

２　高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し【最重点】

（提案要求先　総務省）
（都所管局　総務局）

60 歳超の高年齢層職員に適用される勤務条件について、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じて柔軟に人事管理が行えるよう、役職定年制における特例任用制度や給与７割措置を求める均衡原則の緩和など、地方公務員法の改正を含めた必要な対応を行うこと。

＜現状・課題＞

近年、地方公共団体を取り巻く行政ニーズは、量的・質的の両面において一層高度化しており、持続的かつ安定的な行政運営を行うためには、高い専門性と業務の継続性を確保することが不可欠となっている。

一方で、今後見込まれる高年齢層職員の大量退職や、公務員受験者層の減少により、地方公共団体の人的資源を取り巻く環境は厳しさを増していることから、今後の行政運営においては、高年齢層職員がこれまでに培ってきた知識・経験を最大限に活かし、より一層能力を発揮できるよう、組織を強固にすることが重要である。

こうした中、地方公務員法の改正により令和５年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとされ、60 歳超職員については、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、国家公務員と同様に給与月額を７割の水準にすることが求められている。しかしながら、職種によっては人材確保が困難な状況にあり、給与７割措置により人材流出が懸念され、将来にわたって持続的かつ安定的な執行体制を確保していく上で支障となる。

また、管理監督職については、異動期間に管理監督職以外の職への降任を義務付ける役職定年制が導入されたが、その例外的な措置として設けられた特例任用については、適用要件が極めて厳格に法定されている。具体的には、異動可能型特例任用制度については、職務が相互に類似した管理職に限り活用できるものとされているほか、給与７割措置の例外となっている勤務延長型特例任用制度については、特定ポストにおける特定職員の交代により公務運営に著しい支障が生じることが適用要件として求められていることから、当該職員の異動が行えないなど、いずれも東京都においては、人事管理上の大きな制約となっている。

＜具体的要求内容＞

60 歳超の高年齢層職員に適用される勤務条件について、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じて柔軟に人事管理が行えるよう、役職定年制における特例任用制度や給与７割措置を求める均衡原則の緩和など、地方公務員法の改正を含めた必要な対応を行うこと。

参 考

○ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

第 28 条の２　任命権者は、管理監督職（地方自治法第二百四条第二項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下この節において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この節において同じ。）（第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第四項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第二十八条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

２　前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。

３　管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たつては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

４　第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この節及び第四十九条第一項ただし書において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。

第 28 条の５　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一　当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

二　当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延

長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3　任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4　任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、条例で定める。

３　ハラスメント防止対策の総合的な推進

（提案要求先　消費者庁・厚生労働省）
（都所管局　産業労働局・生活文化局）

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策の総合的な推進を図ること。

また、カスタマーハラスメントを未然に防止するため、事業主の業種や業態等に応じたきめ細かな支援の充実や、顧客等としての消費者への普及啓発などにより、対策の一層の強化を図ること。

＜現状・課題＞

国においては、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法等により、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントについて、事業主が雇用管理上の措置を講じることが義務付けられており、その適切かつ有効な実施を図るため、各関係指針において必要な事項が示されている。

また、令和８年 10 月には、改正労働施策総合推進法等の施行が予定されており、職場におけるカスタマーハラスメントや求職活動等におけるセクシュアルハラスメントについて、事業主が雇用管理上の措置を講じることが新たに義務付けられ、各関係指針が示されている。なお、フリーランスへのカスタマーハラスメントは、改正法の附則において、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされている。

今後、改正法の施行に向けて、指針において示された具体的な措置の内容を、事業主の取組として実効性のあるものとしていく必要がある。

カスタマーハラスメントについては、働く人が職場の外の相手方からの行為により傷つけられるとともに、対面、電話、インターネットなど、様々な現場で被害が深刻化している。そのため、行為者になり得る顧客や施設の利用者等に対し、広くカスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるための啓発が不可欠である。

都においては、職場におけるハラスメントの防止に関する情報発信やセミナー等により職場におけるハラスメントの防止対策を推進している。また、令和７年４月に施行した東京都カスタマー・ハラスメント防止条例においては、顧客等と就業者とが対等の立場において相互に尊重することを旨とした基本理念を掲げ、カスタマーハラスメントの防止のための普及啓発等に取り組むとともに、条例の考え方や運用の在り方を示すガイドラインや、各団体共通マニュアルを作成するなど、企業等の取組の後押しを行っている。

＜具体的要求内容＞

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、事業主や労働者に対して、職場のパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援をきめ細かく行うなど、ハラスメント防止対策を総合的に推進すること。特に、中小企業において、法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を拡充すること。

また、あらゆる場におけるカスタマーハラスメントを未然に防止するため、事業主の業種や業態等に応じたきめ細かな支援を充実させるほか、事業主、労働者やフリーランスに加え、顧客や施設利用者等としての消費者への普及啓発などにより、対策の一層の強化を図ること。

４　非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

同一労働同一賃金の実現に向け、周知の徹底と適切な運用を図ること。中小企業が適切な運用が図れるよう支援を強化すること。

＜現状・課題＞

平成 30 年６月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）に改正）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）の改正が、令和２年４月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和３年４月１日）された。

平成 30 年 12 月 28 日には、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」)が告示されているが、依然として格差があるとして更なる待遇改善に向け、その一部を改正することが令和８年４月に公布されており、「働き方改革関連法」施行後の裁判例等を踏まえて更に明確化されたガイドラインが令和８年 10 月に施行・適用されることになっている。

また、派遣労働者については、派遣期間の上限設定など改正労働者派遣法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けて、中小企業等が適切な対応を取れるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指導監督を行うこと。

（２）有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた措置を講ずるとともに、正規雇用への転換やキャリアップなどに取り組む事業主等を支援するために必要な財政措置を講じること。

参　　考

（国の動向）

働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正）

・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

・見直しの内容

① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ＡＤＲ）の規定の整備

・施行日　令和２年４月１日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和３年４月１日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

（厚生労働省告示第 430 号　平成 30 年 12 月 28 日）

・正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

（令和８年４月28日公布　一部改正の主な内容　令和８年10月適用）

①賞与や病気休職・休暇に関する記載の充実や各種手当の新規追加など、裁判例を踏まえた待遇等に関する記載の見直し

②事業主が通常の労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間の相違の解消をしようとする場合に、通常の労働者の労働条件を不利益に変更することなく、パートタイム・有期雇用労働者の労働条件の改善を図ることが求められる旨の明確化

③事業主がパートタイム・有期雇用労働者の意向を十分に考慮せず一方的に待遇を決定した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる事情として考慮されうる旨の明確化　など

５　高齢者の就業を推進するための支援の充実

【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

＜現状・課題＞

東京都における令和６年度の 65 歳以上の求職者（都内ハローワーク）は 70,442 人で増加傾向にあるが、令和６年度における就職率は、若干上昇したものの 21.3%（東京労働局）にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、更に高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和３年４月に施行された改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）では、65 歳から 70 歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して７項目（①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦ＮＰＯ活動等への資金提供）のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められているが、令和７年「高年齢者雇用状況報告書」（令和７年 12 月東京労働局）によると、都内の従業員 21 人以上の企業のうち、70 歳まで継続して働ける企業は 27.8%である。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。

（２）65 歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。

（３）65 歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

６　公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化等を進めること。

＜現状・課題＞

公共職業訓練の受講希望者のうち、雇用保険受給者等はハローワーク経由での申込みが必要である。

ハローワークでは、受講希望者から申込みを受ける場合、相談対応や手続の説明、入校願書の受付などを対面で実施することとしている。

都では現在、公共職業訓練のオンライン化を進めているが、こうした取組をより効果的に進めるためには、入校申請手続においてもオンライン化が必要である。

＜具体的要求内容＞

公共職業訓練施設への入校に当たり、受講希望者がハローワークにおける手続の電子申請やオンラインを活用した相談等ができるよう運用を見直すこと。

7　就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化

（提案要求先　内閣府・厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１）正規雇用を希望する就職氷河期世代等の非正規労働者が円滑に正規雇用化できるよう支援策を着実に推進すること。
（２）「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」の運営について積極的に関与し、更なる取組の推進を図ること。
（３）「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」の充実を図ること。

＜現状・課題＞

就職氷河期世代等の非正規労働者については、不本意ながら不安定な仕事に就いている、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題がある。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年１月）により、キャリアアップ助成金の活用促進など非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を推進しており、都においても、国と連携しながら、転換後の計画的な育成の支援などに取り組んでいる。

また、就職氷河期世代については、「就職氷河期世代支援プログラム」（令和元年６月）の下、国と都が連携し令和２年から令和６年度までの約５年間の集中支援に取り組んできた。

経済財政運営と改革の基本方針 2024 においては、就職氷河期世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行うこととし、これに伴い令和７年度に「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」を設置することとなった。

経済財政運営と改革の基本方針 2025 においては、「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した基本的な枠組みに基づき、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所づくり等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の３本柱に沿って、従前からの取組を強化することとなった。

また、就職氷河期世代等について、社会参加やリ・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援等を個々人の実情に合わせて行う地方公共団体を支援することを目的とする「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」が設けられた。

今後、就職氷河期世代が高齢期を迎えるに当たり、低年金や無年金など困窮す

る状況を防ぐため、就労支援と社会保障が一体となった施策の強化が急がれる。

＜具体的要求内容＞

（１）企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。
　また、就職氷河期世代等の活躍促進に向けた支援の充実を引き続き図ること。

（２）就職氷河期世代等の支援については、国と地方自治体が連携し、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会を設置し、都道府県内の支援策の取りまとめ、進捗管理を行うこととされている。本協議会の運営について、積極的に関与し、都道府県域内での施策の更なる推進を図ること。

（３）「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」については、都や区市町村が地域の実情に応じて適切な支援を実施できるよう基金を活用した事業など中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会で策定する事業計画に位置付ける事業の全てを交付対象にするとともに、必要な予算を確保するなど交付金制度の充実を図ること。

参　　考

（国の動向）

（１）非正規労働者の正社員転換・就職氷河期世代の支援

○「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年 1 月）
・計画期間　平成 28 年度～平成 32 年度
・具体的な取組事項（（１）①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等）
キャリアアップ助成金の活用促進（平成 28 年度～平成 31 年度継続的に実施）

○「厚生労働省就職氷河期世代活躍促進プラン」（令和元年５月 29 日「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」取りまとめ）

○「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年６月 21 日閣議決定）
（３）所得向上策の推進　①就職氷河期支援プログラム
・支援対象は 100 万人程度、正規雇用者を 30 万人増やすことを目指す。
・相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援　など

○「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）
２．社会課題の解決に向けた取組　（２）包摂社会の実現

○「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2024」（令和５年 12 月６日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和６年６月 21 日閣議決定）
６．幸せを実感できる包摂社会の実現（１）共生・共助・女性活躍社会づくり

○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和７年６月 13 日閣議決定）
４．国民の安心・安全の確保　（７）「誰一人取り残されない社会」の実現

８　障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１）障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。

さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。

（２）民間企業の法定雇用率2.7%への段階的な引上げや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。

（３）重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

＜現状・課題＞

都における令和７年６月１日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.30%と過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.5%を下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。

さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和６年度から 2.5%、令和８年度から 2.7%と段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和６年４月から週 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週 20 時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

＜具体的要求内容＞

（１）障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。

また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。

さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。

（２）民間企業の法定雇用率が 2.7%へ段階的に引き上げられることや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入れノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。

また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。

（３）重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参　考

【民間企業の雇用者数（東京）】　　各年６月１日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
令和元年 （対前年比）	135,139.5（2.6%）	39,599.0（7.0%）	29,276.0（16.8%）
令和２年 （対前年比）	136,369.5（0.9%）	41,628.5（5.1%）	33,494.0（14.4%）
令和３年 （対前年比）	137,835.0（1.1%）	44,114.5（6.0%）	37,582.0（12.2%）
令和４年 （対前年比）	138,907.0（0.8%）	46,513.0（5.4%）	43,055.5（14.6%）
令和５年 （対前年比）	140,206.0（0.9%）	48,549.0（4.4%）	50,577.0（17.5%）
令和６年 （対前年比）	142,542.5（1.7%）	50,706.5（4.4%）	58,652.0（16.0%）
令和７年 （対前年比）	144,477.0（1.4%）	52,378.5（3.3%）	66,485.5（13.4%）

※雇用者数（人）はカウント数

９　ソーシャルファームの普及

（提案要求先　総務省・厚生労働省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局）

障害者等の就労に困難を抱える方の雇用拡大につながるソーシャルファームについて、その普及を図る取組を行うこと。

＜現状・課題＞

都では令和元年 12 月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第 91 号）」を制定した。この条例は、就労の支援に係る施策の推進並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し、誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的としている。

この条例に基づき、都は令和２年６月、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的に、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めた。

また、令和３年３月に、都の支援対象となるソーシャルファームを認証し、東京都認証ソーシャルファーム事業所が誕生しており、令和８年３月末までに、就労に困難を抱える方の積極的な雇用等に取り組む 76 事業所の認証を行ってきた。さらに、18 事業所が予備認証事業所として東京都認証ソーシャルファーム事業所としての認証を目指して取り組んでおり、ソーシャルファームの創設の気運がより一層高まっている。

こうしたソーシャルファームの取組を全国にも広げるため、その普及を図るとともに、就労に困難を抱える方々に働く場を提供し続けることができるよう支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）ソーシャルファームは、自律的な経済活動の下、障害者、ひとり親、刑務所出所者など就労に困難を抱える方を多数雇用する新たな枠組みであり、こうした方々の雇用の場の拡大と自立の促進を図る上で極めて有効な取組であることから、ソーシャルファームの創設や活動が全国で促進されるよう普及啓発等に取り組むこと。

（２）ソーシャルファームの創設や活動の促進への支援を検討している地方公共団体に対し、取組実現の後押しにつながるよう、積極的な支援を行うこと。

（３）都が認証したソーシャルファームについて、その立上げや運営に対する支援を行うこと。また、国や地方公共団体等からのソーシャルファームの受注の機会の増大に向け、必要な措置を講ずること。

参　　考

○「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（抜粋）

第３章　ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）

第１０条　都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

（認証等）

第１１条　都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

２　都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

３　支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

○関係法令

- **「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」**
  第３条（国及び独立行政法人等の責務）、第４条（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）ほか
- **「地方自治法」**
  第 234 条第２項（契約の締結）
- **「地方自治法施行令」**
  第 167 条の２第１項第３号（随意契約）

07 ダイバーシティ
長寿(Chōju)

１　高齢者施策の推進

１　大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

（１）物価高騰や賃金の上昇等を基本報酬に速やかに反映するとともに、将来的な上昇にも適時適切に対応できる介護報酬の在り方を検討すること。

また、基本報酬の単価設定においては、人件費だけでなく、事業運営にかかる経費の増額も適切に算定し、事業者の努力により利益を出し、継続した事業運営に生かせるようにすること。

＜現状・課題＞

介護報酬の単価は平成 12 年度の制度導入時以来、これまでに 14 回の改定が行われてきたが、専ら介護事業経営実態調査等の結果に基づく収支差率による調整が行われてきた。

特に令和６年度改定では、訪問介護について、経営の形態には様々差異があるにもかかわらず、一律の収支差率の調査結果に基づいて減額が行われたため、経営が厳しい小規模な地域の訪問介護事業者の事業運営に大きな影響を及ぼす結果となった。国は、令和８年度介護事業経営実態調査において、訪問系サービスについて、訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調査項目を設けているが、より精緻な分析が必要である。

さらに、介護報酬改定のために算出される収支差率は、改定２年前の決算における収支状況であり、昨今の物価や賃金の上昇局面では、上昇分が十分に反映されてきたとはいい難い。加えて、介護報酬は３年間変更されないため、計画期間中に物価や賃金の上昇が続いていても報酬単価が変わらないことも課題となっている。

特に、東京都では、全産業において賃金が急騰している中で、介護業界は他産業との激しい人材の獲得競争下に置かれており、他産業に見合う賃金水準を確保していかないと介護人材の確保が難しい状況が生じている。

また、平成 24 年度の介護報酬改定で介護職員の給与に直接充てる「処遇改善加算」が創設され、介護職員の人件費に充当する経費は、基本報酬とは別に拡充されてきたが、運営費全般に充当することができる基本報酬には充分な配慮が行われてこなかった。

近年、運営にかかる経費も介護職員の人件費同様に上昇しており、食費や燃料費などに加え、清掃、調理、事務等委託費や、通所介護における送迎経費等が著しく増大し、経営を圧迫している状況である。

本来、保険制度では、事業者が基本報酬で運営する中で、自らの努力により利

益を出し、職員の賃上げも含め、継続した事業運営を行えるようにすることが必要である。そのためには、介護職員の人件費のみならず、社会状況の変化を踏まえ、適切に現場の実態を反映した運営経費を算定した上で、基本報酬単価を検討することが重要である。それにもかかわらず、前回の令和６年度改定において、全体として1.59%の増額のうち0.61%分は、介護職員等処遇改善加算とは別に、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として各サービスの基本報酬に配分されたはずが、訪問介護においては基本報酬自体が減額改定とされた。

また、令和８年度の臨時の介護報酬改定においても処遇改善加算の充実に重点が置かれ、基本報酬は据え置きとなった。

＜具体的要求内容＞

（１）介護事業所、施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、現下の急激な物価高騰や最低賃金の上昇等を基本報酬に速やかに反映すること。加えて、近年、持続傾向にある物価や賃金の上昇にも適時適切に対応できるよう、３年間の上昇分を見込んだ単価設定や物価スライド方式など、介護報酬の在り方を検討すること。

（２）基本報酬の単価設定においては、人件費だけでなく、事業運営にかかる経費の増額も適切に算定し、再構築すること。その際、介護職員等処遇改善加算など、既に多くの事業所で取得している加算については、基本報酬に組み込むなど、整理を行うこと。上記の必要な経費を組み込み、算定した基本報酬単価で運営する中で、事業者の努力により利益を出し、継続した事業運営に生かせるようにすること。

（３）訪問介護については、基本報酬の減の影響等について、事業所の規模や併設事業所の状況等のサービス提供の実態を精緻に分析したうえで、必要な対応を行うこと。

参　　考

【介護報酬の改定率】

	2003 年度	2006 年度	2009 年度	2012 年度	2015 年度	2018 年度	2021 年度	2024 年度
改定率	▲2.3%	▲0.5%	＋3.0%	＋1.2%	▲2.27%	＋0.54%	＋0.70%	+1.59%

（注）介護保険事業計画の期間中の臨時改定を除く

（２）介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。

また、地域区分の見直しにあたっては、地域の賃金水準等に応じて、保険者の意向を反映できるような柔軟な仕組みを検討すること。

＜現状・課題＞

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に１単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一的かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員（国家・地方）の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられてきた。

今般、国家公務員の地域手当の級地区分について、設定単位を広域化する見直しが行われ、都道府県単位が基本となり、都内区市町村は特別区と市町村の２段階となった。これを受けて次期介護報酬改定に向けては、保険者である区市町村の意向を確認しつつ地域区分の在り方について検討を進めることとされているが、公務員の地域手当に準拠して特別区と市町村の２段階となった場合、地域の実情の反映が困難になることが懸念される。

また、各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合にはかい離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。

また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、その費用は介護報酬で賄

うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）地域区分の見直しに当たっては、地域の賃金水準や人材確保の困難性等に応じて、保険者の意向を反映できるような柔軟な仕組みを検討すること。

（２）介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの事業所の規模や併設事業所の状況、物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。

　また、把握したデータについて、地方自治体にも提供するとともに、その集計・分析の根拠等も併せて公表すること。

（３）介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。

（４）物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。

参　　考

○令和６年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
１級地	20%	特別区
２級地	16%	調布市、町田市、狛江市、多摩市
３級地	15%	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、 小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、 国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
４級地	12%	立川市、昭島市、東大和市
５級地	10%	福生市、あきる野市、日の出町
６級地	６％	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
７級地	３％	なし
その他	０％	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、小笠原村

＜参考：国家公務員の地域手当（2025 年度（令和７年度））＞

	支給割合	都内区市町村への適用
１級地	20%	特別区
２級地	16%	市町村

○　各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の人件費割合（A）	収入に対する給与費の割合（B）	差(B-A)
訪問介護	70%	67.7%	-2.3%
訪問入浴介護		64.1%	-5.9%
訪問看護		70.1%	0.1%
居宅介護支援		76.2%	6.2%
夜間対応型訪問介護		74.5%	4.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		73.5%	3.5%
訪問リハビリテーション	55%	66.4%	11.4%
通所リハビリテーション		65.2%	10.2%
短期入所生活介護		61.9%	6.9%
認知症対応型通所介護		66.3%	11.3%
小規模多機能型居宅介護		66.6%	11.6%
看護小規模多機能型居宅介護		66.7%	11.7%
通所介護	45%	60.8%	15.8%
地域密着型通所介護		63.1%	18.1%
特定施設入居者生活介護		43.5%	-1.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護		58.9%	13.9%
認知症対応型共同生活介護		63.3%	18.3%
地域密着型介護老人福祉施設		63.9%	18.9%
介護老人福祉施設		63.4%	18.4%
介護老人保健施設		64.1%	19.1%
介護医療院		60.3%	15.3%

※　厚生労働省「令和７年度介護事業経営概況調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収（月給の者））の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
所定内賃金（月給）	282,208 円	266,746 円	266,833 円	240,652 円	219,499 円	248,884 円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和６年度介護労働実態調査」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	104.9	99.1	99.4	98.5	98.5	100.0

資料：総務省統計局「令和６年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格（／㎡）	466,400 円	119,900 円	166,100 円	75,100 円	16,200 円

資料：国土交通省「令和７年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	３級地	３級地	３級地
住宅地平均地価（／㎡）	321,500 円	212,900 円	271,900 円
家賃（民営借家）（／坪）	6,666 円	5,229 円	6,585 円

資料：国土交通省「令和６年地価公示」
　　総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和６年平均」

（３）社会全体の人手不足を踏まえ、複数事業者によるサービス提供や職員配置など、効率的なサービス提供のための柔軟な対応を図ること。また、煩雑化した運営基準や加算等の見直しを図ること。さらに、小規模な事業者の経営改善や協働化等を迅速に進めるため、介護報酬等による誘導を図るなど、事業者が明確なメリットを感じられる仕組みを検討すること。

＜現状・課題＞

今後 2040 年に向けて、全国の高齢者人口はピークを迎えるが、東京都においては、2050 年に向けて引き続き、高齢者人口の増加が続くと推計されており、特に要介護度が急激に高まる 85 歳以上の高齢者数は 2035 年まで増加が続き、一時的に減少した後に再び増加に転じ、2060 年まで急激な増加が続いていく。

85 歳以上の、特に認知症や一人暮らし高齢者が増加していく中で、多くの高齢者が利用する訪問介護サービスについては、現在の訪問介護員の年齢層を鑑みると、10 年後には一気に減少していくことが懸念され、在宅介護サービス体制の維持が課題となっている。

加えて、社会全体の人手不足は一層深刻化することが見込まれ、介護業界においてもこれまで同様に介護人材を確保していくことは難しい状況が続くと推測される。

そのため、事業者においては、ＤＸや業務の分担など、一層の業務効率化が求められており、それを後押ししていくことも重要であるが、介護という業態の特性上、事業者単位の業務効率化には一定の限界がある。そこで、サービス提供の効率化を、制度全体の効率化として検討していくことが重要である。

一例として、人材の不足が顕著な訪問介護サービスでは、毎日決まった時間にサービスが必要な利用者に対して、一つの事業所で提供することができないケースも発生しており、その場合、それぞれの事業者ごとに利用者と契約し、それぞれ介護支援専門員とケアプランのやり取りをするという事業者や介護支援専門員、利用者全てにおいて非効率な状況が生じており、効率化が必要である。

また、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域に限定して、特例的なサービス提供を行う枠組みを設けることが適当とされているが、都市部においても、介護職員数が減少するなどサービス提供が困難となりつつあり、限られた資源を活用して効率的にサービスを提供していくための制度設計が求められる。

加えて、介護保険制度導入後 26 年が経ち、改正の度に制度は複雑化しており、事業者に課せられる運営基準、利用者に対する説明や同意書の取得、数多くの加算とそれに伴う取得条件を満たすことなど、介護サービスの提供以外にかかる業務が肥大化している。

具体的には、加算の数が増えるだけ、加算の届出にかかる事務手続が増大している。さらには、職員に占める介護福祉士の割合や勤続年数、利用者に占める重度者の割合などが要件となっている場合、充足状況を定期的に確認するなど、事

業者にとって負担となる作業が発生している。

運営基準で定められた各種委員会の運営や研修の実施、その記録の保存、また、ＢＣＰの整備や財務諸表公表等も、事務的な業務の増加につながっている。

少ない人員で質の高いサービスを提供するためには、このような介護サービス以外の業務を効率化できるよう、これまでのやり方を根本的に見直し、「制度の簡略化」を図ることが求められている。

また、報酬単価が低く運営が厳しい現在の介護業界では、介護事業者の経営は規模が小さいところほど収支が厳しい状況にある。特に、令和７年８月に東京都が行った調査では、従業員数 49 人以下の事業者では黒字の事業者の数より赤字の事業者の数が上回っている。また、小規模な事業者ほど、人材が確保できず、経営を改善できないという状況が生じている。

国は、これまでも小規模事業者の経営改善や協働化などを進める取組を行ってきたが、事業者の自主的な取組の支援に留まっており、事業者にとっても、協働化を図ることによるメリットが明確ではなく、協働化の取組が広く普及しているとはいい難い。

社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域に限定して、事業者間の連携において中心的な役割を果たす事業者に対するインセンティブの付与が提案されているが､都市部についても、事業者間の協働化等に取り組みたいと思えるようなインセンティブを介護保険制度の中で示していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）介護の担い手不足を踏まえ、複数事業者によるサービス提供や職員配置など、効率的なサービス提供の在り方を検討し、地域の状況に応じた規制緩和を可能とするなど、柔軟な対応を図ること。

　加えて、煩雑化した運営基準や加算、手続などについて、可能な限り見直しを行い、負担軽減を図ること。具体的には、加算はできる限り基本報酬に統合するか、月ごとに変動する要件の見直しや緩和を図ること。

（２）小規模な事業者の経営改善や協働化等を迅速に進めるため、現行の補助金制度ではなく、介護報酬等による誘導を図るなど、事業者が明確なメリットを感じられる仕組みを検討すること。

参　　考

【東京における高齢者人口（年齢５歳階級別）の推移】

○　東京都における高齢者人口（年齢５歳階級別）の推移

（単位：万人）

	2015年	2020年	⇒推計 2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
65～69歳	87	70	67	81	94	104	92	85	77	81	87
70～74歳	73	80	64	62	75	88	97	86	79	72	76
75～79歳	60	65	72	58	56	67	79	86	76	69	62
80～84歳	46	50	55	61	49	48	57	66	72	62	56
85歳以上	41	55	64	71	79	74	70	74	81	87	80
合計	306	319	322	333	353	380	395	398	385	371	362

資料：2050東京戦略 附属資料 東京の将来人口

【訪問介護 特定事業所加算Ⅰ 算定要件】

	【算 定 要 件】
体制要件	（1）職員ごとの研修計画に基づく研修の実施
	（2）サービス提供時の留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的開催
	（3）サービス提供責任者から訪問介護員への利用者情報等の確実な伝達、サービス終了後のサービス提供責任者への報告
	（4）健康診断等の定期的な実施
	（5）緊急時等における対応方法の明示
人材要件	（6）訪問介護員等のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者等の占める割合が100分の50以上
	（7）全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者等
重度者等要件	（8）利用者のうち、要介護４・５、認知症日常生活自立度Ⅲ以上、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20 以上 ※（8）の要件に代えて、看取り期の利用者への対応実績や、かつ病院・診療所・訪問看護ステーションの看護師との連携等の要件を満たすことでも算定可能

※ 加算の届出にあたり、上記の算定要件を満たすことが確認できる書類の添付が必要

【介護事業者の従業員規模と収支状況】

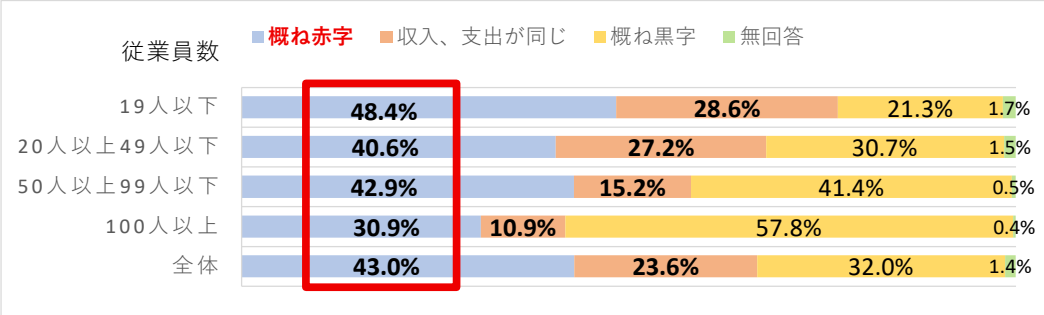

資料：介護保険制度における人事給与制度の在り方検討調査 事業者調査結果（速報版）
（令和７年 11 月 東京都福祉局高齢者施策推進部）

【介護事業者の従業員規模と採用状況】

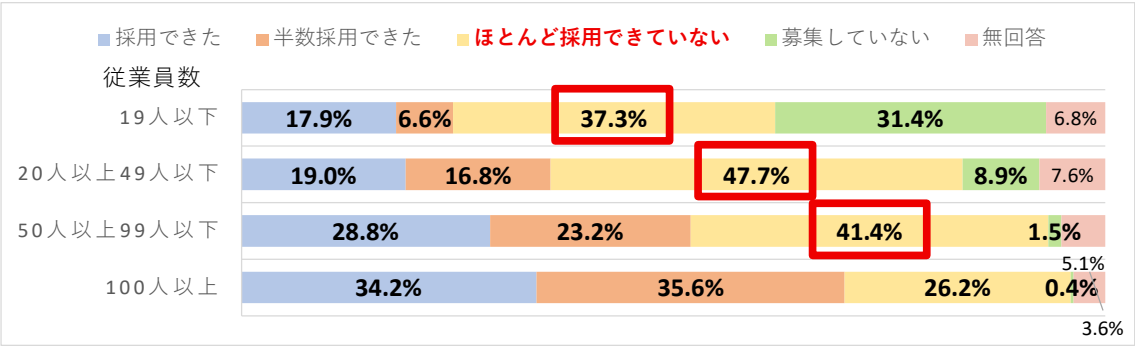

資料：介護保険制度における人事給与制度の在り方検討調査 事業者調査結果（速報版）
（令和７年 11 月 東京都福祉局高齢者施策推進部）

（４）介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

＜現状・課題＞

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

一方、経済活動の活発化により、様々な業種で、最低賃金の上昇と相まって賃上げの動きが加速しており、公定価格で運営する介護現場においては、こうした賃上げの波に乗れず、介護人材が他の業種に流出するおそれが現実的なものになってきている。

国は、平成 24 年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、令和元年 10 月には経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を目的とした「介護職員等特定処遇改善加算」が、令和４年 10 月には基本給等の引上げによる処遇改善を目的とした「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられた。

令和６年度の介護報酬改定においては、これらの各加算の要件及び加算率を組み合わせた４段階の介護職員等処遇改善加算に一本化され、加算の取得にかかる事業者の事務負担は軽減されることとなった。

また、新たに創設された介護職員等処遇改善加算に直ちに移行できない事業者が、現行の加算率を維持できる激変緩和措置は令和７年３月までで終了した。

しかしながら、新加算を取得するために必ず必要となる職位・職責等に応じた任用要件・賃金体系の整備等に当たっては、各事業所において十分な検討期間が必要である上、賃金規程の改訂等の煩雑な事務作業が生じることから、誓約書により、令和７年度中に取得要件を整備することを誓約した場合には、年度当初から要件を満たしていたものと取り扱う措置が講じられた。

令和８年度介護報酬改定については、介護保険事業計画の期間中の喫緊の課題に対応する重要な措置であるが、その内容は、主に介護職員等処遇改善加算の充実に重点が置かれており、加算区分の細分化や取得要件の追加による、事業者の事務負担増や新たな経費発生が懸念されるほか、新たな加算要件を満たすために必要な経費については、介護職員等処遇改善加算を充当できず、事業者の経営圧迫につながる恐れがある。また、加算は恒久的なものでないため、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが困難である。

＜具体的要求内容＞

（１）令和９年度介護報酬改定において、すでに９割超の事業者が取得している介護職員の処遇改善加算については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとすること。

（２）誓約書の提出により加算要件を満たしたものとする取扱いについては、新加算への移行状況を踏まえて終了時期を再検討するなど、事業者の安定的な

サービス提供に影響のないよう適切に実施すること。

（３）令和９年度以降の処遇改善加算について、基本報酬に組み込まれない場合であっても、令和６年度介護報酬改定等の影響を精緻に検証し、事業者に過度の負担が生じないよう加算要件の簡素化や申請に係る事業者の負担軽減を実施すること。また、保険者等の意見も聞いた上で検討を行うとともに、事業者や都道府県、区市町村が十分な準備ができるよう、具体的な内容等について速やかに情報提供すること。

（５）介護支援専門員の安定的な確保を図るため、処遇を改善するとともに、給付実績に結びつかないマネジメント等の評価のための方策を講じるほか、介護支援専門員研修を見直すこと。

＜現状・課題＞

国はこれまで、資格更新制の導入や研修の強化、主任介護支援専門員制度の創設、試験の受験要件の見直しなどにより、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図ってきた。

また、直近では、これまで介護支援専門員が対象とならなかった処遇改善加算を、令和８年度の介護報酬改定において対象とすることや、介護支援専門員を取り巻く諸課題に対応するための補助事業創設及び更新研修の受講を紐付けた資格更新制の廃止を打ち出すなど、処遇改善や負担軽減による人材の確保・定着を推進してきている。

その一方で、令和８年度の診療報酬改定では、算定要件に基づく入退院時の支援を介護支援専門員等と連携して実施した場合に、医療機関側が加算できる介護支援等連携指導料について高次の評価区分が新設されたが、介護支援専門員が退院時の支援に関わっても、退院できずに結果として介護サービスの利用に結び付かなかった場合や、インフォーマルサービス単独で介護サービスの利用に結び付かない場合など、給付実績に結び付かないケアマネジメントについては、令和８年度の介護報酬改定においても介護報酬の評価の対象とされていない。

さらに、介護支援専門員の資格取得や更新のために必要な研修については、介護保険法（平成９年法律第 123 号）において、「都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない」とされており、その科目、時間数、実施方法（講義又は演習）等は、国が定める基準にて全国一律で定められている。都はこれまで、研修の全面オンライン化や動画配信形式の活用などにより、受講者負担の軽減に配慮しているが、時間数は短縮できないため、今なお受講負担が大きい一方、国が定める研修カリキュラムにおいて、研修内容の概略は定められているものの、受講対象者が異なる研修ごとの修得すべき事項については、具体的な定めがないことから、研修や科目間で内容を差別化することが困難であり、資格更新時の研修受講者や都が設置する研修向上委員会からは、同じ内容の繰り返しについて見直しが必要との声が上がっている。

その上、令和６年度の介護報酬改定において、特定事業所加算の評価が充実されたことに伴い、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していることが要件に追加されたことは、多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促す効果が期待できる一方、研修受講に係る負担が更に増大することが見込まれる。

加えて、現在国会で審議中の介護保険法改正案において、介護サービス事業者は、介護支援専門員の氏名などを当該介護支援専門員の登録地の都道府県知事に報告することとされているが、事業所に従事する介護支援専門員の登録地は事業所所在地の都道府県とは限らないことから、報告先が多岐にわたり、事業者にとって負担が増大することとなる。

このように、介護支援専門員が現行は充分処遇改善が進んでいない中で業務や研修受講の負担が大きくなっており、都内の保険者や事業所からは、こうした状況から介護支援専門員の魅力が相対的に減少していることに加え、職員の高齢化による離職などの要因により、介護支援専門員が不足しているとの声が上がっている。

事実、近年の介護支援専門員証の交付者数は過去 10 年間の平均以下にとどまっており、都内で実務に従事する介護支援専門員数は、令和元年度をピークに横ばいで推移している。今後、介護サービス需要の拡大が見込まれる中、将来的に介護支援専門員の不足が懸念される。

また、居宅介護支援事業所１事業所当たりの利用者数が増加傾向にある中、都が実施した調査において、「人材不足であり新規利用をセーブしている」と回答した居宅介護支援事業所の割合が 41.9％となっており、介護サービスの提供に支障が生じている。

このように、介護支援専門員の不足による介護サービスへの影響が既に生じていることから、介護支援専門員の確保は、直ちに対策を取るべき喫緊の課題である。

なお、国は、令和５年度から居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所の事務負担軽減を目的として「ケアプランデータ連携システム」の運用を開始しており、令和６年度からはケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業により利用促進を図っているところであるが、国の補助が不十分であるため、令和７年１月 31 日時点の都道府県ごとのシステム利用申請状況は全国平均 6.7％（都 7.7％）と低い普及率となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）介護支援専門員の安定的な確保に向けて、その業務の専門性に見合った給与となるよう、更なる処遇の改善を図ること。

（２）退院を予定している利用者に対して実施する退院後支援など、給付実績に結び付かない医療・介護・生活にまたがる諸課題を解決するためのマネジメント等を介護報酬の対象とするなど、適切に評価するための方策を講じること。

（３）介護支援専門員研修について、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図ること。

（４）社会保障審議会介護保険部会で取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、介護支援専門員がケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備や、人材確保・定着支援の取組など、介護支援専門員を取り巻く諸課題の解消に向け、必要な制度の見直しや支援の充実を図ること。

（５）事業者の義務等を新たに規定する場合には、都道府県及び事業者が十分な検討と準備を行うことができるよう、関係者の意見を聴いた上で、制度の内容や運用の考え方、今後のスケジュール等について速やかに情報提供を行うこと。また、事業者から各都道府県知事への報告が円滑に行われるよう、全国一律の様式・仕組みにより報告できる制度を構築するとともに、各都道府県における事務処理負担の軽減を図る観点から、「介護事業者・介護支援専門員管理システム(ケアマネシステム)」等との情報連携を可能とするなどの方策を講じること。

（６）「ケアプランデータ連携システム」の普及を強力に推進していくため、ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業について、都道府県が実態に見合った補助が行えるよう、必要な予算を確保すること。

参　　考

【全国の介護支援専門員と介護職員の平均給与比較（常勤で月給の者）】

区分	介護支援専門員	介護職員	差額
平成 24 年度	334,260 円	275,700 円	58,560 円
平成 25 年度	333,380 円	276,940 円	56,440 円
平成 26 年度	331,140 円	272,100 円	59,040 円
平成 27 年度	341,060 円	284,410 円	56,650 円
平成 28 年度	342,440 円	289,780 円	52,660 円
平成 29 年度	345,820 円	293,450 円	52,370 円
平成 30 年度	350,320 円	300,970 円	49,350 円
令和元年度	347,460 円	300,120 円	47,340 円
令和 2 年度	357,850 円	315,850 円	42,000 円
令和 3 年度	353,560 円	316,610 円	36,950 円
令和 4 年度	361,770 円	317,540 円	44,230 円
令和 5 年度	363,760 円	324,240 円	39,520 円
令和 6 年度	375,410 円	338,200 円	37,210 円

（注）介護従事者の平均給与額は以下により算出

月給の者：基本給（月額）＋手当＋一時金（４～９月支給金額の１／６）

資料：介護従事者処遇状況等調査（厚生労働省）

【都内で勤務する介護支援専門員数】

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延人数	15,318 人	14,747 人	14,435 人	14,797 人	15,503 人	14,949 人

資料：介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

【都における介護支援専門員証交付者数の推移】

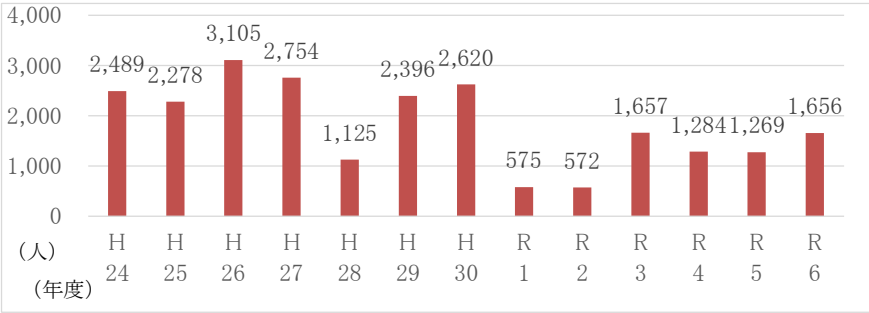

【居宅介護支援事業所１事業所当たり利用者数（全国）】

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１事業所当たり利用者数	85.7 人	88.3 人	93.2 人	95.0 人

資料：居宅介護支援および介護予防支援における令和３年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業等

【都内で勤務する介護支援専門員の年齢構成】

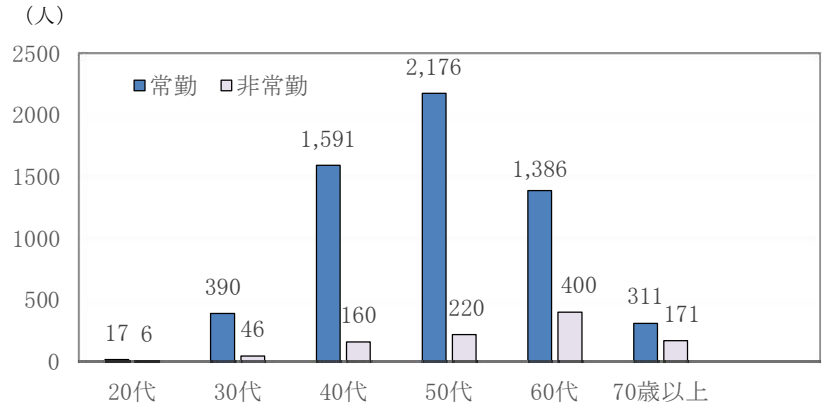

資料：令和４年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

【人材不足の状況とサービス提供への影響】

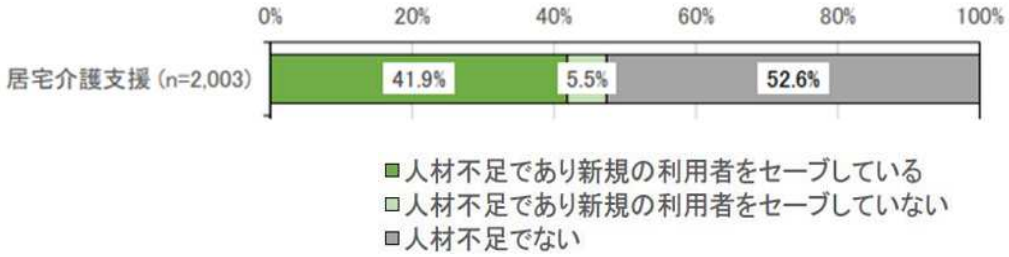

資料：令和４年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

（６）良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

＜現状・課題＞

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に３割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

訪問介護の質の高いサービスを提供する事業所を評価する「特定事業所加算」について、区分支給限度基準額を超過する利用者が出るとの理由から、積極的に加算を取得できない実態がある。訪問介護以外のサービスにおける類似の加算である「サービス提供体制強化加算」については、区分支給限度基準額の対象外となっている。

なお、「特定事業所加算」のⅠ又はⅡの取得は、「介護職員等処遇改善加算」の最上位区分の取得要件にもなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、平成 30 年 10 月から貸与価格に「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１ＳＤ）」とする上限価格が設けられている。同一商品における不合理な価格差の是正や利用者負担の軽減等に一定の効果を上げているが、一方で、現行制度の運用により、実勢コストや地域特性が価格に十分反映されにくいとの声がある。事業者は、上限価格内で貸与する必要があるが、介護

報酬改定による上限価格は、過去の貸与実績を基に算定されるため、近年の急激な人件費や物価の上昇を貸与価格に反映させることが難しい仕組みとなっている。

また、貸与価格に上限価格が設けられて以降も、福祉用具貸与は地域区分の対象外となっており、地域ごとの人件費の地域差が反映されていない。

加えて、退院後に在宅療養へ移行する高齢者が増える中、福祉用具貸与や住宅改修は迅速な提供が求められる重要なサービスであるが、退院カンファレンスへの参加や家屋評価、回復状況に応じた調整など、福祉用具事業者の労力は介護報酬で評価されていない。貸与価格が「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１ＳＤ）」を上限に設定されている現行制度では、人件費や物価上昇などのコスト増を反映できず、調整やアセスメント不足によるサービスの質低下が懸念される。

さらに、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の 100 分の 100 を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に３割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。

（２）訪問介護の特定事業所加算については、事業所の体制整備や加算の取得を促進するため、区分支給限度額には含まない仕組みとすること。

（３）福祉用具貸与については、現行制度の「価格の適正化・透明化」という基本的な枠組みを維持した上で、地域区分の対象とするなど地域特性を踏まえた上限設定の在り方、物価・人件費上昇を踏まえた価格算定の確保、価格に反映されにくいサービスの質を確保する観点からの介護報酬上の評価の検討を行うこと。

（４）福祉用具貸与における特別地域加算について、特別地域への福祉用具の輸送における費用の実態等を調査し、用具の種目に応じた加算上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、１月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

（７）介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

＜現状・課題＞

介護保険施設の居住費・食費の基準費用額の設定は全国一律となっており、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、特定入所者介護サービス費の支給対象者（補足給付対象者）については、基準費用額を超える費用が施設の負担となっている。

加えて、食材料費や光熱費の値上げなど、物価高騰により施設運営は更なる影響を受けている。令和６年介護報酬改定では、令和６年８月から、光熱費高騰分として、居住費の基準費用額が１日当たり 60 円引き上げられたものの、補足給付対象者の居住費にかかる物価高騰分を十分に反映したものとなっていない。

また、食費の基準費用額については、本年８月に１日当たり 100 円の引き上げが予定されているものの、今後の更なる物価上昇を見据え、施設からは、食材の安定的な調達や栄養マネジメントへの懸念の声が上がっている。こうした状況を踏まえ、各自治体においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとされており、物価高騰に対する制度的な対応が必要である。

＜具体的要求内容＞

介護保険施設の健全な運営を確保するため、介護保険施設の居住費・食費について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

（８）介護保険施設において医療的ケアを必要とする要介護者の受入れが進むよう、介護報酬で適切に評価すること。

＜現状・課題＞

都内では、要介護認定率が急激に上昇する 85 歳以上高齢者人口が、令和 17 年にピークになると予測されており、今後、経管栄養や在宅酸素療法等の医療的ケアを必要とする要介護高齢者の増加が見込まれる。

国は、令和６年介護報酬改定において、協力医療機関との連携体制の構築により、介護保険施設における急変時の対応など医療ニーズへの対応強化を図ったところであるが、施設内での日常的な医療的ケアの提供に必要な人員や医薬品等を確保することができる十分な報酬とはなっていない。

こうしたことから、都は独自に、介護保険施設における医療的ケア対応を促進

するため、看護師の増配置等の体制構築やケアにかかる医薬品・材料等の確保に対する支援を開始した。

＜具体的要求内容＞

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）において、医療的ケアを必要とする利用者の受入れが促進されるよう、必要な人員や医薬品等の確保について介護報酬で適切に評価すること。

２　介護人材の確保及び育成

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

（１）今後の急速な高齢化と労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い介護人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

＜現状・課題＞

介護関連職種の有効求人倍率は依然として全職業を大きく上回る水準で推移しており、介護人材の人手不足は深刻化している。公益財団法人介護労働安定センターが実施した令和６年度の「介護労働実態調査」においても、介護人材の不足感は引き続き高い水準となっており、労働者の悩みは「人手が足りない」が 50.5％と１番多く、介護職員にとっては、人手不足が賃金よりも大きな悩みや不満となっている状況である。

その一方で、第９期東京都高齢者保健福祉計画における介護人材の需給推計では、令和 12 年度には都において約 23 万 3 千人の人材を確保する必要があると見込んでおり、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年（2040 年）までの人口推計を踏まえると、生産年齢人口の急速な減少とともに、東京をはじめとする都市部では引き続き要介護高齢者の増加が見込まれており、社会全体での働き手の確保が一層難しくなる一方で、介護ニーズは増加していくことから、将来的に介護分野での人材確保はより一層厳しくなることが予測されている。

今後は、従来の人材対策に加え、現在働いている介護人材が長く働きやすい職場づくりや、限られた人材で質の高い介護が提供できるような介護現場の改革、地域の特性に応じた対策など、少子高齢社会における介護現場の状況を踏まえた介護人材対策の更なる充実が求められる。

また、特に訪問介護サービスを担う訪問介護員は、職員の高齢化が著しく、都の調査では 60 代以上が約５割を占めるなど、今後 10 年で退職者が増加することが見込まれる。しかしながら、有効求人倍率は施設等の介護職員に比べ大幅に高く、特に新卒などの若年層の訪問介護への入職は少ない。こうした状況を踏まえ、今後も必要な訪問介護サービスを安定的に提供していけるよう、訪問介護員の人材確保においても、対策の充実が重要である。

＜具体的要求内容＞

深刻な人材不足と今後の介護ニーズの増大に対応するため、介護現場における介護人材の配置状況や業務の実施状況等の実態を把握・検証した上で、総合的な介護人材対策の充実を図ること。特に、訪問介護員については、若年層の求職者が訪問介護へ入職し、安定的な収入を得て長く働けるよう、対策の充実を図ること。

（２）介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修について、実地研修先の確保が難しい状況等を踏まえ、研修体系の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

介護職員等によるたんの吸引等の研修については、制度上、実地研修を修了することが求められるが、近年、研修ニーズの増加に伴い、実地研修を受け入れる医療機関・介護施設の確保が困難となっている状況がある。

介護職員等がたんの吸引及び経管栄養を行うためには、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく所定の研修を修了する必要がある。

介護職員等によるたんの吸引等に係る研修には、不特定多数の者を対象とした研修（以下「１・２号研修」という。）と、特定の者を対象とした研修（以下「３号研修」という。）とがあるが（研修内容※はそれぞれ以下のとおり。）、３号研修を修了し、実務経験がある場合であっても、不特定の者を対象としたたんの吸引等を行うためには、１・２号研修を受講し修了する必要があり、免除規定はない。また、１・２号研修の基本研修免除対象者※が３号研修を受講する場合であっても、基本研修は免除とはならない。加えて、１・２号研修では基本研修が 50 時間と長時間にわたり、受講者の負担となっている。

さらに、現在介護現場で一般的に使用されている栄養剤や器材であっても、これまで研修で使用されていないものについては、使用の可否を個々に国へ照会する必要があり、照会の結果、研修での使用が認められず、介護職員が現場で使用することができない状況が発生するなど、研修内容と現行の介護現場の実態との間に差異が見られる。

介護サービス事業所でのたんの吸引等の実施体制を整えるためには、実地研修先の確保が困難な状況等を踏まえた課題への対応が必要であり、課題の一つである指導看護師の確保に対し、都では、新たに介護サービス事業所への指導看護師の派遣等による支援を実施する。さらに、実地研修自体を免除する要件を設けるなど、より効率的・効果的に研修を行うことが可能となるよう、現状に見合った研修内容に見直しを図っていく必要がある。

【※研修内容】

■１・２号研修（不特定多数の者を対象とした研修）

講義 50 時間、筆記試験（集合方式）、演習（集合方式）、実地研修

■３号研修（特定の者を対象とした研修）

講義８時間、筆記試験（集合方式）、演習（集合方式）、実地研修

【※基本研修免除対象者】

下記アからウのいずれかに該当する者 ア　介護福祉士養成課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）において医療的ケアの講義及び演習を修了し、「実地研修」が未修了の者 イ　すでに２号研修を修了しており、既修了の特定行為以外の行為の追加を希望する者 ウ　１・２号研修を過去に受講し、「研修課程修了確認書（不特定多数の者対象）」等を交付されている者

＜具体的要求内容＞

（１）３号研修を修了し、実務経験を有する者について、業務従事期間等から１・２号研修の実地研修修了と同等程度と認められる場合は、１・２号研修の資格を得る実務ルートを創設すること。

（２）１・２号研修の基本研修免除者は、３号研修を受講する際の基本研修を免除とすること。

（３）必要性を踏まえ、１・２号の基本研修の講義時間数を再設定するとともに、たんの吸引等の機器や栄養剤の種類が多様化している現状を踏まえ、研修で使用しない機器や栄養剤であっても、介護現場で一般的に使用されている機器や栄養剤については、研修修了者による現場での使用を可能とすること。

３　認知症施策の総合的な推進【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

認知症施策を総合的に推進するため、国において診療報酬や認知症行方不明者に係る取組等を検討し対応すること。また、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

都における認知症のある高齢者は、令和 22 年には約 62 万人になると見込まれており、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症施策を総合的に推進することが重要である。

国は認知症施策推進計画において、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」を示している。認知症のある人が元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人一人の希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境が整えられていることが必要である。そのため、都は令和６年度から、認知症のある人の希望に応じ、関係機関と連携しながら地域の実情に合わせた社会参加の機会創出に取り組む区市町村を支援しており、令和６年度末時点で 51 自治体が、機会創出に取り組んでいる。国は、令和７年度補正予算で、区市町村が認知症のある人の居場所を整備する際の初度設備等への補助を実施したが、居場所の運営を支援するものではなかった。

都道府県は、国で策定する認知症施策推進基本計画を基本としつつ、実情に即した都道府県計画を策定するよう努めることとされており、都は、令和７年３月に、東京都認知症施策推進計画を策定した。国は令和６年 12 月に策定した基本計画において重点目標及びＫＰＩを設け、令和７年度老人保健健康増進等事業において認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業を実施しているが、未だに具体的な目標値や調査方法、評価の在り方の検討の時期を示していないため、都道府県の計画策定等に影響が出ている。都は、令和８年度に計画の中間見直しを実施する予定であり、その際、国が今後示す目標値等を踏まえる必要がある。

国は、令和６年度に「認知症チームケア推進加算」を創設した際、「日本版ＢＰＳＤケアプログラム」（以下「ケアプログラム」という。）を加算の対象と明示せず、令和７年４月になってケアプログラムが加算の要件である旨通知した。しかし、ケアプログラムで既に効果が実証されている在宅サービスは引き続き加算の対象にしておらず、加算の単価についても効果に見合ったものになっていない。また、同じ加算の対象であるにも関わらず、「認知症チームケア推進研修」の取扱いの変更等を行う際にケアプログラムについての検討がされていない。

国は、令和６年度から認知症介護実践リーダー研修の研修対象者の要件を緩和し、認知症介護実践者研修を修了していない者も対象に加えたが、知識や理解を深める措置等を講じていないため、受講生間の理解度の差が拡大する一方となっている。また、令和８年３月に、一部研修について標準カリキュラムの改訂を行ったが、経過措置の期間が短く、都道府県のカリキュラム改訂作業に混乱が生じている。

若年性認知症のある人は、発症前に仕事に就いていても退職や転職を余儀なくされるケースが多く、都では令和元年度から企業向け研修会を実施しているが、知識や制度に関する企業等への普及啓発が十分に進んでいるとは言い難い。労働者やその家族への相談支援や、労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行う両立支援コーディネーターと、都道府県の若年性認知症支援コーディネーターとの連携も重要である。国は基本計画において「若年性認知症支援コーディネーター等と企業の産業医や両立支援コーディネーター等による連携した対応を行うことなどを推進する」としているが、両立支援コーディネーター等との連携推進が不十分である。

全国の認知症行方不明者は、警察庁の令和６年統計によれば、年間で１万８千人を超え、東京都内においても毎年およそ千人を超える人が行方不明となっている。認知症行方不明者は、高齢化に伴い今後も増加することが見込まれるが、早期発見のためには、広域的な取組が重要である。東京都では、平成 27 年６月より、行方不明の高齢者等に関する詳細な情報を都内区市町村や近隣県、警視庁と共有できる独自のサイトを運用しているが、国においては広域的な取組を進める動きが見られない。

また、認知症のある人の入院は、そうでない人の入院と比べて長期化しやすいことに加え、手厚い人員配置が必要になることが多い。しかし、一般病床に比べて精神病床は入院基本料が低く設定されていることや入院期間の長期化により診療報酬が逓減するなど、業務負担に見合った診療報酬となっておらず、そのために入院の受入れがなかなか進まない場合があるという課題がある。

認知症抗体医薬の実用化等を踏まえて地域の医療提供体制の充実を図るには、認知症サポート医の活動の活性化が急務であり、地域包括支援センター等が医師に医療相談や訪問支援等を依頼する場合、柔軟かつ機動的な対応が求められる。こうしたニーズを踏まえ、都は令和６年度、地域包括支援センター等と連携して活動できる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定する制度を創設し、令和７年度までに 204 名を認定した。同年度からは、とうきょうオレンジドクターに医療相談等を依頼する際の費用に係る区市町村補助を独自に開始したが、都道府県のこうした取組は国の財政支援の対象とされていない。

認知症抗体医薬については、初回投与を行う医療機関に加え、６か月以降の投与を行う医療機関の確保も求められる。しかし、小規模の診療所等が投与を開始するには、院内の人員体制の見直しや、投与のキャンセルが発生した場合に薬剤の返品等が困難なこと等、負担が大きいことから、６か月以降の投与を行う医療機関の数は不足している。

また、認知症抗体医薬は、精神科医療機関で算定可能な「持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料」の対象となっていない等、診療報酬が治療の実態に見合っ

たものになっていない。
認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額は不十分である。
また、認知症抗体医薬の投与を行うセンターを対象とする加算が令和６年度から新設されたが、投与を行わないセンターでも同様に相談対応等が求められるため、全センターへの財源措置が必要である。
あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。
地域支援事業の中の認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援チーム員は「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとされている。しかし、受講申込者数が受講定員を超過しており、受講者数を都道府県で調整する必要が生じるなど、チーム員の研修機会が十分にあるとは言えない。

＜具体的要求内容＞
（１）「新しい認知症観」を広く浸透させる取組を進めること。その上で、認知症のある人の社会参加を推進する取組を自治体が円滑に実施できるよう支援すること。
（２）基本計画におけるＫＰＩの目標値について、早期に都道府県に示すこと。また、具体的な調査方法やＫＰＩに基づく認知症施策の評価の在り方について、具体的な検討時期を示すとともに、調査方法については、都道府県でも実施可能なものとなるよう配慮すること。
（３）ＢＰＳＤの背景にあるニーズを読み解き、客観的データに基づくチームケアが提供できる「日本版ＢＰＳＤケアプログラム」は、ＢＰＳＤの軽減効果が科学的に実証されており、その効果に見合う加算とするとともに、在宅サービスも加算の対象とすること。
　また、国が進める認知症施策において、「認知症チームケア推進研修」の取扱いの変更等を行う際には、ケアプログラムについても検討を行うこと。
（４）認知症介護研修については、質の確保に配慮するとともに、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう配慮すること。
（５）若年性認知症のある人の就労に関して、企業等の理解促進に向けた取組を進めること。また、両立支援コーディネーターが都道府県の若年性認知症支援コーディネーターと円滑に連携できるよう、取組を一層推進すること。
（６）認知症行方不明者の早期発見のため、全国の行方不明者個人の情報を自治体間や警察等の関係機関と共有するためのサイトを開設・運用するなど、国自ら広域的な取組を進めること。
（７）認知症サポート医制度の実効性を担保するとともに、認知症サポート医の活動を促進し、地域における医療提供体制の充実が図られるよう、財源を措

置すること。
（８）医療機関において認知症のある人の入院が受け入れられるよう、現行の診療報酬体系における長期入院への対応や十分に評価されない人員配置など、医療機関側の業務負担に見合った診療報酬となるよう改善を行うこと。
（９）身近な地域で希望する人が認知症抗体医薬の治療を受けられる体制が確保されるよう、医療現場の実態を踏まえた運用へ見直すとともに、認知症抗体医薬治療における診療報酬について、負担に見合ったものとなるよう改善を図ること。
(10) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。
(11) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。
(12) 認知症初期集中支援チーム員研修は、受講希望者が確実に研修を受けられるよう、受講定員の拡大など研修の充実を図ること。

４　地域医療介護総合確保基金（介護分）の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

地域医療介護総合確保基金について、自治体が地域の実情に応じて有効な施策展開を図れるよう、弾力的に活用できる仕組みとすること。

＜現状・課題＞

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づき、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進するため、都道府県は、国３分の２、都道府県３分の１の負担割合により、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置している。なお、都道府県負担分は、地方交付税交付金により財源措置されているが、不交付団体である都においては、これを自主財源で賄っている。

国は、平成 27 年度補正予算において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として、基金の積増しを行った。

しかし、基金の活用に当たっては、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更が認められていないことから、都においては多額の基金残高が累積している。

介護施設等整備事業については、平成 18 年度の三位一体改革との関係から、基金対象事業が地域密着型施設の整備などに限定されており、より需要のある広域型施設の整備等へ充当できない。また、地域密着型サービス等について、今後、施設の老朽化に伴い、需要が増加すると見込まれる大規模修繕が、補助対象となっていない。さらに、基金事業の配分基礎単価は令和７年度に一定程度引き上げられたものの、基本的に全国一律であり、建築価格や人件費の高騰は、首都圏をはじめとした大都市においてより深刻であるという実態を十分に反映していない。特に、定期借地権の一時金に対する補助について、その補助額は、路線価の２分の１に対して、その２分の１（実質４分の１）となっているため、事業者の負担が大きく、都は、独自に上乗せして補助を行っている。

また、対象事業が限定的に列挙されているため、例えば、都が独自に実施している、特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、奨学金の貸与を受けた介護職員に対して返済相当額を手当として支給する事業者や介護職員用の宿舎を借り上げる事業者への支援など、自治体が地域の実情に応じて取り組む事業が対象とならない。

さらに、近年、年度途中での解釈通知の変更や国庫補助への誘導等により、都の予算の調整が必要となることで事業者への通知が遅れ、事業者は限られた期間内での事業執行を余儀なくされるなど、都道府県の事業執行に影響を及ぼしている。

＜具体的要求内容＞

（１）介護施設等整備事業について、地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費を支弁するという基金の設置目的に鑑み、以下のような対象の拡充を図ること。

①　特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の広域型施設の整備についても補助対象とすること。

②　地域密着型サービス等の施設の老朽化に伴う大規模修繕についても補助対象とすること。

③　大都市における建築価格や人件費の高騰及び地域差を踏まえ、既存基金事業（地域密着型施設整備費、開設準備経費等支援事業の補助など）の配分基礎単価を増額すること。

④　定期借地権等の一時金に対する補助について、大都市における路線価の地域差などを踏まえ、補助率（２分の１）及び基準額（路線価の２分の１）を引き上げること。

（２）介護施設等整備事業における特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、介護従事者確保事業における奨学金の貸与を受けた介護職員に対し返済相当額を手当として支給する事業者や介護職員用の宿舎を借り上げる事業者への支援など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とすること。

（３）年度途中での解釈通知の変更や国庫補助への誘導等により事業の執行に影響を及ぼさないよう、都道府県の円滑な事業執行に配慮すること。

参　　考

○地域医療介護総合確保基金の執行状況（東京都）

1　介護施設等整備分

（単位：千円）

年度	積立額（A）	取崩額（B）	残高（A）−（B）
平成27年度 当初分	6,918,363	6,918,363	0
平成27年度 補正分（平成37年度までに充当）	14,921,750	9,283,404	5,638,346
平成28年度 当初分	7,736,157	7,736,157	0
平成29年度 当初分	2,206,933	2,206,933	0
平成30年度　当初分	3,845,918	3,845,918	0
令和元年度　当初分	6,381,509	6,381,509	0
令和2年度　当初分	5,148,920	5,148,920	0
令和3年度　当初分	8,809,500	8,809,500	0
令和4年度　当初分	5,400,037	5,400,037	0
令和5年度　当初分	5,934,972	2,655,932	3,279,040
令和6年度　当初分	0	0	0
令和7年度　当初分	0	0	0
計	67,304,059	58,386,673	8,917,386

※平成２７年度補正分取崩額（B）の令和７年度執行分について、現時点の決算額を記入。

2　介護従事者確保分

（単位：千円）

年度	積立額（A）	取崩額（B）	残高（A）−（B）
平成27年度 当初分	920,885	920,885	0
平成27年度 補正分（平成37年度までに充当）	1,449,182	1,449,182	0
平成28年度 当初分	1,975,850	1,975,850	0
平成29年度 当初分	565,108	565,108	0
平成30年度　当初分	2,707,868	2,707,868	0
令和元年度　当初分	1,873,151	1,873,151	0
令和2年度　当初分	2,115,497	2,115,497	0
令和3年度　当初分	5,900,599	5,900,599	0
令和4年度　当初分	11,684,121	11,684,121	0
令和5年度　当初分	4,841,933	4,841,933	0
令和6年度　当初分	4,489,551	4,489,551	0
令和7年度　当初分	4,179,085	213,124	3,965,961
計	42,702,830	38,736,869	3,965,961

※令和６年度当初分取崩額（B）の令和７年度執行分について、現時点の決算額を記入。

※令和７年度当初分取崩額（B）は、現時点の決算額を記入。

５　介護サービス基盤の整備に向けた施策の充実

（提案要求先　財務省・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

（１）定期借地権を利用した未利用国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

＜現状・課題＞

都では、令和 12 年度末までに特別養護老人ホームを６万４千人分、介護老人保健施設と介護医療院を合わせて３万人分、認知症高齢者グループホームを２万人分整備すること等を政策目標としており、介護施設等の計画的な整備を促進するためには、施設用地を確保する必要がある。

国は、平成 28 年１月から一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、都市部の国有地を活用して介護施設等を整備する場合に、貸付料の 50％減額を行っているが、都市部の中でも地価の高い地域においては、減額後の貸付料でもなお高額であることに加え、定期借地権の期間にかかわらず、減額期間が貸付始期から 10 年間に限られていることから、施設を整備・運営する事業者の負担が大きい。

また、貸付対象施設は特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム等とされているが、貸付対象事業者が地方公共団体又は社会福祉法人に限定されているため、軽費老人ホームや認知症高齢者グループホームを整備する株式会社等が貸付を受けられない。

さらに、介護老人保健施設及び介護医療院については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第３項第 10 号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる社会福祉事業の用に供する場合に限られている。

加えて、貸付けの要望受付時において、貸付料の参考価格が示されないため、貸付要望者が収支を見込むことが難しく、貸付料が見込みを大きく上回ることによって、貸付料が示された時点で事業計画の見直しが必要となる事例や計画自体を取り下げる事例が発生している。

＜具体的要求内容＞

（１）国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、地価が高い地域においては、更なる減額を行うこと。
（２）貸付期間全体を通して、貸付料の減額を行うこと。
（３）多様な施設の整備に国有地を活用できるよう、貸付対象事業者を地方公共団体又は社会福祉法人に限定することなく、医療法人や株式会社等も対象に加えること。
（４）介護老人保健施設及び介護医療院の整備促進が図られるよう、社会福祉事業の用に供する場合に限らず、介護老人保健施設及び介護医療院を減額貸付の対象とすること。
（５）貸付要望者に、適正な時価に基づく貸付料の予定価格を示すこと。

（２）社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合について、独立行政法人福祉医療機構の実施する福祉貸付事業の融資対象とすること。

＜現状・課題＞

国は平成 28 年７月、特別養護老人ホーム及び当該特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設（以下これらを「特別養護老人ホーム等」という。）の用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能とする規制緩和を行った。

これにより、社会福祉法人以外の個人や株式会社等が特別養護老人ホーム等の整備を行うことが可能となったが、現在、特別養護老人ホーム等の整備に係る独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条において、「社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者」とされており、融資対象が社会福祉法人に限定されている。

国が行った規制緩和を実効性のあるものにするためには、社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合についても、福祉貸付事業の融資対象とすることが有効である。

＜具体的要求内容＞

社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合の整備費等について、地方公共団体の補助制度の対象となっているなど、一定の要件を満たす整備計画については、福祉貸付事業の融資対象とすること。

６　有料老人ホーム入居者の居住の安定確保

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

有料老人ホームの入居者がより一層安心して居住できるよう対策を講じること。

＜現状・課題＞

令和６年、同一法人が運営する全国４か所（うち都内１か所）の住宅型有料老人ホームにおいて、給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案が発生した。

入居者の居住の安定確保の観点から、施設を閉鎖又は休止する際は、入居者の希望に応じて、設置者が新たな転居先を確保することが必要であり、介護保険法では、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し、転居先の確保等、必要なサービスが継続的に提供されるための便宜の提供を義務付けることや、便宜の提供が円滑に行われるよう都道府県等が関係者間の連絡調整や開設者等及び関係者に対する助言等を行うことについて、規定されている。しかし、老人福祉法では、これまでこのような規定がなく、有料老人ホームで同様の事案が発生した場合、入居者が行き場を失うことが危惧される。

また、医療ニーズの高い、がんや難病などの高齢者を主な入所対象とした住宅型有料老人ホーム（いわゆるホスピス型有料老人ホーム）においては、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）に対し、高額な紹介手数料を支払っている事案が明らかになっている。

国は、有料老人ホーム設置運営標準指導指針を改正し、これを踏まえ、都でも運営指導指針に有料老人ホームが情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を盛り込んだが、指針には法的拘束力がなく、設置者等への指導には限界がある。

なお、国は上記事案を踏まえ、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」において、有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方、指導監督のあり方、入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「囲い込み」）対策のあり方等について検討を行い、運営の適正化や入居者保護の観点から、関係法令等における規定の整備を含めた対応の方向性を示した。これを踏まえ、国においては老人福祉法の改正案が作成され、全国知事会を通じて情報提供が行われたところである。あわせて、今後、中重度の要介護者を入居対象とする有料老人ホームについては、新たに登録制が導入されることとされているが、現時点で具体的な制度の内容や運用の考え方、今後のスケジュールについて示されていない。

また、すでに登録制が導入されているサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）については、国土交通省がサ高住の登録業務に係るデータシス

テムの構築を行っているが、有料老人ホームの登録業務に係るデータシステムの構築の方向性については、国から詳細が示されていない。

＜具体的要求内容＞

（１）都道府県等の意見を聴いた上で、広く被保険者の信頼に足るサービスの質を担保し、利用者の主体的な選択に基づく適正な介護サービスが提供できる運営体制を確保するために、実効性のある基準を省令等で定めること。また、法改正の施行にあたっては、現入居者の不利益にならないよう配慮するとともに、届出制の有料老人ホームやサ高住等との役割分担を明示すること。

（２）中重度の要介護者を入居対象とする有料老人ホームに登録制が導入される場合には、都道府県及び事業者が十分な検討と準備を行うことができるよう、制度の内容や運用の考え方、今後のスケジュール等について速やかに情報提供を行うこと。また、都道府県が行うこととなる登録業務に係るシステムについて、サ高住の登録業務に係る国土交通省のデータシステムと連携を図りながら、事業者や都道府県の負担とならないよう国において構築すること。

２　サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進のための財政支援

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部・福祉局）

多様なサービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進するため、スマートウェルネス住宅等推進事業を改善すること。

＜現状・課題＞

平成 23 年に改正された高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。通称「高齢者住まい法」。）により、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設された。

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成 21 年８月 19 日厚生労働省・国土交通省告示）においては、「国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定を確保する観点から、保健医療サービス及び福祉サービスの付いている住まいについて、施設及び住宅の種類にかかわらず、適切かつ円滑に供給されるような環境を整備すること」とされている。

東京都では、「2050 東京戦略」（令和８年３月）において、政策目標として、サービス付き高齢者向け住宅等を 2030 年度末（令和 12 年度末）までに３万３千戸整備することとしている。都は、国の補助に加え、整備費補助を行うなど供給の促進を図り、令和７年度末現在の整備状況は、約２万４千戸（うちサービス付き高齢者向け住宅は約１万８千戸）となっている。

今後、東京は、世界に例を見ない規模とスピードで高齢化が進んでいくことから、高齢者が、介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、多様化する高齢者のニーズに応じた住まいが都内に広く供給され、高齢者がそうした住宅を自ら選択できる環境を整える必要がある。

近年、サービス付き高齢者向け住宅を運営している事業者からは、工事費が高騰していることや、人材確保が困難なことにより、都内では新規建設がしづらくなっていると聞いている。

こうした中、スマートウェルネス住宅等推進事業による国の補助は、令和８年度(2026 年度)から、新築においては補助要件に住戸の床面積が 25 ㎡以上であること等が追加され、今後も需要の増加が見込まれる地域においても、国から事業者への直接的な支援が縮小する。

一方で、国は中重度の要介護者を入居対象とする有料老人ホームの登録制度を導入することとしており、これまで供給を進めてきたサービス付き高齢者向け住宅との役割分担を含め、具体的な制度の内容や運用の考え方、今後のスケジュール等が示されていない。

＜具体的要求内容＞

高齢者がニーズに応じて住まいを確保できる環境を整備するため、関係省庁間

で連携して、法令等に基づく高齢者向けの住まいの全体像と各施策の役割分担や財政支援の方針等を明らかにした上で、引き続き、地域の実情に応じて、多様なサービス付き高齢者向け住宅が供給されるよう、スマートウェルネス住宅等推進事業等の関係施策を改善すること。

08 ダイバーシティ コミュニティ (Community)

1　生活・雇用に関するセーフティネットの強化

1　生活困窮者自立支援制度の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

生活に困窮する方への効果的な支援策を早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の運用に当たっては、その実施が円滑に進むよう、引き続き地方自治体の意見を十分に取り入れること。

＜現状・課題＞

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、居住支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援などの任意事業を実施している。自立相談支援機関が対応する相談者の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定など多様化・複合化しており、地域において関係機関と連携しながら、総合的な支援を行う体制整備は重要である。

そういった体制整備のためには、安定的かつ十分な財源確保が必要であるが、各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に応じて上限が設定されており、各種の事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額とのかい離が大きくなる。また、任意事業は必須事業と比べて国の補助率が低く、各自治体において実施体制を整備・拡充するに当たっては、地方負担が大きくなりやすい構造となっている。

加えて、自立相談支援機関には、食料の確保が困難な状態で相談に至る方も来所しているが、中核事業である自立相談支援事業においては、食料購入費や購入に係る人件費が国庫負担の対象に含まれておらず、自立相談支援機関が、積極的に食料支援に関与することが難しい状況にある。食料支援は、相談者の身近な地域で行われることが望ましく、都は、食料支援の拠点を設置する区市町村に対してフードパントリー設置事業やフードパントリー緊急支援事業を実施するなど、区市町村や民間団体等による食料支援の取組を支援してきた。一方で、これらの取組に対する国の財政支援は、例年、補正予算の範囲内にとどまっており、安定

化しているとは言い難い。
また、居住支援強化に係る対応や関係機関との連携強化等が求められており、各自治体における任意事業を含む取組が段階的に増加していくことが見込まれる中、相談員を増配置する必要性が高まっている。併せて、生活困窮者支援の質を確保するため、相談支援員等に対する継続的な人材育成も不可欠である。
一方で、実施主体を都道府県に移管後も国が実施する従事者養成研修については、自立相談支援事業や就労準備支援事業等の任意事業を含め、必要とされる従事者数に見合った実施規模が確保されていない。
さらに、現在都道府県が行う研修に対する国の財政措置が不十分であることに加え、養成研修の更なる移管や研修体系の見直しによる都道府県の財政負担の増大が懸念される。
就労訓練事業については、令和元年度から非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料等を補助できることとなったが、事業所に対する経済的インセンティブ支援としては不十分であり、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。
また、平成 30 年の改正法では、自治体に対し認定就労訓練事業所の受注の機会の増大を図るように努めることとされたが、その促進に向けた効果的、具体的な方策が示されていない。
多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。
さらに、物価高騰等の影響により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について更に検討し、それを早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の運用にあたっては、その実施が円滑に進むよう、引き続き実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。
なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業や休業に伴い収入が減少した生活困窮者を対象とした生活福祉資金の特例貸付の貸付件数は、緊急小口資金で約 25 万件、総合支援資金では約 40 万件となっており、借受人への償還免除や償還猶予の案内を含め償還業務、フォローアップ支援を適切に実施する必要があり、国は確実に財源措置をするべきである。

＜具体的要求内容＞
（１）実施主体である区市等において、生活困窮者に対する総合的な支援が実施できるよう、国庫負担・補助基準額の更なる引上げ並びに就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の補助率引上げを含め、十分な財源確保を図ること。
また、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。
（２）自立相談支援機関において、より積極的に食料支援を行えるよう、食料購入費や関連する人件費を、国庫負担の対象とすること。また、区市町村や民間団体等を通じた食料の支援に対して、安定的な財政支援を行うこと。
（３）実施主体を都道府県に移管後も、国が実施する従事者養成研修について、自立相談支援事業、就労準備支援等の任意事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な実施規模を確保すること。
また、都道府県において、今後移管される養成研修の対応や、更なる研修

体系の充実が図れるよう必要な財源の確保を図ること。

（４）就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、自治体による受注の機会の増大も含め、民間事業者の積極的な参入を促進するための効果的、具体的な対策を講じること。

（５）ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンストップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

（６）物価高騰等により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について検討し、その内容を早急に示すこと。

（７）生活困窮者自立支援法の運用に当たり、その実施が円滑に進むように、引き続き実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れること。

（８）生活福祉資金の特例貸付における償還業務とフォローアップが終了するまでの都道府県社会福祉協議会の事務体制に対する事務費を国が責任を持って確実に財源措置すること。

参　　考

○令和７年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	就労準備支援事業	家計改善支援事業	シェルター事業	地域居住支援事業	学習・生活支援事業
所要額が基準額を超える区市	５区３市	２区	１市	２区	２区	５区４市
平均超過率	43.6%	33.0%	5.2%	14.1%	22.9%	32.4%

※自立相談支援事業については、上記以外の１市においても人口規模等により適用される基準額を超過していたが、厚生労働省との個別協議の結果、基準額が引き上げられている。

○令和７年度の生活困窮者自立支援制度人材養成研修受講者枠と申込状況（東京都）

	主任相談支援員養成研修	相談支援員養成研修	就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修	家計改善支援員養成研修	居住支援事業支援員養成研修	子どもの学習・生活支援事業支援員養成研修
受講者枠	28 人	56 人	52 人	39 人	９人	17 人
受講申込者数	23 人	83 人	50 人	58 人	43 人	22 人

※受講者枠は、厚生労働省から東京都に割り当てられた人数

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	4	12
市	2	7
合計	6	19

（平成 28 年２月調査）

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%
就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業（類似事業を含む）は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中／わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業（中間的就労）に関するアンケート調査等報告書」（平成 26 年 12 月東京都福祉保健局）。アンケート回答数 1,079 社／4,000 社

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	19 か所	4 か所	23 か所
巡回相談	23 か所	18 か所	41 か所
就職支援ナビゲーター	69 人	27 人	96 人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数

（令和８年４月末時点）

○生活福祉資金特例貸付件数

緊急小口資金	総合支援資金		
	初回	延長	再貸付
256,482	190,134	95,220	116,441

２　権利擁護の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

（１）日常生活自立支援事業について、将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。

（２）頼れる身寄りがいない高齢者等を対象とする新たな第二種社会福祉事業について、法の施行までに民間事業者を含む多様な主体が取り組むべき要件や基準を規定するなど、利用者が安心できる適正な事業運営の確保策を示すこと。また、事業の実施に必要な財源を確保すること。

（３）単身高齢者等が将来の不安等について身近な地域で相談できる支援体制の整備に対し財政支援を行うこと。

（４）成年後見制度利用促進基本計画の求める地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能を整備するために、区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

＜現状・課題＞

日常生活自立支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業等補助金の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」に位置付けられているが、今後の認知症高齢者の増加等に伴い、ニーズの拡大が見込まれることから、将来的な財源不足が危惧される。都では、都内全域に専門員を配置しており、事業継続のためには安定した人件費の確保が不可欠である。

令和７年 12 月の社会保障審議会福祉部会において示された報告書では、頼れる身寄りがいない高齢者等を対象に生活上の課題に関する支援を行う事業を、無料又は低額の料金で利用できる事業として新たに第二種社会福祉事業に位置付けることとしている。そこで、利用者への良質なサービス提供の観点から、民間事業者を含む多様な主体（以下、「事業者等」）に対して、死後事務における履行確認等の業務について予めマニュアル等により適切な取組方法を示し、自主的対応を促進していくことで、法の施行時における適正な事業運営の確保策を講じる必要がある。また、事業者等は、事業の開始に当たって都道府県知事へ届出を行い、知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行うことができるとしていることから、適正な書類審査や実効性を伴った指導、処分等を行うために、事業者等が取り組むべき要件や基準を省令等で規定する必要がある。さらに、

都道府県社会福祉協議会に対しては日常生活自立支援事業と同様、この新たな事業を安定的に実施するために十分な財源が必要になる。

国は、令和６年度から、単身高齢者等の生活上の課題に対応するため、相談窓口の整備等に取り組む市町村に直接、財政支援を行うモデル事業を立ち上げたが令和７年度末をもって終了した。区市町村が主体となることで、地域のニーズに応じた包括的支援体制や部門間ネットワークの中で連携して対応できるため、都は、令和６年度より、区市町村における相談支援体制の整備を推進する事業を展開しているが、今後も継続的に取り組むには、安定的かつ十分な財源が必要である。

成年後見制度について、国は、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、市町村が、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みとしての地域連携ネットワークを作っていく必要があるとし、家庭裁判所とも連携の上、自発的に取り組むことを求めている。また、法制審議会民法部会において成年後見制度の改正に向けた審議が進められている中、令和７年 12 月の社会保障審議会福祉部会では、権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務とし、その事務を担う中核機関を法定化することが示されていることからも、実施主体である区市町村に対しては十分な財政支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）日常生活自立支援事業の今後の利用実績の増加を見据え、人件費等将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。

（２）新たな事業の利用者が安心してサービスを受けられる環境を整備するため、死後事務における履行確認等の業務について、早期にマニュアル等により適切な取組方法を示し、法施行までに自主的対応を促進することで、事業者等が適正な運営を確保できるようにすること。また、都道府県が、実効性の伴った指導等を行うことで、トラブルの防止や解消が図られるよう、事業者等が取り組むべき要件や基準を省令等で規定すること。さらに、都道府県社会福祉協議会に対しては、現行の日常生活自立支援事業と同様、新たな事業を安定的かつ継続的に実施できるよう十分な財源を確保すること。

（３）区市町村を主体とした単身高齢者等への相談支援体制の整備に取り組む都道府県に対し財政支援を行うこと。

（４）成年後見制度について、成年後見制度利用促進基本計画の求める福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能の整備に取り組む区市町村に対し、安定的かつ十分な財政支援を行うこと。

参　　考

○都内認知症高齢者数

区分	令和４年度 （2022 年度）	令和 12 年度　推計 （2030 年度　推計）
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	約 13 万人	約 14 万人
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上	約 36 万人	約 41 万人
計	約 49 万人	約 55 万人

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和４年度認知症高齢者数等の分布調査」（令和５年３月）

○都内の日常生活自立支援事業の利用実績

年度	契約件数	相談件数
平成 29 年度	3,608（1,429）	205,090
平成 30 年度	3,753（1,521）	214,393
令和元年度	3,839（1,603）	207,352
令和２年度	3,976（1,585）	214,123
令和３年度	4,123（1,597）	228,314
令和４年度	4,290（1,526）	235,185
令和５年度	4,236（1,591）	242,707
令和６年度	4,300（1,582）	245,863
令和７年度	4,397（1,497）	246,142

※契約件数の（　）内は生活保護受給者で内数

○都内の成年後見制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
19,231 人	5,260 人	1,821 人	563 人	26,875 人

出典：東京家庭裁判所提供資料（令和７年 12 月 31 日時点）

○都内の成年後見制度推進機関の設置自治体数（令和７年度末時点）

成年後見制度推進機関の設置自治体	53 区市町村（内訳：23 区、26 市、３町、１村）

○都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数（令和７年度末時点）

都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数	2,935 人

２　生活福祉施策の推進

１　低所得者に対するエアコン設置に係る支援

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

熱中症対策として低所得世帯へのエアコン設置促進に取り組む自治体に対し財政支援すること。

また、生活保護受給者については、必要な方に購入設置経費を一時扶助として支給が可能となるようにするとともに、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を含め、高騰する光熱水費の需要を生活扶助基準に反映させること。

＜現状・課題＞

令和７年３月の内閣府消費動向調査によると、低所得世帯におけるエアコン保有率は全世帯平均よりも低い傾向が示されている。

都は、予想される夏の猛暑に備え、都民の命と健康を守る対策を迅速に講じるため､低所得世帯（被保護世帯を除く）及び一時扶助の対象とならない被保護世帯への、エアコン設置促進に取り組む区市町村等を支援する補助事業を、令和８年度に限り実施することとした。

被保護世帯における冷房器具の取扱いについては、生活保護の実施要領が改正され（平成 23 年７月 19 日付社援発 0719 第２号厚生労働省社会・援護局長通知）、生活保護受給者が冷房設備を購入するために貸付金を利用した場合、当該貸付金は収入認定除外し、その償還金は収入から控除する取扱いとされた。この取扱いについては、平成 26 年７月の実施要領の改正において、保護費以外の収入の有無にかかわらず、該当する全ての生活保護受給者に生活福祉資金の貸付けを認め、それにより購入することができるように改められた。

これにより、保護費以外の収入がない者についても、家具什器の破損等により緊急に当該物品を購入する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合には、家具什器の購入の道が開かれることになるが、償還金は、生活費の中から捻出しなければならない。

また、「「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」（平成 30 年６月 27 日付社援発 0627 第１号厚生労働省社会・援護局長通知）により、一時扶助における家具什器費について、冷房器具の購入に必要な費用の支給が認められた。

しかしながら、その対象は、平成 30 年４月１日以降に、保護開始時や転居時において冷房器具の持ち合わせがない場合等の要件を満たした者に限られている。そのため、現行制度では、平成 30 年３月 31 日以前に保護開始となった世帯の多

くは、熱中症予防が特に必要と判断される者がいる場合であっても、冷房器具の購入に必要な費用の支給を受けられない。

また、令和９年度から家庭用エアコンの新たな省エネ基準により、価格帯に変化が生じる可能性があることから、生活保護における現行の一時扶助費では冷房器具の購入が困難となることが危惧される。

東京消防庁管内の熱中症による救急搬送人員は、令和３年以降増加しており、中でも 65 歳以上の高齢者の割合が半数以上を占めている。熱中症予防のためには冷房器具で室温をこまめに調節すること等が有効であり、都としても、東京都熱中症対策ポータルサイトなどにより普及啓発に取り組んでいる。冷房器具の効果的な使用を担保するとともに、最低限度の生活を維持するため、高騰する光熱水費を生活扶助基準に反映させる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）熱中症対策として低所得世帯へのエアコン設置促進に取り組む自治体に対し財政支援すること。

（２）健康維持管理上、冷房器具を必要とする生活保護受給者については、保護開始時や転居時において持ち合わせがない場合等に限らず、実施機関の判断により購入設置経費を一時扶助として支給が可能となるようにすること。

（３）一時扶助費の上限額については、新たな省エネ基準に対応した冷房器具の価格に見合ったものとすること。

（４）健康維持管理及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を含め、高騰する光熱水費の需要を生活扶助基準に反映させるなど、措置を講ずること。

参　　考

過去５年間の年齢区分別の救急搬送人員（各年６月～９月）

（単位：人）

年齢区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年度	前年増加率
５歳以下	18	40	36	39	42	107.7%
６～12 歳	91	171	229	186	185	98.9%
13～15 歳	92	128	194	165	176	106.7%
16～18 歳	104	169	195	178	196	110.1%
19～64 歳	1,282	2,276	2,770	2,999	3,751	125.1%
65 歳以上	1,827	3,229	3,688	4,426	4,853	109,6%
合計	3,414	6,013	7,112	7,993	9,203	115,1%

（出典：東京消防庁）

２　民生委員・児童委員活動の環境整備

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

民生委員・児童委員の担い手確保に向けた措置を講じるとともに、デジタル活用を含めた活動環境の整備に対し十分な財政支援等を行うこと。

＜現状・課題＞

令和７年の民生委員・児童委員一斉改選の結果、全国の定数の合計に対する充足率は 91.7％で、一斉改選ごとに充足率が低下する傾向に歯止めがかからない状況である。

高齢化の進展や地域住民が抱える課題の複雑化・複合化等により地域と福祉機関との橋渡しを行う民生・児童委員の役割の重要性が高まる中、働きながら活動する方も増えており、担い手不足への対応策を早急に講じる必要がある。

都は、令和８年度から企業等協力金支給事業を開始し、民生・児童委員を雇用する企業に対し活動しやすい環境整備を求め、活動と仕事の両立を後押しするため、民生・児童委員を雇用する企業等に対し、委員１人当たり 10 万円を支給することとしている。また、幅広い世代での担い手の掘り起しや認知度向上に向けターゲット別の動画制作等を行うこととしている。

国においては、地域の取組への支援として、令和６年度に、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の対象事業に「(５)地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策」が追加された。

しかしながら、(５)を実施する場合の拡充額は、都道府県は 60 万円、区市町村は最大 90 万円に留まり、既に他の事業で当該補助金（１）～（４）を活用している自治体においては十分とは言い難く、改善が必要である。

また、近年は福祉分野でもＩＣＴ化、ＤＸ化が進んでおり、厚生労働省においても、効率的な取組事例の情報提供を行うなど、民生・児童委員活動にオンライン等を活用した事務負担の軽減を推進している。都では、令和４年度に実施した全委員に対するデジタル機器の配布以降、オンライン会議や研修受講、活動報告など委員活動への利用が進んでいるが、さらに委員活動に役立てていくためには、地域の実情に応じたデジタル活用の取組が重要である。

民生・児童委員活動のデジタル化には、機器導入や維持継続のための経費のほか、端末やシステムの選定・導入、操作支援や情報リテラシー研修等、デジタル化を推進する体制が必要であり、財政力等により自治体間の取組状況に差が生じる恐れがある。このため、財政面や技術面での支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）喫緊の課題である担い手不足について、検討会の設置などにより、課題の整理と対策の検討を行うとともに必要な措置を講じること。

（２）民生・児童委員の負担軽減や担い手を確保できるよう、活動と仕事の両立の後押しや、委員の認知度向上など、活動環境の整備に取り組む都道府県や区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

（３）区市町村が地域の実情に応じて行う民生委員・児童委員活動のデジタル活用の取組に対し、財政支援や技術支援を行うこと。

参　　考

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」
（１）地域住民のニーズ・生活課題の把握
（２）地域住民の活動支援・情報発信等
（３）地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
（４）行政や地域住民、ＮＰＯ等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
（５）地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【国庫補助基準額】
（ア）事業分類（１）から（４）の事業を実施する場合
都道府県：１自治体当たり 10,000 千円
市区町村：以下の人口区分ごとに定める額

人口区分	国庫補助基準額
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,500 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,000 千円
人口 10 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 9,000 千円
人口 50 万人以上	1 自治体当たり 15,000 千円

（イ）事業分類（５）の事業を実施する場合
都道府県：１自治体当たり 10,600 千円
市区町村：以下の人口区分ごとに定める額

人口区分	国庫補助基準額
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,800 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,400 千円
人口 10 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 9,500 千円
人口 50 万人以上	1 自治体当たり 15,900 千円

【負担割合】
（ア）事業分類（１）から（４）の事業を実施する場合：国２分の１、実施主体２分の１
（イ）事業分類（５）の事業を実施する場合
① 実施主体が市区町村（指定都市、中核市を除く）の場合：
国２分の１、都道府県４分の１、市区町村４分の１
② 実施主体が都道府県、指定都市又は中核市の場合：
国２分の１、実施主体２分の１

３　職業紹介事業の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

福祉事業者が安定的に福祉人材を確保できるよう、中央福祉人材センターが運営する求人・求職サイト「福祉のお仕事」の抜本的な機能改善を図り、都道府県福祉人材センターにおける無料職業紹介事業の機能強化に取り組むこと。

また、有料職業紹介事業者認定制度が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

都は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）に基づき、社会福祉法人東京都社会福祉協議会を東京都福祉人材センター（以下「都センター」という。）として指定し、法第 94 条に定める業務を委託している。そのうち福祉分野に特化した無料職業紹介事業については、インターネット上での求職活動が主流となっていることに加え、求職者の意識変化等により、都センターへの求職登録及び求人登録はいずれも減少傾向にあり、職業紹介実績も漸減している。

また、各都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）は、全国社会福祉協議会の中央福祉人材センターが運用する求人・求職サイト「福祉のお仕事」（以下「福祉のお仕事」という。）を使用して就職あっせん業務を行うこととされているが、登録した求職者に対して個別にメール送付等のアプローチができる機能が実装されていないことや、端末の外部持ち出しが禁じられ、面接相談会等で利用できないなどの制約があり、求職者への効果的な働きかけができていない。さらに、広告等で目にする民間の有料職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）と比べ、都道府県センターの認知度は低い。加えて、都道府県センターへの来所者など相談者に対してはハローワークの求人を紹介することは可能となっているものの、ハローワークの求人情報を「福祉のお仕事」へ取り込むことはできないため、「福祉のお仕事」を自身で閲覧・利用する求職者は、ハローワークの求人情報を活用することができない。そのため、福祉事業者は、同じ公的機関であるハローワークに求人票を出しながら、都道府県センターへも求人票を出す必要があり、求人票管理の事務負担も大きい。

一方で、経費をかけ創意工夫を凝らし紹介実績を上げている紹介事業者が多数存在しているが、福祉事業者が紹介事業者を活用する場合には、公定価格である介護報酬等から紹介手数料を捻出せざるを得ない。

国においても、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」（以下「認定制度」という。）の創設や、手数料率実績の公開の義務化などの措置を講じているが、ホームページで公表されている紹介手数料率実績は個別ページを見る形であり、一覧性のある掲載方法となっておらず、また、早期

離職時の返戻金割合の公表も義務化されていない。そのため、福祉事業者が紹介事業者の紹介手数料や返戻金を比較して選択することが難しく、紹介事業者間の競争原理が働きにくい状況となっている。

また、認定制度で認定されている介護・保育分野事業者の数は全国合計で 40 社程度にとどまっているとともに、現行の認定制度は医療・介護・保育分野に限定され、公表される認定職種も生活支援員や児童指導員などが含まれていない。

こうした課題により、認定制度の「適正な事業者を見える化し、安心して選択できる」という目的を十分に果たしているとは言い難い。

＜具体的要求内容＞

（１）無料職業紹介事業の機能強化について

「福祉のお仕事」については、より効果的な求職者へのアプローチを可能とするとともに、求職者の利便性と無料職業紹介事業の効果の向上のため、また、福祉事業者の採用事務負担の軽減のため、国としてハローワークの求人票と「福祉のお仕事」の求人票を一体的に運用できる効率的な仕組みを検討し、機能改善を強力に後押しすること。

また、より多くの求職者の目に留まるよう、ＳＥＯ対策の強化やインターネット等による広告に取り組むこと。

あわせて、都道府県センターの無料職業紹介の利用促進や継続的利用に繋がるよう､求職者にとってインセンティブとなる方策を検討し創設すること。

（２）認定制度の実効性の確保について

福祉事業者が安心して適正な紹介事業者を選択できるよう、紹介手数料率等の条件を比較・判断し易くするなど、福祉事業者にとって実効性の高い制度に見直すこと。

また、認定制度の周知を抜本的に強化するとともに、認定職種に生活支援員等を追加すること。あわせて、適正な紹介事業者の増加に向け、認定を受ける意義やメリットを紹介事業者に分かりやすく示すこと。

３　自殺対策の充実

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・子供政策連携室）

都道府県及び区市町村が若年層などの自殺対策に係る取組を強化していくため、交付金の補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保し、各自治体の実情を踏まえ必要額を確実に配分すること。自殺対策基本法に基づく子供などに係る取組を推進する上で必要となる、自治体における体制整備等に係る経費についても支援すること。

＜現状・課題＞

令和７年の全国の自殺者数は、統計開始以降初めて２万人を切り減少傾向にあるものの、令和８年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させるという、自殺総合対策大綱の数値目標の達成は見通せない状況である。また、令和７年の全国の小中高生の自殺者数は過去最多を更新するなど極めて深刻な状況にあり、都道府県及び区市町村が実施する取組の維持・強化が求められている。

そうした中で、自殺対策に係る都道府県及び区市町村の財政負担は一段と増している。都道府県及び区市町村は、平成 26 年度までは補助率 10 分の 10 の地域自殺対策緊急強化補助事業により自殺対策を実施してきたが、平成 27 年２月に地域自殺対策強化事業（交付金）が創設されて以降、若年層対策事業をはじめとする多くの事業で補助率が引き下げられている。直近では、補助率 10 分の 10 の地域特性重点特化事業の申請額に上限が設けられるなど内容の見直しが行われた。

都道府県及び区市町村が自殺総合対策計画に基づき地域の状況に応じて実施する取組が維持・強化されるためには、国からの高い補助率での継続的な財政支援が必要である。

加えて、改正自殺対策基本法（令和７年６月公布）により、令和８年４月から、地方自治体は子供の自殺防止に係る必要な協議を行う協議会を設置することができるとされるなど、自治体には更なる取組が求められている。改正法に基づく取組を推進する上で、都内区市町村における体制整備、専門知識や技量・経験を有する人材の確保が大きな課題となっており、国からの財政的支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

都道府県及び区市町村が若年層などの自殺対策に係る取組を総合的に強化していくため、交付金の補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保し、各自治体の実情を踏まえ必要額を確実に配分すること。自殺対策基本法に基づく子供などに係る取組を推進する上で必要となる、自治体における体制整備等に係る経費についても支援すること。

09 ダイバーシティ 共生社会

1　障害者施策の推進

1　障害者・障害児の支援に関する法制度

（提案要求先　内閣府・こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局・保健医療局）

障害者・障害児の支援に係る法・制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、円滑な運用を図ること。

＜現状・課題＞

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）における障害児支援の規定については、法附則において、その施行状況等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを図ることとされている。

平成 25 年度に施行された障害者総合支援法は、施行から３年後となる平成 28 年度に一部改正法が成立、平成 30 年に施行され、令和４年 12 月には障害者等の地域生活の支援体制の充実などが盛り込まれた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 104 号）が成立、令和６年４月から施行された。

高齢障害者が介護保険サービスを利用した場合に発生する利用者負担金については障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられたが、対象が 65 歳に達する日の前の５年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていることなどと限定されている。

障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業は、自立支援給付と相まって障害者を支える重要なサービスであり、今後とも必要に応じてメニューを充実させていくべきであるが、国は５割等の補助率を確保しておらず、財源確保が不十分である。そのため、屋外での移動が困難な障害者の移動支援や盲ろう者への通訳・介助者派遣、手話通訳者や失語症者向け意思疎通支援者等の派遣をはじめとした障害者の意思疎通支援、青年・成人の障害者の交流・集団活動への支援など事業の充実、低所得者に係る利用者負担の軽減等、地域のニーズを踏まえて取り組んでいる都道府県や区市町村に大きな超過負担が生じている。

重度視覚障害者の同行援護については、平成 23 年 10 月からは個別給付化が図られてはいるが、同様に単独での外出が困難な障害者には必ず必要となるサービスである移動支援は、引き続き地域生活支援事業に位置付けられている。

特別支援学校を卒業した障害者が、放課後等デイサービスから生活介護等の通所サービスへ移行することにより、夕方以降の居場所の確保や、家族の就労継続といった課題が顕在化している。また、学校の長期休暇期間中においては、放課後等デイサービスの提供開始時間が保護者の就業開始時間に対応しきれていない場合があり、就業継続の支障となっている。これらの課題の背景には、人員配置基準等により体制確保が難しいという構造的な問題がある。

令和８年度から、都は独自に、地域の実情や利用者の状況に応じて、障害者の

夕方以降の居場所づくりや長期休暇中における障害児の朝の預け先確保に取り組む区市町村への支援を開始しているが、こうした取組に対する国の財政的支援は措置されていない。

令和４年５月に施行された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第 50 号）では、国及び地方公共団体は、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、障害者等に対する情報提供及び入手の支援等の必要な施策を講ずるものとしている。

近年、デジタル機器の開発が著しく進展し、障害者の自立を支援する多様な機器が登場している。障害者の社会参加をより一層促進するためには、これらの機器の普及を図る必要がある。

子供の聴覚障害は、早期に補聴器の使用などの適切な支援を行うことで言葉の遅れなどを防止し、言語能力や生活能力等を高めると言われているが、障害者総合支援法に基づき支援を受けられるのは、身体障害者手帳の対象となる重度の難聴に限られている。

障害者総合支援法附則第３条第３項によると、「政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。平成 25 年度からの障害者基本計画（第３次）で「所得状況の把握について改善を検討する」とされていたが、令和５年度からの５年間を計画期間とする障害者基本計画（第５次）では「障害者の所得状況を定期的に把握する」とされ、具体的な検討や措置が行われていない。障害年金や特別障害者手当等の額については、物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっているが、昨今の原油価格や物価の急激な高騰により、障害者の経済的自立を図る対策としては十分ではない。また、共同生活援助を利用する低所得者に係る家賃の実費負担を軽減する補足給付（特定障害者特別給付費）については、近年、物価や家賃が大幅に上昇しているにも関わらず、平成 23 年 10 月の制度開始以降、改正が行われていない。

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく精神障害者保健福祉手帳について、国は、平成 31 年３月末に省令改正を行い、これまで省令に規定していた手帳の様式を削除するとともに、部長通知においてカード形式と紙の様式を示し、本人が希望する場合には新たにカード形式の手帳を交付できることとした。本通知は技術的助言であるにもかかわらず、カードの形状や材質、偽造防止対策の方法など国が示す仕様を遵守することとしており、事実上の義務付けとなっているが、これに伴う財源措置は講じられていない。また、手帳の提示によって各種減免・割引を行っている公共交通機関や行政機関等の関係機関との協議も不十分である。

知的障害者・児に対する療育手帳については、昭和 48 年厚生事務次官通知等に基づき各都道府県等が知的障害の判定等を実施しているが、法律上の位置付けがない。また、知的障害の定義や療育手帳該当と判定する際の基準が明示されていないため、自治体ごとの運用に違いが生じている。なお、身体障害者手帳については、都道府県間の転出入の際、転入前の手帳がそのまま使用できるようにな

っており、居住地変更届等の提出が適切に行われていないケースが多く、マイナンバーを有効に活用できない状況となっている。

特別児童扶養手当の受給資格の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）により、都道府県と区市町村が法定受託事務として実施している。申請に当たっては、請求者が、区市町村長に診断書等の添付書類とともに認定を請求し、都道府県が審査や国への報告等を行った後、国が個人への支払等を行っている。

また、身体障害者手帳の申請は、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）により、福祉事務所長、町村長を経由して行わなければならないとされており、申請に当たっては、申請書のほか、診断書・意見書等を添付する必要がある。

精神保健福祉法施行令及び障害者総合支援法施行令により、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（以下これらを「精神障害者保健福祉手帳等」という。）の申請は、区市町村を経由して行わなければならないとされており、申請に当たっては、申請書のほかに診断書・意見書等を添付の上、本人確認を行う必要がある。

都は、これらの業務の円滑な実施のため、受給者情報や支払記録等の管理及び各種交付書類の発行等を行う独自システムを構築しているが、申請等の行政手続を電子化し、都民の利便性の向上を図る必要がある。また、特別児童扶養手当認定請求書、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の申請書は特定個人情報であるほか、添付書類には要配慮個人情報が含まれることから、個人情報の保護等に配慮したシステム構築が必要である。なお、国は、「令和７年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「医師の診断書等のオンラインによる提出を含め､マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和８年中に結論を得る。」、「オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和８年中に結論を得る。」としている。

身体障害者手帳の視力障害の認定基準では、「良い方の眼の視力」で測られるため、片目失明者は障害認定の対象とならないケースが多く、障害者総合支援法における補装具としての義眼の支給が受けられない。また、眼球を全摘出しないと医療保険の適用とはならないため、近年多くなりつつある眼球の一部を残した手術を受けた方が義眼を装着する場合は、医療保険の対象とはならない。都は、このような方の経済的負担の軽減に取り組む区市町村を独自に支援している。

国は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いに関して、原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象となる旨の事務連絡を発出するとともに、手帳の交付申請に必要となる医師の診断書・意見書の記入例をホームページに掲載しているが、身体的負荷のあとに極端な消耗が起きるなどの罹患後症状について、日常生活における活動等への影響を適切に把握するための手法、症状に即した認定の考え方や具体的な認定事例などは示していない。また、障害の等級の認定に当たり、都道府県が、地方社会福祉審議会での調査審議において身体障害者福祉法で定める障害に該当するか否か疑義があり、国に認定を求めた場合、国は疾病・障害認定審

査会に諮問を行い、答申を受けることとされている。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和三年法律第八十一号。以下「医療的ケア児支援法」という。）について、超党派医療的ケア児者支援議員連盟において支援対象の拡大や支援施策の充実等の検討が進められているが、支援対象者の拡大範囲等の詳細が明らかになっていない。また、医療的ケア児等への支援施策の充実に向けては、地方自治体等の体制整備に向けた準備期間や国による財源措置が不可欠である。

障害福祉サービス等事業者が不正請求により介護給付費等の給付を受けていたことが判明した場合、支給決定を行った区市町村は、当該事業者に対して不正請求によって得た介護給付費等の額に相当する金額の返還を求めることとなるが、国は当該事業者から区市町村に対する返還の有無にかかわらず、国が負担した当該介護給付費等に係る負担金の返還が必要としている。このことにより、事業者の事業廃止等により、介護給付費等が返還されない場合において、区市町村に大きな負担が発生している。

障害児通所支援事業を利用した場合の利用者負担の上限月額については、児童の保護者の収入に応じて設定されている。そのうち「一般１」（市町村民税所得割額が 28 万円未満の世帯）は、4,600 円であるのに対し、「一般２」（市町村民税所得割額が 28 万円以上の世帯）は 37,200 円であり、所得区分間の額の差が大きい。都が実施した調査においては、負担上限月額が高い世帯では、平均利用日数が少ない傾向がみられている。

国の「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）の検討会報告書において、障害児グループホーム「こどもホーム（仮称）」の創設について示されたが、制度の内容や報酬体系等について、現時点では具体的な内容が示されていない。

＜具体的要求内容＞

（１）制度改正に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者（児）、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

さらに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じること。

（２）利用者負担については、高齢障害者の利用者負担軽減制度が創設されたが、特定疾病により 65 歳未満で介護保険が優先して適用される障害者は対象外となるなど対象が限定的であることから、今後とも必要に応じた軽減措置を検討すること。

（３）地域生活支援事業について、事業メニューの追加、個別補助事業からの移行、低所得者に係る利用者負担の軽減なども考慮した上で、十分な予算措置を講じること。

また、国庫補助対象となる事業メニューの見直しについて、早期に情報提供を行うとともに、廃止に当たっては、実施率だけではなく事業の実態や見直しによる影響を十分に考慮する一方、採択に当たっては、年代ごとに異な

る利用者の社会参加のニーズや地方自治体での取組状況等を反映すること。
移動支援事業についても個別給付化を行うこと。
また、個別給付化に当たっては、自治体に超過負担が発生しないよう十分な財政措置を講じること。

（４）特別支援学校等を卒業した障害者が、夕方の時間帯等に安心して過ごせる居場所や、学校の長期休暇中における障害児の朝の預け先の確保ができるよう、地域の実情に合わせた柔軟な居場所づくりのための支援策を構築するとともに十分な財政措置を講じること。

（５）日常生活用具等給付事業において、最新の機器に係る情報を収集し、地方自治体へ提供するとともに、障害者のニーズに応じた支給が可能となるよう十分な財源確保を図ること。

（６）医療的ケア児等への支援施策の充実等の確実な実施に向け、早期に支援対象者等の詳細を明らかにすること。また、医療的ケア児等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保するとともに、国による十分な財源措置を講じること。

（７）障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うこと。

（８）障害者総合支援法附則第３条第３項の趣旨を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について具体的に検討を進め、近年の急激な物価の高騰を踏まえて、障害者の暮らしを支えるために、障害基礎年金の増額、住居手当の創設など必要な措置を講じること。
また、共同生活援助における補足給付（特定障害者特別給付費）について、家賃高騰による利用者負担への影響を考慮し、給付額の適切な見直しを行うこと。

（９）カード形式の障害者手帳の交付が可能となったことについて、国民や事業者団体等の関係機関に対し制度改正の内容が正しく理解されるよう、国の責任において丁寧に説明・周知すること。また、国が示す仕様でのカード形式の手帳の発行等に必要な財源措置を講じること。

(10) 自治体や関係者等の意見を踏まえた上で、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）において、知的障害の定義及び療育手帳制度を規定すること。また、身体障害者手帳に関しては、マイナンバーの仕組みを有効に活用し、都道府県間の転出入時に、手帳所持者の手続きによらず、転居等の情報を把握できる仕組みとすること。

(11) 特別児童扶養手当、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の電子申請に係るシステムを国の責任において構築すること。
また、各都道府県・区市町村において既存システムの改修が必要となる場合、不交付団体も含めた確実な財政措置を講ずるとともに、申請書に添付される診断書の真正性を確保するための方策を講ずること。
マイナポータルによる申請を可能とすることについて早急に結論を示すとともに、各都道府県・区市町村が十分な準備期間を確保できるよう、早期にロードマップを示すこと。
なお、市区町村経由事務の廃止の検討に当たっては、事前に各自治体の意

見を十分に聞いた上で、協議し調整すること。また、都道府県の業務負担に配慮した制度設計を行うこと。

(12) 病気や怪我のため片目を喪失し、義眼を装着する必要がある方について、医療保険の適用範囲の拡大を図るとともに、就労など、社会参加促進の観点から自治体が独自に支援する場合の財政的支援を行うこと。

(13) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を原因とする身体障害の認定に関して、症状による日常生活における活動等への影響を適切に把握することが可能な手法や、認定における基準の取扱いを具体的に示すとともに、認定の参考となる事例を自治体に提供すること。具体的な取扱いなどを示すことが難しい場合は、罹患後症状などの障害の状態を適切に認定できるよう基準を改正すること。また、身体障害者福祉法で定める障害に該当するか否か疑義があり、都道府県が国に認定を求めた場合は、同法施行令に基づき適正に対応すること。

(14) 障害福祉サービス等事業者が介護給付費等を不正に受領し、その事業者から不正に係る介護給付費等の回収が困難である場合は、国庫負担金の返還を免除するなど、過失によらない区市町村の負担が過大にならない措置を講じること。

(15) 国において障害児通所支援事業の利用実態と利用者負担について適切に把握・分析すること。その上で、障害児の生活能力向上の重要性を踏まえ、保護者の所得状況に関わらず、子供の発達や障害の特性に応じた必要な支援が受けられるよう、利用者負担の水準や段階設定を含めた在り方の検討を行うこと。

(16) こどもホーム（仮称）については、国において、当事者や現在障害児への支援を行っている事業者の意見を聞いた上で、障害児が適切な支援を受けることができる制度設計を行うこと。

　また、制度の内容等は、早期かつ明確に示すとともに、制度導入までのスケジュールを明らかにすること。その上で、自治体及び事業者が十分な準備期間を確保できるよう、制度開始時期について配慮すること。

２　障害福祉サービス基盤整備

（提案要求先　こども家庭庁・財務省・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、地域の実情に応じた施設整備が着実に図られるよう、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案した国庫補助制度とする等、確実な財源措置を講じるとともに、関係法令上の取扱いについて関係省庁との調整を図ること。

＜現状・課題＞

都では、障害者・障害児施策推進計画において、障害者の地域生活移行の推進や障害児への支援の充実のため、「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」を策定し、グループホーム、通所施設、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の地域生活基盤の整備を進めている。

また、老朽化による改築、一定年数を経過し使用に耐えなくなった設備等の更新や、入所者の生活環境改善のための、大規模修繕も行う必要がある。

国は、令和２年 12 月 11 日に「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を閣議決定し令和２年度第三次補正予算から予算措置を行っているが、近年、多くの自然災害が発生していることを踏まえ、引き続き移転改築を含めた防災・減災対策を実施していく必要がある。

こうした基盤の整備に際し、社会福祉施設整備費補助を活用しており、障害児施設の整備費については、令和５年度からこども家庭庁が発足したことにより、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 11 条第１項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金に移行したところである。しかし、これらについては当初予算が十分に確保されておらず、計画や施設の状況を踏まえた施設整備が困難な状況となっている。

また、社会情勢を起因とした人件費高騰や資材高騰等が続き国への補助協議時から工事入札時等の建設費が急激に高騰したことで、入札不調や事業費の見直しが多く発生している。また、契約後着工後に追加契約を求められることもあり、資金計画や建物の計画の大幅な変更を余儀なくされている。

加えて、グループホームでは、利用者の重度化等に対応するため、居室内に医療的ケアの設備の設置や、車いすで移動するための廊下幅の確保、広い浴室等、施設の充実が必要となっており、事業者の施設整備に係る負担が増大している。なお、補正予算においても補助協議が行われているものの、内示時期が年度末となり、予算の繰越しを前提としても、工期が１年以内の案件に協議対象を限らざるを得ない。また、近年、防災減災対策については、補正予算による措置のみとなっており、改築等の工期が長いものは協議が困難となっている。

耐震性の低い施設の改築等については、財政措置されていない。

令和２年度からの社会福祉施設等施設整備費では、障害者支援施設等におけるウイルス性感染症等の拡大防止の観点から、多床室を区切り、入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業が可能となった。個室化に当たり、居室の面積など設備基準を満たすために、増築が必要な場合もあるが、社会福祉施設等施設整備費において、定員の増員を伴わない増築は認められていない。

国庫補助制度は、国への協議時期が着工の前年度となっているなど、特にグループホームの創設、防火対策などに当たっては、工期が短いため活用しづらい。

国有地の活用については、新成長戦略により、地方自治体だけでなく社会福祉法人も、国から直接国有地を借りることができるようになったが、依然として社会福祉法人以外の民間事業者は転貸でしか活用できない状況である。

また、国は、介護施設を整備する場合に限り、貸付料の減額を行うようになったが、その他の分野は減額対象とされていないため、他地域と比較して特に地価の高い都においては、活用が図りにくく、施設整備の促進につながりにくい。

区市町村からも、貸付料の減額、国から事業者への直接貸付けを可能とすること、未利用地だけでなく将来的に利用が終了する国有地の情報の早期提供を求める意見が多い。保育・介護分野については、未利用国有地等の情報提供がされるようになったが、その他の分野には情報提供がされていない。

＜具体的要求内容＞

（１）障害者の地域生活への移行を推進し、障害児への支援を充実していくために、障害福祉計画に位置付けられている施設の整備は極めて重要である。

　また、施設の生活環境改善のための改築や修繕も不可欠である。そのため、地域の実情に応じた施設整備が着実に図られるよう必要な財源を確保し、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案して配分すること。

（２）また、財源を確保し配分するための手法については、補助制度だけでなく基金の設立等、幅広く検討していくこと。

（３）とりわけ、近年の急激な建設費の高騰や物価上昇を適切に反映するとともに、利用者の重度化等を踏まえ、利用者支援に必要な延床面積等を考慮した補助額とすること。また、計画変更も含め複数年の工期にも対応できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。

（４）障害者支援施設については、地域特性、施設の設置状況を踏まえ、真に必要な場合には新規創設も引き続き整備費補助を行うこと。

（５）障害者（児）施設の更なる耐震化、老朽化による改築や都市計画法に基づく災害レッドゾーン等からの移転改築、水害からの垂直避難のための修繕等の整備促進を図るため、工期の長い案件にも対応できる当初予算においての予算措置や、社会福祉施設等施設整備費や次世代育成支援対策施設整備交付金とは別に、新たな交付金を創設するなど、必要な財源を確保すること。

（６）感染症対策など利用者の安全確保に必要な場合には、定員増を伴わない増築も可能となるよう、社会福祉施設等施設整備費の補助対象を見直すこと。

（７）グループホーム等は「社会福祉施設等施設整備費」等の対象となっているが、整備規模、協議日程等は速やかに整備が行えるよう活用しやすい制度とすること。

（８）国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、介護施設と同様、貸付料の減額を行うこと。また、社会福祉法人以外の民間事業者へ直接貸し付けるなど、柔軟な貸付けの仕組みを構築すること。さらに、計画的に社会福祉施設の整備を行うことができるよう、現在利用可能な国有地の情報だけでなく、将来利用可能となる情報についても、保育・介護分野における情報提供と同様、早期に提供すること。

参　　考

○整備費制度比較

【グループホーム分】

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>社会福祉施設等
施設整備事業
（令和7年度）
（国庫事業）</td><td colspan="4">障害者通所施設等
整備費補助
（令和8年度）
（都単独事業）</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象法人格</td><td>社会福祉法人等</td><td colspan="4">全ての法人格</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築等</td><td>補助内容</td><td>創設・改修</td><td colspan="4">創設・改修</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助基準額</td><td rowspan="2">32,100 千円（創設）

10,000 千円（改修）</td><td rowspan="2">79,810 千円</td><td>消防加算</td><td>重度加算</td><td>防犯加算</td></tr>
<tr><td>4,500 千円
（6項ロ）
1,200 千円
（6項ハ）</td><td>10,400 千円</td><td>1,160 千円</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>国:1／2
都:1／4
事業者:1／4</td><td colspan="4">（特別助成の場合）
都:7／8
事業者:1／8</td></tr>
<tr><td>補助対象物件</td><td>自己所有・賃貸物件</td><td colspan="4">自己所有・賃貸物件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">備品等</td><td>補助対象内容</td><td>－</td><td colspan="4">1件当たり 10 万円以上</td></tr>
<tr><td>補助基準額</td><td>－</td><td colspan="4">1,750 千円</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>－</td><td colspan="4">（特別助成の場合）
都:7／8
事業者:1／8</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">協議時期</td><td>着工の前年度</td><td colspan="4">当該年度</td></tr>
<tr><td>（令和8年度分）
国: 内示
令和8年6月頃</td><td colspan="4">（令和8年度分）
都:書類提出日
令和8年6月、9月
年2回実施</td></tr>
</table>

３　障害者の地域生活の実現のための報酬の改善【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業者が人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

また、大都市と地方における地価等の地域差を考慮した報酬の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

令和６年度報酬改定では、障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、医療と福祉の連携の推進や多様なニーズに応じた就労の促進などの課題に対応するものとして、全体の改定率は1.12%の増となった（処遇改善加算の一本化の効果等を除く。）。

令和６年度報酬改定により、基本報酬や各種加算の見直し、障害福祉人材の処遇改善について一定の改善が図られたが、現下の物価高騰については十分反映されておらず、他産業において大幅な賃金引上げが行われ、人材の獲得競争が激化する状況において、十分な水準とは言えない。

令和７年度の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り臨時応急的な見直しを実施することが示され、令和８年６月から令和９年度報酬改定までの間、収支差率が高く、かつ、事業所数が急増しているサービス類型について、基本報酬が一定程度引き下げられることとなったが、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズが十分に考慮されておらず、全国一律に行う必要性が乏しい。収支差率については、利用者の障害特性や重度化への対応、職員配置、人件費・物件費の地域差などを考慮した精緻な分析が不可欠であるところ、全国のサービスごとの平均的な収支差率を理由として報酬を一律に引き下げた場合、人材確保が一層困難となるなどサービスの質の低下を招くことが懸念され、結果として報酬改定の目的である「制度の持続可能性の確保」が困難になるおそれがある。

また、障害福祉サービス及び障害児サービスについて、地域差を勘案する費用は、人件費のみが評価されており、東京における物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額であることが地域区分において考慮されていない。地域区分の見直しに向けては、令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に向け検討チームで議論することとされているが、同一の地域区分が適用されている区市町村であっても、土地や家賃等の水準には大きな相違が見られる場合があることから、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分を機械的に割り当てることは、合理性を欠いている。

処遇改善については、障害福祉人材の収入を２%程度引き上げるための福祉・

介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度が令和６年２月から同年５月まで実施され、同年６月からは処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げが行われた。一本化により新たに創設された福祉・介護職員等処遇改善加算に直ちに移行できない事業者が、現行の加算率を維持できる激変緩和措置は令和７年３月までで終了したが、加算要件を満たすために必要な任用要件・賃金体系の整備等に十分な検討期間や煩雑な事務作業を要することから、令和７年度においては、年度中に要件整備を行う誓約をすることで要件を満たしたものとする措置が講じられた。

令和７年度補正予算では、処遇改善加算等に加え、障害福祉従事者一人当たり６万円相当を引き上げるための障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業が実施された。

しかしながら、こうした措置はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

計画相談支援・障害児相談支援については、令和６年度報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、一定の人員体制や質を確保する事業所の報酬単価の引上げや、医療機関等と連携し情報共有を行う加算の拡充が行われたが、いずれもサービスの利用が前提となっており、サービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっているため、事業者の対応が十分評価されていない。

地域移行支援については、令和６年度報酬改定において、基本報酬が一部見直されたが、単価の微増にとどまっている。

また、事前に関係機関との調整を行ってもサービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっている。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められているため、令和６年度において、都内の区市町村では、約 123 億円の超過額が生じており、都内区市町村がいわば国の肩代わりを行った額は、約 54 億円となっている。令和８年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬改定で、国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担が解消されず、こうした状況ではサービスの利用制限も生じかねない。

また、「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に伴う国庫負担基準総額は区市町村の年間支給決定者合計数及び重度障害者の割合に応じて、かさ上げ率が設定されているが、年間の合計数が一定数を超える自治体のかさ上げ率は、重度障害者の割合とは関係なく一律５％に設定されていることに加え、特別区は適用対象外となっている。

さらに、重度訪問介護の報酬単価については、令和６年度報酬改定において一定程度改善されたが、事業者が人材を確保し、継続して事業運営ができるような見直しとなっていない。

障害者の高齢化や障害の重度化に対応し、障害者の地域生活への移行を進めるとともに、障害者が地域で安心して暮らすためには、共同生活援助（グループホーム）や短期入所等での重度障害者の受入体制の整備が課題となっているが、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害を有する者、高齢重度障害者等の特別な

支援が必要な障害者への支援に対する加算の充実や、報酬の見直しについて、支援の実態に即した評価となっていない。

特に、グループホームについては、令和６年度報酬改定により、強度行動障害を有する障害者の受入体制の充実を図るため、重度障害者支援加算の拡充、集中的支援加算の創設が行われたほか、障害支援区分ごとの基本報酬の見直し及び人員配置体制加算の創設、支援を行った初日より算定可能とする日中支援加算の拡充など一定の改善が図られたが、特別な支援を必要とする重度の障害者に対して、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置の充実が必要である。

また、重度障害者等が個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については経過措置が講じられているが、恒久的な制度となっていない。

障害者支援施設では、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、介護量の増加や通院の付添いに対応する手厚い職員体制、医療的ケアや看取りケアに対応する医療体制の確保が必要となっている。令和６年度報酬改定において人員配置体制加算の拡充や常勤看護職員等配置加算等の充実が図られたが、増大する支援に見合う職員の配置や医療体制を確保するための医師の配置等への報酬上の評価は不十分である。また、訪問看護等の地域の医療資源が活用できる体制にもなっていない。

また、障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制の整備を定めているが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。また、現行の送迎加算は低水準にとどまっており、ドライバーの確保や継続的な雇用の障害となり、安定した送迎サービスの提供を困難にしている。

保育所等訪問支援については、発達障害児等への専門的アセスメントや環境調整など、高度な専門性が求められる支援であるが、現行の報酬水準はその専門性が十分に評価されていない。また、事業の利用が進むよう支援の専門性の向上に加え、保育所のみならず、学校等の教育現場においても、保育所等訪問支援が活用可能な支援であるとの認知が十分に浸透していないことが課題となっている。

放課後等デイサービスについて、都は、国の配置基準に加え経験豊富な職員の配置など、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を実施しているが、発達段階や障害特性に応じた質の高い発達支援の提供を持続的に推進する観点からは、現行の報酬体系は必ずしも十分とは言えない状況にある。

学校休業日は、基本報酬における支援時間（５時間）の前後で支援を実施した場合に延長支援加算を算定することが可能であるが、延長支援の時間が２時間以上は定額となっており、それ以上の長時間支援に対し評価がされていない。

重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、人工呼吸器による呼吸管理や酸素療法・吸引など複数の医療的ケアが必要な児童も多く、きめ細かな対応を行うことが求められるが、報酬について、定員にかかわらず看護職員３名までしか評価されていない。

また、専門的知識・経験や技術を持つ看護職員の確保が難しいことに加え、必要な看護職員の加配を行っている場合でも、当日の体調により利用者が急に欠席することもあり、安定的な運営がしづらい状況にあることに加え、在宅生活を支

える訪問看護や短期入所について引き続き整備の促進が必要である。
医療的ケア児については、都は医療的ケア児支援センターを設置し、区市町村や民間の医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら支援を進めている。
しかし、医療的ケア児が地域で暮らすための短期入所や訪問看護等の社会資源や、人材の確保・育成はいまだ不十分な状況であり、今後、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターがその役割や機能を十分に発揮するためには、国による十分な財源措置が不可欠である。
また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児のサービス等利用計画の作成のみならず、関係機関との連携や地域に必要なサービスの調整を求められているが、これらは報酬で評価されておらず、医療的ケア児等コーディネーターの資格を有している者が十分に活躍できていない。
このため、都は、障害児通所支援事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に対して、財政的な支援を行う区市町村補助事業を実施している。
児童発達支援や放課後等デイサービス等において、早期の治療や療育に携わる作業療法士や理学療法士などの専門職の活用が有効であるが、専門的支援体制加算では理学療法士等を複数配置しても、常勤換算１名までしか報酬上評価されていない。
地域移行支援における体験宿泊においては６か月で最大 15 日間の給付となっているが、本人の状態に合わせた退院意欲の喚起、退院意向を固める支援、生活スキルの評価をするには 15 日間では足りない。
また、地域定着支援においては緊急時に訪問又は一時的な滞在による支援をした場合に算定できる緊急時支援費（Ⅰ）が設定されているが、地域には緊急で利用できる居室は少なく、734 単位では居室の確保や入退所時の関係機関の調整にかかる労力に見合わない。令和３年度報酬改定により新設されたピアサポート体制加算においては、地域や医療機関等でのピアサポーター育成や長期入院患者への動機づけ支援など行政の施策や医療機関での業務に協力している事業所もあるが、算定要件が配置基準のみであり活動内容は評価されていない。
慢性腎不全により維持透析が必要な精神障害者について、精神症状が激しい等の理由により精神科病院への入院が必要となるが、精神疾患患者の維持透析に対応できる医療機関は非常に限られている。
都では令和６年度から、入院中の患者に対して、他の医療機関を受診させて透析を実施する精神科病院を支援する取組を実施しているが、地域で医療機関等が連携して身体合併症に係る医療提供体制を構築する取組に対して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業では、連携会議の開催や普及啓発に係る経費は補助対象となっているが、医療機関の取組にかかる補助は対象となっていないなど十分な財源措置が講じられていない。
令和８年度報酬改定において、精神病床で算定可能な処置料について、人工透析に係る報酬を個別に算定できるようになり、一定の見直しがなされたところであるが、単科の精神科病院において他院で透析を行う場合の付添いなどについては対象とされていない。
また、精神疾患患者における身体合併症医療についても、慢性腎不全の維持透

析患者については対象となっていない等、対象となる疾患が限定されている。

生活介護について、事業所の多くは、送迎サービスを必要とする利用者を受け入れており、強度行動障害や医療的ケアが必要な利用者を送迎する際は、生活支援員や看護師を同乗させることもある。国の「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果の概要」において、送迎を実施している生活介護事業所は93.3%であり、添乗員の平均人数は約0.8人であるという状況が示されている。

また、送迎サービス提供時も生活介護事業所は、利用者を自宅から事業所まで安全に送り届ける必要があり、利用者の送迎時間も障害福祉サービスの提供がなされている。令和６年度報酬改定において、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、生活介護の基本報酬の見直しが行われ、サービス提供時間別の単価が新たに設定されたが、サービス提供時間に送迎時間は、原則として含まれない。

また、現在、多くの生活介護事業所のサービス提供の終了時間は午後３時や午後４時までとなっており、令和６年度報酬改定において延長支援加算の拡充等がなされたが、報酬単価が低いため、サービス提供時間の拡充にはつながっていない。そのため、特別支援学校を卒業した障害者が、放課後等デイサービスから生活介護等の通所サービスへ移行することにより、夕方以降の居場所の確保や、家族の就労継続といった課題が顕在化している。

就労継続支援Ｂ型の報酬単価等について、令和６年度報酬改定から、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入された。その結果、多くの事業所で平均工賃月額が大きく上昇したことから、令和８年６月から基本報酬区分の基準額が引き上げられ、一部の事業所では区分が下がり基本報酬が減額となった。事業所の運営の根幹である基本報酬については、本来、令和９年度報酬改定時に見直しが行われるべきものである。現在、都内における報酬区分の分布は、「２万円未満」の報酬区分の事業所が、全体の約51%を占め、障害者の生産活動の安定的な確保や安定的な事業所運営を行うことが厳しい状態にある。

また、就労継続支援Ｂ型事業所は就労・訓練の場であるが、利用者の高齢化や障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しい障害者も引き続きサービスを利用している状況にある。都実態調査でも、事業所が抱える課題として「利用者の高齢化・重度化」が主な課題として挙げられているが、現在の報酬体系では、手厚い支援が必要な障害者を受け入れている事業所の支援を適切に評価することが難しい状況である。

＜具体的要求内容＞

（１）現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

地域区分について、大都市の実情に応じた上乗せ割合となるよう改善を図るとともに、地域の実態を正確に反映できる仕組みとすること。

障害福祉サービス等報酬の見直しに当たっては、都道府県等と十分意見交換を行い、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施する

こと。また、地域におけるサービスの充足状況に差があることに配慮し、全国一律に新規参入を抑制しないこと。

障害福祉従事者の処遇改善については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとすること。

また、令和９年度以降の処遇改善加算について、実態把握を通じた処遇改善の実施状況等を踏まえ、事業者が十分な準備ができるよう、具体的な内容等について速やかに情報提供すること。

あわせて、誓約書の提出により加算要件を満たしたものとする取扱いについては、新加算への移行状況を踏まえた終了時期を検討するなど、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施すること。

（２）計画相談支援・障害児相談支援については、相談支援に従事する人材が定着し、更に質の高い相談支援を提供できるよう、基本相談や困難事例の対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。

（３）地域移行支援については、地域移行に向けて事業者が積極的に取り組めるよう、基本相談や困難事例への対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。

（４）訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の２分の１を国が負担すること。

また、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に当たっては、国庫負担基準総額のかさ上げ率について、更なる引上げを行うこと。さらに、従前どおり特別区を対象とするとともに、人口や財政力に応じた削減を行わないこと。

（５）重度訪問介護の報酬単価については、ヘルパーを確保し、安定的な事業運営ができるよう、事業の実態に即して改善すること。

（６）各サービスにおける医療的ケアを必要とする障害児（者）や強度行動障害等を有する障害者等への対応に関する適切な評価と受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。

（７）グループホームにおいて、障害者の高齢化や障害の重度化が進む実情を踏まえ、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算などを更に充実させること。

また、夜間支援等体制加算については、令和３年度報酬改定にて見直しが行われたが、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、加算の充実を図ること。

（８）グループホーム（介護サービス包括型等）において、個人単位で居宅介護

等を利用する場合の特例については、令和９年３月までの経過措置が講じられているが、時限的な取扱いでなく恒久的な制度とすること。

（９）障害者支援施設等において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう、生活介護における人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うこと。

また、医療的ケアや看取りケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるようにすること。

(10) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、報酬単価の更なる引き上げを行うこと。また、看護職員加配加算や欠席時対応加算、送迎加算などについて十分な措置がされていないため、利用者の障害特性に配慮し、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。

特に、看護職員加配加算については、受け入れる全ての児童が、複数の医療的ケアを必要とするなど重度の障害を有する場合に対応するため、１対１での配置が可能となるよう報酬上適切に評価すること。

また、都型放課後等デイサービス事業の対象事業所のようにサービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。

学校の長期休暇期間中、長時間の支援が必要となる場合にも対応できるよう、支援時間に応じた適切な報酬上の評価を行うこと。

(11) 多くの重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等の人材育成や事業所開設支援策の充実を図ること。

(12)医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者が､医療的ケア児等の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、教育等の各関連分野の支援を総合的に調整する役割が担えるよう、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。

(13) 作業療法士や理学療法士などの機能訓練担当職員を複数配置し、様々なプログラムを組み合わせて個々の障害の特性及び発達の状態に応じた適切な支援を提供する障害児通所支援事業所に対し、適切な報酬とすること。

(14) 保育所等訪問支援については、報酬単価の更なる引き上げを行うこと。また､保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、支援の専門性について明確な基準を示すこと。

(15) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援に係る報酬単価の更なる充実を図ること。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について､実態に即した居室確保の助成を行うとともに、体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。

また、ピアサポートの加算については、評価・検証を行い、医療機関や行政との連携したピア活動を評価した加算を新設するなど更なる充実を図ること。

(16) 維持透析が必要な精神障害者に対する医療提供体制の確保等については、単科の精神科病院において他院で透析を行う場合の付添いなども含め、医療機関の連携等により身体合併症の精神疾患患者に対して医療を提供する地域の取組が促進されるよう、国庫補助の拡充等必要な財源措置を講じること。

精神疾患患者における身体合併症医療に係る診療報酬について、慢性腎不全の維持透析患者を対象疾患として追加する等、精神疾患患者に対する身体合併症治療が進むよう対象疾患を拡大すること。

(17) 生活介護事業所における「令和６年度障害福祉サービス報酬改定検証結果」を踏まえ、事業所が利用者を送迎している場合、生活介護の基本報酬についてはサービス提供時間に送迎時間を含めること。

(18) 令和６年度報酬改定で新設された時間別報酬単価や拡充された延長支援加算について、特別支援学校卒業後の障害者の夕方の居場所の確保や家族の就労継続などの課題も踏まえ、生活介護事業所等における利用者のニーズに応じたサービス提供時間の確保が可能となる報酬水準とすること。

(19) 就労継続支援Ｂ型の基本報酬については、令和８年６月の臨時報酬改定の影響を十分に踏まえ、令和９年度報酬改定では、事業所の安定的な運営が可能な報酬水準とすること。

また、Ｂ型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や重度化などにより支援が困難な障害者に対する支援を適切に評価できる仕組みとすること。

４　障害福祉人材の確保及び育成

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い障害福祉人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

＜現状・課題＞

福祉分野においては、有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にある。国の「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討において、障害福祉分野においても、介護分野と同様に人材確保は喫緊の課題であり、処遇改善や職場環境改善、魅力発信等、人材確保に向けた対策が進められているが、障害福祉分野は地域医療介護総合確保基金（国負担３分の２）が対象外になっている等、介護保険分野との差が生じている。今後、障害福祉サービスの需要が更に高まる一方、生産労働人口が減少していくことが見込まれる中、将来にわたって障害福祉サービスの質を維持、向上していくためには、障害福祉サービスを担う人材確保のための対策は喫緊の課題であるが、障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組については、介護や保育分野に比べても、国の支援は不十分である。

障害福祉サービスと介護保険サービスを併せて運営する事業者も多く存在する中、両分野で支援に差が生じていることから、障害福祉人材の確保はより難しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、都は、障害福祉サービスを担う人材の一層の確保を図るため、令和８年度、事業所に対し採用活動等に係る経費を支援することとしたが、国の財政支援が講じられていない現状では、事業を継続的かつ安定的に実施していくことが困難となっている。

国は、障害福祉の現場において、介護業務の負担軽減、業務効率化を推進するため、ＩＣＴ・ロボット等の導入を支援しているが、令和２年度以降、毎年度補正予算による対応となっており、令和８年度においても当初予算として財政措置が講じられていない。

都は、相談支援や障害福祉サービスの提供に当たり必要となる相談支援専門員やサービス管理責任者の確保、強度行動障害者の支援を担う人材の育成のため、相談支援従事者研修及びサービス管理責任者研修並びに強度行動障害支援者養成研修の規模を拡大し、年間１万人規模で実施している。加えて、令和７年度から新たにサービス管理責任者研修及び強度行動障害支援者養成研修において事業者の指定を行い、受講の機会の充実を図っている。一方、国は、これら研修の企画立案・運営や講師を担う人材養成のため指導者養成研修を実施しているが、定員は自治体の人口規模やニーズに関わらず全国一律となっており、必要な指導者を安定的に確保することが困難となっている。

また、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者につい

ては、資格更新に当たり５年度ごとに１回現任研修・更新研修を受講する必要があるが、やむを得ない事情等は考慮されず、人員の体制確保に支障を来すことがある。

国は、令和６年度から強度行動障害者の受入体制の強化を図るため、事業所において支援の中心的な役割を果たす人材を養成するため中核的人材養成研修を開始したが、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う研修又はその他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修のみが、国が認める研修となっており、研修を担うトレーナーの従事要件も当該研修修了者に限定されている。そのため、国が認める実施方法では、必要な中核的人材の養成が進まず、事業所において、中核的人材を配置し、加算を算定することが困難である。

医療技術の進歩により医療的ケアのニーズは増加している現状がある。研修を修了した介護職員が医療行為を行うことができる喀痰(かくたん)吸引等制度においては、従事者認定や事業者登録の手続が必要であり、迅速なサービス提供を求める家族の要望に応えることができていない。また、研修制度ができた平成 24 年度からカリキュラムの見直しがされていないため、現在介護現場で一般的に使用されている栄養剤や器材であっても、これまで研修で使用されていないものについては、使用の可否を個々に国へ照会する必要があり、照会の結果、研修での使用が認められないことがある。こうした最新の医療技術が研修内容に反映されていないことにより、介護職員が現場で使用することができない状況が発生し、研修内容と現行の介護現場の実態との間に差異が見られ、現場で必要とされる介護職員の修得スキルにかい離も生じている。さらに、介護職員が実施できる喀痰(かくたん)吸引等行為の範囲が限定されており、現場ニーズに十分対応できていない。

＜具体的要求内容＞

（１）職員の確保・育成・定着に向けた取組への支援を行うため、地域医療介護総合確保基金事業のような総合的・体系的な支援策を提示し、基金で対象とされている事業と同様の取組を自治体が実施する場合は、財源を措置すること。

（２）障害者総合支援事業費補助金について、障害福祉分野におけるＩＣＴ・ロボット等の導入を支援するための財政措置を講じること。

（３）国が実施する相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修並びに強度行動障害支援者養成研修の指導者養成研修について、自治体ごとの人口規模やニーズを踏まえた定員数に拡充すること。

（４）相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格要件については、やむを得ない事情で修了できなかった場合、資格を失効せずに翌年度の更新のための研修を受講できるようにするなど、実情に応じた制度の見直しを行うとともに、区市町村が実施する相談支援事業や、都道府県が実施する研修について、十分な財源措置を講じること。

（５）強度行動障害者支援のための中核的人材について、安定的かつ継続的に養成していくことができるよう、国が実施する研修について受講定員を拡大するほか、都道府県の意見を十分に踏まえた上で、トレーナーの要件など、地域の実情に即した実施体制を認めることとし、併せて必要な財源を措置すること。

（６）現場の状況や時代の変遷に合わせた制度となるよう見直しについて検討を行

うとともに、研修を修了した後、迅速に喀痰(かくたん)吸引等行為に入れるよう、従事者認定や事業者登録といった制度上の必要な手続について迅速化・簡素化を図るとともに効率化を図るほか、申請添付書類の削減や各種変更届の様式の簡素化を行うこと。

また、研修で使用していない機器や栄養剤であっても、介護現場で一般的に使用されている機器や栄養剤については、研修修了者による現場での使用を可能とするなど、最新の医療技術に合わせて研修内容を見直すとともに、介護職員が対応可能な喀痰(かくたん)吸引等行為の範囲について現場ニーズ等を踏まえて検討すること。

５　就労支援の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

就労・定着支援体制の強化に向けて、地域の関係機関の連携を確保するための効果的な取組を行うこと。

また、工賃水準向上への支援策を充実し、併せて区市町村も実施主体として取り組めるよう、財政支援を行うこと。

＜現状・課題＞

障害者の雇用・就業等については、平成 30 年４月１日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が加わるとともに法定雇用率が 2.2%に引き上げられ、令和３年３月に、更に 2.3%まで引き上げられた。さらに、令和６年４月に 2.5%に引き上げられ、令和８年７月は 2.7%まで引き上げられる。

都内の民間企業の雇用障害者数は過去最高となり、障害者雇用率は 2.30%となったものの依然として法定雇用率を下回る等、厳しい状況が続いており、今後も就労支援の取組を強化する必要がある。さらに、雇用障害者数の増加に伴い、就労後の定着支援等の必要性も年々高まっている。

雇用と福祉の切れ目ない連携による新たな就労支援体系を構築し、障害者雇用の一層の拡大と就労・定着支援の充実を図るためには、区市町村障害者就労支援センターをはじめとする多様な就労支援機関の連携体制の構築や、連携を担う専門人材の育成等就労支援機関の支援力向上と体制強化が必要である。

重度障害者等の就労について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金のほか、地域生活支援促進事業として「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が位置付けられている。

しかし、就労中と就労以外の日常生活ではサービス利用の根拠が異なるため、複数の窓口に申請が必要になるなど、手続が煩雑である。また、障害者から相談や希望がないと活用に結びつかず、事業実施が一部の区市町村にとどまっている。

また、令和７年度から雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）が実施されている。社会保障審議会障害者部会の報告書では、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業所の就労定着支援員及び障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者（以下「受講必須対象者」という。）について、まずは確実な受講が図られるよう取り組むとともに、基礎的研修の運用開始後の状況や限られた財源状況等も踏まえながら就労継続支援Ａ型及びＢ型事業所を含む就労系障害福祉サービス事業所の全ての支援員の受講を必須とすること等について、今後、国において検討を進めていく必要があるとしている。しかし、受講必須対象者が受講を申請しても申込みが多く、受講できない状況が生じている。

さらに、同報告書においては、医療分野と就労支援機関等との連携についても

言及されているが、医療機関側の就労支援に対する取組が評価される仕組みがなく、連携が限定的にならざるを得ないことが課題である。

企業における障害者雇用を促進し、また、職場定着を図るため、障害者雇用を支援する制度が設けられるなど、障害者雇用の推進に向けた環境整備が進む中、情報通信技術の発達や働き方の多様化などにより、今後、在宅勤務などで仕事に従事する障害者が増えることが想定される。現行制度では、勤務中は障害福祉サービスを利用することができないため、日常生活の支援が必要な障害者は、企業からの支援がない場合に、勤務が困難になるなどの事例が生じており、支援の在り方が課題となっている。

福祉的就労については、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、更なる支援を行う必要がある。

また、区市町村によっては、複数の事業所が共同で仕事を請け負う共同受注ネットワークの運営や事業所の経営改善支援を行っている。今後も事業所や区市町村の実情に応じて、工賃向上のための支援が必要である。

就労継続支援など就労系サービスは、令和６年度報酬改定において、障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等が行われた。

就労継続支援Ｂ型事業所は就労・訓練の場であるが、利用期間の長期化に伴い、高齢化や障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しくなっている障害者も利用している。そのような利用者の移行先について、適切なサービスがない場合がある。

就労移行支援事業等の在宅利用は、在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると区市町村が判断した場合に限られる。また、令和３年に在宅でのサービス利用にかかるガイドラインが示されたことも踏まえ、支援の質を確保していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）重度障害者等の就労を推進するための「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、制度の簡素化を行うこと。また、多くの区市町村が取り組めるよう、自治体のニーズ把握や取組事例の収集・情報提供等の支援を行うこと。

（２）障害者の就労・定着支援をより効果的に推進するため、ハローワーク、区市町村、就労支援機関や医療機関等の関係機関とのネットワークの充実強化及び地域障害者職業センター等による人材育成の一層の充実に努めること。

雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）等の実施に当たっては、受講必須対象者が確実に受講できるよう必要な対応策を講じるとともに、区市町村障害者就労支援センター等、障害者支援に関わる関係機関支援員が受講できる実施体制を整備すること。

また、医療機関による就労支援機関等との連携が、診療報酬上、評価される仕組みを検討すること。

（３）福祉施設に対する物価高騰の影響を踏まえ、更なる支援を検討すること。

また、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、工賃水準向上への支援策を充実させ、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する共同受注ネットワークの支援や経営コンサルタントの派遣などに財政支援を行うこと。

（４）就労継続支援など就労系サービスは、令和６年４月の報酬改定において、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等に対し、効果的な取組として報酬上で評価する見直しがされているが、報酬改定の効果や事業所運営への影響について、十分な検証を行い、必要なサービスが確実に提供されるよう、令和９年報酬改定で見直しを行うこと。

（５）就労継続支援Ｂ型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や障害の重度化等に伴い就労・訓練が困難になった利用者の移行先が確保できるよう、日中活動系サービスの在り方について検討すること。

（６）就労移行支援事業等における在宅訓練・就労に関して、本来の就労移行支援事業等の目的が損なわれないよう、支援の質の担保について、検証を行い、必要な措置を講じること。

参　　考

（１）「工賃向上計画」による福祉的就労の底上げ

障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労への移行支援のみならず、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要である。

このため、平成 19 年度から「工賃倍増計画支援事業」を創設し、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「工賃倍増計画」が策定されることとなり、5年後の平成 23 年度には現状の工賃の倍増を目指すこととされた。

平成 24 年度以降は３年ごとに、都道府県及び事業所による「工賃向上計画」の策定及び「工賃向上計画支援等事業」の実施により、目標達成に向けた取組等を奨励し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされた。

また、令和３年度以降の３か年についても、これまでの実績を踏まえた上で新たに「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組むこととされた。

「工賃向上計画支援等事業」において、都道府県が取り組む具体的方策としては、経営コンサルタントの派遣等による事業所の生産活動の経営改善支援、共同受注窓口を活用した品質向上支援、事業所・共同受注窓口職員の人材育成のための研修等の実施及び共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築等に係る事業などが掲げられている。

６　精神科医療等の充実

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

精神科医療を充実させるため、診療報酬の改善を図るとともに、精神障害者に対する各種福祉サービスを拡充すること。

＜現状・課題＞

精神疾患は統合失調症やうつ病、認知症など症状が多様であるほか、発症や病状の変化に本人や周囲も気付きにくいといった特徴もある。このため、患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科だけでなく一般診療科医療機関に加え、保健、福祉等の地域の様々な機関が参画した医療連携体制の構築が必要である。

都では令和４年度から治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療に関する助言を行う取組を実施しているが、難治性の精神疾患を有する患者が地域で安心して生活するため、地域における支援体制の構築に対する十分な財源措置が講じられていない。

精神身体合併症医療については、精神科救急急性期医療入院料(以下「救急入院料」という。）を算定する病棟に入院中の患者が、身体疾患治療のため他院へ転院し、治療後に救急入院料算定病棟へ３か月以内に再入院した場合は、手術等の目的での一時的な転院を除き、救急入院料が算定できないため、一般診療科と精神科との連携が促進されない要因の一つとなっている。

また、精神保健費等国庫補助金事業のうち、精神科救急医療体制整備事業費について、救急体制維持のために必要な経費に対して、十分な補助がされていない。

精神科病院から自傷他害のおそれがある患者が無断退去した場合、精神保健福祉法 39 条に基づき、病院は警察署にその者の情報を提供し、探索を求めることとなる。無断退去した患者が、都知事の命令による措置入院患者の場合、都は、迅速に患者を保護して帰院させる必要があるため、警察との連携が不可欠であるが、現状では、精神保健福祉法において無断退去した際の都の役割が不明確であるため、都と警察で情報を共有することが難しい。

依存症については、診療報酬の対象が拡充されるなど、国において取組が進められているが、評価の対象はアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症の三つに限定されている。令和元年５月には、ＷＨＯにおいてゲーム障害が精神疾患の一つとして位置付けられたように、今後も状況を踏まえて取組を充実させることが必要である。また、国は、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を求めているが、依存症治療指導者養成研修の各自治体の参加枠は一律数名程度と制限されており、都においては、希望しても受講できない医療従事者が生じているほか、選定される医療機関に対する財源措置が講じられていない。さらに、国は地域生活支援促進事業において、都道府県等を通じた民間団体への支援を求めているが、都内の自治体では活用が進んでいない。

依存症に関する正しい知識の普及啓発や、予防・発症・再発防止の段階に応じ

た支援と治療、本人や家族に対する関係機関が連携した包括的な支援等、依存症対策をより実効性あるものとしていくためには、支援の対象となる本人や家族等の状況とともに、依存症になった原因や背景、本人や家族を取り巻く環境等を踏まえていく必要があるが、実態把握が十分に進んでいない。

国の基本法では、ギャンブル等の事業を行う関係事業者は、その事業活動を行うに当たってギャンブル等依存症の予防等に配慮することが責務とされている。ギャンブル等依存症対策の推進においては、関係事業者自らによる取り組みが重要である。

近年、インターネットを通じた公営競技の投票券の購入が増加しており、時間や場所を問わず利用できる環境が、過度な投票や依存症の増加を招く恐れがある。

発達障害者への支援については、診断や二次的な障害への対応等において医学的見地での支援が必要だが、精神科医等と連携した相談支援体制が不十分である。

発達障害が疑われる子供の支援については、早期に発達障害の有無や特性を踏まえた必要な支援につなげていくことが重要であるが、発達障害に関する相談件数が増加する中、発達検査をはじめとした各プロセスでの所要時間が長くなり、自治体によっては検査の待機期間が発生する等の問題が発生している。そのため、都は令和６年度に実施した実態調査の結果を基に、令和７年度から、区市町村が発達検査体制等を充実するための支援、医療機関が初診待機解消のために行う体制整備の支援、都民向け普及啓発などを実施している。発達障害が疑われる児童数は全国的に増加傾向にあり、国としても、全国的に発達検査の実態と課題を把握し、地域における検査体制の充実に向けた対策を講じる必要がある。

都は、措置入院者が退院した後の支援について、精神保健福祉法に基づく措置入院者等の退院後支援計画の作成等を盛り込んだ国の退院後支援ガイドラインの発出を受けて、令和元年度に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」（以下「都版ガイドライン」という。）を策定し、令和２年度から本格実施している。退院後支援の実施状況は各自治体により様々であるため、各自治体の状況に応じた取組が必要である。

各自治体の体制確保については、平成 29 年度から地方交付税により、必要な経費の一部のみ措置されているが、十分ではなく、国のガイドラインを受けた取組に対する財政支援策も不十分である。

国は、令和元年 12 月 25 日付「災害拠点精神科病院の指定の促進について」により、災害拠点精神科病院を早期に指定するよう求めているが、体制整備に向けては医療機関の負担をより一層軽減させることが必要である。

また、災害拠点精神科病院における一時的避難所については、被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院の敷地内もしくは病院近接地に確保することとされているが、体育館など病室以外の場所に設置した場合の患者の受入について入院として扱うのか法令上の取扱いが未だ明示されていない。国は、精神科病院に対して虐待防止の措置を講じることや、都道府県に対して適切な指導監督の実施を求めてきたほか、令和４年 12 月公布の改正精神保健福祉法において、精神科病院における虐待防止の措置の義務化や虐待を発見した者から都道府県等

への通報の義務化が規定されるなど、虐待防止に向けた制度の整備を進めてきた。また、都道府県においても予告なしの立入検査なども組み合わせながら、精神科病院における虐待の発生防止や早期発見に取り組んできたが、人目につきにくい場所や時間帯に行われる虐待をなくしていくためには、関係者からの情報提供が促される方策など病院の実態把握がより円滑になるような手法が求められる。

また、改正精神保健福祉法では、都道府県における任意事業として入院者訪問支援事業が創設され、都においては、令和６年４月から事業を開始した。入院者訪問支援事業は、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を精神科病院へ派遣するものである。今後、都道府県がより効果的に事業を実施していくために、国において、各自治体の事業実績を評価・検証し、検証結果や効果的な実施事例等について、全国の自治体に示していく必要がある。

措置入院制度の運用について国が示す「措置入院の運用に関するガイドライン」（ガイドライン）では、事前調査は原則現地派遣により行うこととされているが、通報件数が多い場合や、島しょ等遠隔地を含めて広域的に対応する場合の効果的かつ効率的な調査手法がガイドラインに示されていない。

また、措置診察または措置入院が不要と判断された被通報者に対する相談援助について、措置入院の決定権限を有する自治体と被通報者の管轄保健所の自治体が異なる場合や、被通報者の発見地と居住地の管轄保健所が異なる場合では、個人情報の取扱いや自治体間での情報提供方法について統一的なルールが必要であるが、ガイドラインでは、複数自治体が連携して対応する相談援助の運用について示されていない。

昨今、訪日外国人が増加する中、日本滞在中に精神科病院において、措置入院や医療保護入院等、医療を必要とするケースも増えている。精神科病院においては、通訳など調整に携わる人材の確保が難しい状況にある。また、医療保護入院を行うには家族等の同意が必要であるが、家族等も外国人の場合、家族等の理解が得られ難いほか、家族等が海外在住の場合に同意を得ることが困難なケースが多い。法令上、同意を求める家族等がいない場合は市町村長による同意を要することとされているが、訪日外国人に対して、市町村長同意の運用を適用すべきか示されていない。また、外国人への精神科医療の提供に当たり、領事館等において通訳や保護、帰国の援助等が必要な場合もあるが、十分に対応されているとは言い難い。

自立支援医療（精神通院医療）制度では、指定自立支援医療機関の申請者が、拘禁刑（一部法律では罰金刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき」に、指定自立支援医療機関の指定を行わないものとなっているが、現状、申請者の刑事事件に係る情報を適時に把握することが困難である。

今般、高次脳機能障害者支援法が公布され、令和８年４月１日より施行されている。立法趣旨を踏まえ、地方公共団体で更なる普及啓発等を推進していくためには、国が各自治体の取組を一層支援していく必要がある。また、普及啓発等の取組をより実効性あるものとしていくためには、高次脳機能障害の特性に対する国民の理解が必ずしも十分でない状況や、支援の対象となる本人や家族がどのよ

うに日常生活や社会生活で困難を抱えているのか等、本人や家族等を取り巻く環境等を踏まえていく必要があり、一層の実態把握が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）地域において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、精神疾患についても、医療連携体制推進事業の補助対象とするなど、必要な財源措置を講じること。

（２）難治性の精神疾患患者に対する専門的な治療が普及するよう、都道府県による地域の実情に応じた支援体制の構築に必要な財源措置を講じること。

（３）精神身体合併症患者に対する適切で円滑な医療提供体制を一層整備するため、身体疾患治療のため他院へ転院し、治療後に救急入院料算定病棟へ３か月以内に再入院した場合も救急入院料が算定できるようにするなど、一般診療科と精神科の連携を促進し、患者の受入れに必要な診療報酬の充実を図ること。

（４）精神科救急医療の充実のため、待機医師及び看護師等に要する経費等の人的・財政的負担の実情を考慮した上で、十分な財源措置を講じること。

（５）法令等において都道府県が担うべき役割を明確にした上で、警察が把握した患者について必要な情報を都へ提供することを可能とする仕組みを検討すること。

（６）依存症対策については、患者数の推移等も踏まえながら、診療報酬の対象の更なる拡充など、必要な措置を講じること。また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備が円滑に進むよう、「依存症治療指導者養成研修」の受講者については、自治体ごとの人口規模やニーズを踏まえて決定するとともに、選定される医療機関への必要な財源措置を講じること。さらに、民間団体への支援については、国と自治体の役割分担を踏まえて、各自治体における取組が推進されるよう、必要な措置を講じること。

本人が依存症になった原因や背景、本人や家族を取り巻く環境等の実態を把握し、適切な支援に結び付けることができるよう、国として必要な調査等を実施すること。

ギャンブル等依存症の予防を図るため、事業者の責任にのっとり、依存症対策の一層の推進について積極的に働きかけること。

インターネット投票の拡大に対応したギャンブル等依存症対策として、国として一層の取組を推進すること。

（７）発達障害者支援センターへの精神科医の配置など、都道府県等が発達障害者への相談支援体制の充実を図ることができるように必要な財源措置を講じること。

（８）発達障害が疑われる子供を早期に必要な支援につなげることができるよう、国として発達検査の実態や課題を把握した上で、自治体の検査体制充実に向けた財政支援や、検査を担う人材の育成など必要な取組を行うこと。

（９）精神保健福祉法に基づく退院後支援ガイドラインを踏まえた各自治体の実施状況、課題等を把握するなど、退院後支援の充実に向けた検討を引き続き行うとともに、体制整備に必要な財源措置を講じること。

(10) 都道府県が地域の実情を踏まえた災害時の精神科医療体制を構築できるよう、必要な財源措置を講じるとともに、災害拠点精神科病院における一時的避難所の運営に関する受入患者の取扱いや費用負担について明確に示すこと。
(11) 精神科病院における虐待防止と早期発見の取組がより実効性のあるものとなるよう、事実認定の具体的な調査手法を示すなど、更なる改善に向けた支援を行うこと。
(12) 都道府県が効果的に入院者訪問支援事業を実施できるよう、国において、各自治体の事業実施状況の把握や事例分析等を行うことにより、事業を評価・検証し、検証結果や効果的な実施事例等について、全国の自治体へ示すこと。
(13) 措置診察に係る事前調査の方法について、被通報者の様子の映像及び聞き取りにより、直接確認する場合と同程度の情報が得られているオンライン調査等、地域の実情等に応じた効果的、効率的な複数の調査手法をガイドラインに示すこと。また、措置診察または措置入院が不要と判断された被通報者に対する相談援助について、個人情報の取扱いなど、統一的な運用ルールを示すこと。
(14) 外国人への適切な精神科医療を提供するため、海外在住の家族等に向けた多言語のわかりやすいパンフレット等の整備を行うとともに、家族等が海外在住の場合は、市町村長同意を可能とする運用を明確にすること。また、外国人の入院患者に対応するための通訳や、精神科病院において海外在住の家族等との調整に携わる人材を配置するための人件費の補助を行うなど体制を整備すること。さらに、家族等との調整が困難な場合には、家族等との調整並びに通訳や保護、帰国の援助等について、領事館において適切な対応を行うように理解を求めること。
(15) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定事務に必要な範囲で、申請者の刑事事件に係る情報を都道府県に提供する仕組みを設けること。
(16) 地方公共団体が更なる普及啓発等を推進していくための財政措置を講ずるとともに、国の責務として定められた高次脳機能障害者の実態の把握等を早期に行い、各自治体が活用できるよう必要な措置を講ずること。

２　外国人との秩序ある共生社会の推進【最重点】

１　多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

（提案要求先　内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・文部科学省）
（都所管局　生活文化局）

国において多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

＜現状・課題＞

我が国で暮らす外国人（以下「在住外国人」という。）は、令和７年末には過去最高を更新する約412万人となり、そのうち約20％の約80万人が東京で暮らしている。また、都内人口に占める外国人人口の割合は令和８年１月時点で5.5％に達し、今後更なる増加も見込まれる。

このような中、都はこれまで、「東京都多文化共生推進指針」に基づき在住外国人と日本人がともに地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進に向けた取組を進めてきた。

国においては、令和８年１月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において決定し、地域社会において在住外国人と日本人の双方が安心して暮らせる環境づくりを進めるに当たり、これまでの都の要望を踏まえ、国として一定の方向性が示された。

しかし、総合的対応策等において、国の多文化共生施策の推進に対する統一的な見解や、国や地方自治体、企業、市民団体等各主体の役割分担などが示されておらず、地域の取組や体制が明確でない。また、近年、文化や習慣の違いに加え、教育、社会保障、住宅等における社会の変化に追いついていない我が国の制度的な課題も顕在化してきた。

今後在住外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、彼らが地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、次の施策を主体となって実施すること。

① 省庁横断的に施策を推進する体制を整備するとともに、地方自治体によって取組に格差が生じないよう、また、地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう基本法を定めること。

② 外国人が差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対し、多文化共生社会への理解促進を継続すること。

③ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進については、総合的対応策において日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設について言及されたが、その実施に当たっては、地方自治体等に任せるだけでなく、国の責任において全ての外国人に日本語学習等の機会を提供すること。

（２）国は、総合的対応策に明記された外国人の受入れに関する基本的な考え方について、早期に整理するとともに、地方公共団体や受入機関等との役割分担に関し、具体的な検討を進めること。

① 外国人受入れの基本的な考え方について、具体的な検討スケジュールを早急に示すこと。

② 外国人受入れに係る地方公共団体や受入機関等との役割分担について、各主体との綿密な調整の下、具体的な検討を進めること。

（３）国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

①「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に支障がでることのないよう、十分な財政措置を講じること。

②「外国人受入環境整備交付金」について、総合的対応策において、見直しを検討するとされているが、各地域が現場の実情を踏まえ、必要な相談体制等を維持確保できるよう、必要な予算を十分に確保すること。

２　外国につながりのある児童・生徒に対する日本語指導の充実

（提案要求先　内閣官房・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室）

（１）日本語指導が必要な外国につながりのある児童・生徒が、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
（２）日本語指導が必要な児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
（３）教員定数増を含めた教員の確保・養成など、総合的な対策を早期に実現すること。

＜現状・課題＞

文部科学省の調査によると、令和５年５月１日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国につながりのある外国人児童・生徒は 57,718 人で、16 年前（平成 17 年度調査、20,692 人）に比べ 37,026 人増加している。

また、「一人」在籍校が全体の 34.9％を占める一方で、「30 人以上」が在籍する学校は 325 校に上る。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数が増えている。

こうした現状において、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教育の充実は不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、日本語指導が必要な児童・生徒が学校への入学後できるだけ速やかに学習に取り組めるよう、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
（２）多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
（３）国の責任において、教員定数増を含めた教員の確保・養成など、総合的な対策を早期に実現すること。

３　在住外国人に関するより精緻な実態把握

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省）

（都所管局　生活文化局・総務局・デジタルサービス局・主税局・福祉局・保健医療局・都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みの構築及び国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化について、その実効性を確保すること。

＜現状・課題＞

多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在住外国人の生活に係る実態を十分に把握する必要がある。

この点、総合的対応策において、在住外国人の生活に係る実態等を把握するとされたが、実態把握に係る基本的な方針や役割分担が明確でない。

また、実態把握に当たっては、国の各省庁や地方公共団体等が把握している各行政分野の情報の一元化を図る旨明記され、国と区市町村との間で情報連携が図られるようになるが、これに伴う区市町村等のシステム整備等に係る事務負担や財政的負担について明らかにされていない。

さらに、当該情報連携について、都道府県を対象としているのか明確になっておらず、都道府県が必要な情報を得られない懸念がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国・都道府県・区市町村等の各主体が、教育・医療・福祉・住宅政策などの行政分野ごとに、外国人に係る情報（人数・国籍・在留資格等）をどのような目的において、どの程度把握すべきか、その手段も含めて、国から明確な基本的方針を示すこと。また必要な場合には、法改正も含めた措置を検討すること。

（２）公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携における、省庁、関係機関間の保有情報や各種システムの連携に向けた検討及び実施に当たっては、以下の各事項に配慮すること。

① 国の責任において情報連携に必要なシステムを整備すること。

② 連携先となる区市町村等の事務負担に配慮すること。

③ 地方公共団体のシステム改修に係る費用に対する財政措置を講じること。

④ 都道府県に対し必要な情報を共有すること。

（３）総合的対応策に明記された、医療保険、不動産等の実態等を把握するための調査等の実施について、実効性のある実態把握に向けて早急に考え方等を整理し、以下の措置を講じること。

① 国民健康保険料（税）の滞納対策のため、国・都道府県・区市町村がそれぞれの役割において、外国人被保険者について把握すべき情報を明確

に示すこと。

② 公営住宅・ＵＲ賃貸住宅等について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査の実施、及び新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応を検討するに当たり、以下の措置を講じること。

ア 地方住宅供給公社が提供する住宅における国籍把握については、各事業主体の判断に委ねられるとの方針が示されたが、既存居住者の国籍等を把握する場合における具体的な手法の明示及び把握を可能とするための制度的措置を講じること。

イ 情報把握等のため、地方公共団体等にシステム改修等の負担が生じる場合には、国の責任において、当該費用を措置すること。

ウ ＵＲ住宅における入居実態を調査した上で今後の対応方針を示すこと。また、当該調査の結果を公表すること。

③ 土地所有等情報の更なる透明性向上に向けた法人の実質的支配者の把握強化に当たり、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 取得者が法人の場合に、主たる役員・株主の国籍等を把握可能とするよう、不動産移転登記申請時の記載項目を検討すること。

イ ＦＡＴＦ第５次対日相互審査に向けた土地等を所有する法人の実質的支配者を把握する仕組みについて、アの記載項目への反映に向け検討すること。

④ 外国人によるマンションの取引実態の把握について、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 今後、不動産移転登記の申請時に登記簿への登記名義人の国籍記載が義務化されることを踏まえ、外国人による不動産取引やその利用等を継続的に調査すること。

イ 投機目的の購入と不動産価格高騰との因果関係を分析し、実態の解明を図るとともに、詳細な調査結果を公表すること。

（４）子供に対する日本語教育の充実に向け、地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握するに当たり、国籍や在留資格は有用な情報と考えられるが、学校基本調査等においてこれらの情報を調査項目に追加する場合には、国の責任においてその目的、範囲や把握方法を明確に示すとともに、生徒・保護者及び学校が納得するよう十分に説明を尽くすこと。

４　日本の制度等の周知・啓発

（提案要求先　内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・外務省）
（都所管局　生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・
都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人に対し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

＜現状・課題＞

我が国の税制や社会保障制度、生活習慣等に対する理解の不足が、住民税などの地方税や国民健康保険料（税）、医療費等（以下「公租公課等」という。）の滞納や地域におけるトラブルの誘発等につながるといった不安の声が一部で聞かれる。

また、総合的対応策において、帯同家族を含む在住外国人が、日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラム（以下「プログラム」という。）の創設について言及されたが、その時期や実施に至るプロセス等について明確に示されていない。

＜具体的要求内容＞

- 入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、生活上必要となる制度等の周知をより徹底すること。
- 入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備､運用の仕組みを確立すること。
- プログラムの全体像並びに策定及び実施までの具体的なロードマップを早急に示すこと。
- 国の責任の下でプログラムを策定、実施する旨を、上記１において要望している基本法等により明確にした上で、早急に取り組むこと。
- プログラムの策定に当たっては、地方公共団体等から意見聴取をするなど、外国人に対する日本語教育及び日本のルール等の学習実態を十分に把握した上で、財政的な裏付けも含めて、その実効性を確保すること。
- プログラムを策定、実施するに当たって、地方公共団体や民間企業等に負担を求める場合は、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

５　公租公課等の確実な収入確保に向けた仕組み等の構築

（提案要求先　内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・総務局・主税局・住宅政策本部）

在住外国人等の公租公課等の滞納を未然に防止するとともに、やむを得ず滞納が発生した場合において、滞納先である地方自治体や医療機関等が速やかに債権回収を実施できるよう、必要な見直し及び仕組みの構築を行うこと。

＜現状・課題＞

近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在住外国人等が公租公課等を滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国した在住外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみられる。

＜具体的要求内容＞

（１）在住外国人に対する国民健康保険料（税）の前納制度については、国の責任において効果検証した上で、地方自治体が活用しやすい制度となるよう必要な見直しを行うとともに、本制度の導入が地方自治体の任意とされていることから、財政的支援及び技術的支援を継続すること。
（２）個人住民税においても、国民健康保険料（税）の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。
（３）不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。

６　外国人患者への医療提供体制等の充実

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・デジタルサービス局）

（１）医療費の不払の発生の抑止について、その実効性を確保するための措置を講じること。
（２）外国人が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供を充実すること。
（３）医療機関に対する研修の実施や医療通訳の育成・確保の取組の推進等、医療提供体制を充実すること。
（４）外国人患者の受入体制整備が進むよう、国の責任において必要かつ十分な財政措置を行うこと。
（５）全国的な取組を行う場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、基本的な制度設計を行った上で進めること。
（６）外国人患者受入れ医療機関認証制度（ＪＭＩＰ）の広報活動の充実を図るとともに、普及に向けた方策を講じること。

＜現状・課題＞

国は、令和８年１月に取りまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、外国人による医療費不払が発生している状況に鑑み、訪日外国人の適切な費用負担を前提に入国前から民間医療保険への加入を求めるための制度的取組を検討するとしたが、外国人向け医療情報の提供や医療機関における対応の充実等については明確に示されていない。

訪日外国人旅行者数は令和７年実績で 4,268 万人、在住外国人も令和７年６月末時点で 395 万人とコロナ禍以降増え続けており、医療機関を受診する外国人患者数の増加も見込まれている。

外国人患者は軽症でも大病院を受診する事例が多いことから、地域の医療機関・関係機関が連携し、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくりが必要であり、外国人患者受入体制の整備に対する支援を充実する必要がある。

外国人患者への対応は、言語や宗教・文化、医療制度の違い等により、様々な体制の整備や配慮が求められるほか、未収金等のトラブルのリスクもあり、受入れへの準備が必要となる。特に使用頻度が低い希少言語は、費用対効果等の面から、医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にある。

また、外国人旅行者は都道府県を越え広域的に移動することも多いため、外国人患者の未収金対応、医療通訳の育成・確保、海外への適切な情報発信等を国の

責任において進める必要がある。
　なお、国は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」など都道府県が実施主体となる取組を実施しているが、拠点的な医療機関の役割や位置付けを明確にすることなく都道府県に選出を委ねており、都道府県間の取組に差が生じている。

＜具体的要求内容＞
（１）医療費の不払の発生の抑止について、その実効性を確保するため以下の措置を講じること。
　①　医療費の不払を捕捉する国の報告システムについて、医療機関等で運用されている既存システムとの連携等を通じた入力の負担軽減を図ること
　②　①のシステムの改修を要する場合の費用に対する財政措置を講じること
　③　マイナンバーを活用した医療費の不払情報の捕捉及びこれに必要な法改正を検討すること
　④　訪日外国人の不払額に対する管理の手法を確立すること
　⑤　民間病院等における連携に向けた十分な説明を行うこと
（２）外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、国の責任において、入国前・入国時・滞在中のあらゆる機会を捉え、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知及び加入勧奨等、医療情報提供の充実に向けた取組を強化すること。
（３）医療機関に対し、概算医療費の提示や前払い金制度などの医療機関の未収金対応を含む外国人患者への対応力向上や、異文化の理解促進を図るための研修を実施するとともに、医療通訳の育成・確保の取組を推進すること。
　特に希少言語に対応した遠隔通訳サービスについては、費用対効果等の面で医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にあることから、医療機関に対し、国が十分な財政措置を講じること。
（４）地域の医療機関・関係機関等が連携して進める外国人患者受入体制の整備等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。
（５）全国的な取組を行うに当たっては、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、地域の実情に応じた取組となるよう、国において基本的な制度設計を行うこと。
（６）外国人患者受入れ医療機関認証制度（ＪＭＩＰ）について、広報活動の充実を図るとともに、認証取得に取り組む医療機関への財政支援等、普及に向けた方策を講じること。

7　高等学校等就学支援金制度

（提案要求先　内閣官房・文部科学省）
（都所管局　生活文化局・総務局・教育庁）

新たな高等学校等就学支援金制度等の実施に当たっては、各高等学校等及びその設置主体が、外国人生徒及びその保護者等に対し十分な説明ができるよう、国において引き続き本制度の円滑な実施に向けた必要な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

総合的対応策では、高等学校等就学支援金制度に関し、令和８年４月からの実施に向けて対応を検討する旨明記され、実施後新たに入学する外国人の場合には「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とすることも検討するとしており、令和８年３月に成立した高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、これらの内容が具体化された。

改正法では、都内の高等学校等に通学する外国人生徒の一部において、国の支援の対象外となることなどが見込まれる。

＜具体的要求内容＞

令和８年４月からの新たな高等学校等就学支援金制度等の実施に当たっては、国において令和８年３月に改正法の成立とともに、関係する政省令・通知が示されたところであるが、今後も本制度の実施に当たっては法令等の解釈・運用を巡る課題が生じることが懸念される。

ついては、各高等学校等及びその設置主体が、従前の制度と比較して授業料負担が重くなる外国人生徒及びその保護者等に対し十分な説明ができるよう、引き続き本制度の円滑な実施に向けた必要な支援を行うこと。

参　　考

1　外国人との共生社会の推進

（１）在住外国人数（全国）

412 万 5,395 人

（２）在住外国人数（東京都）

801,438 人

［国籍・地域別外国人数上位５］

・中国　305,303 人
・韓国・朝鮮　97,329 人
・ネパール　63,710 人
・ベトナム　58,535 人
・ミャンマー　39,561 人

※　出入国在留管理庁「在留外国人統計」（令和７年末現在）

（３）在住外国人人口の推移（東京都）

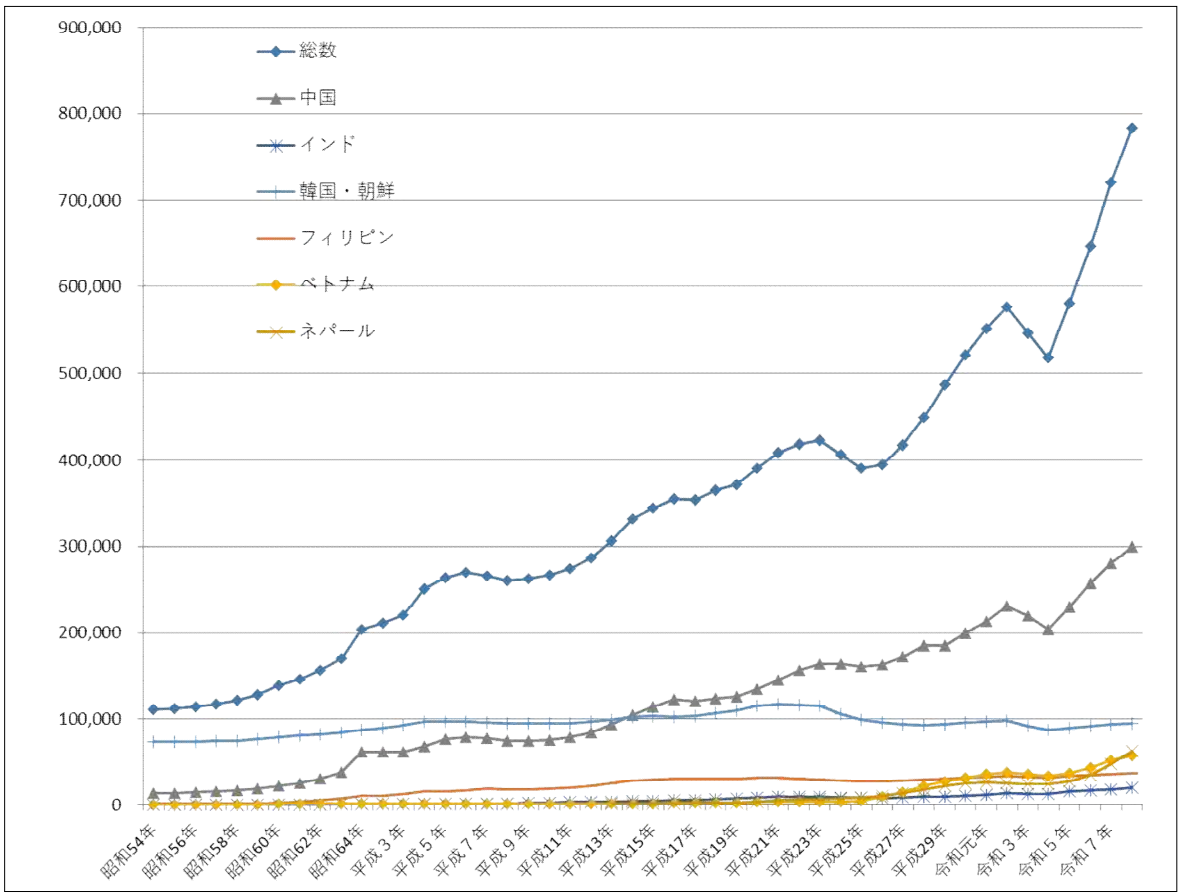

東京都総務局「外国人人口」（各年１月１日時点）

３　犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現

１　経済的支援をはじめとする支援施策の充実・強化

（提案要求先　警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省）
（都所管局　総務局）

犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させること。また、コーディネーター確保のための支援を充実させるとともに、高い専門性に見合う人材配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。なお、国において「カルテ化」の制度設計・運用を行う場合には、犯罪被害者等の支援実績のある地方公共団体等と十分に調整した上で、犯罪被害者等のプライバシーや個人情報にも配慮し、誰もが利用しやすい制度とすること。

＜現状・課題＞

犯罪被害者等の生活基盤の回復には、被害直後から必要な支援を途切れなく提供することが重要である。国は、「第４次犯罪被害者等基本計画」（令和３年３月）において、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる継ぎ目のない体制を構築していく必要があるとし、令和６年７月には「地方における途切れない支援の提供体制の強化について（通知）」により、地方における支援制度等の充実強化など、犯罪被害者等が居住地域等に関わらず必要な支援を途切れることなく受けられるよう、都道府県に対し、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービス体制の構築を求め、令和７年度から、都道府県に対して「犯罪被害者等支援補助金」により、同体制の運用・構築に要する経費を支援している。

また、令和８年３月に策定された「第５次犯罪被害者等基本計画」（以下「第５次計画」という。）では、多機関ワンストップサービス体制の整備・充実を位置付けるとともに、犯罪被害者等の説明負担軽減のための「被害者手帳」の作成・交付や、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施など、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた施策が新たに盛り込まれている。

都は、これまで、見舞金の給付や転居費用の助成など、犯罪被害者等のニーズを踏まえた各種経済的支援を実施するとともに、犯罪被害者等が被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減を図ることやプライバシーに配慮しつつ関係機関との円滑な情報共有を図るため、支援に必要な情報等を記録する「Tokyo 被害者支援ノート」の作成・配布を行ってきた。また、国に先駆けて、犯罪被害者等と区市町村や関係機関のつなぎ役として、豊富な支援経験と社会福祉

士等の専門資格を有する「被害者等支援専門員」（コーディネーター）を配置するなど、生活基盤の回復に必要な支援を行っている。

さらに、令和８年３月に策定した「第５期東京都犯罪被害者等支援計画」では、第５次計画を踏まえ、多機関ワンストップサービスを推進すること等に加え、一人一人に寄り添った支援により、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現に向け、被害者遺児への見舞金の給付や誹謗中傷等の二次的被害に対応する弁護士費用への助成など、新たな施策を盛り込んでいる。

しかし、犯罪被害者等の居住する自治体によって受けられる経済的支援は未だ異なっている。また、国は、支援全体の調整を行う犯罪被害者等支援コーディネーターについて、保健医療・福祉分野に精通していること等が望ましいとしているが、当該人材を地方公共団体が円滑に確保できるよう、国の責務において、より一層の支援を行う必要がある。

さらに、国において「カルテ化」の制度設計・運用を行う場合には、既に類似の制度を導入・運用し、実際に犯罪被害者等支援を行っている地方公共団体等が利用しやすいものとなるよう十分な調整を行うとともに、犯罪被害者等のプライバシーや個人情報にも配慮すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させること。

（２）地方公共団体が犯罪被害者等支援コーディネーターを確保するための支援を充実させるとともに、高い専門性に見合う人材配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

（３）国において「カルテ化」の制度設計・運用を行う場合には、犯罪被害者等の支援実績のある地方公共団体等と十分に調整した上で、犯罪被害者等のプライバシーや個人情報にも配慮し、誰もが利用しやすい制度とすること。

２　性犯罪被害者等支援施策の充実・強化

（提案要求先　内閣府・警察庁）
（都所管局　総務局）

性犯罪被害者等への支援を一層充実させるため、「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の充実・強化を図るとともに、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」と関係機関との連携強化を図るなど、引き続き国が主導して性犯罪等に対する必要な施策を講じること。また、性犯罪・性暴力被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全が図られるよう、捜査機関及び医療機関との連携等、体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

＜現状・課題＞

都の性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）では、性犯罪被害者への適切な対応に習熟した支援員を確保し、警察・医療機関等と連携し、被害後早期に支援できる体制を確保している。また、精神的ケアとして、精神科医、公認心理師によるカウンセリングのほか、令和４年度より、中長期的な生活支援を担う区市町村等と連携するコーディネーターを配置している。加えて、令和５年度に子供・保護者専用性被害相談ホットライン及び性被害に関するＳＮＳ相談を開始するなど、相談体制を強化してきた。

令和８年３月に策定した第５期東京都犯罪被害者等支援計画では、近年、都内の性犯罪の認知件数が増加しており、全国の男性の性被害の認知件数や子供の性被害の認知件数も増加していることを踏まえ、男性のための相談窓口の設置やワンストップ支援センターにおける小児科医等のスーパーバイズの設置など、ワンストップ支援センターの充実・強化に取り組むこととしている。

国は、平成１６年に「犯罪被害者等基本法」の制定以降、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「犯罪被害者等基本計画」を策定し、全国共通電話番号に関する広報など情報入手の利便性の向上や「生命の安全教育」の充実など性犯罪被害者等に対する支援の充実を図るとともに、都道府県に対してはワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図るための「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」等による支援の充実に取り組んできたが、性犯罪等が増加する現状を踏まえ、性犯罪等被害者支援のさらなる充実・強化に資するよう、国の責務において、より一層の支援を行う必要がある。

また、国は、令和２年度から４年度までを「集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化し、令和５年３月には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」において令和５年度から７年度を「更なる集中強化期間」と位置づけ、証拠採取・保管体制の整備など、取組を進めてきた。

しかしながら、都においては、警察への届出を躊躇（ちゅうちょ）した性犯罪・性暴力被害者が、後日、警察への届出意思を有するに至った場合に備え、証拠採取可能な医療機関の確保が課題となっている。捜査機関の協力なしには増加させることができないため、捜査機関及び医療機関並びに支援センターが連携し、被害の実態を踏まえた適切な証拠保全を図るための体制整備が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）性犯罪被害者等への支援を一層充実させるため、「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の充実・強化を図るとともに、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」と関係機関との連携強化を図るなど、引き続き国が主導して性犯罪等に対する必要な施策を講じること。

（２）性犯罪・性暴力被害に関して、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全が図られるよう、捜査機関及び医療機関との連携等体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

4　再犯防止施策の充実

（提案要求先　法務省）
（都所管局　都民安全総合対策本部）

（１）国において、再犯防止施策に主体的に取り組み、地方公共団体の理解を得て施策を進めること。
（２）区市町村における地方再犯防止推進計画策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
（３）保護司をはじめとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

＜現状・課題＞

都内の刑法犯検挙人員は、長期的に見ると減少傾向にある。しかし、その検挙人員に占める再犯者の割合は約５割となっており、再犯防止に向けた更なる取組が求められている。

こうした中、国においては、平成 29 年 12 月に策定された再犯防止推進計画が終期を迎え、令和５年３月に第二次再犯防止推進計画（以下「第二次推進計画」という。）が閣議決定された。第二次推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「推進法」という。）第２章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地域による包摂の推進」など、７つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

「地域による包摂の推進」では、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援の連携体制を更に強化していく必要があるとされているが、国は、都道府県及び区市町村と連携して再犯防止施策に取り組めるよう、国が中心的な役割を果たすとともに、都道府県及び区市町村の課題やニーズを踏まえて、施策を進めることが求められる。

推進法第８条では、都道府県及び区市町村に対する地方再犯防止推進計画策定の努力義務が規定されており、都は令和元年７月に「東京都再犯防止推進計画」を策定した。第二次推進計画を踏まえ、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図るため、令和６年３月に、第二次東京都再犯防止推進計画を策定したところである。都内区市町村においては、令和８年４月１日現在、42 区市町が計画を策定し、地域における再犯防止の取組が広がりを見せつつあるものの、体制やノウハウの不足等により取組が進まない自治体もいまだ多く、区市町村に対する継続的な支援が必要である。

さらに、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、保護司をはじめとした様々な民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。

令和７年12月に成立した保護司法（昭和25年法律第204号）の改正により、保護司の適任者確保、活動環境の改善及び安全確保に向けた制度整備が進められている。

＜具体的要求内容＞

（１）再犯防止施策推進のため、国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組み、国・都道府県・区市町村が連携して再犯防止施策に取り組めるよう、都道府県及び区市町村の理解を得て施策を進めること。

（２）区市町村における地方再犯防止推進計画の策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。

（３）各地域において更生保護の取組が促進されるよう、犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司をはじめとした民間協力者への活動支援を充実させること。特に、保護司組織の維持・強化に必要となる保護司の実費弁償金を充実させること。

10 スマートシティスタートアップ

１　スタートアップ・スケールアップ支援の推進

【最重点】

１　スタートアップ・スケールアップ支援の連携と施策の強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局）

あらゆる挑戦者を応援し、起業の裾野の拡大や世界市場で打ち勝つスタートアップのスケールアップを加速していくため、都が展開する「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」に参画し、都及びＴＩＢに参画する関係者との密接な連携により、グローバル・イノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

＜現状・課題＞

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム強化に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。

国は、日本成長戦略会議において、「スタートアップ育成５か年計画」を強化するため、「スタートアップのスケールアップ」など３つの柱に焦点を当てた「スタートアップ総力創出パッケージ」を令和８年５月にとりまとめ、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた策を示したところである。

都が運営するイノベーション拠点「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」は、あらゆる挑戦者を応援する結節点として、様々な支援プログラムを展開するほか、全国の自治体や地域のスタートアップが支援者等と交流するイベントを 120 回程度開催するとともに、世界各地の国・都市から多くのスタートアップ関係者が訪れるなど、開設以降、国内外から 42 万人以上の多様なプレイヤーが集まる、スタートアップエコシステムの大きなプラットフォームに成長している。令和７年 11 月には、都のスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」をバージョンアップし、これまで以上に多様な挑戦者が集まり領域を超えた新たなイノベーションが生まれる場として、様々な取組を進めている。

世界のエコシステムも急速に進化し、競争が激しさを増す中、国と都が密接に

連携し、グローバル・イノベーション創出に向けた戦略の取組を加速していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成５か年計画」等に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

ＴＩＢにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ・スケールアップ支援が展開されるよう、国のプログラムのＴＩＢでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

２　世界市場での飛躍に向けたスタートアップ支援の強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局）

起業時から世界を見据え、世界市場で大きく成長するスタートアップを輩出するために、国内外の投資家、ベンチャーキャピタルなど多様なプレイヤーから資金・支援を呼び込む環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

＜現状・課題＞

日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。スタートアップが世界で活躍するためには、こうした資金供給の流れを生み出すことに加え、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

国では、「スタートアップ育成５か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

また、令和８年５月に発表した「スタートアップ総力創出パッケージ」では、内外からの成長資金の供給拡大や、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化などを掲げ、施策を強化することとしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げている。令和７年 11 月に公表した「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」では、有望なスタートアップを多様な支援者とともに集中支援することや、国内外の資金を呼び込み、戦略的成長分野を踏まえた大胆な資金供給を行うことを掲げ、官民の多様なファンドが参画するプラットフォームの形成等を進めている。

また、アジア最大のグローバルイベントの開催や、海外グローバルイベントへの他自治体との共同出展、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信に向け、様々な取組を進めている。

＜具体的要求内容＞

スタートアップのスケールアップに向け、国内外の投資家やベンチャーキャピ

タル等からの資金・支援を呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じたオールジャパンでの情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

３　公共調達の推進

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・総務省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局・デジタルサービス局）

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、オールジャパンで、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

＜現状・課題＞

国の「スタートアップ育成５か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。都でも、様々な現場でスタートアップとの協働を進めるほか、スタートアップの優れた技術を他の自治体へ横展開するなど、公共調達の拡大に取り組んでいる。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成 18 年８月 25 日付財計第 2017 号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、令和６年度に正式版をリリースしたデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能等を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は令和６年度、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用可能となるデータベースを構築し、全国の自治体との連携を開始した。こうした取組を周知し参加を呼び掛けるなど、都と連携してオールジャパンで官民協働を促進するための取組を行うこと。

都や区市町村だけでなく、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるよう対応すること。また、効果的な利用者管理の仕組みを構築し、サイトの検索機能の充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

４　スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

（提案要求先　内閣官房）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局・政策企画局）

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進するとともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等の規制緩和を行うこと。

＜現状・課題＞

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和５年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和６年５月 31 日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和６年６月４日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、令和７年 11 月にバージョンアップしたスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」に基づき、国や関係者と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

＜具体的要求内容＞

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。

また、都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置について、検討を進めること。

５　アントレプレナーシップ教育の推進

（提案要求先　内閣府・文部科学省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・総務局・産業労働局）

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施すること。

＜現状・課題＞

国は令和４年度に「スタートアップ育成５か年計画」を発表し、アントレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等について示した。それに基づき、令和６年度から「アントレプレナーシップ推進大使派遣事業」として全国の教育機関に起業家等を派遣し、出前授業を実施している。さらに、令和７年には「Japan Entrepreneurship Alliance（JET-ALL）」を発足し、全国の自治体等と連携したアントレプレナーシップ教育を実施している。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアントレプレナーシップ（起業家性）の育成を取組の柱に据え、小中学校、高校における継続的なアントレプレナーシップ教育を進めており、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援や、講演可能な起業家・経営者の派遣等を行っている。さらに、令和７年11月には「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を公表し、中高生が主体となって同世代向けにアントレプレナーシップ育成プログラムの企画・運営を行うなど、あらゆるフィールドでの挑戦を徹底的に応援する取組を進めている。

しかし、令和７年の日本財団の 18 歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は 39.1％と、令和６年の 45.8％を下回っており、日本は、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない状況にある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく、エンターテインメント、アート、音楽、スポーツなど様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアントレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

＜具体的要求内容＞

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアントレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、ＰＢＬ型の教育の展開など、実践的なアントレプレナーシップ教育を実施すること。

２　ベンチャー企業の支援の拡充

（提案要求先　財務省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局）

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

＜現状・課題＞

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和２年度税制改正においてエンジェル税制の対象企業要件を設立後３年未満から５年未満へ拡充した。

また、令和５年度税制改正では一部において課税の繰延から非課税の措置とする拡充が図られ、令和７年度税制改正では再投資期間が延長された。

しかしながら、控除対象上限額については、依然として令和３年１月１日以後800 万円に引き下げられ縮小されたままとなっている。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

＜具体的要求内容＞

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する更なる税制措置を講じること。

また、エンジェル税制の適用に当たっては、国税関連の解釈等に関して、全国統一的に事務を遂行しなければならないことから、国は、税制改正の趣旨や、事務手続の変更点などを丁寧に説明し、運用マニュアルの更新を適時適切に行うこと。

11 スマートシティデジタル

１　国民のつながれる権利の明確化【最重点】

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）国民の誰もがデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれる権利」について法制度上明確にするとともに、必要な環境の整備をすること。
（２）デジタルデバイドの是正・解消のため、対面対応や人的支援等の代替・補完手段や、デジタルデバイスの利用、通信環境の格差に対応する全国共通の制度・枠組みを構築すること。
（３）上記の実現に向けたロードマップを提示すること。

＜現状・課題＞

（１）都は、多様なデジタルサービスが生み出され、誰もがサービスを享受できるとともに、データ利活用により様々な社会課題の解決がなされる社会の実現のため、あらゆる人やモノが、いつでも、どこでも、何があってもネットワークにつながる東京を目指している。

生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している中、ネットワークに「つながれること」は、人々が最低限の生活を営む上で、もはやなくてはならないものとなりつつあり、その恩恵は誰もが享受できるものである必要がある。そのためには、希望する国民の誰もがスマートフォン等のデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれること」が保障され、各種デジタルサービスが利用可能となるとともに、社会やコミュニティとの接点を持つことができる状態を実現しなければならない。

今後のイノベーションの進展や人口減少による働き手の減少に伴い、行政を含めた各種サービスのデジタル化及び自動化の進展は今後も加速度的に進んでいくものと考えられるが、令和３年法律第 35 号デジタル社会形成基本法等の国の法令においては、「つながれる権利」が明確に位置づけられていない。

すなわち、デジタル社会形成基本法等では、情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正を定めているが、ネットワークに「つながれること」そのものは権利として整理されておらず、「つながれる権利」の法制度上の位置づけが不明確となっている。

また、国民に対して質の高い行政サービスを提供するためには、行政手続等のデジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備についても、計画的に実施していくことが求められる。

（２）全ての国民が、誰一人として排除されることなくデジタルの恩恵を享受す

るためには、心身等の状況や通信環境等の様々な事情により、デジタルデバイスの利用が困難な人や不慣れな人への対応を講ずることが不可欠である。そのためには、窓口等における対面支援や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進する必要がある。

また、高齢者や障害者など、デジタルデバイスの操作に不慣れな方を対象として、各自治体において、スマートフォン教室の開催等の取組を進めているものの、財源・制度設計には限界があり、支援の有無や水準に地域差が生じている。

こうした状況は､行政サービスの利用機会に格差を生じさせるものであり、デジタルデバイドの是正・解消に向けた取組を一層推進することが求められる。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

＜具体的要求内容＞

（１）国民の誰もが、いつでもどこでもネットワークに「つながれる権利」について、法制度上明確にするとともに、国として「つながれる権利」の保障に向けた目指すべき状態目標などの統一的な考え方を整理すること。

（２）行政手続等について、デジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備を計画的に進め、デジタルデバイスを通じてネットワークにつながりたい人が便利で快適に行政サービス等を利用できる環境を整備すること。

（３）様々な事情によりデジタルデバイスの利用が困難又は不慣れな人等が、デジタル化の進展により行政サービスから排除されることのないよう、窓口等での対面対応や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進すること。

（４）デジタルデバイスの利用や通信環境の格差を解消するため、利用支援のあり方や通信に係る負担の考え方について、全国共通の制度・枠組みを構築すること。

（５）上記（１）から（４）までの実現に向け、国・地方自治体・民間事業者の役割分担を明確化するとともに、制度の構築、財源措置、ガイドライン整備などのロードマップを提示すること。

２　「つながる東京」実現に向けた通信環境の整備

１　「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等【最重点】

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）５Ｇによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。

（２）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ１社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

（３）首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の 72 時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

（１）５Ｇインフラの整備促進

５Ｇによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のＱＯＬを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国

家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都では、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和５年８月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする５Ｇサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった５Ｇの特長を十分に発揮するには、ｓｕｂ６帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「つながる東京」実現の上で不可欠である。国は、５Ｇ普及のためのインフラ整備推進に関する検討を踏まえ、ｓｕｂ６周波数帯について「2027年度までに高トラヒックエリアの90%をカバーする」ことを、令和７年に整備目標として示している。一方で、都が実施したインターネット通信環境及びインターネット利用状況調査による都民の通信品質に関する満足度についての調査によると、通信品質が気になる場所として電車内や駅周辺の電波品質に対する不満が高いことが判明した。このため、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努める必要がある。

（２）補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、１社以上が整備済みのエリアへ複数社が整備する場合の補助率は３分の２となっているが、通信困難地域へ１社が新規整備する場合の補助については、補助率が２分の１となっており、複数社整備の場合と同等の補助率となっていない。さらに、国の補助制度において維持管理費を財政支援することが明記されておらず、維持管理費用の負担が困難な自治体では、実質的に基地局が設置できない状況が続いている。

（３）携帯電話基地局の強靭化

今後想定される首都直下地震や台風等の自然災害など有事の際には、情報収集・発信、避難及び救急・救命活動において通信が重要な役割を果たす。そのため、基地局の強靭化を推進し通信を確保していくことが重要であることから、令和７年度に、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局に対し、発災後72時間の停電対策や衛星通信を活用した多重化等を行う「災害時における携帯電話基地局の強靭化対策事業」が開始された。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

＜具体的要求内容＞

（１）５Ｇによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、ｓｕｂ６帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を早期かつ着実に達成するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。

（２）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせることができるよう、通信困難地域へ１社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。

　また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

（３）首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、令和７年度に開始した「災害時における携帯電話基地局の強靭化対策事業」を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

参　　考

国施策の根拠法令・計画

・　総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和５年４月 25 日発表）
・　総務省「新たな目標に基づく５Ｇインフラの整備状況（令和６年度末）」（令和８年３月 30 日）
・　総務省「デジタルインフラ整備計画２０３０」（令和７年６月 11 日）
・　総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号　最終改正：令和８年１月 22 日総基移第４号）
・　総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和 62 年２月 14 日郵政省告示第 73 号）

２　OpenRoaming 対応公衆無線ＬＡＮの整備促進

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

公衆無線ＬＡＮを通信インフラとして国の整備計画等に位置付けるとともに、ＷＢＡが推奨する国際規格であり安全で利便性の高い OpenRoaming 対応公衆無線ＬＡＮの整備促進に向け、積極的な普及啓発及び財政支援を行うこと。

＜現状・課題＞

誰もが無料で使うことができる公衆無線ＬＡＮは、携帯電話回線が輻輳（ふくそう）して利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、災害や通信障害時の代替の通信手段として有効である。災害時でも効果的に情報を受発信するためには、公衆無線ＬＡＮの整備が不可欠であることから、通信インフラとして位置付ける必要がある。

しかし、その利用に当たっては、情報漏洩（えい）等セキュリティの確保が課題（※１）であり、加えて、移動するたびに接続し直す手間が生じ、利便性が低い点も課題となっている。

そのため、都は、令和５年８月に「つながる東京」展開方針を策定し、OpenRoaming規格を採用した公衆無線ＬＡＮの展開を行っている（※２）。

OpenRoamingは、Wireless Broadband Alliance（ＷＢＡ）が推奨する国際規格の公衆無線ＬＡＮの認証基盤であり、セキュリティを確保しつつ、一度設定を行えば、都度登録を行うことなくシームレスに接続できるという特徴を有し、上記の公衆無線ＬＡＮの課題を解決した規格である。

また、OpenRoamingは、欧米を中心に、前年度比で約116％となる350万を超えるアクセスポイントの整備（※３）が進んでいる。国内においても、大阪府が2025年日本国際博覧会の期間中、会場にOpenRoamingを整備した（※４）ほか、南相馬市が導入する（※５）など広がりを見せている。

こうした利点を持つOpenRoaming対応公衆無線ＬＡＮの整備を加速させるために、施設管理者向けの整備に関するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組む必要がある。

また、OpenRoamingの認知度は、25％（※６）と低く、国内では利用できる施設が少ない上に、整備に関しては施設管理者の財政的負担が大きいという課題があるため、公共施設や民間施設等に積極的な普及促進が図られるよう支援を行っていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）災害時等においても誰もが無料でインターネットにつながれる環境を確保するため、OpenRoaming に対応した公衆無線ＬＡＮを国の通信インフラ整備の計画に位置付けること。

（２）OpenRoaming に対応した公衆無線ＬＡＮについて、国が主体となって通信

の安全性と利便性を確保するためのガイドライン等を整備し、全国的に導入が進むよう取り組むこと。

（３）OpenRoaming 対応公衆無線ＬＡＮ整備のため、施設管理者への補助金などの財政支援を行うこと。

（４）公共施設など多くの利用者が集まる場所に公衆無線ＬＡＮ整備を行う際は、OpenRoaming 等の国際的な公衆無線ＬＡＮローミング基盤に対応するよう国が率先して啓発すること。

参　　考

※１　令和７年２月 25 日付総務省「無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の安全な利用（セキュリティ確保）について」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/

※２　令和５年３月 29 日付東京都プレスリリース
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/29/07.html

※３　WBA Annual Industry Report 2025,　December 11, 2024
https://wballiance.com/wp-content/uploads/2024/12/WBA_2024-Industry-Report_Final-23122024.pdf

※４　大阪・関西万博における OpenRoaming の導入事例
https://www.cisco.com/site/jp/ja/about/case-studies-customer-stories/osaka-expo.html

※５　令和７年９月２日付南相馬市ホームページ
https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/12/1260/johotsushin/2118.html

※６　【令和７年度】インターネット通信環境及びインターネット利用状況調査
https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/digitalservice/questionnaire_r7

３　島しょ地域における、安定的な地デジ放送の視聴並びに情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

１　島しょ地域における地デジ放送の安定的な視聴

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

島しょ地域における地上デジタル放送の安定的・継続的な視聴環境を確保すること。

＜現状・課題＞

総務省は、地上アナログ放送終了までに地上デジタル放送の受信環境が整備されない世帯、いわゆる「デジタル難視世帯」に対し、地上系放送基盤の整備（以下「恒久的対策」という。）として、中継局や共聴施設の整備等を進め、これらについて、平成27年３月末に対策が完了したとしている。

しかしながら、島しょ地域においては、テレビ受信機による地上デジタル放送の視聴に当たり、海面反射等の影響で映像が乱れるフェージング現象によりブロックノイズやブラックアウトが発生するなど、安定的な視聴が困難な難視聴地域がある。

こうした状況の改善に当たり国は、ブロードバンド代替への支援として、令和７年度より「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」を開始したが、交付決定後の契約及び単年度での施設整備が求められており、機器調達等で期間を要するブロードバンド代替事業での適用が難しい内容となっている。

また、総務省は、地上デジタル放送周波数の有効活用を目的として、「衛星放送による放送番組中継に関する技術的検証等」を行うため、衛星放送を活用した地上デジタル放送の番組中継に関する実証実験を行っている。島しょ地域を含む難視聴地域において、安定的な視聴環境の整備はもとより、共聴施設の維持管理も課題となっていることから、衛星放送を活用した中継放送は最も有効な改善方法である。

＜具体的要求内容＞

（１）島しょ地域においても、地デジ放送の安定的・継続的な視聴環境を提供するよう、放送事業者に対して引き続き指導すること。

（２）島しょ地域における地デジ放送の視聴環境改善に有効である「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」について、複数年事業にも適用が可能とするなど、ブロードバンド代替事業に活用しやすい制度とすること。島しょ地域の実情に応じた難視聴地域の解消に向けて、ブロー

ドバンド代替について引き続き検討し、国が責任を持って対策を講じること。

（３）衛星放送を活用した地デジ放送の番組中継について、青ヶ島等の未だ安定的な視聴が困難な島しょ地域において実効性確認のための実験を行うなど、実証作業を早急に進め、衛星放送を活用した地上デジタル放送の番組中継の早期実現を図ること。

２　島しょ地域における情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

安定的な通信環境を確保していくため、ユニバーサルサービス制度を活用した公設海底光ファイバーケーブルの民間移行を促進すること。また、民間移行実現までの間、超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保した上で、時限措置となっている補助事業を継続すること。さらに、災害対応力の強化や施設の更新等に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

＜現状・課題＞

超高速ブロードバンドは、全国の整備率が 99.7%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ地域は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このため、都は、島しょ地域の超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成 22 年度に小笠原、平成 28 年度に神津島、御蔵島、平成 29 年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開され、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備に当たっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。

国は離島・山間地等の地理的条件等により、光ファイバー基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、維持コストの一部を交付金で補てんする「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」（以下、「ユニバーサルサービス制度」という。）を創設し、令和７年 12 月には令和８年度の交付金の額や回線単価が認可されるなど、制度運用が開始されたが、本制度は民間事業者を対象とした制度であり、自治体である都の施設は制度の対象外である。また、本制度の実施に当たり、国は公設ファイバーケーブルの民間移行を支援しているが、海底光ファイバーケーブルについては、多額な維持管理費に対する交付金算定基準が明らかになっていない。民間移行が進んでいない一方で、維持管理に要する自治体の経費への補助は令和８年度までの時限措置となっている。

また、頻発する自然災害や施設の老朽化への対応も急務であり、安定した通信ネットワーク環境を維持するためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくため、国の財政的な支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）島しょ地域においても「いつでも、誰でも、どこでも、何があっても」ネットワークにつながれることが重要であり、安定的な通信環境を確保していくため、公設海底光ファイバーケーブルの民間移行に向けた適切な情報開示等の措置を行い、ユニバーサルサービス制度を活用した民間移行を促進すること。また、民間移行実現までの間、維持管理に係る補助事業を継続すること。

（２）安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化や施設の更新等に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

４　公共インフラとしてのデータの連携と利活用

【最重点】

１　国を挙げたデータマネジメントの推進

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したＡＩ利活用を進めるため、国主導で、データ連携やＡＩ判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。

（２）都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。

（３）公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、ＩＤはマイナンバー及びＧビズＩＤを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。

（４）組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。

（５）国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。

（６）公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

＜現状・課題＞

都は、令和８年４月に「東京都データマネジメント基本方針」を公表し、行政サービスが自然と届く都政へと転換することにより、都民や事業者の「手続のための時間」を「暮らしや仕事の時間」へと変え、手取り時間を増やすことを目指している。

国においても、令和７年６月 13 日に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が決定され、データ連携に係る基盤整備や標準化の推進、信頼性・安全性の確保など、データ利活用に関する論点や当面の対応の方向性が整理されている。

一方、生成ＡＩを含むＡＩの社会実装が進展する中で、国及び自治体が作成・保有するデータについては、公共的な資産としての価値が急速に高まっている。こうした状況を踏まえ、国や自治体が共通に参照・利用することを想定した全国的な統一ルールの下で、データの定義や品質基準、更新頻度等を明確化し、ＡＩ等による利活用に適したデータ整備を進めていく必要がある。

また、国においては、令和７年６月 13 日に閣議決定された「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、ベース・レジストリの整備が進められている。公共インフラとしての価値を有するデータ群について、都民の利便性向上や行政サービス、更には事業活動全体の効率化を図る観点から、迅速に整備を進めていくことが求められる。

さらに、医療、福祉、教育、防災など公共性の高い分野において、国、自治体、民間企業等が分野ごとに協働してデータ利活用を実現していくためには、関係主体間で安全かつ円滑にデータの連携・利活用を行うことができる単一の共通基盤が不可欠である。その際、都民や事業者に関する多様なデータの連携・活用を可能とするため、ＩＤは、マイナンバー及びＧビズＩＤの活用を前提としつつ、現場での効果的な活用につながるよう整備の工程を明確化するとともに、自治体の意見を反映しながら着実に推進していくことが重要である。

加えて、組織の垣根を越えたデータ連携を進める上では、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュについても自治体が早期に利用を開始できるよう、整備の工程を明らかにした上で、速やかに構築を進めていくことが必要である。

こうした技術や基盤の整備と併せて、行政機関間でのデータ提供・利活用を前提とした制度面での整備も不可欠である。現状、国、都道府県及び区市町村といった行政機関間でデータ連携をする際、その都度、データの取扱ルールや責任などを明確にした協定を締結する運用が多く見受けられるが、連携の都度、協定を締結しなくても、住民情報等も含め安心してデータ連携ができるよう、全国共通のルールや制度設計が求められる。

さらに、行政サービスにおいて活用されるデータは、社会を支える公共インフラであると同時に、国及び自治体の自律性や安全性を左右する重要な資産でもある。クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中、行政で取り扱われるデータについて、その管理主体、適用される法制度、国外からのアクセスや影響の可能性等を明確にすることが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したＡＩ利活用を進めるため、国主導で、データ連携やＡＩ判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。

（２）都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。

（３）医療、福祉、教育、防災等の公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、ＩＤはマイナンバー及びＧビズＩＤを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。

（４）組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。

（５）国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。

（６）公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

２　国主導による点群データの整備・更新

（提案要求先　デジタル庁・国土交通省）
（都所管局　デジタルサービス局）

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

＜現状・課題＞

現在、東京都をはじめとする一部の自治体では、独自に点群データを整備・公開している。インフラ施設の変状等による都市構造の変化や、災害発生時に被災状況を迅速かつ的確に把握するためには、点群データの定期的な更新が不可欠であるが、自治体にとってその財政的負担は大きい。また、国土地理院における点群データの整備・公開は一部地域に限られており、提供形態も有償にとどまっている。

点群データが面的に整備されることで、自治体の枠を越えた広域的な災害対策等への活用も可能になることから、国による標準仕様・フォーマット等による全国網羅的な整備が求められている。

＜具体的要求内容＞

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

３　官民データ利活用の促進に向けた環境整備

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
（２）地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、普及啓発を強化するなど制度の浸透を図るとともに、データの整備・更新に係る負担軽減策を講じること。
（３）民間事業者が保有するデータのうち、防災等の公共目的を達成するために社会全体での活用が必要なものについて、個人情報保護法制との整理、提供すべきデータの種別や範囲、データの提供方法等、法的枠組みを整備すること。

＜現状・課題＞

官民データ活用の推進に当たっては、個人及び法人の権利利益を適切に保護しつつ、情報の円滑な流通と効果的な活用を図ることにより、社会課題の解決、行政の高度化・効率化及び地域経済の活性化等につなげていくことが不可欠である。このため、地方公共団体が保有するデータのみならず、公共性の高い分野において活用が期待される民間データについても、社会全体のインフラとして、分野横断で利活用を促進していくことが必要である。

また、官民データの利活用に際しては、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせて活用することができないため、官民のデータ規格の標準化を推進して品質を高めることで、流通を促進していくことが重要である。

地方公共団体のデータについては、個人情報等に配慮しつつ、広く社会全体で活用するため、オープンデータ化の推進に向けた職員の理解促進を図るとともに、整備や更新に係る負担軽減に資する支援が求められる。

民間データについては、人流データや車両通行データ等は防災や観光といった公共性の高い分野で活用の期待が高まっている。これらの民間データを行政等で活用するためには、現在は事業者の任意の協力に頼らざるを得ないが、デジタル公共財として社会全体で活用できるよう法的枠組みの整備が必須である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

＜具体的要求内容＞

（1）官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、データ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。

（2）地方公共団体のオープンデータ化の取組を推進するため、地方公共団体の職員に対する普及啓発を強化するなどして、オープンデータに関する制度の浸透を図ること。

　また、整備や更新が円滑に進むよう、地方公共団体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供や、データ整備・更新の将来的な自動化に向けたクローラー技術の活用など、必要な支援策を講じること。

（3）防災等の公共目的を達成するため、民間事業者が保有するデータやサービスを、デジタル公共財として官民の多様な主体が平時から活用できるよう、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を踏まえつつ、民間事業者へのデータ提供義務を規定するなど、行政へのデータ提供を円滑に行うための法的枠組みを整備すること。

５　法人・土地系のベース・レジストリの整備

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　都市整備局）

（１）法人・土地系のベース・レジストリについて、デジタルの力を活用して行政のＱＯＳを更に向上させていくため、ベース・レジストリの整備及び普及に向けた取組を推進すること。
（２）特に、法人・土地系のベース・レジストリにおける制度的課題の解決に向けた対応策の検討を迅速に進めること。

＜現状・課題＞

社会全体の効率性の向上を図るとともに、新しいサービスの創出を図るためには、マイナンバーや地理空間情報など社会全体の基盤となるデータを整備・活用することが必要である。これまで、国は、特定のデータ項目をベース・レジストリと指定して整備を推進してきた。

国は、令和７年７月に、デジタル行政推進法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）に規定する「公的基礎情報データベース整備改善計画」を公表した。当該計画では、商業・法人登記関係データベース（法人 ベース・レジストリ）、不動産登記関係データベース（不動産 ベース・レジストリ）及び住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）のそれぞれについて、課題に対する対応策及び整備スケジュールが一部示された。

都においても、令和７年３月「シン・トセイＸ」を策定し、組織や分野を超えたＤＸにより、都民がＱＯＳの向上を実感できる政策ＤＸを推進することとしており、組織や分野の壁を越えた業務改革に先駆的かつ積極的に取り組んでいる。

このうち、不動産に関する手続等の主要な行政手続については、国の上記計画にある「公的基礎情報データベース」とデータ連携可能な環境を整備し、ワンスオンリー・ワンストップでの実現に向け、手続きを進めている。

また、屋外広告物等の分野では、システム間のデータ連携を行い、都民が入力するデータ等の重複申請を省く、ワンスオンリーを実現する仕組みの構築を目指しているところである。

現在、都が置かれている厳しい状況を踏まえ、さらに激化する国際競争・都市間競争に打ち勝ち、都民へのサービスレベルを向上させるためにも、国によるデータ整備の強力な推進と制度整備の大胆な加速が、極めて重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）法人・土地系のベース・レジストリについて、国や地方公共団体等でのシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。

（２）法人・土地系のベース・レジストリの整備と提供について、システム間連携や文字標準化のようなデータ品質の確保等の制度的課題の解決を着実に進めること。
（３）国によるベース・レジストリの指定のない、地方公共団体による行政手続も含め、関係者が広く利用できるようにすること。また、屋外広告物登録等の条例だけに規定する行政手続についても、円滑に利用可能になるよう個人情報保護等の課題の解決を図ること。
（４）国の上位計画（「公的基礎情報データベース整備改善計画」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」）において、法人・土地系のベース・レジストリ等について､行政手続き時の活用の徹底を義務として位置付けること。
（５）住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）構築に向け、国が主導して行政機関の町字情報利用や町字以外の情報整備に関する方針を迅速かつ着実に検討を進めること。
（６）土地・建物の情報連携キーである不動産ＩＤやアドレス・ベース・レジストリ等の不動産関係ベース・レジストリについて、現在、地方公共団体が保有する建築確認申請のシステムとデータ連携を図れるよう、仕組みを検討すること。

６　社会の構造変革に資するＡＸの推進【最重点】

（提案要求先　デジタル庁・内閣府・総務省・経済産業省）
（都所管局　デジタルサービス局・産業労働局・スタートアップ戦略推進本部）

（１）地方公共団体におけるＡＩの徹底した利活用に向け、全国共通の業務分野等について、都が構築した共通基盤の全国展開等により共同利用を可能とするとともに、財政支援や技術的助言等、地方公共団体の実情に即した支援体制を構築すること。

（２）ＡＩによる中小企業のＤＸ推進やスタートアップのイノベーション創出を強力に後押しする支援策を重点的に講じるとともに、ＡＩ学習に向けたデータ基準の明確化や社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みの整備を推進すること。

（３）行政分野等での活用が期待される国産ＡＩの開発を推進するため、国内で整備すべき範囲の全体像を明確化した上で、主要分野への投資を戦略的に実施すること。また、技術革新が早いＡＩの最先端技術に常に触れられる環境を整えるなど、先導的な役割を果たすこと。

（４）ＡＩの適正性を確保するため、イノベーションを阻害しない範囲で事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらない実効的な対策を講じること。

（５）ＡＩ人材の確保・育成に向けて、スキルの可視化や自治体の垣根を越えた人材活用を進めるとともに、ＡＩリテラシー向上に向けた取組を社会全体に浸透させること。

＜現状・課題＞

急速に進化を遂げるＡＩは、行政サービスのあり方や職員の働き方を大きく変革するとともに、社会のあらゆる分野に影響を与え、社会全体の構造そのものを変革していく可能性を秘めている。こうしたＡＩを起点とした社会・行政の構造変革、いわゆるＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）を推進するためには、利

活用基盤の整備から人材育成まで一体的な取組が不可欠である。

都においては、「東京都ＡＩ戦略」を令和７年７月に策定し、ＡＩを「2050 東京戦略」で目指す「都民がＱＯＬ向上を実感できる社会」「世界を牽引し持続的に成長する都市」の実現を加速させる中核技術として位置付けた。その上でＡＩと向き合う際の基本的な考え方として「都政におけるＡＩ利活用」と「多様な主体とのＡＩ利活用促進」の２つの視点を示し、東京の持続的成長や都民サービスの質向上を加速させるため様々な取組を展開している。また、国においても、令和７年 12 月に「人工知能基本計画」が策定され、ＡＩを国家戦略の核としてイノベーション促進とリスク対応の両立を徹底する方針が示された。

しかし、地方公共団体におけるＡＩ利活用には、高度なセキュリティを確保したシステム構築に伴う財政負担や専門知識を有する人材の確保、技術的な知見の不足などの課題が存在している。とりわけ、生活保護等の全国共通の業務分野において地方公共団体ごとに個別でＡＩを導入することは、地域間でのデジタル格差を拡大させる要因となっている。現在都が運用している共通基盤では、職員が業務課題に即したＡＩアプリを開発・活用できるだけでなく、開発したアプリを他の地方公共団体でも再利用可能とするなど、共同利用を見据えた取組を進めている。こうした取組を全国の地方公共団体に広げるためには、国が主導的役割を担うことが不可欠である。

また、ＡＩ利活用促進により産業競争力を強化するには、中小企業やスタートアップがＡＩを積極的に活用し、生産性の向上や社会的課題の解決を実現していくことも必要であるが、開発・導入コスト等が大きな障壁となっている。加えてＡＩによるイノベーション創出には高品質なデータの利活用も不可欠だが、情報保護や著作権の取扱いを含めてＡＩ学習に利用可能なデータの基準が不透明なだけでなく、官民をはじめ社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みが整備されていない。

さらに、現在広く利用されているＡＩツールは、英語を基盤として開発された海外事業者提供のものが大半を占めており、日本の文化や慣習への適応には課題がある。特に行政においては住民の権利義務等に直結し説明責任を負うことから、日本語の正確性や信頼性等を備えた国産ＡＩの開発が重要となる。また、ＡＩの開発・運用は基盤モデルやデータの整備にとどまらず、計算資源の確保やデータセンターの整備等、広範なインフラ基盤と一体で構築される必要があるが、現状では、どの範囲を国内で賄うべきかという国としての考え方が示されていない。加えて、ＡＩを巡る技術革新は目覚ましく、最先端のモデルが次々と開発されている。こうした状況の下、国が最新技術に早期に触れることは、国際的な競争環境における対応力を高め、ひいては国内の自治体がその成果の恩恵を受けることにもつながる。そのため、国が先導して最先端の技術動向を継続的に把握することが重要である。

一方で、生成ＡＩの急速な普及に伴い、偽情報の拡散や権利侵害といった新たなリスクが顕在化している。これらのリスクへの対応について、国においては「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を策定し、事業者の自主的な取組に委ねることとしている。しかし、自主的な取組のみでは、各事業者のガバナンス体制やリスク対応状況等について、利用者が客観的に評価で

きず、ＡＩを安心して利用することができない。
　加えて、ＡＩの社会実装を支える人材不足も深刻な課題である。経済産業省においてＡＩの進展に伴うデジタルスキル標準の拡充等を実施しているが、自治体における同スキル標準の活用については地方公共団体の取組に委ねられている。また、総務省による地域情報化アドバイザー等の取組が行われているが、あくまで助言や情報提供が中心で継続的な伴走支援は制度設計上困難である。あわせて、世代を問わずすべての人がリスクと便益を正しく理解した上でＡＩを日常的に使いこなし、ＡＩの恩恵を最大限に享受できるよう、社会全体のＡＩリテラシーを向上していく必要がある。

＜具体的要求内容＞
（１）地方公共団体におけるＡＩの徹底した利活用推進のため、全国的に共通性が高い分野については、都が構築した共通基盤の全国展開等により共同利用を可能とするとともに、ＡＩの導入・運用に係る経費への財政支援や導入に際しての技術的な助言など、地方公共団体の実情に即した包括的な支援体制を構築すること。
（２）ＡＩの社会実装を加速させるため、中小企業やスタートアップによる開発・導入への財政支援や大規模な実証フィールドの整備を推進すること。あわせて、ＡＩの学習に不可欠な高品質かつ大規模な日本語データの利活用に向け、個人情報保護や著作権の取扱いを含めＡＩ学習に利用可能なデータの基準を明確化するとともに、官民をはじめ社会全体で安全にデータを共有・活用できる仕組みの整備を推進すること。
（３）行政分野等での活用が期待される国産ＡＩの開発を推進するため、基盤モデルから計算資源、データセンターに至るまで国内で整備すべき範囲の全体像を明確化した上で、主要分野への投資を中長期的な視野から戦略的に実施すること。また技術革新が早いＡＩの最先端技術に常に触れられる環境を整えるなど、先導的な役割を果たすこと。
（４）ＡＩによる偽情報の拡散や権利侵害等のリスクに的確に対処し、利用者が安心してＡＩを利用できるようにするため、イノベーションを阻害しない範囲で事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらないＡＩサービスの適正性を担保する実効的な対策を講じること。
（５）ＡＩ人材の確保・育成に向けて、都と連携して、ＡＩの進展を踏まえたスキル標準の活用等を進めるとともに、人材シェアリング等自治体の垣根を越えた人材登用の仕組みを構築すること。また、ＡＩのリスクと便益を正しく理解するための実践的なリテラシー向上策を社会全体で推進し、国民の幅広い層におけるＡＩの利活用を促進すること。

7　地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実【最重点】

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。

（２）運用経費全体の７割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

（３）運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

（４）移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。

（５）制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を１年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。

（６）そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

＜現状・課題＞

地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、令和７年度末までに、都内では全体の７割以上に当たる約 800 システムの移行が完了し、多くの自治体において移行後システムの運用が始まった。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）において、標準化移行後のシステム運用経費について、「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減を目指す」としているが、令和７年１月の都の調査によると、都内自治体の運用経費は、仮に、国が目指すガバメントクラウド利用料の大口割引及び長期継続割引を最大限実現できたとしても、移行前と比べて全体で約 1.6 倍に増大する見込みである。

一方、国は、「クラウド最適化を行うことにより、中長期的にはほとんどのケースにおいてコスト削減が見込まれている」と主張するが、その試算根拠や実現に要する期間、条件等は具体的に示されていない。国が令和７年６月に公表した「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」では、運用経費が増加する要因の分析や対策の体系化などが示されたが、対策の実施に向けたスケジュールや対策の効果はいまだ明確でない。

また、前述の都の調査によれば、運用経費全体のうち、ソフトウェア借料、ソフトウェア保守費及びシステム運用作業費から成る、いわゆる「ソフトウェア関連経費」が７割弱を占めている。国は、「クラウド最適化によるコスト削減が、ソフトウェア関連経費にも波及する」と主張するが、その波及効果は明確に示されておらず、各区市町村は、運用経費削減の見通しを住民等に説明できない状況にある。

令和７年 12 月には、新たな補助金として「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」（350 億円）が措置されたが、補助率は２分の１であり、地方交付税の交付されていない市町村（特別区を含む）にとっては、十分な財政措置とはいえない。また、補助金の要件として、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定することが挙げられているが、３割削減に向けた具体的なロードマップは、目標を掲げた国の責任において明確にすべきものであり、区市町村に責任や計画策定の負担を転嫁すべきではない。

移行経費に関して、国は、標準化基本方針において、「標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国が必要な財政支援を行う」とし、「補助率を 10／10 で措置する」としている。しかし、標準仕様書の改版・詳細化や、ガバメントクラウドに関する情報の詳細化等への対応、移行後システムと特定移行支援システムとの間で生じる過渡期連携の拡大などにより、移行経費は従前より更に増加しており、この結果、令和８年３月の国の調査では、都内の補助上限額の合計額が移行経費の総額を約 106 億円下回る見込みである。

国は、標準化基本方針において、「機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の１年以上前」としている。このルールが徹底されない場合、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できず、自治体や開発事業者の移行スケジュールが大幅な変更を余儀なくされる可能性があるため、デジタル庁は各省庁に対して本ルールの遵守を徹底する必要がある。また、標準化移行を円滑に行うためには、国による自治体への適時

適切な情報共有等が欠かせないが、自治体からの標準化に関する質問への国の対応期間が長期化し、中には半年以上未回答の質問も存在するなど、自治体の円滑な作業を滞らせる状況にある。

＜具体的要求内容＞

（１）標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。

（２）運用経費全体の７割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

（３）運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

（４）移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。

（５）制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を１年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。

（６）そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

８　デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進【最重点】

１　地方公共団体の基幹業務システムの「所有から利用」への転換

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共SaaSの構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

（２）戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

＜現状・課題＞

人口減少社会を迎える中、国民の生活を支える公務セクターの人口減少も不可避の状況にある。独立行政法人労働政策研究・研修機構の2023年度版 労働力需給の推計（速報）によると、2022年から2040年にかけて公務セクターの就業者数は、悲観的なシナリオ（一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ）では約70%減、楽観的なシナリオ（成長実現・労働参加進展シナリオ）でも約40%減になると予測されている。

こうした中、地方公共団体の基幹業務システムの標準化は、「所有から利用へ」の理念の下、ベンダーロックインの解消と競争に基づく地方公共団体の財政負担の縮減、職員の負担軽減等を目指して進められてきたが、標準化移行後もシステムの所有者は地方公共団体であり、運用経費についても、移行前と比べて都内全体で約1.6倍に増加する見込みである。

この状況に対して、国は、業務の効率化を図るため、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、「SaaS利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していく」との認識である。しかし、SaaSの構築・提供は、開発事業者任せとなっており、いわゆる公共SaaSとしての基幹業務システムの提供は実現していない。

このような状況を踏まえ、国の主導の下、開発事業者が一定の競争下で、ガバ

メントクラウド上に基幹業務システムを整備し、地方公共団体がシステム運用・保守に係る負担から解放され、適正な価格で利用できる共同化の実現が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共 SaaS の構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

（２）戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

２　共同調達の促進

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体が利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

＜現状・課題＞

地方において、デジタル分野における仕様書の定義などの調達業務は、特に職員数の少ない自治体にとって負担となっている。こうした中、自治体職員の負担軽減に加え、住民サービス向上の観点からも、利用するデジタル機器やサービスの共同化・標準化・共通化が求められているところである。

国は、令和６年度より、自治体における調達業務の効率化等に向け、都道府県が中心となって共同調達を行っているシステムについて、その取組状況やノウハウを可視化及び共有する「共同調達ダッシュボード」を公開している。また、ＤＭＰの導入や、自治体ＤＸ推進参考事例集の策定などにより、全国の自治体におけるＤＸの取組を推進している。

このように、国は、広域での調達の共同化、迅速化を推進しようとしているが、自治体におけるデジタル機器やサービスの共同調達に係る手続きなどについては、ＧＩＧＡスクール端末など一部の例を除き、具体的なスキームが示されていない状況である。

自治体が地域の特性や実情を踏まえた共同調達を広域的かつ迅速・柔軟に行えるようにするためには、都道府県のスケールメリットを活かし、共同調達を前提とした調達スキームを可能とすることが非常に重要である。

＜具体的要求内容＞

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体が利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

３　デジタル人材のシェアリング

（提案要求先　総務省・デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

全国の自治体のＤＸ推進力を底上げするため、自治体の垣根を越えてデジタル人材を活用することができる、人材シェアリングの仕組みを構築すること。

＜現状・課題＞

自治体におけるＤＸを推進する取組として、デジタル庁による窓口ＢＰＲアドバイザー派遣事業や、総務省による地域情報化アドバイザー派遣制度等が実施されている。これらは主として助言、提言、情報提供等の一時的な支援を行うことを目的としており、業務改革の定着や、システム等の実装段階までを見据えた継続的なＤＸを推進するためには、自治体が自らデジタル人材を確保・定着させる必要がある。

一方、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、自治体のデジタル人材確保に向けた仕組みの構築は都道府県で進めることとされているが、地方自治体ではデジタル人材の不足が深刻化し、採用が困難な状況にある。単独自治体では業務量・業務範囲が限定され、スキルを十分に活かしきれないことや報酬面などからマッチングが成立しにくく、採用できた場合でも定着に至らない現状がある。

＜具体的要求内容＞

（１）全国の自治体が共通して利用できるデジタル人材シェアリングの制度を、国の責任により構築すること。

（２）関東、東海、近畿等地方ブロック毎に人材マッチングプラットフォームを構築するなど､専門スキルを有し自治体での取組意欲が高いデジタル人材を、ＤＸで解決できる課題を有する自治体へと適切に誘導できる枠組みを、国の負担にて整備すること。

９　自治体のサイバーセキュリティ対策の強靭化

１　オールジャパンのサイバーセキュリティ体制の構築【最重点】

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）自治体のセキュリティ対策を抜本的に強化するため、共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること。

（２）オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の確保・育成を行うとともに、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。

＜現状・課題＞

近年、サイバー攻撃は日々高度化・巧妙化しており、住民の重要な個人情報や行政サービス、社会経済活動を支える重要インフラを担う自治体においても、被害の未然防止や迅速な復旧に向けた対策の強化が急務となっている。一方で、対策を担う専門的なセキュリティ人材の不足や、財政規模の小さい自治体では十分な予算確保が困難であるなど課題も顕在化している。また、災害対応等の社会活動に影響を及ぼす偽情報・誤情報の拡散、情報操作といった認知領域への脅威も現実味を増している。さらに、ＤＸの進展に伴い、国と自治体、自治体同士のデータ連携が加速する中、自治体単独でのセキュリティ対策には限界がある。

国は、令和６年に地方自治法を改正し、自治体にサイバーセキュリティに係る必要な措置の実施義務等を定めるとともに、対策の実効性確保及び自治体支援の在り方について今夏を目途に検討を進めているところである。

しかしながら、国家を背景とするサイバー攻撃の脅威が高まる中、現場における人材・財源の制約や技術的対応力の差といった課題は依然として大きく、実効性ある対策の全国的な展開に向けた支援の強化が求められている。

そこで、自治体におけるサイバーセキュリティ対策の抜本的な強靭化に向け、自治体横断的なサイバーセキュリティ体制を構築するとともに、希少なセキュリティ人材や高度化する技術的対策を共同化し、実効性のある対策を小規模自治体も含めた全国の自治体に展開することで、サイバー攻撃に強いオールジャパンの体制を構築すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）自治体のサイバーセキュリティ対策を抜本的に強化するため、セキュリティクラウドやＡＳＭ（Attack Surface Management）など共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること

（２）オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の確保・育成を行うとともに、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。また、共通化・共同化するべき対策と各自治体が主体的に実施するべき対策や役割分担を整理し、省令やガイドライン等で明確にするとともにサイバーセキュリティ体制を通じた取組が円滑かつ継続的に実施されるよう、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、自治体の実態に合わせた必要な財政的支援を行うこと。

２　自治体のシステム基盤の強靭化

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

自治体のシステム基盤について、ＤＸの一層の推進とセキュリティ対策の強靭化を両立する新たな仕組みの構築について、自治体を巻き込んだ検討を早期に開始すること。

＜現状・課題＞

総務省は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドラインという。」）において、いわゆる「三層分離」にて講ずべき対策を示しているが、具体的な設計・構築・管理等は自治体に委ねられ、同じ様な仕組みが各自治体で各々開発・運用されており、コストの重複を招いている。

今後ゼロトラストアーキテクチャの考え方を取り入れた新たな対策も必要になると見込むが、自治体によっては人的リソースや財政面から技術的な格差が生じることが懸念され、情報セキュリティ対策のレベルに差が生じる可能性がある。

三層分離は、情報漏えい防止を目的として自治体のセキュリティ水準を底上げしてきた一方、クラウド活用や業務の一体的デジタル化を進めるうえでは、業務環境が分離されていることによるデータ連携の非効率や業務負荷増加といった課題が顕在化している。加えて、サイバー攻撃の高度化・多様化により、従来の境界型防御のみでは十分とは言えない状況にある。

＜具体的要求内容＞

自治体のシステム基盤について、認証・権限管理を重視したセキュリティ対策とＤＸとを両立する新たな仕組みの構築について、自治体を巻き込んだ検討を早期に開始すること。

３　ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系との分割について、必要な財源を措置すること。

＜現状・課題＞

国は平成 27 年６月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年 12 月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用されるＬＧＷＡＮ環境のセキュリティ確保のため、ＬＧＷＡＮ接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、ＬＧＷＡＮ接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理に多大な負担が発生している。

ついては、国が求めるＬＧＷＡＮ接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

国が求めるＬＧＷＡＮ接続系とインターネット接続系との分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

４　自治体情報セキュリティクラウドの推進

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を明確にすること。

＜現状・課題＞

国は、平成 27 年６月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年 12 月に都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築や、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援を要請した。

これを受け、都は、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成 29 年度から運用を開始した。

その後、自治体情報セキュリティクラウドが更新時期を迎えたこと、社会情勢やＩＴ技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があること等から、国は、令和２年８月に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。このため、都及び区市町村は、令和５年１月から民間ベンダが構築及び提供する第二期自治体情報セキュリティクラウドに移行し、都が主体となり運営を行っている。

国が示した標準要件は、新たな脅威や現行課題への対応等を加えた必須の機能要件が多いことから、自治体情報セキュリティクラウドの運営に係る後年度経費は、大きな負担となっている。

それに対し、国は、自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費の一部について財源措置を行ったが、後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、国は、代表機関である都道府県が、区市町村から独自調達についての協議を受けた際の判断基準を明確に定めるとともに、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を指針に明記すべきである。

＜具体的要求内容＞

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置する

こと。
　また、セキュリティ水準の確保や、不測の事態への円滑な対応のため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担及び調整権限について「次期自治体情報セキュリティクラウド導入手順書」の記載を見直すなど、明確にすること。

１０　行政手続デジタル化に向けた取組等

（提案要求先　デジタル庁・内閣府・法務省）
（都所管局　デジタルサービス局・財務局）

（１）地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、全ての手続のデジタル化に向けた工程を示すこと。あわせて、行政内部の業務プロセスも含め、個々の手続を一貫してデジタル完結させるための具体的取組及び実施時期を明確にした上で、行政サービスの利用者の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図ること。

（２）補助金申請システム（Ｊグランツ）について、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするなど、機能拡張について地方自治体の意見を取り入れ進めること。

（３）アナログ規制の見直しについては、地方自治体が規制の見直しを進めることができるよう、関連する法令等について必要な措置を講ずること。

（４）「地域未来交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

＜現状・課題＞

国は、令和５年６月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、法令等に基づいて地方公共団体が行う行政手続のデジタル化について、障壁となる制度の見直しや国における情報システムの整備などを行うこととしており、同年12月には、年間手続件数１万件以上の申請等と、これに対する処分通知等を対象として、令和７年度までに申請から通知までのエンドツーエンドでのデジタル完結を目指す「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」を公表し、デジタル化の取組を進めてきた。しかし、工程表においては実施時期が「当面見送り」とされている手続が存在するほか、年間手続件数が１万件未満の手続や、申請等に基づかない処分通知等は含まれていない。また、申請はデジタルで可能だが、添付書類の郵送・持参が別途必要など、デジタル完結しない手続も依然として存在する。

都は、令和６年３月に策定した「東京デジタルファースト推進計画（第二期）」に基づき、都の裁量でデジタル化が可能な行政手続の 100%デジタル化と併せ、利用者目線に立った質の高い手続の実現に向けて取り組んでいるところであるが、デジタル化未実施やデジタル完結しない手続の中には、国の法令等に基づき

事務を行っているものも含まれている。このうち都にデジタル化の裁量がない手続については、国における法制度や運用等を見直すことにより、デジタル化の阻害要因を解消していく必要があり、その過程において、国は、実際の事務を行う地方自治体の意見を十分に聞くべきである。また、行政手続のデジタル化に当たっては、インターフェースの部分である手続等だけでなく、これに関連する行政機関等内部におけるいわゆるバックオフィスの事務を含め、必要書類の見直しやシステム改修等の業務改善を実施し、行政サービス利用者が真に利便性を実感でき、行政運営の簡素化及び効率化にも資するよう取り組むべきである。

国の「補助金申請システム（Ｊグランツ）」は、令和７年１月に、ＧビズＩＤの委任機能を活用した代理申請機能が追加されるとともに、職員が操作する補助金の作成画面の改善が図られ、９月には、振込口座の登録機能が追加されるなど、継続的な機能改善がなされている。その一方で、仕様上ＧビズＩＤを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請について申請・交付手続を行うことができないなどの課題がある。

また、目視や常駐・専任、書面掲示などのアナログ規制については、国において、令和４年 12 月に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を策定し、見直しを進めてきた。あわせて、国は地方自治体においても自律的に規制の見直しを推進していけるよう、テクノロジーマップや技術カタログの整備等に取り組んでいる。

一方、庁内で実施した令和７年度末時点の調査では、見直しを行う予定となっている都のアナログ規制約 40 条項のうち、約 20 条項について国の法令等の改正後に検討するとの回答があった。行政サービスの向上や業務の効率化の観点から、地方自治体が規制の見直しを進めることができるよう、関連する法令等について必要な措置を講ずるべきである。

令和６年度補正予算において創設された「地域未来交付金」は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援することとされた。地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、交付金の運用に当たっては、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、全ての手続のデジタル化に向けた工程を示すこと。あわせて、行政内部の業務プロセスも含め、個々の手続を一貫してデジタル完結させるための具体的取組及び実施時期を明確にした上で、行政サービスの利用者の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図ること。

（２）補助金申請システム（Ｊグランツ）について、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするなど、機能拡張について地方自治体の意見を取り入れ進めること。

（３）アナログ規制の見直しについては、地方自治体が規制の見直しを進めることができるよう、関連する法令等について必要な措置を講ずること。

（４）地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「地域未来交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

１１　税務行政におけるデジタル化推進

１　ＩＣＴを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

（提案要求先　デジタル庁・総務省・国税庁）
（都所管局　主税局）

ＩＣＴを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

＜現状・課題＞

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。

また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ＩＣＴを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識の下、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む 2030 年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン 2030」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和８年２月に「税務システム標準仕様書【第 5.1 版】」が策定された。

また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和４年８月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 1.0 版】」が策定され、現在の最新版は令和６年９月に公開された【第 4.1 版】となる。

さらに、上記に加えて国においてはベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・活用や文字要件の検討といった、データ連携を促進する取組が継続して行われている状況にある。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、引き続き、地方自治体の意見を踏まえながら、人口減少社会を念頭においた行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

＜具体的要求内容＞

ＩＣＴを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、引き続き、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等をはじめとした環境整備を行うこと。

参　　考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）より抜粋】

第１　目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組
４．取組の方向性と重点的な取組
（２）ＡＩ-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）
③ ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用
行政手続におけるワンスオンリー（情報の提出は一度限りとすること）等の実現を通じた国民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべきデータ群としてベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用を引き続き進める。
このため、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（2025 年６月 13 日閣議決定）に基づき、ユースケースや利用者、スケジュールを明らかにしつつ、費用対効果を踏まえたシステム整備を推進する。
⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保
政府・地方公共団体等の行政機関のシステムが有するデータについては、データ連携の推進やＡＩ活用の推進を念頭に、相互運用性の確保に向けた取組を強化する。
具体的には、政府情報システムの整備に当たって、データモデル策定のための参照ドキュメントとして提供されているＧＩＦ（政府相互運用性フレームワーク）について、その実装強化を進めるとともに、地方公共団体の基幹業務システムについては、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組の中で、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することで、相互運用性を確保する。また、官民問わずシステム依存性が高く、今後の情報連携の支障となり得る文字については、行政事務標準文字を官民通じて広く活用するべく、国際標準化を含む取組を推進する。

【「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和６年 12 月 24 日閣議決定）より抜粋】
第２　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第５条第２項第１号）
2.1　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義
（１）国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う。
第３　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第５条第２項第２号）
3.4　標準化法に基づく意見聴取等
3.4.2　標準化基準の策定及び変更に係る意見聴取等（標準化法第６条第３項及び同第７条第３項）

○　標準化基準の策定又は変更に当たっては、デジタル庁が別途定める方法により、その検討過程を公開し、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握するため、地方公共団体や事業者から幅広く意見の聴取を行う。

第４　共通標準化基準に関する基本的な事項（標準化法第５条第２項第３号）

4.1　データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項（標準化法第５条第２項第３号イ）

4.1.3　機能標準化基準との関係

○　データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

第５　標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第５条第２項第４号）

5.2　共通標準化基準

5.2.1　共通標準化基準の策定及び変更

○　共通標準化基準については、第４に示す基本的な事項に基づき、デジタル庁が総務省と協議し、策定する。

○　特に、データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準と密接に関係することから、制度所管省庁と密に連携しながら、策定することとする。

【「令和７年度（2025 年度）地方税における電子化の推進に関する検討会　とりまとめ」（令和７年（2025 年）11 月）より抜粋】

４．国税・他機関との情報連携

平成 23 年度（2011 年度）以降、国税・地方税当局間において、所得税・法人税申告書や法定調書等の一部の情報について、オンラインによる情報連携を実施している。

令和８年度（2026 年度）に予定されている、国税情報システム・eLTAX の次期更改を契機とした、国税・地方税間における情報連携の拡充やオンライン照会の実装、地方団体間における照会・回答業務のオンライン化等については、必要に応じて適切に法令上の措置を講ずるなど、着実に実現に向けた検討を進めるべきである。

２　地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

（提案要求先　総務省）
（都所管局　主税局）

（１）地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

（２）賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

　また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

＜現状・課題＞

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン 2030」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成 17 年８月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成 30 年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和２年 12 月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、将来的には利用率を 100％とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年 10 月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者や金融機関、各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目が中心であったが、令和５年４月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税、軽自動車税を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。

また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

＜具体的要求内容＞

（１）地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

（２）賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参　　考

【オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和７年８月）】

・中小法人における法人住民税・法人事業税の申告（eLTAX）

オンライン利用率目標　90％

取組期間（達成期限）　令和 10 年度末まで

・事業所税の申告（eLTAX）

オンライン利用率目標　45％

取組期間（達成期限）　令和 10 年度末まで

・償却資産の申告（eLTAX）

オンライン利用率目標　55％

取組期間（達成期限）　令和 10 年度末まで

【都における電子申告の利用率の状況（令和６年度）】

法人二税 91.2％、固定資産税（償却資産）70.2％、事業所税 52.7％

【「令和７年度（2025 年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」（令和７年 11 月）より抜粋】

１．地方税関係通知のデジタル化

（１）税証明書のデジタル化

検討対象とする証明書やシステム構成の検討にあたっては、それぞれの証明書の特性や用途に応じた電子請求・交付の在り方について、費用対効果の観点も含め、更に深堀りして検討していくことが必要である。（中略）

導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体の導入年度について提示すべきである。

（２）納税通知書等の電子的送付

地方団体が円滑に運用を開始できるよう、引き続き、地方団体への丁寧な制度周知を行うとともに、納税者等にとって簡便かつ利便性の高い仕組みとなるよう、検討すべきである。

また、電子納税通知書の正本化についても、納税者が eLTAX へのアクセス手段を失った場合等の到達効や電子署名等の改ざん防止措置、納税者の死亡の覚知、ＤＶ等被害者など留意が必要な者への対応等、検討が必要な各種の

論点について、副本の電子的送付の運用実績を積み重ねて検証しつつ、できるだけ早期に検討を行っていくべきである。

２．納付のデジタル化

令和５年（2023 年）４月から eL-QR を活用した納付の仕組みを導入したことで、個人の納税者にもなじみの深い賦課税目を含め、主要な税目については、電子納付が可能な環境が全国統一的に整備された。令和６年度（2024 年度）の eLTAX を利用した納付件数は前年度比 18％増の約 9,684 万件、納付額は前年度比 34％増の約 16 兆円と大幅に増加しており、納付手段の多様化等による納税者の利便性向上や、地方団体・金融機関における地方税収納事務の負担軽減につながっているものと評価できる。

そのうえで、eLTAX を通じた納付等に係る以下の点について、より利便性の高い仕組みとなるよう更なる改善を図っていく必要がある。

・「自動ダイレクト」機能に係る検討
・「地方税納入サービス」に係る検討

３　評価額情報の活用による利便性向上

（提案要求先　総務省・法務省）
（都所管局　主税局）

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の３の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

＜現状・課題＞

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 30 万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっているとともに、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の３の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

＜具体的要求内容＞

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の３の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

参　　考

【地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第 422 条の３　市町村長は、第 410 条第１項、第 417 条、第 419 条第２項又は第 435 条第２項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

４　課税情報へのマイナンバー紐付けの推進

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　主税局）

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが進むよう、必要な環境整備を行うこと。

＜現状・課題＞

令和３年にデジタル改革関連法（注）が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

その後、令和７年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としているマイナンバー制度の推進に加えてマイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図るとされている。

こうした中、都道府県の税務事務においては、各種申告書や不動産登記等を起因として課税客体を捕捉し課税しているが、多くの税目では申告書等にマイナンバーの記載が必須とはされていない。このため、上記申告書等を基に別途住民基本台帳ネットワークシステムを用いて公簿情報を照会し、マイナンバーを課税情報に紐づけているが、件数が膨大であることや申告書における記載不備等により紐付け作業に多くの手間と時間を要している。

特に、区市町村と異なり住民基本台帳を保有していない都道府県におけるマイナンバーの紐づけの難しさは、国や各種検討会においても課題として認識されているところである。

課税情報とマイナンバーの紐付けについては、納税通知書の電子化のみならず、更なる納税者の利便性向上や今後の国税・地方税間の連携、そして人口減少社会を見据えた税務事務の効率化につなげるためにも確実に対応することが必要である。

＜具体的要求内容＞

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが円滑に進むよう、申告・捕捉時にマイナンバーがセットで連携される制度など、紐付け作業の効率化に向けた具体的な検討を進めること。

（注）デジタル社会形成基本法（令和３年法律第 35 号）、デジタル庁設置法（令和３年法律第 36 号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第 38 号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和３年法律第 39 号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）の６本の法律から構成される。

参　　考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）より抜粋】

第１　目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組
４．取組の方向性と重点的な取組
（１）ＡＩ・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進
③　ＡＩ・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進
ア　個人向けの行政手続のデジタル完結の推進
（ア）マイナンバー制度の推進
マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としている。各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となるものであり、マイナンバー制度の推進を図る。
2024 年に実施したマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査等を踏まえ、2025 年の法改正においてマイナンバーの利用が可能な事務が追加されることとなった。これを踏まえマイナンバーを正確かつ効率的に収集した上で、添付書類の省略等を徹底するための環境整備や運用改善を進める。また、公金受取口座は、緊急時の給付金をはじめとする公的給付に係る政策推進のインフラとして重要であり、公金受取口座登録や預貯金口座付番等を引き続き推進する。
また、マイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図り、給付や負担の公平性の確保に向けた取組を更に推進する。

【「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和６年６月 21 日閣議決定）より抜粋】
２．取組の方向性
（４）国・地方を通じたトータルコストの最小化を見据えた国と地方公共団体の費用負担の基本的考え方
ⅱ）デジタル公共インフラ（ＤＰＩ）
・　オンラインの社会活動を前提とした際に、官民サービスの社会基盤として必要となるＤＰＩは、共通のものとして整備することが社会コストの低減やユーザーの利便性に資するものである。共通 SaaS 利用の前提として、ＤＰＩであるマイナンバーカードによる個人認証、Ｇビズ ＩＤ等の認証基盤、不動産や法人基本情報等のベース・レジストリ等は原則として、国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当である。
・　ＤＰＩについては多くの主体によって利用されてはじめてその効果が最大化されるものであり、各府省庁による利用の徹底は必須とし、また、地方公共団体においてもその利用に努める必要がある。

【令和７年度（2025 年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ（令和７年 11 月）より抜粋】

５．今後の地方税務手続のデジタル化に向けて

今後、より一層の納税者の利便性の向上に向け、申告・申請等、通知、納付の各手続について、シームレスな連携の仕組みを構築し、一体的なデジタル化を図ることが重要である。

また、納税通知書等の電子的送付や個人住民税の申告のデジタル化においては、マイナポータルと連携して行う仕組みが実現することとなるが、将来的には連携を一層深化させ、自分がどの地方税を納めており、今後納める必要があるのか、など“自己情報の管理”ができるツールとして発展させることが望まれる。

eLTAX の次期更改に当たっては、更なる利用率向上や個別の地方団体の業務の効率化・最適化を図る観点から、セキュリティ対策等に留意しつつ、利用時間の拡大、eLTAX と他システムとのＩＤ連携・統合やシングルサインオン等の認証機能の見直し等といった機能改善を着実に図っていくべきである。

１２　宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子化の推進

（提案要求先　デジタル庁・総務省・国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

国土交通省は、宅地建物取引業法に基づく申請等の電子申請システムについて、全国の行政庁、事業者、申請代行者等の意見を聴取し、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能を早急に整備するほか、これまでの電子申請の運用で判明した課題や解決策等を反映させるシステム改修を行うなど、誰もが使用しやすい安全・安心なシステムを迅速に構築すること。

宅地建物取引業者の申請書類等の電子閲覧について、独自に電子化の取組を進める都道府県に対し、財政支援を講じること。また、誰もが使用しやすいシステムに改修すること。

都道府県知事が宅地建物取引士証の交付及び申請手数料徴収業務を指定公金事務取扱者に委託する際に、申請者においてクレジットカード等による電子納付ができるよう関係法令を整備すること。

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について、全国共通の電子申請システムを早急に構築すること。

＜現状・課題＞

（１）宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく申請等の電子化については、令和６年５月には大臣免許申請に係る電子申請システムの運用が開始され、知事免許申請及び宅地建物取引士登録申請関係の手続についても、令和６年 10 月に運用が開始された。

しかしながら、現在稼働しているシステムは、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能が備わっておらず、また、省庁間のデータ連携やシステム操作の簡略化等のシステム改修も十分に行われているとは言えない。引き続き行政庁や事業者、申請代行者等の意見を聴きながら、これまでの電子申請の運用で判明した課題とその解決策を反映させるシステム改修を行うなど、より使いやすいシステムを構築していくことが必要である。

（２）令和７年４月から、宅地建物取引業者の申請書類等について電子閲覧が可

能となったが、電子閲覧の対象は、令和７年４月１日以降に新規又は更新の免許申請のあった業者の書類に限られるため、全ての宅地建物取引業者が電子閲覧の対象となるには、５年かかることとなり、閲覧申請者の利便性の向上につながっていない。このため、迅速に電子化を進めるには、都道府県が独自に紙の書類を電子データ化する必要がある。さらに、現在稼働しているシステムは、宅地建物取引業者の申請データと直接連動していないため、申請者が自由に閲覧することができず、申請内容の確認や承認行為を必要とすることから、行政事務の効率化にもつながっていない。

（３）都は、宅地建物取引士証の有効期間の更新申請の事務において、申請者の利便性を図るため、宅地建物取引士証の交付事務を、交付の要件となる法定講習の実施団体として指定している宅地建物取引業団体に委託している。

公金徴収事務を受託する指定公金事務取扱者が申請者から手数料を徴収する際の収納手段については、地方自治法（昭和 22 年法律第 78 号）第 243 条の２の４第２項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の２の 19 の規定により、現金、口座振替、証紙、証券及び第三者型前払式支払手段等に限定されているが、宅地建物取引士証交付事務における電子申請・電子決済の円滑化及び申請者の利便性向上の観点から、指定公金事務取扱者が手数料を収納する際の手段としてクレジットカード及びポストペイ方式を追加する必要がある。

（４）住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況届出については、国土交通省において全国共通の電子申請システムを構築し、順次対象を拡大する予定とのことであるが、都は届出件数が全国的にも突出して多いことから、利用者の利便性の向上に向けた取組を継続していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

宅地建物取引業法に基づく申請等の電子申請システムについて、全国の行政庁、事業者、申請代行者等の意見要望を聴取し、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能を早急に整備するほか、これまでの電子申請の運用で判明した課題や解決策を反映させるシステム改修を行うなど、誰もが使用しやすい、安全・安心なシステムを迅速に構築すること。

宅地建物取引業者の申請書類等の電子閲覧について、独自に電子化の取組を進める都道府県に対し、財政支援を講じること。

また、誰もが使用しやすいシステムに改修すること。

都道府県知事が宅地建物取引士証の交付及び申請手数料徴収業務を指定公金事務取扱者に委託する際に、申請者がクレジットカード及びポストペイ方式による納付ができるよう関係法令を整備すること。

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について、全国共通の電子申請システムを早急に構築すること。

１３　建築行政等の手続におけるデジタル化の推進・閲覧制度の改善

１　建設業許可・経営事項審査等の電子化の推進

（提案要求先　デジタル庁・国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

建設業法及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に係る申請や届出について、全国の行政庁、事業者及び申請代行者等の意見を聴取し、誰もが使用しやすい電子化を推進すること。

＜現状・課題＞

国土交通省は、令和５年１月に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「システム」という。）を構築し、東京都は令和５年 10 月下旬に導入した。他方、デジタル庁では、登記由来のベース・レジストリの活用に向け、「公的基礎情報データベース」を構築すること等について検討が進められている。

また、国土交通省は、令和６年４月より大臣許可・免許事業者に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づく資力確保措置状況届出の電子化を開始し、都道府県知事許可・免許事業者に係る届出の電子化に向けた検討も進めている。

都はこれら申請等の取扱件数が全国的にも突出して多いため電子化による効率的な処理が求められている。

＜具体的要求内容＞

システムについて、操作の簡略化等により、審査事務の効率化と申請事業者の負担軽減を推進すること。

登記情報との連携に向けて、「公的基礎情報データベース」から情報提供を受け、登記データの利活用が可能となるように制度改正やシステムの迅速な改修を推進すること。

納税情報や、他分野の許認可申請時の事業者からの個人情報も含む添付書類の情報連携等についても具体的な検討を進め、これらを可能とする制度改正や、システムの改修を行うこと。

また、住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況届出の電子化に向けた検討を加速させること。

２　建築確認等に関する書類の閲覧制度の改善

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

建物所有者による建築確認申請図書の閲覧が可能となるよう、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

閲覧制度は、違反建築の未然防止や違反建築物の売買の防止を目的としており、特定行政庁は、建築確認等に関する書類のうち、建物所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして省令で定めるものについては、請求があれば閲覧させなければならないとされている。

建築確認申請図書については、現在、閲覧の対象とされていないが、住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者自身からの請求による場合など、建物所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断できる場合には、閲覧を認めることが妥当である。

＜具体的要求内容＞

住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者からの請求に限って建築確認申請図書の閲覧を認めるなど、指定確認検査機関が保有する図書も含め、確認申請図書の閲覧を可能とする仕組みについて検討すること。

１４　産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化に当たっては、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。

（２）システム構築に際しては、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付から審査までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、区市町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。

当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

また、申請受付から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

＜具体的要求内容＞

（１）産業廃棄物処理業の許可申請等は、法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、申請者の利便性及びデータ収集・活用の観点からも、国の負担において全国統一の電子申請システムを構築すること。

（２）システム構築に際しては、以下のような措置を講じること。

①　１つの申請案件の中で、紙書類と電子書類の混在を避けるため、審査に必要な公的証明書を発行する関係行政庁とのネットワーク構築や、証明書に代わる自動確認の仕組みの導入などを図り、申請から審査までをシステム上で完結できる、一括システム化を検討すること。

②　申請案件のうち、車両の変更等、複数の自治体へ同一内容の申請を行っているものは一括申請できるようにするなど、手続の合理化を図ること。

③　都道府県等に新たな負担が発生することのないよう、都道府県等の独自システムとのデータ連携を含めて検討すること。

④　システム化した場合、特に、積替え保管施設や処理施設の審査では、図面や設計計算書など多くの書類をネットワーク上に保存することとなる。そのため、システムの安定利用に必要不可欠な高速・大容量のネットワーク通信環境の確保、クラウドの利用、ハードウェアの整備等に対しても、都道府県の実情に合わせた助成について検討すること。

⑤　電子申請に対応することができない事業者に対する技術的・財政的な支援も国が主体となって実施すること。

１５　狩猟免許更新等における柔軟な対応

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
（２）狩猟免許更新等の手続全般において、感染症対策及びＤＸ化を踏まえた柔軟な取組が可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。

＜現状・課題＞

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 48 条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）第 52 条から第 54 条までに規定する適性試験などを実施している。

都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、３時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっているが、規則第 55 条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催などが細かく規定されており、これが柔軟な運営を阻害し、受験者等の負担にもつながっている。

また、狩猟免許試験、更新等の手続全般において、対面での講習が原則となっており、これが受験者及び都道府県双方の負担につながっているほか、感染症の対応としても課題がある。

＜具体的要求内容＞

（１）受講者を１箇所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所及び時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう規則を見直すこと。
（２）狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県が感染症対策及びＤＸ化を踏まえた柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。

１６　消費生活相談業務のＤＸ化

（提案要求先　消費者庁）
（都所管局　生活文化局）

国が推進する消費生活相談ＤＸ化に係る新システムについては、令和８年９月の導入時に全国の自治体に過度な負担や混乱が生じないよう、自治体の意見を反映した安定的な運用を図ること。導入後も相談業務の継続性や質が確保されるよう、国の責任において必要な支援及び財政措置を講じること。また、自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

＜現状・課題＞

国は、令和３年度に消費生活相談のＤＸ化に向けてアドバイザリーボードでの検討を開始し（※）、令和５年７月に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン 2023」及び「消費生活相談サービス運営標準ガイドライン」を公表した。

新システムは令和８年９月の導入が予定されており、相談業務を途切れさせることなく、安定的に運用していくことが求められている。

現行の PIO-NET では、国が回線・端末等を調達・運用し自治体に無償貸与してきた。一方、新システムでは、回線・端末等の調達・運用を各自治体が担うこととなり、多くの自治体において既に調達等に係る負担が生じているほか、今後も維持管理に係る継続的な負担が見込まれている。

＜具体的要求内容＞

新システムの仕様、運用ルール等について、自治体に対し早期かつ継続的に情報提供を行うとともに、定期的な意見交換を通じて、運用改善に反映すること。

また、相談現場に混乱が生じないよう、試行・検証を十分に行い、その結果を踏まえた改善を進めるとともに、消費生活相談員等に対する業務・操作研修を継続的に実施すること。

あわせて、新システムの導入及び運用に必要な経費については、国の責任において、継続的かつ安定的な財源措置を講じること。

自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

※　アドバイザリーボードには都も自治体代表として参加している。

１７　行政サービスでの共通ＩＤの活用（国全体のワンスオンリー・ワンストップ）

１　マイナンバーによるワンスオンリー・ワンストップの実現【最重点】

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）住民が各種公的サービスを受ける際に、ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とするため、マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、原則として利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できるよう、必要な法制度の整備を行うこと。

（２）ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、全ての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

＜現状・課題＞

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」では、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的として、マイナンバーの利用や提供を可能としている。しかしながら、地方公共団体で独自にマイナンバーの利用等をする場合、条例制定が必要であるほか、法定事務の趣旨・目的との同一性や事務内容の類似性が求められる。また、公的サービスの提供は地方公共団体のみならず、様々な主体が担っており、こうした公的サービス提供事業者も、マイナンバー利用等を可能にすべきである。

このように、マイナンバーの活用のハードルが高いため、マイナンバーを利用できない事務においては、各種給付や申請手続の際に、添付書類の提出や既に団体等が保有している情報の再取得が必要となり、住民等に負担が生じている。例えば、出生時や転居時には、複数の行政手続が必要になるが、同一地方公共団体内であっても、同一又は類似の書類をそれぞれの手続窓口に提出しなければならない状況が生じている。

こうした課題を解消するためには、マイナンバーを最大限活用し、住民が一度

提出した情報を複数の手続で繰り返し求められることのない、いわゆるワンスオンリーや、関連する複数の行政手続をオンライン上でまとめて完結するワンストップによる手続の実現を目指すべきである。

一方で、ワンスオンリー・ワンストップによる手続を実現するためには、複数の制度にまたがって情報連携を行う必要があり、従来以上に厳格かつ確実な本人確認を行うことが不可欠となる。本人確認が不十分なまま情報連携を行えば、なりすましによる不正利用などのリスクが高まり、制度に対する住民の信頼を損なうおそれがある。

このため、例えば、オンライン手続において確実な本人確認が可能なマイナンバーカードの利活用を一層促進するなど、セキュリティと利便性を両立させた仕組みを整備する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できることで、ワンスオンリー・ワンストップを実現すべく、必要な法制度の整備を行うこと。

（２）ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、すべての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

２　マイナンバー制度の拡充等

（提案要求先　デジタル庁・総務省・文部科学省）
（都所管局　デジタルサービス局・総務局・生活文化局）

（１）現行のマイナンバー制度においても、マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。

（２）利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。

（３）安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めること。

（４）行政機関の窓口で本人確認を実施している事務で、カード代替電磁的記録による本人確認が可能となるよう、法令等の規定整備を行うこと。また、新たな機器等の調達に係る経費負担が地方自治体に生じることのないよう財政措置を講じること。

（５）対象事務の見直し、システム及びネットワークの改修や維持管理等並びにマイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。また、マイナンバーカードの更新等に伴う住民と区市町村の負担を軽減するための必要な措置を講じること。

（６）行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

マイナンバーを活用してワンスオンリー・ワンストップでの手続が可能となるような法整備や、住民が各種公的サービスの申請等を行う際にマイナンバーの提

出を原則化することを要望しているが、現行のマイナンバー制度においても、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図るべきである。

現在、都の独自施策において、マイナンバーにより基礎自治体等が保有する個人情報を照会する情報連携を行うためには、条例改正や個人情報保護委員会への届出等多くの手続が必要であり、施策の決定から実現までに多くの手間と時間を要している。

そのため、自治体の独自施策において、条例改正を経ることなく迅速にマイナンバーを活用できるよう、法整備をすべきである。加えて、マイナンバーの利用に当たっては、個人情報の利用許諾をその都度得ることなく、様々な行政サービスにおいて利用を可能とすべきである。法整備がなされるまでの間は、自治体の手続の簡素化・迅速化を図り、時間短縮を支援すべきである。

特に、全国で多数実施している生活支援金の一括給付など、個人の権利を侵害しない事業などについては、国が提供している給付支援サービスにおけるマイナンバーの利用による給付事務の簡素化や費用負担の軽減などにも積極的に取り組むべきである。

国は、マイナンバーによる情報照会件数の上限等の技術課題を解消し、大規模なシステムにおいても円滑にマイナンバーの利活用ができる環境を整備すべきである。マイナポータルやアプリの機能の充実については、引き続き、利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、より使いやすくする改善に継続して取り組む必要がある。

一人ひとりに最適化されたサービスをプッシュ型で届けるためには、都が実施している０１８サポートをはじめとして、医療・保健などの自己情報や、家族関係、同一生計者の情報などをサービス提供に反映させていく必要がある。そのためには、サービス提供に活用するための自己情報の種類や提供範囲等を自らが選択・決定し、提供情報に応じた最適なサービスを受けられるよう、マイナポータルなどの環境を整備していかなければならない。

マイナンバー制度の概要・メリットや注意すべき事項について丁寧に示すとともに、情報漏えいやなりすましの対策を徹底するとともに、国民の不安を払拭することが必要である。

カード代替電磁的記録は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の提供を受ける場合を除き、地方自治体の窓口における本人確認に利用できるかが法令上明確ではない。このため、地方自治体の窓口における一般的な本人確認の際にカード代替電磁的記録が利用可能となるよう法令等の規定整備を行っていくべきである。また、地方自治体の窓口において、カード代替電磁的記録による本人確認を行うためには、機器の配備・運用に係る経費負担が継続的に生じるため、国が必要な財政措置を講じるべきである。

都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることに加え、区市町村がマイナンバーカード

交付事業に伴う実施事務（マイナンバーカードの更新及び電子証明書の発行・更新を含む。）を今後も担うことから、費用負担が継続的に生じる見込みであり、地方に新たな経費負担が生じないよう地方交付税によらない適切な財政措置が必要である。

また、マイナンバー制度の施行から 10 年が経過したことに伴うマイナンバーカードの更新や、電子証明書の更新の件数が増加したことによって、区市町村窓口に過度な負担が生じるとともに、利用者の待ち時間が増大している。現在、郵便局で交付申請を取り扱うことができるが、本人確認は区市町村職員が行わなければならないため、負担の軽減には至っていない。さらに、令和 10 年度には次期マイナンバーカードへの移行が予定されているが、移行期の混乱が予想され、交付事業はさらに煩雑化する恐れがある。そのため、オンライン申請への誘導や次期マイナンバーカード移行時における早期の注意喚起を徹底するなど、住民と区市町村の負担を軽減するための必要な措置を講じるべきである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）行政サービスにおけるマイナンバー利用の原則化がなされるまでの間は、マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。

（２）利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。

（３）安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めること。

（４）行政機関の窓口で本人確認を実施している事務で、カード代替電磁的記録による本人確認が可能となるよう、法令等の規定整備を行うこと。また、新たな機器等の調達に係る経費負担が地方自治体に生じることのないよう財政措置を講じること。

（５）対象事務の見直し、システム及びネットワークの改修や維持管理等並びにマイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。また、マイナンバーカードの更新等に伴う住民と区市町村の負担を軽減するための必要な措置を講じること。

（６）行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

３　全ての法人及び個人事業主のＧビズＩＤ取得・活用の促進【最重点】

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、ＧビズＩＤを事業者識別の基軸として位置付け、事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。

（２）国の責務において、全ての法人及び個人事業主がＧビズＩＤを必ず取得する仕組みを整備すること。

（３）上記の仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。

（４）事業者がＧビズＩＤのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりＧビズＩＤ対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。

（５）事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報の在り方を見直すこと。

（６）国が整備を進めるＧビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、地方自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。

＜現状・課題＞

事業者を識別・認証する番号については、ＧビズＩＤのほか、法人に付与される法人番号、税務分野における利用者識別番号、社会保険分野における事業所番号など、分野ごとに個別の番号が設けられ、乱立している状況にある。

こうした中で、ＧビズＩＤは、複数の行政サービスに共通してログインできる環境を提供するとともに、事業者が同一の情報を繰り返し入力・添付する手間の軽減にもつながることから、制度横断的な事業者識別・認証の基軸として明確に位置付けていくべきである。

その上で、事業者向け行政サービスにおいて、所在地や従業員数などの基礎的な情報、決算等の財務情報、各種認定・許可等の情報を含む、事業者に関する多様な情報について、横断的に連携・活用させていくことが必要である。

一方で、ＧビズＩＤを取得している法人の割合はいまだ約30%にとどまっている。このため、全ての法人及び個人事業主に対してＧビズＩＤを付与する仕組みの構築が求められる。例えば、新規に開業する法人や個人事業主に対し、法人設立登記や開業等の手続と同時にＧビズＩＤを自動的に付与することや、ＧビズＩＤ未保有の法人が役員変更登記等を行う際に自動付与することなど、国の責務において、より強力にＧビズＩＤの取得を進める仕組みを整備していくことが重要である。

あわせて、こうした仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用の促進に向け、法人及び個人事業主への普及啓発の一層の強化や、デジタルに不慣れな個人事業主等に対する手厚いサポートを講じていくことが不可欠である。

さらに、事業者がＧビズＩＤを取得するメリットを実感できるよう、行政における事業者向けの各種手続においてＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、国による財政的支援などを通じて、地方自治体におけるＧビズＩＤ対応が着実に進む仕組みを構築していくことが求められる。

また、地方自治体における補助金申請や届出等の手続は、事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行われることが多い。例えばＪグランツでの補助金申請においては、事業所単位の申請管理ができないなどの不便な状況がある。事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報のあり方を見直すことで、事業所単位での手続における利便性の向上を図ることが求められる。

さらに、事業者が行政手続を行う際のワンストップ化等を目指して国がアルファ版の提供を開始したＧビズポータルについても、今後、自治体の手続等との連携を進めることで、さらなる利便性向上につながるものと考えられる。

＜具体的要求内容＞

（１）ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、ＧビズＩＤを事業者識別の基軸として位置付け、ＧビズＩＤをキーとして事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。

（２）国の責務において、全ての法人及び個人事業主がＧビズＩＤを必ず取得す

る仕組みを整備すること。
（３）上記の仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。
（４）事業者がＧビズＩＤのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりＧビズＩＤ対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。
（５）事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報のあり方を見直すこと。
（６）国が整備を進めるＧビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。

１８　デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化

（提案要求先　こども家庭庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局・政策企画局・総務局・子供政策連携室・都民安全総合対策本部）

（１）情報流通プラットフォーム対処法（平成 13 年法律第 137 号。以下、「情プラ法」という。）の法的枠組みに、社会に混乱や誤解を与えかねない有害情報を加え、例えば、有害性や社会的影響が特に大きい偽情報・誤情報に対する削除の考え方を示すなど、実効性の高い対策を講じること。

（２）情プラ法における「権利侵害情報」への対策に関し、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当する事業者の適用範囲を拡大するとともに、具体的な権利侵害に関する情報を例示するなど、利用者にとってわかりやすい削除基準の策定が図れるよう、必要な対策を講じること。

（３）災害時など速やかな対応が求められる状況において、プラットフォーム事業者に収益化停止措置を求めるなど、収益を得ることを目的とした悪質な投稿を抑制する対策を講じること。

（４）レコメンド機能の利用者への選択肢提供や本人確認の厳格化等をプラットフォーム事業者に求めるなど、サービス設計上の対策を推進すること。

（５）青少年のインターネット・ＳＮＳ・ＡＩの利用実態に加え、青少年に与える影響について調査・分析を行うとともに、エビデンスに基づき必要な対策の検討を進めること。

（６）技術革新や社会情勢の状況を踏まえた効果的なリテラシー向上が各世代において実現するよう、国主導で地方自治体等各主体が取り組むべき事項の方向性を示すこと。

＜現状・課題＞

デジタル空間における偽情報・誤情報の流通は深刻な状況であり、個人の権利侵害やなりすまし型偽広告、災害時における救助妨害等、様々な課題が生じている。加えて、生成ＡＩ・ディープフェイク等の技術の進展が問題を更に深刻化させている。都政に関しても、都民に不安や誤解を与える偽情報・誤情報が流通している。

総務省は偽情報・誤情報の流通が社会問題になっていることを踏まえ、令和７年４月施行の改正法（令和６年法律第 25 号）により、法の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下、「情プラ法」という。）に改め、「大規模特定電気通信役務提供者」に対し、権利侵害情報の削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けた。しかし、削除対応の迅速化が義務付けられる対象情報は、権利侵害情報（誹謗中傷、プライバシー侵害情報等）に限られており、有害情報（権利侵害性その他の違法性はないが社会に混乱や誤解を与えかねない情報）については規制対象外となっている。こうした有害情報への対策は、事業者の自主的な取組にゆだねられており、対応内容や水準について法令上の共通の枠組みが設けられていない状況にある。

また、情プラ法の法規制の対象となっている権利侵害情報についても、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当しないプラットフォーム事業者は、削除対応の迅速化や運用状況の透明化の義務化の対象外のため、事業者の自主的な取組にゆだねられている。また、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」（以下、「違法情報ガイドライン」という。）では、「大規模特定電気通信役務提供者」が削除基準に盛り込むべき権利侵害に関する情報について裁判例を基に説明しているものの、プラットフォーム事業者の削除基準によっては、権利侵害情報として削除すべき内容が明示されていない場合があるなど、利用者の視点からは、どのような内容が削除対象に該当するのかが必ずしも明確ではない。

偽情報・誤情報が流通・拡散する構造的要因としては、より多くのアテンション（注目・関心）を集めることで発信者が金銭的対価を得る「アテンション・エコノミー」が指摘されている。特に災害時のように迅速な対応が求められる緊急事態においては、偽情報・誤情報の拡散により、行政による災害情報の発信や救助活動等を阻害し、都民の生命や健康に悪影響を及ぼすことが懸念される。災害時等の緊急事態においては、偽情報・誤情報の流通をより抑制させるため、収益化停止措置など、構造的要因にまで着目した制度的対応が求められる。

ＳＮＳのレコメンド（アルゴリズム等に基づくおすすめ表示）機能は、利用者が自身の興味のある情報だけにしか触れなくなる「フィルターバブル」及び自分と同じ考えの人とのみ繋がる「エコーチェンバー」形成の可能性等が指摘されている中、利用者の中でレコメンド機能を理解する人は半数以下にとどまるとの調査結果がある。利用者がこの機能を正しく理解した上で、複数情報源の確認や拡散抑制といった行動につなげることが必要である。また、ボット等により人為的に拡散状態を作出するケースが発生していることから、アカウント登録時等の本人確認の厳格化により対策を強化し、なりすましや不正アカウントの利用等を抑

制することが求められる。

都が実施した都民の意識調査によると、10 代の約 60%がＳＮＳを利用し、約40%がＡＩを日常的に利用していることが明らかになっている。一方、海外においては、青少年を中心にＳＮＳの利用や機能設計に対する規制の動きが進んでいる例が見られる。こども家庭庁においては、青少年のインターネット利用に関する実態調査を進めるとともに、青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会やワーキンググループを設置するなど、青少年が安全・安心にインターネット等を利用できる環境づくりに向けた検討が進められている。しかしながら、インターネットやＳＮＳ、ＡＩの利用が青少年に与える影響については、現時点で調査・分析が十分とは言えない。そのため、実態や影響を正確に把握した上で、エビデンスに基づき必要な対策の検討を早急に進めることが求められる。

さらに、発信側の対策に加えて利用者側の情報との向き合い方に関する理解促進も重要である。国は、ＩＣＴリテラシー向上策として、各年齢層の特徴を踏まえた教材開発や、官民連携による普及啓発等を行っている。しかし、都が実施した都民の意識調査では、インターネットやＳＮＳなどから流れてくる情報の真偽を確かめる行動について、約３人に１人が「特に何も行動しない」と回答しており、従来の啓発のみでは具体的な行動に必ずしもつながっていないことが示されている。また、生成ＡＩ等の技術は日々進歩し社会情勢も変化しており、利用者側も常に知識をアップデートしていくことが求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）情プラ法の法的枠組みに、社会に混乱や誤解を与えかねない有害情報を加え、例えば、有害性や社会的影響が特に大きい偽情報・誤情報に対する削除の考え方を示すなど、表現の自由に十分配慮しつつ、実効性の高い対策を講じること。

（２）情プラ法における権利侵害情報への対策に関し、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当する事業者の適用範囲を拡大するとともに、違法情報ガイドラインにおいて具体的な権利侵害に関する情報を例示するなど、利用者にとってわかりやすい削除基準の策定が図れるよう、必要な対策を講じること。

（３）災害発生時等の速やかな対応が求められる状況において、閲覧数稼ぎが目的の悪質な投稿を防止するため、収益化停止措置により経済的動機を断つ措置を講じるようプラットフォーム事業者に求めるなど、制度的対応を行うこと。

（４）プラットフォーム事業者に対し、利用者が多様な意見に触れる機会を確保できるよう、レコメンド機能の運用状況の透明化や利用者への選択肢の提供を求めるとともに、悪質なボット・なりすましへの対策として、本人確認の厳格化についても求めるなど、制度的対応を行うこと。

（５）青少年のインターネット・ＳＮＳ・ＡＩの利用実態に加え、青少年に与える影響について調査・分析を行うとともに、エビデンスに基づき必要な対策の検討を進めること。

（６）日々進歩する技術革新や社会情勢の状況を踏まえた効果的なリテラシー向上が各世代において実現するよう、国主導で教材形式の検証や課題設定を行い、地方自治体等各主体が取り組むべき事項の方向性を示すこと。

12 スマート シティ 国際金融

１　国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現【最重点】

１　サステナブルファイナンスの先進都市の実現

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・財務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・環境省）
（都所管局　産業労働局）

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和６年６月には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。都としても令和７年度、ＴＯＫＹＯレジリエンスボンドを発行し、世界の金融市場に都の気候変動適応策を伝え、海外からの投資資金を呼び込むこととしている。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国内資産運用業の活性化

ア　金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させ、事前相談を含めた標準処理期間を設定すること。

イ　金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。

ウ　過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。

エ　機関投資家から新興資産運用業者（ＥＭ）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。

オ　ＥＭが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がＥＭに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。あわせて、年金基金ごとにＥＭの定義を決定し、ＥＭの投資枠を設定（ゲートキーパー経由のファンド・オブ・ファンズ形式の間接投資を含む。）するとともに、投資金額の開示義務化を検討すること。

カ　「金融・資産運用特区」の対象地域内において、海外機関投資家による、国内新興資産運用会社に対するリバース・インクエリー（逆照会）制度を認めること。

（２）社会課題の解決に向けた投資を加速

ア　現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。

イ　持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、令和７年３月にサステナビリティ基準委員会から公表された我が国最初のサステナビリティ開示基準に基づき着実な開示を促し、開示された情報の信頼性を確保するための必要な仕組みを早期に整備するほか、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。

ウ　アジア諸国を含めたＧＸ推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に引き続き取り組むこと。

エ　インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、「インパクトコンソーシアム」及び関連分科会において議論されている、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを踏まえ、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。

オ　カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取

引拡大に資する取組を進めること。

（３）海外の資産運用業者を通じた投資を促進

ア　国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。

イ　海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対するＰＥ（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするなど、適切な措置を講じること。

（４）家計金融資産の安定的形成と有効な運用の両立を支援

ア　国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。

イ　令和６年のＮＩＳＡの新制度導入や、令和７年のｉＤｅＣｏの加入年齢引き上げ等を踏まえつつ、個人の安定的な資産形成の重要性や新たな制度等の理解促進に取り組むこと。

ウ　被相続人のＮＩＳＡ口座内の資産について、相続人のＮＩＳＡ口座へ年間投資上限額の別枠（ただし、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。

エ　国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにＥＳＧ指数を追加するなど、個人投資家のＳＤＧｓ投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

オ　退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

（５）都内企業のサステナブル経営促進に向けた環境整備

ア　世界のキャッシュレス化の動向を踏まえ、キャッシュレス決済の手数料負担低減など、中小・小規模事業者も含め、更なる普及促進につながるよう、キャッシュレス化に関する環境整備を図ること。

２　グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・スタートアップ戦略推進本部）

スタートアップへの資金拠出促進に向け、ＶＣ等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などＷｅｂ３をリードする視点をもって取組を強化すること。

また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。国は、「資産運用立国」を実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定するとともに、令和６年６月には、都も、「金融・資産運用特区」に指定されている。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものであり、「金融・資産運用特区」の枠組みも最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国は、日本成長戦略会議において、「スタートアップのスケールアップ」など３つの柱に焦点を当て、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた施策強化について検討の上、成長戦略をとりまとめることとしている。都においても、スタートアップやその支援者が集まり交流する結節点を目指して開設した「Tokyo Innovation Base（TIB）」において、全国各地や世界の拠点との連携、多様な支援プログラムの提供などを進め、エコシステムの大きなプラットフォームが育ってきている。令和７年 11 月には、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」もバージョンアップするなど、これまで以上に多様な挑戦者が集まり、領域を超えた新たなイノベーションが生まれる場として、様々な取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成をはじめ、その成長に必要な資金の呼び込みや成長を支える環境づくりを進める等、更に国と一体となって取組を進めることが重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家と成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）スタートアップへの投資を拡大

ア　世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

イ　クロスオーバー型公募投資信託及び上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

（２）Ｗｅｂ３をリードする環境整備

Ｗｅｂ３の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、法定通貨担保型ステーブルコイン等も含め、暗号資産等の発行や流通に係る明確で安心・安全なルール及び運用環境の整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

（３）海外から支援を呼び込むための環境整備

ア　海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ　スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ　海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

３　英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・出入国在留管理庁・国税庁・文部科学省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・財務局・教育庁）

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和６年６月に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして日本･アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文ＩＲ情報開示等、海外からの国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充など、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進

ア　プライム市場における英文ＩＲ情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。
　また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。

イ　国内企業の英文ＩＲ情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発したＡＩ翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。

ウ　英文開示率の向上を促進するため、都が行う都内企業の国際戦略に向けた海外ＩＲ支援事業等とも連携し、企業に対して英文開示推進の一層の働きかけを行うこと。

エ　海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

オ　金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
カ　都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。
キ　ビジネスに必要な在留資格の申請や会社設立に係る諸手続について、東京開業ワンストップセンター以外でも英語による記載・申請を可能とするなど、行政手続の英語対応、簡素化を進めること。定款認証及び法人設立登記の迅速化を図るため、現行の英語申請ツールの利便性向上を図ること。
ク　外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
ケ　国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。
コ　ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

（2）在留・生活環境のグローバル化を推進
ア　インターナショナルスクールの充実への支援等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
イ　国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
ウ　東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労が可能となる在留資格の緩和を図ること。
エ　海外の法的なパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
オ　高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や、一定の要件下での親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。

（3）エコシステムを支える人材を育成
ア　サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育成やデータ整備等の取組を進めること。
イ　サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
ウ　世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

４　国や関係者と一体となった更なる海外プロモーションの強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・経済産業省）
（都所管局　産業労働局）

海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることについてリアルタイムで伝わるよう、国、関係者が一体となって発信に取り組むこと。

＜現状・課題＞

都はこれまでも、官民連携金融プロモーション組織であるフィンシティ東京と一体的に、海外目線での積極的な情報発信を行っているが、海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境が整ってきていることがリアルタイムで届いていない。

＜具体的要望事項＞

海外の投資家や金融関係者などに対し、金融・資産運用特区の創設や様々な規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることがリアルタイムで伝わるよう、海外目線での積極的かつ明瞭な情報発信に努めること。

13 スマート シティ 産業

１　経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【最重点】

（提案要求先　内閣府・総務省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・デジタルサービス局）

（１）重要な鉱物資源やデジタルインフラなどの分野における国産物資・技術の保護及び新たな技術の開発に向けた必要な支援を行うとともに、経済安全保障上の課題の解消に向けたロードマップを国として示すこと。

（２）国内企業の投資拡大や技術力向上につながるよう、行政における国内技術の率先的な利活用促進の方針を提示するなど国が主導的役割を担うとともに、必要な法改正を行うこと。

＜現状・課題＞

ロシアのウクライナ侵攻やアメリカのイランとの軍事衝突など、国際情勢の急激な変化の中、世界経済は非常に緊迫した状況に置かれており、原油やナフサなどのエネルギー原材料、レアメタルやレアアースなどの鉱物資源等を海外からの供給に過度に依存することによるリスクが顕在化している。それら特定重要物資の安定的な供給が確保されなければ、今後、供給途絶や供給不足等が生じる可能性があり、国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れがある。

こうしたリスクに備え、米国や欧州連合（ＥＵ）、中国、韓国等で自国のサプライチェーンを強化する動きが加速しており、日本においても、経済安全保障に関する基本的な方針を策定し、関係省庁等と連携しながら１６の特定重要物資の指定や総額２兆円超の予算を措置するなど体制の強化を図ってきたところである。

また、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において、国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある特定重要技術については、流出すれば軍事転用、サイバー攻撃、社会混乱等の原因になりかねず、他国に依存しすぎないよう、国内の自立性を確保する必要がある。デジタル時代の社会・経済活動を支えるデータセンターや、基地局などのデジタルインフラ分野では、現状、海外メーカーの圧倒的なシェアによりサプライチェーンの一部分のみの関与で国産メーカーが採算性を確保できず､既存事業から撤退するなどの動きも出てきており、こうした重要技術に係る国内産業を維持するためには、行政の支援が必要不可欠である。

さらに、国内企業の技術等の向上を図るためには、行政等で利活用の実績を積むことが重要であるが、現在、行政機関で積極的に国内技術を採用しようとしても、現行の地方自治法や地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令の制約上、国内技術の採用を条件として自治体が調達を行うことは困難である。

東京の産業を支える特定重要物資の安定供給や、都内事業者の経済活動の維持に不可欠な特定重要技術を確保・育成していくためには、より一層支援の充実を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）特定重要物資について、指定を迅速に行うとともに、供給を受ける事業者、投資家等の安定供給の確保に資する関係者が支援を受けるために必要な事務手続等が過度な負担とならぬよう簡素で分かりやすい制度設計とすること。

また、地理的偏在と投資リスクの大きさから市場機能が働きにくいレアメタルやレアアース等の鉱物資源等については、関係省庁間の連携の下、開発・安定供給に向けた具体的な取組を進めること。

（２）特定重要技術について、産業競争力の核となりうる重要なデジタルインフラなどの分野における国産技術の保護、新たな技術の開発・育成に向けた必要な支援を継続するとともに、経済安全保障上の課題の解消に向け、今後の取組や目標等をロードマップとして示すこと。

（３）（１）及び（２）の特定重要物資・技術について、対象範囲を幅広く捉え、加工・運搬・サービス提供までの一連のサプライチェーン全体をカバーし、国産メーカーの自立的な事業展開に繋がるような包括的・継続的な支援とすること。

（４）国内技術の育成の推進に向けては、行政での活用が広がることで国内企業の投資拡大や技術力向上につながることから、まずは行政での利用拡大を図るために国や地方自治体で幅広く国内技術を積極的に活用する旨の行政における利活用促進の方針を策定し提示するなど、行政機関における国内技術の活用について国が主導的役割を担うこと。

また、自治体においてデジタル分野での基幹的な技術やサービスについて国内企業の技術やサービスの調達が可能となるよう、地方自治法及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の特例を認めるなど国内事業者に限定した契約を可能とする制度の見直しを行うこと。

２　中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

（提案要求先　農林水産省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

＜現状・課題＞

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一環として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年４月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション＆レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和４年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和８年３月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 54,230 件となり、都の政策連携団体等も 39 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参　　考

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1　＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のＰＲ情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2　＜東京ビジネスフロンティア＞

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】

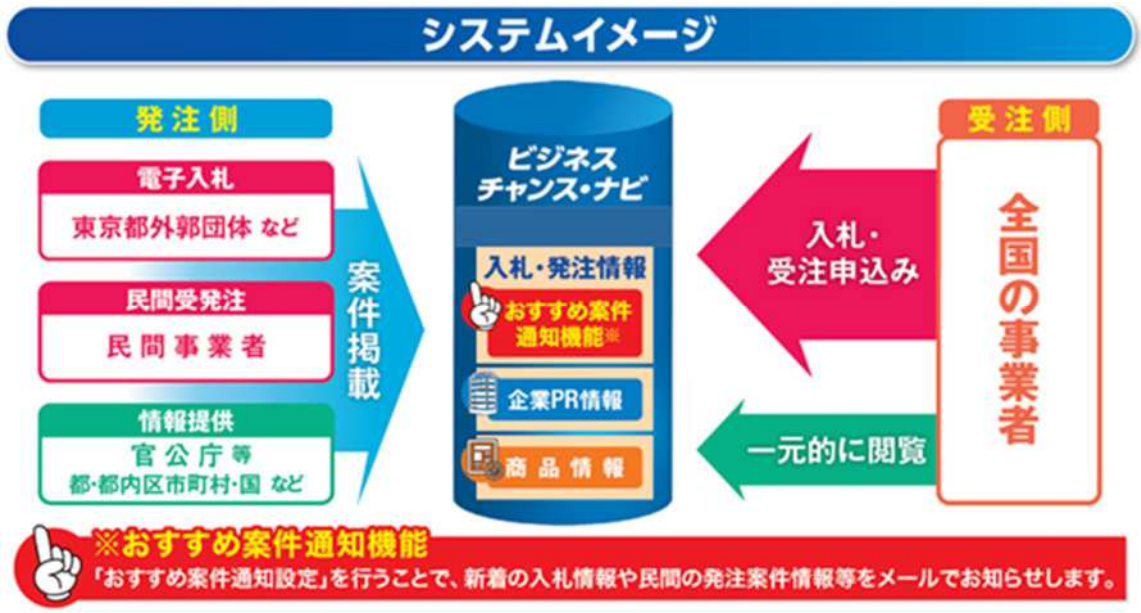

＜令和３年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション＆レガシープラン 2019　アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和３年６月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年４月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

３　物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実【最重点】

（提案要求先　公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済の好循環を生み出すための支援策の更なる充実を図ること。

＜現状・課題＞

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組及び収益力強化に向けた取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和２年５月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和５年 11 月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、委託事業者と受託事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。

また、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて随時事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。

さらに、令和７年度補正予算において、物価高騰対策や賃上げに向けた設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

しかし、企業物価指数は依然として高い水準で推移するとともに、日本商工会議所・東京商工会議所が令和７年６月に公表した調査では、賃上げ実施予定企業における防衛的な賃上げの割合が６割以上に達するなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、持続的な賃上げを図ることで、経済の好循環を生み出すためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

＜具体的要求内容＞

経済の好循環を生み出すため、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図ること。あわせて、企業間のみならず、一般消費者も含めた全ての取引形態における適正な価格での取引推進に向け、社会全体の理解をより一層促すこと。

４　中小企業の人材確保・定着への支援

（提案要求先　内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局）

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

＜現状・課題＞

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションの進展など産業構造が変化する中、中小企業ではデジタル人材等の確保・育成が大きな課題となっており、求職者に対する職業訓練や在職者へのリスキリングにより、産業構造の変化に適切に対応することができる人材を育成していくことが求められる。

一方、外国人材の受入れについては、国による新たな在留資格の創設等により拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

特定技能制度・技能実習制度の見直しについては、令和６年６月に出入国管理及び難民認定法などの改正が国会で成立し、令和９年４月の施行が予定されている。新制度においては、制度見直しの趣旨を踏まえ企業と外国人材双方にとって意義のある運用が図られる必要がある。

加えて、国は、令和４年７月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。

（２）即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図ること。

（３）デジタル人材をはじめとする産業構造の変化に対応するための人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
（４）外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図るとともに、特定技能制度・技能実習制度について、制度見直し後の円滑な移行が行われるよう、普及啓発や必要な支援の検討を進めること。
（５）人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
（６）国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

５　中小企業のデジタル化の推進

（提案要求先　中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

＜現状・課題＞

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナ禍を経て一層顕著となったデジタル化の進展などがみられる現状において、中小企業の持続的な成長のためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことがもはや不可欠な状況となっている。

こうした中、国では中小企業省力化補助金において、現場の実情に応じたオーダーメイド型の設備投資も幅広く対象とする「一般型」を継続的に実施するとともに、「デジタル化・ＡＩ導入補助金」において、ＩＴの“導入”だけでなく“定着”を促す支援も補助対象とするなど、中小企業のデジタル化を推進している。

また、都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

６　社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援【最重点】

（提案要求先　金融庁・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

物価高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

＜現状・課題＞

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中においても、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

そうした状況の下、多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などの影響も受け、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、経営改善・再生、成長促進を含めた多岐にわたる経営課題に対応するため、令和６年７月に経営力強化保証制度を、令和７年３月に経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び協調支援型特別保証制度を、令和８年３月には経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営状況の改善に資することを目的としてモニタリング強化型特別保証制度を創設した。今後は、中小企業の経営改善や事業再生を推進するため、資金繰りを適切に支援していくとともに、金融機関と中小企業支援機関の連携強化を後押しするため、実情に合わせた運用が必要となる。

また、セーフティネット保証制度については、５号では令和６年 12 月から、利益率による認定基準が追加されるなどの見直しが図られたが、本制度は中小企業が経営の安定化を図るうえで有効な支援であり、引き続き適切な運用が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）新型コロナ対応融資を利用した事業者の多くが引き続き返済を行っている中、物価高騰、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。

（２）国は、協調支援型特別保証制度など物価高騰や人手不足等の影響を受けて

いる中小企業の経営課題解決を後押しする制度や、経営力強化保証制度や経営改善サポート保証制度など経営改善や事業再生に重点を置いた支援について引き続き充実を図ること。また、モニタリング強化型特別保証制度については、活用が促進されるよう、利用状況を踏まえた見直しを適宜行うこと。様々な社会経済情勢の影響により経営改善が進まない中小企業に対して、金融機関と中小企業支援機関の連携した経営支援が促進されるよう、一層の施策の充実を図ること。

（３）中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度について、対象業種を的確に指定するなど、引き続き適切な運用を行うこと。

7　中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備

（提案要求先　財務省・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）中小企業の資産相続時における税負担の更なる軽減措置の強化を図ること。
（２）中小M&A市場における健全な環境整備に向けた対策の強化を図ること。

＜現状・課題＞

国はスムーズな事業承継を支援するために、非上場株式の相続税や贈与税の納税を猶予する制度である事業承継税制について、平成 30 年度税制改正では、事業承継の一層の促進を図るため、10 年間の特例措置として、今後５年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、猶予対象となる株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合を 100%とすることで承継時の納税負担をなくすことをはじめ、雇用の８割維持の要件の実質的な撤廃、更には、経営環境の変化に応じて自主廃業や株式売却を行う際の税負担を軽減するなどの特例措置を講じている。

また、令和元年度税制改正では、個人事業者の事業承継を促進するため、10 年間の特例措置を創設し、５年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、個人の土地・建物を含む多様な事業用資産の承継に係る相続税及び贈与税の納税猶予割合を 100%とすることとしている。加えて、令和４年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の提出期限が１年延長され、さらに令和６年度税制改正において、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、法人版特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限がそれぞれ２年延長された。そして令和７年度税制改正において、後継者の役員就任要件が、贈与の直前において役員等であることに変更された。令和８年度税制改正においては、適用期限が到来するまでの間に、手続や後継者育成を終わらせるために、法人版特例承継計画の提出期限は１年半、個人事業承継計画の提出期限は２年半延長された。

こうした非上場株式及び個人の事業用資産に係る相続税、贈与税の税負担について抜本的な拡充が行われる中、事業用の宅地などその他事業用資産に係る税負担については、一定の特例措置により相続税負担の軽減が図られているものの、依然として事業者にとっては重い負担となっており、更なる軽減措置が望まれる。

高齢化が急速に進展する中、後継者不足に直面する中小企業等の経営者にとって、事業承継は重要な経営課題であることから、更なる円滑化に向けて、相続税をはじめ事業承継に関連する税の負担軽減をより一層拡充する必要がある。

また、後継者の決定した中小企業においても、株式の移転等手続に一定の期間を要することから、特例措置の適用期限の延長措置を講じる必要がある。

加えて、近年では、後継者不在の中小企業が事業承継を実現するための手法としてＭ＆Ａが浸透してきている。国においては、中小企業が安心してＭ＆Ａに取り組める基盤を構築するため、Ｍ＆Ａ支援機関の登録制度を設けるとともに、Ｍ＆Ａの基本的な事項や手数料の目安、Ｍ＆Ａ仲介業者等に対する適切な行動指針等を示した「中小Ｍ＆Ａガイドライン」を策定する等の取組を実施しているが、不適切な譲り受け側企業等の存在や経営者保証に関するトラブル、Ｍ＆Ａ専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題が発生している。国ではガイドラインの改訂等により対策を行っているところであるが、中小Ｍ＆Ａ市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）特定の小規模宅地等の相続税評価額を軽減する特例の対象を、400 ㎡を超える部分にも拡充するなど、中小企業の事業承継に伴う相続税負担の一層の軽減を図ること。

（２）事業承継者に過度な負担とならない相続税の課税ベース及び税率構造とすること。

（３）特例措置の適用期限（法人版事業承継税制は令和９年 12 月末、個人版事業承継税制は令和 10 年 12 月末）を延長すること。

（４）中小Ｍ＆Ａ市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化を図ること。

参　考

（１）小規模宅地等の課税の特例（25 年度税制改正の内容）

○「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」に係る特例の適用対象限度面積を 240 ㎡から 330 ㎡に拡充

○「①被相続人等の事業の用に供されていた宅地等」と「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」（貸付事業用宅地等は除く）の併用を可能に拡充

相続開始の直前における宅地等の利用区分				要件	適用対象限度面積	減額割合
①	被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		特定事業用宅地等に該当する宅地等	400 ㎡	80％
		貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400 ㎡	80％
				貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 ㎡	50％
			一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 ㎡	50％
			被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 ㎡	50％
②	被相続人等の居住の用に供されていた宅地等			特定居住用宅地等に該当する宅地等	330 ㎡	80％

25 税制改正前 240 ㎡

（２）相続税法の一部改正（25 年度税制改正の内容）

	改正前		改正後
定額控除	5,000 万円		3,000 万円
法定相続人比例控除	1,000 万円に法定相続人数を乗じた金額		600 万円に法定相続人数を乗じた金額
相続税の税率構造	税率 1,000 万円以下の金額　10％ (中略) ３億円以下の金額　40％ － ３億円超の金額　50％ －		税率 同左 (中略) ２億円以下の金額　40％ ３億円以下の金額　45％ ６億円以下の金額　50％ ６億円超の金額　55％

（３）非上場株式等（※）に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の主な改正事項

○平成 30 年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予について、10 年間の特例措置を創設し、抜本的に拡充（※中小企業者である非上場会社の株式又は出資）

改正事項	一般措置	特例措置
納税猶予の対象株式	議決権株式総数の２／３まで	上限を撤廃、議決権株式全てを対象
納税猶予割合	相続 80％　贈与 100％	相続の猶予割合を 100％に拡大
雇用要件	５年間平均で８割を維持	実質的に撤廃
対象者	１人の先代経営者から１人の後継者へ	複数の株主から代表者である後継者（最大３人）へ
自主廃業、売却時の納税	納税額を承継時の株価で算定	自主廃業・売却時の株価で算定
対象時期	定めなし	2018 年から 2027 年までの相続・贈与 ※2024 年３月 31 日までに承継計画の提出が必要（令和４年度税制改正延長後） ※2026 年３月 31 日までに承継計画の提出が必要（令和６年度税制改正延長後） ※2027 年９月 30 日までに承継計画の提出が必要（令和８年度税制改正延長後）
後継者要件	贈与の日まで３年以上継続して役員等であること	贈与の日まで３年以上継続して役員等であることから贈与の直前において役員等であることに変更（令和７年度税制改正）

（４）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の主な改正事項

○令和元年度税制改正「個人の事業用資産に係る相続税及び贈与税の納税猶予の創設」

事　項	内　容
納税猶予の対象	事業用資産（土地 400 ㎡まで、建物 800 ㎡まで、機械・器具備品等）
納税猶予割合	相続 100%　贈与 100%
対象時期	2019 年から 2028 年までの相続・贈与　※2024 年３月 31 日までに承継計画の提出が必要 ※2026 年３月 31 日までに承継計画の提出が必要（令和６年度税制改正延長後） ※2028 年９月 30 日までに承継計画の提出が必要（令和８年度税制改正延長後）
後継者要件	贈与の日まで引き続き３年以上従事から、贈与の直前において事業に従事していることへと変更（令和７年度税制改正）
その他	既存の事業用小規模宅地特例との選択制

８　博士人材等の活躍の推進

（提案要求先　財務省・文部科学省・経済産業省）
（都所管局　政策企画局・総務局・産業労働局）

（１）産業分野で活躍する博士人材を増やしていくため、国が先頭に立って必要な環境整備を行うこと。
（２）海外で実施されている Industrial PhD の仕組みを参考に、学生・企業・大学の三者が連携し、企業における実課題への対応と学位取得を両立させる育成ルートを確立すること。
（３）学生のニーズに応じて、自然科学系の学生のみならず、人文科学・社会科学系の博士人材が産業分野で活躍できるよう、支援を行うこと。
（４）産学間で博士人材の往来が活性化するよう、人材の循環を促進すること。
（５）博士課程学生に対する経済支援について、優秀な学生の進学を一層促進するため、給付水準の引上げを図ること。
（６）博士課程学生を支援する研究奨励費について、学生の税負担の軽減を図ること。
（７）大学の研究者が研究活動に注力できるよう、補助金制度等を使いやすいものとするなど、必要な環境を整えること。

＜現状・課題＞
博士号取得者は社会課題解決や新産業創出のエンジンであり、世界では積極的な登用を推進している。しかし、日本では、修士課程修了者の博士課程への進学率は横ばいが続き、人口 100 万人当たり博士号取得者は欧米等に比べて少なく、企業等での活用も進んでいない。博士人材活用の遅れは深刻であり、このままではグローバルな技術競争・新規事業創出から取り残されていく懸念がある。
その要因として、博士課程進学後の生活に対する経済的な不安や修了後のキャリアパスが不透明であること等が挙げられている。国は目標として、「2040 年における人口 100 万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる（2020 年度比約３倍）」ことを掲げ、企業への就職を後押しするための情報発信

やジョブ型研究インターンシップによる就業機会の提供、博士号取得者を雇用した企業に対する人件費の税額控除、博士課程学生への生活費支援等の取組の充実を図っている。

一方、企業・大学・学生それぞれの間で博士人材の役割や有用性に関する認識が十分に共有されておらず、博士人材が十分に活躍するには至っていない。

また、企業に対する税額控除については、要件が厳しく手続き面での負担が大きい等の理由から利用が伸び悩んでおり、国による生活費支援の給付水準については、経済界から「優秀な人材が博士課程で学ぶ生活水準として十分であるとは考えにくい」との指摘がある。

こうした中、都では、社会での博士人材の活躍を促進するため、政策連携団体等において博士人材を活用する事業を実施している。また、イノベーションを創出するスタートアップ等の成長の後押しに向けて、高度な専門知識を有する博士人材の活用を支援するため、スタートアップ及び博士人材に向けたセミナーやマッチングイベント、定着に向けた伴走支援を実施する。

さらに、優秀な人材の博士課程への進学を促進するため、東京都立大学の博士課程の学生を対象に大幅に拡充した経済支援を開始した。

・平均的な生活費相当額の研究奨励費を支給するとともに授業料を都が負担
・優れた業績を上げている２・３年次の学生に、修士課程修了後に就職した場合の給与に相当する額を支援

本経済支援では、優れた人材が生活の心配なく博士課程に進学できるよう、生活費等に充てることができる研究奨励費を支給する仕組みとしているが、研究奨励費は所得税法上の雑所得として扱われており、所得控除により税負担の軽減を受ける給与所得と比べ、学生の負担が大きい。

こうした状況は、科学技術振興機構の実施する次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）等の支援においても同様であり、支援効果の低減につながっているため、限られる予算を有効に活用し日本の科学技術力向上を図るに当たって、早急に改善が必要な課題となっている。

また、博士人材の活躍の推進に向けては、大学自体の機能強化も重要である。大学の研究力を確保・強化するためには、研究活動に関する補助金申請等の事務負担を減らし､研究者が研究活動に注力できる環境を整えることが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）産業分野で活躍する博士人材を増やしていくため、企業・大学・学生の意識改革や、大学におけるキャリア教育の充実、産学連携による即戦力となる人材育成、企業における博士人材の雇用に係る研究開発税制の見直し等、国が先頭に立って必要な環境整備を進めること。

（２）海外で実施されている Industrial PhD の仕組みを参考に、学生が企業に雇用され、給与を受けながら博士論文を執筆し、学位を取得する等、学生・企業・大学の三者が連携し、企業における実課題への対応と学位取得を両立させる育成ルートを確立すること。

（３）学生のニーズに応じて、自然科学系の学生のみならず、人文科学・社会科学系の博士人材が産業分野（特に中小企業・スタートアップ）で活躍できる

よう、支援を行うこと。
（４）産学間で博士人材の往来が活性化するよう、人材の循環を促進すること。
（５）博士課程学生に対する経済支援について、優秀な学生の進学を一層促進するため、給付水準の引上げを図ること。
（６）博士課程学生を支援する研究奨励費について、学生の税負担の軽減を図ること。
（７）大学の研究者が研究活動に注力できるよう、補助金制度等を使いやすいものとするなど、必要な環境を整えること。

９　森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実【最重点】

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局・政策企画局）

（１）森林循環に資する国産木材の利用促進施策を拡充すること。
（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
（３）実態に即した森林整備が適切に進むよう、森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。
（４）花粉発生源対策の強化に取り組むこと。
（５）森林における地籍調査が進むよう対策を講じること。

＜現状・課題＞

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産木材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産木材の利用拡大については、平成 30 年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に国産木材の需要が高まっている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採更新が停滞する森林が依然として残され、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、今や都民の約二人に一人がスギ花粉症に悩んでいるといわれ、都民、国民の健康に関わる重要な課題となっており、花粉発生源対策のスピードを上げていく必要がある。

一方、伐採・植替え（花粉発生源対策）においては、森林の所有者の世代交代や不在村化等により、所有者や境界の不明となった森林が増え、大きな支障になっている。今後、更にこうした森林が増加していくことが懸念される。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産木材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した 47 都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靭化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端

の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施、原木市場といった流通に係る施設整備等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替え及び保育の実施に加え、令和７年度から専門家を活用した森林の所有者や境界の明確化の支援を都自ら働きかける取組を始めている。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで 2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必要である。

また、花粉発生源対策については、令和５年５月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和６年の飛散期から今後 10 年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）森林循環に資する国産木材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産木材を積極的に利用するため、国産木材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及、円滑な木材流通に向けた原木市場等の整備への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を見直すこと。

（３）実態に即した森林整備の推進に向けた森林経営計画制度の認定要件の見直し

木材価格の低迷等により、管理や伐採更新が進まない森林について、林業経営体の実態に即した整備が適切に進むよう、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

（４）花粉発生源対策の強化

花粉の少ないスギ等への植替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

（５）森林における地籍調査が進む対策への取組

相続登記されないことにより所有者が不明瞭な森林での地籍調査の加速に向け、自治体が執行体制の強化が図れるよう財政的措置を行うとともに、森林における地籍調査の意義について広報の充実を図ること。

参　　考

【花粉症患者数】

【全国】

2019 年度の調査で、国民のおよそ 38.8%がスギ花粉症患者と推定

環境省「花粉症環境保健マニュアル 2022」より

【東京都】

2006 年度
都民の約 28.2%
2016 年度
都民の約 48.8%

都福祉保健局「花粉症患者実態調査報告書（平成 28 年度）」より

【花粉飛散数の推移】

令和８年１月 22 日　保健医療局
「令和７年度第２回東京都花粉症対策検討委員会　会議資料」より

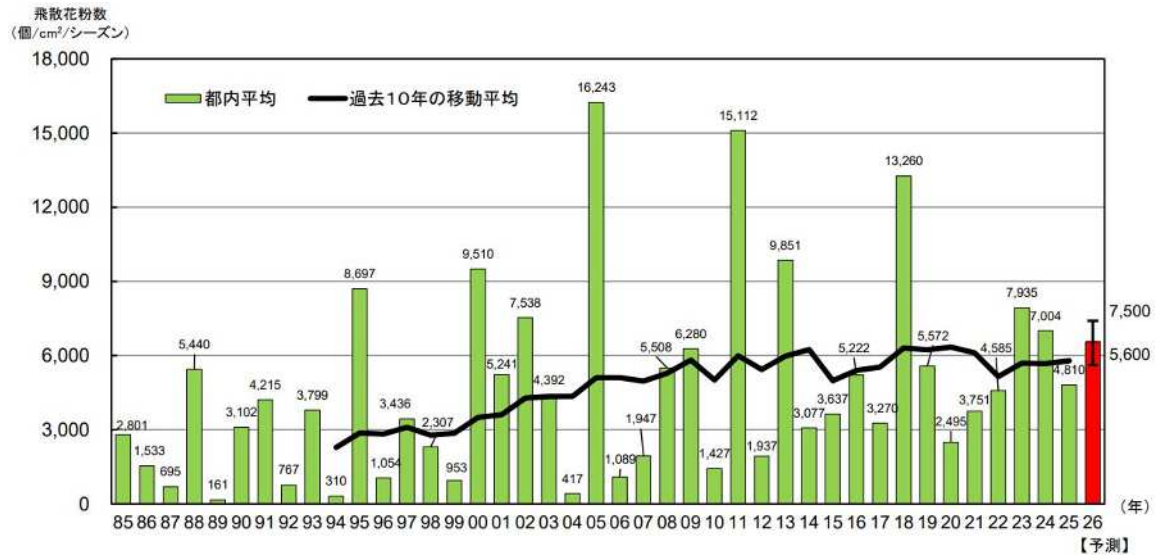

１０　原油価格･物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【最重点】

（提案要求先　農林水産省・林野庁・水産庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。

（２）国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

＜現状・課題＞

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰、原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和６年 11 月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、物価高の影響を受ける事業者の支援や飼料作物の生産支援、生産基盤の強化による国産木材の安定供給等に取り組んでいる。

しかし、不安定な国際情勢等により、景気の先行きが不透明な中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

（２）国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

１１　都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善【最重点】

（提案要求先　財務省・農林水産省・国土交通省）
（都所管局　産業労働局・都市整備局）

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財制措置を講ずること。

＜現状・課題＞

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年に「都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）」を制定するとともに、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の改正や特定生産緑地制度の新設、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきた。法の制定から 10 年を迎える現在においても、相続を契機とした農地の減少はいまだ歯止めがかかっていない。団塊の世代が 80 歳以上となる令和 12 年以降に自然減の影響が強まることから、都市農地にかかる相続税納税猶予の対象拡大など、大胆な対策を速やかに講じる必要がある。

また、平成 28 年に「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を貴重な緑地として明確に位置付けるとともに、農業者などにより適切に管理されることが持続可能な都市経営のためにも重要であるとした。しかし、都市部における生産施設や畜舎、加工・販売等にかかる建築物の設置には都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）により制限がかけられており、都市と共存する農業の発展が妨げられている。

なお、国は、平成 29 年に一部の農業用施設の設置を可能とする新たな用途地域「田園住居地域」を創設したが、東京のように多くの住民がいる地域では、コンセンサスを得るのが難しく、本制度を活用することは極めて困難である。

このため、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた課題に対する制度等の改善について、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

（１）相続税の負担軽減等を図るため、下記の措置を講じること。

① 相続税納税猶予制度について、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど､都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。

② 相続税における小規模宅地等の特例について面積要件を拡大するとともに同居などの要件を緩和すること。

③ 農家が相続税を支払う際、農地による納付を可能とし、これにより公有化された農地を相続人に有償貸与し、課税額等相当分支払後、相続人に土地が返還される新たな制度を創設すること。

④ 平成 26 年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻すこと。

⑤ 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。

（２）都市農業が営まれている地域における建築物の用途制限について、下記の制度改善を講じること。

① 農業経営に必要な施設に対する建築基準法の許可対象の拡大を図るとともに、同法に定める建築確認を要しない建築物の取扱いとすること。

② 第一種低層住居専用地域等に存在する畜舎について、近隣の環境に配慮した改築等ができるように､畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）の対象地域を拡大すること。

１２　新規就農者の経営安定への支援

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

新規就農者育成総合対策について、市街化区域で新たに農業を始める方が、経営開始資金の交付対象となる仕組みとすること。

＜現状・課題＞

東京都では、農業の担い手を確保・育成するため、農外等からの新規就農希望者の就農や定着支援に向け、様々な施策を展開している。この一つとして、農業を始めて間もない方の営農開始時期の生活を支えるため、国の制度である新規就農者育成総合対策の経営開始資金を活用した支援を行っている。

この経営開始資金について、国は、市街化区域内も含め、地域の話合いにより策定した計画に基づき営農を開始した農業者を対象に交付していた。

しかし、令和５年４月に改正された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の施行により、将来の農地利用の姿を明確にするため、市街化区域を除いて地域計画を策定することが義務付けられた。

これに伴い、令和７年度から、経営開始資金の交付対象が、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定されることとなった。

東京の農業は、約６割が市街化区域内にある農地で営まれているため、都内の多くの地域において新規就農者は交付対象外となり、東京農業の振興に大きな影響がある。

都は、市街化区域の自治体が、農業の活性化に向けた計画を策定する場合に支援を行っており、東京農業の更なる発展に向け、こうした市街化区域内において、新たに農業を開始する方々へも確実に支援ができる仕組みが必要であることから、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

市街化区域内での新規就農者が、経営開始直後の経営確立を早期に図れるよう、経営開始資金の交付対象を、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定せず、市街化区域内の基礎的自治体が同様の計画を策定した場合にその地域で営農する農業者も含めること。

１３　高病原性鳥インフルエンザ対策の強化【最重点】

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

（１）高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
（２）農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。
（３）安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等を進めること。

＜現状・課題＞

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和２年以降、毎年発生し、令和４年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

国は家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行っているが、依然として本病の発生は継続している。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査を継続することで、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者の飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中、農場におけるバイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経済的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

こうした中、国は、令和７年から鳥インフルエンザワクチンの予防的接種の是非について、検討を開始したが、有効性等の検証が不十分なワクチンの導入は、本病の発生を見逃すおそれがあり、かえって家きん飼養関係者の混乱が予想される。そのため、使用する鳥インフルエンザワクチンは、感染防御効果が高く、かつ、野外ウイルス株と識別可能であることが不可欠である。また、ワクチン接種に伴う経済的・労務的負担についても考慮する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査を継続し、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

（２）農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の２分の１を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

（３）安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等

ワクチン接種の導入に当たっては、従来のワクチンよりも感染防御やウイルス排出阻止の能力が高く、野外ウイルス株と識別可能なワクチンとなるよう、有効性等を十分検証するとともに、ワクチン接種にともなう経済的・労務的負担の軽減についても十分に留意すること。

１４　豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

（１）野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
（２）近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

＜現状・課題＞

平成 30 年９月に岐阜県で発生した豚熱は、北海道を除き、ほぼ全国に拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

このため、国は、豚熱発生県及びその隣接県（46 都府県）をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため､野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

都は、国の対策を踏まえ、令和元年 12 月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシＣＳＦ対策協議会を設立し、令和２年３月中旬から本協議会が経口ワクチンを散布し、感染防止に努めてきた。

こうした中、令和３年４月１日に、改正家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、国庫負担金を財源とした都道府県が主体となって行う事務として位置付けられたが、いまだ都道府県事務として散布が行えない状況である。本対策は長期にわたることが見込まれていることから野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

アフリカ豚熱については、有効なワクチンや治療法がなく、国内への侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられている。世界ではアジア、ヨーロッパ、アフリカ各国で発生が続いており、とりわけ韓国では我が国との定期航路のある釜山広域市において野生イノシシの感染が連続して確認され、我が国への侵入リスクがますます高まっている。

国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係るＰＲを行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。

また、国内に本病が侵入した場合に備え、法改正を行い、予防的殺処分の規程を定めたほか、令和２年度からワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策に取り組んでいるものの、野生イノシシへの対応については急峻な山地が多く、猟友会や林業関係者の減少かつ高齢化が進んでいるため、実効性を図る等の改善が必要である。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、対策の強化が

必要である。
　こうしたことから、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞
（１）野生イノシシの豚熱対策の確実な実施
　家畜伝染予防法に基づき、散布作業の適期かつ円滑な実施に向け、都府県を事業主体として、必要な財源を国が確保し国庫負担金として交付するよう措置すること。
　経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。
（２）アフリカ豚熱の国内侵入防止及びまん延防止策の確実な実施等
　空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。
　野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合に備え、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法と併せて、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた、実現性のある手法を早急に開発すること。
　また、本手法に基づく対応を行うに当たり国は都道府県に対し、死体回収・処理に携わる人材・資材の提供及び十分な予算措置を行うこと。

１５　クロマグロの適切な資源管理の推進について

（提案要求先　水産庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）クロマグロの適正な資源管理と沿岸漁業の操業実態を反映した漁獲枠の配分を行うこと。
（２）漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮すること。
（３）クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底すること。

＜現状・課題＞

クロマグロの資源管理については、平成 27 年から中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）による国際的な漁獲規制が導入され、我が国では平成 30 年から漁業法（昭和 24 年法律第 167 号）に基づく漁獲可能量管理が行われている。

こうした取組の結果、資源は回復基調にあり、令和７年以降の我が国の漁獲枠は、30 ㎏以上の大型魚で従来の 1.5 倍、30 ㎏未満の小型魚で 1.1 倍増となり、都においても漁獲枠の順守と消化率の向上に取り組むことにより、当初配分は大型魚で前年度比約 3.3 倍の 61.2 トン、小型魚で約 1.8 倍の 25 トンと大幅な増枠につなげることができた。

国は引き続き、科学的根拠に基づく調査や管理を進め、クロマグロの漁獲枠の更なる拡充に努めるとともに、零細な沿岸漁業の操業実態に配慮した漁獲枠の配分や、他県・大臣許可漁業との調整による漁獲枠の有効活用を図ることが重要である。

また国は、こうした状況の変化を受け、クロマグロの資源管理の高度化に向け、令和８年度から漁業者への詳細な漁獲情報報告・買い手への情報伝達の義務付けや、遊漁の届出制を開始した。都としても公正かつ厳格なクロマグロの資源管理が必要と考えるが、制度の導入に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮するとともに、制度の実効性担保に必要な監視・取締り体制の整備が不可欠である。特に、伊豆諸島周辺海域では近年のクロマグロ漁場の形成に伴い、プレジャーボートや遊漁船による採捕が増え、漁業との競合も顕在化していることから、国の責務の下、早急に遊漁の管理体制を構築していくことが肝要である。

ついては、クロマグロの資源管理を一層推進するため、以下の要望を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）クロマグロの漁獲枠の更なる拡大に向け、引き続き科学的根拠に基づく調査や管理に努めるとともに、沿岸漁業に配慮した漁獲枠の配分を行うこと。
（２）漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等に過度の負担とならないよう制度設計を行うとともに、ＤＸを積極的に活用すること。
（３）クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底するとともに、漁業とのトラブルの未然防止を図るため、伊豆諸島周辺海域におけるクロマグロ遊漁に対し取締船の派遣など監視・取締り体制を強化すること。

１６　キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化

（提案要求先　水産庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。
（２）漁業収入安定対策事業について、強度資源管理タイプの対象となる魚種の拡大を図ること。
（３）キンメダイ漁業について、資源管理の強化に伴い許可制を導入すること。

＜現状・課題＞

キンメダイは、都の漁獲金額の約 45%を占める重要な魚種であり、主要漁場の一つである伊豆諸島周辺海域では、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の漁船が入り会って操業を行っている。

これらの１都３県の漁業者は、キンメダイの持続的な利用を図るため、体長の制限や禁漁区の設定、漁具の制限などの自主的な資源管理に取り組んできた。

しかし、海洋環境の変動等により漁獲量は長期的に減少傾向にあり、キンメダイの資源回復は重要な課題となっている。

こうした中、国で改正された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の下、キンメダイを漁獲可能量（ＴＡＣ）管理の対象に加える方針を示しており、これまで資源管理に取り組んできた漁業者は、更なる規制の強化につながるのではないかと不安を募らせている。

持続可能なキンメダイ漁業の実現に向け、資源管理を推進していくためには、国において、漁業操業実態を把握し、より精度の高い資源評価に基づき、関係者の合意の下、取組を進めることが必要である。また、漁獲量の減少による経営への影響に不安を抱える漁業者へのサポートを図るとともに、無秩序な漁場への参入を抑制していくことも不可欠である。

このため、以下の要望を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）水揚げ情報の収集体制の構築

キンメダイ漁業について、資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。

（２）漁業収入安定対策事業の拡充

キンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組む漁業者

が、漁獲金額が減少した場合に経営の安定が図れるよう、資源管理指針・計画作成要領を改正し、強度資源管理の対象を拡大するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

（３）資源管理の強化に伴う許可制の導入

無秩序な参入抑制の観点から、国による許可制を導入すること。許可制の導入に当たっては新規就業者の確保・育成の観点にも配慮すること。

１７　小型鯨類による漁業被害対策の検討について

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

（１）伊豆諸島周辺海域において漁業被害をもたらす小型鯨類の生態把握を行うこと。
（２）小型鯨類による漁業被害を効果的・効率的に軽減するための技術開発に取り組むこと。

＜現状・課題＞

近年、伊豆・小笠原諸島周辺海域では、小型鯨類により漁具にかかった漁獲物を食べられる等の漁業被害、いわゆる「食害」が大きな問題となっている。特に、伊豆諸島周辺海域では、重要魚種であるキンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業での被害は深刻で、釣針に掛かった魚の食害が多く、小型鯨類が出現するとその日の操業を中断して帰港を余儀なくされる事例も頻発し、漁業経営に大きな支障が生じている。

しかし、小型鯨類は国際的な保護動物であるため、現状の対策としては追い払いを目的とした防除的な措置を講じることしかできない。都ではこれまでに、超音波を利用した忌避装置や、動物駆逐用煙火（轟音玉、トド玉）の使用により小型鯨類の追い払いにあたってきたが、時間の経過とともに効果が薄れてしまい、抜本的な被害軽減対策とはなっていない。

水産庁では、大型クラゲやトド等、都道府県の区域を越えて広く分布・回遊する野生生物の出現状況や生態等の把握、被害軽減技術開発等を行っているが、小型鯨類についても回遊や漁業被害が広域に及び、都道府県単位での対策は困難であることから、同様に国が対策を講ずべき課題であると考える。

このため、以下の要望を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）伊豆諸島周辺海域において漁業被害をもたらす小型鯨類について、種類、分布状況や回遊経路といった､対策の基礎となる生態情報の把握を行うこと。
（２）小型鯨類の食害による漁業被害を効果的・効率的に軽減するための技術の開発・実証を行い、漁業者への普及を図ること。

14 スマート シティ 観光

１　ＭＩＣＥ推進施策の強化【最重点】

（提案要求先　観光庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）ＭＩＣＥ誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、ＭＩＣＥ開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
（２）国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
（３）国際競争力向上などの観点からＩＴ関連業界等との連携や人材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を働き掛けること。
（４）ユニークベニューの活用促進によるＭＩＣＥ誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

＜現状・課題＞
ＭＩＣＥは新型コロナウイルスの感染拡大により、開催中止・延期やオンライン形式への変更等、大きな影響を受けたが、コロナ禍の収束後は、人々が対面で集まる意義や価値が再評価されてきており、世界的に実地開催の再開が進んでいる。
都では、令和５年１月に策定した「東京都ＭＩＣＥ誘致戦略 2023」に基づき、ＭＩＣＥ誘致を展開しているが、シンガポールやソウルなどの競合都市においても､デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。
海外都市との誘致競争を勝ち抜き、国内でのＭＩＣＥ開催を増やしていくためには国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、ＭＩＣＥ開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

＜具体的要求内容＞
（１）ＭＩＣＥに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有するＭＩＣＥ開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

（２）国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。

（３）急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から､ＭＩＣＥ業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、ＩＴ関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。

　また、ＭＩＣＥ誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。

（４）ユニークベニューは、開催都市の魅力を効果的にＰＲできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、ＭＩＣＥ誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

２　観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実【最重点】

（提案要求先　出入国在留管理庁・外務省・観光庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
（２）インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。
（３）地域の生活と観光との調和を図る自治体等による取組への積極的な支援などを推進すること。

＜現状・課題＞

令和７年の訪日外国人旅行者は 4,200 万人を突破し、インバウンド需要は活況が続いている。その旅行消費額も 9.5 兆円と過去最高になり、日本経済の発展を支える重要な成長産業である。

国際競争力を高め、世界の観光需要を更に取り込んでいくためには、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上やＤＸの推進等による人手不足の解消を強力に後押しする必要がある。

加えて、訪日意欲を喚起するための国を挙げたプロモーションを行うことも有効である。

一方で、旅行者の増加に伴い、一部の地域では、混雑やマナー違反などの影響が出ており、地域住民の生活と観光との調和を図る取組の強化が必要となっている。

また、共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
　①　食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ

細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

② 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。

③ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、ＤＸの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。

（２）各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

（３）外国人旅行者向けの観光マナー啓発のほか、自治体等による混雑緩和やごみのポイ捨て対策など、地域の生活と観光との調和を図る取組への積極的な支援などを一層推進すること。

３　民泊制度の適正化【最重点】

（提案要求先　厚生労働省・国土交通省・観光庁）
（都所管局　産業労働局・保健医療局・住宅政策本部）

（１）無許可・無届民泊の定義や悪質な事業者に対する指導監督基準を明確化するとともに、罰則強化等により悪質事業者を市場参入させない仕組みの構築や自治体が地域の実情に合わせて条例を制定できるよう、法令等の見直しを図ること。

（２）住宅宿泊仲介業者とのシステム連携等を通じ、無許可・無届民泊の仲介を排除するとともに、海外サイトの実態調査や海外当局とアクセス抑止等の対応を検討すること。あわせて外国人旅行者に対し、無許可・無届の物件を利用しないよう注意喚起すること。

（３）民泊の位置付け、罰則など、旅館業法及び住宅宿泊事業法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。また、事業者の国籍等について、把握の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。

＜現状・課題＞

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に基づく民泊施設の整備等が進む一方、法令に基づく適正な手続きを行っていない施設や、近隣住民等の生活環境に影響を与える不適切な運営を行う施設に対する苦情が増加している。

現在、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づく許可を受けていない又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていないなどのいわゆる無許可・無届民泊の把握に膨大な時間と労力がかかっているとともに、指導を受けた事業者が住宅宿泊事業法の届出をして営業を続ける事例も散見される。

さらに、住宅宿泊仲介業者は、ウェブサイトへの掲載依頼を受けた物件について、届出や許可の有無を個別に確認しているが、こうした確認を適切に行わず、無許可・無届の物件の掲載を漫然と繰り返すケースも散見される。一方、物件数が急増する中、旅行業者における専任の管理者といった仕組みを持たない住宅宿泊仲介業者による確認には限界があり、多くの物件の届出や許可の有無を迅速かつ確実に確認できる新たな仕組みの構築が急務となっている。

自治体が住宅宿泊仲介業者のウェブサイトに無許可・無届の物件の掲載を確認した場合、自治体から観光庁に依頼し、観光庁が住宅宿泊仲介業者にウェブサイトからの削除を指導している。しかし、自治体が無許可・無届の物件に是正指導

を行おうとした場合、ウェブサイトで得られる情報が限定的で、物件の正確な所在地並びに運営している事業者の名称及び連絡先を把握できず、速やかな指導が困難な場合がある。

加えて、外国人旅行者に対し、届出や許可の無い違法な物件を利用しないよう多言語での注意喚起が十分に行われていないため、外国人旅行者は所定の衛生要件等を満たさない無許可・無届の物件を知らずに利用しているおそれがある。

旅行者が安全で安心な宿泊サービスを利用できるよう、こうした課題の解消に向けた対策を早急に講じる必要がある。

また、事業者や委託を受けた住宅宿泊管理業者が、適切な管理を怠り、ごみ出しや騒音など生活環境を悪化させるケースが多発している。一方で、生活環境に関する適切な管理を怠った事業者に対する業務停止命令等の適用条件が曖昧であるほか、海外拠点事業者への連絡や事業実態の把握がしづらくなる場合がある等の事由により、指導や処分に踏み込みにくい状況となっている。

このほか、観光庁からの宿泊日数のデータと事業者の報告が異なる場合があり、正確な把握が困難であるなど、システム面で見直すべき様々な点がある。

こうした状況に対し、自治体は国のガイドラインに沿って対応しているが、条例で規制できる内容が「区域及び期間」に限られることから、地域の実情にあった運用が行いづらい状況にある。

さらに、民泊等を目的としてマンションなどの物件を購入し、住民を退去させるために正当事由のない賃料の値上げやエレベータの停止等の実力行使を伴った悪質な事例も発生している。

こうした様々な課題が生じる中、現行法下において自治体の取組のみで解決するのは困難な状況であることから、下記のとおり要望する。

＜具体的要求内容＞

（１）－①　旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、無許可・無届民泊に当たる違法行為を特定するに当たり、例えば、宿泊行為や宿泊料の収受などの宿泊した事実だけでなく、予約サイト等により宿泊客を募集する行為なども対象にできるよう拡大するなど、法令で明確化すること。

（１）－②　無許可・無届民泊を防止するため、罰則を強化するとともに、無許可・無届営業を繰り返すなどの悪質な事業者の民泊市場への参入を防止するため、こうした事業者を住宅宿泊事業法第４条に基づく欠格事由に加えるとともに､住宅宿泊事業法第 16 条第２項の規定による廃止命令を受けた者を旅館業法第３条第２項の欠格事由に加えるなど、仕組みを見直すこと。

（１）－③　施設の適切な運営を促すため、事業者を国内に住所を有するものに限定するなど、住宅宿泊管理業者では十分対処できない場合に、事業者が対応できる仕組みを検討すること。また、生活環境に関する適切な管理を怠る事業者に対して、各自治体が指導監督を適切に実施できるよう、住宅宿泊事業法における業務停止命令等を発する際の基準を明確化すること。

（１）－④　住宅宿泊管理業者の登録について、現行の講習受講に加え、習熟度などを厳格に確認するとともに、地域の実情に応じて再委託の範囲を定めることができる仕組みを検討すること。併せて、国として指導監督を徹底する

こと。
（１）－⑤　生活環境の悪化を防止するため、地域の実情に合わせて、届出に当たっての住民説明会の開催や施設管理者の配置など、区域と期間の制限以外の項目についても規制する条例を制定できるよう法令の見直しを図ること。あわせて、適正な運営を広げるため、優れた取組を行う事業者にインセンティブを与えることなどについて、国として考え方を示すこと。
（２）－①　観光庁の登録を受けずに海外で民泊の物件を仲介する、いわゆる違法住宅宿泊予約サイトやＳＮＳを利用した無許可・無届民泊の把握に向け、それらの実態調査を実施し､違法な海外予約サイトへのアクセス抑止を含め、海外当局とも連携し対応を検討すること。また、例えば、令和 10 年度中に導入予定の電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）などを活用して、入国時に水際で無許可・無届民泊への宿泊を防止する仕組みづくりを検討すること。これらについて、国が実施主体となり進めること。
（２）－②　国の持つ住宅宿泊事業法の届出物件及び旅館業法の許可物件の最新情報を住宅宿泊仲介業者にリアルタイムで提供し、住宅宿泊仲介業者が届出又は許可のある物件を迅速かつ確実に確認できる態勢を早急に整備すること。また、住宅宿泊仲介業者が無許可・無届の物件に関するウェブサイトへの掲載依頼を受けた場合、その物件の住所並びに依頼を行った事業者名及び連絡先について、国を経由して、当該物件の所在する地域の住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体に情報提供する仕組みを構築すること。さらに、無許可・無届の違法物件の仲介を防ぐため、住宅宿泊仲介業者に対する指導監督を強化するとともに、違法物件の掲載を繰り返すなど、責任を果たさず不適切な運営を継続する仲介業者に対しては厳格に行政処分を行うこと。
（２）－③　外国人旅行者に対し、住宅宿泊事業法の届出や旅館業法の許可の無い宿泊施設を利用しないよう､多言語で広報するなど適切に周知を図ること。
（２）－④　民泊制度運営システムの更なる活用に向けた利便性の向上や住宅宿泊仲介業者が提供するデータのシステム連携等を通じ、予約・宿泊実績やその始期・終期を正確かつリアルタイムに把握できるようにするなど、更なる改善に取り組むこと。
（３）－①　貸主等が住宅を民泊に使用することを目的として、入居している住民を退去させるためにエレベータを停止するなどの実力行使に及ぶことを防ぐために、貸主等を指導できる仕組みを国の責任において検討すること。
（３）－②　事業者に届出を求める情報（国籍・在留資格等）について、把握の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。
（３）－③　民泊における違法行為や生活環境の悪化等の防止、発生時の対応等を自治体が継続的に対応できるよう、民泊行為の位置づけ、事業者が守るべき基準や規制内容に加え、届出制から許可制への変更、更新制の導入、指導監督や違反時の罰則などについて、旅館業法及び住宅宿泊事業法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。

15 スマート シティ 文化・エンタメ

1　文化政策の推進

（提案要求先　内閣府・文化庁・厚生労働省・経済産業省・観光庁）
（都所管局　生活文化局・福祉局）

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第４次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げるとともに、「文化芸術推進基本計画（第２期)」においては、文化資源の魅力向上や発信強化、地域における文化芸術振興拠点の整備・充実等を推進すべき施策として示している。

都は、これらの国の方針も踏まえ、2030 年度までの文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を令和４年３月に策定し、芸術文化を通じた人々のウェルビーイング向上やアーティスト等の育成・支援など様々な取組の展開を通じて「躍動」と「豊かさ」が両立した社会の実現を目指している。令和７年度には、子供たちが良質な芸術文化に触れる機会を増やす取組を推進するため、「TOKYO カルチャーデビュー」を立ち上げたほか、世界陸上・デフリンピックを契機にアクセシビリティ向上の機運を一層高めることを目的としたキャンペーンを展開し、共生社会の実現に向けた取組を進めた。

今後は、秋冬の東京を舞台に、都内で開催される官民の多彩な芸術文化イベントを結び合わせて、都市・東京の魅力を際立たせる新たな文化芸術祭「ARTE TOKYO（アルテ・トーキョー)」の開催のほか、日本の礎を築いた「江戸」の歴史や、文化の魅力と価値を世界遺産登録も見据えて発信することを強化することとしており、これまで以上に文化庁と密に連携していく必要がある。

また、国立劇場の建替計画の遅延により歌舞伎や文楽の代替施設として新国立劇場が長期使用され、都が所管する東京文化会館が施設改修に伴い休館する中、改修期間中のバレエ・オペラの公演活動及び鑑賞機会等の減少に対して業界団体から強い懸念が示されており、国の施設も含めて相応規模の施設を緊急的に確保することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、文化芸術予算全体を増額し、文化芸術振興費補助金事業など地域における文化芸術振興拠点の整備・充実を推進する財源について、継続的、安定的に確保するとともに、日本の実演芸術振興の中核として多種多様な公演

を通じたファン層の拡大や担い手の育成を推進する都内の劇場・音楽堂に対して十分な支援を行うこと。

（２）東京のアートシーンを国内外へ発信するために国や民間などと連携した取組、具体的には、創造性・国際性の高い作品をはじめ多彩な舞台作品で幅広い層を惹きつける舞台芸術祭の展開や、都内に点在する優れたコンテンツを結び合わせ新たな文化芸術祭として国内外へ一体的にプロモーションする等の取組に対し、積極的な支援を行うこと。

（３）子供たちの良質な芸術文化に触れる機会を増やす取組の推進に対し、必要な支援を行うこと。

（４）多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。

（５）アール・ブリュット等の振興や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すＮＰＯ等の活動に対する支援、芸術文化の多様性や包摂性を生かした事業に対する支援､文化施設における情報保障の充実に向けた取組への支援など、共生社会の実現を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。

（６）能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。

（７）アート市場の活性化やアーティストの持続的活動につながる法制度や施策の検討を国として進めるとともに、これらに向けた都の取組に対して、必要な支援を行うこと。

（８）国立劇場の建替計画を端緒とするホール・劇場問題を全国が一体となって芸術文化を活性化させる契機と捉え、国が主催するオペラ・バレエ公演を代替施設で実施して空いた枠を民間団体等に貸し出すなど、ホール及び劇場を確保するために、国として必要な施策を行うこと。あわせて、国の施設も含めて国内既存施設の更なる有効活用を図り、全国のホール・劇場が今後とも発信拠点としての役割を果たしていけるよう、国は必要な支援を行うこと。

（９）現代東京の基盤となっている江戸文化について、有形・無形の文化資源やその歴史的背景等を発信し、国際的に魅力を浸透させていくプロモーションや都内の美術館､博物館､伝統芸能団体など､江戸文化の様々な担い手の方々と連携し、江戸の多彩な魅力を発信する新たな取組「Edo Tokyo キャンペーン」等に対し、財政面や広報面、国の施設や事業との連携等において、必要な支援を行うこと。

(10)「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」の令和９年度における東京開催について、都と密に連携し、必要な支援を行うこと。

16 スマート シティ スポーツ

1　東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進

1　国際スポーツ大会の誘致・開催への支援

（提案要求先　スポーツ庁）
（都所管局　スポーツ推進本部）

（１）国際スポーツ大会の誘致・開催に向け、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施に当たっての人的・財政的支援など、国として積極的な取組を行うこと。
（２）特に、パラスポーツの国際大会の開催に当たっては、パラスポーツが有する諸課題に対しても積極的な取組を行うこと。

＜現状・課題＞

国際スポーツ大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな契機となる。また、年齢や国籍、性別及び障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて日本の魅力を力強く発信する絶好の機会ともなる。さらに、それぞれのスポーツ施設の特性を生かし、多様な活用を推進していくことにもつながっていく。

東京2020大会や東京2025世界陸上、東京2025デフリンピックが良い事例であるが、東京における国際スポーツ大会の開催は、経済効果を始め、様々な効能やレガシーが東京のみならず日本全国に波及することから、国にとっても非常に有益である。国際社会における東京、ひいては日本のプレゼンス向上につながることからも、大会の誘致・開催に向けては、国が財政面を含めた全面的な支援に取り組むべきである。

また、東京2020大会等を通じて、多くの都民・国民がパラスポーツの迫力・魅力を体感し、魅了された。都は、大会後、パラリンピックやデフリンピックの競技をはじめとする多様なパラスポーツを社会に根付かせるために様々な取組を重層的に展開しており、その一つとして今後も国際的なパラスポーツ大会が継続的に開催されていくことは重要である。しかしながら、こうしたパラスポーツに関しては、運営主体となる国内を統括する競技団体の財政基盤が弱いことなどから、国においても、人的・財政的支援のほか、パラスポーツが有する諸課題に対する積極的な取組を推進することが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国際スポーツ大会の誘致・開催に当たって、競技団体や開催自治体の負担を軽減し、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

財政的な支援に当たっては、スポーツ振興くじ助成金や各種国庫補助負担金等の活用など、国による全面的な支援を行うこと。また、国所管施設における使用料の減免のほか、施設の弾力的運用を行うこと。

（２）パラスポーツの国際大会の開催に当たっては、人的・財政的な支援を行うほか、競技団体の体制強化、選手の発掘・育成など、パラスポーツが有する諸課題に対しても積極的な取組を推進すること。

２　スポーツ施設の整備促進

（提案要求先　スポーツ庁）
（都所管局　スポーツ推進本部）

（１）地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
（２）地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、国庫補助率を引き上げること。
（３）広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。

＜現状・課題＞

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成 23 年８月に施行したスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号)において､国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。令和４年３月に策定した「第３期スポーツ基本計画」において、ストックの適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る、という政策目標を掲げ、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」を実現する、としている。

一方､都は､令和７年３月に新たな､｢東京都スポーツ推進総合計画｣を策定し、都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう､既存のスポーツ施設や東京 2020 大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、暑さ対策など安全・安心なスポーツ環境の整備のため、区市町村のスポーツ施設整備を支援するとしている。また、令和７年３月に策定した「2050 東京戦略　３か年のアクションプラン」においても、区市町村のスポーツの場を拡充する取組に対し支援するとしている。

こうした観点から、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国によるスポーツ施設整備に関する財源及び補助制度は不十分である。

＜具体的要求内容＞

（１）国の策定したスポーツ基本法の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。

（２）スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（令和８年４月 13 日付８文科施第 49 号）における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、これに社会体育施設の耐震化事業及び社会体育施設の質的整備事業を加えた六事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成 22 年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが､安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

（３）スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし､「学校施設環境改善交付金交付要綱」では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

参　　考

（１）学校施設環境改善交付金交付要綱（抄）

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
22	地域スポーツセンター新改築、改造	一般の利用に供するための地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	ア　新築又は改築 文部科学大臣が必要と認める面積に１㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ　改造 文部科学大臣が必要と認める額とする。	１／３ （算定割合の特例） 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域スポーツセンターにあっては１／２
23	地域水泳プールの新改築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に１㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。	ア　地域スイミングセンター １／３ イ　浄水型水泳プール １／２ （算定割合の特例 ア　地震特措法第４条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあっては１／２ イ　他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域スイミングセンターにあっては１／２
24	地域屋外スポーツセンター新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に１㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。	１／３ （算定割合の特例） 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域屋外スポーツセンターにあっては１／２

25	地域武道センター新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費	ア　地域武道センター（柔・剣道場） 文部科学大臣が必要と認める面積に１㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ　地域武道センター（弓道場） 文部科学大臣が必要と認める額とする。	１／３ （算定割合の特例） 他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域武道センターにあっては１／２
26	社会体育施設の耐震化	社会体育施設の耐震化に要する経費	ア　構造体の耐震化 補強を要する施設の面積に１㎡当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ　建築非構造部材の耐震対策等 文部科学大臣が必要と認める額とする。	１／３
27	社会体育施設の質的整備事業	社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費 ア内部環境改善工事 イ 空調整備工事	文部科学大臣が必要と認める面積等に１㎡当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	１／３ （算定割合の特例） 令和８年度から令和 12 年度までの間における空調整備工事（新設するものに限る。）にあっては１／２
34	太陽光発電等の整備に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育	文部科学大臣が必要と認める面積等に１㎡当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	１／３ （算定割合の特例）令和 10 年度までの間に行われるものにあたっては１／２

		施設における次に掲げる設備（エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から 50％以上削減できる建物に整備するものに限る。）の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電		

（２）独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領（抄）

（最近改正　令和７年 11 月 19 日令和７年度要領第２号）

＜助成金名称＞

スポーツ振興くじ助成金

＜助成対象団体＞

都道府県又は市町村（特別区含む）等

＜交付対象事業・主な要件＞

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額
大規模スポーツ施設整備助成	Ｊリーグホームスタジアム整備事業	新設事業	３／４	3,000,000 千円
		改修・改造事業		900,000 千円
	Ｊリーグ拠点施設整備事業	新設事業		1,500,000 千円
	国民スポーツ大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造事業	３／４	525,000 千円
地域スポーツ施	総合型地域スポーツクラブ活動拠点（クラブ	新設事業	４／５	60,000 千円

設整備助成	ハウス）整備事業(※)		改造事業	３／４	11,250 千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		４／５	48,000 千円
		芝生化改設事業		３／４	30,000 千円
		天然芝維持活動事業		２／３	1,333 千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設等の整備		２／３	20,000 千円
		学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備			
		スポーツ競技施設の大規模改修等			100,000 千円

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・　新たに施設を造る工事

「増設」・・・　既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに造る工事

「改設」・・・　既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

「改修」・・・　既存施設の一部分について、従前と同一の状態（構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造りなおす工事

「改造」・・・　既存施設の一部分について、従前と異なる状態に造りかえる工事（施設機能の拡充のための設備等の設置を含む。）

「令和８年度スポーツ振興くじ助成金申請の手引」より

３　競技力向上事業の推進

（提案要求先　スポーツ庁）
（都所管局　スポーツ推進本部）

（１）「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。

（２）パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、アスリートの利用の利便性向上を図ること。

＜現状・課題＞

（１）他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、東京からより多くの日本代表選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、世界で活躍できる選手の育成においては、より高度なトレーニング環境や最先端のスポーツ医・科学に関する知見の提供が重要である。そのため、東京都の競技団体などが「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」を利用することができるよう国の支援が必要である。

（２）都は、「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、パラスポーツ振興について、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、パラスポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めている。

国においても、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで東京 2020 大会に向けて選手強化に取り組む体制が整備され、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築が進められた。例えば、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」のオリンピック強化選手等との共同利用が進むなど、パラアスリートを取り巻く環境は少しずつ改善されてきている一方で、地域にはパラスポーツ特有の用具を備えた施設が少ないことや、施設のバリアフリー化が十分でないなど、依然としてパラアスリートが日常的に練習できる場所が不足している。都においては、令和５年にパラスポーツの競技力向上の拠点となり、

障害のある人もない人もパラスポーツに親しむことのできる場ともなる東京都パラスポーツトレーニングセンターを開所したが、国においてもパラアスリートが専門的なトレーニングを継続的に行えるよう、積極的な取組を進めていくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、ＪＯＣ（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。

（２）パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、引き続きオリンピック競技と同様に定期的に利用できるようにするなど利便性の向上を図るとともに、身近な地域で競技力向上に資する専門的なトレーニングが実践できるよう、支援の検討に取り組むこと。

参　　考

（１）各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策

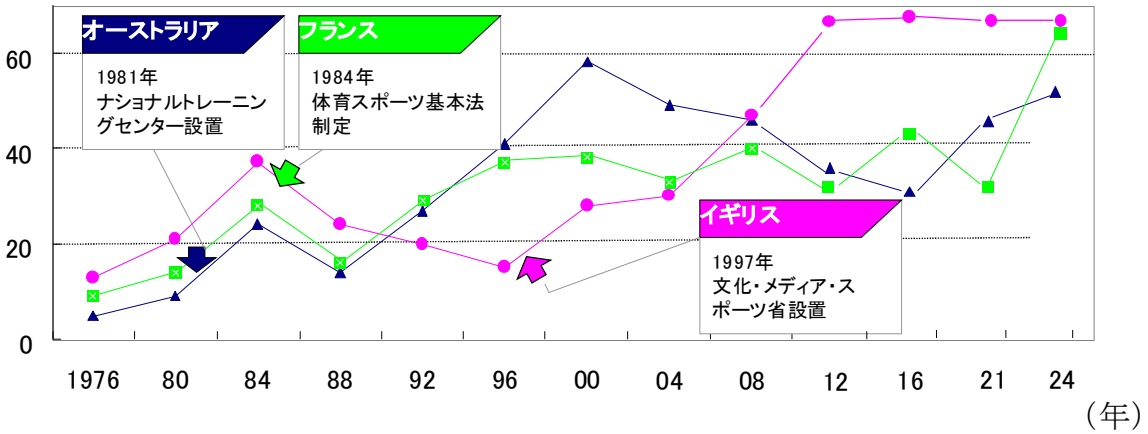

（２）ナショナルトレーニングセンター（National Training Center）

利用対象　：ＪＯＣの強化指定選手、ＪＰＣの強化指定選手及び各中央競技団体の推薦を受けた強化選手

メリット　：各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を１箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

（３）国立スポーツ科学センター（Japan Institute of Sports Sciences）

利用対象　：ＪＯＣ、ＪＯＣに加盟する競技団体、ＪＰＣ、ＪＰＣ強化指定選手、その他センターが認めた者

メリット　：スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

４　パラスポーツの推進

（提案要求先　スポーツ庁）
（都所管局　スポーツ推進本部）

（１）パラスポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
（２）パラスポーツ競技団体の活動支援に当たり、各団体の体制や基盤強化に資する取組を行うこと。
（３）パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額を行うこと。

＜現状・課題＞

（１）東京 2020 パラリンピック競技大会及び東京 2025 デフリンピックの開催を通じて、障害の有無にかかわらずスポーツが持つ無限の可能性に触れる機会が広がり、国民の共生社会に対する理解と関心は一層高まった。

大会を契機として進展した共生社会実現に向けた取組をさらに加速させるためには、デフスポーツを含むパラスポーツに対する国民の理解がより一層深まるよう、積極的な取組が望まれる。

このため、国においては、様々なパラスポーツが着実に社会に根付いていくよう、国民のパラスポーツに対する興味・関心を高めるための継続的かつ効果的な情報発信や普及啓発に取り組む必要がある。

（２）パラスポーツの振興を競技面から支える存在である競技団体は、競技の普及から選手育成、大会運営など多岐にわたる役割を担い、多くの方にスポーツの機会を提供している。東京 2020 パラリンピック競技大会に向けては、平成 25 年からパラリンピックサポートセンター（現日本財団パラスポーツサポートセンター）が開設され、オフィスの提供などが行われたことで、競技団体を取り巻く環境は改善されてきた。また、都としても東京ゆかりのパラアスリートや都域を統括する競技団体への経費支援のほか、東京 2025 デフリンピックに向けては、競技力や都民の関心向上を目的に、デフスポーツ中央競技団体が都内で実施する強化合宿や普及啓発活動等に対しても、財政的支援を行い、令和８年度からパラスポーツ中央競技団体にも対象を拡大したところである。しかし、依然として、パラスポーツ競技団体の多くは、人員、財政ともに厳しい状況にあり、国際大会出場を目指す選手発掘のための機会創出や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、次世代の選手の育成・強化についても十分に行うことができていない。

こうした状況を踏まえ、各競技団体が本来の役割である競技力向上に注力するためにも競技団体への支援については、国が積極的に取り組んでいく必要がある。

（３）パラリンピックメダリストへの報奨金については、平成 20 年北京パラリンピックから始まり、平成 30 年平昌大会から金額が引き上げられた。しか

し銀メダル、銅メダルについてはオリンピックメダリストと同額となったものの金メダルについては、オリンピックメダリストへの報奨金とはまだ差がある。また、デフリンピックについては、メダリストへの報奨金制度はない状況である。

国は、東京 2020 パラリンピック競技大会後も、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック金メダリストへの報奨金の増額に向けて取り組むとともに、東京 2025 デフリンピックの開催実績を踏まえ、聴覚障害者や知的障害者なども対象にした競技性の高い国際大会でのメダリストについても、同等の措置の検討が求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）東京 2020 パラリンピック競技大会及び東京 2025 デフリンピックのレガシーを着実に次世代へ引き継ぎ、デフスポーツを含むパラスポーツへの関心の高まりが一過性のものにとどまることなく社会に定着するよう、様々なパラスポーツの魅力を広く国民に発信し、継続的かつ効果的な普及啓発に取り組むこと。

（２）パラリンピックやデフリンピックをはじめ、国際大会における日本代表選手の競技力向上のため、選手の発掘・育成・強化の取組やパラスポーツ競技団体の活動拠点や財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。

（３）日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック等のメダリストへの報奨金制度の充実に向けて、積極的に取り組むこと。

17 スマートシティ まちづくり・住まい

1　国際競争力強化に資するまちづくりの推進

【最重点】

（提案要求先　内閣府・国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

＜現状・課題＞

平成 23 年４月、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成 25 年 12 月には、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成 28 年６月には、「日本再興戦略 2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後２年間で 100 事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和８年３月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に 55 のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

＜具体的要求内容＞

（１）特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
（２）民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

２　市街地の開発に係る諸事業の推進

１　土地区画整理事業の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
（２）沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。
（３）公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

＜現状・課題＞

（１）土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の 49（民間 21）地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

（２）都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

（３）公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もって街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図ることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都

市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、町田市施行の鶴川駅南地区、都市再生機構施行の中野三丁目地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

（２）沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。

（３）公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参　　考

１　土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】　　（ ）は令和７年度交付金等対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	９（０）	０（０）	９（０）
区市町	３（２）	18（18）	21（20）
都市再生機構	７（２）	０（０）	７（２）
組合	０（０）	６（２）	６（２）
個人	４（１）	４（１）	８（２）
計	22（５）	27（21）	49（26）

（令和８年３月 31 日現在）

２　市街地再開発事業の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）近年の建設工事費の高騰等を踏まえ、都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
（２）大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
（３）事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
（４）組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
（５）市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

＜現状・課題＞

（１）市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。

現在、都内では 66 地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も多く行われている。これらの地区は、建設業界等の人手不足や長引く建設工事費高騰の影響を大きく受けており、確実な国費の導入が不可欠である。今後、月島三丁目南地区、南池袋二丁目Ｃ地区、東五反田二丁目第３地区で事業が最盛期を迎え、また、三田五丁目西地区、三河島駅前北地区、武蔵小金井駅北口駅前東地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。

（２）都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進めることが必要である。

（３）平成 28 年の都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）の改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合

意が得られない限り、当該区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。

（４）現行の都市再開発法では、組合設立等に際し、区域内の宅地所有者等の３分の２以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。

（５）戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

＜具体的要求内容＞

（１）市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

近年の資材価格の上昇等への対応について、令和４年度に制度化された建設工事費高騰の影響を受けた事業に対する支援策を継続するとともに、令和７年度に制度化された想定外の工事費高騰に対する支援の対象要件を実情に即したものに拡大すること。

令和７年度の改正により補助対象の重点化が図られたが、従来の制度を前提に市街地再開発事業の検討を進めている地区の中には、既に事業の蓋然性は高まっているものの、都市計画決定までに期間を要する地区が相当数見込まれることから、更なる経過措置期間の延長等を行うこと。

（２）都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。

（３）権利者全員の合意が得られない場合でも事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。

（４）宅地の小割り・分割を行っても同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。

（５）市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

３　住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進に必要な財源を確保するとともに、地区公共施設等整備に係る国費率を引き上げること。

＜現状・課題＞

現在、都内では 13 地区が事業中であり、住宅や公共施設の整備等を総合的に行うことにより、快適な居住環境の創出や密集市街地の改善が図られている。

住宅市街地総合整備事業を着実に進めていくためには、今後も引き続き財源を安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

また、良好な住宅市街地整備には、都市計画道路などの関連公共施設のみならず、関連公共施設の採択基準に満たない規模の小さな区画道路などの地区公共施設整備も行われる。こうした施設は、居住者が利用し、生活に密着した施設が多いが、国費率が関連公共施設と比較して低く、事業を推進するに当たり、地方公共団体の財政の負担が大きくなっている。

＜具体的要求内容＞

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、地区公共施設等整備の現行国費率３分の１を都市計画道路などの関連公共施設整備や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と同率の２分の１に引き上げること。

４　道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

＜現状・課題＞

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約 19 万棟にも及ぶとされ、都内に約 7,100ha 存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

都内で事業中の地区においては、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これに併せ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化･不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

（２）一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

（３）一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

５　市街地開発事業などにおける無電柱化の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに、無電柱化に伴う技術基準を示すこと。

（２）無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行為において電柱新設を抑制する方策を検討すること。

＜現状・課題＞

（１）地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

土地区画整理事業や都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発許可を受けて行う宅地開発などは、道路整備に合わせて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会である。

しかし、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。

また、令和４年に「無電柱化まちづくり促進事業」が創設されたが、無電柱化施設の移管先である地方公共団体や電線管理者への移管を容易にさせる法的根拠や台帳資料等の統一的なルールがないため、同促進事業の実施が進まない状況である。

土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化を進めるためには、更なる財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

（２）「無電柱化まちづくり促進事業」の創設により、事業者の負担軽減が図られているものの､開発行為における宅地開発とあわせた無電柱化においては、整備費用が高いことや調整・施工に期間を要することなどが、依然として無電柱化加速の阻害要因となっている。

都は、開発事業者に対し、補助制度による財政的支援や無電柱化ノウハウの提供などの技術支援を行うとともに、令和８年３月に、まちづくりの機会を捉えた無電柱化を推進するため「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」（東京都条例第 31 号）を制定し、令和８年秋の施行を予定している。

無電柱化を一層加速していくためには、費用低減等に加えて、電柱がない街を標準化していくための仕組みづくりが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化を推進するため、「無電柱化まちづくり促進事業」の財源確保とあわせて、以下に掲げる必要な根拠の整理、制度の拡充、新たな技術基準等の制定を行うこと。

①　「無電柱化まちづくり促進事業」を活用し、土地区画整理事業施行者や開発事業者がより無電柱化に積極的に取り組むよう、補助率等更なる制度の拡充を図ること。

②　市街地開発事業等における小規模事業を含めた無電柱化の取組を更に進めるため、無電柱化施設の将来管理者への移管を容易にさせる方策を検討すること。

③　土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の基準等を新たに定めること。

（２）開発行為を行う区域内の無電柱化を推進するために、以下に取り組むこと。

①　開発行為における宅地開発とあわせて行う無電柱化の特徴を踏まえた無電柱化に要するコスト低減等を図るための方策を検討すること。

②　電柱新設を抑制できる方策を検討すること。

３　大都市圏における地籍調査の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）都市部における地籍調査の重要性に鑑み、区市町村からの要望額を満たす適正な予算額を確保すること。
（２）都市部における市街地の状況や権利関係の輻輳（ふくそう）している状況などに鑑み、新たな仕組みとして導入された街区境界調査について、区市の実情に応じた従来の官民境界等先行調査に近い手法で取組ができるようにすること。

＜現状・課題＞

地籍調査の効果は多方面に及び、公共事業・民間開発事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共物管理の適正化などが挙げられる。

令和６年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均で 53％であるが、都は全国平均を大きく下回る 25％である。

都では首都直下地震等の被災の影響が想定されている木造密集地区をはじめ、ＤＩＤ（人口集中地区）を中心に、地籍調査の積極的な推進に取り組んでいるところである。

平成 23 年３月に発生した東日本大震災を契機として、地籍調査の成果が迅速な災害復旧に貢献するものとして改めて認識された。今後、地籍調査の重要性が増大していくので、地籍調査の一層の推進のため、国の積極的な支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）地籍調査は２、３年継続して行うことが一般的であり、予算上の裏付けが確保されないと事業の継続が困難となるものである。

細街路や密集市街地など土地の権利関係が輻輳（ふくそう）化している都市部において、地籍調査は、都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるので、国においては、区市町村の要望どおりの適正な予算額を確保すること。

（２）土地が細分化されていること、土地の権利関係が輻輳（ふくそう）化していること、地価が高く同意の取得に時間を要するなど、都市部特有の問題点を考慮し、令和２年度に法が改正され地籍調査の円滑化・迅速化のため導入された街区境界調査について、区市の実情に応じた従来の官民境界等先行調査に近い取組手法も補助の対象とすること。

４　大都市補正の適用地区拡大

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区全体を大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

＜現状・課題＞

国土交通省では、不調・不落対策として、平成 21 年度から３大都市（東京 23 区、横浜市、川崎市、大阪市及び名古屋市の市街地）で行う鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事及び道路維持工事等を対象に、大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）を導入している。

平成 22 年度には札幌市や仙台市、さいたま市など 18 市が大都市補正の適用地区となり、平成 23 年度には更に相模原市、平成 24 年度には八王子市や静岡市など４市も追加され、適用地区は順次拡大している。

平成 27 年度には「都市計画区域内の多摩地区」※1（25 市２町）についても適用される市街地補正（大都市補正よりも補正値を低減）が導入されたものの、これらの地区は、大都市補正の適用地区に指定された市※2と人口密度を比較しても同等以上であることなどから、大都市補正の適用地区に指定されるべきであると考える。

※１　都市計画区域内の多摩地区(25 市２町)の人口密度（括弧内はＤＩＤ地区内の人口密度）
5,764 人／㎢（9,042 人／㎢）

※２　既適用地区の人口密度
北九州市 1,910 人／㎢（5,196 人／㎢）、仙台市 1,395 人／㎢（6,688 人／㎢）、
新潟市 1,087 人／㎢（5,218 人／㎢）、相模原市 2,206 人／㎢（9,516 人／㎢）、
八王子市 3,108 人／㎢（7,753 人／㎢）、川口市 9,593 人／㎢（10,750 人／㎢）、
草加市 9,042 人／㎢（9,796 人／㎢）、静岡市 491 人／㎢（5,798 人／㎢）など
・大都市補正は適用地区に指定された市のＤＩＤ地区で適用
・数値は令和２年国勢調査による

＜具体的要求内容＞

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区（武蔵野市や三鷹市、町田市、日の出町など 25 市２町）を地区全体として大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

注）入札時に応札者がいない場合を「不調」、応札価格が予定価格を超える場合を「不落」という。

５　マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進【最重点】

（提案要求先　法務省・国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

＜現状・課題＞

これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から、「いい住宅をつくり、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へ移行するに当たり、都内における主要な居住形態として広く普及しているマンションを良質なストックとして長寿命化を図ることは不可避な課題である。

今後、高経年マンションは急増する見込みであり、長寿命化を図っていくには、適切な積立に基づく修繕など、適正な管理が必要であり、管理組合による自主的な取組の促進が急務となっている。

都は、こうした課題認識なども踏まえ、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成 31 年東京都条例第 30 号）を制定し、昭和 58 年以前に建築された６戸以上のマンションを対象として管理状況の届出を義務付け、把握した状況に応じて区市町村と連携しながら管理組合に対する助言・支援等を行っている。

国においては、マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法が成立し、管理計画認定制度の新築マンションへの拡充や、管理不全のマンションに対する財産管理制度の特例措置など地方自治体の権限を強化する仕組みの創設等のほか、マンションの建替え円滑化に向けた事業手法の充実などが盛り込まれた。今後、各自治体がマンションの再生に取り組む管理組合を広く支援できるよう、更なる施策が必要である。

マンションの長寿命化については、令和７年度税制改正において、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例措置（長寿命化促進税制）が２年間延長されたほか、国においてマンションストック長寿命化等モデル事業により先導的な長寿命化事例への支援策が実施されているが、より広く長寿命化を普及させるためには更なる施策が必要である。

また、標準管理規約にＥＶ用充電設備の設置について明記されたところであるが、既存マンションの環境性能の向上のためには太陽光発電設備設置に向けた取組の強化も重要である。

こうした施策の着実な推進を図るためには、国において更なる制度改正や支援策の拡充等が必要である。

＜具体的要求内容＞

〔マンションの管理水準の向上〕

（１）新築マンションについて、分譲事業者が適切な修繕積立金の設定を行うよう、購入者が住宅金融支援機構の優遇融資を受けるために必要な管理計画認定制度において、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」で望ましい積立方式として示された「均等積立方式」や「段階増額積立方式における適切な引上げの考え方」を認定要件とすること。

（２）管理不全の兆候のあるマンションの管理組合が、外部専門家の知見を活用し改善に取り組んだ場合、住宅金融支援機構の共用部分リフォームの優遇融資を設けるなど、インセンティブを付与すること。

　また、法改正により管理状況の報告徴収の仕組みが創設されたが、この仕組みを自治体が適切に運用できるよう、報告に応じないマンションへの個別訪問や調査等を実施するための財政措置を講じること。

（３）管理組合が機能せず、自主的な管理適正化が望めないマンションへの対応について、法改正により自治体が財産管理制度を活用できる特例が創設されたが、個人の財産権に関わるものであり、統一的な運用が不可欠であることから、法的枠組みに基づく国の関与の仕組みを構築するとともに、円滑な実施のため自治体に対する財政措置を講じること。

〔マンションの長寿命化等による再生の促進〕

（４）マンションの長寿命化促進のため、長寿命化促進税制について要件を緩和するとともに、本措置の恒久化や対象税目の拡大等を図ること。

　また、現在国が直接実施しているモデル事業の成果も踏まえながら、地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう新たな補助制度の構築など、財政措置を講じること。

（５）耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担がより軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。

（６）既存マンションの共用部分への太陽光発電設備等の導入については、区分所有法等において共用部分の変更として扱うことを明確にするなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。

（７）マンションの管理・再生の円滑化等の改正法により、建替え等の決議要件の緩和や､隣接地等を含む権利変換を可能とする手続が創設されるとともに、必要な規定やガイドライン等が整備されたが、これらの制度が管理組合等や自治体において円滑に活用・運用がされるよう、管理組合を支援する専門家の育成に取り組むとともに、専門家を活用した合意形成を支援する補助制度の拡充や、隣接施行敷地への所得税の特例措置等を講じること。

参　　考

（５）住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成 22 年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主な要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補 助 率：地方公共団体が実施する場合　国１／２ 地方公共団体以外が実施する場合 国１／３＋地方公共団体１／３
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補 助 率： （1,000 ㎡以上のマンション） １／３（国１／６＋地方公共団体１／６） 工事費の１／３について、国費で１／２を補助 （1,000 ㎡未満のマンション） 23.0%（国 11.5%＋地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0%について、国費で１／２を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■　現行の助成制度

国	地方自治体	自己負担
１／３	１／３	１／３

※現行の自己負担割合１／３を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■　現行の助成制度

（1,000 ㎡以上のマンション）

国	地方	自己負担
１／６	１／６	２／３

（1,000 ㎡未満のマンション）

国	地方	自己負担
11.5%	11.5%	77%

（７）隣接施行敷地の所得税の特例措置等の概要

マンション再生円滑化法の改正により、これまでできなかった隣接地や底地を含む権利変換の手続きが可能となった。

※　隣接地や底地を含む権利変換（イメージ）

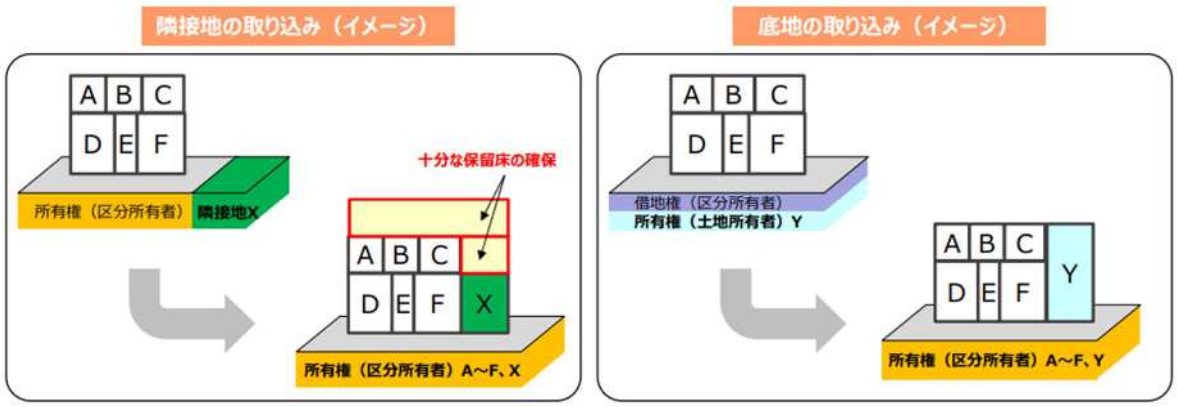

法改正前は権利変換の対象でなかった隣接地Ｘと借地の底地Ｙの所有者が法改正後は権利変換可能となる。

一方、現在、マンション再生円滑化法に基づく権利変換を受けて区分所有者がマンション又は敷地を取得した場合、従前資産の譲渡がなかったとみなされる所得税の特例措置があり、Ａ～Ｆの区分所有者は対象となるが、法改正により権利変換の対象となる隣接地Ｘや底地Ｙの所有者は対象となっていない。

所有者	権利変換		所得税の特例措置	
	法改正前	法改正後	法改正前	法改正後
Ａ～Ｆ	○	○	○	○
隣接地Ｘ	×	○	×	×
底地Ｙ	×	○	×	×

6　空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

【最重点】

1　空き家対策の促進

（提案要求先　国土交通省・法務省）
（都所管局　住宅政策本部）

空き家の増加を防ぐため、適切に管理されていない空き家への対策に加え、空き家を地域の資源と捉え、利活用を促すなど施策の更なる拡充を図ること。

＜現状・課題＞

東京都は、令和５年３月に「東京における空き家施策実施方針」を策定し、「既存住宅市場での流通促進」「地域資源としての空き家の利活用」「利活用見込みがない空き家の除却等」の三つの視点に基づき、都内全体として、区市町村との適切な役割分担の下、地域特性に応じた空き家施策を誘導・展開している。

しかしながら、令和５年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約 900 万戸、東京都で約 90 万戸と５年前の調査と比べて増加している。加えて、65 歳以上の世帯員がいる単身又は夫婦のみ世帯が居住する持ち家の存在などにより、空き家が更に増えることが懸念される。こうした状況のもと、都は、令和７年３月に策定した「2050 東京戦略」の政策目標において、東京の地域資源としての空き家の活用を促進することなどにより、長期不在等の「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合をこれ以上増やさないことを目標とし、空き家対策の取組を強化していく。今後、こうした取組を強力に進めていくためには、更なる施策の充実が必要である。

（１）地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件について

空き家対策総合支援事業（補助金）及び空き家再生等推進事業（交付金）では、空き家を地域活性化施設として利活用する場合、地域コミュニティ維持・再生の用途に 10 年以上活用されるものという要件が課されている。

しかし、この期間の長さでは、所有者等が空き家の利活用に躊躇（ちゅうちょ）することがあり、また、条例でこれよりも短い期間を補助要件としている自治体では、国の制度を活用することができない。

そこで、地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和する必要がある。

（２）空き家に関する税制度の改正について

空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）では、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をし

ていた者がいなかったものに限って対象としている。

しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、介護が必要なため子供世帯との同居を選択する人もいる。

この特例措置は、相続人が使用していない放置された古い空き家や、その取壊し等後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することを目的としているため、一時的な居住の実態により特例の対象とならないことについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

また、空き家に関する現在の税制は、空き家の管理が不適正になる前の段階において、空き家所有者に空き家の処分・活用を促していく仕組みが不十分であり、全国的な税制上の仕組みを検討することが必要である。

（３）空き家の利活用や発生抑制、相続登記等の機運醸成及び普及啓発について

管理が行き届かない可能性が高い長期不在等の空き家については、発生段階から所有者に対して建物の管理や利活用などを促していくことが重要である。

令和５年度には、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が改正（以下「改正空家特措法」という。）され、管理不全空家等の制度が創設されるなど、老朽化した空き家に対する施策の充実が図られた。

今後は、適切に管理されていない空き家への対策に加え、腐朽・破損が無く長期間使われていない空き家を地域の資源と捉え、空き家の利活用を促すことや、現在の住まいの将来について考えてもらう「住まいの終活」の周知など、空き家の増加の抑制に向け、更なる取組を行っていく必要がある。

また、空き家対策を推進するに当たり、所有者の特定が重要であることから相続登記に関する制度について、より一層の認知度向上を図っていく必要がある。

（４）空き家の所有者等に関する情報の利用について

空き家対策を効果的に進めていく上では、空き家の所有者に関する情報を、自治体や民間事業者など、空き家対策に関連する様々な関係者が活用しやすくすることが重要である。

同一の自治体における部局間でのこうした情報の共有や、自治体から民間事業者への情報提供は、令和５年 12 月に改訂された「空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドライン」により留意点や運用の仕組み等が示され、自治体による取組も一定程度進んでいる。

一方、異なる市町村の間においては、改正空家特措法第 10 条３項で空き家等の所有者等に関する情報の提供を求めることができることとなったが、十分な活用がされていない状況にある。

特に、空き家が所在する自治体と所有者が居住している自治体同士が情報共有を行う場合や、都道府県が区市町村を支援する場合には、より一層緊密な連携が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き

家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和すること。

（２）空き家に関する以下の税制措置を講ずること。

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の空き家の譲渡所得の特別控除の特例措置について、被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合について、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（譲渡価額が１億円以下）であれば、特例措置の対象とすること。

加えて、居住の実態がない空き家の処分・活用全般を促す税制上の仕組みの構築を検討すること。

（３）長期間使われていない空き家が地域資源として積極的に活用されるよう、業界団体とも連携を図りながら、空き家を改修して利活用する魅力を発信するなど、国の発信力を生かし、空き家の増加の抑制に向けた機運醸成や啓発活動を強化すること。

また、特定空家等や管理不全空家等に認定されたのちの措置内容や相続登記及び住所等変更登記の申請義務化、住まいの終活の重要性等について更なる周知を行うこと。

（４）行政が一体となった空き家対策が進められるよう、水道閉栓情報などの空き家の所有者等に関する情報について、都道府県や区市町村を含めた自治体間で相互活用を促進する仕組みを検討すること。

参　　考

（２）平成 28 年度税制改正により導入された空き家の発生を抑制するための特例措置について

相続日から起算して３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し等後の土地を譲渡した場合（譲渡価額が１億円以下）には、当該家屋又は土地の譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

＜適用期間＞

平成 28 年４月１日から令和９年 12 月 31 日までに譲渡すること。

＜対象となる家屋についての主な要件＞

①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。

②昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建物（区分所有建築物を除く。）

③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

２　既存住宅流通の活性化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて必要な施策を総合的に推進すること。

＜現状・課題＞

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成 25 年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成 27 年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

また、平成 30 年４月から、既存住宅売買時における建物状況調査（インスペクション）に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心Ｒ住宅」制度が開始された。

さらに、令和５年度より、新たに地域金融機関に対し、リフォームによる価値向上を反映した担保評価モデルの構築を促す取組が開始されている。

東京都においても、平成 30 年３月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定したほか、令和５年度からは、既存住宅を良質な住宅に改修して適正な評価の下で流通させる取組などを行う民間事業者等を支援する事業を実施するなど既存住宅の流通促進に取り組んでいる。

しかしながら、都内の既存住宅の流通シェアは依然として 14.6％と低い状況に留まっている。その理由として、既存住宅を購入する場合、新築と比べ、建物・設備の品質や物件価格の妥当性等について不安を感じる人が多いことや、一定の品質を有する既存住宅であっても新築と比べ、取得時の税制優遇措置が十分ではないことなどが考えられる。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅及び買取再販住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて、平成 25 年度に策定された評価指針に基づく建物評価手法については、価格査定実務を行う宅地建物取引業者等に対し更なる普及を図り活用を促すとともに、令和５年度から開始した金融機関を対象としたモデル事業の成果について検証し、金融

機関において既存住宅のリフォームや維持保全による価値向上が担保価値として適切に評価される仕組みを構築した上で、その普及を図ること。

（２）既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、住宅取得に関する税制優遇を見直し、住宅ローン減税について、既存住宅（長期優良住宅等の一定の品質を有するものを除く。）及び買取再販住宅の取得における更なる優遇措置を講じること。

（３）適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優遇措置の拡充や、適用要件の緩和を図るなど、住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

特に、税制優遇措置の拡充については、築年数が経過した住宅ほどリフォームには費用がかかるため、築年数に応じたリフォーム促進税制や住宅ローン減税の最大控除額の引上げを行うこと。

7　都営住宅ストックの有効活用

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

（１）東京都における都営住宅ストックの有効活用が着実に図られるよう事業推進に必要な財源を確保すること。

（２）都営住宅の敷地内にある駐車場について、電気自動車への充電が可能となる設備の整備に係る費用について国費の対象とすること。

（３）民間所有者が区分所有している併存店舗付都営住宅の建替え・撤去を確実に推進するため、税制上の優遇措置に係る規定の見直しをすること。

＜現状・課題＞

令和４年３月に東京都住宅マスタープランを改定し、目標の一つに「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」を掲げ、都営住宅では、その中心的な役割を果たすため、適切に維持更新しながら、既存ストックを有効活用していくこととしている。

このため、東京都では、昭和 40 年代以前に建設された都営住宅の建替えを進め、エレベーターの設置や玄関、室内の段差解消など、バリアフリー化された良質な公的住宅ストックへの更新を図っている。

また、建替えに当たっては、敷地の有効利用により生み出された用地を活用し、道路、公園の整備による住環境や防災性の向上、子育て支援施設や高齢者福祉施設の整備促進などに取り組んでいる。さらに、避難場所に指定されている団地等において、周辺からの避難経路や敷地の安全性、緊急車両の通行を確保するため、周辺道路や団地内の無電柱化を進めている。

今後は、バリアフリー化とともに、断熱性能の向上や太陽光発電設備の拡大などと併せて、建替規模をおおむね年間 4,000 戸程度を目標とし、より高機能なストックへの更新を加速していくことが不可欠である。

また、ストックの長寿命化に向けて、耐久性の向上等を図る修繕事業を計画的に実施していくことや、都営住宅の耐震化の推進、環境負荷軽減への取組としての共用部等の照明器具のＬＥＤ化等も併せて進めていく必要がある。

都営住宅の敷地内にある駐車場について、脱炭素社会への実現に向けた取組の一つである電気自動車への転換に向け、今後公的主体である地方公共団体が率先して推進していくため、電気自動車を充電できる設備の整備が必要である。

都営住宅には、民間が区分所有している店舗を併存する都営住宅（以下「併存店舗付都営住宅」という。）が含まれている。併存店舗付都営住宅は、昭和 30

年代からの大規模な団地建設の際に、周辺部に商店などの生活利便施設が少なかったことから、居住者の生活利便性確保のために建設され、地域に大きく貢献してきた。

しかしながら、併存店舗付都営住宅の多くは老朽化が進み、建替えや撤去の時期を迎えている。一つの建物を都と民間が区分所有していることから、建替えや撤去に際し、都が区分所有権の買取りを行っているが、民間所有者の同意が得られず、買取りが円滑に進んでいないのが現状である。特に、一定規模以下の建替えや撤去の場合には、区分所有権の譲渡所得に対して、租税特別措置法の規定が適用されないことも同意を妨げる要因の一つとなっている。

＜具体的要求内容＞

（１）東京都における都営住宅の建物及びその敷地のストックの有効活用が着実に実施されるよう、都営住宅の建替事業、長寿命化に向けた耐久性の向上等を図る修繕及び 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた環境配慮の取組等の推進に必要な財源を確保すること。

（２）脱炭素社会の実現に向けた取組の一つである、電気自動車への転換を推進するため、今後新規に整備する駐車場について、整備基準の見直し等により、電気自動車が充電できる設備の設置に係る費用について国費の対象とすること。

（３）東京都が、建替えや撤去を目的として併存店舗付都営住宅の区分所有権を買い取る場合、全ての当該譲渡所得に対して、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の特別控除を適用すること。

参　　考

都営住宅等の建設年度別ストックの状況（令和7年3月31日現在）

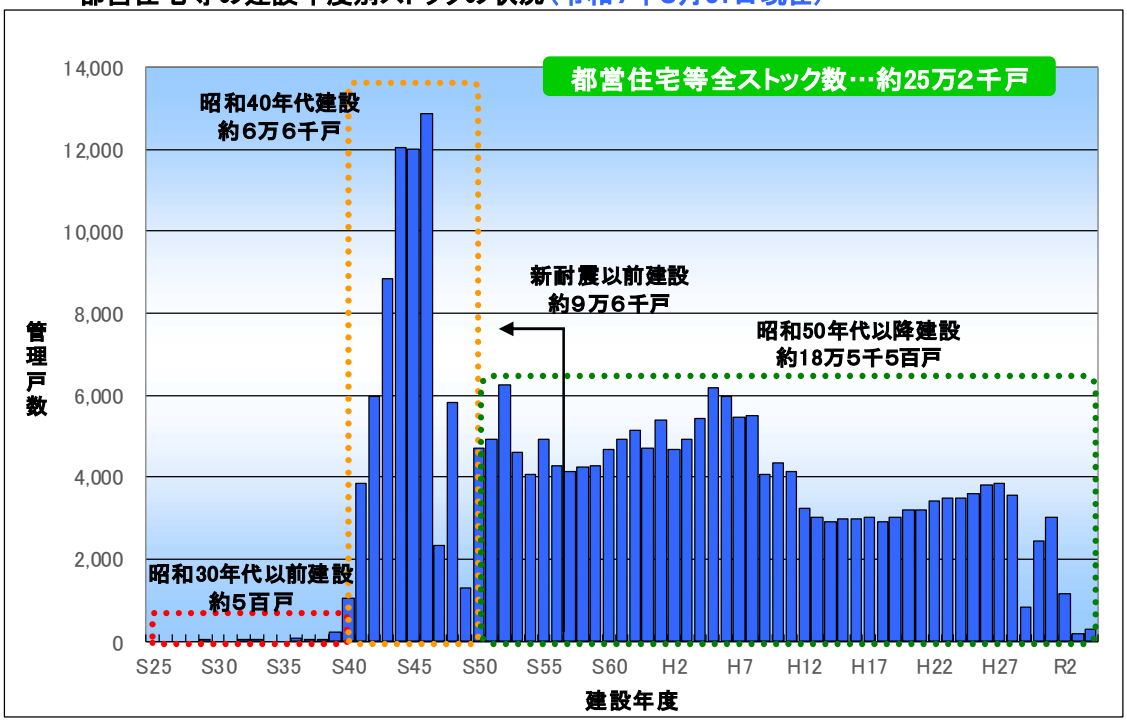

都営住宅の創出用地を活用したまちづくりのイメージ

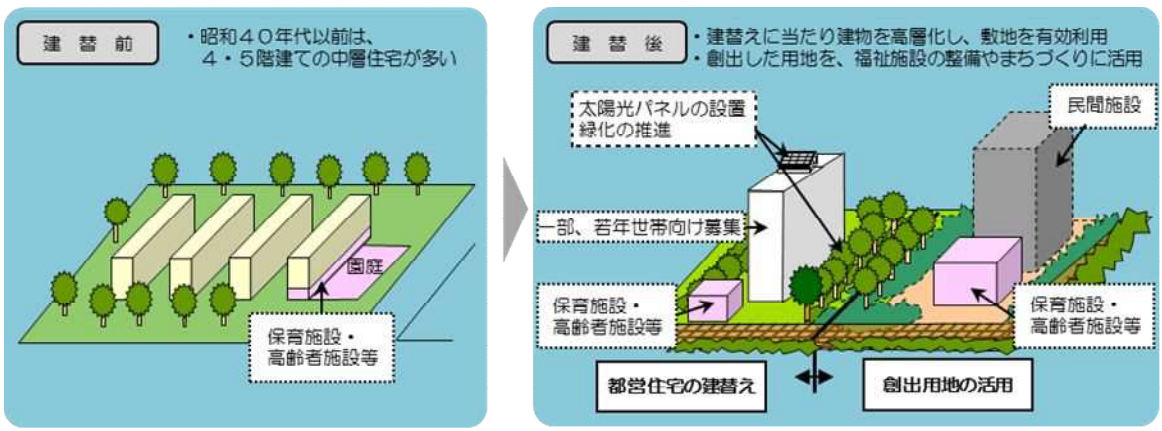

８　公営住宅における家賃設定の適正化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

利便性を適切に反映させた家賃設定ができるよう、家賃算定の係数の範囲の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

公営住宅の家賃算定は、家賃算定基礎額に四つの係数を乗じて行うことと公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）において規定されており、地方自治体の裁量は四つの係数のうち、利便性係数の設定においてのみ認められている。その利便性係数についても、公営住宅法施行令では上限は 1.3 とされ、かつ、1.6 を市町村立地係数で除した数値が 1.3 より小さい場合はその数値が上限と規定されている。したがって、市町村立地係数が都内最高値の 1.6 の東京都千代田区では、1.6÷1.6＝１＜1.3 のため、利便性係数は１が上限となっている。制度上は、市町村立地係数が 1.6 より低い他の区市町では、１を超える利便性係数の設定は可能であるが、立地便益の低い区市町ほど利便性係数が上昇するのは非合理的であるため、事実上、東京都においては利便性係数の上限は１となっている。

これにより、以下のような不都合が発生している。

（１）利便性係数が低く抑えられることで、市町村立地係数によって反映させた地域差が打ち消され、東京の立地の利便性が適切に反映されていない

（２）市町村立地係数の高い地区を抱えていない自治体（区市町）においては、１を超える利便性係数を設定することが可能であることから、市町村立地係数が低い地域の方が使用料を高く設定できるという逆転現象を起こしている。

【逆転現象の例】

港区の都営住宅　　市町村立地係数 1.5　×　利便性係数１　＝　1.5
台東区の区営住宅　市町村立地係数 1.2　×　利便性係数 1.3　＝　1.56
台東区の都営住宅　市町村立地係数 1.2　×　利便性係数１　＝　1.2

※上記のように都営住宅同士では逆転現象は発生しないが、区営住宅と都営住宅との間で逆転現象が生じる。

（３）利便性係数が低く抑えられているため、東京都においては、現行の応能応益家賃制度への移行以来、利便性が高い住戸については、利便性係数が事実上の上限である１になるよう利便性係数の設定を行ってきた。このため、居住水準の変化等を踏まえ、断熱性の向上等の住宅の利便性の更なる引き上げを企図する場合に、利便性係数を上げて、居住者に適切な負担を求めることができない。

＜具体的要求内容＞

利便性を適切に家賃に反映させることができるよう、公営住宅法施行令第２条第１項第４号ロ（２）を削除する等、家賃算定の係数設定における地方自治体の裁量を拡大すること。

参　　考

【家賃算定方式】

家賃算定基礎額 × { 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数 }

【利便性係数の範囲（公営住宅法施行令第２条第１項第４号）】

下限：０．５

上限：１．３又は市町村立地係数の上限１．６を市町村立地係数で除した数値のうち小さい方

【市町村立地係数】

数値	区市町村名
1.60	千代田区
1.50	港区
1.40	渋谷区
1.35	中央区、品川区
1.30	新宿区、文京区、目黒区、大田区
1.25	江東区、世田谷区、豊島区
1.20	台東区、北区
1.15	中野区、杉並区、板橋区、練馬区、江戸川区、武蔵野市
1.10	荒川区、足立区、葛飾区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国立市、狛江市、東久留米市、西東京市
1.05	墨田区、八王子市、町田市、小平市、東村山市、国分寺市、清瀬市、多摩市
1.00	昭島市、日野市、東大和市、稲城市
0.95	青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市
0.90	あきる野市、瑞穂町
0.85	日の出町
0.70	奥多摩町、檜原村

９　公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、国の責任において国費を確実に措置すること。

＜現状・課題＞

都営住宅は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）その他関連する法令に基づき、自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅であり、居住面におけるナショナルミニマムの確保を図り、住宅セーフティネットの中核としての役割を担うものである。

法第７条第１項は、「国は、事業主体が住生活基本法第 17 条第１項に規定する都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用の２分の１を補助する」（同条第５項において、同項に掲げる交付金は国の補助とみなすこととされている。）こととしており、法は、国に対し、予算の範囲内で公営住宅の建設等に補助することを義務付けている。

しかし、近年の都営住宅の建替事業等に対する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等が十分に配分されていないため、建替え等による都営住宅の計画的な維持・更新が困難となっておりこのような状況が続けば住宅に困窮する都民に的確に供給することができなくなるなど、多大な支障が発生することになる。

特に、「災害外力の増大」に係る対策が求められる中、国土強靭化に向け、老朽化した都営住宅の建替事業等の推進により防災・減災対策の強化を図ることが急務となっている。その着実かつ安定的な実施のためには、建設工事費の高騰等も踏まえた確実な財政措置が求められる。

＜具体的要求内容＞

住宅に困窮する都民に的確に供給することで、都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、令和６年度及び令和７年度に引き続き不足が生じている令和８年度分も含め、予算措置の機会を的確にとらえ、国の責任において社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確実に措置すること。

１０　「アフォーダブル住宅」の供給促進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

住生活基本計画（全国計画）で掲げる施策を着実に実施するとともに、特に、人口が集積する大都市において、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができるよう、「アフォーダブル住宅」の供給拡大に向け、ＵＲ団地等の公的住宅の積極的な活用や独立行政法人住宅金融支援機構による金融支援などに取り組むこと。

＜現状・課題＞

住宅は、生活の基盤であると同時に、都市を形づくる基本的な要素であり、住民が安全・安心に包まれ、豊かさを実感できる住生活の実現は重要である。東京をはじめとする大都市が、今後も持続可能な都市として機能していくためには、次代を担う子供を育てる世帯等が様々な地域で安心して住まえることが重要である。

このため都は、民間活力や既存ストックを活用して、住まいの選択肢をより一層充実させる施策の一環として、まちづくりの観点も持ちながら、子育て世帯等が手頃な家賃で安心して住むことができる「アフォーダブル住宅」の供給の誘導に取り組んでいる。

国においては、令和８年３月 27 日に「住生活基本計画（全国計画）」を策定し、目標２として、「若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現」、目標４として、「過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備」を掲げ、当面 10 年で取り組む施策の方向性として、「比較的利便性の高い既成住宅地において、今後増加が見込まれる相続空き家等を、若年・子育て世帯等向けの良質でアフォーダブル（比較的手頃）な住宅や子育て支援施設等として活用すること等を通じた、若年・子育て世帯をはじめとする多様な世帯が居住しやすい住環境の整備」や「都市部を中心に居住する中所得者層や子育て世帯等がアフォーダブルな価格で購入・賃借できる良質な住まいの供給の推進及びデジタル技術を活用した情報提供・相談の体制整備」などが盛り込まれている。

こうした方向性については、既存ストックや民間活力を活用して供給の誘導を図ろうとする東京都のアフォーダブル住宅の取組と軌を一にするものであり、とりわけ若者等の人口が集積する都市部において、子育てしやすい住環境の整備をスピード感をもって推進していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

住生活基本計画（全国計画）で掲げる施策を着実に実施するとともに、特に、人口が集積する大都市において、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができるよう、「アフォーダブル住宅」の供給拡大に向け、ＵＲ団地等の公的住宅の積極的な活用や独立行政法人住宅金融支援機構による金融支援などに取り組むこと。

１１　住宅セーフティネット制度の改善

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

（１）セーフティネット住宅と居住サポート住宅との関係性等を明らかにし、住宅セーフティネット制度全体の認知度を向上させるための取組を強化すること。
（２）住宅確保要配慮者や貸主の双方が活用しやすい補助制度となるよう補助要件を見直すこと。
（３）居住支援協議会や居住支援法人の活動を支援するための財源を確保すること。

＜現状・課題＞

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の全国の登録戸数は、令和８年３月末現在で約 96 万戸であるのに対し、住宅確保要配慮者のみが入居できる専用住宅の戸数は約７千戸となっており、要配慮者の居住の安定を確保するためには、専用住宅の登録を更に促進していく必要がある。

また、令和８年３月末現在、都内区市町村の居住支援協議会は 22 区 14 市で設立されており、都が指定した居住支援法人は 67 法人と着実に増加しているものの、家賃低廉化補助を実施した区市町村は昨年度において 14 自治体にとどまっているなど、住宅セーフティネット制度の機能が最大限に発揮されていない。

加えて、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第 43 号）が令和７年 10 月に施行されたことにより、居住支援法人等が入居中サポートを行う居住安定援助賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」という。）の認定制度などが新たに開始されたが、十分浸透しているとは言い難い。セーフティネット住宅との関係性や役割分担を示した上で、国において住宅セーフティネット制度の認知度向上を強力に推進する必要がある。

以上のことから、住宅セーフティネット制度の改善が必要である。

（１）住宅セーフティネット制度を推進するため、各自治体では本制度の普及に向け、リーフレットの作成や不動産関連団体を通じた周知等、様々な取組を実施しているところである。しかし、不動産業界関係者への聞き取りや都が独自に実施した認知度調査の結果等によれば、本制度が登録申請者である貸主や居住支援を行っている団体等に十分浸透しているとは言い難い。加えて、居住サポート住宅制度が新たに始まるなど、制度が複雑化しているが、貸主や不動産事業者への周知に関して、各自治体の個別的な取組では周知効果を

十分に発揮することが困難である。そのため、国レベルでの強力な普及啓発が改めて必要であり、具体的には、居住サポート住宅と既存のセーフティネット住宅との関係性や役割の違い、双方のメリット等を具体的に比較するなど、貸主や居住支援法人等にとって分かりやすい発信が必要である。

（２）住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るためには、貸主の理解と協力を得ながら、セーフティネット住宅の専用住宅の登録や補助制度の活用を図っていく必要があり、都では、令和 12 年度までに専用住宅の戸数を３千５百戸とする目標を掲げ、供給促進に取り組んでいる。一方、国は、要配慮者の受入れに当たり貸主が抱く不安を軽減するための経済的支援として、家賃・家賃債務保証料等低廉化補助や改修費補助の制度を設けているものの、以下の補助要件等が貸主にとって活用の妨げとなっており、制度が十分に活用されない状況に陥っている。

① 家賃低廉化補助の収入基準について、子育て世帯など一部の属性を除き入居者の政令月収が「15 万８千円を超えないもの」とされているが、都は全国平均よりも民間賃貸住宅の家賃が高いため、都営住宅の入居資格収入基準の裁量階層に相当する、より高い月収の世帯についても家賃低廉化補助の対象とする必要があるなど、活用における課題がある。

② 家賃低廉化補助の補助期間は、地方公共団体において設定が可能となり、国費の補助総額も増額され 300 万円を超えない範囲で定めることができるようになったものの、民間賃貸住宅の家賃が高い都においては、要配慮者の実情に応じた適正な家賃と補助期間を設定することができない。

また、上記①に記載した子育て世帯や多子世帯における収入基準の緩和について、補助期間が６年以内で地方公共団体が定める期間のものとされており、制度の活用が図りづらいものとなっている。

③ 入居者負担を軽減するための補助は、国費の補助限度額が、家賃低廉化補助が 2.5 万円／戸・月、家賃債務保証料等低廉化補助が 3.7 万円／戸であるにもかかわらず、両者を併用した場合の合計の補助総額が家賃低廉化補助の総額 300 万円と同額に設定されており、両者をそれぞれの限度額まで活用できない仕組みとなっている。

（３）居住支援協議会・居住支援法人の居住支援活動を支援する居住支援協議会等活動支援事業は、令和 10 年度までの時限措置とされている。居住支援協議会は、都において、令和 12 年度までに都内で協議会を設立した区市町村の人口カバー率を 95%以上とする目標を掲げている。区市町村における設立後の協議会活動を活性化させていくため、引き続きの財政支援が必要である。

また、居住支援法人については、特定非営利活動法人や一般社団法人など非営利法人も多く、そのほとんどが中小事業者で必要な財源と体制の確保が難しい状況にあり、入居者への見守りなどの居住支援業務を軌道に乗せることが困難である。住宅セーフティネット法改正により創設された居住サポート住宅制度においても居住支援法人が重要な役割を果たすことも踏まえ、居住支援法人の活動への支援がますます重要となってくる。

＜具体的要求内容＞

（１）住宅セーフティネット制度の認知度向上を図るため、居住サポート住宅とセーフティネット住宅との関係性や役割の違い等を明らかにした上で、国においてこれまで以上に普及啓発の取組を推進すること。

（２）セーフティネット住宅の専用住宅や居住サポート住宅の供給促進に向けて、居住サポート住宅とセーフティネット住宅との関係性や役割の違い等を明らかにした上で、貸主と入居者の双方が活用しやすい補助制度となるよう、次のとおり補助要件等を見直すこと。

① 家賃低廉化補助の入居者の政令月収に係る要件を、子育て世帯などの属性以外の住宅確保要配慮者においても「21 万４千円を超えないもの」に改めること。

② 家賃低廉化補助の活用促進に向けて、入居者の属性や状況に合わせた弾力的な運用が可能となるよう、補助総額・補助期間を見直すこと。

③ 家賃・家賃債務保証料等の低廉化補助について、それぞれの限度額まで活用できるよう、合計の補助総額の見直しを行うこと。

（３）居住支援協議会や居住支援法人について、その活動を支援するとともに、新制度を円滑に運用できるようにすること。

① 区市町村居住支援協議会の活動を支援するために必要な財源を確保すること。

② 居住支援法人の活動を支援するために十分な財源を確保すること。特に居住支援法人が重要な役割を担う居住サポート住宅制度において、居住支援法人が制度に参画しやすくなるよう、取組を支援すること。

参　考

（２）補助制度の概要

【家賃・家賃債務保証料等の低廉化補助】

<table>
<tr><td></td><td>家賃低廉化に係る補助</td><td>家賃債務保証料等の
低廉化に係る補助</td></tr>
<tr><td>対象世帯</td><td colspan="2">原則月収 15.8 万円（収入分位 25%）以下の世帯
子育て世帯・新婚世帯は 21.4 万円
多子世帯は 25.9 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助率・
補助限度額</td><td>国１／２＋地方１／２
（国費限度額：2.5 万円／戸・月）</td><td>国１／２＋地方１／２
（国費限度額：3.7 万円／戸）</td></tr>
<tr><td colspan="2">家賃と保証料に係る支援は、合計して原則 30 万円／戸・年を限度として併用可能。ただし、補助総額が 300 万円を超えない限りにおいて、年度の補助限度額にかかわらず補助が可能</td></tr>
<tr><td>補助期間</td><td>原則 10 年以内
※１　補助総額 300 万円を超えない範囲で地方公共団体が定める期間
※２　収入要件の緩和が適用される場合、子育て世帯・多子世帯は６年、新婚世帯は３年</td><td>入居時のみ</td></tr>
</table>

（３）居住支援協議会等活動支援事業

【目的】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会・居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組等を支援する。

【対象事業】

＜居住支援協議会＞

○市区町村居住支援協議会立ち上げ支援（対象：都道府県）

○協議会運営（対象：都道府県、市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会）

・地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備

・制度の周知・普及

・居住支援の現状・ニーズの把握・分析

○協議会設立に向けた準備係る取組（対象：居住支援協議会設立準備会）

＜居住支援法人＞

○入居前相談支援（不動産店への同行やコーディネートなど民間賃貸住宅への円滑な入居支援）

○入居中の居住支援(訪問等による見守りや居住継続のための生活相談等)

○特定居住支援（孤独・孤立対策に資する居住支援等）

○地域の居住支援体制（居住サポート住宅の計画認定に向けた準備等）

【補助金の額】※令和７年度

＜居住支援協議会＞

・単年度当たり 500 万円を限度に支援（補助率 10／10）

＜居住支援法人＞

・単年度当たり 700 万円（スタートアップ加算該当の場合は 750 万円）を限度に支援（補助率 10／10）

１２　不法係留船対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

＜現状・課題＞

首都東京の河川には、現在約 140 隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成 19 年６月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成５年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

＜具体的要求内容＞

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参　　考

【都内河川の不法係留船の推移】

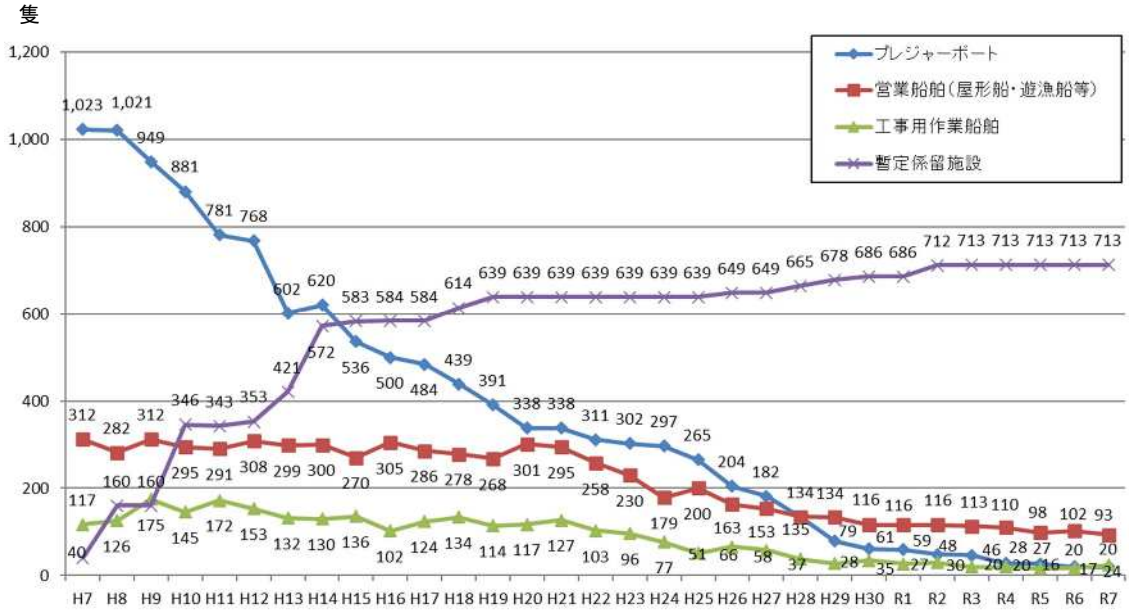

【小型船舶操縦士免許受有者の推移　全国】

（単位：人）

資　格	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
一級小型＋特殊	881, 483	889, 360	895, 820	901, 012	905, 904
二級小型＋特殊	2, 047, 351	2, 049, 703	2, 051, 382	2, 052, 721	2, 054, 223
一級小型のみ	158, 540	170, 955	181, 692	191, 294	200, 196
二級小型のみ	391, 029	413, 727	431, 913	447, 782	463, 505
特殊のみ	208, 016	221, 400	231, 465	240, 546	249, 684
計	3, 686, 419	3, 745, 145	3, 792, 272	3, 833, 355	3, 873, 512

新規免許取得者が
放置をする前に
法制度の整備を！

保管場所の義務付けの効果

↓

小型艇の陸上保管の促進
保管業への民間参入の促進

↓

河川管理者の施設整備の負担減
不法係留船の縮減とモラル向上

１３　不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保

（提案要求先　金融庁・国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

不動産特定共同事業については、近年、対象不動産が広域に及ぶものが多いことなどを踏まえ、投資家保護の観点から、国の責任において適切に判断する仕組みとするなど必要な見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

（１）不動産特定共同事業は、Ｊリートと同様に不動産の証券化手法の一類型とされ、全国から投資家を募り、その出資によって不動産を運用し、収益の分配を行う事業であり、金融サービスの提供に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）において金融商品とされている。そのため、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールにより事業者を規制し、消費者保護を図っている。

また、不動産特定共同事業法（平成６年法律第 77 号。以下「不特法」という。）においても、ＳＰＣによる倒産隔離の仕組みを採用し、民間資金の導入を図るなど、他の投資性の高い金融商品と差異のないものとなっている。

（２）不動産特定共同事業以外の金融商品については、国が事業者を一元的に規制しているが、不動産特定共同事業においては、事務所が単一の都道府県に存する場合は当該都道府県知事が規制することとされている。

（３）平成 29 年 12 月の不特法の改正による小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設や電子取引業務が可能となったことにより、事業者や商品が増加している。これに伴って、指導監督の困難な案件の増加が見込まれる。中でも開発型や多くの投資家が参加している商品においては、事業者がひとたび破綻するようなことがあれば、その影響は甚大なものになる。

（４）このような状況の中、都道府県知事がその行政裁量により指導監督を迅速かつ適切に行い、不特法の目的である投資家保護を十分に図るためには、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）における「監督処分の基準」のような基準等が必要であるが、いまだ示されていない。

（５）また、不特法商品の適正性（適切な価格設定、将来の償還の確実性等）の判断に関しては、金融に関する知見を有する人材を含め、高度な専門性が求められることに加え、近年、商品を組成する１号事業者と販売代理である２号事業者に対する監督官庁が異なり、対象不動産も広域に及ぶ事案が発生していることや、国内の不動産だけでなく外国の不動産をも対象としうることから、迅速かつ適切な指導監督を行うには国が一層の責任を果たすことが重要である。

なお、国は、一般投資家向けに投資を募集する商品が拡大するなど、不動産特定共同事業に参加する投資家層に変化が見られることから、一般投資家

向けの情報開示の充実など今後の不動産特定共同事業の在り方について検討しており、省令改正により一定の見直しが行われる見込みであるが、引き続き許可権者である都道府県の意見を聴取し、上記の事項も含め、投資家保護の観点から仕組みを見直していくことが必要である。

（6）加えて、不動産特定共同事業の許可は、対象となる事業が長期の履行期間を有する契約に基づいて行われることもあり、小規模不動産特定共同事業の登録のような更新制がとられていないことから、事業者が許可を得た後に、許可申請時の組織体制が維持されていないおそれもあるため、事業者の許可要件を定期的に確認することにより、的確な指導監督を行う必要がある。さらに、許可申請に関する許可基準は、「不動産特定共同事業を適格に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有するものであること」といった表現に留まるものであり、具体的な判断基準は示されていない。

＜具体的要求内容＞

今後の不動産特定共同事業の在り方の検討においては、許可権者である都道府県の意見を聴取し、投資家保護の観点から仕組みの見直しを行うこと。

見直しに当たっては、不動産特定共同事業法に基づく商品の適正性（適切な価格設定、将来の償還の確実性等）や、広域に及ぶ事案について、国の責任において適切に判断し、必要な対応を行う仕組みとすること。

あわせて、不動産特定共同事業法に基づく事業の許可に対し、更新制を導入するとともに、許可等の審査や指導監督に当たっての具体的な基準等を明確に示すこと。

１４　不動産取引のオンライン化・広域化への対応

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

不動産取引のオンライン化・広域化の実態を国において把握し、迅速かつ適切な指導監督につなげることができるよう、その実態について各都道府県に情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

（１）近年、都において、投資用不動産の取引に関する若年者等からの相談が寄せられており、取引に当たり、長時間の勧誘又は深夜の取引、説明不足等がある場合もみられている。

（２）このため、都では、業界団体に対して投資用不動産販売における法令遵守と従業員等の教育及び啓発を行うよう通知するほか、新たに投資用不動産特別相談窓口を開設して相談体制を整備するとともに、不動産投資の際に注意すべきことについて啓発を行っている。

（３）とりわけ、オンライン手続のみで不動産売買の契約ができるようになるなど、民間では様々なビジネスモデルが登場し、不動産投資をしやすい環境となっており、宅地建物取引業者の対象顧客が一つの都道府県の域に止まらないケースが増えてきている。そのため、当該業者の免許権者である各都道府県知事が単独でこうした実態を正確に把握して、指導監督につなげていくことが難しくなっている。

＜具体的要求内容＞

不動産取引のオンライン化・広域化の実態を国において把握し、迅速かつ適切な指導監督につなげることができるよう、その実態について各都道府県に情報提供を行うこと。

１５　東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり

（提案要求先　内閣府・国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。

（２）区市町村が立地適正化計画の作成を着実に進められるよう、集約都市形成支援事業について、必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

平成 22 年に策定された地域主権戦略大綱や、平成 23 年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」を受け、三大都市圏における用途地域等の都市計画決定権限については、平成 24 年４月に特別区を除き、全ての市町村へ権限が移譲された。

用途地域は、市街地の土地利用を定め、都市の在り方を方向付ける基本的な都市計画である。東京は、区部と多摩部にわたり、歴史的にも市街地が連担していることから、区部の決定権限が都に留保されたとしても、多摩部の権限が移譲された状況では、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都が今日まで取り組んできた、一体的な都市づくりの継続が困難となる。

その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力、ひいては日本全体の国際競争力の維持・向上に支障を来すことにもなりかねない。

また、国においては、集約型の都市構造の形成を推進するため「集約都市形成支援事業」の補助制度が設けられている。都では、市街地が連担している東京の特性も踏まえ、区市町村が立地適正化計画の作成などの取組を適切に進められるよう誘導を図っているが、計画的な検討を進めるためには着実な財源の確保が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。

区市町村が立地適正化計画の作成を着実に進められるよう、集約都市形成支援事業について、必要な財源を確保すること。

18 スマート シティ インフラ・交通

１　東京外かく環状道路の整備促進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

（１）外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。有料道路事業の活用を基本としつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

　事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

（２）「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

　また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

（３）外環（湾岸道路～東名高速）については、世界と日本をつなぐ羽田空港や東京港へのアクセス強化に資するとともに、物流強化の観点からも重要な路線である。このことから、東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会の議論を加速させ、計画を早期に具体化すること。

＜現状・課題＞

首都東京の都市活動や都民生活を支えていくため、交通インフラの更なるレベルアップを図り、世界一の交通ネットワークを構築していくことが重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、円滑な交通を確保し、国際競争力の強化に資するほか、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルートの確保など、様々な効果が期待されている。平成 30 年６月には、千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの四つの高速道路が外環道で結ばれ、都内を通過する交通が外環に転換するなどの整備効果が発現している。しかしながら、今なお残っているミッシングリンクにより、環状道路の整備効果を

最大限発揮できておらず、未整備区間の早期整備が必要である。

外環（関越道～東名高速）については、これまで本線シールドトンネルに加え、本線と地上をつなぐランプシールドトンネルの整備が行われてきた。

また、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルとをつなぐ地中拡幅部について調査・検討が進められてきており、一部整備が行われている。

令和２年に発生した調布市での陥没・空洞事故以降、事業者は、地元に丁寧な説明を行った上で、家屋補償や、緩んだ地盤を元に戻す地盤補修工事等を進めており、引き続き誠意を持って実施するとしている。

また、事業者は、再発防止対策の具体化を進め、大泉側本線及び東名・中央ジャンクションランプのシールドトンネル工事について、地元に説明の上、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら、安全を最優先に、慎重に掘進作業を行っている。

今後の事業においては、引き続き再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細かな対応が求められる。

一方、外環（湾岸道路～東名高速）については、羽田空港や東京港へのアクセス性の強化に資する重要な路線であり、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、整備が不可欠な区間である。

現在、国土開発幹線自動車道建設法（昭和 32 年法律第 68 号）による予定路線に位置付けられている本区間の整備に向けては、事業中の外環（関越道～東名高速）と同様、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、国によって基本計画の決定や整備計画の決定を行うなど、計画の具体化のためのステップを着実に進めていく必要がある。

国、東京都及び川崎市の三者で構成する「羽田空港・京浜三港アクセス強化等に資する東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会」は、令和８年３月に開催され、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の基本的な方針の取りまとめに必要となる検討を進めるとしている。計画の早期具体化に向けて、協議会の議論を加速させ、基本計画の策定等、次のステップに移行していかなければならない。

＜具体的要求内容＞

（１）外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成し、防災力向上にも資する極めて重要な道路である。都の負担増とならないよう、有料道路事業を活用しつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネルや本線とランプとをつなぐ地中拡幅部等について、安全を最優先に整備を進め、コスト縮減、都民に対する丁寧な説明に努めること。特に、令和２年に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細かな対応を確実に行うこと。

また、用地取得については、青梅街道インターチェンジにおける工事スケジュールを明確にした上で方針を示すなど、用地取得が円滑に進むよう、相

互に連携して取り組むこと。

さらに、事業の実施に当たっては、引き続き都と十分に調整を図りながら進めること。

（２）地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に３区市に跨（またが）る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備については、外環の事業に併せ着実に整備する必要があるため、工事等の施工に係る調整について積極的に協力すること。

（３）我が国の経済成長と国際競争力の強化のため、外環（湾岸道路～東名高速間）は、世界と日本をつなぐ羽田空港や東京港へのアクセス強化に資するとともに、物流強化の観点からも重要な路線である。このことから、東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会の議論を加速させ、本区間の基本計画を決定するなど、計画を早期に具体化すること。

２　高速道路網の整備推進及び有効活用等

１　高速道路網の整備推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

首都圏三環状道路に加え、第二東京湾岸道路の計画の具体化など、首都圏における高速道路網の整備を推進するとともに、必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤であり、最初のリングとして全線開通した首都高速中央環状線は、外環や圏央道とともに、交通分散による渋滞緩和やネットワーク強化による移動時間の短縮など、高いストック効果を発現している。

しかし、首都圏の高速道路網にはミッシングリンクが存在し、首都高速道路などの都内の高速道路では、交通集中による渋滞や事故が依然として頻発している。渋滞のストレスを感じることのない快適で自由自在な移動を実現するためには、活発な都市活動を支える高速道路網の強化が不可欠である。

また、日本経済をけん引する首都圏の国際競争力を強化するためには、人やモノの流れをスムーズにして、生産性の向上や観光振興などを促進するとともに、全国にその効果を波及させ、日本経済の活性化と持続的な成長を支えていく必要がある。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その生命線となる高速道路網のリダンダンシーの向上が不可欠である。

高速道路網の整備推進に当たっては、令和５年５月に道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第７号）が改正され、料金徴収期間を延長し、高速道路の更新や進化のための財源の確保が可能となったところである。このため、更新事業だけでなく、進化事業についても有料道路事業を積極的に活用して整備を進める必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）首都圏三環状道路を構成する外環や圏央道の未開通区間を早期かつ確実に整備するとともに、圏央道の４車線化を推進すること。
（２）首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線の計画を具体化すること。
（３）首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。進化事業の整備に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、有料道路事業を積極的に活用すること。
（４）都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

参　　考

＜首都圏三環状道路の整備状況＞

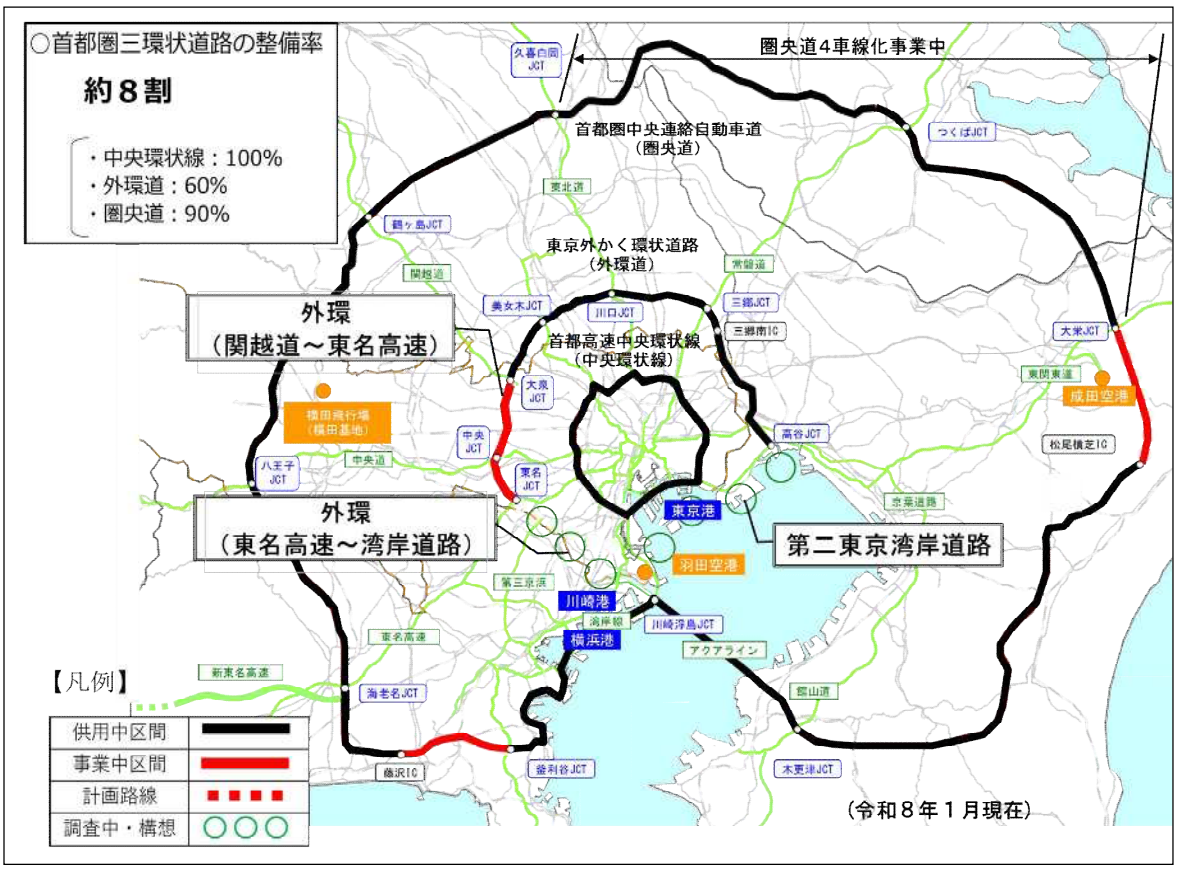

２　高速晴海線の整備推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

都心と臨海部との連携強化や防災拠点へのアクセス強化等に資する高速晴海線延伸部（築地～晴海間）等の整備を推進すること。

＜現状・課題＞

晴海線は、都心と臨海部との連携を強化するとともに、臨海部の交通分散や利便性向上に寄与する路線として平成５年に都市計画決定された。これまでに晴海～東雲ＪＣＴ間が開通しているが､築地～晴海間については未着手となっている。

未着手となっている晴海線延伸部（築地～晴海間）については、新京橋連結路と連続したネットワークを形成することで、特に交通が集中する江戸橋・箱崎ＪＣＴなどの渋滞ポイントを避けて、都心と湾岸線の相互アクセスが可能となる。

令和６年能登半島地震では、道路の陥没や亀裂により、救命救助や物資の支援などが滞り、被災地等へのアクセスを確保する道路網の重要性が改めて認識された。こうした中、有明地区に位置する「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点※（有明の丘地区）」は内陸部とのアクセスに課題があるため、晴海線延伸部やそれに合わせた高速道路の出入口の整備によりアクセス性を強化し、首都東京の災害に対する強靭化を図る必要がある。さらに、晴海線延伸部は、大規模更新を行う都心環状線築地川区間に接続予定であることから、接続部については、大規模更新事業と一体的に実施する必要がある。以上のことから、高速道路の進化に該当する晴海線の整備を早期に推進することが喫緊の課題である。

※東京湾臨海部基幹的広域防災拠点：首都直下地震などの大規模災害が発生した際、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するための拠点。有明の丘地区は、緊急災害現地対策本部が設置されるほか、応援部隊の活動拠点や広域医療搬送の拠点等としても活用。

＜具体的要求内容＞

（１）高速道路の進化に該当する晴海線延伸部について、事業者を早期に決定し、事業化すること。整備に当たっては、有料道路事業を積極的に活用すること。
（２）広域防災拠点（有明の丘地区）へのアクセス強化に資する高速道路の出入口について計画を具体化すること。
（３）築地川区間の大規模更新との接続部について、大規模更新事業と一体的に実施すること。

参　　考

＜新京橋連結路・晴海線延伸部＞

３　高速道路網の有効活用【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。
（２）料金所のＥＴＣ専用化を着実に進めるとともに、本線料金所撤廃の早期実現に向けた取組を推進すること。
（３）中央道調布付近など既存の高速道路の渋滞対策を推進すること。

＜現状・課題＞

整備が進む首都圏の高速道路網を最大限に活用するためには、利用者の適切な経路選択を促す合理的で戦略的な料金体系を確立し、時間的・空間的に偏在する交通流動を最適化するとともに、高速道路へのアクセス向上やボトルネックの解消など、様々な取組で道路交通を円滑化させる必要がある。

これまで「料金の賢い３原則」に沿って、平成 28 年に対距離制を基本とした料金体系に整理・統一されるとともに、起終点を基本とした継ぎ目のない料金により圏央道への迂回が促進された。令和４年４月からは、首都高速道路における料金体系の整理・統一を更に進め、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われた。しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると料金が割高になるなど、料金体系の不合理さや分かりにくさは解消されておらず、ＮＥＸＣＯ、外環、首都高速道路でそれぞれ課される利用１回当たりの固定額（ターミナルチャージ）は、都市部特有の割高感や不公平感をもたらしている。

ＥＴＣ利用率は首都高速道路で 98%に達しており、令和４年３月に開始された料金所のＥＴＣ専用化は、交通の流れを阻害するだけでなく事故の発生要因ともなっている本線料金所の撤廃や、料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることが期待される。また、スマートＩＣなどのＥＴＣ専用出入口の整備は、高速道路へのアクセス向上に加え、ＥＴＣの普及促進にもつながることが期待される。令和２年 12 月に、ＥＴＣ専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化にかかるロードマップが策定され、それに基づき都市部においては、令和７年度の概成に向けた整備に取り組まれているところである。令和６年１月の第 62 回国土幹線道路部会においては、ＥＴＣ専用化の導入状況について、「半導体供給不足等により、車両検知器をはじめとしたＥＴＣ設備等の整備に遅れが発生」と公表されたが、国などの関係機関と連携を図り協議を進めた結果、令和７年１月に開催した首都高速道路ＥＴＣ専用化連絡調整会議において、令和７年度末までに新たに 55 箇所がＥＴＣ専用化になることが示され、首都

高速道路における都内区間のＥＴＣ専用化整備率は約８割まで完了した（令和８年３月時点）。こうした状況を踏まえ、首都高速道路株式会社は、令和８年１月に本線料金所撤廃のモデルケースとして、永福本線料金所を撤廃する計画を公表した。

ボトルネック対策としては、中央道上り線の調布付近では、調布インターチェンジから三鷹バス停手前までの間で付加車線が運用開始され、三鷹バス停付近においては、料金所前後の線形改良工事が完了し、引き続き、残る付加車線設置に向けた事業が進められている。

また、小仏トンネル付近では、別線トンネルの本掘削工事等が進められている。加えて、日野バス停付近においては、令和６年３月に付加車線を設置する渋滞対策が事業化されている。

＜具体的要求内容＞

（１）ＥＴＣ専用化の概成等を見据え、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃など、公平でシームレスな料金体系とするとともに、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系とすること。

また、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用を促進する料金施策の充実や、ＥＴＣ2.0 などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討など、混雑状況に応じた料金施策の導入に向けた取組を推進すること。その際、一般道を含めた交通流動の変化や債務の償還計画への影響などを検証するとともに、物流事業者等が活動しやすい環境整備に配慮すること。

（２）料金所のＥＴＣ専用化を着実に進めるとともに、首都高速道路株式会社と連携し永福料金所の撤廃を図るなど、本線料金所撤廃の早期実現に向けた取組を推進すること。

また、スマートＩＣ等のＥＴＣ専用出入口の整備などを進め、ＥＴＣの普及促進を図るとともに、クレジットカード非保有者や誤進入車への対策に加え、全国から流入する現金車への対応策を講じること。

（３）中央道の調布付近（三鷹バス停付近）及び小仏トンネル付近並びに日野バス停付近の渋滞対策を推進すること。

参　　考

＜混雑状況に応じた料金施策の導入イメージ＞

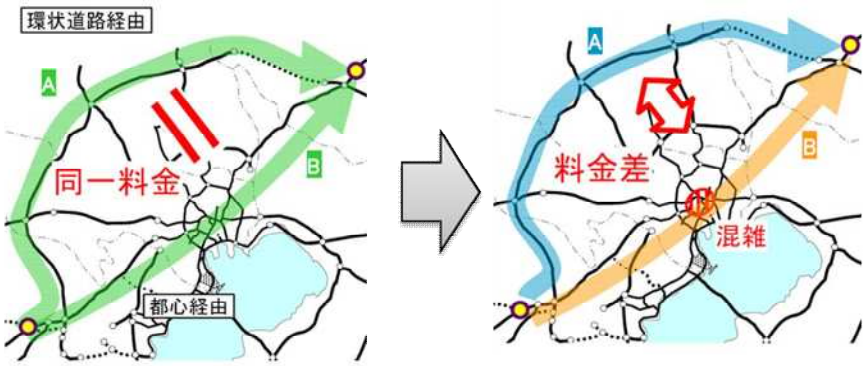

【現状】
○起終点を基本とした料金
○発地と着地が同一ならば、いかなる経路を選択しても料金を等しくする

【今後】
○混雑している経路からの転換を促進するため、経路間の料金に一定の差を設ける（例：Aルートの料金＜Bルートの料金）
○時間帯別の混雑状況に応じて変動する機動的な料金の導入

＜本線料金所の分布＞

４　高速道路の老朽化対策及び逆走対策

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路の老朽化対策を推進するとともに、逆走対策について取組を進めること。

＜現状・課題＞

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路は、我が国の経済活動を支える基幹的なインフラであり、その機能を将来にわたり維持し、良質なストックとして健全に使用し続けるためには、大規模更新などの老朽化対策を計画的に実施していくことが不可欠である。

笹子トンネル天井板落下事故を踏まえ、平成 26 年に、高速道路会社の料金徴収期間を延長する道路整備特別措置法の改正（最長で令和 47 年まで）がなされ、各高速道路会社の更新計画が策定された。首都高速道路については、６か所の大規模更新事業のうち、５か所で工事が進められており、首都高速１号羽田線（高速大師橋）では令和 10 年度の完成予定となっている。

一方、平成 26 年度からの点検強化により、重大損傷の発見が相次いだことから、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進のため、令和５年５月に、高速道路会社の料金徴収期間を延長する道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第７号）の改正（最長で令和 97 年まで）がなされ、各高速道路会社の更新計画が策定されたところである。

また、高速道路での逆走は、死亡事故などの重大事故につながるおそれが高いことから、高齢化の進展や認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、国や高速道路会社等において対策が進められている。

＜具体的要求内容＞

（１）高速道路の老朽化対策については、各高速道路会社が計画的に行うよう指導すること。とりわけ、首都高速道路の大規模更新事業（１号羽田線、３号渋谷線）については、事業年度内に完成させること。

（２）老朽化対策の実施に当たっては、首都圏三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えながら、取組を進めること。

（３）高速道路での逆走事故の撲滅を目指し、今後も取組を推進すること。

５　都市再生と連携した首都高速道路の大規模更新【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

首都高速都心環状線（日本橋区間、築地川区間）の大規模更新に当たっては、都市再生プロジェクトなどのまちづくりと連携して取り組むこと。

＜現状・課題＞

東京を成熟した都市としていくためには、首都高速道路の大規模更新の機会を捉えて都市再生を推進し、円滑な交通と快適な環境の両立を目指すことが重要である。

日本橋区間については、平成 26 年に日本橋区間を含む首都高速道路の大規模更新計画が策定され、平成 28 年には日本橋周辺のまちづくりの取組が国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加された。

この機会を捉えて都は、国や首都高速道路株式会社と共同で、周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けて取り組むこととし、首都高日本橋地下化検討会で取りまとめられた計画案を基に、令和元年に都市計画を変更した。令和２年４月に首都高速道路株式会社が事業認可を取得し、地下化工事が進められている。

また、地下化に当たり江戸橋ＪＣＴ周辺の渋滞緩和を図るため、江戸橋ＪＣＴの都心環状線連結路を廃止することから必要となる大型車の交通機能確保策が、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会において検討された。その結果、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路の計画案が取りまとめられ、令和５年 12 月に都市計画を変更した。令和６年６月に首都高速道路株式会社と東京都が事業認可を取得し、共同で事業を進めている。

築地川区間については、老朽化した擁壁の取替えと合わせ、急カーブの解消等による走行安全性の向上とともに、晴海線との接続形態や分合流部の付加車線の設置、道路上部空間の活用など、周辺のまちづくりと連携した更新計画が検討されている。平成 26 年にはこの区間の上部空間の活用を想定し、立体道路制度の適用範囲が既存の高速道路に拡大された。

＜具体的要求内容＞

（１）日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて整備を推進すること。新京橋連結路の整備に当たり、地方に過大な負担とならないよう、引き続き財源措置を講じること。

（２）築地川区間のうち、新京橋連結路との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。

参　　考

＜概要図＞

＜築地川区間（第１号線）と晴海線の計画見直しの方向性＞

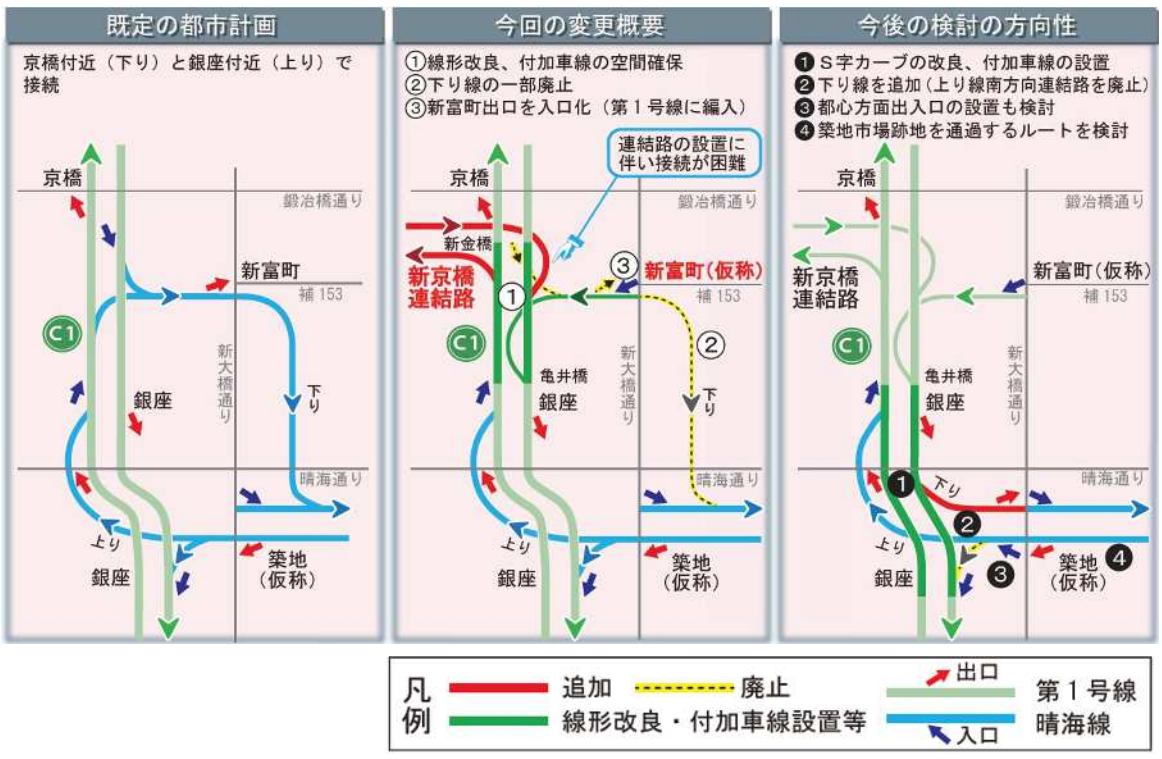

３　公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大

（提案要求先　法務省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

（１）不動産登記法第 14 条第１項の地図が備え付けられていない地域においても、公共事業の起業者による筆界特定申請を可能とすること。

（２）起業者申請時は費用負担免除とすること。

＜現状・課題＞

高度防災都市の実現や交通・物流ネットワークの形成に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

取得等しようとする土地の所有権登記名義人等に筆界をめぐる紛争や境界立会拒否といった事情がある場合、公共用地の取得等が難航するケースが少なくなく、不動産登記法第６章に規定される筆界特定制度を活用することが公共の利益の増進にとって有益と考えられる。

現行の筆界特定制度においては、土地の登記名義人等に加え、地方公共団体も筆界特定の申請人と定められている。しかし、地方公共団体が筆界特定の申請をすることができるのは、不動産登記法第 131 条第２項の規定により、同法第 14 条第１項の地図に表示されないものに限られている。一方、取得等しようとする土地の所有権登記名義人等に申請を依頼しても、手数料及び測量費用等の負担を理由に拒否されることが多い。

＜具体的要求内容＞

（１）公共事業（土地収用法第３条規定の収用適格事業、都市計画事業等）の事業用地について、起業者である国及び地方公共団体が、不動産登記法第 14 条第１項の地図が備え付けられていない地域についても筆界特定の申請をできるよう不動産登記法等を改正すること。

（２）国又は地方公共団体が筆界特定の申請をする際は、申請人が負担する定めとなっている費用を免除するよう不動産登記法等を改正すること。

４　国道等の整備推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局・港湾局）

（１）国道 357 号（多摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、その他の未整備区間）について整備推進を図ること。

（２）国道 15 号（品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場）について整備推進を図ること。

（３）国道 16 号（町田立体）について早期完成に向け整備推進を図ること。

また、国道 16 号（片倉町・万町地区）について早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。

（４）国道 20 号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））について整備推進を図ること。

（５）首都圏の都市間連携を強化する国道（国道６号など）について整備推進を図ること。

＜現状・課題＞

都市交通の混雑を緩和し、交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道 357 号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線であり、このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。令和元年８月に多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和３年３月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。加えて、辰巳・東雲・有明立体のうち辰巳地区及び有明地区については令和２年度に工事着手した。

国道 15 号・品川駅西口駅前広場については、事業計画（平成 31 年３月　国土交通省）が策定されるとともに、令和元年９月には品川駅西口基盤整備事業に係る都市計画事業承認が告示され、令和５年６月には国道 15 号品川駅西口駅前広場デザインコンセプト（国土交通省）が公表された。

また、国道 15 号下を導入空間とする東京メトロ南北線延伸については、令和４年３月に東京地下鉄株式会社が鉄道事業許可を取得し、令和６年６月には都市計

画決定が告示され、11 月より工事に着手した。

国道 16 号（片倉町・万町地区）は、事業中の国道 20 号八王子南バイパスや東京都が新たな都市計画道路の検討をしている北野街道などの接続により、現道の交通状況の変化が想定されることから、必要な対策を検討するため、「国道 16 号片倉町・万町地区現道対策調整会議」が令和元年８月から開催されており、早期に現道対策の方針を取りまとめ、対策を講じることが重要である。

現在、事業中の国道 20 号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））は圏央道へのアクセス機能の強化と防災力の向上に寄与する重要な路線であり、整備推進が必要である。

国土交通省の令和８年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成 22 年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国道 357 号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部との連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等を踏まえ、辰巳・東雲・有明立体については、コスト縮減を図るなどより効率的な事業推進に努めつつ整備を推進するとともに、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。

（２）国道 15 号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。

（３）国道 16 号町田立体については、本線部が平成 28 年４月に開通し、平成 31 年３月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。

また、国道 16 号片倉町・万町地区については、「国道 16 号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。

（４）圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道 20 号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

（５）国道６号、国道 14 号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

５　道路・橋梁（りょう）事業の推進

１　道路・橋梁（りょう）整備の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

首都東京は、日本の全人口の１割を超える約 1,430 万人（令和８年２月１日時点）が生活し、総生産額が全国で最大となっており、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。我が国の持続的成長には、中長期的な視点を持ちつつ、雇用や消費等の短期的な効果に加え、人やモノの移動時間の短縮による生産性の向上などのストック効果を最大限に発揮する首都東京の道路整備が極めて重要である。

しかし、都市計画道路の完成率は、約 65.4％といまだ道半ばで多くの未完成区間が存在している。また、朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）が区部においては、全国平均約 32 ㎞／h の半分以下で、国内主要都市と比較して低い水準にあるとともに、慢性的な交通渋滞が生じ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招いている。

一方で、令和元年東日本台風では、河川の氾濫等により道路が寸断され孤立集落が生じるなど、改めて道路ネットワーク整備の必要性が明らかになった。また、令和７年台風第 22 号でも、八丈島において土砂崩れ等による道路閉塞が生じた。

そのため、首都圏三環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、都心部や多摩山間、島しょ地域における交通円滑化、防災性の向上や環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、令和６年能登半島地震では、輪島市において大規模な市街地火災が発生するなど甚大な被害をもたらした。首都直下地震の発生が懸念される中、震災時に特に甚大な被害が想定される約 6,000 haの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路（特定整備路線）の整備をより一層推進する必要がある。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

事業評価においては、貨幣換算が可能な便益に加え、Ｂ／Ｃ〔参考値〕として計測手法がおおむね確立された便益が提示されたが、道路整備による効果は、防災や環境改善など、多様な効果を適切に評価していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分を増額すること。

第１次国土強靱化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

（２）首都直下地震の切迫性を踏まえ、市街地の延焼遮断、避難路や緊急車両の通行路ともなる特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

（３）都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し、周辺県市との連携を強化するとともに、災害時の広域避難や緊急物資輸送などに資する都県境の道路整備について、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

（４）リニア中央新幹線の開業により、他圏域との移動時間が劇的に短縮し、人々の広域的な交流が促進され、幅広い経済波及効果が期待できることから、リニア新駅へのアクセス向上に資する道路整備を推進するため、必要な財源の重点配分を図ること。

（５）道路・街路事業の費用便益分析マニュアルにおいて、貨幣換算が可能な便益の対象を拡充するとともに、様々な事業効果を適切に評価できる手法を確立すること。

東京の主な道路事業

① 区部の環状・放射道路整備

環状３号線、環状４号線、環状５の１号線、放射 21 号線、放射 23 号線、放射 25 号線など

② 多摩の南北・東西道路整備

府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道など

③ 都県境の新設橋梁（りょう）や耐荷力向上等を図る橋梁（りょう）整備

旧江戸川橋梁（仮称）、等々力大橋（仮称）、関戸橋、日野橋など

④ 連続立体交差事業

京王京王線、西武新宿線、京浜急行本線など

⑤ 多摩山間、島しょ地域の防災力強化に資する道路整備

秋川南岸道路、多摩川南岸道路、三宅循環線など

⑥ 整備地域における防災性を向上させる特定整備路線

放射２号線、補助 29 号線、補助 73 号線など

⑦ 立川広域防災基地※へのアクセス性を強化する都市計画道路等

立川東大和線、中央南北線、中央道との接続（スマートＩＣ）など

⑧ リニア新駅へのアクセス向上に資する都市計画道路

環状４号線、南多摩尾根幹線、町田３・３・50 号小山宮下線

⑨ 首都高速都心環状線（日本橋区間）大規模更新の関連事業である都市計画道路

補助 96 号線

※立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中枢拠点となる重要な施設

参　考

（１）東京の道路交通

都市計画道路の整備状況

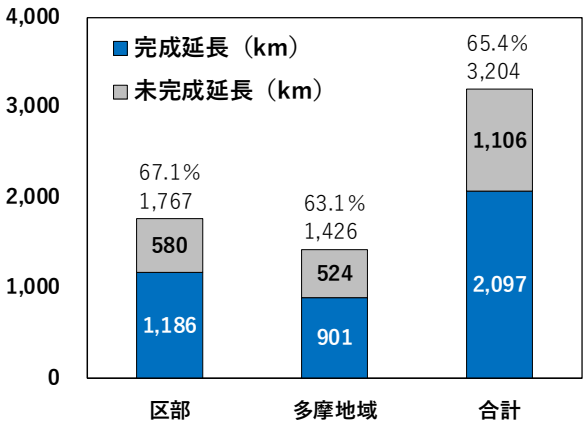

※合計値（完成延長）は島しょ部を含む

出典：東京都資料（R6年３月末現在）

全国主要都市の朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）

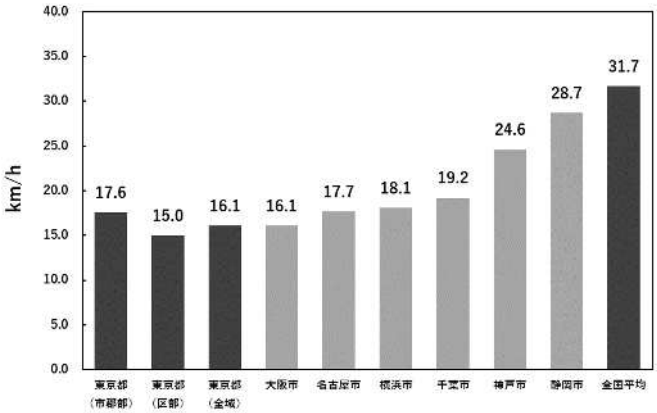

出典：令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査を基に作成

（２）東京の主な道路事業

２　街路樹の充実（質の向上）【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

都市の美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

＜現状・課題＞

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

道路の緑は都市の美しい景観や緑陰の創出に寄与しており、きめ細やかな維持管理を行うことが求められる。

そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な剪定等、一層街路樹の維持管理の充実を図ること。

参　　考

【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】

３　道路施設の予防保全型管理【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

橋梁（りょう）やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設に向けた取組を進めること。

＜現状・課題＞

都はこれまで橋梁（りょう）やトンネル等の道路施設について、５年に一度の定期点検を行い、適切な対策を実施することで重大な事故の発生を未然に防いできたが、多くの道路施設は、高齢化が進み、一斉に更新時期を迎えている。

また、道路占用の地下埋設物においても同様に高齢化が進んでおり、埋設物を起因とした陥没事故などが発生し、道路施設への被害が起きている。

そこで、これまでに策定した予防保全計画に基づく予防保全型管理を進め、工事時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、５年に一度行うべき点検以外においても十分な調査を行うことで道路網の安全・安心を確保し、これらの社会資本を良好な状態で次世代に継承していく必要がある。

また、区市町村においても、橋梁（りょう）等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業等を実施していく予定である。

＜具体的要求内容＞

（１）道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）区市町村において、橋梁（りょう）等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（３）５年に一度行うべき点検以外においても、地下埋設物を起因とした陥没事故の未然防止等を目的とした調査に係る計画策定等に必要な財源を確保するための制度の拡充や創設を行うこと。

参　　考

1　橋梁（りょう）の長寿命化修繕計画策定状況（令和８年４月１日現在）

（１）策定済み（15m 以上の橋梁）

	自治体名
１都	東京都
23区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
５町	瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町、八丈町
５村	檜原村、新島村、神津島村、三宅村、小笠原村

2　令和８年度の予算

（１）都の予算（当初）　　（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち補助事業費（国費）
橋梁（りょう）の長寿命化	13,366	1,465（733）
トンネルの予防保全	1,638	3（2）

補助率　0.50

（２）区市町村の予算（当初）　　（単位：百万円）

区　　分	補助事業費（国費）
橋梁（りょう）の長寿命化（工事・設計・計画策定）	1,119（622）

補助率　0.55～0.7

3　当初内示額

（1）都への内示額　　（単位：百万円）

区　　分	令和7年度	令和8年度
橋梁（りょう）の長寿命化 （国費）	74 (37)	145 (73)

（2）区市への内示額　　（単位：百万円）

区　　分	令和7年度	令和8年度
橋梁（りょう）の長寿命化 （国費）	439 (244)	632 (361)

4　実施計画（東京都）

・橋梁（りょう）の長寿命化については、令和12年度末までに約180橋に着手する。

・トンネルの予防保全型管理の取組については、令和11年度末までに61トンネルに着手する。

４　道路災害防除事業の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このためには、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する５年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置、河川の増水時に道路の流失を防ぐ対策など､多様な対策を行うことで集落の孤立を未然に防がなければならない。また、現道の拡幅や代替ルート整備と併せて総合的に道路の防災性を高めていくことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

道路斜面の補強や落石防護対策、道路の強靭化等の道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参　考

道路災害防除事業

1　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち補助事業費 （国費）
道路災害防除事業	5,529	3,470（1,819）

道路災害防除事業に対する補助率　0.50（離島 0.60）

2　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
道路災害防除事業 （国費）	30 （18）	30 （18）

3　対策事例

法枠工

落石防護柵工

モルタル吹付工

落石防止網工

擁壁補強工（道路流失対策）

５　交通安全施設事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

誰もが安全で安心して利用できる道路空間を創出するため、歩道整備や道路のバリアフリー化、自転車通行空間整備の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

都は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「東京都交通安全計画」等に基づき、交通安全施設の整備等を積極的に推進してきた。

現行の第12次計画（令和８年度から令和12年度まで）では、令和12年度までに交通事故死者数を110人以下とすることを目標としているが、令和７年の死者数は134人である。

また、令和３年６月には千葉県八街市の通学路における死傷事故などもあり、交通安全施設の一層の整備拡充が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）歩行者を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道整備の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）高齢者や障害者を含む誰もが安心して歩ける歩行空間を確保するため、段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路のバリアフリー化の実施に必要な財源を確保し、重点配分対象の要件を緩和するなど、東京に必要額を確実に配分すること。

（３）誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境を創出するため、地域の道路事情に応じた自転車通行空間を整備するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参　考

1　都道における交通安全施設の整備状況

【歩道整備状況】

（令和７年４月１日現在）

区分	整備対象道路延長	整備済延長	うち幅員２ｍ以上	未整備延長
区部	893　km	805　km	741　km	88　km
多摩地域	976　km	709　km	465　km	267　km
全体	1,869　km	1,514　km	1,206　km	355　km

【「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく道路のバリアフリー化整備状況】

（令和７年４月１日現在）

区分	整備対象延長	整備済延長
競技会場や観光施設周辺等の都道	90　km	90　km
駅、生活関連施設等を結ぶ都道	90　km	67　km
計	180　km	157　km

【「東京都自転車通行空間整備推進計画」に基づく自転車通行空間整備状況】

（令和７年４月１日現在）

整備形態	整備済延長
自転車道	15　km
普通自転車専用通行帯（自転車レーン）	145　km
車道混在（自転車ナビマーク・自転車ナビライン）	60　km
自転車歩行者道（構造的分離）	51　km
自転車歩行者道（視覚的分離）	98　km
水道敷や河川敷等を利用した自転車歩行者道	44　km
合計	413　km

2　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
歩道整備 バリアフリー化 自転車通行空間整備	5,101	1,680 (840)

3　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
歩道整備 バリアフリー化 自転車通行空間整備 （国費）	44（20）	41（21）

６　交差点改良事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、交差点改良に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

現在、東京都内では、いまだ慢性的な交通渋滞が各所で残っており、渋滞を緩和し円滑な道路交通を確保することは、喫緊の課題である。

渋滞の大半は交差点で発生しており、特に右折車線のない交差点において、右折車が後続車の進行を妨げることによる、交差点部の通過時間の増大が、大きな要因の一つとなっている。

交差点直近の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等を設置する交差点改良を行い、局所的な渋滞緩和を図るとともに、交差点付近の歩道を整備して歩行者の安全確保を図ることが求められている。

＜具体的要求内容＞

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、右折車線の設置をはじめとした交差点改良の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参　　考

1　交差点改良事業の整備状況

（令和７年４月１日現在）

	計画箇所数	完成箇所数 （一部完成※含む）
交差点改良事業 （第４次交差点すいすいプラン）	56	13

※第３次交差点すいすいプランからの継続箇所を含む。

2　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
交差点改良事業	2,296	689(345)

3　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
交差点改良事業 （国費）	０（０）	０（０）

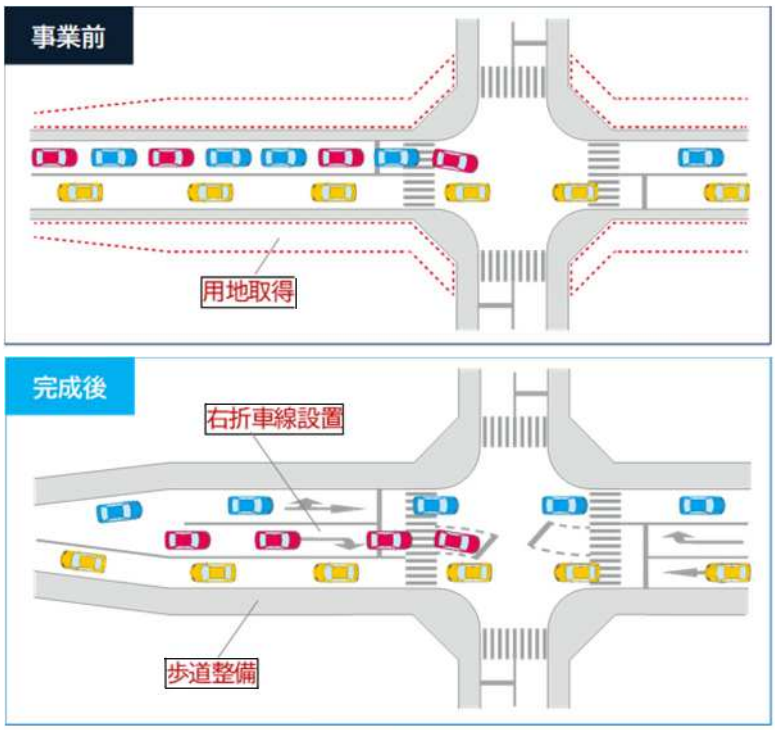

交通渋滞の緩和を図るとともに、交差点付近の歩道も併せて整備し、安全確保に努めています。

7　街並みと調和した道路の景観整備

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

街並みと調和した道路の景観整備に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

快適な道路環境を創出し、美しさや潤いのある道路づくりを進めるため、道路の景観整備は重要である。

近年、景観法（平成 16 年法律第 110 号）や都市再生特別措置法（平成 14 年法律 22 号）の施行等により、大丸有地区や渋谷駅周辺でみられるように、個性豊かで魅力的なまちづくりが進められ、街並みと調和した道路の景観整備が求められている。

＜具体的要求内容＞

観光地周辺等において、多様な人々が集う、首都東京にふさわしい快適で魅力あるみち空間を創出するため、まちの景観と調和した歩道舗装・道路照明・横断抑止柵の修景等、道路の景観整備に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参　考

1　街並みと調和した道路の景観整備事業の整備状況

（令和７年４月１日現在）

区　　分	計画施設延長	完成施設延長	整備率
街並みと調和した道路の景観整備事業	19.3 ㎞	1.5 ㎞	7.8％

2　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
街並みと調和した道路の景観整備事業	830	348（174）

3　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
街並みと調和した道路の景観整備事業（国費）	0 （0）	0 （0）

８　臨海部道路網の整備【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時においても物流機能の確保や迅速な緊急物資輸送などが行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤外側においては、外貿コンテナふ頭の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における物流機能の確保が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

９　臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

東京港の円滑な物流を長期にわたって適切に維持していくため、予防保全の観点から臨港道路の橋梁、トンネルの大規模改修（長寿命化対策）に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

東京港の港湾施設等は、高度経済成長期までに集中的に整備されたものが多く、更新時期の集中等が想定されていた。このため、それまでの対症療法的な管理から予防保全型の管理に転換し延命化を推進している。

しかしながら、施設の高齢化は確実に進行し、いずれは寿命を迎え施設の更新が必要となる。橋梁とトンネルの更新は、交通渋滞による社会的損失が大きくなることが想定され、また、膨大な事業費が短期間に発生する。

このため、予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として、施設の大規模改修を行い、性能を回復・向上させ、更なる延命化（100 年程度の延命を目指す）を図っていくことが必要である。

都は、令和３年９月に「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定し、長寿命化対策を計画的に推進している。

＜具体的要求内容＞

「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」に基づき、臨港道路の橋梁、トンネルの性能を回復・向上させる大規模改修を実施するために必要な財源を確保すること。

１０　道路施設の点検に向けた財源確保等

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

道路の本格的なメンテナンス体制を構築するため、トンネルや橋、舗装など道路施設の点検を着実に実施するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、更なる交付金及び補助金の充実を図ること。

＜現状・課題＞

高度経済成長期に集中的に整備されたトンネルや橋などの道路施設は、高齢化が進んでいることから、持続可能なメンテナンスサイクルの実現が求められている。

トンネルや橋などの道路施設は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）において、道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施等が規定され、国が定める統一的な基準により、５年に一度の頻度で近接目視により点検を行うことが義務化されている。

また埋設物の損傷を起因とした陥没事故が発生していることから、道路における陥没を未然に防ぐために、路面下空洞調査などの舗装の調査も確実に行う必要がある。

特に、比較的財政基盤の弱い区市町村が道路施設の点検等を着実に実施していくために、必要な財源の確保や経済的な点検手法の確立等が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）定期点検が義務付けられたトンネル、橋などの道路施設や、街路灯、道路標識などの道路附属物の点検に加え、陥没を未然に防止する路面下空洞調査などの舗装の調査においても必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）特に、鉄道や高速道路をまたぐ橋の点検については、作業時間や物理的な制約を受け、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、補助率の引上げなど更なる補助金の充実を図ること。

（３）道路施設の定期点検における近接目視について、効率的かつ経済的に行える新たな点検手法、新技術の開発と認定を行うこと。

（４）職員の点検技術の向上を図るため、国が実施している道路維持管理研修等の更なる強化や、道路施設の品質確保を図るため点検員の資格制度の更なる拡大など、技術的な支援を拡充すること。

参　　考

（１）道路施設の点検事業費

令和８年度　予算（当初）　　※都分、区市町村分を含む　（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち補助事業費（国費）
道路施設等の点検・調査	2,460	633（338）
橋梁（りょう）の点検	489	405（224）
舗装の調査	747	176（88）
その他道路施設の点検・調査	1,224	52（26）

補助率　0.5～0.7

（２）都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
道路施設等の点検・調査	333（176）	363(196)
橋梁（りょう）の点検	163（90）	302(167)
舗装の調査	125（62）	53(26)
その他道路施設の点検・調査	46（24）	8(3)

補助率　0.5～0.7

（３）道路施設の点検事例

○橋梁（りょう）の点検

一般橋点検

横断歩道橋点検

○舗装の調査

路面下空洞調査

路面性状調査

○その他施設（トンネル・擁壁等）の点検

トンネル点検

擁壁点検

6　連続立体交差事業の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

（１）連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（２）連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（３）高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

＜現状・課題＞

東京都内には、約 1,040 か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。また、緊急輸送道路等に位置する踏切道は、災害時の救援活動や人流・物流に大きな影響を与えるおそれがあることから、首都直下地震の切迫性を踏まえ、早期の対策が求められている。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や、都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の 15%を公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15%を超えて利用している。

＜具体的要求内容＞

（１）現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近、井荻駅～西武柳沢駅間）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）などの７路線９か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、ＪＲ南武線（谷保駅～立川駅間）などの３路線３か所で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに、今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保し、確実に配分すること。
（２）連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保し、確実に配分すること。
（３）高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

参　　考

京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の平成 24 年 10 月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消

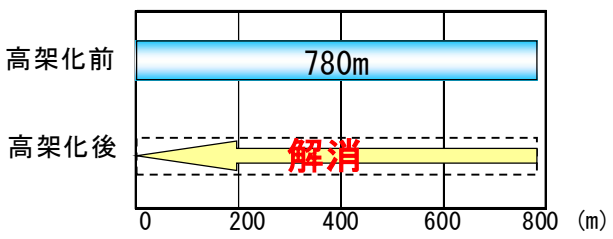

※　上り方面（川崎方面から品川方面まで）の最大渋滞長

第一京浜の自動車平均走行速度が向上

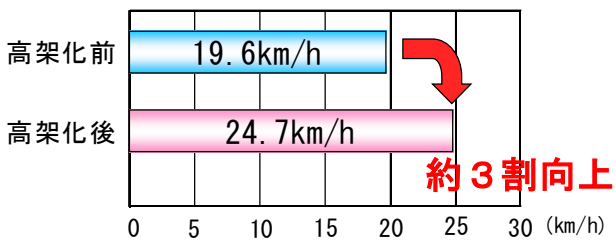

※　第一京浜の環７～環８間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※　国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、更に道路交通の円滑化が図られている。

7　踏切対策推進のための制度の創設・拡充

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

早期に実施可能な踏切対策を一層推進すること。

＜現状・課題＞

東京都では、平成 16 年６月に策定した「踏切対策基本方針」に基づき、踏切対策を推進してきた。

しかし、未だ東京都内に残されている約 1,040 か所の踏切では、交通渋滞や踏切事故等の様々な問題が発生しており、こうした踏切における問題を解消する必要がある。東京都では、現在、連続立体交差事業などの抜本的な対策を積極的に推進している。

一方で、立体化には多くの時間を要するため、早期に実施可能な対策として、踏切システムの改善や踏切道の拡幅など、地域の状況に応じた対策を促進しており、今後も引き続き、こうした対策を一層推進することが課題となっている。

また、開かずの踏切等の対策が必要な踏切が未だに多く残ることに加え、災害時の踏切対策への関心の高まりや、各踏切の情勢の変化などにより、新たな課題が生じるなど、基本方針策定時に比べ、踏切を取り巻く状況に変化が生じている。こうした状況を踏まえ、現状の踏切の課題に対応した具体的な対策を示し、対策を強化していくなど、基本方針の改定に向けた検討を行っている。

＜具体的要求内容＞

東京都では、今後、踏切対策基本方針の改定を予定しており、その状況を踏まえて、早期に実施可能な踏切対策を一層推進する必要がある。

（１）踏切における安全性を確保しつつ、交通処理能力を拡大する観点から、鉄道事業者による踏切システムの改善や高度化を図る事業について、道路交通円滑化を推進するための必要な措置を講じること。

（２）踏切における安全性を向上させるため、鉄道事業者による踏切保安設備の整備を促進するための財源の確保など必要な措置を講じること。

（３）鉄道交差部における交通の円滑化及び安全性の確保の観点から、踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）で改良すべき踏切道に指定された踏切道の拡幅、歩道橋・地下道の設置及び道路立体化を促進するための個別補助制度が令和３年度より創設された。引き続き、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

（４）生活拠点駅周辺のボトルネック踏切等を解消し、駅周辺のまちづくりを推進することを可能とするため、局所的に鉄道立体化を行うことのできる制度を創設すること。

８　鉄道駅におけるホームドアの整備促進【最重点】

（提案要求先　国土交通省・観光庁）
（都所管局　都市整備局）

（１）ホームドアの整備を促進するため、技術的な課題解決やコスト縮減を図るための技術開発や基準改正等の支援を行うこと。
（２）鉄道事業者のホームドア整備に必要な財源を確保すること。
（３）視覚障害者等の転落事故防止のため、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進すること。

＜現状・課題＞

高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、鉄道駅のバリアフリー化の推進は重要である。とりわけ、ホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するには、ホームドアの整備は不可欠である。

令和７年度末時点において、都内駅のホームドアについては、都営地下鉄がすでに全駅整備済み、東京メトロも 99%に達する一方、ＪＲ及び私鉄の約６割の駅は未設置であり、その加速は喫緊の課題である。

都は、令和元年に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、10 万人未満の駅も補助対象とするなど支援策を拡充するとともに、事業者と技術的な課題解決に向けた検討を行う等、鉄道事業者の取組を促してきた。

国は、令和３年に「バリアフリー料金制度」を創設し、この制度を活用して整備するバリアフリー施設は、国庫補助の対象としないこととしたが、都内においても、事業規模が小さい鉄道事業者などには、引き続き、補助による整備促進が必要である。

また、ホームドア整備には、扉位置の異なる列車への対応など技術的な課題があり、こうした課題の解決につながる技術開発や基準改正といった支援も重要である。

加えて、ホームドアが整備されるまでの期間にも、視覚障害者等の転落防止などの安全対策が必要である。

このため、都は、令和６年８月に鉄道事業者や関係行政機関からなる官民一体の協議会を設置し対応している。令和７年２月の協議会において、令和 10 年度までに約６割の駅に設置することを目標とし、加速に向けて取り組んでいくことを鉄道事業者と宣言した。

＜具体的要求内容＞

（１）都が設置した官民一体の協議会への参画等を通じ、技術的な課題解決やコスト縮減等につながる技術開発や基準改正等の支援を行うこと。
（２）特別支援学校の最寄り駅や転落の危険性の高いホーム形状の駅、重要な路線の駅などについて、「バリアフリー料金制度」に加え、必要な財源を確保すること。
（３）ホームドアが整備されるまでの間、ＩＴやセンシング技術の活用など、ホームからの転落防止対策を検討し、鉄道事業者の取組を促進すること。

９　都市鉄道ネットワーク等の強化【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進するとともに、都市鉄道の整備に必要となる十分な財源を確保すること。

（２）事業着手した東京８号線の延伸、品川地下鉄及び多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）については、事業進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（３）令和７年 10 月に速達性向上計画の認定を受けた新空港線については、事業化に向けた財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（４）答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保に向けて、必要な措置を講じること。

（５）羽田空港アクセス線の西山手ルートについては、事業スキームの具体化や財源の確保など、検討の深度化に向けた必要な措置を講じること。

（６）中央線の複々線化（三鷹～立川間）については、都心部と多摩地域の連携強化に加え、強靭化の観点からも重要な路線であることから、新たな国の支援も含めた整備の仕組みづくりを検討するなど、事業化に向けて早期に必要な措置を講じること。

（７）オフピーク通勤の取組の促進に加え、鉄道の快適な利用に向けた施策の検討及び促進に対し支援・協力を行うとともに、鉄道事業者による時間差料金制などの混雑緩和のための施策の導入が促進され、より広く活用されるよう、財源確保等支援の制度・仕組みも含めた検討を引き続き行うこと。

＜現状・課題＞

東京圏には、2030 年時点において 3,500 万人を超える夜間人口が想定され、訪日外国人についても 6,000 万人を目指すなど、我が国の政治、行政、経済の中枢機能が集積している。このため、都市鉄道は大量輸送機関として豊かな国民生活の実現や、国際競争力の強化等の役割を担ってきた。

また、近い将来、高い確率で首都直下地震の発生も予測されている中、災害時にも機能を発揮できる都市鉄道が求められている。

しかしながら、国の鉄道予算のうち、地域・都市鉄道の予算については、都市鉄道のネットワーク強化に十分な財源が確保されているとは言い難い。

東京圏における今後の都市鉄道の在り方については、平成 28 年４月の交通政策審議会答申第 198 号において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

こうした答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

そこで都は、答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等について、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成 30 年４月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、財源の確保に努めており、令和７年３月に策定した「2050 東京戦略」において、各路線の取組の方向性を改めて示したところである。

東京８号線の延伸及び品川地下鉄については、令和６年６月に都市計画決定し、その後、事業者が事業に着手した。引き続き、都は、2030 年代半ばの開業を目指し、鉄道事業者や地元区と連携して取り組んでいく。

多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）については、令和７年 11 月に都市計画事業の認可を取得し、事業に着手した。引き続き、2030 年代半ばの開業を目指し、工事の発注に向け、用地取得やモノレール構造物の設計を進めていく。

新空港線については、令和７年 10 月に速達性向上計画が認定されたところである。事業実施に当たっては、都市鉄道利便増進事業費補助の活用を想定しており、今後、令和 20 年代前半の開業に向けて、都市計画や環境影響評価等の手続を着実に進めていく。

臨海地下鉄については、大規模で多様な開発計画が進展・計画されている臨海部において、世界から人、企業、投資を呼び込み、東京と日本の持続的成長をけん引する臨海部と区部中心部をつなぐ基幹的な交通基盤としての役割を担うことが期待されており、都は、2040 年までの実現を目指す取組としてまちづくり戦略に位置付けている。

また、令和４年に公表した事業計画案の更なる深度化に向け、鉄道運輸機構及び東京臨海高速鉄道と連携し、国の参画も得た事業計画検討会において、羽田空港との接続等を見据えた駅部の構造や物価高騰などを考慮した事業性の検証等を実施している。

加えて、沿線区などで構成された「都心部・臨海地域地下鉄 駅とまちとの連携に関する検討の場」において、令和７年６月に国の「都市鉄道整備の開発利益

の還元策等に関する検討会 とりまとめ」を踏まえた、基盤整備等に要する費用の確保策などの検討を実施している。

羽田空港アクセス線の西山手ルートについては、中央線や埼京線等と接続することで、多摩方面も含めた広範囲にわたる空港アクセス利便性の向上が期待されている。都は、これまでのＪＲ東日本との連携に加え、令和６年度から、国の助言や協力を得ながら、事業スキーム等の具体化に必要な検討を実施している。

このような各路線の状況を踏まえ、整備促進に向けた措置が必要である。

中央線の複々線化（三鷹～立川間）については、昭和 45 年に複々線化が位置付けられ、平成６年に高架及び地下化の都市計画決定がなされ、平成 22 年に高架化が完了したものの、地下部分（複々線部分）については、未着手となっている。昭和の同時期に位置付けられた東北・常磐・総武・東海道方面（通勤五方面作戦）の各区間の複々線化は完了している一方、同区間のみ未着手である。しかしながら、これまで他の路線で活用されていた「特定都市鉄道整備事業」が本路線では活用できず、現状は事業者の自主事業で整備する以外、事業手法がなく、また、採算性も見込めない状況にある。

こうした中、国は、国や自治体の財政状況の厳しさ、鉄道事業者の経営・財務状況の悪化等を背景に、令和６年２月に、利用者ニーズに的確・迅速に応える都市鉄道（新線整備、輸送力増強、大規模な駅改良など）の着実な整備に向けて、「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行った。

令和６年３月に行われた第三回検討会において、都は、国による財源確保を含む整備促進策の措置を求めたところ、令和６年６月の第六回検討会では、都市鉄道整備に係る利用者負担制度の見直しの方向性が示されたが、引き続き、収支採算性の課題解決に向けて、検討を進める必要がある。

一方、こうした鉄道ネットワークの充実に加えて、平成 29 年度から都は、オフピーク通勤を促進する時差 Biz の取組を開始し、平成 31 年からは、時差 Biz やテレワーク、交通需要マネジメント（ＴＤＭ）を「スムーズビズ」として、一体的に推進してきた。これらを通して、企業や利用者の自発的な行動変容を促す周知啓発等に取り組み、働き方改革と連携したオフピーク通勤やテレワークの取組を推進している。

東京圏の平均混雑率が再び増加しつつある中、鉄道の快適な利用に向けては、オフピーク通勤やテレワーク等の取組の推進に加え、鉄道事業者による様々な対策を進めることも重要である。そこで、都は、鉄道事業者や有識者等とともに、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、輸送力の強化や利用者の更なる分散につながる対策等について検討を進めてきた。

また、令和６年 10 月に、学識経験者などから構成される「これからの混雑緩和方策についての鉄道事業者研究会」から、「東京の都市鉄道における混雑緩和方策に関する提言」において、全てのステークホルダーが混雑緩和の必要性を共有し、実行に移していくべきであることが示された。

こうした中、国は、令和８年１月に公表した第３次交通政策基本計画において、「社会情勢の変化や鉄道の利用実態を踏まえ、企業や利用者の理解の下、分散乗車・混雑緩和等の方策を促進する」との方向性を示した。

鉄道事業者においては、変動運賃制導入による効果検証を実施することや、利用者間で著しい不公平が生じないよう努めることが求められている。こうした検証結果などを踏まえ、制度がより効果的に活用されるよう、引き続き検討が必要である。

あわせて、各鉄道事業者の施策の促進に当たっては、システムや機器の改修等が必要となるほか、通勤者のオフピーク通勤が可能となる企業の勤務制度の対応が必要となる。混雑緩和は社会全体で協力して取り組む意義があることから、施策が促進されより広く活用されるよう、鉄道事業者の取組や企業による勤務制度見直しに係る取組について支援できる方法を検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線の整備促進

交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線（羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京８号線（有楽町線）、品川地下鉄（南北線）、東京 12 号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ケ崎方面・町田方面））等の整備に向けて、補助制度の積極的な活用や拡充、都市鉄道の整備に必要となる十分な財源の確保などの措置を講じること。特に、事業化に至っていない路線については、国で設置した「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」や「都市鉄道整備の開発利益の還元策等に関する検討会」の議論等も踏まえ、事業スキームの早期構築や、技術的な課題への対応など必要な措置を講じること。

（２）東京８号線の延伸、品川地下鉄及び多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）への確実な支援

事業着手した東京８号線の延伸、品川地下鉄及び多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）については、事業進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（３）新空港線への確実な支援

令和７年 10 月に速達性向上計画の認定を受けた新空港線については、事業化に向けた財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（４）臨海地下鉄への確実な支援

答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、周辺開発等、まちづくりとの連携を図るため、早期事業化に向けた計画案の更なる深度化と事業スキームの検討への協力や財源の確保に向けて、必要な措置を講じること。

（５）羽田空港アクセス線の西山手ルートへの確実な支援

羽田空港アクセス線の西山手ルートについては、既存の整備スキームを含む事業スキームの具体化や財源の確保など、検討の深度化に向けた必要な措置を講じること。

（６）新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされた中央線の複々線化（三鷹～立川間）の路線について、新たな利用者負担制度の見直し

の方向性を踏まえた検討の深度化を行うとともに、引き続き、国の支援も含めた新しい法律や制度、費用負担の考え方など整備に向けた仕組みづくりを検討するなど、必要な措置を講じること。

例えば、立川広域防災基地への近接性なども踏まえつつ、複々線化で生まれる地下空間を有効活用するなど新たな事業スキームの調査・検討を行うこと。

（７）オフピーク通勤の取組の促進、鉄道の快適な利用に向けた施策の検討及び促進に対する支援・協力

答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの付与等、鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

また、鉄道の快適な利用に向けて、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、実現可能な新たな施策の検討及び促進に当たり、国において指導・助言・規制緩和等の支援・協力を行うこと。

さらに、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの施策について、鉄道事業者による施策が促進され、広く活用されるよう、財源確保等支援の制度・仕組みも含めて引き続き検討を行うこと。

このほか、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

参　　考

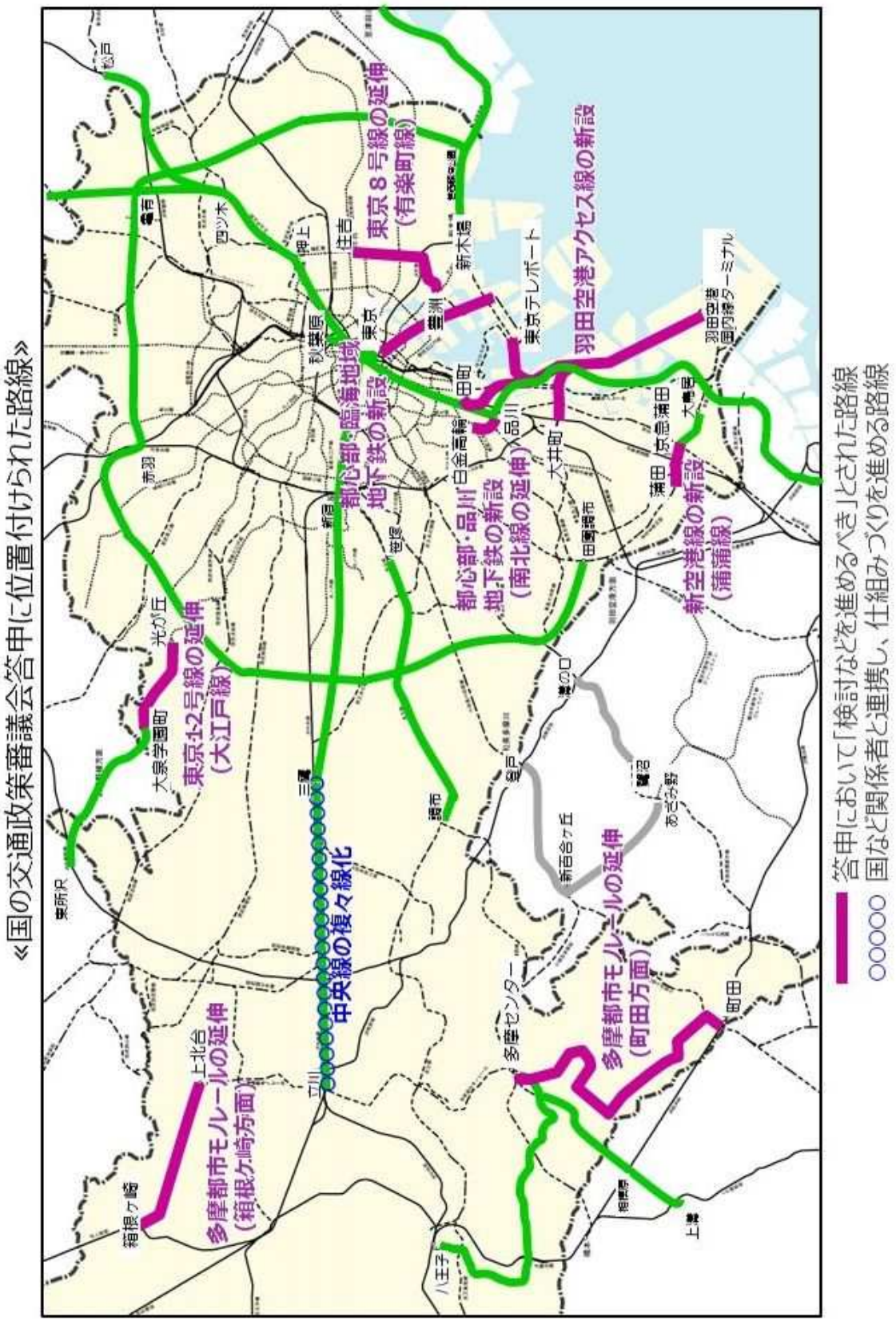
«国の交通政策審議会答申に位置付けられた路線»
東京8号線の延伸
(有楽町線)
都心部・臨海地域
地下鉄の新設
東京12号線の延伸
(大江戸線)
都心部・品川
地下鉄の新設
(南北線の延伸)
羽田空港アクセス線の新設
新空港線の新設
(蒲蒲線)
中央線の複々線化
多摩都市モノレールの延伸
(箱根ケ崎方面)
多摩都市モノレールの延伸
(町田方面)
答申において「検討などを進めるべき」とされた路線
国など関係者と連携し、仕組みづくりを進める路線

１０　都市高速鉄道整備の充実・強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　交通局・都市整備局）

災害対策・大規模改良工事等に必要な財源を継続的に確保するとともに、補助対象の拡大等を図ること。

＜現状・課題＞

東京の地下鉄は、首都機能や経済活動を支える重要な基盤であり、国際的な都市間競争を勝ち抜き、持続可能な東京を実現するためには、その更なる充実が不可欠である。そのため、都の地下鉄ネットワークを一体となって形成する都営地下鉄と東京メトロの両地下鉄が必要な取組を進めていくことが重要である。

具体的には、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策について、国は重点的に取り組むべきとしており、東京の地下鉄においてもこうした取組を推進していく必要がある。

また、エレベーター等バリアフリー設備の充実を図るほか、輸送の安定性向上や利便性向上など輸送サービスの改善に資する駅の大規模改良等についても引き続き進めていかなければならない。加えて、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂を踏まえ、ホームと車両の段差・隙間対策にも取り組んでいく必要がある。

少子化の進展に伴う輸送需要の減少、物価や労務単価等の急騰、激甚化する自然災害など厳しい事業環境の中にあっても、こうした取組を着実に推進していくためには、地下高速鉄道整備事業費補助制度による両地下鉄への財政的な支援が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

地下高速鉄道整備事業費補助制度について、耐震補強、浸水対策、大規模改良工事に必要な財源を継続的に確保するとともに、段差・隙間への対策についても補助対象とする等、支援の充実を図ること。

参　　考

○地下高速鉄道整備事業費補助

【国庫補助金】

（単位：千円）

年　　度	国庫補助金	
	都営地下鉄	東京メトロ
4	703,578	1,334,379
5	1,567,180	418,778
6	582,760	671,710
7（見込）	1,601,370	2,173,701
8（予算）	1,559,954	4,514,588

※ それぞれの収入年度区分による

【補助対象事業（令和８年４月現在）】

（都営地下鉄）

・高架部の橋脚及び地下部の中柱の耐震補強

　施設等の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図る。

・浅草線泉岳寺駅の大規模改良

　ホームの拡幅やコンコースの拡張等の大規模改良工事を行う。

・乗換駅等へのエレベーター整備

　他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等へのエレベーター整備を行う。

・駅出入口等の浸水対策工事

　鉄道運行を確保するため、駅出入口等へ浸水対策設備を整備する。

（東京メトロ）

・駅出入口等の浸水対策工事

　鉄道運行を確保するため、駅出入口及び坑口へ浸水対策設備を整備する。

・新線建設にかかる工事等

　利便性の向上や混雑緩和のため、有楽町線及び南北線延伸を行う。

１１　羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

【最重点】

１　羽田空港の更なる機能強化と国際化

（提案要求先　法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・港湾局）

（１）羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。
　また、新飛行経路の運用に当たり、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策の着実な実施に取り組むこと。

（２）利用者の利便性向上や空港施設の運用効率化を図り、拠点空港機能の強化を進めること。

（３）深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。

（４）ビジネスジェットに係る発着枠や駐機スポットの効率的な活用や、将来の需要増加に備えた駐機スポットの増設など、一層の受入体制強化を図ること。

（５）航空機等の事故防止に向けた更なる安全・安心対策、自然災害や不測の事態に対する対策の適切な実施により、空港の安全確保や航空機発着の定時性確保に万全を期すこと。

＜現状・課題＞

都は、羽田空港の再拡張及び国際化を国に働き掛け、国の新しい滑走路整備事業に無利子貸付けを行うなどの協力を行ってきた。平成 22（2010）年にＤ滑走路と国際線旅客ターミナルが供用開始され、同時に国際定期便が就航し、年間発着枠は平成 26（2014）年に約 45 万回まで拡大された。令和２（2020）年３月から、国は、新飛行経路の運用を開始し、現在、年間発着枠は約 50 万回となっている。

一方、世界の旺盛な航空需要に的確に応え、東京ひいては日本の国際競争力を向上させていくため、空港の容量拡大等による羽田空港の更なる機能強化は必要不可欠である。

新飛行経路について、国は、関係自治体等からの要望を踏まえ、令和２年６月に検討会を設立し、固定化回避に向けた検討を進めている。経路下の自治体からは、住民の負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を求める声があが

っており、適切に検討を進めていくことが必要である。

また、国や関係事業者は空港機能の拡充に向け、ターミナルビルの拡張や、旧整備地区の再編整備などを進めている。一方、旅客の移動距離増加や駐車場混雑などの課題も発生しており、既存施設の改善や増強が必要である。

ビジネスジェットは、平成28年４月に発着枠を拡大、令和３年７月に国際線ビジネスジェット専用ゲートを新設するなど、受入体制の強化が図られ、一定の改善は見られているが、利用者が希望する時間帯の発着枠を確保しにくい状況がある。東京ひいては我が国の国際競争力を強化するためには、ビジネスジェットの更なる受入体制の強化が必要であり、発着枠や駐機スポットの効率的な活用を図るとともに、将来の需要増加に備えて、発着枠の更なる拡大や駐機スポットの増設についても進めていく必要がある。

羽田空港は、東京の重要な交通基盤施設の一つである。令和６年１月に発生した航空機衝突事故などを踏まえ、日頃から空港の安全な運用に努め、航空機等の事故を防止することが必要である。また、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性と空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）－①　羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないよう、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

（１）－②　新飛行経路に関する情報提供については、様々な手段を通じて、地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全対策については、引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、落下物防止対策基準の充実や安全対策の取組に関する情報提供の充実に努めること。騒音対策については、低騒音機の導入促進を図るとともに、防音工事助成の円滑な実施に努めること。加えて、新飛行経路に関連し増設された騒音測定局による騒音影響の監視及び情報提供に取り組むこと。

さらに、国で進めている新飛行経路の固定化回避の検討についても、検討会の開催状況に応じて、関係区市等に対して丁寧な情報提供に努めること。

（１）－③　長期的な航空需要の増加に対応するため、更なる機能強化について検討を進めること。なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

（２）空港アクセスやターミナル、旧整備地区の再編整備等を計画的に進め、羽田空港の更なる利便性向上及び運用の効率化を図り、拠点空港機能の強化を進めること。

（３）24時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。

（４）ビジネスジェットについて、予約制度の改善や、深夜早朝時間帯及び公用機等枠の活用等について、都と連携して検討を行い、発着枠を効率的に活用

すること。また、駐機スポットの効率的な活用を進めるとともに、将来の需要増加に備え、駐機スポットの増設を行うなど、一層の受入体制強化を図ること。

（５）－①　令和６年６月に公表された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会中間取りまとめ」の内容を着実に実施するなど、航空の更なる安全・安心の確保に向けて取り組むこと。

（５）－②　高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

（５）－③　船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参　　考

（１）諸外国の主要都市との比較

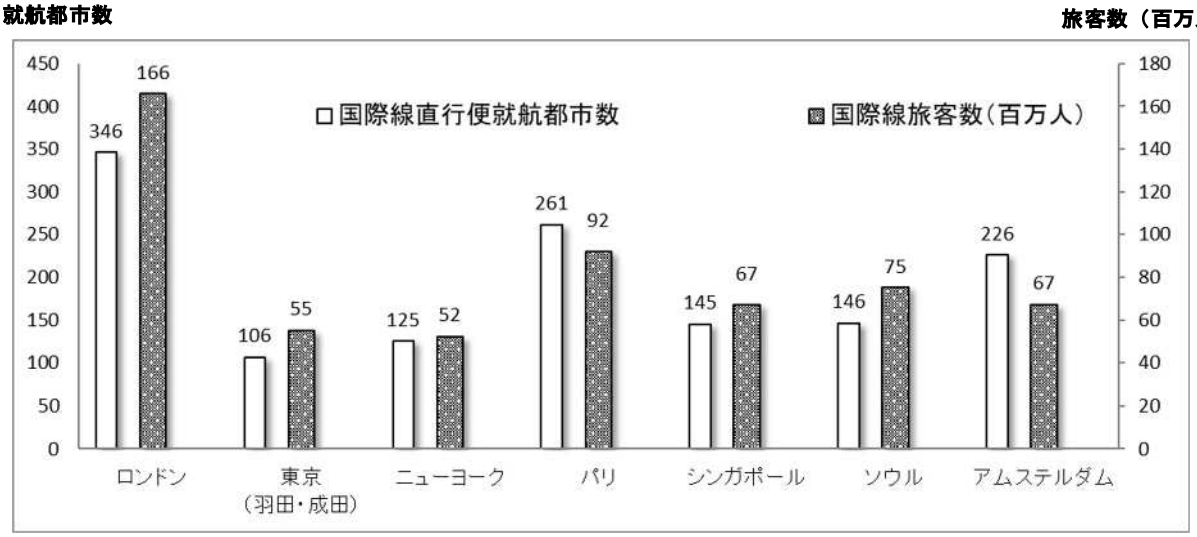

（旅客数：2025 年、就航都市数：2025 年 3 月時点）　出典：国交省資料から作成

（２）再拡張事業

・平成 19 年３月着工、平成 22 年 10 月 21 日供用開始

・事業費　総額約 7,300 億円（うち、都は総額約 1,085 億円の無利子貸付けを実施）

２　羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）都心に近く、24 時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
（２）今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。

＜現状・課題＞

羽田空港は、都心に近く、24 時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分に生かすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道 357 号多摩川トンネルについても平成 27 年度に事業着手した。令和元年８月には多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和３年３月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。

今後、国は、関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）都心に近く、24 時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道 357 号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。また、世界と日本をつなぐ羽田空港のアクセス強化に資する外環（湾岸道路～東名高速）の計画を早期に具体化すること。
（２）今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第 198 号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。

３　羽田空港を生かす空港跡地のまちづくり推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めるとともに、多摩川の堤防整備を着実に進めること。
（２）跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成 22 年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第１ゾーン及び第２ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成 23 年には、第１ゾーンが国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成 26 年には国家戦略特区に指定された。

さらに、平成 28 年４月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第３回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第１ゾーンでは、土地区画整理事業の施行者である独立行政法人都市再生機構が基盤整備工事を進めており、令和２年７月には、駅前交通広場や一部道路の供用を開始した。

また、令和５年 11 月には、大田区が公民連携で進めている「羽田イノベーションシティ」が全面開業した。引き続き、区画整理完了後の都市計画公園の整備・運営や土地利用について、大田区が検討を進めている。

多摩川堤防については、国が第１ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策を実施しており、令和４年４月に、今後拡大工事を実施する部分を残し、暫定的に堤防の使用を開始した。

第２ゾーンでは、国が宿泊施設、イベントホール等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、令和５年１月に「羽田エアポートガーデン」として全面開業した。

また、令和６年４月には、大田区が堤防を活用した「ソラムナード羽田緑地」を供用開始した。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）「推進計画」に基づき、都市基盤の整備やライフライン管理施設の移設、多摩川堤防の整備等について、着実に進めること。

（２）跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

１２　米軍基地対策の推進

１　米軍基地の整理・縮小・返還の促進

（提案要求先　外務省・防衛省）
（都所管局　都市整備局）

（１）米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
（２）多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

＜現状・課題＞

都内には、現在７か所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）日米地位協定（第２条第３項）では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならず、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
（２）多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。
　また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

参　　考

○　都内の米軍基地

【都内米軍基地の概要】　　令和８年１月１日現在

施　設　名	所　在　地	用　　途	面積(㎡)
赤坂プレス・センター	港区	事務所（事務所、ヘリポート等）	26,938
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町（埼玉県狭山市）	飛行場(滑走路約3,350ｍ×約60 ｍ、住宅、学校、事務所等）	7,136,404 ※7,139,452
多摩サービス補助施設	多摩市、稲城市	その他（ゴルフ場、レクリエーション施設等）	1,948,345
大和田通信所	清瀬市（埼玉県新座市）	通信（通信施設）	247,227 ※1,199,442
硫黄島通信所	小笠原村	通信（訓練施設）	6,630,061
ニューサンノー米軍センター	港区	その他（宿泊施設）	7,243
羽田郵便管理事務所	大田区	事務所	建物のみ

※埼玉県域も含む基地全体の面積

２　横田飛行場における CV-22 オスプレイに係る対応

（提案要求先　外務省・防衛省）
（都所管局　都市整備局）

（１）機体の安全性や運用について、基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。
（２）安全対策の徹底と生活環境への配慮等を米国に働きかけること。
（３）今後の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供するなど、地元自治体や基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。

＜現状・課題＞

オスプレイについては、国内外での事故や予防着陸などがたびたび発生している。

令和４年には、ハード・クラッチ・エンゲージメントの発生を契機に、CV-22 オスプレイの飛行運用の一時停止、地上待機措置が取られ、令和５年２月に、予防措置として、一定の飛行時間を経過したオスプレイについて、一部の部品を交換することが公表された。

また、令和５年８月にはオーストラリアで、パイロットの操縦ミス等を原因とした MV-22B オスプレイの墜落事故が発生し、さらに、同年 11 月には鹿児島県屋久島沖で、機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士の意思決定を原因とした CV-22 オスプレイの墜落事故が発生した。加えて、令和６年 11 月に米国で発生した CV-22 オスプレイの予防着陸を受け、飛行を一時的に見合わせ、機体の点検を行った上で、飛行を再開したものの、令和７年７月以降５回の予防着陸が発生していることなどもあり、基地周辺住民にあっては、オスプレイの安全性に対する不安を募らせている。

CV-22 オスプレイについては、平成 30 年 10 月に５機が横田飛行場に配備され、令和３年７月には地元自治体に対する事前の情報提供がなく１機が追加配備された。また、令和７年６月に、１機が横田飛行場に飛来し、同年 10 月に令和５年 11 月に墜落した機体の代わりとして配備された、残りの４機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計 10 機を横田飛行場に配備する計画に変更はないと国が発表した。令和３年７月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、基地周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねない。

＜具体的要求内容＞

（１）令和５年 11 月に発生した鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属 CV-22 オス

プレイの墜落事故について、二度とこのような事故を起こすことのないよう、安全対策の徹底を国の責任において米国に要請すること。

（２）機体の安全性や運用に関する基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。

（３）運用に際しては、常に日米合同委員会合意を遵守するなど、安全対策を徹底するとともに、騒音軽減など生活環境への配慮等を米国に働きかけること。

（４）今後の配備にあたっては、国の責任において、必ず事前に、都をはじめ地元自治体や基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報を提供するなど、十分な説明責任を果たすこと。

また、今後の配備計画について、明らかにすること。

３　横田基地の軍民共用化の推進【最重点】

（提案要求先　内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・防衛省）
（都所管局　都市整備局）

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

＜現状・課題＞

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成 28 年６月以降開かれていない。

国土交通省の審議会では、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われ、平成 26 年７月に発表された「中間取りまとめ」において、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネスジェットの受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

＜具体的要求内容＞

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネスジェットの受入れを含めて、その早期実現を図ること。

参　　考

○これまでの主な経緯

平成15年５月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意

12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置

平成17年９月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）

平成18年５月 ・在日米軍再編の最終取りまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）

・ＪＡＬとＡＮＡが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出

10月 第１回日米協議（スタディグループ）開催

平成19年５月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議

９月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請

11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言

平成20年３月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催

10月／11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議

平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議

平成22年８月／11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言

11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定

12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催

平成24年４月 ・石原知事がキャンベル米国務次官補に、共用化の早期実現を要請

・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請

７月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催

10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議

平成25年10月／11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議

平成26年７月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論

10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議

平成27年２月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立

10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議

平成28年５月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議

平成29年８月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望

平成30年８月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望

平成31年１月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意

令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和２年９月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和４年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和４年７月 「国と東京都の実務者協議会」において、横田基地の民間航空利用について協議することを合意

令和５年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和６年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和７年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和８年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

４　横田空域及び管制業務の返還

（提案要求先　外務省・国土交通省・防衛省）
（都所管局　都市整備局）

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

＜現状・課題＞

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成 20 年９月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったほか、平成 31 年１月に羽田の新飛行経路運用のため横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と合意し、令和２年より正式運用が開始されたが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成 22 年５月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

＜具体的要求内容＞

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

参　　考

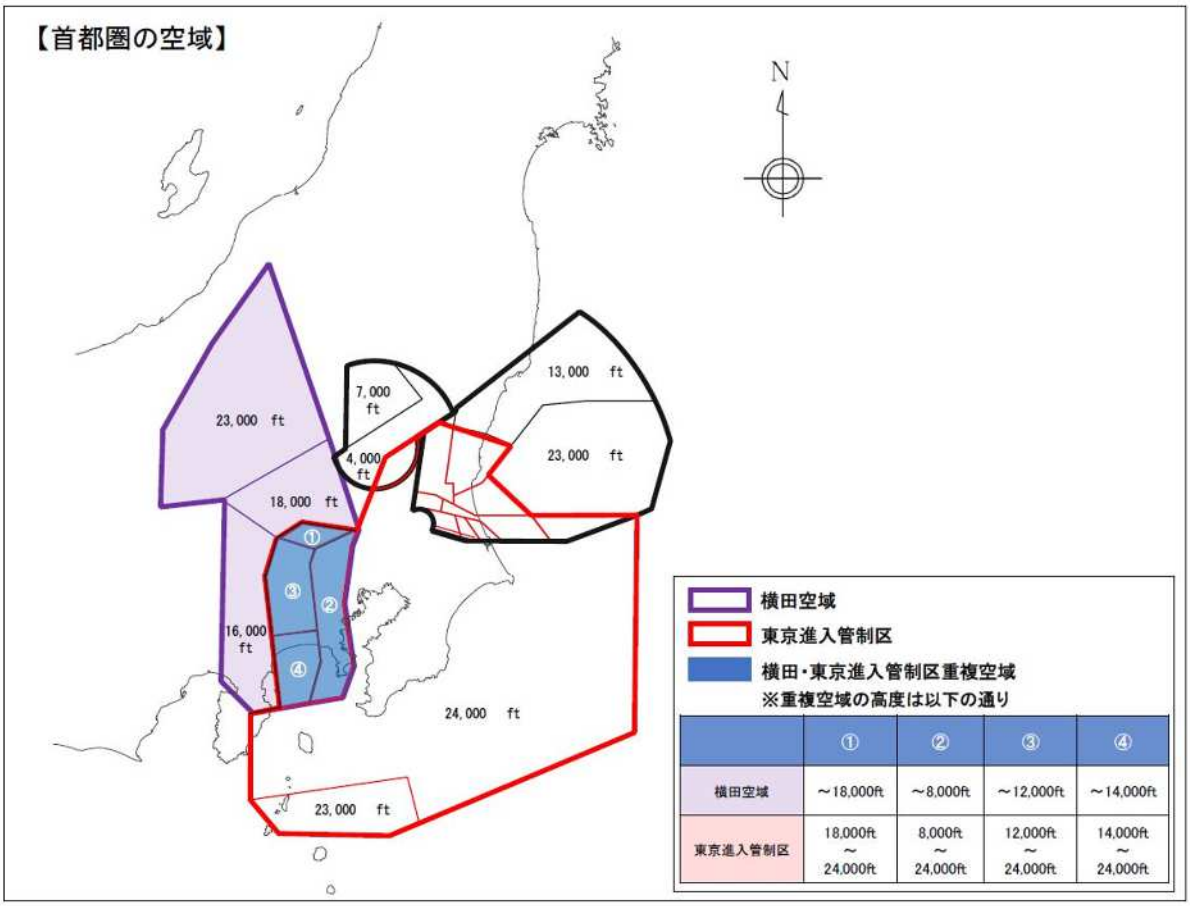

	①	②	③	④
横田空域	～18,000ft	～8,000ft	～12,000ft	～14,000ft
東京進入管制区	18,000ft ～ 24,000ft	8,000ft ～ 24,000ft	12,000ft ～ 24,000ft	14,000ft ～ 24,000ft

１３　港湾におけるＤＸの推進【最重点】

１　港湾物流手続のデジタル化の早期実現

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　港湾局）

（１）コンテナ物流全体の国際競争力強化のため、船社・荷主・倉庫業者・海貨事業者、ターミナルオペレーター等の民間事業者や税関等の関係行政機関など、港湾物流に関わる全ての関係者がシステム連携を通じて必要な情報を共有できるよう、一連の手続のデジタル化を推進することで、港湾物流手続の円滑化・迅速化を早期に実現すること。

（２）港湾物流手続のデジタル化を推進するため、関連するシステム間の円滑な接続に加え、港湾物流手続のプラットフォームであるサイバーポート（港湾物流）の入力項目の絞込みや統一化を図るなど、現場の声を踏まえた必要な改修を行い、早期に実証を実施すること。

（３）サイバーポート（港湾物流）の利用実態を踏まえ、当面の間、料金の減免措置を講じるなど、利用者負担の軽減を図ること。

（４）サイバーポート（港湾物流）と民間事業者のシステム連携を拡大するため、貿易プラットフォーム活用補助金について、複数年度の利用を可能とする等、ユーザー目線に立ったより使いやすい補助制度へと改善すること。

（５）コンテナターミナルの予約システムであるＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の早期の利用拡大を図るため、関連機器を十分に確保するなど、導入に向けた確実な支援を行うこと。

（６）ＣＯＮＰＡＳの有料化については、港湾管理者及び関係事業者の意見を踏まえ慎重な検討を行うこと。

（７）関係事業者が安心してシステム接続・運用できる環境を確保するため、港湾物流に係るシステム全体のサイバーセキュリティを確保するとともに、民間事業者のシステム改修等についても、技術面及び財政面からの支援を行うこと。

＜現状・課題＞

世界の主要港では、港湾物流のＤＸが急速に進展しているが、東京港をはじめとする国内港湾における、民間事業者間の港湾物流手続は、現状、紙、電話、メール等が混在しており、デジタル化が十分に進んでいない。こうした状況が、国際競争力の低下につながっている。

このため、国は、港湾物流の効率化・電子化の実現に向け、コンテナ搬出入予約システム「ＣＯＮＰＡＳ」を開発するとともに、データプラットフォーム「サイバーポート（港湾物流）」の運営を通じ、港湾物流の効率化を推進しているところである。

東京港においても、ＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の導入やサイバーポート（港湾物流）上に入力された搬入情報の事前照合を行う試験運用などを実施し、ゲート手続やターミナル内の荷役作業の効率化など、トラックの待機時間の短縮やコンテナターミナルの生産性向上に資する取組を進めている。

一方、港湾物流手続のデジタル化に当たっては、利用者の拡大やシステムの利便性向上、費用負担の在り方、関係事業者の理解促進、セキュリティ面の懸念など様々な課題を解決していかなければならない。

よって、港湾物流のデジタル化の加速に向けて、国に対し次の事項を実現するよう強く求める。

＜具体的提案要求＞

（１）国は、港湾物流の効率化・電子化を実現するため、サイバーポート（港湾物流）の利用促進を図っているところである。

一方、現状、港湾物流手続における情報伝達手段としては、紙やメール添付等が主流となっている。その結果、デジタル化によるメリットを業界全体で十分に享受できていない状況にある。デジタル化の効果を発揮するためには、大半の事業者が紙による手続から脱却し、サイバーポート（港湾物流）を中核とした手続のデジタル化へ移行するとともに、その定着を図ることが不可欠である。

コンテナ物流全体の国際競争力強化のため、船社・荷主・倉庫業者・海貨事業者、ターミナルオペレーター等の民間事業者や税関等の関係行政機関など、港湾物流に関わる全ての関係者がシステム連携を通じて必要な情報を共有できるよう、一連の手続のデジタル化を推進することで、港湾物流手続の円滑化・迅速化を早期に実現すること。

（２）東京港では、サイバーポート（港湾物流）上に入力された搬入情報の事前

照合を行う試験運用などを実施し、ゲート手続やターミナル内の荷役作業の効率化など、トラックの待機時間の短縮やコンテナターミナルの生産性向上に資する取組を進めている。サイバーポート（港湾物流）については、ターミナルオペレーションシステム間のデータ連携において、データの送受信に時間がかかっていることに加え、貨物受付時や入力エラー発生時の通知機能がないなど、利用者から改善を求める意見が寄せられている。

さらに、コンテナ貨物搬入票は、ターミナルや船社ごとに様式が異なり、東京港だけでも多数の様式が存在している。入力項目が統一されていないことにより、サイバーポート（港湾物流）において、電子搬入票を作成する際の作業量が膨大となり、利用拡大を阻害している。

港湾物流手続のデジタル化を推進するため、関連するシステム間の円滑な接続に加え、港湾物流手続のプラットフォームであるサイバーポート（港湾物流）の入力項目の絞込みや統一化を図るなど、現場の声を踏まえた必要な改修を行い、早期に実証を実施すること。

（３）港湾物流手続のデジタル化の中核を担うサイバーポート（港湾物流）の活用は、各事業者の判断に委ねられており、登録者数は拡大傾向にあるものの、さらに拡大を図っていく必要がある。今後、船社、荷主、倉庫業者、海貨事業者、陸運事業者、ターミナルオペレーター等の物流に関係する全ての事業者が利用することで、物流手続を一気通貫で行うことが可能となる。

一方で、サイバーポート（港湾物流）は、令和８年度から有料化が開始されたところである。現場の利用実態を踏まえると、操作性や機能面、他システムとの連携状況等については、なお改善の余地があり、全ての利用者にとって十分に使いやすいシステムとなっているとは言い難い。

こうした中、サイバーポート（港湾物流）の有料化は、利用者に負担感を生じさせ、結果としてサイバーポート（港湾物流）の利用拡大や定着を妨げる要因となりうる。

また、有料化に伴い「利用取引数が通算 100 件に到達するまでの間又は月間の利用取引数が 10 件以下の月を無料とする減免措置」が講じられているが、この減免措置は、利用件数が一定水準に達しない限り、料金負担が生じない仕組みとなっており、利用者にとって利用件数を増加させるインセンティブが働きにくく、利用の停滞に繋がるおそれもある。

このため、サイバーポート（港湾物流）の利用実態を踏まえ、当面の間、料金の減免措置を講じるなど、利用者負担の軽減を図ること。

（４）国は、貿易手続のデジタル化による貿易コストの削減及び貿易データの蓄積を通じたレジリエントで高効率なサプライチェーンの構築に向け、貿易プラットフォーム（以下「貿易ＰＦ」という。）の利用拡大を促進するため、令和５年度から民間企業等の社内システムと貿易ＰＦとの連携に必要な経費等の一部を補助する「貿易プラットフォーム活用補助金」を開始している。

一方、当該補助金は、単年度事業のみを対象としているため、補助金の募集期間等を考慮すると、利用者が実際にシステム連携の構築に充てることのできる期間が限られていることから、事業の実施条件の見直しを求める意見も寄せられている。

サイバーポート（港湾物流）と民間事業者のシステム連携を拡大するため、貿易プラットフォーム活用補助金について、複数年度の利用を可能とする等、ユーザー目線に立ったより使いやすい補助制度へと改善すること。

（５）東京港においては、今後もＣＯＮＰＡＳの導入ターミナルや通年実施ターミナルの拡大を進めていく予定である。

こうした中、現状では、各ターミナルに関連機器が十分に配備されていないことに加え、機器の老朽化による不具合により一時的に予約の受付が停止する状況なども生じている。京浜港においては、横浜港と同時並行で実施していることから、国においては、両港の予約制の運用に必要となる十分な数量、機能を有する機器の確保が不可欠である。

ＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の早期の利用拡大を図るため、関連機器を十分に確保するなど、導入に向けた確実な支援を行うこと。

（６）ＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の導入の過渡期である東京港においては、ＣＯＮＰＡＳの有料化は、今後の普及促進の妨げになる恐れがある。有料化については、全ての機能を実装し、それぞれのメリット・デメリットを適切に整理した上で、関係者に対し理解を求めていく必要がある。

ＣＯＮＰＡＳの有料化については、港湾管理者及び関係事業者の意見を踏まえ慎重な検討を行うこと。

（７）港湾分野では、システム連携の拡大等によりＤＸ化が進展する一方、システム間接続の高度化に伴い、サイバー攻撃リスクへの対応が重要な課題となっている。また、こうしたリスクへの懸念が、事業者にとってシステム間連携に取組む際の障壁となる場合もある。

関係事業者が安心してシステム接続・運用できる環境を確保するため、港湾物流に係るシステム全体のサイバーセキュリティを確保するとともに、民間事業者のシステム改修等についても、技術面及び財政面からの支援を行うこと。

２　最先端荷役機械の導入推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

最先端荷役機械の導入を推進するため、国産製品の生産機能の強化に取組むとともに、民間事業者等に対する財政支援を強化すること。

＜現状・課題＞

国内では、本格的な人口減少に加え、労働者の高齢化が進行しており、港湾労働者不足が深刻化している。また、関係者の努力により港湾労働災害の件数は減っているが、人為的ミスによる事故のリスクは残っている。

一方、欧米やアジアなど世界の主要港においては、ＡＩやＩｏＴ技術など最先端技術を活用した荷役機械の導入が急速に進展している。

また、荷役機械のマーケットでは、海外企業が世界シェアを占める中、国産製品は、信頼性や耐震性といった日本の環境に合った強みを有している。

こうした中、東京港においては、港湾労働者の将来の担い手不足や労働者の安全確保に的確に対応するとともに、オペレーションの更なる効率化を図っていくため、我が国港湾に適した国産の最先端荷役機械の導入が喫緊の課題となっている。

＜具体的提案要求＞

最先端荷役機械の導入推進に向け、国産の製品が入手しやすくなるよう、市場の拡大や生産機能の強化など、成長投資を促すこと。また、民間事業者等による最先端荷役機械の導入推進に向け、財政支援を強化すること。

１４　物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

【最重点】

１　物流機能の強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

東京港の物流機能を強化するため、

（１）大井コンテナふ頭の令和 10 年度からの再編整備に確実に着手できるよう中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）の事業完了に必要な財源を措置し、また、整備の着実な推進を図ること。

（２）大井・青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。

（３）東京港第９次改訂港湾計画に基づく将来の貨物需要の増大に対応した東京港の機能拡充について、重点投資を行うこと。

（４）港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、港湾整備予算全体の拡大に努めること。

＜現状・課題＞

東京港は、北米やアジアなど世界の主要港とコンテナ定期航路ネットワークで結ばれる国際貿易港であることや、背後に首都東京を核とする充実した道路ネットワークが形成されていることなどを背景に、国内最多のコンテナ貨物を取り扱う港湾となっており、貨物量が増加傾向にある。現在、施設能力を大幅に上回る貨物の取扱いにより、円滑な物流に支障が生じている状況である。このままでは、首都圏の生活と産業に多大な影響が生じるとともに、我が国の国際競争力の低下につながるおそれがあり、東京港の施設能力の向上が喫緊の課題となっている。

東京港の更なる機能強化を図るためには、「主力ふ頭の大井コンテナふ頭を世界最先端のコンテナターミナルへとバージョンアップすることで、コンテナターミナルのＤＸや脱炭素化を強力に推進すること」が不可欠であり、そのためには、中央防波堤コンテナふ頭（Ｙ３バース）の事業完了が必要である。

あわせて、施設能力の向上に向けた大井コンテナふ頭や青海コンテナふ頭の再編整備を着実に進める必要がある。加えて、東京港の内貿ふ頭は、全国の長距離

内航ＲＯＲＯ船航路が数多く就航する国内海上輸送拠点として重要な役割を担っており、物流の 2024 年問題やトラックドライバー不足に伴い、船舶の大型化とＲＯＲＯ船による貨物輸送需要が今後も増加すると考えられることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

さらに、将来の貨物需要の増大にも対応するため、新規ふ頭の整備等による東京港の機能拡充に向けた取組が不可欠である。

また、港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、国の港湾整備予算全体の拡大にも努める必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、大井コンテナふ頭の令和 10 年度からの再編整備に確実に着手できるよう中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）の事業完了に必要な財源を措置し、また、整備の着実な推進を図ること。

（２）必要な財源の確保

① 大井コンテナふ頭や青海コンテナふ頭の再編を着実に推進するため、埠頭整備資金貸付金等の財源を確保すること。

② 内貿ユニットロードふ頭等の整備を着実に推進するため、必要な財源を確保すること。

③ 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

（３）東京港の機能拡充への支援

船舶の大型化や将来の貨物需要の増大に対応するため、東京港第９次改訂港湾計画に基づく新海面処分場におけるコンテナふ頭や中央防波堤内側における内貿ユニットロードふ頭等の機能拡充について、重点投資を行うこと。

（４）港湾整備予算全体の拡大

港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、港湾整備予算全体の拡大に努めること。

（５）直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

＜具体的要求内容＞

（５）港湾管理者の取組に対する支援

① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

２　震災にも強い東京港の機能強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

（１）震災時における首都圏の物流機能や、緊急物資の輸送ルート等を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）や品川ふ頭（Ｓ３バース）等の耐震強化岸壁の整備が必要なことから、その整備に必要な財源を確保すること。

（２）東京港における国土強靭化の取組を継続的かつ着実に推進するため、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏 4,000 万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭等のうち耐震強化岸壁は４バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、令和５年度に策定した東京港第９次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

なお、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策後においても、東京港における国土強靭化の取組を継続的かつ着実に推進するため、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）震災時における首都圏の物流機能や、緊急物資の輸送ルート等を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）や品川ふ頭（Ｓ３バース）等の耐震強化岸壁の整備が必要なことから、その整備に必要な財源を確保すること。

（２）東京港における国土強靭化の取組を継続的かつ着実に推進するため、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

１５　東京港の新海面処分場の財源確保

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

東京港の新海面処分場整備の財源を確保すること。

＜現状・課題＞

都は、廃棄物等を適正に最終処分し、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えていくため、東京港内に新海面処分場を整備している。

新海面処分場の廃棄物埋立護岸は、ＡからＧまでの７ブロックに分割し、廃棄物等の埋立処分計画等を基に段階的に整備を進めることとしている。護岸整備のほか、新海面処分場をできるだけ長期間使用するため、廃棄物等の減量・資源化はもとより、海底地盤を掘り下げる深掘及びしゅんせつ土を脱水・改良などにより減量化する延命化対策も推進している。

平成 21 年度からＤブロックの護岸整備を進めており、引き続きＤブロックの整備を計画的かつ着実に進める必要がある。

また、次期整備予定であるＦブロックについて、護岸整備に先立ち、深掘も並行して進めていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

東京港の新海面処分場整備による廃棄物等の適正な最終処分を行うことは、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えるなど、大きなストック効果を発現する。

廃棄物等の適正な最終処分を行うため、新海面処分場のＤブロック護岸整備及びＦブロック延命化対策（深掘）の計画的な推進に必要な財源を確保すること。

また、Ｄブロックの護岸整備に当たっては、複数年にわたり連続して施工する必要があることから、国庫債務負担においても必要な財源を確保すること。

１６　次世代モビリティの社会実装の推進【最重点】

１　自動運転の社会実装に向けた取組の推進

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・交通局）

Ｌ４自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全かつ実用的な技術水準の向上を図るため、より一層の事業者向け技術支援、開発促進等の支援を進めるほか、事業化に向けた初期投資への支援、都民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信、自治体や事業者による取組が継続しやすく、リスク低減に資する環境整備に努めること。

＜現状・課題＞

公共交通へのニーズが複雑化・多様化し、深刻化するドライバー不足の解消や高齢者の移動の確保という点においても、自動運転の早急な社会実装が求められている。

全国各地で自動運転のレベル４実装に向けた運行が開始する中、都においても、自動運転の「推進区域」を設定し、地元自治体、事業者と一体となってレベル４実装に向けた運行を開始するとともに、ガイドラインの公表や運行経費及び社会受容性向上の取組への補助など、多角的な支援を実施している。

一方で、事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応ができるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、加速度的に進歩する生成ＡＩの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど､効率的に安全性確保が図られるよう施策を推進すべきである。

また、交通事業者は長きにわたり、信頼性の高いメンテナンス体制があり、バリアフリー対応などの利用者ニーズに対してきめ細かな配慮が行き届いた国内メーカー製の車両を供用してきた。また、国内において自動運転の実証実験を多数行っているシステム会社は国内の事情に合わせた知見を有している。こうした状況を踏まえ、国内メーカー製の車両及びシステムによる無人自動運転移動サービスを可能とすることで、利用者の受容性の向上と自動運転の普及に資すると考えられる。

他方で、最先端の技術を搭載する自動運転車両そのものが高価になる可能性があることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、

初期投資の回収に相当の期間を要する。日本においては短期的な収支見通しに基づいて投資判断がなされることが通例であり、自動運転のようなイノベーティブな取組に対して、資金が投入される素地が十分に整っていない状況にある。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマンド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すことが求められる。

また、更なる社会実装の加速のためには、地域の実情に応じた走行データの蓄積や学習が重要であり、事故発生時の調査や責任判断、地域住民の理解促進など、自治体や事業者等が公道での実証を継続できる環境整備が必要である。

都は、令和７年８月に発生した高尾地区における自動運転バスの事故を踏まえ、技術的な原因を特定し再発防止策を公表した。また、更なる安全確保の向上に向け、リスク低減を図る仕組みを検討しているが、車両システムに関する技術的な知識・ノウハウがない。そのため、保安基準等を定める国において、車両調達及び公道等における実証走行検討時に、リスク低減を図る運用方法について国のガイドラインに反映することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）早期に安全かつ実用的な自動運転の社会実装に向けた技術水準の向上を図るため、技術開発を行う際に、生成ＡＩの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、技術支援に努めること。

（２）国内メーカー製の車両及びシステムによる無人自動運転移動サービスの早期実用化と普及拡大に向け、開発促進及び生産体制構築を支援すること。

（３）自動運転の事業化に当たり、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう初期投資への支援を行うこと。また、支援に必要な予算を十分確保するとともに、事業者や地元自治体が考える事業化に向けたスケジュールも踏まえ、より活用しやすい制度へと条件を緩和すること。

（４）都民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる分かりやすい情報を発信するほか、都民などが自動運転の効用を実感できる場づくりを行うこと。

（５）既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すとともに、更なる社会実装の加速に向けて、公道実証における事故の責任の在り方や地域住民の理解促進など、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

（６）社会実装の加速には、自治体や事業者が車両調達から公道等の実証走行検

討時において、国のガイドライン等でリスク低減を図る運用方法を分かりやすく示すとともに、自動運転に必要な道路などにおける環境整備が不可欠なため、自治体等を含め、関係機関と密な調整に努めること。また、安全性の向上を含む技術開発促進のため、「審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための取組（2024 年６月）」に示される「事業概要や審査結果の公表」を早期に行うこと。

２　「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　政策企画局・都市整備局）

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、都市部における商用運航に加え、島しょ部アクセスや緊急時、災害時などの活用に必要な型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めること。

また、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等への支援、将来の羽田空港アクセスの実現に向けた検討を推進すること。

加えて、将来の広域的な社会実装を見据え、広域連携の体制構築を図ること。

＜現状・課題＞

国においては、「空の移動革命に向けた官民協議会（以下「官民協議会」という。）を設置し、令和５年 12 月に「バーティポート整備指針」を制定するなど、各種制度の検討を進めている。令和７年 12 月には、日本成長戦略の航空・宇宙分野に空飛ぶクルマを検討テーマとして位置付けるとともに、令和８年３月には、官民協議会において、ロードマップを改訂し、商用運航開始時期の明確化や制度整備・技術開発の道筋を描くなど、空飛ぶクルマの社会実装に向けた検討を着実に進めている。

都においても、社会実装の実現を加速させるため、機体メーカーや運航事業者等の民間事業者を含めた「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」を設立し、ユースケースや社会実装に向けた課題、課題解決に向けた取組などの議論を踏まえ、ロードマップを精緻化し、2030 年の社会実装を目指す実装プロジェクトを進めている。本プロジェクトでは、まず 2027 年度までの第Ⅰ期において臨海部や河川上エリアでの飛行実証を行うこととしており、併せて、島しょ部アクセスや災害時の活用など、その他のユースケースについても検討を進めることとしている。

こうした取組が進む中、「空飛ぶクルマ」の社会実装を地域が抱える社会課題の解決につなげていくためには、都市部における商用運航を前提とした交通管理やバーティポート整備等にとどまらず、島しょ部アクセスや救急医療、災害対応といった利用も視野に入れた制度設計等を早期に開始する必要がある。

また、将来の「空飛ぶクルマ」の普及と飛行の高密度化を見据えると、低高度空域における交通管理手法の整備が求められるほか、都内において活用ニーズが高い羽田空港へのアクセスについても検討が必要である。あわせて、現時点では

「空飛ぶクルマ」に関する認知度や安全性に対する理解が十分とはいえず、社会受容性の一層の向上に向けた取組が不可欠である。

さらに、「空飛ぶクルマ」は、将来的に、都市間移動や空港アクセス、観光、救急医療、災害等、多様なユースケースにおいて、都県をまたいだ広域的な活用も想定されており、都においてもプロジェクトの中で検討を進めている。都は既に山梨県や静岡県等と定期的な情報交換を行っているところであるが、実装プロジェクトの成果を近隣自治体に広く波及させ、都市間移動等のユースケースを実現するためには、関東周辺地域での広域的な連携体制を構築し、国や関係自治体で情報共有を図りながら、各種制度等の検討を進めていくことも必要である。

＜具体的要求内容＞

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において型式証明や交通管理等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、都市内移動や空港アクセス等の商用運航のみならず、島しょ部アクセスや救急医療、災害対応など様々なユースケースでの飛行を見据え、進入表面の確保や、屋上ポートや浮体式ポートの技術基準、将来の普及と高密度化を見据えた交通管理手法などについて適切な方向性を示すとともに、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて検討を進めること。

なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行の「バーティポート整備指針」について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等において、暫定的なポート及び機体格納施設の確保や羽田空港の活用など、必要な協力を行うとともに、将来の羽田空港アクセスの実現に向けて検討を進めること。

加えて、都の実装プロジェクトにおける都市間移動や救急医療、災害での活用等の実現に向け、国の制度設計の検討等に資するため、関係自治体における取組状況等の成果や課題等を共有し議論する場として、関東周辺地域における広域連携体制の構築を早期に図ること。

３　ドローン物流の社会実装に向けた取組の推進

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　デジタルサービス局・都市整備局）

ドローン物流の社会実装に向け、物流サービスに供する機体への開発支援や認証を推進すること。また、開発等の動向を踏まえて、都市部での活用促進のための飛行規制の見直しや高頻度運航を想定した空域整理や運航管理の方向性を示すこと。あわせて、省人化を図るため操縦者が同時に運航できる機体数の増加を検討すること。

＜現状・課題＞

国においては、平成 29 年度に空の産業革命に向けたロードマップを策定し、以降、状況に応じて改定を重ねてきた。令和６年 11 月に公表した最新のロードマップでは、多くの分野でドローンの利活用が進み、業務効率化・高度化を通じた産業の変革を目指した環境整備に取り組むこととしている。

都においても、ドローンによる物流サービスを社会実装するため、令和２年からビジネスモデルの調査・検討を開始し、有人地帯の目視外飛行（レベル４飛行）が制度化された令和４年度から、社会実装に向けた飛行実証を実施してきた。これらの取組の結果、中山間地域における社会実装については、物資供給に関するルート整備の検討・調整が進むなど、一定の成果を得た。また、都市部でのドローン物流について、令和７年度に、ユースケースを含め、その実現可能性の調査を行っている。

ドローン物流は、災害時の支援物資輸送等において、既に多くの成果や可能性が示されてきているが、都市部も含めた都内全域での日常的なサービスとして定着するためには、安全性の確保を大前提として都市部でのレベル４飛行を可能とする機体の開発や認証の推進、コスト面の課題を解決するための省人化が必要である。

また、現行制度において、人口集中地区（ＤＩＤ）が一律に飛行禁止区域とされていることが社会実装に対する大きな障壁となっている。加えて、将来的なドローン飛行の高頻度化に向け、ドローンの運航を適切に管理するための枠組みが必要となると考えられる。

＜具体的要求内容＞

（１）ドローン物流の社会実装に向け、物流サービスに供することが可能な、十分な機能･性能を有する安全性の高い機体の開発が進むよう支援を行うこと。
（２）機体の開発状況に応じて、レベル４飛行を可能とする第１種の機体認証の取得を推進すること。
（３）都市部でのドローン活用を推進するため、ＤＩＤ内の飛行規制について、

河川部等を第三者の立ち入る可能性が低い場所として扱うなど、実態に即した柔軟な規制となるよう適切な見直しを検討すること。

（４）都内上空に多数のドローンが高頻度に運航することを見据え、安全性の確保と効率的な運用を両立するために、空域の整理や運航管理手法に関して適切な方向性を示すこと。

（５）ドローン物流が事業として成立するよう、省人化の観点から、限られた操縦者が同時運航できる機体数の増加等を検討すること。

１７　物流対策の推進

１　物流ネットワークの構築

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

物流ネットワークの構築や整備を着実に推進するとともに、必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

陸・海・空の接続強化の観点を踏まえつつ、大型貨物車などの円滑な走行に向けて、道路網の整備やその有効活用などを図ることが重要である。

整備が進む首都圏の高速道路網の機能を最大限発揮していくために、渋滞緩和や料金負担の軽減に取り組む必要がある。渋滞緩和にも資するＥＴＣ専用化については、令和６年１月の国土幹線道路部会において「半導体供給不足等により、ＥＴＣ設備等の整備に遅れが発生」と公表されたが、国などの関係機関と連携を図り協議を進めた結果、令和７年１月に開催した首都高速道路ＥＴＣ専用化連絡調整会議において、令和７年度末までに新たに 55 箇所がＥＴＣ専用化になることが示されるなど、引き続きスピード感をもって着実に進めていく必要がある。また、管理主体が異なる高速道路の境にある本線料金所については、交通の流れを阻害するだけでなく、事故の発生要因ともなっているため、その撤廃を順次進め、シームレスな利用を実現するべきである。さらに、高速道路料金については、令和７年 12 月に首都高速道路株式会社が公表した「首都高速道路の料金改定案」の中で、料金水準を引き上げることで、近年の維持管理コスト増への対応に加え、物流対策として大口・多頻度割引の拡充期限を令和７年度から令和 13 年度末まで延長する方針が示された。トラック事業者等の負担を軽減する大口・多頻度割引などの施策については、国の事業変更許可を経て施行されるものであり、国の責任において適切な措置を講ずる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）物流の効率化やカーボンマイナスなどを実現するため、高速道路利用を促進する大口・多頻度割引の維持・拡充を図るなど、利用しやすい高速道路料金を検討するとともに、渋滞緩和にも資する高速道路料金所のＥＴＣ専用化や本線料金所の撤廃を早期に実現を図ること。

（２）大型貨物車などの円滑な走行の実現に向けて、橋りょうの改修や交差点の改良等の事業を着実に推進するとともに、同様の事業に対する財源を確保すること。

２　物流の効率化【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

近年の物流業界を取り巻く環境の変化によって生じる課題の解決に向け、再配達の削減や共同輸配送、荷さばきスペースの確保など、物流効率化に向けた取組を推進すること。

＜現状・課題＞

これまでの人材不足に加え、トラックドライバーの時間外労働規制が適用され、何も対策を講じなければ輸送力が不足し、物流が停滞してしまう懸念が生じている。令和５年 10 月に国が公表した物流革新緊急パッケージでは、何も対策を講じなければ、令和 12 年度には 34%の輸送力不足の可能性が示されている。

また、市街地各地区においては、配達時の駐車スペースの確保に時間がかかることや、無秩序な荷さばきや貨物車の路上駐車等による交通渋滞の発生、人と物の混在による交通安全の低下など、効率的な物流がなされていない状況にある。

これまで都は、市街地開発事業などまちづくり事業を通して、荷さばき駐車場の整備を進めるとともに、商店街や運送事業者、地元自治体などが連携して地区特性に応じた駐車施設の整備基準を設け、共同荷さばきスペースの確保を推進するなど、物流効率化に取り組んできている。

さらに、令和６年３月には「東京物流ビズ」を立ち上げ、物流の効率化に向けた社会的ムーブメントの醸成に向け、消費者や荷主も含め社会全体で物流の効率化に取り組んでいる。

国においても、令和７年４月から、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の規定により、荷主や運送事業者等による物流の効率化のための取組を努力義務とすることで、物流効率化に向けた取組を進めているが、物流は生活や経済、文化活動を支える重要な社会インフラであり、引き続き、更なる物流の効率化に向けて、国を挙げて取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）置き配の促進や宅配ボックスの設置、消費者に対する再配達削減の普及啓発、荷主企業に対する物流効率化への協力要請に関する広報展開など、荷主・消費者の行動変容を促す取組に対して、必要な支援を行うこと。

（２）物流標準化や物流ＤＸの推進、共同輸配送への支援等の物流を効率化する取組はもとより、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しなど、物流の革新に向けた取組を、国を挙げて積極的に推進すること。

（３）物流事業者等の荷さばきスペースとして国有地の有効活用を図るなど、地区における物流効率化に対する支援を強化すること。

１８　民有港湾施設の適切な維持管理の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

民有港湾施設の耐震化推進のためのインセンティブについて十分な取組を行うこと。

＜現状・課題＞

大規模地震時にも航路機能を確保するため、特定技術基準対象施設（以下「対象施設」という。）の維持管理報告徴収等の制度が平成 26 年６月１日に施行され、港湾管理者が対象施設を管理する民間事業者等からその維持管理状況を報告させ、立入調査権を有する旨規定された。

これにより、港湾管理者は、耐震強化岸壁に至る航路沿いに立地する民有護岸等を対象に、地震に対する安全性について報告を求め、その結果、現行の技術基準で求める耐震性が確保されていない施設に対し、耐震改修に向けた指導を進めている。

しかし、民間事業者による耐震改修は経済的な負担が大きく、国は、民間事業者に対する耐震化の支援策として、無利子貸付制度を設けているものの、インセンティブとしては十分ではない。

なお、維持管理報告徴収制度については、不断の見直しを図り、現状に合わせた制度とすることが必要である。

＜具体的要求内容＞

民有港湾施設の施設管理者に対し、円滑な耐震化が可能となるよう、補助制度等の十分な財政措置を、国の責任で行うこと。

１９　ＬＰガス事業における保安管理の推進

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁）
（都所管局　環境局）

ＬＰガス販売事業者における保安管理の高度化に向けて、ＬＰＷＡの監視機器の導入支援を拡充すること。

＜現状・課題＞

ＬＰガス事業における事故件数の推移は近年減少傾向にあるが、安全・安心に対する国民の意識への高まりに応えるためにも、更なる保安に対して万全を期す必要がある。

一方、少子高齢化により保安確保を担う人材が不足しており、ＬＰ販売事業者を取り巻く状況は、年々厳しさを増している。

こうした背景のもと、国が 2021 年４月に策定した「液化石油ガス安全高度化計画 2030」では、ＬＰＷＡを利用した遠隔によるＬＰガスのメータの検針や開閉栓など､保安管理の高度化や業務の効率化に向けたスマート保安を推進しており、こうした機器の導入を図るため、補助を実施している。

しかし、国の補助制度は、中小企業者を対象としておりその中でも比較的規模の大きい販売店向けとなっているため、小規模販売店では補助が受けられず、保安のスマート化から取り残されている状況にある。

＜具体的要求内容＞

国の「構造改善推進事業費補助金」は下限額（総事業費 100 万円の２分の１）が設定されており、比較的小規模な販売事業者では設置対象となる消費者戸数が少ないことから申請ができない。

そのため、小規模販売事業者にも本補助金が利用できるよう、補助下限額の設定を撤廃すること。

２０　バス運転士不足の解消等【最重点】

（提案要求先　警察庁・厚生労働省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・産業労働局・交通局）

バスの運転士不足など課題の解決に向け、バス事業者の主体的な経営努力を促すとともに、就業につながる環境整備や機運醸成、運転士の負担軽減、交通ネットワーク再構築、自動運転の実装などに向けた支援の充実を図ること。

＜現状・課題＞

ポストコロナを迎えて人々の暮らしや働き方が多様化し、地域公共交通へのニーズも複雑化する中において、路線バスの減便や廃止による「地域の足」不足が社会問題となっており、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

その主な要因はバス運転士不足であり、長時間労働・不規則勤務を要する労働環境など、新規人材の発掘・育成が進まない状況から、時間外労働の上限規制への対応が難しく、また、中高年の男性に偏在する就業構造となっている。さらに、バス運転士になるための必要資格である大型二種免許の保有者は、10 年前から約 20 万人減少するなど、減少傾向に歯止めがかかっていない。自動車教習所においては、教習指導員の不足等により、教習所側の受け入れに支障をきたす事例が発生しているが、大型二種免許教習指導員の資格取得には、大型自動車第一種免許の教習指導員資格が必要となるなど、段階を経て取得する制度となっている。各自治体においても、地域の実情に応じた支援策などを講じているが、十分なバス運転士の確保に至っておらず、対策が急務となっている。

このため、バス事業者の経営努力はもとより、大型二種免許の取得支援や取得にかかる年齢要件引下げ、教習指導員の充足などによる裾野の拡大、多様な人材・働き方に対応した職場環境の整備、就労意欲の向上につながる魅力発信、ＤＸ技術などを活用した労働環境の改善など、喫緊の対応が必要である。

加えて、中長期的には、交通ネットワークの再構築による運行の効率化や、自動運転の社会実装による人員不足の解消など、多角的な対策の推進が重要である。

これらの実現に向けては、バス事業の許認可権を有する国が、事業者等へ強く働きかけて主体的な取組を促すとともに、国・都道府県・基礎自治体・バス事業者などの関係者が連携して取組を進めていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国が、バス事業者の経営効率化や、事業の多角化による経営基盤の強化などの主体的な経営努力を促す環境を整備するとともに、バス運転士の安定的な雇用確保につながる取組を率先して牽引し、必要な支援を行うこと。その際、国や自治体をはじめ関係者の役割を明確にするとともに、社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

（２）バス運転士の労働力確保のため、必要な技能を有する人材の活用支援、バス運転士への訓練実施やバス運転士養成機関設立への支援、外国人受入れに向けた取組支援など、キャリア形成のための支援を充実させること。

　また、国と都が委託契約を結び、都が民間教育訓練機関等を活用して行う職業訓練に、大型自動車二種運転業務従事者育成コースを新設すること。その際、効果的な訓練の実現に向けた国からの委託単価を設定すること。

（３）バス運転士の拡大に向けて、高校卒業後速やかにバス運転士となれるよう、大型二種免許取得にかかる年齢要件を 19 歳からさらに引き下げを検討すること。また、大型二種免許取得にあたり、普通免許取得後、一定の経験年数が必要なことを踏まえ、普通免許の取得年齢についても併せて見直しを検討すること。

（４）大型二種免許の教習指導員の充足に向けて、例えばバス運転経験者であれば大型二種免許の教習指導員審査を短期で受けられるなど、審査の見直しを図ること。

（５）女性や若者など、多様な人材に対するバス運転士への就労意欲の向上につながるＰＲの強化や魅力発信などのバス運転士確保に向けた機運醸成の取組を国が率先して行うとともに、バス事業者への支援を充実させること。

（６）バス運転士の負担軽減に向け、走行環境の改善、運転支援システムの技術開発促進や導入に係る財政支援、ＤＸ化への財政支援などを充実させること。

（７）幹線的なバス交通を基軸としつつ、それを補完する複数の交通モードとの連携を図るため、地域特性や環境変化に応じた交通ネットワーク再構築にあたり、基本的な方針の提示や知見の共有など、必要な支援を充実させること。

（８）路線バス自動運転化に向け、技術開発促進や走行環境の更なる整備、初期投資への支援などを充実させること。

２１　清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局・産業労働局）

清掃・リサイクル事業において、適正処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、国が主体となって、関係団体と連携し、社会全体の理解促進と、休日の確保、暑さ対策など、労働環境や処遇の改善に向け働き方改革を着実に進めること。

＜現状・課題＞

近年、我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少といった状況に直面し、誰もが働きやすい環境としていくことが必要となっている。また、気候変動の影響等により、極端な高温や熱波が発生するリスクが高まっており、特に屋外で作業する場合などには、十分な熱中症対策が必要となっている。

さらに、最低賃金の上昇や賃上げの動きの加速にあわせ、人材確保の観点から処遇の改善し、安定的な業務運営体制を確保することも必要となっている。

こうした中、2019 年に働き方改革関連法が施行され、建設業界では担い手確保に向け、建設現場を土日休みにしたり、猛暑日を作業不能日として扱うほか、労務単価の引上げや契約方法の工夫を行うなど、各業界で取組が進められている。

一方、清掃・リサイクル業界を取り巻く経営環境は厳しく、仕事がきつく、危険といったイメージもあり、担い手確保に向けた働き方改革や処遇の改善は喫緊の課題となっている。

特に、住民の生活に密接した区市町村が委託する一般廃棄物収集運搬業務では、可燃ごみの収集等はむやみに止められないため、祝祭日やＧＷ、年末年始等においても業務が行われることが多く、土曜日に収集する自治体もある。また、熱中症警戒アラートが発出される厳しい暑さの中にあっても、収集作業は行われており、担い手不足は、深刻な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、一般廃棄物収集運搬業務をはじめとした、清掃・リサイクル事業について、業界全体における適正処理の継続的・安定的な実施が確保されるよう、働き方改革を進めていくには、社会全体の理解促進や、対応に要する費用の財政支援も含め、早急に対応策を講じることが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）清掃・リサイクル事業が持続的に発展していくには、担い手の確保が不可欠であるため、働き方改革の観点から、作業員の年末年始の休暇の長期化や、週休２日等、休日が十分確保された労働環境を社会の理解を得ながら関係団

体とともに構築していくこと。

（２）熱中症警戒アラートが発出されるような厳しい暑さの際には、作業員の負担を軽減する必要があるため、一般廃棄物収集運搬業務の受託者等が作業人員の追加や、適切な休憩時間の確保、作業しやすい被服の提供等、十分な暑さ対策が講じられるよう、財政支援を含めた方策を講じること。

（３）現下の物価高騰や賃金上昇の動きに対応し、一般廃棄物収集運搬業務の受託者等が人材の確保・育成・定着を図り、安定的・継続的に事業運営できるよう、自治体の契約方法や委託費の実態を把握の上、標準的な労務単価の設定や、モデル契約書の作成等を行い、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

　また、長期継続契約の場合には、人件費や燃料、資機材の物価高騰の影響が大きいことから、スライド条項が適切に活用される仕組みとすること。

（４）これらの働き方改革が住民の生活に影響のある清掃・リサイクル事業において確実に進み、持続可能性が確保されるよう、法的根拠の確立など、社会全体の理解促進を進めること

19 スマート シティ
緑と水

１　公共事業と農地保全を両立するための制度改正

（提案要求先　財務省・農林水産省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・産業労働局）

（１）農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。

（２）農業者が公共事業に協力した場合、代替農地を確実に取得できるよう、必要な制度の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

農地は、新鮮で安全な農産物を供給する場であるとともに、特に東京都においては潤いのある景観や良好な住環境の形成にも資する貴重なオープンスペースとなっている。

しかしながら、農業者の相続等を契機として、農地は年々減少傾向にあり、また、営農継続を希望する農業者であっても、公共事業に協力する場合に、代替農地を取得できないため、現行制度の下では、公共事業の実施と農地保全の両立を図ることが困難な現状にある。

具体的には、農業相続人が農地を公共事業用地として譲渡した場合、相続税等納税猶予措置を継続して受けられるのは、１年以内に代替資産を取得した場合に限定されている（譲渡所得の課税特例に係る代替資産の取得期限は２年以内）。

しかし、農地そのものが少ないことに加え、農地を手放すケースは相続の発生などに限られていることから、期限内の取得は極めて困難である。

また、農地法については、代替地を目的とした農地の取得、保有は認められていないため､関係自治体等はあらかじめ代替農地を確保しておくことができない。

さらに、生産緑地法では、買取り申出のあった生産緑地について、地方公共団体等が買い取らない旨の通知をするまでは、農業者は、買取りの相手方になることができないため、代替農地として確実に取得することができない。

以上のことから、公共事業の施行と確実な農地保全を両立できるよう、相続税等の税制度や農地に関する諸制度の改善が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）農業者が農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。

（２）公共事業に協力した農業者が代替農地を確実に取得できるよう、関係自治体等があらかじめ代替農地を確保することを可能にするなど、農地の権利移動の制限や生産緑地の買取りの仕組み等、農地に関する諸制度について必要な見直しを行うこと。

２　緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充【最重点】

（提案要求先　総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・都市整備局）

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（ＯＥＣＭ）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を進めている。加えて、令和６年５月に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の一部を改正し、特別緑地保全地区に関し自治体が行う土地買入れの円滑化や緑地機能の維持増進のための措置を講じたところであるが、自治体においては、その財政規模や国による予算配分の状況で取得できる緑地には限りがあり、更なる対策が求められる。

都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。

また、平成 27 年１月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

＜具体的要求内容＞

（１）市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。

（２）下記の緑地については、土地所有者の理解と協力とを得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の 1,500 万円（特別緑地保全地区は 2,000 万円）から引き上げること。

①　都立自然公園特別地域
②　都自然環境保全地域特別地区
③　都独自の保全緑地
④　特別緑地保全地区（都市緑地法）

（３）都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、以下の措置を講じること。

①　市民緑地契約制度については、契約期間 20 年未満であっても税の優遇措

置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。

② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税の軽減に関する税制特例に伴う十分な財政支援を行うこと。

③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の８割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。

（４）都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力とが不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。

（５）都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

① 都独自の保全緑地
② 区市町村独自の保全緑地
③ 都自然環境保全地域特別地区
④ 都立自然公園特別地域
⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
⑦ 区市町村指定の保存樹林

（６）市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

３　国有農地の有効活用に向けた運用の改善【最重点】

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

国有農地を公的利用する場合には柔軟な新規貸付けを可能とすること。

＜現状・課題＞

東京都内には、国有農地（開拓財産を含む。）が約 950 件（約 40 ha）ある。こうした国有農地については、農耕用や農業生産以外の用途として貸付けが行われているが、その一方で、約 600 件（約 27 ha）が、貸付けがされず、活用されていない状況にある。

このような未活用の国有農地は、国の方針に従い、旧所有者等への売却や財務省への移管などにより順次処分することとされているものの、越境工作物等の是正の見通しが立たず、処分に長期間を要する場合もあり、過去 10 年間での処分面積は約６haとなっている。

こうした中、近年、農的な活動を通じた地域コミュニティーの形成やエネルギーの安定供給等のニーズから農地の活用が注目されている。この様なニーズに応える手段の一つとして、未活用となっている国有農地の活用が挙げられ、地域の住民が身近な場所として一緒に農作業ができる農園の開設や太陽光発電パネルの設置等が想定される。

しかし、現行の運用では、処分促進につながる場合を除き、国有農地の新規貸付けは行わないこととされているため、こうした社会的課題の解決のためには、地域のニーズに応えられるよう、柔軟な貸付けを可能とする必要がある。

このため、以下の要望を行う。

＜具体的要求内容＞

国有農地の有効活用に向け、貸付けが行われていない国有農地について、処分に支障を及ぼさない範囲において、自治体が農的活用のほか、非農的な利用をする場合においても、環境対策など公的な必要性がある場合には購入を前提としない新規の貸付けを可能とすること。

４　公園整備事業等の推進【最重点】

１　公園整備事業等の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

＜現状・課題＞

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の増加を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保するとともに、活用しやすい制度設計とすること。

（２）公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を３分の１から２分の１に引き上げること。

（３）増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参　　考

（１）公園整備事業の推進

【都の公園整備の計画と実績】

区　分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和７年４月現在）	公園整備済面積 （令和７年４月現在）
		規模 (ha)	規模 (ha)
都市公園	都立公園	3,969	2,079
	その他公園	7,510	4,045
都市公園以外の公園		―	2,135
計		11,479	8,259
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.9 ㎡／人		8.1（㎡／人）	5.8（㎡／人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和２年７月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和８年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース

都立公園整備事業
全体計　34,432 百万円

都立公園整備事業全体（34,432 百万円）に占める国費対象事業費の割合は**約 2.6%**（914 百万円）

○ このうち、**交付金は 323 百万円**

○ 国費率は施設１／２、用地１／３

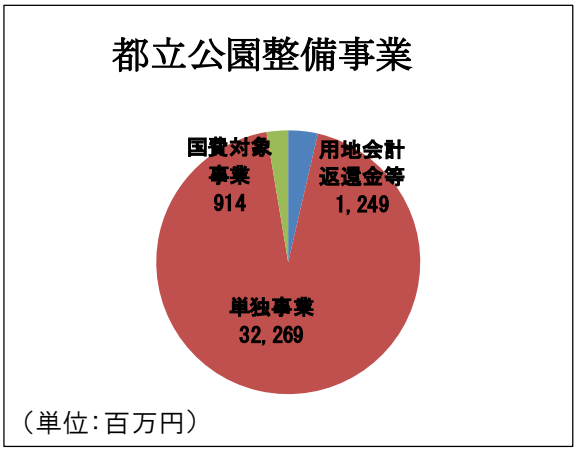

（２）特別緑地保全地区の指定状況

（令和７年４月１日現在）

区　域	箇　所　数	面　　積
	箇 所	ha
23 区	20	87.07
多摩・島しょ	35	235.36
東京都全体	55	322.43

（３） 用地取得費に対する現在の国費率

区　分		国費率	根拠法令
公園整備		１／３	都市公園法施行令第 31 条
参考	道路・街路整備	１／２	道路法第 56 条
	河川整備	１／２	河川法第 60 条第２項

※　１／２とすることを要求

２　防災公園の整備

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

＜現状・課題＞

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約５割に過ぎず、2029 年度までに約 103ha で事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
（２）「東京都地域防災計画」等で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
（３）公園整備の用地取得に係る国費率を３分の１から２分の１に引き上げること。

参　　考

（１）東京都の防災公園整備（Ｒ８．２）

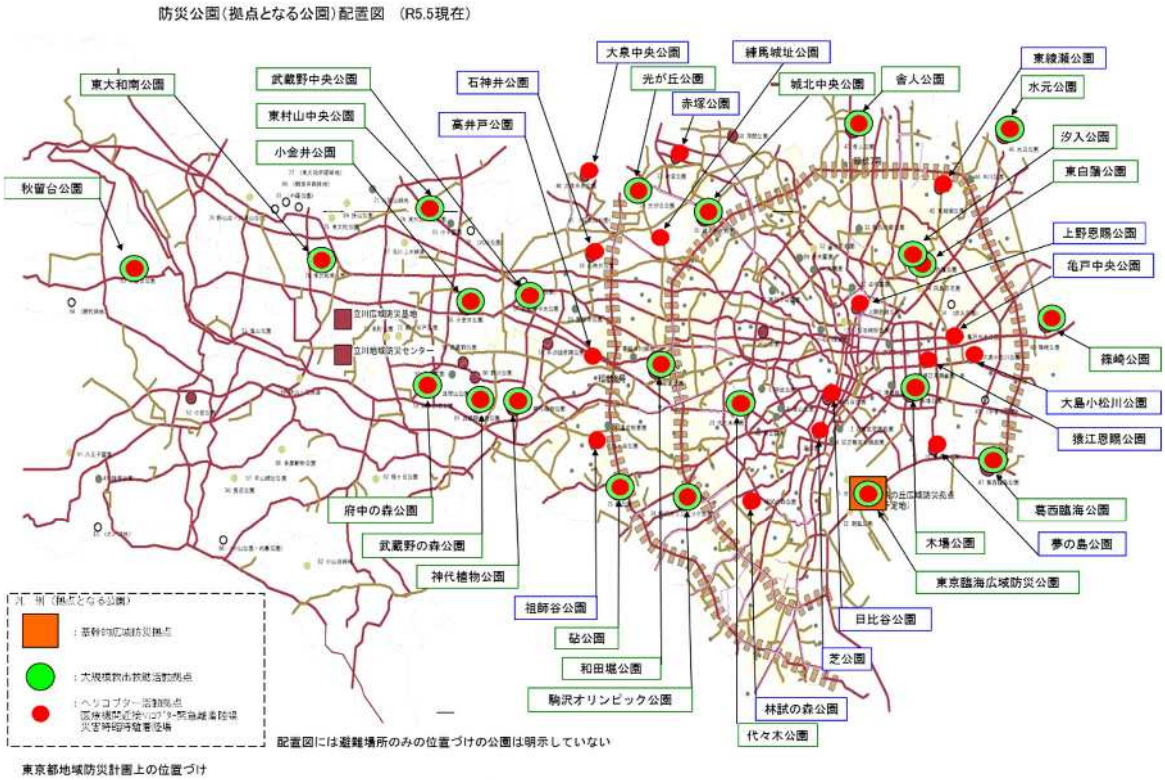

（２）　防災公園の整備促進（Ｒ８．２）

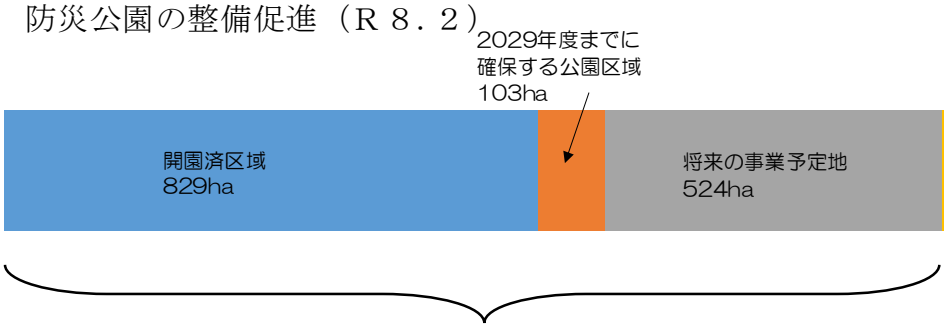

防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園　　1,456ha

（３）　用地取得費に対する現在の国費率

区　分		国費率	根拠法令
公園整備		１／３	都市公園法施行令第 31 条
参考	道路・街路整備	１／２	道路法第 56 条
	河川整備	１／２	河川法第 60 条第２項

※　１／２とすることを要求

５　都市再生推進のための国有財産の活用

１　国有財産の活用

（提案要求先　財務省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・環境局・建設局）

（１）都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。

（２）緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

＜現状・課題＞

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成 22 年６月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

＜具体的要求内容＞

（１）「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。

（２）都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。

（３）国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹林の保全や新たな緑地の創出などに努めること。

①　引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に配慮すること。

②　国有地として保有せず､民間事業者等に貸付又は売却などを行う場合は、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

２　公園整備に係る国有財産の活用

（提案要求先　財務省・国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償で貸し付けること。

＜現状・課題＞

都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約 2.1 ha）として公開している。平成 13 年 10 月に開園し、年間約 20 万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舎敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広壮な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償で貸し付けること。

参　　考

（１）国有地の無償貸付制度の概要

【法令上の優遇措置】

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合　無償で貸し付けることができる

【運用】

財務省通達 〇未利用国有地等の管理処分方針について (H23.5.23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、**全面積を時価売払い**するものとする ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 **・国が移転経費を要した財産**

都立旧岩崎邸庭園拡張区域

宿舎（最高裁判所）
・面積　：　約0.2ha

湯島地方合同庁舎（財務省）
・面積　：　約1.2ha

都立旧岩崎邸庭園
所在地：台東区池之端一丁目
開園面積：約2.1ha

宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H19.６.15）／国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示された湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示され（平成26年度以降）ているが、具体的な時期が示されていない。

6　国立公園の活用【最重点】

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
（２）国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

＜現状・課題＞

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約 2,693 千人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとはいえない。

国は国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国８か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、８公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成 17 年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった上、事業の進捗も極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

また、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成 27 年度に自然環境整備交付金が、平成 29 年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものといえず、必ずしも継続的な支援がなされているとはいえない状況である。

ついては、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内へのアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が

行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

（２）国立公園の事業は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

7　魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

人々が集い、憩う魅力的な水辺空間を創造していくため、

（１）運河の環境を改善する汚泥しゅんせつ・覆砂事業に必要な財源を確保すること。

（２）海上公園の整備等に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

＜現状・課題＞

東京港では、海辺や運河等の水辺を生かした新たなまちづくりが進むとともに、近年、住民に身近な水辺では、イベント開催が盛んに行われている。

このため都は、東京港の親水空間の創出及び自然環境の保全・再生を目的に自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜等の整備や運河部において臭気や水質悪化の原因となる汚泥のしゅんせつ・覆砂、緑の量の確保に向けた海上公園の整備に取り組んできた。

こうした取組を更に充実させ、今後もより一層魅力的な水辺空間を創造していくためには、引き続き運河部での汚泥しゅんせつ及び覆砂事業を着実に進めていくとともに、新たな浅場や干潟などの海浜整備を推進する必要がある。

なお、汚泥しゅんせつにおいては、運河における良好な水環境を保つために継続的なしゅんせつを行っていく必要があり、そのための財政措置は不可欠である。

また、ダイオキシン類等の有害物質が確認された際には、これらの有害物質の処分を適切に行う必要がある。あわせて、海上公園についても海辺という立地特性を更に生かした整備を進めることで、魅力的な水辺空間の形成を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）運河における良好な水環境の再生のため、汚泥しゅんせつ・覆砂事業の継続的な実施に必要となる財源を確保すること。

（２）更なる魅力的な水辺空間の創造に向けて、海上公園の整備等に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

８　ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施

（提案要求先　国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・港湾局）

危険な特定外来生物であるヒアリ等を国内へ侵入定着させないため、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進めるとともに、ヒアリ等が確認された場合には速やかに防除を実施すること。国以外の者が防除を行う場合には、十分な財政支援及び技術支援を実施すること。

＜現状・課題＞

平成 29 年６月９日に兵庫県尼崎市において国内で初めて特定外来生物である「ヒアリ」が確認されて以降、これまでに「ヒアリ」及び「アカカミアリ」（以下これらを「ヒアリ等」という。）が全国各地の港湾施設のみならず物流拠点でも確認されている。

ヒアリ等は攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリ等が国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

また、ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が 60 億ドルに上ると報告されており、その駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリ等の定着防止は正に喫緊の課題である。

そのためには、ヒアリ等を海外から侵入させないための予防的な防除が何より重要であるとともに、侵入が見られた場合には、初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査による定着防止措置が必要である。

さらに、ヒアリの有翅（ゆうし）女王アリが令和元年９月から 10 月までにかけて東京港青海ふ頭において見つかるとともに、最近も全国各地で発見事例が続いていることから、今後は定着を想定した備えも必要である。

よって、次の事項について、国の緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

＜具体的要求内容＞

（１）特定外来生物被害防止基本方針（令和４年９月 20 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後とも関係地方公共団体との緊密な連絡調整の下に対策を講じること。

（２）ヒアリ等が定着している海外港湾等からの貨物に対し、ヒアリ等の混入を防止する方法等を検討し、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進める等、海外からの貨物に係る予防的防除を実施すること。

（３）上記（２）の対策が講じられるまでの間、東京港の外貿コンテナふ頭及びその周辺におけるヒアリ等の調査について継続して実施すること。

（４）ヒアリ等が確認された場合には、速やかに根絶及び拡散防止のための措置

を講じること。

（５）今後も既にヒアリ等が定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリ等が侵入することが想定されることから、コンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。

（６）国際港湾・空港エリア外にヒアリ等が侵入することを想定した対応について、具体的な方策を検討し周知すること。

（７）地方公共団体及び関係事業者が調査・防除等を実施する場合の財政支援及び技術支援を実施すること。

９　有機フッ素化合物対策の推進【最重点】

（提案要求先　農林水産省・環境省・防衛省）
（都所管局　環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局）

（１）有機フッ素化合物（以下「ＰＦＯＳ等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。

（２）健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。

（３）「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和６年 11 月更新）」について、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。

（４）土壌中のＰＦＯＳ等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。

（５）ＰＦＯＳ等の農畜産物等への影響を速やかに明らかにするとともに、必要な対応を行うこと。

（６）現在も使用されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。

　また、国の施設においてもＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の交換を速やかに進めること。

（７）横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

＜現状・課題＞

ＰＦＯＳ等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境中について指針値を設定し、指針値を超過した場合の対応を参考情報として「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和６年 11 月更新）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はＰＦＯＳ等に関する専門家会議等を新たに設置する等、ＰＦＯＳ等に係る総合的な対応について検討を進め、令和５年７月に「ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関するＱ＆Ａ集（令和６年８月更新）」（以下「Ｑ＆Ａ集」という。）及び「ＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではＰＦＯＳ等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Ｑ＆Ａ集において、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが人の健康に及ぼす影響及び環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

令和６年６月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の食品健康影響評価書」では、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの耐容一日摂取量（ＴＤＩ）を設定し、今回設定したＴＤＩを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされている。しかし、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたものの、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としているほか、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、手引きにおいて、各地方公共団体が行う地域住民の健康状態の把握及び健康影響に関する調査・研究について言及されているが、評価の方法等が示されていないなど、対応可能な内容となっていない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壌に浸透したＰＦＯＳ等に関しては、国が令和５年７月に土壌中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壌で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壌調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

なお、国は、令和７年８月に国内流通する農畜水産物 14 品目に含まれるＰＦＡＳの含有実態調査の結果を公表したが、実態把握は依然不十分である。

国は、今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤

について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、ＰＦＯＳ等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。

また、駐車場に設置した泡消火設備においては、ＰＦＡＳを含有する水性膜泡消火薬剤が広く用いられてきたが、令和８年３月に消防法令が改正され、大幅な改修を必要とせず、ＰＦＡＳ非含有の他の種別の泡消火薬剤への交換が可能となった。しかし、消防法令の改正や泡消火薬剤を転換する必要性等について、設置者の認識が十分に醸成されていないことなどから、交換が進展していない状況が続いている。

横田基地においては、平成 22 年から平成 24 年までの間に３件のＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の漏出があったほか、令和５年１月にはＰＦＯＳ等を含む水の漏出があったことが確認されている。また、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報もあったことなどから、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等を評価・公表等することが求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）ＰＦＯＳ等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、ＰＦＯＳ等が人の健康に及ぼす影響及び土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。

（２）人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。

（３）手引きについては、都内のようにＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。

（４）土壌中のＰＦＯＳ等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。

（５）地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を速やかに明らかにするとともに、安全性に関する基準の早期策定や対策の提示等必要な対応を行うこと。

（６）今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。また、国の施設においてＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の保有状況を速やかに把握するとともに交換を進めること。交換が完了するまではＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤漏出防止のた

めの管理、点検等適切な対応を行うこと。さらに、消防法令の改正により、大幅な改修を必要とせず、ＰＦＡＳ非含有の泡消火薬剤へ交換できることを受けて、交換促進を広く周知するとともに、ＰＦＡＳ非含有泡消火薬剤が十分に供給され、迅速に交換が進むようメーカー等に働きかけること。

（７）国の責任において、横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、ＰＦＯＳ等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

１０　東京湾の水質改善対策の促進

（提案要求先　農林水産省・国土交通省・環境省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・下水道局）

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

＜現状・課題＞

東京都では、50 年 100 年先を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「東京ベイｅＳＧプロジェクト」に着手した。このプロジェクトでは、水と緑溢れる都市づくりのひとつとして、「泳げる東京湾」の実現を目標に掲げ、水質改善技術の技術実証を行っている。

一方、東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるＣＯＤ（化学的酸素要求量）はこの 20 年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や貧酸素水塊の発生等が依然として存在する。東京湾は東京都以外からの汚濁負荷の排出割合が約６～７割を占めており、水質を改善するには、関係する全ての自治体の協力が欠かせない。

現在、「東京湾再生のための行動計画（第三期）（令和５年３月付東京湾再生推進会議策定）」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

＜具体的要求内容＞

東京湾の水質改善に向け、関係自治体が取り組む以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

雨天時放流水質の向上、高度処理の導入促進、未整備地域の整備促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口及び港湾における干潟整備等の自然再生

１１　水の有効利用の促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

水の有効利用を進めるため、必要な支援の拡大を行うこと。

＜現状・課題＞

雑用水※や雨水の利用は、平常時の地表水・地下水への依存を軽減し、水源の温存など節水意識の向上に寄与している。近年の異常気象に伴う渇水等に対しても、限られた水資源を有効活用することにより、渇水に強い社会の形成が期待されている。

こうしたことから、限りある水資源の有効活用を図るため、雑用水や雨水の利用を推進していく必要がある。

国においては、水の有効利用の推進などに関する関係法令が整備されたが、開発事業者に対しての支援措置はいまだ不十分である。

※雑用水とは、人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。

＜具体的要求内容＞

循環型社会の構築を目指し、雨水や下水再生水等による雑用水利用など水の有効利用を促進していくため、以下の支援を検討するなど、地方自治体及び事業者に対する支援措置の拡充を求める。

（１）汚水処理施設の税優遇措置である特別償却制度など、雑用水利用に必要な支援をすること。

（２）雨水利用のための施設整備について、助成を行う地方公共団体に対する財政支援制度を充実すること。

参　考

○　国の施策の現状

・雑用水利用は、関係法令は整備されたが、関係省庁（国土交通省、厚生労働省、環境省など）が多岐にわたり、支援の内容がいまだ不十分

・現在の雑用水利用の促進に係る主な施策

建築基準法上 の優遇措置	建物床面積の容積率算定除外 （緩和される容積率の限度は基準容積率の 0.25 倍）

（参考）過去の雑用水利用の促進に係る主な施策

〈平成 19 年度末で廃止〉 税制上の優遇措置	汚水処理用水設備に係る特別償却率 14／100
〈平成 20 年９月末で廃止〉 融資制度 （日本政策投資銀行）	対象事業 水資源の有効利用、雨水の流出抑制又は汚濁負荷の低減が図られているなどの要件を満たす建築物の整備事業（例：個別・地区循環方式の導入） 融資比率 40％

（参考）都の現状

○　都における雑用水利用に関する指導（水の有効利用促進要綱）

利用方式	原水	対象規模
個別循環方式	循環利用水	延床面積３万㎡以上又は 雑用水量 100 ㎥／日以上 （住居、倉庫及び駐輪駐車の数量は除く）
地区循環方式	循環利用水	
広域循環方式	下水再生水	延床面積１万㎡以上
雨水利用方式	雨水	

○　都における雑用水利用施設の現状（令和６年度末）

雑用水利用方式	件　数	計画水量
個別・地区・広域循環方式	864	144,806 ㎥／日
雨水利用方式	1,947	－

１２　地下水還元型の地中熱利用の導入に係る適切な対応

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）地下水や地盤の地域特性を踏まえ、地盤沈下の防止や地下水環境の保全が確実に担保されるよう、制度的・技術的な検討を自治体の意見を取り入れながら慎重に行うこと。
（２）自治体が運用可能な明確な許可基準、審査手続等を定めること。

＜現状・課題＞

近年、地下水を揚水し熱利用した後、その全量を同一帯水層に還元する「帯水層蓄熱システム」の技術開発が進み、国は、大阪市における実証事業等を受け、国家戦略特区法に基づき建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号。以下「ビル用水法」という。）で定める技術的基準について規制緩和を行った。

そして現在、国は、帯水層蓄熱を含む「地下水還元型地中熱利用システム」の大都市圏での導入に向け、ビル用水法の技術的基準の見直しを検討しており、令和８年度中に施行規則の改正・公布及びガイドラインの策定、令和９年度中の施行を予定している。

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー熱として地中熱利用の導入促進は重要である一方、都内では現在も様々な用途で地下水は利用されており、複数の施設での導入や長期的な運用等による周辺への累積的な影響（地下水位や地盤、水温、水質等）が懸念される。特に、帯水層蓄熱以外の利用方式については、都市域での実証事例が少なく、現時点で十分な議論がなされているとは言いがたい。

こうしたことから、都における激甚な地盤沈下があった歴史的経緯や実情を踏まえ、地下水を揚水する地下水還元型の地中熱利用システムの導入に当たっては、国に対して、慎重に検討を進めるよう強く求める。

＜具体的要求内容＞

（１）地下水や地盤の特性は地域によって全く異なることから、各自治体の実情を踏まえ、地盤沈下の防止や水温及び水質の変化が周辺に影響しないことが確実に担保されるよう、全量還元をはじめとした制度的・技術的な検討を自治体の意見を取り入れながら慎重に行うこと。
（２）許可や審査に当たり、シミュレーションによる影響評価に基づく判断など、高度で専門的な知見が不可欠であることから、自治体が運用可能な明確な許可基準、審査手続等を定めること。

20 セーフシティ ゼロエミッション

１　再生可能エネルギーの本格的な普及拡大【最重点】

（提案要求先　内閣官房・内閣府・総務省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・総務局・産業労働局）

（１）「2050 年ネット・ゼロ」を実現するため 2030 年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合 38％以上の実現を確実にするとともに、2040 年の再生可能エネルギー割合４～５割の水準を超える高みを目指し、取組を最大限加速させること。

（２）再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善･強化整備を図ること。

（３）再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実を図ること。

（４）島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。

（５）洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置を講じること。

（６）地熱発電の導入拡大に向け、未利用ポテンシャルの把握や次世代技術の活用に向けて必要な措置を講じること。

（７）再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の充実を図ること。

（８）使用済太陽光発電設備の高度循環利用の推進と、Ａｉｒソーラーなどの再資源化技術の開発・普及に向け必要な措置を講じること。

（９）安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、取組を更に推進すること。

＜現状・課題＞

再生可能エネルギーについて、令和５年５月のＧ７広島サミットにおいて、Ｇ７全体で 2030 年までに洋上風力 150 GW の増加、太陽光１TW への増加を含め、導

入拡大やコスト低減に貢献することが合意された。さらに、令和５年 11 月に開催されたＣＯＰ28 において、世界全体で再エネ設備容量を３倍、エネルギー効率改善率を２倍にする宣言に合意、令和６年 11 月開催のＣＯＰ29 では、再エネ３倍を実現するため、蓄電容量を６倍以上とするとともに、送電網の拡大について提案され、有志国が賛意を示し、国もこれに賛同している。

こうした中、国は、本年２月に国連に提出したＮＤＣ（国が決定する貢献）で掲げる温室効果ガス削減目標の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

また、大量導入やコスト低減が可能であって、その経済波及効果の大きさから再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電設備の導入拡大に向け、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）が令和元年４月に施行され、全国各地で案件形成が進んでいることに加え、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和７年法律第 59 号)により、排他的経済水域（以下「ＥＥＺ」という。）における案件形成の加速化が期待される。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光パネルは、余剰電力買取制度及びＦＩＴ制度の創設を契機として急速に設置が進展しており、これらの廃棄が 2030 年代半ば以降から本格化することが見込まれている。加えて、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池も今後廃棄台数が増加することが見込まれている。一部の太陽光パネルには、他の電子･電気機器と同様に鉛などの有害物質が含まれているものがあることや、蓄電池は可燃性の液体が含まれていること等から、蓄電池を含む太陽光発電設備は、環境汚染防止の観点で適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点でもリサイクルルートを確立する等、持続的に資源循環を図る必要がある。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。

さらに、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）に向けた取組の進展や、生成ＡＩの普及拡大に伴うデータセンターの拡大などのＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展による電力需要増加の可能性が指摘されている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「つくる」そして「ためる」取組は不可欠である。国は、令和７年２月に閣議決定した第７次エネルギー基本計画において、2040 年に向け、まずは 2030 年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行した上で、2040 年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を４～５割程度の水準としているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）2030 年の再生可能エネルギー割合 38%以上の実現を確実にするとともに、2040 年の再生可能エネルギー割合４～５割の水準を超える高みを目指し、再

生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050 年ネット・ゼロ」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第６次エネルギー基本計画において、2030 年の再生可能エネルギーの割合を 36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には 38%以上の高みを目指すとしていることから、この実現を確実にするとともに、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、第７次エネルギー基本計画で示す 2040 年の再生可能エネルギーの割合４～５割の水準を超える高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、次世代太陽電池や浮体式洋上風力発電をはじめとする次世代再エネ技術の早急な社会実装に向けた支援強化を行うとともに、既存再エネ技術に対する補助制度の抜本的な拡充を実施すること。特に、Ａｉｒソーラー（ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池）については、その適切な実装に不可欠な関係法令や規格の整備、コスト低減・普及拡大に寄与する支援制度の強化、リサイクル体制の構築に向けた制度検討などを積極的に進めること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電地等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、ＡＩ・ＩｏＴ等のデジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素や系統用蓄電池等の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

また、ＮＤＣにおける削減目標の達成、2050 年ネット・ゼロを見据え、再生可能エネルギーの導入加速に向けたロードマップを明示すること。

（２）再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、再生可能エネルギー導入の阻害要因となる系統制約が依然として発生している。

このため、これらを解消するため、以下の内容について更に取組・検討を深め、2030 年の再生可能エネルギー利用割合 38%以上の実現及び 2040 年の再生可能エネルギー割合４～５割の水準を超えた導入に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

①　既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既

存系統を最大限に活用することが重要である。

令和５年４月より、日本版コネクト&マネージにおける「ノンファーム型接続」が基幹系統より下位のローカル系統においても適用されたことから、再生可能エネルギーが優先的に送電線を利用できるよう整備されたが、引き続き発電された再生可能エネルギーを最大限活用するため、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電を一層推進するなど、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組の更なる強化を図ること。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入に向けた支援を抜本的に強化すること。

加えて、系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものであることから、導入拡大に向けて支援策を継続するとともに、蓄電池設置事業者の工事費負担金の軽減、蓄電池の安全性確保を目的とした規格や制度等の強化、充電制御方法や系統接続ルールの整備等を行うこと。

② 出力抑制の最小化

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無補償の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、全国各地で出力抑制が増加している。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を図るとともに、デジタル技術を活用した出力制御の高度化を最大限かつ着実に推進し、出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールの前倒しや海底直流送電の活用等を図るとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、将来的な系統の絵姿を示した「広域連系系統のマスタープラン」を踏まえ、全国規模での系統増強を早期かつ効率的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点を踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

（３）再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、制度等の構築、その着実な運営に加え、時宜に即した見直しや将来を見据えた対応と強化を間断なく実施していく必要がある。ついては、以下の必要な措置を講じること。

① ＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度の着実な運用と適切な見直し

令和４年４月から一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、ＦＩＰ制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、ＦＩＴ制度においては、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、ＦＩＴ制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにＶ２Ｈや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続については、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

また、ＦＩＴ制度による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、制度導入時と比べ、大きく上昇しており、電力消費者の負担感が増していることから、負担の増加を抑えることを検討するとともに、その仕組みを分かりやすく説明すること。

② ＦＩＴ制度買取期間終了後の対応

令和元年 11 月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう引き続き適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知を引き続き行うこと。

③ 壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に向けた対応

近年、建物等の屋上に加えて、建材一体型（壁・窓等）や軽量型など、壁面等に設置が可能な太陽光パネルが開発され、導入が進み始めている。今後、Ａｉｒソーラーの開発・普及が進む中で、更なる再生可能エネルギー導入拡大に向けて、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大の取組を後押ししていくことが重要である。

一方、建材一体型（壁・窓等）の太陽光パネルの設置、壁等への接着による設置、60 度を超える傾斜への設置等については、ＪＩＳ（Ｃ8955）の適用除外とされ、耐震性能、防耐火性能、延焼防止、耐久性能、耐風圧性能、水密・気密性能等に関する評価基準が明確には定められていない。

そこで、施設管理者や設計・施工者等が、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に積極的に取り組めるよう、技術的な安全性評価の手法を整備すること。

④ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法※における中間評価の公表を踏まえ、中間

評価の達成事業者については、2030 年度の目標値を上回る取組を促すとともに、未達事業者においては、着実な目標達成に向け、適切な指導・助言を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、ＦＩＴ電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）

⑤　税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑥　太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑦　非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑧　Ｊ－クレジット制度における太陽光設置義務化地域の取扱改善

都の新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化（令和７年４月施行）にあわせて、義務履行のために導入される設備は追加性を有しない等の理由で、都内の中小建築物に設置される太陽光発電設備等を対象に一律でＪ－クレジットへ登録不可とする方向で整理された。

本来、義務基準を超過する分はＪ－クレジットの登録が可能であることから、義務対象や義務基準からの超過分等を適切に評価しＪ－クレジットへの登録を可能とするなど、住宅購入者や住宅供給事業者等の設置意欲をそぐことのない公平な制度設計とすること。

（４）島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO_2 を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、島しょ地域のレジリエンスを向上させるとともに、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。あわせて、島しょ地域に再生可能エネルギーを導入する際、資材の輸送費等のコストがかかることから費用が割高と

なり、本土と比較して事業性の確保が難しい現状を踏まえ、本土と電力系統がつながっていない電気事業法上の離島に当たる場合は、ＦＩＴ制度の買取価格を上乗せするなどの措置を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素や系統用蓄電池等の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

（５）洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置

ＥＵ各国などで作成されている海洋利用計画並びに中長期的な入札目標及びサイトの明示等、国際市場で競争力を発揮できるような戦略を策定するとともに、当該目標に合わせて、国が主体的に系統増強及び基地港湾の整備を計画的に進めること。また、海洋利用計画については、広域で操業する漁業者との調整は、洋上風力を導入予定の他海域とも関係する等、単独自治体での調整には限界があることから、国において漁業操業エリアと洋上風力導入エリアのゾーニングを示すものとして、早期に策定すること。

洋上風力発電設備はサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、国内には潜在力のあるサプライヤーが存在することから、今後の市場獲得に向けた次世代技術の開発を戦略的に進めていくこと。また、洋上風力の早期稼働に向けて、都道府県からの情報提供の受付及び促進区域の指定等について、通年で実施するなど柔軟に対応を行うこと。あわせて、国が保有する漁業、ケーブル、船舶航行等の情報について積極的に自治体と共有するとともに、地域及び利害関係者との合意形成を国が主体的に進めるなど必要な措置を講じること。

さらに、波力発電など新たな海洋エネルギーの開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

加えて、ＥＥＺまで洋上風力事業を展開することを考慮すると、発電事業者に過度な負担を強いることのないよう、系統に接続するための海底送電ケーブル敷設などのインフラ整備を主導するとともに、浮体式洋上風力に関する浮体の据付等に関するガイドライン、国内認証基準、基地港湾の基準等を策定すること。

近年の物価高騰並びに厳しさを増す船舶及びケーブルの調達状況等を考慮するとともに、事業撤退が生じたことも鑑み、柔軟に対応ができるような制度を構築すること。あわせて今後の商用化が期待される浮体式洋上風力については､まだ技術が確立されていないことを踏まえ､特段の支援を講ずること。

（６）地熱発電の導入拡大に向けた取組

地熱発電は、天候に左右されず安定的に発電可能な国産のベースロード電源であり、地政学的リスクを踏まえたエネルギー安全保障の観点からも導入拡大を進めることが重要である。未利用ポテンシャルの早期把握・活用に向け、国が行う調査の対象拡大・充実を図ること。加えて、次世代型地熱発電技術は、従来型に比べ開発エリアの拡大や大規模化、開発スピードの向上等

が期待されることから、導入促進に必要な制度の整備等の措置を講じること。

（７）再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の充実

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する支援制度の充実を図ること。

（８）使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

国は、令和８年４月に、太陽光パネルのリサイクルに関する新たな法制度案を閣議決定した。その中では、多量の事業用パネルの排出者等に判断基準に基づくリサイクルの取組を義務付けることとし、規制を段階的に強化した上で、幅広い排出者等へのリサイクル義務化を目指すとしている。今後、大量廃棄を迎えるに当たり、排出量の多寡や売電の有無等用途を問わず全ての太陽光パネルを対象として、確実な再資源化を義務付ける制度を速やかに構築すること。さらに、太陽光パネルのリユース・リサイクルが円滑に進むよう、高度なリサイクル施設の導入や効率的な回収のための一時保管施設の整備に加え、中間処理後のガラスの有効活用を促進するなど、高度循環利用に向けたより実効性の高い仕組みを構築すること。

また、Ａｉｒソーラーなどについては、製造側に開発時にはリサイクル方法についても確立しておくことを求め、販売開始時には廃棄後のリサイクル手法や回収ルートについても確立すること。

さらに、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池についても、今後廃棄台数が増加することが見込まれるため、安全かつ効率的な回収方法や、リサイクル等が進む仕組み等を構築すること。

（９）安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組の更なる促進

国においては、2030 年までに新築戸建住宅の６割に太陽光発電設備を設置するという目標を掲げている。他方、都においても新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化等を 2025 年４月から開始した。

これらの取組を着実に推進していくためには、再生可能エネルギーに係る持続可能なサプライチェーンの構築が肝となる。

国際エネルギー機関は、クリーンエネルギーの普及に必要な原材料や製品のサプライチェーン上のリスクの一つとして、サプライチェーンが特定の地域や企業に過度に集中していることを挙げており、各国政府に対し、国内産業の競争優位性を育む産業戦略を立てることなど、生産拠点の分散化等を提言している。こうした提言も踏まえ、国においては原料調達チャネルを確立するなど生産地の多様化を進め、安定的なサプライチェーンの構築に向けた取組を推進すること。

また、信頼性の高いサプライチェーンの構築に向けて、人権尊重などグローバルなサプライチェーン上の課題を常に認識し、国際スタンダードを踏まえた企業の適正な取組を継続的に促していく必要がある。ＥＵにおける「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」施行など、一定の条件を満たす企業に対し、法制化により人権デュー・ディリジェンスを義務付ける動きが更に進展している。こうした動きも踏まえ、日本においては、国が令和４年

９月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業による人権尊重の取組を促進しているが、国際的な要請に応え、企業の予見可能性及び公平な競争環境を確保する観点からも、速やかに人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を進めること。さらに、日本国内の企業が人権デュー・ディリジェンスに取り組めるよう、令和５年４月に公表された実務参照資料のカバー範囲以外の取組についても、速やかに手引書を作成すること。

２　エネルギー需給の安定化に向けた対応【最重点】

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）
（都所管局　産業労働局・総務局・環境局）

（１）エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から進めるため、省エネ対策や再エネの導入、水素の需要創出や供給拡大などの取組を早期に具体化し、必要な支援を実施すること。
（２）今後の大幅な電力需要の増加を見据え、需給構造の変化に対して、速やかに対策を講じること。
（３）エネルギー等の安定供給の確保に向けた対策を講じること。
（４）デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援を行うこと。
（５）電気・エネルギー価格の高騰抑制対策を行うこと。
（６）需給状況に関する情報を公開し、電力需給ひっ迫時や計画停電を行う際には、確実かつ速やかに情報を提供すること。
（７）国民に対して、省エネ・節電の必要性を周知し、特に電力需給ひっ迫時には、節電行動を具体的に周知・徹底すること。
（８）都が推進しているＨＴＴの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化等に伴い、国際的なエネルギー安全保障をめぐる情勢は刻々と変化している。世界の主要国は、エネルギーの安定供給を図りつつ、深刻な気候変動への対策を迫られており、各国の実情に応じて中長期的な視野に立ったエネルギー安定供給確保策を講じるとともに、エネルギーの脱炭素化を図る取組を進めている。

我が国においても、原油価格の高騰等により電力をはじめとする各種エネルギー価格が高騰するなど、経済への影響やエネルギー安定供給を取り巻く課題が表面化している。エネルギー自給率が低く、エネルギー資源の大部分を輸入に頼っている我が国にとって、この状況は一過性の問題ではなく、構造的な危機である。加えて、近時は半導体工場やデータセンターの新増設等による電力需要増加の可能性も指摘されており、電力の安定供給や安定性確保に向けた取組の重要性が増している。さらに、令和８年３月には、東京電力管内で初となる再エネ出力制御

指示が行われるなど、再生可能エネルギーの普及拡大の阻害要因となる系統制約が全国的に顕在化している。

こうした国難ともいうべき状況を打破していくためには、令和７年２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画のもと、エネルギーの安定確保と脱炭素に向けた取組を更に加速させなければならない。

エネルギーの安定供給を確保するには、需給構造の変化に対応した取組やデマンドレスポンスの普及拡大による調整力の確保などを進めていくことが必要であり、そのためには、国による一歩踏み込んだ支援などの後押しが不可欠である。

また、再び電力需給ひっ迫を発生させないための対策や、経済の減速要因となるエネルギー価格の高騰への対応のほか、こうした事態が発生する構造的な問題への解決策として、中長期的な視点を含めた取組を進めていくことも必要である。

あわせて、都は、ＨＴＴ（電力をへらす、つくる、ためる）の観点から、都民、事業者等に対し、省エネや節電に関する普及啓発や財政支援などの取組を継続していく。

＜具体的要求内容＞

（１）エネルギー基本計画改定後の取組

将来にわたりエネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー危機に耐え得る強靭なエネルギー需給構造へと転換していく必要があるが、あわせて、差し迫る気候危機を念頭に脱炭素化も同時に実現しなければならない。

令和７年２月に第７次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040 年に向けた政策の方向性が示された。投資等に関する事業者の予見可能性を担保するとともに、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から最大限加速させるため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大などについて、取組を早期に具体化し、必要な支援を実施すること。

（２）需給構造の変化に対応した速やかな対策

東京は人口や産業が集積する電力の大消費地であるとともに、今後もデータセンターの建設等が続き、大幅な電力需要の増加が見込まれている。東京が需給安定化に貢献していくため、需要対策の効果が大きいことが期待できる東京の特性に着目した対策に取り組むこと。

具体的には、ＥＶ保有台数の多い東京において、充電時間をシフトすることで、供給過剰となった再生可能エネルギーを吸収する取組を進めること。こうした取組においては、卸電力市場価格及び小売電気市場料金の低下を通じ、市場メカニズムを介した需要シフトへの誘導が効果的となる。

国は、卸電力市場価格等に連動した電気料金を設定し（ダイナミックプライシング）、ＥＶユーザーの充電ピークシフトを誘導する実証事業などを進めているが、こうしたビジネスモデルが早期に社会に普及するよう支援を進めるとともに、将来的にはＶ２Ｇの実装化に向け、技術支援や法整備を進めること。

また、今後も建設が見込まれるデータセンターなどの電力多消費産業に対応した需給構造の変化に対して、省エネ化やエネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じること。

（３）エネルギー等の安定供給の実現に向けた対策

エネルギーの安定供給を図るため、原油等の調達を多様化するなどの取組を実施するとともに、国家・民間・産油国共同備蓄を適切な量及びタイミングで迅速に市場に開放すること。さらに、石油関連製品等の供給不足を回避するためのサプライチェーン維持に向けた必要な対策を行うこと。

また、エネルギーの脱炭素化を支える需給の安定化は、極めて重要である。今後は、供給力を確保するため、火力発電の安定稼働に必要な燃料確保を確実に行うこと。さらに、今後は、脱炭素化への過渡期となることから、新たなエネルギーミックスの実現による安定供給の確保を前提に、円滑なエネルギートランジションを併せて進めるための取組に努めること。特に、電力需給ひっ迫注意報の発令要件となる広域予備率が５％を下回ることがないよう、電力系統の強靭化に向け、必要な対策を早急に講ずること。

さらに、再エネ導入拡大に伴い需給バランス制約による出力制御が実施され全国的な課題となっているため、抜本的な対策として、広域連系系統のマスタープランに基づき、地域間連系線などの基幹系統の増強や更新、海底直流送電の活用など、全国規模での系統増強を早期に進めること。

（４）デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援

デマンドレスポンスは、省エネルギーの推進、需要シフトによる再生可能エネルギーの調整力としての利用など、需要対策の面から多様な活用方法があり、今後一層の普及が求められる有用な取組である。

再生可能エネルギーの導入拡大やＡＩの活用・データセンターの大量導入等に伴い、電力需給バランスを調整する調整力の確保は、今後一層重要となる。国際エネルギー機関（ＩＥＡ）等の分析においても、再生可能エネルギー比率の上昇を前提とした電力システムでは、デマンドレスポンスをはじめとする需要側の柔軟性が、需給調整を担う中核的なリソースとして不可欠であると位置付けられている。

国は、デマンドレスポンスが再生可能エネルギーの出力制御の抑制に加えて調整力の確保に貢献する観点も踏まえ、小売電気事業者等による節電要請に基づくデマンドレスポンスに加え、上げＤＲや需要家の行動変容を促す取組、アグリゲーションビジネス等のエネルギー需給最適化に資する取組についても今後一層普及拡大するよう環境を整備するとともに、更なる支援策等を講じること。

（５）電気・エネルギー価格の高騰抑制対策

電気・ガス・ガソリン等のエネルギー価格を取り巻く国際情勢はいまだ不安定であり高騰リスクへの備えが必要である。

国による措置は断続的に行われ、令和７年 11 月の閣議決定に基づき、低圧・高圧電力及び都市ガスについて、令和８年１月から３月までの使用分の補助が実施された。また、イラン情勢悪化によるガソリン価格高騰対策として、

令和８年３月からガソリン補助金を再開した。今後も燃料価格の推移を踏まえ、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。

（６）需給状況の情報公開及び電力需要ひっ迫時・計画停電実施時の情報提供

電力需要が高まる夏季・冬季の需給ひっ迫の回避に向けて、電力の供給量及び需要量の見通しについて、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

電力需給ひっ迫に陥るおそれが生じ、電力需給ひっ迫警報及び注意報並びに準備情報の発令及び発信を行うに際しては、あらゆる手段を講じて迅速、確実かつ広範な周知を行い、電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

また、計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、国として速やかに情報提供すること。

（７）国民に対する省エネ及び節電の周知・徹底

電力需給ひっ迫を回避するため、省エネ・節電の必要性について、速やかかつ効果的に周知すること。

特に、電力需給ひっ迫に伴う節電要請に当たっては、ひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果を示し、節電行動を具体的に周知すること。

また、主体ごとの省エネ・節電効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

（８）都が推進しているＨＴＴの取組に対する具体的な支援

電力危機の回避のみならず、エネルギー安定供給の確保や「脱炭素社会」の実現に向けては、国民一人一人の行動変容や企業の意識改革が重要となる。都が推進しているＨＴＴは、都民・事業者と総力戦で取り組むものであり、こうした課題の解決に資するものである。

そこで、「デコ活」とも連携しながら、ＨＴＴと同様の取組を全国に広げていくため、都の取組に対し、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

３　データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進【最重点】

（提案要求先　内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局・環境局）

（１）データセンターが導入すべき省エネ・高効率化技術の水準の更なる引上げを検討すること。

　また、エネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じること。

（２）データセンター業のエネルギー使用の更なる合理化に向けた規制において、エネルギー使用の多くを占める情報処理設備の効率を評価できる新たな指標を設定するとともに、再生可能エネルギーの活用に関する情報の報告を求めること。

　また、同報告で得られた情報を自治体にも広く提供すること。

（３）データの安全性・信頼性を担保するため、データセンターが国内に立地していることのみならず、運営主体、適用法令、保守運用、サプライチェーン等を含めたデータ主権に対する考え方を明確に示すこと。

（４）データセンター事業者の情報セキュリティに関する現況を早期に把握するとともに、産業競争力の確保のため、事業者の自由な経済活動を著しく阻害しないよう留意しつつ、遵守すべき最低限のデータセキュリティに係る基準等について国の方針を示すこと。

（５）デジタル時代の社会・経済活動を支えるインフラであるデータセンターについて、分散立地の視点のみならず、大規模・電力多消費型、都市の需要に近接した低遅延処理型のような、機能別の最適配置の方針を国において示すこと。

（６）データセンターの立地に当たっては、地域資源の一方的な消

費を行うものではなく、持続可能な形で地域社会との共生を図るべきである。そこで、データセンター事業者が自ら地域貢献や地域との交流を進めることで社会受容性を高めることができるよう必要な支援を講じること。

また、地域との共生実現や円滑な対話に向けた環境づくりに取り組む自治体への必要な支援を講じるとともに、必要な法令上の対応等を行うこと。

＜現状・課題＞

「データは21世紀の石油」といわれ、データ拠点を国内に置くことは金融・物流拠点と並んで国の競争力に直結する。

生成ＡＩ等の普及に伴い、日本各地でデータセンターの新設等が順次計画されており、都内においても新たなデータセンターの開設が続く見込みであるが、デジタル技術の発展や社会実装のチャンスを逃さないためには、需要に応じたデータセンターの整備を迅速かつ効果的に進め、日本がデータにおけるアジアのハブとなることが重要である。

こうした中、不透明な貿易政策により世界経済が混沌とする中、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクの高まりを受け、エネルギー安全保障を巡る状況は目まぐるしく変化している。

世界の主要国は、パリ協定に基づき、各国の実情に応じて中長期的な視点に立ってエネルギー安定供給と脱炭素化の両立を図る取組を進めており、日本においても、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素の動きが加速する中、エネルギー安定供給を確保しつつ、省エネ・再エネの取組を強化していくことが重要である。

また、デジタル化の進展や生成ＡＩ等の技術革新に伴い、個人や企業のあらゆる情報がデジタル化され活用されている中、安全保障上重要なデータ等のセキュリティを確保する重要性が高まっている。仮にデータセンターが国内にあっても運営母体が外国企業である場合、その企業の本国法令の適用や、国際情勢の変化によるサービス提供停止などのリスクがありうることから、データセンターが国内に立地しているだけでなく、国外法やサプライチェーンリスクも踏まえ、データ主権を確保する必要がある。

とりわけ、行政情報、重要インフラ関連情報、都市機能の継続に直結する情報等については、平時のみならず、有事・緊急時における継続利用可能性、代替可能性及び復旧可能性を重視し、国内で自律的に維持できる基盤の確保が重要である。

欧州をはじめとする諸外国においては、機微な個人データや、大量のデータ処理・保存を行うデータセンター及びクラウドサービスを防護するためのセキュリティ制度の検討がなされており、我が国では、民間企業等によるデータ利用の基

準や経済活動を必要以上に制限しないような対応も留意しつつ、産業競争力を向上させる観点から、国産事業者の競争力強化・育成と併せて、外部からの影響力行使等の防止や基幹インフラ役務の安定的な確保といった経済安全保障上の必要な措置を講じていく必要がある。

一方、新たなデータセンターの整備によって、将来的に電力需要の一層の増加が見込まれる中、電力系統と通信基盤の一体的な整備（ワット・ビット連携）により、低遅延性への要求が低い大規模・電力多消費型のデータセンターを電力インフラの活用ポテンシャルが高い地方へ分散させることは、電力需給の関係からも必要であるが、膨大なデジタルサービス需要を抱える都市圏において、都市に住まう住民や産業に近接した、低遅延処理に必要な小規模（エッジ）データセンターは不可欠である。

都では、令和８年３月に「まちと調和したデータセンター実現のためのガイドライン」を策定し、データセンターの整備に際し、地域における円滑な理解と調整が図られるための環境づくりを進めていくこととしている。

今後、地方自治体が、ガイドラインを活用して地域と共生したデータセンターの整備を誘導していくためには、その前提となる法令上の取扱が、施設・設備の特性や利用実態を踏まえつつ明確化されるとともに、法令に基づく届出の中で、建設計画の早期かつ的確な把握が可能となることが必要である。

これらを踏まえ、データセンターの設置に当たっては、電力需要、脱炭素、まちづくりなどとの整合を図りながら、整備を後押ししていくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）昨今のデータセンターの拡大状況を踏まえ、導入すべき省エネ・高効率化技術の水準の更なる引き上げを検討するとともに、エネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じること。

（２）国はデータセンター業のエネルギー使用の更なる合理化に向けた規制を開始したが、エネルギー効率の基準を設定する際は、データセンター内の建物・付帯設備の効率を評価する指標であるＰＵＥに加え、エネルギー使用の多くを占める情報処理設備の効率を評価できる新たな指標を設定すること。

また、上記の規制において、既設・新設問わず一定規模以上のデータセンターについて、エネルギー効率化等に関する追加の中長期計画及び定期報告の提出を求めるとともに、任意で事業者自らの開示を求めることとしているが、データセンターの脱炭素化に向けて、報告内容には再生可能エネルギー活用に関する情報を求めること。

加えて、地方自治体が、電力の需給構造の変化に対する各地域の実情に合わせた施策の検討や、効果的な温室効果ガス削減対策を行えるよう、得られた情報を自治体にも広く提供することで、電力需要や脱炭素に配慮したデータセンターの整備を後押しすること。

（３）データの安全性・信頼性を確保するため、データセンターが国内に立地しているのみならず、運営主体、適用法令、保守運用、サプライチェーン等を含めたデータ主権に対する考え方を明確に示すこと。

（４）データセンター事業者の情報セキュリティに関する現況を早期に把握するとともに、産業競争力の確保のため、事業者の自由な経済活動を著しく阻害しないよう留意しつつ、遵守すべき最低限のデータセキュリティに係る基準等について国の方針を示すこと。

（５）デジタル時代の社会・経済活動を支えるインフラであるデータセンターについて、低遅延サービス提供に必要な都市型データセンターについての整備の必要性を明示したうえで、分散立地の視点のみならず、大規模・電力多消費型、都市の需要に近接した低遅延処理型のような、機能別の最適配置の方針を国において示すこと。

（６）データセンターの立地にあたっては、地域資源の一方的な消費を行うものではなく、持続可能な形で地域社会との共生を図るべきである。そこでデータセンター事業者が自ら地域貢献や地域との交流を進めることで社会受容性を高めることができるよう必要な支援を講じること。

また、地域との共生実現や円滑な対話に向けた環境づくりに取り組む自治体への必要な支援を講じるとともに、都が策定した「まちと調和したデータセンター実現のためのガイドライン」の実効性を高めるため、必要な法令上の対応等を講じること。

①　国土利用法関連

国土利用計画法の届出様式・記載要領等において、「データセンター」、「大規模サーバー施設」等を利用目的の具体例として明示し、事業者による適切な記載を促すこと。また、国土利用計画法届出により把握した情報について、都市計画、建築、環境、エネルギー、防災など自治体の関係部局間で情報共有する際の範囲や目的について、明確化すること。

②　建築基準法関連

建築基準法令において、データセンターの用に供する建築物に関する用途の区分の設定や、当該建築物の耐火性能などについて、市街地の安全の確保に必要な法令上の対応について検証すること。また、データセンターの施設計画や設置する設備等に応じた建築基準法上の取扱いについて、技術的助言等により早急に明確化すること。

４　自動車等のゼロエミッション化の推進【最重点】

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　産業労働局・環境局・交通局）

（１）非ガソリン車、特にＺＥＶ（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすとともに、ニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助を拡充することに加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

（２）非ガソリン車、特にＺＥＶに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。

（３）ＺＥＶのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための必要な措置や電力会社からの 400Ｖ供給を可能とする措置の検討、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。

（４）二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、具体的な導入目標を設定するとともに、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーステーションの導入及び利用拡大に向けた実効性のある支援策を行うことや、バッテリー規格の統一化による相互利用を促進すること。

（５）使用済みの電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。

（６）非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

＜現状・課題＞

自動車交通に起因するＣＯ２排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ＺＥＶをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和３年１月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和２年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2024年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で65.1%（軽自動車を含めて61.7%）、うち走行中にＣＯ２を排出しないＺＥＶについては登録車で6.9%（軽自動車を含めて6.8%）と、普及の加速期に入ってきているものの、政策目標には届いていない。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2035年までにＥＶバス 1,300 台、ＥＶトラック７万台の導入を目標としたが、2024年度末時点では、都内のＥＶバス導入台数は105台、ＥＶトラックは4,049台となっている。

（１）非ガソリン車、特にＺＥＶの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助や需要のある車種にＺＥＶを用意していくことに加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与及び利用に当たっての不安解消のための取組など、ＺＥＶの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、ＥＶ等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

（２）ＺＥＶを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。

また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、本格普及に向けて国産メーカーによる市場導入が図られつつあるものの、更なる性能向上への技術開発の進展や車両価格の低減を図る必要がある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にＥＶバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技

術開発や環境整備が求められる。

さらに、ＥＶバスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで６か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。

（３）令和４年 10 月に東京都が実施した「自動車利用と環境に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が 40％で最多であり、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとはいえない。このため、電気自動車等の普及に向けては、充電設備の整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

① インフラ不足の不安解消に向けては、基礎充電と経路充電及び目的地充電といった公共用充電を組み合わせた重層的な充電インフラ整備を進めることが重要であるが、自宅への充電設備の設置は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の適用対象となっていないことから、一層の促進を図るためには、税制面でのインセンティブも不可欠である。

② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。

③ また、一般用電気工作物の超急速充電器の最大出力の上限は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「電気設備の技術基準の解釈」によって制約を受けていて、一般用電気工作物の一定出力以上の蓄電池付き超急速充電器の製造・開発が進みにくい状況となっている。

④ また、特に都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。加えて、都市部の集合住宅に多く設置されている機械式駐車場に対して、充電設備の普及を進める必要がある。

⑤ 令和５年５月に国交省より電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドラインが公表されたものの、標準的な設置場所として時間制限駐車区間等についての記載がなされていない。公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、電気自動車ユーザーの利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めることも有効である。

また、設置スペースの限られる道路上において、高圧受電する際に受変電設備が必要となることは、充電器普及の阻害要因となっている。

さらに、高速道路における充電設備の積極的な整備が課題である。

⑥ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和３年３月、都有施設に公共用充電設備を 300 基以上設置する目標を設定している。

⑦ また、バス営業所等に設置するＥＶバス用の急速充電器は、補助金採択の優先順位が低く、予算が不足した場合は、採択が厳しくなるため、計画的な整備を進める上での課題となっている。

（４）二輪車においては、具体的な導入目標が設定されていないことに加え、非

ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことや、車両価格が高価であることなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。

（５）電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々であることもあり、ユーザーごとに蓄電池の性能保証を行うことが一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行うことが一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

（６）都は 2030 年までに 2000 年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、走行中の車両からのCO_2排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）非ガソリン車、特にＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすとともに、消費者のニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じ、十分な予算規模を確保すること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ＺＥＶの取得時における割引ポイント付与、料金減免によるインセンティブ付与及び高速道路の路外に整備された充電器を利用する際の料金制度の配慮など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

（２）革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ＺＥＶを含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。

特に、大型のゼロエミッショントラックや、ごみ収集車をはじめとする各種作業用車両の早期普及が進むよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、ＥＶバスについて、購入時の補助の予算規模を十分確保し、ＥＶバス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にするとともに、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

（３）電気自動車等エネルギー供給インフラの整備を図ること。

① 充電設備の設置を一層促進するため、個人が、自己の居住の用に供する家屋に充電設備を設置する場合は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の対象とし、設置者の負担を軽減すること。

② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講ずることや、充電設備に特化した電気基本料金制度の見直し等、維持管理に係る負担を軽減すること。

③ 急速充電器の CHAdeMO 方式の最新規格では、直流 1500Ｖを採用しているものの、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」により、一般用電気工作物の最大電圧が直流 450Ｖに規定されており、一般的な超急速充電器と比較して、電力系統に低負荷で運用することが可能な蓄電池付き超急速充電器の通常出力 90kW 超の充電器の製品化は難しく、より高出力な超急速充電器の導入が進まないことから、該当制度の規定を緩和すること。

④ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働き掛け、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成 29 年６月改訂）」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。

また、円滑な合意形成のため区分所有法における共用部分の変更決議の要件緩和を図ること。

さらに、機械式駐車場への充電設備設置に対しては、実態を踏まえて補助を拡充し、導入に当たっての費用負担軽減を図ること。

⑤ 公共用充電設備の整備促進に向け、大都市の電気自動車ユーザーにとって必要性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めるため、具体的な設置方法、設置基準等を明確にすること。

また、高圧受電のための受変電設備を不要とすべく、電力会社からの 400Ｖ供給を行うことが可能となるための措置を検討すること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などＺＥＶが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。

⑥ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備

を重点的に設置すること。

⑦　ＥＶバスの導入に必要となる急速充電器をバス営業所等に整備する場合には、補助金採択の優先順位を高く設定すること。

（４）電動バイクにおいても、二輪車新車販売で電動（非ガソリン）車 100%を実現する具体的な導入目標を設定し、達成に必要な取組及びその効果を示すこと。また、2025 年 11 月に完全施行される排出ガス規制により、第一種原動機付自転車が実質的に生産、販売が終了することを踏まえ、国内市場への一層の車種展開の拡大など技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。電動バイクの普及に向け、車両補助額や補助対象車種の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用したビジネスが普及拡大していることも踏まえ、交換式バッテリーステーション設備の一層の導入及び利用拡大に向け、メーカーとも連携しながら国として実効性のある支援策を行うとともに、バッテリーの規格の統一化などによる相互利用を促進すること。

（５）使用済みの電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。

（６）走行中の車両からのCO_2排出量削減に向け、国は、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援及びエコドライブによるCO_2排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

５　次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進

【最重点】

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省）
（都所管局　産業労働局）

（１）バイオ燃料の普及拡大に向け、製造や調達に係るコストへの支援等を一層行うこと。

（２）航空分野において、持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とＳＡＦとの価格差に係る財政補塡（てん）を早期に行うこと。

（３）合成燃料（e-fuel）の製造及び早期の商用化に向け、技術開発や設備投資に対する支援をより一層行うこと。

（４）次世代燃料の利用によって発生する環境価値の取扱いに関するルールを明確にし、これを広く関係事業者等に周知すること。

＜現状・課題＞

2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、我が国におけるCO_2総排出量の 19.3%を占める運輸部門の脱炭素化は必要不可欠であり、官民挙げて可及的速やかに取組を進めていかなければならない。

特に航空分野においては、国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）が、航空会社に対し 2024 年以降、2019 年比で二酸化炭素排出量を 85%以下へ抑制することを義務化するなど、脱炭素化の取組は急務となっている。国は、2026 年１月に「更なるＳＡＦ導入促進に向けた基本方針」を公表するなど、官民一体での検討を進めているが、ＳＡＦの利用促進に向けては、早期に実効性のある支援を行う必要がある。

バイオ燃料は、既存の燃料と比較して二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与するとともに、液体燃料であることからエネルギー密度が高く、可搬性や貯蔵性にも優れており、運輸分野の脱炭素化にとって非常に大きな役割を担っている。

しかしながら、現在、バイオ燃料は供給量の不足や販売価格が高いことが課題となっているため、国内での導入は限定的であり、国はバイオ燃料の導入拡大に向けて、より一層支援を強化する必要がある。

また、バイオ燃料は食料との競合や原材料となる資源に限りがある中、二酸化炭素と水素から製造され､バイオ燃料と同様に液体として使用できる合成燃料(e-fuel) も既存のインフラが活用でき、運輸部門のカーボンニュートラル化には重要であるため、商用化の加速に向けた確実な支援が求められている。

さらに、次世代燃料の普及促進に当たっては、次世代燃料の利用によって生じ

る環境価値が可視化されるとともに、利用者がこれを適切に享受し、対外的に広く主張できることが重要である。特に、貨物輸送においては、輸送事業者のみならず、輸送利用者である荷主や貨物代理店等を含めたサプライチェーン全体において、Scope３の環境価値が正しく配分され、削減効果を社会に広く主張ができる必要がある。

国は、今後、次世代燃料の環境価値の認証などについて検討を進めていくこととしている。こうした中、中東情勢の影響により、エネルギー安全保障の観点から、次世代燃料の普及促進が重要となっている。そのため、実現に向けた実効性のある取組を加速することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）バイオエタノールやバイオディーゼル等のバイオ燃料の更なる普及拡大に向けて、製造や調達に係るコストへの支援と、供給に伴う新たな設備への支援を行うこと。

（２）羽田空港をはじめとした国内の空港において、ＳＡＦの利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とＳＡＦとの価格差に係る財政補塡を早期に行うこと。

（３）合成燃料の製造及び早期の商用化が確実に行われるよう、技術開発支援や生産設備に対する支援をより一層充実させるとともに、既存燃料と合成燃料の価格差に係る財政補塡を行うことで、製造及び販売コストの低減を図ること。

（４）次世代燃料の普及を加速させるため、次世代燃料の利用によって発生する環境価値の可視化や、関係事業者に対する適切な配分に関するルールを明確にし、これを広く周知すること。

また、次世代燃料の環境価値を適切に評価し、需要家や利用者が環境価値による削減効果を対外的に広く主張できるよう普及啓発を行うこと。

6　水素社会の実現に向けた取組の加速【最重点】

（提案要求先　総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　産業労働局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・交通局）

（１）「水素基本戦略」及び「水素社会推進法」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

　また、「グリーンイノベーション基金」やＧＸ関連投資を活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。

（２）国が定める「低炭素水素」について、温室効果ガス排出量だけでなく、製造方法、電力要件等の複合的基準に対応する要件の枠組みを設けるなど、国際的な制度との整合を図ること。

　また、低炭素水素の供給・利用を証明する手段について、国が主導し統一的な認証・証書制度を構築すること。加えて、認証・証書の取得を根拠として、低炭素水素の利用を温対法のＳＨＫ制度やGX-ETSを含む他の環境制度において評価し、インセンティブを付与する仕組みを整備することで、水素の経済合理性を高め、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

（３）大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。将来的な川崎臨海部での水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関し、法令等を

整備すること。

高圧ガス保安法についても、スペースの制約の多い都市部においても高圧水素供給設備の導入が進むよう、保安距離や用途地域別の最大貯蔵量制限、車両への固定又は積載時間等の見直しを検討すること。

また、現在発生している東京及び近郊の地域における水素供給量の低下や将来の水素需要量の増加に対する供給量の不足に対応するため、水素供給の確保を図るとともに、水素調達の支援を充実させること。

（４）脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素の普及に向けて、法令等の規制緩和、技術開発の推進、継続的な財政支援及び他団体との連携促進等に取り組み、グリーン水素供給体制の確立に向け国として先導的な役割を果たすこと。

（５）海外の都市とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること

（６）都がグリーン水素価格の低減や取引量の拡大に向け検討を進める水素取引所やグリーン水素トライアル取引において、「水素社会推進法」の支援対象者が製造する水素を取り扱えるようにすること。

（７）水素製造、運搬、貯蔵設備や定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池車両、水素ステーション、その他小型水素モビリティ等の導入について、メーカーや機器及び車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に手厚い支援を行うこと。

また、税制の優遇措置による実装化に向けた支援策を強化すること。加えて、技術開発の動向等に即した安全性評価の仕組

みの整備を支援すること。

（８）家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、積極的な普及を図るための財政支援を行うこと。

（９）非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

また、燃料電池自動車（乗用車）の業務用車両としての活用を促進すること。

(10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バスや燃料電池タクシー、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック、燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」（以下「重点地域」という。）の申請時に、令和 12 年度（2030 年度）における燃料電池商用車の導入目標の設定が必須事項となっていることから、自動車ＯＥＭに対して、燃料電池トラックの車両導入計画策定を促すこと。

燃料電池バスや燃料電池トラックの導入については導入後に負担増となる燃料費等について、支援を継続的に行うこと。また、燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めるとともに財政支援を行うこと。

(11) 水素ステーションの整備・運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア　整備に関すること。

燃料電池商用車の更なる普及を図るため、供給能力増強に伴

う工事費補助の拡充等、十分な財政支援を行うこと。土地の造成や障壁の設置等水素ステーションの整備に必要な経費に対する支援を充実するとともに、フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外への充填を実施する水素ステーションにも支援を拡大すること。

また、新規事業者の参入が進むよう、補助事業の審査の効率化・平準化を図ること。

イ　運営に関すること。

10 年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、土地賃借料、供給能力増強に伴う休業損失、経年による機器交換費等への支援の実施・拡充など、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。水素ステーションの経営自立化の促進に当たっては、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には手厚い支援を行うこと。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

(12) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、更なる規制の合理化・適正化を進めること。

整備・運営に係るコスト低減に向け、関連業界等への働き掛けを実施するとともに、技術開発を支援すること。

また、コスト低減を効果的に実施する仕組みと人材育成への支援を検討すること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法及び高圧ガス保安法における技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの容器再試験について、走行等による充填圧力の低下により容器再試験に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、試験基準を緩和するなど方法を見直すこと。

(13) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村跡地の再開発地区における水素利活用のための施設運営に対する補助制度を拡充すること。

(14) 東京港における水素を燃料とする荷役機械や車両等について、導入費用等に対する十分な財政支援を行うこと。

また、特にＦＣ型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、ガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

(15) 都は、水素を燃料とする小型船の建造を進めており、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」に基づき設計を行っている。同ガイドラインは、大型ＬＮＧ燃料船を対象とした国際基準をベースに作成されているため、小型の船舶への適用が困難な場合がある。水素を燃料とする船舶の普及拡大に向け、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

(16) 鉄道分野においても水素の利活用を推進するために、早期に関連法令の一元化を進めること。

(17) 火災予防条例（例）第３条第 18 項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列挙することにより気体燃料として明示すること。又は、個別の通知や通達、助言等によりその旨周知すること。

(18) 水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、更なる普及啓発を図ること。

＜現状・課題＞

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるＣＯ₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国では、令和７年２月に「第７次エネルギー基本戦略」と、「ＧＸ推進戦略」を改訂した「ＧＸ2040 ビジョン」が策定され、前年に成立した「水素社会推進法」に基づき、低炭素水素等の大規模サプライチェーンの構築に向けた強力な支援を進めるとしている。

現在、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及・拡大に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

＜具体的要求内容＞

（１）令和６年５月に成立した「水素社会推進法」は、鉄鋼業・化学産業といった代替技術が少なく転換が困難な分野の水素へのエネルギー転換を図るパイロットプロジェクトの立ち上げを支援するため、国が事業計画を認定し、関連法における許認可の取得や拠点整備を支援することで、事業計画を迅速に実現することを目指すこととしている。

都内での安定的・長期的なグリーン水素の調達と福島県の復興の加速を目指し、福島県産グリーン水素の本法の価格差支援の申請に向け、大消費地である都が都内需要家の取りまとめなどの支援を実施しているが、水素の国内輸送部分については補助対象外であるため、支援の拡充を図ること。

「水素基本戦略」及び「水素社会推進法」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

ロードマップを踏まえ、日本の水素技術を世界に展開するための後押しとなる産業戦略を迅速かつ着実に実施すること。

「水素保安戦略」による安全の確保を前提とした水素利用に関する規制の合理化・適正化、水素利用を促す環境整備などについても、実現への筋道を明確化した上で具体的な対応内容を公表すること。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組、技術開発支援など、社会実装化に向けた取組を加速すること。

（２）国は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素などの供給および利用の促進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第 69 号）において、「低炭素水素」の要件を定めているが、ＥＵ、米国、インドなど

では、温室効果ガス排出量に加え、製造方法（例：水電解・バイオマス変換）、電力３要件（追加性・地理的連関性・時間的連関性）などを含む複合的基準を設けている。

また、ISO19870 として、水素製造・輸送過程の排出量算定方法論についてグローバルで統一的に国際基準化が検討されており、このうち気体水素の製造過程に関する ISO19870-1 は令和８年内に国際基準化が完了する見込みである。

将来的に国際的な水素調達や取引が実現する段階においては、低炭素水素がこれらの国際的な基準に整合していることが重要となる。

そのため、国は、低炭素水素について、温室効果ガス排出量だけでなく、製造方法、電力要件、システムバウンダリ、段階的排出閾値設定などの複合的な基準に対応する枠組みを設けるなど、国際的な動向に対応した要件の拡張を図ること。

また、それらの要件に準拠した低炭素水素の供給・利用を証明する手段について、国が主導し統一的な認証・証書制度を構築すること。

加えて、環境価値が高い低炭素水素の利用に対するインセンティブを付与する法制度が未整備であることが、利用促進の障壁となる点が懸念される。

海外では、ＥＵのＣＳＲＤやＣＤＰといった国際的開示制度、ＥＵ-ＥＴＳなどの排出量取引制度において、水素が炭素集約度に応じて評価されている。一方、日本では、高度化法や省エネ法で水素が非化石燃料として評価されているものの、低炭素水素を他の水素と区別して評価する仕組みはなく、温対法のＳＨＫ制度やＧＸ-ＥＴＳを含む他の環境制度においても同様に低炭素水素を評価する仕組みは未整備であり、法制度上のインセンティブが存在しない状況にある。

そのため、国は、高度化法・省エネ法への低炭素水素の評価項目追加や、ＧＸ-ＥＴＳと対象を共有するＳＨＫ制度への水素製造活動の追加など、環境関連の主要制度における低炭素水素の区別・評価の仕組みづくりを進め、水素の経済合理性を高めること。

（３）水素利活用の拡大に向けては、水素の需要と供給の同期化が必要であり、エリア単位で需要を創出しながら供給体制の構築を進めることが重要であるため、大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

具体的には、将来的な川崎臨海部での海外水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワークの具体的な構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。

また、水素独自の特性（例：燃焼速度、水素脆化、低熱量）やプロセス変更等の技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関し、法令等を整備すること。

高圧ガス保安法関連の規制についても、都市部においては、使用環境やスペース等に制約が多く、高圧水素供給設備の導入が難しい状況にあり、安全性を確保しつつ、障壁を少なくする観点から、一般高圧ガス保安規則第６条

に規定する保安距離並びに建築基準法第 48 条及び同法施行令第 116 条に規定する用途地域別の最大貯蔵量制限について、見直しを行うこと。

また、貯蔵所の許可や届出を行っていない場合には、車両に固定し、又は積載した容器によって高圧ガスを貯蔵することは、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 18 条第２号ホにより、原則として認められていない。現行の運用においては、車両に固定又は積載した状態が長時間継続する場合（運用上、概ね２時間程度を超える場合）、当該行為は「運搬」ではなく「貯蔵」に該当し得るものとして整理されており、結果として供給現場や今後の社会実装において柔軟な運用が困難となる場合がある。水素は、可燃性ガスとしての特性を有しつつも、軽量で拡散性が高い等の物性を有するとともに、我が国の脱炭素社会の実現に向け、その利活用拡大が強く求められているエネルギーである。技術的検証により安全性が確認された条件の下で、国が定め又は指定する安全性の高い容器を用いる場合等に限り、水素については、車両への固定又は積載を長時間（運用上の目安を超える場合）継続することを可能とする方向で、一般高圧ガス保安規則第 18 条第２号ホの運用の明確化又は規制の合理化（緩和）を検討すること。

また、現在、東京及び近郊の地域において水素供給量が低下していることに加え、国や都の支援策を通じてモビリティ分野を中心に水素需要が大幅に進展した場合、水素供給に不足が生じることも想定されることから、水素供給の確保を図るとともに、水素調達の支援を充実させること。

（４）脱炭素社会の実現にはグリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、法令による規制や技術開発、コスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。これらを解決するために、グリーン水素供給体制の確立に向けた支援策や制度構築を推進すること。このため、次の事項に関し対応を図ること。

ア　法令等の規制緩和

市街地での水素貯蔵可能量に関する法令の規制緩和の実施

水素の利用拡大に向けた関係法令の規制緩和の実施

イ　技術開発の推進

グリーン水素の製造から利用に係る、より高効率な設備等の技術開発

グリーン水素を合成燃料に活用することにより、熱や運輸のカーボンニュートラルにも貢献できることから、これに係る技術開発

ウ　継続的な財政支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備導入への支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備等運営に要するコストへの支援

グリーン水素と化石燃料由来水素との価格差への支援

エ　他団体との連携促進

福島県・山梨県をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

グリーン水素の国際サプライチェーンの構築を進めるとともに、海外都市等との連携に取り組む自治体を国の関連団体による支援も含めて後押しすることにより、着実な確保を目指すこと。

オ　その他

国におけるグリーン水素の環境価値評価を確立し、認証やクレジット化を促進すること。

需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みの検討を実施すること。

（５）海外の都市等とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組を後押しするとともに、その成果も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

また､国における国際的な取組の進捗状況を都に情報提供するなどにより、効果的な事業の推進を図ること。

（６）都がグリーン水素価格の低減や取引量の拡大に向け検討を進める水素取引所やグリーン水素トライアル取引において「水素社会推進法」の支援対象者が製造する水素を取り扱えるようにすること。この水素取引所やグリーン水素トライアル取引は、自治体独自で価格差支援を行う取組であり本法の方向性と軌を一にするものであることから、取引に紐づく水素輸送費用等を含め後押しを行うなど、国として財政面から支援を行うこと。

（７）水電解装置等のグリーン水素製造、運搬、貯蔵に係る設備や定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフト、水素ステーション、その他燃料電池ドローンなどの新たな小型水素モビリティ等の導入について、メーカーや機器及び車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業には手厚い支援を行うこと。

また、水素エネルギーの実装化のため、水素製造設備や付帯設備の投資を促進する税制を実施するとともに、広く優遇措置を行うこと。

加えて、水素を利用する新製品の開発や導入の促進に向けて、技術開発の動向等に即した製品の安全性等を評価する仕組みの整備を支援すること。

（８）省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、幅広く財政支援を行うこと。

また、家庭用燃料電池におけるドレン排水に対する取扱いを業務・産業用燃料電池等にも適用するなど、機器を設置しやすい環境についても整備すること。

（９）非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ＺＥＶの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を

行うこと。加えて、燃料電池自動車の特性を踏まえ、レンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

(10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池タクシー・ハイヤー、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック、燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

また、重点地域の自治体は令和 12 年度（2030 年度）燃料電池商用車の導入台数目標を設定しているが、燃料電池小型・大型トラックの将来的な量産化計画が示されていない。このため、自動車ＯＥＭに対して、自治体が目標を達成できるよう、その前提となる燃料電池トラックの量産化計画の策定を促すこと。

加えて、燃料電池バスや燃料電池トラックに対しては、負担増となる燃料費に対しても財政支援を継続的に行うこと。

観光バスや中型トラック、ごみ収集車をはじめとする各種作業用車両、水素運搬時の脱炭素化に資する水素運搬トレーラー等、燃料電池車両の研究開発、走行実証、導入に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(11) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア　整備に関すること。

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置及び燃料電池商用車の更なる普及に向けて、水素充填量の多い大型車両対応のための能力増強工事など、整備に必要な経費にも拡大し、十分な補助を実施すること。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充填を実施する水素ステーションや水素充填圧力 35ＭＰａの水素ステーション、事業所専用の水素ステーションについても支援対象とし、補助制度の拡充を図ること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあっせんを行うなどの支援を行うこと。

水素ステーション事業者が「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」を申請する際に、新規参入事業者にとっては高度に複雑な手続が多く、水素ステーション整備に着手する際に多大な時間等を要しており、水素ステーション整備の加速化や水素ステーション整備への新規事業者参入の課題となっている。

このため、補助執行機関との調整に要する時間の短縮化、申請マニュアルの充実、相談体制の強化等を図ること。

イ　運営に関すること。

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とすること。水素ステーションを継続的に運営するためには、経常的な経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強工事等による休業時の損失も

発生することから、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池商用車対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10 年間程度を明示した継続的な運営費支援策など、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、継続的に実施すること。

加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の３年間から事業運営期間中全体に延長すること。

また、令和５年度から低減された中規模水素ステーションについて、軽減割合を３分の１以上に引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に 10 か月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能やサービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

運営経費の補助金については、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を踏まえ、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には手厚い支援を行うこと。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

(12)「規制改革実施計画（令和６年６月 21 日）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置するとともに、更なる規制の合理化・適正化を進めること。

現状では保安検査に最大２週間程度を要し、その間の営業ができない上、高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、コスト低減に向け、関連業界への働き掛けを実施するとともに、技術開発の支援を行うなど更なる取組を進めること。

また、コスト低減を効果的に実施する仕組みとともに、実施を担う人材育成への支援を検討すること。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。

また、上部に建築物を有する水素ステーションの整備が可能となるように、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）において、技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの水素タンクは、自動車の継続検査等の際容器再試験が必要であり、試験項目の一部である漏えい試験については、容器最高充填圧力の５分の３以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから試験場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、試験に必要な圧力を確保できず試験が実施できない場合がある。このため、試験における充填圧力基準を緩和するなど、容器再試験の方法を見直すこと。

(13) 晴海の再開発地区（選手村跡地）における水素導入は、一般住宅地における水素利用のモデルの構築により、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・ＰＲし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、本地区における水素ステーションの運営や定置用燃料電池の維持管理等に対する補助制度を拡充すること。

また、実用段階では日本初となるパイプラインによる水素の街区供給事業を継続させるため、運営費支援などを導入するとともに、水素のパイプライン供給の社会実装化を推進すること。

(14) 都は、令和８年３月に「東京港カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成計画 2.0」を公表し、東京港における脱炭素化に向けた取組を推進しているところであるが、CO_2排出量の多くを占めるふ頭内の荷役機械や車両等のゼロエミッション化が重要な課題となっている。

大型荷役機械であるタイヤ式門型クレーンについては、近年ＦＣ換装型の機種が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素を燃料とするこれらの荷役機械や車両等の導入に当たっては、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが、普及推進を妨げる要因となっている。加えて、港内でCO_2フリーな電力を確保するためのＦＣ型発電システム等、新たな水素需要も想定されているが、従前の化石燃料と比較した調達価格の差が大きいままでは、利用促進が困難である。

東京港におけるカーボンニュートラルポートの早期形成に向け、荷役機械等の導入費用及び運用費用について、十分な財政支援を行うこと。

また、24 時間 365 日稼働する港湾のターミナルにおいて、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給することを念頭に、特にＦＣ型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、水素供給設備について、定置式及び移動式の両方式における安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

(15) 庁有船に関しても、現在、更新期を迎えた指揮艇（注１）や防災船（注２）等は水素を燃料として活用する船舶に置き換える予定である。

現在、これらの設計・建造を行っているところであるが、10 万トンを超えるような大型ＬＮＧ燃料船を対象とした国際基準をベースに作成した「水素燃料電池船の安全ガイドライン」を適用すると、小型の船舶の実情に合わない項目がある。同ガイドラインにより、水素漏えいが想定される危険場所を設定するため、小型船では船内出入口の設置場所や船室面積に制限を受け、船舶機能が大幅に制限される。

これまでも小型船（20 トン未満）の実情に合わせ同ガイドラインは一部見直されたが、水素を燃料とする船舶の更なる普及に向け、平水区域で多く運航されている旅客船（100 トン程度）まで見直し適用範囲を拡大するなど、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

（注１）職員輸送や港湾施設、河川施設巡回等に使用する 20 トン未満の小型船

（注２）河川等水上ルートを活用した災害対応力を強化するとともに､平常時は、防災や水辺環境等に対する理解と関心を深める機会を人々に提供する 100 トン程度の小型の船舶

(16) 燃料電池を用いた鉄道車両については、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されている。このことにより、鉄道事業者は個別に手続を行う必要があるため、開発や走行試験、導入の妨げになるおそれがある。

そのため、燃料電池自動車等の規制一元化と同じく、燃料電池を用いた鉄道車両についても、早期に法令の一元化を進めること。

(17) 水素コンロや水素グリル等、水素を直接燃焼させるバーナーが近年登場しており、民間企業や東京都が開催したイベントでも実際に安全に利用された実績がある。

一方、水素を利用する際、消防庁が定める火災予防条例（例）において第３条第 18 項中に気体燃料として水素ガスが例示列挙されていないため、消防署により統一的な取扱いがなされていない実態があり、とりわけ屋内利用での判断に苦慮するケースがみられる。

そのため、同条同項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列挙することにより、気体燃料として明示すること。例示列挙が難しい場合は、個別の通知や通達、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言等として発出し、その旨周知すること。

(18) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、製品や技術開発の動向を踏まえつつ更なる普及啓発を図ること。

7　気候変動対策の推進

1　実効性ある温室効果ガス削減対策の実施【最重点】

（提案要求先　金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・産業労働局）

（１）2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、「2030 年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組を加速すること。さらに、新たに設定した 2035 年及び 2040 年の温室効果ガス排出量削減目標の実現に向けた、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大などに関する実効性のある具体的な施策を早期に示すこと。

（２）ＧＸ－ＥＴＳの運用に当たっては、排出総量削減につながる実効性の高い制度とするとともに、先行して高い削減効果を上げている東京都のキャップ＆トレード制度など地方自治体の制度による削減効果・実績を損なわない制度にすること。

＜現状・課題＞

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応とともに、世界全体で「1.5℃追求：2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた具体的な取組が求められている。

国は、令和７年２月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050 年ネット・ゼロ」の実現に向けた 2035 年及び 2040 年の温室効果ガス削減目標等を設定した。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を加速させていく必要がある。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を進めていくこと、カーボンプライシングの実効性の確保、カーボンリサイクルなどにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030 年及び 2040

年の電力の再生可能エネルギーの割合に係る目標及び、電気のCO_2排出係数の実現を確実なものとすべく、取組内容の具体化を急ぐべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた取組内容の具体化等も必須である。さらに、産業活動から排出されるCO_2を可能な限り低減したうえで、なお排出される残余CO_2を適切にマネジメントするためには、CO_2を資源として捉えるカーボンリサイクルが不可欠であり、社会実装を進めていくための取組が必要である。

加えて、国は令和５（2023）年 11 月に「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するＧＸ製品市場に関する研究会」を設置し、政策誘導によるＧＸ市場創出の検討を進めている。令和７（2025）年２月に策定された「ＧＸ２０４０ビジョン」において、ＧＸ価値の見える化やＧＸ製品・サービスの積極調達を進めることとし、令和７年（2025）年５月に「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」を設置した。脱炭素に資する製品、サービスを市場に供給するためにはコストがかかるが、脱炭素社会の実現のためには、こうした製品、サービスが適切に評価され、選択される環境を早期に整備することが重要である。

＜具体的要求内容＞

ア　2030 年までの取組を加速すること

ＩＰＣＣの最新の科学的知見による第６次評価報告書及びＣＯＰ28 におけるグローバルストックテイクの合意内容を踏まえて、2030 年までの温室効果ガス削減に向け地球温暖化対策計画等で掲げた取組を更に加速すること。

イ　2035 年及び 2040 年までの具体的な施策を明らかとすること

本年２月に決定した地球温暖化対策計画及び第７次エネルギー基本計画で明確に示されていない省エネや再生可能エネルギーの利用拡大等に係る各施策の取組目標や内容等について速やかに具体化を図ること。

その際には、企業の投資の予見可能性や地方自治体を含む各主体による脱炭素化の取組推進の視点から、各種目標や実効性のある制度の導入、既存技術で対応が可能な分野において直ちに進めるべき取組等を、2040 年だけでなく 2035 年に向けた目安も含めて明示し、確実に実行していくこと。

また、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、グリーン水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱の活用に係る見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

ウ　脱炭素社会実現のための実効性あるＧＸ－ＥＴＳ

都では、2010 年度から「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を開始し、経済成長と省エネルギーの両立を実現している。ＧＸ－ＥＴＳの運用に当たっては、以下の点を考慮すること。

①　政府指針に基づき対象事業者の排出枠の割当を行う際には、対象事業者が、国の削減目標の確実な達成に貢献する、その排出規模に即した責務を果たす水準とし、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすること。また、

排出枠の割当総量と削減目標の整合性を明らかにすること。

② 発電部門のベンチマークについて、燃料種別のみのベンチマークでは、化石燃料利用の総量抑制につながらず、エネルギー基本計画が示す 2030 年の電源構成による全電源平均排出係数の達成が不明確になるため、早期に全電源を対象としたベンチマークを設定すること。

③ 2033 年度から開始される発電部門に対する排出枠有償割当の導入にあたっては、国が想定する 2040 年時点での電気のCO_2排出係数を確実に実現する実効性の高い仕組みとすること。

④ 東京都のキャップ＆トレード制度や地方自治体が実施している報告書制度など先行する制度による削減効果・実績を損なわない制度とすること。

⑤ 排出実績の第三者検証については、算定結果の正確性・信頼性を確保するため、早期に合理的保証水準を確保すること。また、登録確認機関の体制構築や育成に努めること。

エ 家庭部門等の強化

① エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO_2排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO_2排出量を表示するなど、CO_2の可視化の取組を促進すること。

② トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的かつ持続的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、集合住宅や狭小住宅が多い大都市特有の地域特性も踏まえて、財政的措置のより一層の拡充を図るとともに、省スペース製品の開発に向けた支援を実施すること。

また、ヒートポンプ給湯器等を昼間に沸き上げを行うことで、太陽光発電の余剰電力を活用することなどの再エネ電力利用促進につながる仕組みを構築すること。

③ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。

④ 市民生活の基礎となる住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するために、高断熱住宅の重要性を広く周知し、断熱・省エネ改修等への財政的支援を拡充するなど施策を強化すること。

オ オフィスや事業所等における取組

① 一般社団法人日本建築学会等の規準も踏まえ、エネルギー利用の効率化と屋内光環境の最適化との両立に資するＪＩＳ規格の商業施設等への拡充や事業者の取組を促進する施策を強化すること。

② エネルギー利用の効率化と感染症の感染拡大防止との両立の観点から、屋内空気環境の最適化に向けて、事業者が適切な換気量や効率的な換気方法等に関する分かりやすい情報を整備し、それらが入手しやすくなるよう施策を強化すること。

③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。

④　省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ　脱炭素社会の実現に向けた普及啓発活動の強化

脱炭素社会の実現には、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進するに当たり、深刻化する気候危機の状況を適時に分かりやすく情報発信するとともに、サステナブルな消費行動の促進に向けた商品・サービスのカーボンフットプリント情報の見える化など、行動変容につながる具体的な情報を整備し、普及啓発活動を強化すること。また、個別の支援策や施策が必要な主体に確実に届くよう情報発信を強化すること。

さらに、暑熱対応型の勤務制度など、暑さに適応するための新たなライフスタイルへの転換を推進すること。時期や服装にとどまらず、賢い省エネと快適な暮らしを両立した働き方や暮らし方の新しい標準となる「クールビズ」を全国に展開すること。

キ　地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量、発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量及び証書を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、それらを把握する仕組みを構築すること。

ク　カーボンリサイクルの社会実装に向けた取組

社会実装に向けた産業間連携を促進するため、排出者にCO_2回収を促すための制度の構築やカーボンリサイクル製品の需要創出に向けた施策を実施するとともに、カーボンリサイクルにおける環境価値の取扱いについて早期に方針を示すこと。

ケ　ＧＸ製品市場の創出に向けた取組

「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するＧＸ製品市場に関する研究会」中間整理や、「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」中間とりまとめを踏まえて、製品のＧＸ価値に関する指標や表示スキームの整理、グリーン調達に関するガイドラインの整備や、事業者・消費者等への需要喚起を行うとともに、ＧＸ製品の生産、調達等に取り組む事業者への支援及び国によるＧＸ製品等の積極的な調達の推進も検討すること。

２　建築物の脱炭素化の促進【最重点】

（提案要求先　国税庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・産業労働局）

（１）エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

（２）住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。

（３）新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化を図ること。

（４）建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と新築建築物への導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

（５）建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

（６）建築におけるライフサイクルCO_2排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた制度を確立すること。

（７）既存建築物の脱炭素化を推進すること。

（８）国等が所管する医療施設の脱炭素化を推進すること。

（９）ＬＥＤ照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

＜現状・課題＞

国は、令和２年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、また令和７年２月に地球温暖化対策計画を改定し「2050 年ネット・ゼ

ロ」の実現に向けた2035年及び2040年の温室効果ガス削減目標等を設定した。新たに建てられる建築物はその多くが 2050 年以降も存在することになるため、建物稼働後にネット・ゼロを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢は、エネルギーの安全保障のぜい弱性という課題を改めて顕在化させた。加えて、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー危機等への対応が求められる中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「へらす」「つくる」「ためる」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「へらす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来にわたり使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

都は、脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、令和４年12月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）を改正し、住宅等の一定の中小新築建物を対象とする制度を創設するとともに、大規模な新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化・拡充を図り、新築時の省エネルギー性能基準の強化や、再生可能エネルギー利用設備及び電気自動車充電設備の設置の義務付け等を行った。

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和４年６月17日に公布され、令和７年４月から原則全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられた。しかしながら、改正法においても非住宅の外皮性能については、基準適合が義務付けられていない（新築建築物のエネルギー消費性能は､建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受けるため、都条例においては、外皮性能についても建築主に対し、適合を義務付け）。また、ＥＵでは既に、エネルギーの性能表示について、多くの国が制度義務化しており、都も環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている｡国においても、建築物の販売・賃貸を行う事業者に対して、省エネ性能の表示を努力義務としているが、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の更なる実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにＺＥＢやＺＥＨを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。令和３年８月のあり方検討会取りまとめにおいて、「2050年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し､また、これに至る 2030 年において新築戸建て住宅の６割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されている。こうした状況を踏まえ、住宅トップランナー基準において、太陽光発電設備の設置目標（設置率：建売戸建 37.5%、注文戸建住宅 87.5%）が、令和９年度を目標年度として新たに設定されたが、その目標の達成は不透明であ

る。

さらに、集合住宅においては、太陽光発電設備により発電した電気を建物共用部で使用しているが、パネルの大容量化により余剰電力が多く発生している。現在、管理組合による余剰電力売電についても収益事業として扱われ法人税が課税されており、太陽光発電の設置に大きな障害となっている。

加えて、2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、使用時の省エネルギー・創エネルギーだけでなく、製造・建設段階、使用段階、解体・リサイクル段階といった建築物のライフサイクル全体を通じたCO_2の排出（＝エンボディドカーボン）の削減に向けた取組が必要である。

ＬＥＤ照明等の高効率照明については、国は、2030 年までにストックで 100％普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球をＬＥＤ電球に置き換えると、約 85％の消費電力削減が可能である。照明のＬＥＤ化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

改正法により、令和７年４月からは原則全ての新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、省エネルギー性能基準において、住宅以外の新築建物には、外皮基準は適用されず、一次エネルギー消費量基準のみとなっている。建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。その際、現行の外皮性能に関する指標は屋内周囲空間の年間熱負荷を示す値であり、外皮性能そのものを示す評価するものではないため、建築主が外皮性能の向上について効果的に取り組めるような評価指標及びその算定方法の開発等を進めていくこと。

（２）住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にネット・ゼロを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとすること。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、建築物省エネ法では、地方自治体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性から、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるとしている。地方自治体が独自に基準強化を行った場合にも、当該所管行政庁や建築主等が国の算定プログラムを活用して基準適合を把握することができるよう、算定プログラムを構築すること。

また、建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

なお、ネット・ゼロの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される省エネ性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データのデータベース化とその共有化を可能とする基盤システムを構築すること。

（３）新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化

新築住宅については、改正法により 2025 年度から適合義務化となり、また、令和３年８月のあり方検討会取りまとめにおいては、2030 年度以降に新築される住宅については、ＺＥＨ水準の省エネ性能に適合することを目指すと示されている。

住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にネット・ゼロを可能とする水準へ速やかに強化すること。

新築住宅の省エネルギー性能を一層向上させるためには、住宅設備の更なる高効率化とその普及が不可欠であり、空調設備や給湯設備における空気熱の利用や設備間での熱の有効活用など、各メーカーが新たな省エネルギー機器の開発、普及促進を図っている。これらの新機種の省エネルギー効果を住宅の省エネ性能の計算において反映、評価できるよう、日本産業規格に定める機器効率の算定方法の見直しを適切に行うこと。

また、そのような環境性能を確保した住宅の取得を後押しするため、不動

産取得税について、環境性能に応じた税率の設定や課税標準の特例措置に係る控除額の設定を行うとともに、新築住宅に対する固定資産税の減額措置について、環境性能の観点も盛り込むこと。

住宅は一部の供給事業者が多数を供給しており、エネルギー消費性能の向上に大きな役割を担っていることから、住宅トップランナー制度対象事業者に建築物省エネ法におけるトップランナー基準への適合を義務化するとともに、その適合状況を公表する仕組みに見直すこと。加えて、住宅トップランナー制度対象事業者が、供給する住宅のエネルギー消費性能について円滑に集計・把握することのできる環境整備を早急に整備すること。

（４）建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と新築建築物への導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、太陽光発電設備を設置することの効果や、適切な設置（反射光等の周辺環境への影響への配慮に関する内容を含む。）・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつ分かりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手続を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。加えて、太陽光発電設備の設置や廃棄時の取外しの施工能力を有する技術者を育成・確保することや、建築工事を担う事業者と太陽光発電設備設置工事を担う事業者の双方にとって工程管理が円滑となるよう、標準的な工程表を示し周知する等、効率的な施工に向けた支援に取り組むこと。

これらに取り組みながら、地方自治体が先行して取り組んでいる太陽光発電設備の設置義務化等の施策を踏まえ、2030 年において新築戸建住宅の６割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、その実現を着実なものとするため、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

また、集合住宅における管理組合の太陽光発電設備による余剰電力の売却については収益事業から除外すること。又は少なくとも売電収入が、一定額以下の場合には、売電収入に係る法人税の確定申告を不要とすること。

（５）建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国の新築建築物の省エネルギー性能表示制度は努力義務化され、一定の進捗がみられるが、第三者認証は任意の表示となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠であり、建築物省エネ法の中で表示を義務付けること。

また、高い環境性能を持つ住宅等の普及には、住まい手等が自ら住まう建物の性能について、正しく理解し、購入等の判断を行うことが必要であるた

め、断熱・省エネ、再エネとともにＺＥＶ（ゼロエミッションビークル）充電設備の整備状況など、地方自治体の脱炭素社会実現に向けた取組を追加的に情報提供できることをガイドラインに定めること。

（６）建築におけるライフサイクルCO_2排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた制度を確立すること。

エンボディドカーボンの削減にはライフサイクル全体を通じたCO_2排出量を見える化し、建材サプライチェーンを含めた建設時における排出量の把握と削減の取組を推進することが重要である。国は、令和７年６月から建築物のライフサイクルカーボン（$LCCO_2$）の削減に向けた制度の検討を開始し、2028年度を目途に制度開始を目指すとしている。ロードマップでは、制度開始までに建築物の$LCCO_2$の算定ルール、評価基準、表示ルールの作成・公表等を行うとしている。

新たな制度を円滑に開始するために、建築主や建物所有者等に対し建築物の$LCCO_2$削減の必要性を周知すること。また、算定・評価基準等の十分な説明や、制度に関する問合せ窓口の開設、効果的な削減方法の提示などにより、設計者、施工者等の専門家への支援体制を構築すること。

建築物の$LCCO_2$の更なる削減を図るために、多くの建物のデータを分析し、制度対象の拡充や削減策の強化を速やかに図っていくこと。

（７）既存建築物の脱炭素化の推進

ア　既存大規模事業所における脱炭素化の推進

ＧＸ－ＥＴＳの運用に当たっては、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすることで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物の脱炭素化を図ること。

イ　中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直し及び国土交通省の建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の検討に当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価され、かつ分かりやすい指標となるよう検討すること。

ウ　既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にＥＳＧ投資の動きがあるなか、引き続き、既存建築物の脱炭素化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO_2排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じた脱炭素化を促進すること。

また、環境価値評価であるＣＡＳＢＥＥ、ＢＥＬＳ、などを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ　グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成 28 年２月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

オ　既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと。

（８）国等が所管する医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修や再生可能エネルギーの導入が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して医療施設の脱炭素化を図ること。

（９）ＬＥＤ等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

地球温暖化対策計画（令和７年２月）で掲げるＬＥＤ照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、ＬＥＤ照明化は、省エネ効果の高い対策であるため、更なる買替促進に向けて、必要な財政支援を実施すること。

３　住宅の脱炭素化に向けた取組の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部・環境局）

（１）建築物省エネ法改正により令和６年４月から施行された省エネ性能表示制度について、より多くの方々に利用していただくために、表示が着実に実施されるよう、広く周知を行うこと。

　また、既存住宅における部位別表示については、運用が開始されたが、新築同様の表示を行う方法についても速やかに施行すること。

（２）既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修の推進に当たって、建築物の重量化に伴う耐震性確認の重要性について、必要な周知を行うこと。

＜現状・課題＞

令和６年４月から施行された省エネ性能表示制度については、令和６年８月に告示及びガイドラインが示され、新築住宅に加え既存住宅についても省エネ性能に係る表示事項・表示方法が示され、部位別の表示方法について、令和６年 11 月より運用が開始された。

国土交通省の資料によると省エネ性能ラベル等を広告媒体へ掲載している物件数は増加している。しかしながら、表示が努力義務であることから、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理事業者等に対して、あらためて表示を行わないと勧告等を受ける場合があることを広く周知し、表示をより普及していくべきである。

さらに、既存住宅については、部位別表示の運用が開始され、エネルギー消費量の実績値に基づく省エネ性能表示についても検討されているところであるが、令和７年４月に省エネ基準への適合を義務付けされた新築住宅と同様の表示を行う方法についても、早期に公表し、速やかに施行すべきである。

一方、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や高断熱サッシ、太陽光発電設備などが設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、耐震性への影響に配慮が必要である。このため、国においては、建築物の重量化に対応するための必要な壁量等に係る告示を公布し、令和７年４月より施行されたところであり、新築等においては重量化への対応がなされている。

しかしながら、既存住宅の大規模な省エネ改修や太陽光発電等の設置等は、良好な既存ストックとするための重要な取組であるが、それに伴う耐震性への配慮が必ずしも十分ではないケースもみられる。

そのため、建築確認を伴わない省エネ改修等の際にも、耐震性の確保を考慮す

べきであることを広く周知するとともに、既に省エネ改修を実施済みのものに対しても同様の周知を行うことが望ましい。

＜具体的要求内容＞

（１）令和６年４月から施行された省エネ性能表示制度について、より多くの方々に利用していただくため、新築や改修の際の省エネ性能等が適切に表示されるよう、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理業者等に対して、表示が努力義務であることや表示を行わないと勧告等を受ける場合があることを広く周知をすること。また、既存住宅における部位別表示については、運用が開始されたが、新築同様の表示を行う方法についても、施行時期を極力早期化すること。

（２）省エネ性能が高い良質な住宅ストックの形成のため、既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修と併せ、耐震性確認の重要性について必要な周知を行うこと。

４　東京港における脱炭素化の推進【最重点】

（提案要求先　経済産業省・国土交通省・環境省）
（都所管局　港湾局）

（１）停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。

（２）ＦＣ型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

（３）ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

＜現状・課題＞

現在、東京港に入港する船舶の多くは、停泊中の電力を船舶に搭載するディーゼル発電機等から確保しており、令和２年時点において、停泊中の船舶から排出される二酸化炭素は、年間で約 76,000 トンと推計されている。

船舶の排出源対策として、陸上電力供給設備を導入し、系統電源や自立分散型発電設備等からカーボンニュートラルな電力を船舶へ供給することが排出量削減に有効であるが、その整備コストはもとより、電気料金等のランニングコストが大きな負担となることが普及推進を妨げる要因となっている。

また、ふ頭内で荷役に使用されている荷役機械の多くは軽油を燃料としており、ふ頭における大きな排出源となっている。近年、タイヤ式門型クレーンについてはＦＣ換装型の荷役機械が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが課題となっている。

加えて、24 時間 365 日稼働する港湾のターミナルにおいて、ＦＣ型荷役機械を安全かつ円滑に導入し、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給するためには、関係事業者に対して安全対策や管理体制、作業手順等が示され、それらが遵守されることが不可欠である。

一方、多くの普通倉庫、冷凍冷蔵倉庫、工場等が立地する、いわゆるふ頭背後地から排出される二酸化炭素は、東京港全体の過半を占めることから、関係事業者の脱炭素化に向けた取組を促進する必要がある。

建物内で省エネ型の設備や機器（フォークリフト、搬送車等）を導入することが、脱炭素化に有効な取組であるが、こうした取組は高額な初期投資が必要である。更なる普及を促すためには、事業者の実態に即した取組の具体例などを示すとともに、財政支援の拡充を行うことが求められる。

都は、令和５年３月に策定した「東京港カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成計画」をアップデートし、令和８年３月、「東京港ＣＮＰ形成計画 2.0」を公表した。本計画において、都は、移動式水素ステーションを活用し、荷役機械に水素を供給するなど、カーボンニュートラルポートの早期形成に向け、新たな取組を実施することとしている。

＜具体的要求内容＞

（１）停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。

（２）ＦＣ型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、水素供給設備について、定置式及び移動式の両方式において、安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

（３）ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

５　分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）
（都所管局　環境局・産業労働局）

（１）コージェネレーションシステム（ＣＧＳ）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
（２）蓄電システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
（３）地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。
（４）分散型電源のサイバーセキュリティ対策を適切に実施すること。

＜現状・課題＞

「2050 年実質排出ゼロ」の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の省エネルギーかつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なる省エネルギーの推進と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。あわせて、熱の脱炭素化技術の早期の実用化・普及に向けた環境整備をすることが必要である。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動の増大に備え、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するデマンドレスポンス、調整力や供給力の提供が可能な蓄電池等のエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。加えて、近年、分散型電源を標的としたサイバー攻撃のリスクが高まっていることから、電力システム全体の信頼性及び安全性を確保するため、連系される設備において必要なサイバーセキュリティ対策を講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えて災害時の業務継続性を確保可能なコージェネレーションシステム（ＣＧＳ）を導入するとともに、エネルギーの面的な利用によって都市の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入拡大に伴う調整力を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。あわせて、熱の脱炭素化技術開発の促進に対し継続的な支援を行い、早期の実用化・普及に向けた環

境を整備すること。

（２）蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。また、再生可能エネルギー普及に必要な調整力や供給力としての役割も期待されている。

国は、蓄電システムの導入促進及び蓄電システムも活用した調整力や供給力の創出推進に向けて、導入を促進する継続的な支援策を講じること。

（３）エネルギーマネジメントの促進

再生可能エネルギーの大量導入を見据えた家庭や事業所、地域でのエネルギーの有効利用を促進するため、ＤＲ制御可能な分散型エネルギーリソースの更なる導入に加え、これらを束ねて電力の需要最適化を図るビジネスを後押しする環境の整備や需要最適化に取り組む需要家がメリットを得られる仕組みづくりを行うなど、ＡＩ・ＩｏＴ等のデジタル技術も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

（４）分散型電源のサイバーセキュリティ対策の適切な実施

電力システムに連系される分散型電源における、ＪＣ－ＳＴＡＲの要件化等の制度化に当たっては、都民、事業者及び自治体への十分な周知を行うこと。

また、需要家への過度な費用負担転嫁や事業者の負担増に伴う再エネ導入鈍化や調整力の低下を招かないようにすること。

８　道路における環境対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの普及促進を図るとともに、幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策などに関する必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

低炭素アスファルトについて、都はその使用を原則とするなど普及促進を図っている。一方、国は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の一部改正を行うことにより、道路分野の脱炭素化を図ろうとしているが、更なる二酸化炭素排出量の削減を実現するためには、多くの自治体で低炭素アスファルトを積極的に活用することが不可欠である。

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）脱炭素社会の実現に向け、国が使用する低炭素アスファルトについてアスファルト混合物審査委員会の事前認定を取得するなど自治体の利用促進に向けた環境の整備を図ること。
（２）騒音対策としての低騒音舗装や緩衝建築物一部負担、ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（３）騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
（４）自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参　　考

1　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち補助事業費（国費）
沿道環境改善事業	19,014	1,882（944）
低騒音舗装	14,322	1,587（797）
遮熱性舗装・保水性舗装	4,544	150　（75）
防音工事助成	3	0　（0）
緩衝建築物一部負担	145	145　（72）

区　　分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	29	4

都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
沿道環境改善事業（国費）	144（72）	60（30）

低騒音舗装

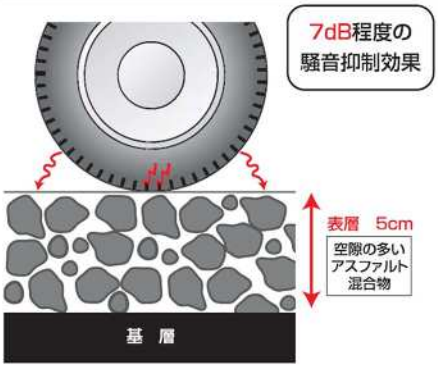

- 隙間の多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- 通常の舗装と比べ路面の騒音を７dB程度抑制する。

遮熱性舗装

- 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装

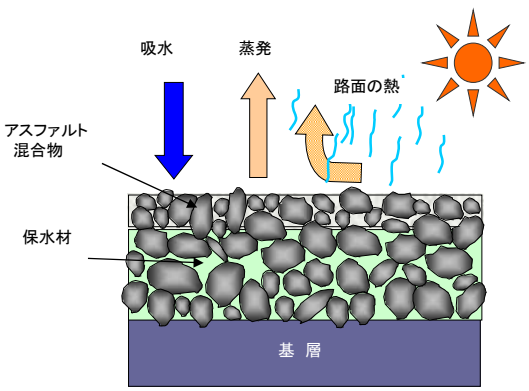

- 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

９　脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【最重点】

（提案要求先　金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省）
（都所管局　産業労働局）

（１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
（２）中小企業の脱炭素の取組の促進に向け、Ｊ－クレジットの創出に向けた支援や、海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

＜現状・課題＞
エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。
こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。
脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。
国では、令和７年度補正予算の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」において工場・事業場で実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新や新設を支援するなどしている。
カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン（Scope３）までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。
また、企業が脱炭素化の取組を進めるに当たり、自らの省エネや再エネ活用等の取組に加え、自社では削減が困難な排出量についてオフセットが可能なカーボンクレジットの活用も有効である。
国は、Ｊ－クレジット制度を運営し、事業者等の省エネ・再エネ設備導入等を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しているが、制度創設以降、単年度当たりのＪ－クレジットの認証量や償却量は増加していない。
さらに、令和８年度から本格稼働を開始した排出量取引制度（ＧＸ－ＥＴＳ）では、Ｊ－クレジット及びＪＣＭの活用のみが認められており、カーボンクレジットの質・活用の両面で国際的なルールメイキングが進む海外ボランタリークレジットは対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量算定等の更なる支援強化を図ること。

（２）中小企業の更なる脱炭素化の取組を後押しするため、プログラム型プロジェクトなどのＪ－クレジットの創出に向けた支援をより一層進めるとともに、カーボンンクレジットを活用してブランディングを行う取組に対する支援を行うなど、良質で信頼性の高い海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

１０　市街地土壌汚染対策の推進

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

（１）土壌汚染対策法について、簡素で実効的かつ環境リスクに応じた合理的な規制となるよう見直すこと。

（２）掘削除去によらない持続的に実施可能な土壌汚染対策の普及啓発を行うとともに、特に自然由来等土壌（水面埋立て土砂由来を含む）においては、有効利用を促進するための実態把握、関係機関への周知・調整、その上で必要な制度改善等を進めること 。

（３）区域指定や解除を伴う調査事項のうち、各自治体において運用が統一されていない判断基準について、国において検討の上、当該基準を法令等に明確に位置付け、関係者に対して十分な周知を図ること。

（４）狭あいな土地に採用可能で、低コストな土壌汚染対策技術の開発を促進するとともに、中小事業者に対して、操業時又は廃止時を問わず、調査や措置を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。

（５）土壌汚染対策に係る情報のデジタル化及びオープンデータ化を進めるとともに、その上で必要な電子様式の導入・整備や制度改善等を行うこと。

＜現状・課題＞

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）については、二度の改正を経て、制度の複雑化等の課題があり、自治体、調査機関、調査実施者等の関係者全体の負担が増加している。法制度の見直しについては、令和６年６月に中央環境審議会に諮問され、令和８年１月に中央環境審議会の小委員会において事務局から中間まとめが示されるなど、議論が進められている。一部でこれまでの都の要望を汲んだ検討もなされているが、引き続き、簡素で実効的な規

制及び環境リスクに応じた土壌汚染対策の視点から議論がなされ、制度として実現されることが必要である。

基準不適合土壌が確認されている土地において、法令等で求められている土壌汚染による人の健康被害の防止が確実に図られていることを前提として、個々の現場状況に応じて、環境面・経済面・社会面に配慮した持続可能な土壌汚染対策を実現していくことが重要になる。

特に、自然由来等による基準不適合土壌については、平成 31 年４月の法改正により一部の規制が緩和され、有効利用が可能になったが、現状では、法改正前と同様にほとんどが汚染土壌処理施設へ搬出されており、有効利用が進んでいない。これにより、大量の自然由来等土壌の処理に莫大な費用が掛かるとともに、エネルギー消費による気候変動等への影響も生じている状況である。

また、法制度については、現場の実情から法令や通知等に明確な定めのない対応を要するなど、運用事項が多いという課題がある。都が問題と認識しているもののうち一部の法規定については､中間まとめに対応の方向が記載されているが、規則以下の規定で対応するべきものについても多くの課題が残されており、今後の技術的な検討の中で解決していくことが必要である。特に、分割して実施される調査や絞込み調査の取扱いは、区域指定の範囲や措置の完了要件に関わるものであり、明確な考え方が示されるべきものである。

中小企業の狭あいな土地については、施工面積の制約から土壌汚染の調査・対策に要する費用負担が割高になり、施工の難度も高いことから、土壌汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念がある。低コスト化のためには技術開発が必要だが、国の調査対策技術検討調査事業では、令和３年度以降、法対象物質に対する実証が実施されていない。こうした中で、法制度の見直しにおいて土地所有者が行った調査費用を汚染原因者に求償することを可能とする検討が進められており、事業者が操業中から自主的に調査対策に取り組むための支援がますます必要となっている。

多くの自治体において土壌汚染対策に係る情報のデジタル化が進んでいない中、都においては先行してデジタル化を進めており、国が電子化を進める際のベースとして都の成果を活用すべき状況にある。また、土地の管理等を確実に行うためには、土壌汚染に関する情報公開を進めることが有効であるが、調査猶予中の土地など一部の土地の情報の公開については、過去の中央環境審議会の議論で慎重意見が示されて以降見直しが行われておらず、公表の障壁となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）土壌汚染対策法について、各自治体の実情を踏まえ、既存制度をベースに特例を設けるような方向ではなく、制度の在り方について抜本的に見直しを行うとともに、環境リスクに応じた簡素で実効的かつ合理的な規制を行えるように制度を見直すこと。

　また、調査及び措置に関するガイドラインは、実務を行う上での指針となっているが、内容が複雑化しており、円滑な運用の支障となっていることから、現場の実情に即したより使いやすいものとなるよう、自治体や学識経験者も交えた議論の場を設定し、適切な改訂を行うこと。

（２）掘削除去によらない土壌汚染対策が選択されるよう、技術開発や普及啓発、必要な制度改善を実施するとともに、専ら自然由来等による基準不適合土壌が確認された土地については、従来の区域指定とは別の制度とし、土地ではなく搬出された土壌に対してのみの規制とすること。

　また、自然由来等土壌の有効利用を促進するために、関係機関への周知・調整や実態把握を行い、その上で、例えば工事中の搬出入調整のための仮置ヤードでの一時保管を可能にするなど、更なる制度改善等を進めること。

（３）区域指定や解除を伴う調査事項のうち、各自治体において運用が統一されていない判断基準について、国において検討の上、当該基準を法令等に明確に位置付け、関係者に対して十分な周知を図ること。例えば、絞込み調査や分割して実施された調査の結果の取扱いは、区域指定の範囲や措置完了の判断に係る重要な事項であることから、規則に規定するか、判断基準を通知等で明確に示すこと。

（４）大都市の住宅と工場が混在する狭い土地や操業中の事業場の土地に対応でき、かつ、中小事業者が低コストで土壌汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進すること。また、調査対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。加えて、有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壌汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、操業中からの自主的な調査対策への経済的支援を手厚く行うこと。

（５）土壌汚染対策情報のデジタル化やオープンデータ化推進のため、デジタル化が進んでいる都の取組を参考に、届出に必要な書面の電子様式の整備やシステム化の方向性を検討するとともに、調査猶予地や未調査地等について、積極的な情報公開を可能とするために必要な検討を進め、制度改善を図ること。

１１　ＰＣＢ廃棄物処理の促進

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

ＰＣＢ廃棄物処理の促進を図ること。

＜現状・課題＞

平成 28 年８月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 34 号。以下「改正ＰＣＢ特別措置法」という。）に合わせ、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の省令等も改正され、ＰＣＢ廃棄物の期限内処理及び高濃度ＰＣＢ使用製品については処分期間内に使用を終えて廃棄することが義務付けられた。

高濃度ＰＣＢ廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和６年８月 30 日閣議決定）に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」という。）の北海道事業所及び東京事業所において、事業終了準備期間（令和８年３月末まで）内に処理が完了したところであるが、所有者が覚知できなかった照明器具用安定器やコンデンサー等の高濃度ＰＣＢ含有製品が散発的に廃棄物として発見されることが想定される。

使用中の低濃度ＰＣＢ含有機器については、現在、規制がなく、令和９年３月の処理期限終了後に、製品寿命等により新たに低濃度ＰＣＢ廃棄物となること等が見込まれ、その適正処理の確保が課題である。

さらに、低濃度ＰＣＢ含有の可能性を否定できない照明用安定器については、処分方法が未だ示されておらず、低濃度ＰＣＢの処分期限終了後も事業者に対して引き続き保管をお願いしている。

＜具体的要求内容＞

ＰＣＢ廃棄物の早期かつ適正な処理の推進に向けて、

① ＪＥＳＣＯ事業終了後に発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物の取扱いについて、具体的な対応方法を示すとともに、生活環境上の支障が生じないよう、中小企業等への指導や支援など必要な措置を講ずること。

② 低濃度ＰＣＢ廃棄物について、処理期限後も確実かつ適正に処理できるよう、継続的な処理体制を確立すること。

③ 低濃度ＰＣＢ含有の可能性を否定できない照明用安定器について、早急に処分方法を示すこと。

④ 島しょ部など収集運搬が困難な地域における処理について、より一層の負担の軽減を図るため、より積極的な支援を行うこと。

⑤ 自治体の事務処理負担を軽減するため、保管届の提出登録及び集計等業務、ＰＣＢ使用機器保有事業所等への指導助言等が円滑にできるよう、過去の指導等を含め、ＤＸにより業務の効率化を図ること。

１２　食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進

【最重点】

（提案要求先　消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

食品ロス削減に向け、発生量の多い家庭や外食産業での対策として、新たな技術やサービスの活用を促進すること。また、食品ロス削減を進めてもなお排出される食品廃棄物のリサイクル促進に向け、自治体や民間事業者等の取組を支援すること。

＜現状・課題＞

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和５年度実績で 464 万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画（ＷＦＰ）による食糧援助量（約 480 万トン）とほぼ同等に相当する膨大な量である。

① 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）に基づき、令和７年３月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が変更された。都においても東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画等に基づき、2035 年 65%減（2000 年度比）、2050 年食品ロス実質ゼロに向けて多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。

② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の３分の１に上る。農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において、加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめや、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。また、新型コロナウイルス感染症５類移行後の外食産業からの食品ロスについては、需要回復やインバウンドの拡大等により増加したことから、更なる削減の取組が不可欠である。さらに、事業者による食品寄附に当たっては、一部の損金算入が可能となっているが、より強いコストメリットが求められている。

③ 国内の食品ロスのうち、約５割は家庭から発生しており、事業系と比べて削減幅が少ないことから、家庭系での対策を強化する必要がある。買い物前のストックチェックや、消費時期を踏まえ、商品棚の手前等にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」等、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。

④ 令和６年度から計 35 の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。

発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。

また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の４業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。

⑤　飲食店等や家庭から排出される食品廃棄物は、多くが可燃ごみとして清掃工場で焼却されている。食品ロス削減を進めてもなお排出される食品廃棄物については、脱炭素化や飼料化肥料化などのバイオマス資源として活用を促進するためにも資源化処理が必要である。今後、家庭と飲食店等の外食産業から排出される食品廃棄物の処理先を確保するためにも、飼料・肥料として循環利用できることに加え、メタン発酵による再生可能エネルギーを創出するなどの食品リサイクル施設の整備を促進することが重要である。

施設整備に係る経費への支援としては、市町村による生ごみ等の有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設・増設に要する費用が「循環型社会形成推進交付金制度」の対象とされている一方、民間事業者による整備に対しては、家庭系・事業系どちらの食品廃棄物を対象とした施設であっても、補助制度が存在しない。

また、令和７年３月の「一般廃棄物処理システム指針」の改訂を踏まえ、市区町村が実施する生ごみ等の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置が講じられることとなったが、地方交付税不交付団体である特別区は措置を受けることができない。

＜具体的要求内容＞

物価高騰、物流のドライバー不足といった社会情勢の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靭化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

①　フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう更なる施策を講じること。

②　ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、ＡＩ、ＩＣＴ等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、社会実装に向けた取組を加速すること。

さらに、外食産業において、需要予測や急速冷凍などの新たな技術の活用を促進するとともに、インバウンド向けに分かりやすいメニュー表示や食べきりを促す取組等を強化すること。

ニーズの高い温度管理が必要な食品寄附をしやすくするため、地域循環型

のスキームを構築し、フードバンク等と連携して、発生した食品ロスの寄附を促進すること。あわせて、小売・外食などの少量寄附者であっても損金算入制度を利用しやすくなるような仕組みへの改善を含め、更なるコストメリット等を得られる支援策を講じること。

③　消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。また、家庭でのロス対策に有効な新たな技術やサービスの活用を推進すること。

④　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

　また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤　食品リサイクル施設の整備を促進するため、循環型社会形成推進交付金にとどまらず、自治体による施設の新設・増設や処理能力の増強に対する財政的な支援を更に拡充するとともに、民間事業者の施設整備に対する補助制度を創設すること。また、区市町村による生ごみの再資源化に当たり、過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講じること。

１３　プラスチック対策の推進【最重点】

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

（１）プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なリデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。

（２）リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

＜現状・課題＞

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、大量生産・消費・廃棄の一方通行型経済から資源を再利用し、新たな投入量を減らすサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和４年４月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（１）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（２）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（３）製造事業者等による自主回収の促進、（４）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組を行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第５回国連環境総会で検討された法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定については、現時点で合意には至っていないものの、引き続き協議が進められている。

また、EU においては、2024 年 12 月に再生材使用率義務化を含む包装・包装廃棄物規則が採択された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。

また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法を含めた施策を検討することが重要になっている。

これらに加え、プラスチック製品の製造・販売事業者による自主回収・リサイクルについても、その手続が煩雑である等の課題がある。そのため、自主回収やリサイクルをスムーズに行えるような仕組みの構築が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）第７条の４）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第７条の６）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

（２）プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第６条第１項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費が全て区市町村の負担となっている。この経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、結果として特別区は措置を受けられていない。区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講じること。

また、特別交付税措置を考慮してもなお、依然として、分別収集量が増えるにつれて、区市町村の再商品化に要する経費が増加する構造的な課題があることから、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策や取組を積極的に誘導するような施策を講じること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第７章）の拡大に応じて、中間処理施設やリサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

（３）リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は欧米諸国の一部が導入している使い捨てプラスチック製品への課税のように、バージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

（４）事業者による自主回収・リサイクルの拡大

プラスチック製品について、製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを推進するため、プラスチック資源循環法に基づく大臣認定制度を事業者へ周知し、活用を働き掛けるとともに、手続の簡素化等に積極的に取り組むこと。

１４　学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進

（提案要求先　文部科学省・農林水産省）
（都所管局　教育庁）

学校給食におけるプラスチック製品の削減等、環境への配慮について、自治体及び給食物資を提供する事業者に対し意識啓発を行うこと。特に、都道府県による学校給食用牛乳供給事業者の決定に当たっては、環境配慮等の取組も評価し事業者決定が行われるよう、学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

＜現状・課題＞

令和４年４月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）が施行され、ワンウェイプラスチック（※）の提供事業者が取り組むべき事項の判断基準が示されるなど、プラスチック製品の削減に向けた社会の気運は高まっている。

また、環境負荷の低減のみならず、児童・生徒への環境教育の面からも、学校給食を通じたプラスチックの削減は重要である。

現在、学校給食で使用する食器や物資については、プラスチックが使用されている実態がある。学校給食で使用する食器や物資を提供する事業者は、学校設置者である自治体の判断によりその選定及び契約が行われており、プラスチックの削減に向けては、自治体に対する意識啓発はもちろんのこと、各自治体がプラスチック削減等、環境に配慮した事業者を選定しやすくなるよう、事業者に対する意識啓発を行っていくことも必要である。

特に学校給食用牛乳については、飲用に当たり、プラスチックストローが使われているため、日々、大量のプラスチックごみが排出されている。

給食用牛乳の供給事業者の決定に当たっては、「学校給食用牛乳供給対策要領」において「都道府県知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最も低い価格を当該区域の供給価格とし、原則として、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とするものとする。」と規定されており、原則として、価格競争のみにより供給事業者を決定している現状がある。

安価での供給は保護者負担の軽減の上で重要ではあるが、その一方で、環境への負荷を軽減するため、牛乳パックの形状変更によるストローレス化や代替素材等で作られたストローの採用など、供給事業者による環境への配慮等の取組を促進する必要がある。

※ワンウェイプラスチックの例…プラスチックで作られたストロー、スプーン等

＜具体的要求内容＞

学校給食の実施において、学校設置者である自治体及び給食物資を提供する事業者に対し、プラスチックの削減等、環境への配慮について意識啓発すること。

また、都道府県が学校給食用牛乳の供給事業者を決定する際に、プラスチックの削減をはじめとした環境への配慮等、各自治体における政策的課題への取組についても評価の要素に加え事業者を決定する取組が促進されるよう、「最も低い価格を提出した乳業者を供給事業者とする」としている学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

１５　リチウムイオン電池の適正管理【最重点】

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

リチウムイオン電池の適正管理を確保する方策を確立すること。

＜現状・課題＞

スマートフォンやモバイルバッテリー、電子たばこ等に使用されているリチウムイオン電池は、力を加えられたり、損傷を受けたりすると発火しやすく、様々なごみと混ざって廃棄されたリチウムイオン電池が収集車両や処理施設で破損し、発火事故を招くケースが頻発している。

この要因として、リチウムイオン電池内蔵製品の多様化や電池使用の表示がないことから、内蔵されたリチウムイオン電池が住民に認識されていないことや、リチウムイオン電池の発火危険性や有害ごみ等の分別ルールが住民等に浸透していないことから、適切に排出されないことなどが考えられる。

また、（一社）ＪＢＲＣは協力店などで小型充電式電池等を回収しているが、回収拠点数が少ないこと、会員の製品以外は回収しないこと、会員の製品であっても破損や膨張した電池は回収しないことや電池内蔵製品は回収していないことなどの課題がある。経済産業省では、令和８年度から資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）において、小型二次電池製造事業者、小型二次電池を使用する製品の製造事業者及びそれらの輸入販売事業者（以下「製造事業者等」という。）に自主回収・再資源化の責務を課す「指定再資源化製品」に、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスが追加されたが、他の多くの内蔵製品は依然として回収義務の対象外となっている。

令和７年４月には、環境省から、家庭から排出される全てのリチウムイオン電池とその内蔵製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）の安全な処理体制の構築を市町村に求める通知が発出されたが、回収時の安全を確保するには財政面等の負担があることや適正処理・再資源化事業者が限られていること、火災防止対策を行う際の循環型社会形成推進交付金の対象を自治体が一般廃棄物処理施設を整備する場合に限っていること等の課題がある。

また、通知では、廃棄物処理施設を含む公共施設に係る火災事故からの復旧について、火災復旧事業債及び特別交付税による地方財政措置が講じられるとしている。一方、自治体や排出事業者が委託する収集運搬業務のほか、産業廃棄物の中間処理業務において火災事故が発生した場合の車両や設備の復旧にかかる措置については対応が示されていない。火災の原因となったリチウムイオン電池の排出者の特定は極めて困難である中、復旧にかかる費用について、現状では事業者の負担となっている。

＜具体的要求内容＞

区市町村及び製造事業者等がリチウムイオン電池等の安全かつ安定的な管理

を行うために、国の責務として以下の対策を講じること。

① リチウムイオン電池等の誤った廃棄による発火の危険性、廃棄の際の注意点等を広く国内消費者及び国外からの旅行者等に浸透させ、確実な行動変容につなげる実効性ある取組を実施すること。

② 小型電子機器等にリチウムイオン電池等が使用されていることが分かるよう、当該製品の製造事業者等に対して、製品本体への電池の種類等の分かりやすい表示など、資源有効利用促進法に基づく製品への適切な表示を徹底させること。合わせて、表示に関する消費者の認知を高めるよう、広く周知を行うこと。

③ リチウムイオン電池に関する更なる安全技術の向上や、製造事業者等による安全に配慮した設計の促進など、海外からの輸入製品も含めた製品の安全確保に向けた適切な措置を講じること。

また、資源有効利用促進法及びプラスチック使用製品設計指針に基づき、製造事業者に対し、使用の安全上、問題のない製品については、製品に内蔵されるリチウムイオン電池を簡単に取り外せる設計とするよう働きかけを徹底すること。

④ 資源有効利用促進法により義務付けられている製造事業者等による自主回収と再資源化に関しては、量販店だけでなく住民に身近な販売店等の回収拠点を拡大させるとともに、既存拠点を含めて適切な周知を徹底させること。

特に、新たに回収義務の対象となった３品目については、製造事業者等に回収方法や回収拠点などについて分かりやすく明示させること。

また、事業者団体の会員以外の製品や破損・膨張した電池も含めた回収等、すでに流通している製品も含め製造事業者等に対して回収の実効性を高める措置を講じるとともに、資源有効利用促進法における回収義務の対象となる内蔵製品を更に追加するなど、製造事業者等による自主回収・再資源化ルートを拡大すること。

なお、資源の有効利用を目的とした法律に基づく取組を徹底しても、リチウムイオン電池等の安全かつ安定的な管理が困難な場合には、リチウムイオン電池等の安全確保から回収及び資源化までの取組を総合的に推進することが可能な法体系の検討を行うこと。

⑤ 廃棄物として排出される破損・膨張した、又は製造事業者等が不明のリチウムイオン電池等も含め、自治体が回収し、適正処理・再資源化するにあたり、安全で実効性の高い方法を確立するとともに、安全対策等に必要な財政支援を行うこと。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬車両や処理施設において、意図しないリチウムイオン電池の混入を原因として火災が発生した場合には、事業者が車両や施設を迅速に復旧し、安定して事業を継続できるよう必要な措置を講じること。

⑥ 国内での循環的利用、安全な処理等を前提とした、排出量に見合った適正処理・再資源化事業者を確保すること。

⑦ 分別の徹底のため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）にリチウムイオン電池等の危険物が入っていないことを確認した旨のチェック項目を設けること。

１６　持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用【最重点】

（提案要求先　資源エネルギー庁・環境省）
（都所管局　環境局）

（１）ＳＡＦの原料としてポテンシャルの高い廃棄物及び廃食用油をどの程度活用していくのか、方向性を明確に示すこと。
（２）家庭からの廃食用油の回収促進を図る施策を推進すること。
（３）廃棄物及び廃食用油をＳＡＦ原料として活用に取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

＜現状・課題＞

都は、国際空港を有することから国内外の航空機の往来が活発であり、離島との空路も不可欠であるため、航空機から排出される二酸化炭素排出量の低減に向けた取組が重要となっている。

国の資料では、廃棄物はＳＡＦ製造のポテンシャルが高いことが示されており、都においてもＦＳ調査を実施しているが、国内における廃棄物からの商用生産には技術面や資金面での課題がある。

また、廃食用油は、業界団体の資料によると、事業用はほとんどが回収され再生利用されているのに対して、家庭用はわずか４％程度の回収にとどまっていることから、家庭からの廃食用油の回収を拡大し、ＳＡＦ等の原料として活用することが求められる。

国は、早急に、廃棄物及び廃食用油を原料とするＳＡＦの製造に係る方向性を示すとともに、自治体の実情を踏まえた国の積極的な支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）ＳＡＦの原料として、廃棄物及び廃食用油をどのように活用していくのか、目標や取組の方向性を明確に示すこと。
（２）家庭からの廃食用油は多くが廃棄されていることから、住民にＳＡＦの原料として有用な資源であることを周知の上、回収促進につながる施策を推進すること。
（３）廃棄物及び廃食用油をＳＡＦ原料として活用するために必要な技術的課題の解決並びに安定的なサプライチェーンの構築等に取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

１７　コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・環境局）

（１）再生砕石の利用拡大に向けた取組を進めること。
（２）再生骨材を用いたコンクリートの利用拡大に向けた取組を進めること。
（３）コンクリート塊の流通や滞留状況の実態を調査及び把握した上で、地方自治体と連携して取組を進めるとともに、建設リサイクル推進計画 2020 の見直しに反映すること。

＜現状・課題＞

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）では、解体工事等に伴い発生したコンクリート塊は再資源化するよう規定され、再生砕石や再生骨材等のリサイクル材として再利用されている。

都の再資源化施設においては、再生砕石の保管可能容量を超過することでコンクリート塊の受入れが困難となり、工事現場近傍の再資源化施設への持ち込みができず、遠方へ搬出している状況である。その結果、既存の建築物等の解体が進まず、都市の更新にも影響が生じている。

さらに、業界団体からは、都以外の関東地方の県においても、近年同様の状況が発生しているとの意見があった。

現在、国では建設リサイクル推進施策検討小委員会において、建設リサイクル推進計画における再生材の利用促進に関する指標や目標値の設定などの在り方について検討しているところであり、再生砕石の滞留問題が都以外の関東地方の県にも広がっていると懸念される現状に対して、国全体でリサイクル材が円滑に利用される施策が求められる。

今後も、社会資本の整備や更新により、コンクリート塊の発生量が増大することが見込まれることから、コンクリート塊の再資源化はもとより、リサイクル材の利用拡大に向けて取り組んでいく必要がある。

また、リサイクル材である再生骨材を用いたコンクリートについて、都では環境物品として位置づけ、その活用に積極的に取り組んでいる。

しかし、特に再生骨材ＬまたはＭを用いたコンクリートについて普及が進んでいない。その原因として、例えば、民間事業者や建設業者等への啓発が進んでおらず､積極的に当該コンクリートを使う機運が高まっていないことが挙げられる。このような中で、コンクリート製造会社は新たな設備投資を行って当該コンクリートを製造することに消極的である。このため、現状では製造工場が少なく、当該コンクリートの供給可能な範囲が限られており、利用拡大が進んでいない。

行政と民間での再生骨材を用いたコンクリートの利用に対する取組姿勢にも、

差が生じている。
　なお、当該コンクリートは「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（国土交通省）に位置付けられていない。
　このように、再生骨材を用いたコンクリートについて普及が進んでいないが、リサイクルに有効であるため、利用拡大に向けて取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞
（１）再生砕石の利用拡大に向けた取組（使用可能な用途の拡大、新材使用の原則禁止、再生砕石の過不足解消に特化した広域的な調達方針の設定等）を進めること。
（２）再生骨材を用いたコンクリートの利用拡大に向けた取組（民間事業者や建設業者等への啓発、製造工場への支援、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」への位置付け、利用促進に向けた官民の協議会設置等）を進めること。
（３）建設リサイクル推進施策検討小委員会の検討を踏まえ、（１）、（２）の取組をより早期かつ効果的に推進するため、令和６年度建設副産物実態調査の結果などから早期に流通や滞留状況の実態を調査及び把握し、地方自治体と課題認識を共有した上で、連携して取り組むとともに、建設リサイクル推進計画 2020 の見直しに反映すること。

１８　フロン対策の推進

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

（１）機器廃棄時におけるフロン類の適正処理が行われるよう、フロン排出抑制法等の内容の周知徹底や都道府県への支援、処分手続の迅速化などを国の責務において確実に実施すること。

（２）フロン類の使用時漏えい対策として、フロン排出抑制法に基づき管理者に課されている第一種特定製品の点検等の管理が適正に行われるよう、事業者に対する周知徹底及び都道府県に対する情報提供を行うこと。また、先進技術を活用した漏えい対策の普及促進のため必要な措置を講じること。

（３）極めて強い温室効果を有している代替フロンを冷媒として使用した機器からノンフロン機器への転換を加速させるため、技術開発への支援や普及促進のために必要な措置を講じること。

（４）地方自治体の効果的な取組を促進するため、フロン類排出量推計の算定においては、より実態に即した内容に見直しを行うとともに、算定で活用したデータ等については詳細かつ速やかに提供すること。

（５）第一種特定製品と同様に、家庭用エアコンについても、みだり放出禁止規定の対象とするなどの法整備に当たっては、排出実態を踏まえ、実効性の高い制度となるよう検討を進めること。

＜現状・課題＞

フロン類の温室効果は極めて強く、国全体では温室効果ガス排出量の 3.0%、都内では温室効果ガス排出量の 8.9%を占めており（2023 年実績）、気候変動対策として、フロン類の排出削減は喫緊の課題である。

このような中、国は地球温暖化対策計画（令和７年２月 18 日閣議決定）において、2040 年度までにＨＦＣｓの排出量を 77%削減（2013 年度比）するという目標を掲げ、都も東京都環境基本計画（令和４年９月）において、2030 年の目標と

してＨＦＣｓの排出量を 65%削減（2014 年度比）という目標を掲げている。また、2050 東京戦略（令和７年３月）において、2035 年の目標として 70%削減という目標を掲げた。これらの目標を達成するためには、フロン類を使用する機器の製造時、使用時、廃棄時のライフサイクル全般にわたる排出実態を踏まえた削減対策に加え、ノンフロン機器の普及など、幅広い対策を更に推進する必要がある。

（１）国の報告によると、廃棄時のフロン類回収率は４割程度と低迷している。さらに都では解体現場において聞き取りや指導等を行っているが、いまだにフロン排出抑制法に対し認識の低い事業者が散見される。

この状況を改善するために、フロン排出抑制法に基づき、機器廃棄時における適切なフロン類の回収処理等を周知し、事業者における取組の徹底を図ること。

また、みだり放出違反については、被害拡大を防止する観点から迅速な対応が求められるが、行政に主体的な処分権限がなく、告発等による刑事処分は手続が煩雑かつ相当の時間を要し、速やかな処分は困難な状況にある。

（２）小規模の商店や飲食店ではフロン排出抑制法の認知度が極めて低いことが課題となっており、小規模事業者に対し積極的な使用時漏えい対策を促すことが必要である。また、管理者は業種業態も様々で、対象者数も膨大であり周知や指導等による具体的な削減効果の把握が難しい。

フロン類の使用時漏えい対策として機器の点検が義務付けられているが、人の手による点検では発見が困難な微小漏えいが起きていることが多く、漏えいの早期発見を可能にする常時監視システム等の先進技術の活用を推進することが必要である。

（３）業務用冷凍空調機器については、ノンフロンの冷媒を使用していくことが、排出抑制の有効な手段の一つである。しかしながら、現在のノンフロン機器は機種が限定されていることやフロン使用機器と比較して高額であることなどから、ノンフロン機器への転換が進まない状況となっている。このため、機器の管理者が積極的にノンフロン機器に転換できる環境を整える必要がある。また、空調機器等については現在ノンフロン機器が開発途上のため、ノンフロン機器の開発を支援する必要がある。あわせて、グリーン冷媒やノンフロン機器の開発や普及の状況を正確に把握する必要がある。

（４）フロン排出削減の施策検討や対策効果の確認のため、フロン類排出量のデータは常に最新の状況を踏まえて算定等を行うことが重要である。そのため国は、令和５年度から令和６年度にかけて業務用冷凍空調機器の使用時漏えい率や初期充填量の見直し等を行ってきた。しかし、国のフロン類の排出量推計には、他にも長年見直しが行われていない内容があるため、引き続き実態に即した必要な見直しを行い､速やかに推計に反映させていく必要がある。また、国が公表する排出量推計データが限られていることから、地方自治体において効果的な対策を検討するための障壁となっている。

（５）都内フロン排出量の約３割を占める家庭用エアコンが特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成 10 年法律第 97 号）に基づき適正に処理されている割合は、約４割に留まっている。

事例として、家庭用エアコンが金属スクラップヤード等に持ち込まれ、不適正な処理によりフロンが漏えいしてしまうことが挙げられる。しかし、現行制度では、家庭用エアコンに対するフロン排出抑制の法的規制がなく、実効的な事業者指導が行えない状況である。

また、家庭用エアコンからのフロン漏えいについては、ヤードへの搬出のほかに取外し作業や再利用時の扱いなどに関して不明な点が多く、網羅的な排出実態が把握されていないため、具体的な排出抑制対策のターゲットが不明瞭である。

＜具体的要求内容＞

（１）廃棄時漏えい対策を促進するため、以下の内容を実施すること。

① 事業者に対し、機器廃棄時における適切なフロン類の回収が行われるようフロン排出抑制法の内容について周知徹底を図るとともに排出実態を把握すること。

② 都道府県による指導監督の更なる実効性向上のため、みだり放出違反に対する行政処分の規定化や、速やかな刑事処分を行えるよう手続の簡素化などを図ること。

（２）使用時漏えい対策を促すため、以下の内容を実施すること。

① 特に、小規模事業者である管理者に対し、フロン使用機器の適正管理等、フロン排出抑制法に基づく取組の実施義務について､周知徹底を図ること。

② 管理者に対する指導等の充実を図るため、算定漏えい量の解析情報や情報センターの充填回収量等の情報のほか、機器管理状況や使用量など使用実態を把握し、都道府県に対し情報提供を行うこと。あわせて、第一種特定製品の開発動向や市場導入状況等を情報提供するなど支援を密に行うこと。

③ フロンの漏えいを防止するため管理者が適切に管理から廃棄まで実施できるよう処置を講じること。また、都道府県が取り組むべき具体的な取組方針やその評価方法等を明示するなどの支援を行うこと。

④ 使用時漏えいの防止のため、漏えいの早期発見を可能にする常時監視システム等の先進技術の普及促進に向け、メーカー等に更なる技術開発を促すこと。また、管理者による積極的な導入を促進するため、先進技術の導入によるフロン排出削減効果等についてユーザーへの積極的な情報提供や財政支援等必要な措置を講じること。

（３)温室効果が低いノンフロン冷媒を使用した機器の普及拡大を推進するため、以下の内容を実施すること。

① ノンフロン機器の開発を支援するとともに、グリーン冷媒の安全性や新たな環境影響について十分な検証を行い、ユーザーへの情報提供を積極的に行うこと。

② 更なるノンフロン機器普及を図るため、ノンフロン機器に対する補助制度を拡大・継続すること。

③ 業務用冷凍空調機器を設置する事業者にノンフロン機器への積極的な転換を促すよう、分かりやすく具体的な情報提供を行うこと。

④　グリーン冷媒やノンフロン機器の開発状況や普及状況について把握し、都道府県に情報提供を行うこと。

（４）フロン類排出量の実態把握に係る以下の内容を実施すること。

①　フロン類の排出量推計をさらに精緻化していくため、引き続き、機器の使用時及び廃棄時に係る必要な内容の実態把握を行うとともに排出量推計に反映させ、速やかに結果を公表すること。

②　地方自治体における正確な排出量推計及び効果的な取組の検討に必要となる機器分類や冷媒種をはじめ、排出量推計に活用したデータをより詳細かつ速やかに提供すること。

（５）家庭用エアコンからのフロン排出を抑制するため、以下の内容を実施すること。

①　家庭用エアコンの不適切な取扱いによるフロンの大気放出について規制指導できるよう、第一種特定製品と同様にみだり放出禁止の対象にする等の法整備を進めること。また、法の順守について対象者に確実に伝わるよう、周知を図ること。

②　整備される規定とその運用が実効性の高いものとなるよう、ヤードへの搬出のほかに取外し作業や再利用時の不適切な取扱いによる漏えいなど、排出実態を網羅的に把握した上で、制度の検討を行うこと。

１９　自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

（提案要求先　環境省）
（都所管局　保健医療局・環境局）

大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を実施すること。

＜現状・課題＞

健康被害者に対する救済では、平成 19 年８月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、都は、気管支ぜん息の医療費助成を、それまで 18 歳未満だったものを平成 20 年８月から全年齢に拡大して実施してきた。本制度により認定を受けた 18 歳以上の患者は令和８年２月末時点で約３万８千人となっている。

都は、制度創設時に関係者が拠出した原資をほぼ使い切ること、関係者からの新たな財源拠出が困難なことなどから、18 歳以上の患者への新規認定を平成 26 年度末で終了するとともに、現に助成を受けている患者に対し、平成 30 年度からは自己負担を導入し、引き続き都の応分の負担による助成を実施している。

しかし、自動車排出ガスによる大気汚染の根本的な原因は、国の規制が遅れたことにあり、国は健康被害防止に有効な対策及び総合的な健康被害者救済策を、責任をもって講じていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

大気汚染による健康被害者の早期救済のため、都としては医療費助成を実施しているが、国の責任として、大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を検討し、早急に有効な対策を講じること。

２０　実効性の高い暑さ対策の推進【最重点】

（提案要求先　内閣官房・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・政策企画局・総務局・都市整備局・保健医療局・建設局）

（１）熱中症の危険性に関する普及啓発活動を大幅に強化し、継続して広報を展開するとともに、効果的な暑さ対策を実施すること。また、暑さへの適応に向けた国民・事業者の行動変容の促進をすること。

（２）まちなかの緑陰や日よけの充実、路面温度の低減など、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成に向けた整備を強化すること。

（３）熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮すること。

（４）熱中症特別警戒情報の伝達経路は、デジタル技術を活用して都道府県・区市町村などの関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。また、関係省庁からの伝達経路を明示すること。

（５）熱中症特別警戒情報の伝達方法及びクーリングシェルターの指定、管理や開放に関して、各自治体から寄せられた意見・質問等や運用面で想定される課題等について、ＱＡ形式等により速やかに見解を公表すること。

（６）クーリングシェルターの指定や開放に必要な支援策を講じること。また、国の施設においても、区市町村が早期にクーリングシェルターとして指定ができるよう、施設名等を早期に公表すること。

＜現状・課題＞

近年の暑さはもはや従来の延長線上にあるものではなく、命を脅かす災害級の

暑さが常態化しつつある中、国民の命と健康を守る暑さ対策には一刻の猶予も許されない。国民が安全・快適に暮らせる社会の実現に向け、一層の取組強化が必要である。

（効果的な暑さ対策及び普及啓発について）

熱中症による死亡者数は、自然災害よりも多い状況である中、熱中症のリスクやその軽減のための基本的な知識の普及のほか、時期に応じた効果的な暑さ対策の実践の促進や、新技術の開発・実装化及び普及を進めていかなければならない。

また、都では、クールビズを拡充し、時期や服装にとどまらない、早朝勤務やテレワーク、暑さマップの活用など“働き方や暮らし方の新標準”を「東京クールビズ」として提案しており、こうした暑さに適応するためのライフスタイルや働き方の転換が必要である。

（ヒートアイランド対策について）

暑さ対策を推進する上では、猛暑の中でも安全・快適に生活できるよう、まちづくりの観点からの取組を強化していくことが求められる。

都においては、緑の分布などの被覆状態や排熱量が地域によって異なることから、都内全域で画一的な対策を講じていくのではなく、地域・地点特性に応じた施策展開や都市環境の整備を進めていくことが重要である。

（熱中症特別警戒情報等について）

現行の熱中症警戒アラートにおいては、国から都を経由して区市町村へ伝達しているが、熱中症特別警戒情報について、環境省からのメールによる通知など、情報の伝達がシステムではなく、人の手を介して行われるため、迅速・正確に行われないおそれがある。また、発表されない日でも、運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。環境省以外の伝達経路は、令和６年２月 27 日に公表された熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針において、具体的な手段が明示されておらず、警報伝達の即応性、実効性の確保の点で懸念がある。特に、気象庁からの伝達方法については、「気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。」といった例示にとどまり、具体的にどのような形式でどのような内容の情報となるのか示されていない。

熱中症特別警戒情報の発表基準においては、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）が 35（予測値）に達する場合」となっているが、建物が密集し人工被覆が多い都心部と、山間部や島しょ部では、気象条件の差異が非常に大きく、地域の暑さの実態に応じた発表とならない可能性が高い。

(クーリングシェルターについて)

区市町村が指定することができるクーリングシェルターの施設条件については、改正気候変動適応法及び省令では、適当な冷房設備を有すること、必要かつ適切な空間を確保することなどが示されているが、受け入れることが可能であると見込まれる人数の算出基準が示されておらず、また、協定締結者となる施設の管理者に関する定義が不明確である。これらの内容は、都内区市町村等からも複数質問が寄せられており、法施行後の運用面での懸念がある。クーリングシェル

ターの利用促進に向けた認知度向上も重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）これまで、省庁横断的に熱中症予防キャンペーンが実施されてきたが、熱中症による死亡者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、きめ細かく分かりやすいキャンペーンなど効果的な普及啓発活動を継続して取り組むこと。

　また、暑熱順化への取組や暑さチェッカー（暑さ指数計測器や温湿度計）の活用など、時期に応じた効果的な暑さ対策の実践を促進するとともに、高齢者や子供等の熱中症リスクの高い方への対策を強化すること。

　あわせて、熱中症を防ぎ快適な生活を実現するために、スタートアップ等による新技術の開発・実装化及び普及を促進すること。

　さらに、暑熱対応型の勤務制度など、暑さに適応するための新たなライフスタイルへの転換を推進すること。時期や服装にとどまらず、賢い省エネと快適な暮らしを両立した働き方や暮らし方の新しい標準となる「クールビズ」を全国に展開すること。

（２）まちなかの緑陰や日よけの充実、路面温度の低減など、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成に向け、国での取組を強化するとともに、民間事業者や自治体に対する十分な財政支援や情報発信等を実施すること。

（３）熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位での発表が基本とされているが、同一都道府県内であっても地域ごとに気象条件が大きく異なることから、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮した基準とすること。

（４）熱中症特別警戒情報については、国がデジタル技術を使って一斉に情報発信することにより、法定化された重要な情報を住民や関係機関に迅速かつ正確に伝達するとともに、都道府県・区市町村職員の作業負担を軽減すること。

　また、関係省庁から都や関係区市町村へ遅滞なく情報が伝達されるようなサブルートを明示するとともに、原則報道機関の協力を得て積極的に国民へ周知するという考えに基づく対応をすること。

（５）クーリングシェルターの指定や管理、開放について、事例で示すだけではなく、各自治体から寄せられた意見や要望等を踏まえ、運用面で想定される課題（受入可能人数の算定方法や協定締結者の考え方）等をＱ＆Ａ形式などにより整理し、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」等に記載し、早期に公表すること。

（６）区市町村での指定や施設管理者の開放に多大な負担が生じることのないよう、必要十分な支援策を講じること。

　また、区市町村の施設だけでなく、国や都道府県、民間施設の幅広い活用が行われるよう、利用者への認知度向上や利用を促すための普及啓発を強化すること。特に、国の施設は早期に公表し、速やかに区市町村がクーリングシェルターとして指定できるようにすること。

２１　微小粒子状物質（ＰM2.5）・光化学オキシダント（Ｏｘ）対策の推進

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局）

大気環境中の微小粒子状物質（ＰM2.5）と光化学オキシダント（Ｏｘ）の濃度改善のため、発生源の実態や生成メカニズムを解明し、総合的かつ広域的な対策・国際的な取組をより一層講じること。

＜現状・課題＞

東京の大気汚染は、各種固定発生源対策やディーゼル車走行規制等の実施などにより、浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を達成するなど確実に改善している。残された課題として、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するＰM2.5やＯｘの濃度改善がある。

ＰM2.5 の都内の濃度は、これまでの対策により大幅に低減し、令和元年度に初めて全測定局で環境基準を達成して以降も減少傾向ではあるが、都独自の政策目標を掲げ、取組を推進している。一方、Ｏｘは、新たな環境基準施行後も環境基準を超過した状況が続く見込みである。

ＰM2.5 やＯｘは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、日本国内の排出源のほか大陸からの越境汚染を含む広域的な大気の移流に起因することなどから、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成機構等を解明し、これまでの原因物質対策（揮発性有機化合物（ＶＯＣ）や窒素酸化物（ＮＯｘ）等）の効果検証を踏まえながら、総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。特に、国は新たなＯｘ環境基準を告示したが、長期基準は国内対策だけでの達成は極めて困難との報告もあり、より一層の国際的な取組が求められる。

また、ＰM2.5 やＯｘ等の大気汚染物質は、気候変動により濃度が変化することや、一方で気候変動に影響を及ぼすことが報告されており、大気汚染と気候変動は密接に関係している。気候変動対策の取組が世界的に進められる中、気候変動対策の観点を持ちつつ大気汚染対策を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム、大気の移流、全球的なバックグラウンド濃度の影響等について、引き続き詳細な解明を行い、これまでの対策の効果検証を踏まえながら、原因物質削減目標の設定や越境汚染対策など総合的かつ実効性のある広域的な対策・国際的な取組をより一層講じること。

また、誤解を招くことのないよう、健康影響や植物影響、環境基準の見直しなどに関する正確な情報やデータを適切に提供すること。

（２）ＶＯＣは、ＰM2.5 とＯｘを生成する主要な原因物質の一つであることから、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するとともに、総合的な削減対策を引き続き強力に推進すること。

① 平成 18 年４月より進めてきた大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく排出規制と事業者による自主的取組を併せたＶＯＣ排出削減対策について、これまでの対策の効果検証を詳細に行い、事業者の取組の効果を定量的に把握できるようにすること。

② ＰM2.5 とＯｘ生成能の高いＶＯＣをそれぞれ明らかにする調査や植物起源ＶＯＣの排出量の実態把握を進めること等により、ＶＯＣ排出削減によるＰM2.5 とＯｘの低減効果の定量的な予測精度を向上させること。

あわせて、生成能の高いＶＯＣの実態把握を進めるため、ＰＲＴＲ制度やＶＯＣ排出インベントリの対象とするＶＯＣの成分を拡充させるとともに、効果的な対策方法について検討を進め、速やかに実施すること。

③ 法規制の対象にならない中小事業者に対し、一層自主的取組が促進されるよう、財政支援も含め、早急に推進策を講じること。

④ 自主的取組を実効性あるものとするため、小型・低コストの処理装置や排出量の管理が容易にできる測定機器及び代替品となる低ＶＯＣ資材の開発・普及を促進すること。

⑤ ＶＯＣ排出事業者へ製品製造を発注している事業者に対し、ＶＯＣ対策を盛り込んだ発注仕様の採用を促し、発注側からのＶＯＣ対策の普及を図ること。

また、公共調達におけるＶＯＣ排出抑制への取組が推進されるよう、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）においてＶＯＣ対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。

⑥ 日常生活に伴うＶＯＣの排出が抑制できるよう、製造業者や関係団体に対し、ＶＯＣ使用量の少ない商品の製品化を促す取組や支援を行うこと。

また、消費者や企業に対し、製品の購入に当たってＶＯＣの少ない製品を選択するよう広報・情報提供を行うこと。

⑦ 低ＶＯＣ塗装工事の更なる普及に向け、研究体制の充実や民間等の先行事例の検証により知見を収集し、国が行う公共工事について、建築工事における水性塗料の適用部位の拡大を図ること。

また、橋梁等、鋼構造物における低溶剤、無溶剤及び水性塗料の採用を促すよう、現場での試験塗装を実施するなど標準仕様の改定に向けた取組を進めること。

さらに、グリーン購入法における公共工事の項目について、特定調達品目の建築資材として、水性塗料をはじめとする低ＶＯＣ塗料等に関する内容の充実を図ること。

⑧ 現在ＶＯＣ自主行動計画に参画していない建設業界に対し、産業界と同等のＶＯＣの排出削減に向けた目標の設定等、実効性のある取組を促すこと。

⑨ 燃料蒸発ガスの低減対策のうち、給油所側の対策である StageⅡ給油機

の更なる普及促進に向けて、事業者が自主的取組を円滑に実施できるよう、継続的な財政支援を含め、必要な措置を早急に講じること。特に、都内に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収率の高い Stage Ⅱ給油機普及促進のため、メーカーへ更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

⑩　大規模なＶＯＣ取扱施設が集中する地域（臨海地域など）の排出総量の実態や影響を把握し、一層の排出抑制策を講じること。

（３）Ｏｘの濃度は、ＮＯｘとＶＯＣとのバランスに依存し、ＮＯｘの濃度が改善されても、夏季に都市部で上昇する可能性がある。そのため、自動車排出ガス規制の強化などによるＮＯｘの削減量に見合ったＶＯＣ削減量とするための対策の一層の推進を図るなど、総合的な大気環境対策を推進すること。

（４）ＰM2.5 について、以下の施策を講じること。

①　排出インベントリの精度向上に重要であるため、発生源から排出されるＰM2.5 の凝縮性粒子を共通の手法で測定することができるよう、汎用性の高い標準的な測定法を定めること。

②　船舶や航空機が集中する地域（臨海地域など）からのＰM2.5 排出総量の実態や影響を把握し、排出抑制対策を講じること。

（５）大気環境の改善と気候変動の回避の双方により実効性のある対策を推進するために、ＰM2.5 やＯｘ等の大気汚染物質と気候変動の関係について、調査研究を進め情報提供を行うこと。

２２　学校施設の空調設備整備に対する支援【最重点】

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

さらに、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

＜現状・課題＞

（１）区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成 22 年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安全・安心な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成 25 年度末に完了し、平成 26 年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成 30 年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設した。国はリース方式の空調設備整備について国庫補助対象としていないが、都は、令和元年度からリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。また、普通教室の空調の多くが更新時期を迎えるため、令和８年度から、リース方式を含め、普通教室の空調更新の支援を開始する。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

（２）都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、トイレの洋式化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、

強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）猛暑日等の日数は増加傾向にある。小・中学校は、児童・生徒が１日の多くの時間を過ごす場所であり、また、体育館は、災害時には避難所となる。そのため、空調設備の更新や特別教室及び体育館等への新設を早期に計画的に実施する必要があることから、区市町村立学校の空調設備整備について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、採択を保留することなく当初予算により採択すること。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

（２）都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

２３　公立学校施設整備の促進

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）公立学校施設の老朽化対策などに係る区市町村の負担を軽減するため、改築事業等について、資材高騰等の状況を十分に踏まえ、補助単価や補助率の引上げなどを行うこと。

（２）公立学校施設整備に係る十分な財源を確保するとともに、採択に当たっては、区市町村の事業が円滑に進められるよう必要な措置を講じること。

（３）教室確保やＬＥＤ化等のリースによる施設整備等について、他の整備手法による場合と同様に財政支援を行うこと。

（４）公立学校施設の非構造部材の耐震対策の早期完了のため、十分な財源を確保するとともに、補助制度の充実や起債充当率の引上げを行うこと。

（５）大規模改造事業におけるバリアフリー化等施設整備工事の対象の拡大を図ること。

（６）公立学校施設の脱炭素化が促進されるよう、補助率の引上げや補助要件の緩和を行うこと。

（７）公立学校施設の防犯対策が促進されるよう、補助率の引上げや補助要件の緩和を行うこと。

＜現状・課題＞

（１）現在、多くの公立学校施設で老朽化が進み、区市町村では、良好な教育環境の維持・向上のため改築等を計画的に行うことが重要な課題となっている。さらに、公立中学校の学級編制については、国は中学校の学級編制の標準を令和８年度より段階的に現行の 40 人から 35 人に引き下げ、都においても令和８年度以降、第１学年から段階的に 35 人学級へ移行する予定としている。これに伴い、区市町村は公立中学校の施設の増改築や転用等、教室確保に向けた施設整備を進めていく必要がある。

これまでも区市町村は、改築事業や長寿命化改良事業、大規模改造事業等の

国庫補助を活用し、施設整備を行ってきたところであるが、資材費や労務費の高騰に伴い、整備費用の上昇が続いている。実勢価格と補助単価がかい離していることから負担は大きく、義務教育施設の整備環境は厳しい状況にある。

（２）国による公立学校施設整備に係る事業採択について、令和７年度は、採択方針に基づく事業精査の結果、４月時点の採択数は、全体の３割程度と前年度の半数以下にとどまり、さらに、採択されているものの多くは本省繰越予算による採択であった。資材高騰や入札不調による事業計画見直しに伴い工事の遅延が生じているが、本省繰越予算は繰越が困難であるため、対応に苦慮する自治体が多い。

仮に事業が不採択となると区市町村が単費により実施せざるを得なくなり、特に、共同調理場等の整備規模が大きな事業の場合には、多額の財政負担を強いられる。このため、改築等に遅延を招くなど、学校施設の環境整備の推進に著しい支障が生じ、児童・生徒の安全・安心な学校生活にも影響を与えかねない。

（３）都において、今後一部地域で、児童・生徒数の増加が見込まれており、特に大規模集合住宅が建設される地域を中心に、一時的な教室確保に向けた施設の整備が必要となることが予想されるため、必要な施設整備に柔軟に対応できる財源の確保が不可欠である。

また、令和５年の「水銀に関する水俣条約第５回締約国会議」において、水銀汚染廃棄物のしきい値等に関する議論が行われ、蛍光ランプの製造等をその種類に応じ 2027 年（令和９年）末までに禁止することが決定された。このことや脱炭素化への対応のため、区市町村は学校における照明のＬＥＤ化を早期に達成する必要があり、短期間に多くの財政負担が生じる。

（４）屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策を含む非構造部材の耐震対策については、早急な対策が求められているが、区市町村が非構造部材の耐震対策を短期間で進めるに当たっては、費用負担が非常に大きなものとなっている。

非構造部材は多種多様であり、１校当たりの工事費が、交付金対象下限額である 400 万円を下回る場合も多く、その場合は区市町村が単費で工事を実施している。

また、非構造部材の耐震対策を含めた防災機能強化事業の地方負担分に対する起債充当率は、学校教育施設等整備事業債が 75%、財源対策債が 15%となっており、区市町村に一時的な財政負担が生じている。

（５）障害のある児童・生徒の就学基準の改正や就学手続の弾力化に伴い、小・中学校の特別支援学級や通常の学級に、多様な障害を有する児童・生徒が就学できるようになっている。また、令和２年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が改正されたことに伴い、令和３年度より学校施設環境改善交付金交付要綱では、大規模改造（質的改造）のうち、バリアフリー化等施設整備工事の算定割合が３分の１から２分の１に引き上げられている。

しかし、交付金対象工事下限額が 400 万円であるため、手すりやスロープの設置といった小規模な整備は補助対象となっていない。

（６）国において、令和３年に地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030 年度の温

室効果ガス削減目標として2013年度比で46%削減を目指すこと、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されている。また、地球温暖化対策計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことを求められている。

公立学校施設の環境負荷の低減を図るとともに、地域の環境教育の発信拠点となる学校施設整備の推進として実施されているエコスクール・プラスの文部科学省支援措置は、ZEB Readyを達成すること等が条件となっており、非常に条件が厳しいため、区市町村が充分に活用できていない。

（７）不審者の学校侵入防止対策の強化のために緊急に行う、防犯対策の観点から必要となる工事を対象とした大規模改造（特別防犯対策施設整備工事）事業（対象工事下限額100万円）については、令和７年度で事業終了となった。これにより、防犯対策については、学校施設環境改善交付金大規模改造（防犯）事業（対象工事下限額400万円）のみとなり、400万円未満の防犯対策工事は補助対象とならない。

＜具体的要求内容＞

（１）補助単価の引き上げ等について

改築事業や長寿命化改良事業等について、学校施設の老朽化に伴う建て替えや、中学校35人学級への移行に伴う施設整備などの需要に応えられるよう、実工事費とのかい離が大きい事業については更なる補助単価や補助率の引上げを行うこと。また、補助対象の要件や上限額の見直しなど、対象工事を拡充すること。

（２）施設整備について

改築事業、長寿命化改良事業、大規模改造事業、防災機能強化事業、学校給食施設整備事業、学校体育諸施設整備事業、その他事業に関して、中学校の35人学級への移行に伴う施設整備等、区市町村の新たな施設整備の需要にも応えられるよう、国庫補助金等の財源を当初予算において十分に確保すること。また、今後の採択においては、区市町村の整備計画の見直しが生じないよう、必要な措置を講じること。あわせて、老朽化対策事業についても対象とされていた国土強靭化関係予算を、令和８年度以降も別途確保すること。

（３）リースによる施設整備等について

地域の実情に応じて、児童・生徒数の一時的増加に対応するためのプレハブ校舎の利用及び早期にＬＥＤ化等を進めるため、リースによる施設整備等について、他の整備手法による場合と同様に財政支援を行うこと。

（４）学校施設の耐震化について

区市町村が、非構造部材の耐震化を早期に完了するため、防災機能強化事業実施に係る国庫補助金等の財源を引き続き十分に確保するとともに、国庫補助率の引上げや、対象事業費の下限額の引下げなど、補助制度の充実を図ること。

また、地方負担分に対する学校教育施設等整備事業債の充当率を100%に引き上げる等、区市町村の財政負担を減じるための措置を講じること。

（５）バリアフリー化等施設整備工事について

区市町村が、それぞれの施策や地域の事情に応じて学校施設のバリアフリー

化を進められるよう、交付金対象工事の下限額を引き下げること。

（６）脱炭素化の促進について

区市町村が、より積極的に公立学校施設の脱炭素化を進めることができるよう、太陽光発電等導入事業の補助率を引き上げること。

また、エコスクール・プラスに係る文部科学省の支援措置の要件を緩和すること。

（７）防犯対策施設整備工事について

区市町村が、それぞれの施策や学校施設の実情に応じて、緊急に防犯対策を講じることができるよう、交付金対象工事の下限額を引き下げること。

21 都市の強靱化
セーフシティ

１　ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　政策企画局・都市整備局・建設局）

「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

＜現状・課題＞

気候変動の影響で激甚化する風水害や、いつ起きてもおかしくない首都直下地震・火山噴火などの危機に直面する中にあっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和４年 12 月に「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を始動した。令和５年 12 月には、危機への備えを更にレベルアップした「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」を公表した。

また、「2050 東京戦略」（令和７年３月策定）に掲げた都市の強靭化等の戦略を推進・加速するため、自然災害に加え、今後一層厳しくなる暑さや地政学リスクの高まりなど、都を取り巻く状況変化も踏まえ、プロジェクトを強化・アップグレードしていくこととしている。

本プロジェクトでは、100 年先も安心できる東京を目指し、風水害や地震など東京が直面する危機に対して、ハード・ソフト両面から実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040 年代までの総額で 17 兆円、当初 10 年間で７兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靭化を図ることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

国は、令和７年 11 月に公表した「「強い経済」を実現する総合経済対策」において 17 の戦略分野で大規模な危機管理投資・成長投資を進めることとしている。その一つに「防災・国土強靭化」を位置付け、「現在と未来の生命」を守る令和の国土強靭化を推進するための防災・減災・国土強靭化投資について、先行的かつ集中的に取組を強化するとともに、成長戦略の肝となる「危機管理投資」として強い経済を下支えしていくため、その実効性を確保する取組を推進することとしている。

国と都は、これまでも共通の課題に対して協議を重ねてきたところであるが、今後は、新たに設置された「国と東京都の協議会」も活用し、東京と日本の成長に向け、都市の強靭化等の施策を一層の連携を図りながら進めていかなければならない。

都は、激甚化する風水害や首都直下地震などへの備えを強化し、不断の取組を進めてきた結果、防災対策は着実に進捗し、減災に寄与している。東京への集中投資は、減災効果が極めて高く、確かな成果に結びつき、国力にも直結するものである。都市機能が集積する首都東京の更なる強靭化のためには、都はもとより、国においても積極的な投資を行うことが重要である。このため、長期にわたる本

プロジェクトに必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に配分するとともに、プロジェクトの着実な推進に向け、制度の拡充などが必要である。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側である建設業の人材確保が重要である。国土交通省の「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料によると、建設業は現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、生産性の向上等が求められ、将来の担い手の確保が急務であるとされている。これは、本プロジェクトだけでなく、公共事業や民間の発注を含め、東京はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靭で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に的確に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な事業を着実に実施していかなければならない。

＜具体的要求内容＞

（１）「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、各種事業の柔軟な運用や必要な制度の拡充・創設などを行うこと。

（２）「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業におけるＤＸの推進による生産性の向上など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参　考

【ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの事業規模】

（１）総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち当初10年間
17 兆円	7 兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040 年代までの事業規模を示している。
※一部の事業は完了が 2040 年代を越えるものがある。
※「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」公表時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

（２）事業規模（概算）の内訳

区　分	事業規模（概算）の内訳	
		うち当初 10 年間
激甚化する風水害から都民を守る	7.1 兆円	2.0 兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.6 兆円	3.8 兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1 兆円	0.6 兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	1.4 兆円	1.3 兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.7 兆円	0.4 兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

２　総合的な治水対策の推進

１　生命や財産を守る治水事業の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。

（２）災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。

（３）第１次国土強靭化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参　　考

【国土交通省令和８年度予算の動向（予算概要（令和８年２月）より）】

○令和８年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項　　目	令和８年度	令和７年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	52,950	52,753	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に計上されている。

※実施中期計画１年目は、令和７年度の補正予算で１兆 2,585 億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項　　目	令和８年度	令和７年度	対前年度比
水管理・国土保全局関係予算（国費）	11,040	10,702	1.03

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

※実施中期計画１年目は、令和７年度の補正予算で 3,683 億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

○「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」（令和７年３月）では、「災害の脅威から都民を守る世界で最も強靭な都市」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくとしている。

○「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」（令和４年 12 月）においても、都民の安全・安心を確保できる、強靭で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する５つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。令和５年 12 月に策定した「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」においても、気候変動を踏まえ豪雨対策を一層強化するなど、強靭かつ、サステナブルな都市を目指して、取組を加速している。

【東京都における治水対策の必要性】

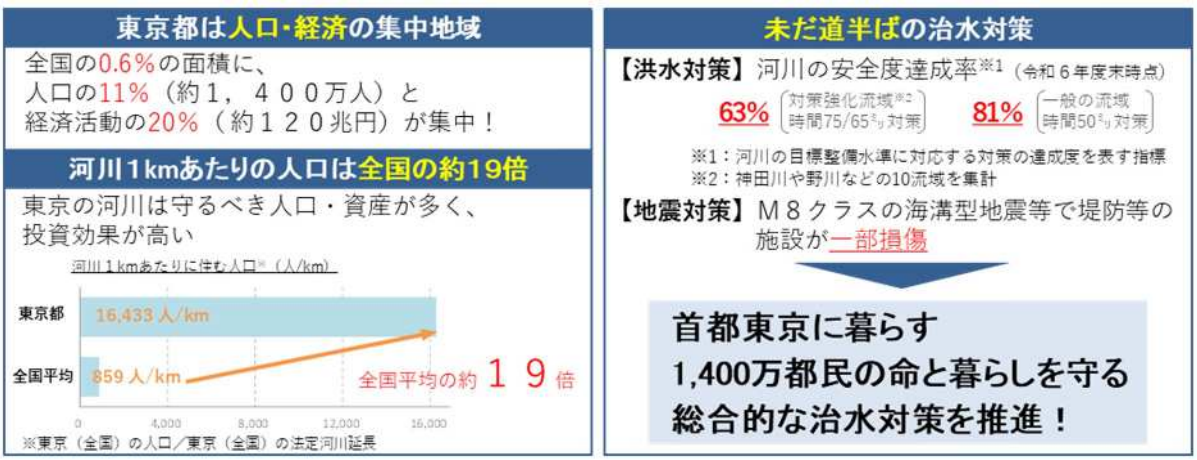

２　都市型水害対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・下水道局）

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

都は、時間 50 ㎜降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、時間 50 ㎜を超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中枢であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため現在、年超過確率 20 分の１規模の降雨に対応するため、河川整備に当たっては、時間 50 ㎜までの降雨は護岸整備で対応し、それを超える降雨には調節池等で対応することを基本としている。優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を実施している。

また、気候変動の影響を踏まえ、「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」において令和 17 年度までに総貯留量約 250 万㎥の調節池等の新規事業化を目標として掲げており、神田川など９河川において新たな調節池等の事業化に向けた取組を行っている。

今後は、令和５年 12 月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を踏まえ、気候変動に対応するための取組を推進していく。

河川整備は、浸水被害の軽減及び気候変動等の課題への対応として必要な事業を行っていくものであり、事業評価においては、都心部における地下空間の高度利用や社会経済上重要な施設などの被害軽減効果の評価や、事業の投資効率性、波及的影響、実施環境といった多角的な観点から総合的に行う必要がある。

下水道施設整備に当たっては、令和５年 12 月に定めた東京都豪雨対策基本方針に基づき、内水氾濫による浸水被害を軽減する取組を推進していく。区部では、早期に被害を軽減するため、浸水リスクが高い 67 地区を重点化し、下水道幹線や貯留施設等の基幹施設を整備する。

多摩地域では、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修、流域対策など多様な対策手法を組み合わせて内水氾濫による被害の防止を図る。市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）護岸整備に加え、調節池の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
・ 善福寺川上流地下調節池
・ 城北中央公園調節池（石神井川）
・ 石神井川上流地下調節池
・ 境川木曽西調節池

（３）下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

・目黒区上目黒、世田谷区弦巻
・目黒区八雲、世田谷区深沢
・大田区上池台
・世田谷区野毛
・港区白金、品川区上大崎
・品川区戸越、西品川
・中野区東中野、杉並区阿佐谷
・目黒区下目黒
・世田谷区代沢
・杉並区久我山
・豊島区池袋本町
・葛飾区金町
・江戸川区中央　　など計 67 地区

【流域下水道雨水幹線の整備】

・空堀川上流域南部地域

（４）都が実施する気候変動を踏まえた取組を進めるに当たり、必要な助言等を行うこと。

（５）治水経済調査マニュアル（案）における貨幣価値化が困難な項目においても評価手法を示すなど、様々な事業効果を適切に評価できる手法を確立すること。

参　　考

［治水事業］

【近年多発する集中豪雨】

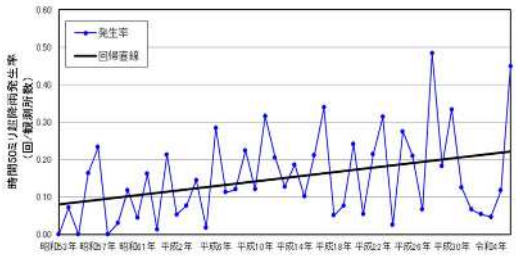

時間 50 ㎜以上の降雨発生率の経年変化

平常時の妙正寺川

平成17年9月豪雨時(時間112㎜)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】

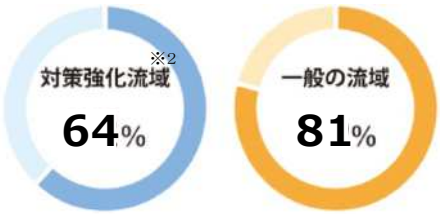

河川の安全度達成率※1（R8年3月末時点）

※1：河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標

※2：年超過確率20分の1規模の降雨に対応する神田川や野川などの10流域

整備前

整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】

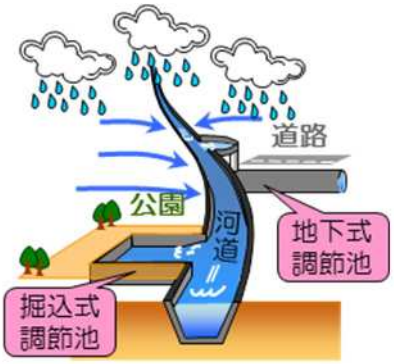

調節池による対応イメージ

城北中央公園調節池整備状況

環状七号線地下広域調節池整備状況

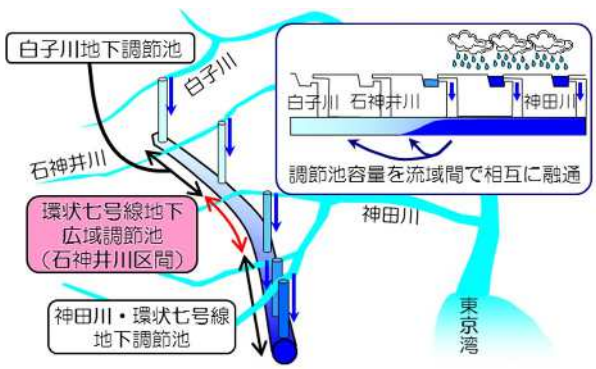

環状七号線地下広域調節池イメージ

［下水道浸水対策事業］

【下水道施設の整備状況】

<table>
<tr>
<td>
浸水対策幹線の整備
《呑川増強幹線》</td>
<td>
雨水ポンプ所の整備
《勝どきポンプ所》</td>
</tr>
<tr>
<td>
流域下水道雨水幹線の整備《空堀川上流雨水幹線（立坑築造工）》</td>
<td>
雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》</td>
</tr>
</table>

３　地震・津波・高潮対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード 8.2 の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成 24 年 12 月策定）に基づき、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。

さらに、令和４年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和３年 12 月策定）に基づき、堤防約 57 ㎞、水門等９施設において対策を進めており、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす 300 万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）地震・津波対策について、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。

（３）背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参　　考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。

４　ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

＜現状・課題＞

都内には土砂災害警戒区域が約 16,000 か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成 25 年伊豆大島では、24 時間雨量 824 ㎜に達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

また、令和元年東日本台風では、多摩地域を中心に日雨量 600 ㎜を超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの保全対象の重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要となる土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を充実させていくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査（１巡目）による区域指定が、令和元年９月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね５年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、前回調査から５年経過した箇所において、２巡目以降の基礎調査を計画的に進めている。開発圧力の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも２巡目以降の基礎調査の重要度は高い。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、地方交付税交付金により手当されているが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは、区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税収減に対する財政上の支援措置や、避難所等の移転、区域指定解除や安全対策のための防災工事、既存建築物の補強に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の恒久化を求める要望がある。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、渓流周辺の平地に集中している人家等が被害を受ける危険性がある

ため、火山砂防事業の推進が急務となっている。
　また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

＜具体的要求内容＞
（１）砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（２）土砂災害防止法に基づく基礎調査（２巡目以降）を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
（３）土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。
（４）土砂災害警戒区域等の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政上の支援措置の一層の充実を図ること。
（５）土砂災害警戒区域内における区域指定解除や安全対策のための防災工事に対し、区市町村が助成や直接工事などを行う際の財政上の支援措置の創設・充実を図ること。
　また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。
（６）地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている緊急自然災害防止対策事業債について、恒久化を検討すること。
（７）侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参　　考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約 16,000 か所存在

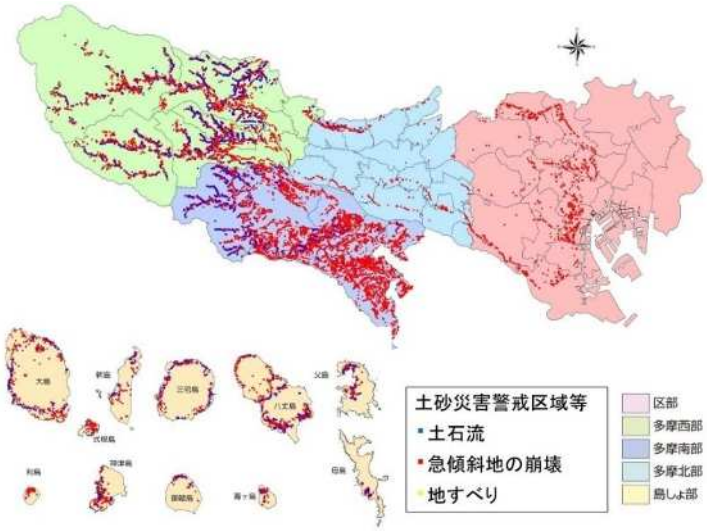

【土砂災害警戒区域等の指定状況】

＜令和８年３月末時点＞

指定済み箇所数
土砂災害警戒区域 15,727 か所
土砂災害特別警戒区域 13,761 か所

【整備状況】

＜令和８年３月末時点＞

区　　分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	190渓流	128渓流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	62地区
地すべり対策事業	14地区	13地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

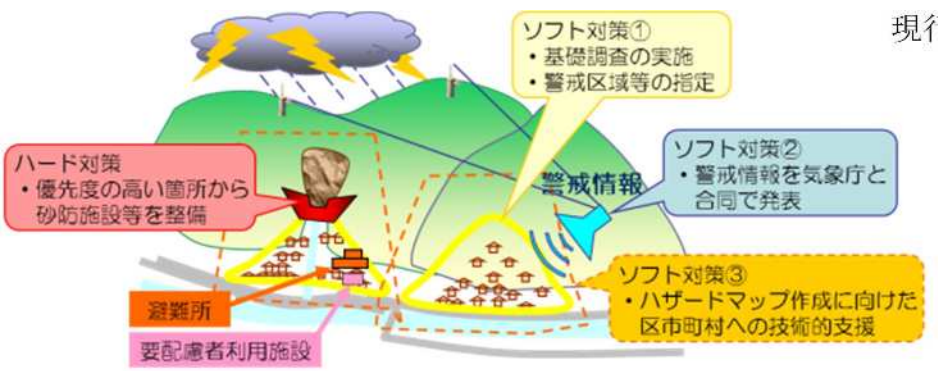

【基礎調査の国費率】

現行　１／３

５　水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

＜現状・課題＞

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めるとともに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成 23 年４月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

さらに、令和５年６月には、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォーカブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

また、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参　　考

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備

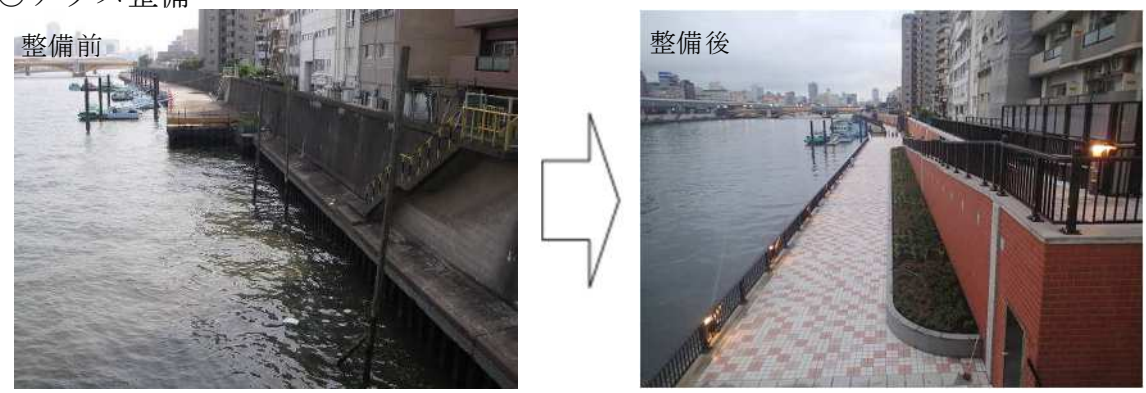

○河川敷地を活用したオープンカフェ

○両国リバーセンター

【河川緑化の取組事例】

○大栗川の護岸緑化

６　水質浄化の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

都はこれまでに、環境基本法（平成５年法律第 91 号）に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

7　流域貯留浸透事業の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

＜現状・課題＞

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和３年度より、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は、個別補助事業として補助率が２分の１へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は３分の１となっている。

また、令和６年度より交付金事業である流域貯留浸透事業の採択要件が、これまでの 300 ㎥以上から、複数で 500 ㎥以上の貯留浸透機能を持つ施設とされた。一方、特定都市河川流域で実施する個別補助事業は、これまでどおり 300 ㎥以上となっている。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
（２）あらゆる河川において１施設 300 ㎥未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、特定都市河川流域以外を含む個別補助事業の採択要件を緩和すること。
（３）レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

参　　考

【整備状況】

＜令和８年３月末時点＞

区　　分	整備状況
流域貯留浸透施設（Ｓ58～）	114か所

８　海岸保全事業の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成 26 年６月の海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和４年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

さらに、国は、令和２年に気候変動による影響を踏まえて海岸保全基本方針を変更しており、都においても、令和７年３月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を改定した。今後は、改定した海岸保全基本計画に基づき、海岸保全事業を検討及び実施していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

＜具体的要求内容＞

（１）海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（３）伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参　　考

【海岸施設の状況】

波浪による侵食（新島）

老朽化による施設の破損状況　（左）御蔵島、（右）三宅島

海岸侵食による汀線（海岸線）の後退（新島）

９　河川管理施設の点検に向けた財源確保等

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

近年頻発する豪雨等に対しても施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設の点検の着実な実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

＜現状・課題＞

都がこれまでに整備した河川管理施設は、今後急速に経年劣化が進行することが想定されている。その中で、近年頻発する豪雨等に対しても、施設の機能を確実に発揮させるために、定期的な点検による施設健全度の把握が必要である。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の改正に伴い、河川管理施設の点検は、目視により一年に一回以上の適切な頻度で行うことが義務付けられている。

一方、現時点での河川管理施設の点検に対する交付対象は、大規模な水門・ポンプ設備等の一部のみに限られている。

これらのことから、河川管理施設の点検を着実に実施していくために、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）定期点検が義務付けられた堤防等をはじめとした河川管理施設の点検に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

（２）堤防が存する区間に設置された水門、樋門等の点検については、機械設備等も点検の対象に含まれ、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参　　考

（１）河川管理施設の点検事業費

【令和８年度　予算（当初）】　　（単位：百万円）

区　　分	事業費
河川管理施設の点検	537
堤防・護岸等点検	104
地下調節池・分水路点検（土木躯体）	10
地下調節池設備保守点検	40
水門・排水機場設備保守点検	383

（２）河川管理施設の点検事例

○堤防・護岸の点検

堤防点検

護岸点検

○地下調節池・分水路の点検

土木躯体点検

設備点検

○水門・排水機場の点検

水門点検

排水機場点検

１０　河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全型管理の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

＜現状・課題＞

都がこれまで整備を進めてきた鉄筋コンクリートで構築された堤防・護岸をはじめとした河川構造物は、建設後相当年数が経過し、一部の施設に顕著な損傷が見受けられるようになってきた。今後は補修や更新の必要な施設が急速に増加することが想定されている。

そのため、従来の対症療法的な応急補修による管理から、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理への転換が求められている。

特に、河川構造物の中でも地下調節池・分水路は、治水上重要な施設であるが、地下に設置されていることから再構築が困難なため、一層の長寿命化を図る必要がある。

このことから都は、平成 28 年３月に「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」を策定したことをはじめ、河川管理施設を対象として、予防保全型管理を導入している。

一方、河川管理施設の予防保全（長寿命化）に関する交付金は無く、補助金の対象施設は、水門やポンプ設備等の一部のみに限られている。また、平成 30 年度から拡充された地方交付税制度を活用した公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）においても、地下調節池や分水路等の土木構造物は対象外となっている。

今後、不交付団体である都が管理する地下調節池や分水路等の治水上重要な施設において予防保全型管理を着実に実施していくためには、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参　　考

（１）都管理の施設（地下調節池・分水路）の現状

【約 25 年後の状況（令和 33 年度）】

25 年後、地下調節池･分水路（全 21 施設）のうち、約 61%が完成から 50 年を経過する見込み

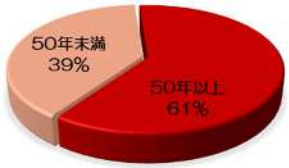

目黒区　1990 年完成

文京区　1971 年完成

（２）各施設の補修工事着手時期

「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」より

施 設 名 （ 分 水 路 ）※2	（令和２年度まで）	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度
江戸川橋分水路	○		
仙川小金井分水路		○	
飛鳥山分水路	○		
高田馬場分水路	○		
三沢川分水路	○		
水道橋分水路			○
お茶の水分水路	○		
入間川分水路			○
施 設 名 （ 地 下 調 節 池 ）※2	（令和２年度まで）	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度
船入場調節池			○
落合調節池			○
妙正寺川第二調節池	○		
上高田調節池	○		
荏原調節池	○		
黒目橋調節池（Ⅰ）			○
黒目橋調節池（Ⅱ） ※1			
比丘尼橋下流調節池			○
神田川・環状七号線地下調節池（Ⅰ）		○	
神田川・環状七号線地下調節池（Ⅱ）		○	
霞川調節池			○
鷺宮調節池 ※1			
古川地下調節池 ※1			
善福寺川調節池 ※1			
白子川地下調節池 ※1			

※１　令和３年度の予防保全計画更新時に新たに対象とした５施設については、劣化が進行していないため、次回の健全度調査の結果により改めて判断することとする。

※２　新たな施設が建設された場合は、計画更新時に随時取り込んでいく。

３　東京港の高潮・地震・津波対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約 300 万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」に基づき、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

＜具体的要求内容＞

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、新砂水門などの耐震性強化や気候変動の影響を考慮した京浜運河沿いの防潮堤の嵩（かさ）上げなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

４　大規模水害対策の推進【最重点】

１　大規模水害対策の推進

（提案要求先　内閣府・国土交通省）
（都所管局　総務局・建設局）

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川が氾濫し、大規模水害が発生した場合には、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

＜現状・課題＞

平成 27 年の関東・東北豪雨、平成 30 年７月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和２年７月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいっ水し、浸水被害が発生するなど大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成 28 年６月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 30 年３月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年６月、内閣府と都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和３年６月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」を取りまとめ、広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要とし、さらに、安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨するとした。そして、令和４年３月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和４年６月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和５年３月には、広域避難先の開設運営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関する検討成果を報告書として取りまとめた。令和６年３月には、避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる広

域避難の特殊性を踏まえ、全ての機関が共通認識の下、各々が実施する対応、行動についてタイミング、内容を共有するためのタイムラインを取りまとめた。令和７年３月には、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

令和７年７月、同モデルを踏まえ、都及び都内自治体等が予定する東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る計画や、要領等の策定又は改定に資する検討などを行うことを目的に、都は、都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」を設置した。同検討会において、都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に向けた検討を進めている。

広域避難計画の策定に当たっては、引き続き、避難手段の確保や住民の避難誘導、広域避難情報の発信方法等を整理していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。

（２）大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。

また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。

（３）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。

（４）荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁（りょう）架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。

（５）荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

２　荒川第二・第三調節池の整備推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

＜現状・課題＞

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和 22 年９月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量 11,900 ㎥／s（岩淵地点）に対し、洪水調節施設により 5,700 ㎥／s を調節することとしているが、現在完成した４施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和３年 12 月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。

また、令和 12 年度の完成に向けて工事を進める中で、段階的な効果発現を図るため、既存の横堤等を活用し、約 1,200 万㎥の洪水調節容量を確保している。

令和８年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
（２）事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

参　　考

【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和２年９月）

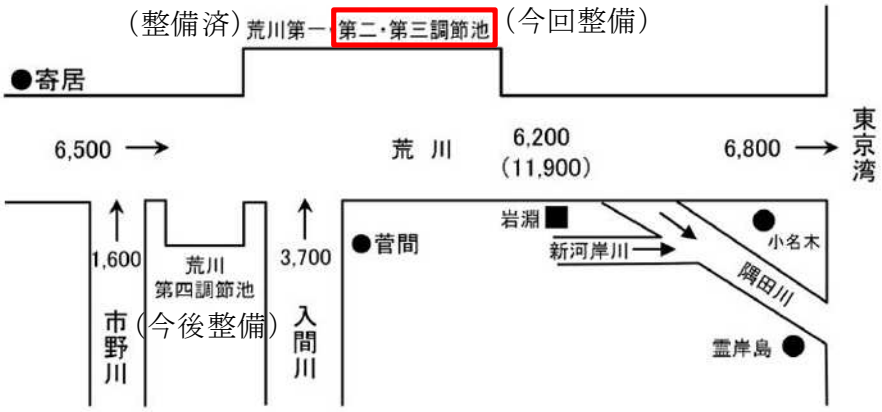

（m³/s）

※（　）は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

【整備効果（整備計画規模１／１００）】

荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞

事業再評価時　説明資料

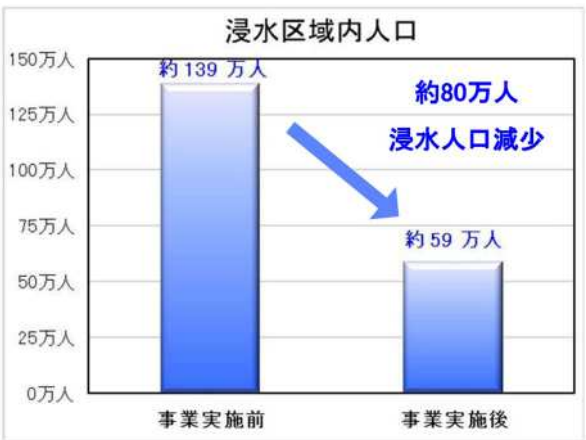

３　京成本線荒川橋梁架替事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替事業を積極的に推進すること。

＜現状・課題＞

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約 250 万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

令和３年 10 月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和５年２月に橋梁基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）京成本線荒川橋梁架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
（２）事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参　　考

【荒川下流特定構造物改築事業　事業再評価資料（令和３年 12 月１日）】
（上：変遷、下：橋梁周辺の状況）

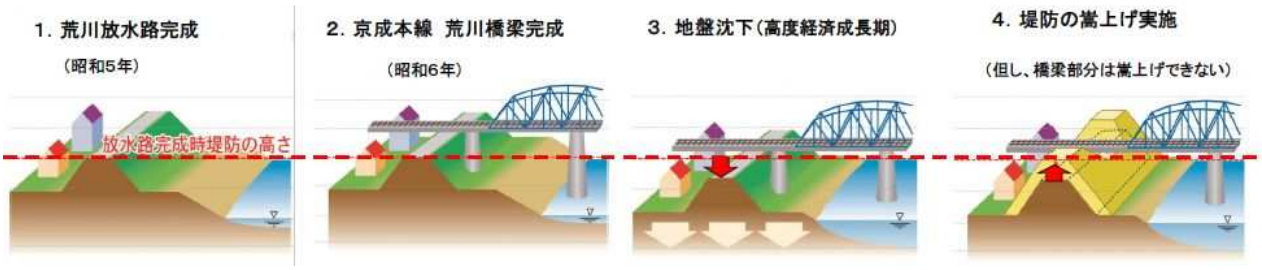

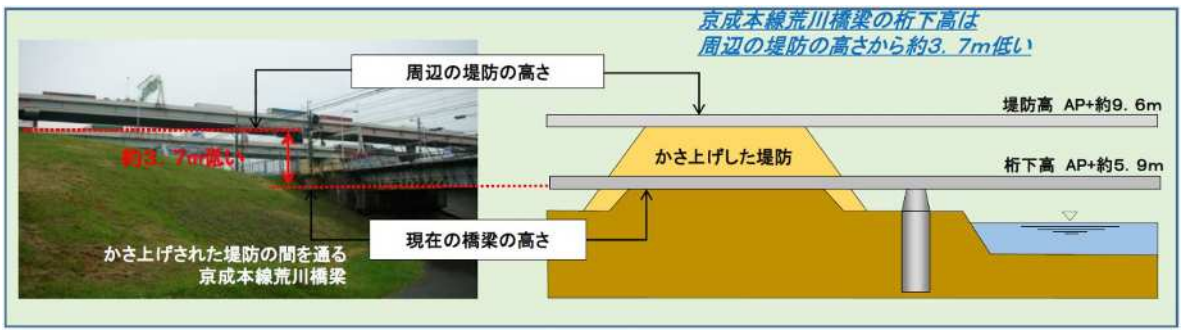

４　高規格堤防事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防事業を着実に推進すること。

＜現状・課題＞

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）において事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

また、現行の直轄事業負担金の負担割合は３分の１と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は４分の１となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
（２）高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に実施するとともに共同事業者に十分な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
（３）高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参　　考

【高規格堤防事業対象河川図（首都圏）】

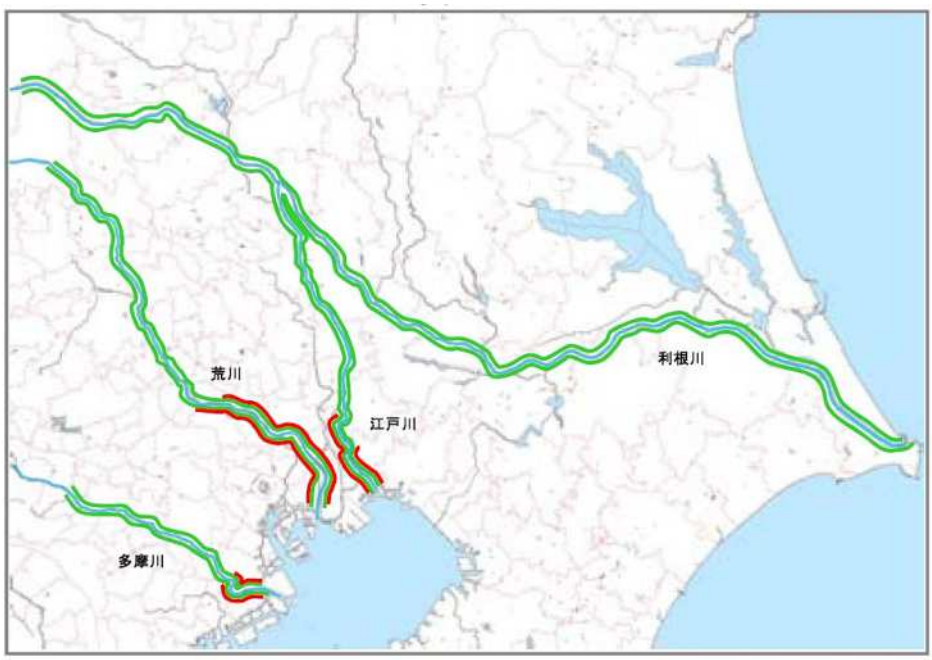

※出典：平成２４年度予算決定概要

【高規格堤防断面図（イメージ）】

【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業（高規格堤防事業含む）	２／３	１／３
	大規模改良事業	７／10	３／10
道路事業	高速自動車国道（新直轄方式）	３／４	１／４
	一般国道（直轄国道）	２／３	１／３

５　災害対策としての高台まちづくりの促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和２年１月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進め、同年 12 月に取りまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年３月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、連絡会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。令和８年３月の第６回「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」において７カ所の新規モデル地区追加、段階的整備目標設定や新規補助の創設を盛り込んだ「災害に強い首都「東京」形成ビジョン（改定）」案を公表した。

都においては、令和５年末「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。また、国においては令和５年７月に「国土強靭化基本計画」が改定され、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。このため、先行する篠崎地区をモデルに事業スキームを構築することで、他のモデル地区における取組も推進していく。

また、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成については、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として、令和３年度に「都市安全確保拠点整備事業」が創設された。

さらに、浸水切迫時の垂直避難先となる建物内避難者受入れスペースの整備に対する既存の補助制度である「一時避難場所整備緊急促進事業」を含む形で、避難経路となるデッキの整備、被害軽減のための浸水対策改修など、住宅市街地における水害対策を総合的に支援する「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」

が令和８年度に新たに創設された。
その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。
引き続き、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、国や地元自治体と連携してモデル地区等での具体的な取組の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。
加えて、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるよう、都、高速道路会社及び地元区と協定を締結し、本取組の実行性を確認し、取組の熟度を高めている。

＜具体的要求内容＞

（１）土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。特に、先行する江戸川区篠崎地区においては事業化に向けた具体的な取組を進めること。
① 地元自治体の意向や高台の不足状況を踏まえ、高規格堤防を都市計画に位置付ける等の河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力のある仕組みを活用し、モデル地区等での事業化に向けて連携すること。
② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する不動産取得税及び固定資産税（家屋）の減税措置については、引き続き期間延長及び恒久化について検討すること。

（２）「都市安全確保拠点整備事業」及び「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」については、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの具体的な取組の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。

（３）大規模水害時において、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携すること。

６　大規模水害時における排水対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・港湾局・下水道局）

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

＜現状・課題＞

東京の東部低地帯では、地盤面が海面又は河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、高潮浸水想定区域図に基づく「東京都における排水作業準備計画」を令和４年８月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するなど、浸水期間の短縮に向けた取組を進めている。

大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）大規模水害時においては、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
（２）大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
（３）浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参　　考

【荒川洪水浸水想定区域図（平成 28 年５月）】
災害に強い首都「東京」形成ビジョン　参考資料（令和２年 12 月）より

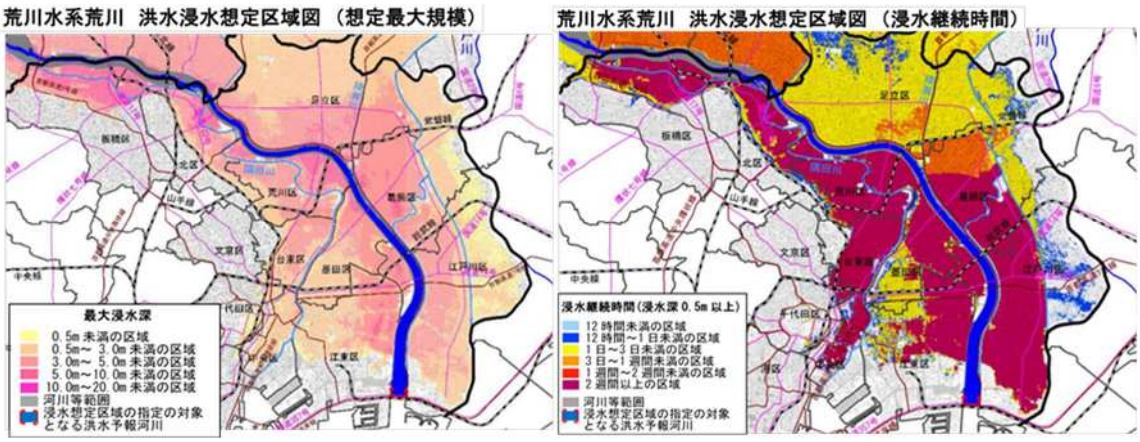

【東京都高潮浸水想定区域図（令和６年 12 月）】

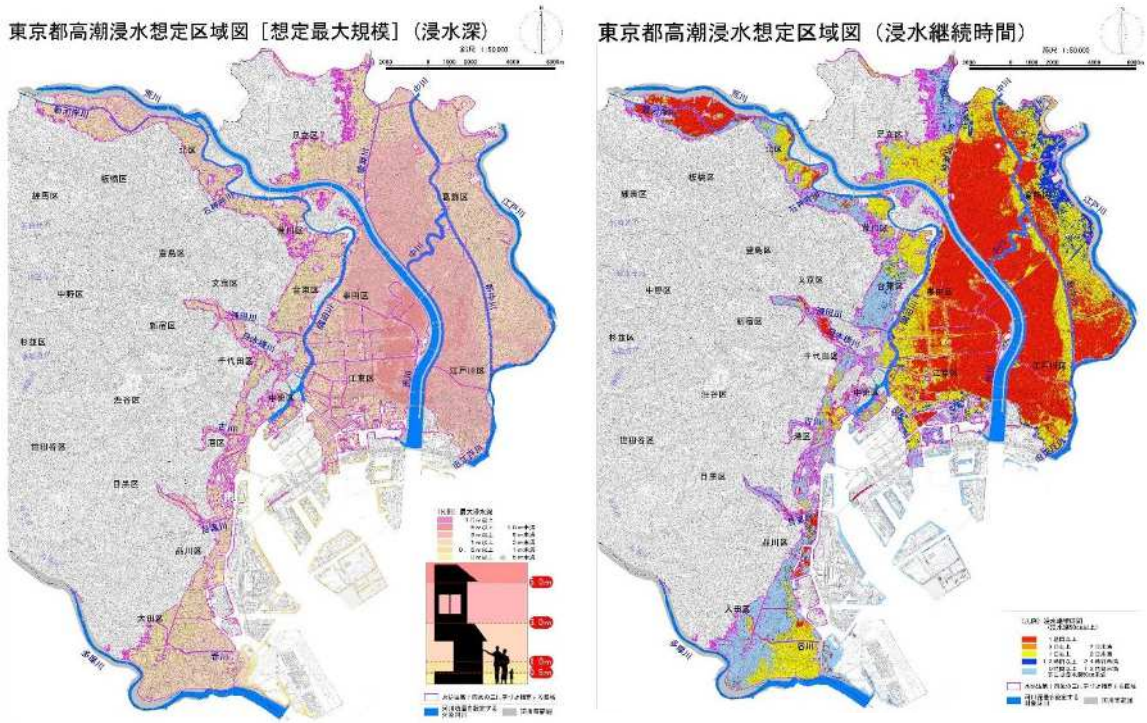

５　土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

危険な盛土等による災害を防止するため、新たな法制度の実効性の担保に向け、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

我が国は有史以来、地震や台風など数多くの自然災害に見舞われてきた。そうした中、令和３年７月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させたことなどにより、国民には、土砂災害、その中でも特に盛土の安全性に対する懸念がある。

（１）こうした背景を受け、令和５年５月には、危険な盛土等を全国一律で規制する盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号）が施行された。都は、令和６年７月に新たな法制度に移行しており、危険な盛土等への適切な対応として、これまで規制の対象外となっていた盛土等を含め、迅速に行政指導・処分を行い、土地の所有者、管理者及び占有者（以下これを「土地所有者等」という。）に災害防止措置を求めていく必要がある。

（２）盛土造成地においては、造成後に売買されることが多く、土地取得者に施工内容等の情報が引き継がれておらず、管理が適正にできない、認識がないなどの場合がある。特に、宅地分譲などでは同一の盛土造成地が複数の土地所有者にまたがるケースが多く、個々の土地所有者だけでは対応が困難である。盛土造成地を適正かつ長期的に維持保全するためには、土地所有者等が盛土造成地の施工内容等の情報を把握し、宅地分譲地においては土地所有者等の間で情報が共有され、管理に取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応できるよう、以下の措置を講じること。

①　土地所有者等又は原因行為者の資力の不足により代執行に係る費用を求償できない場合に備え、企業・団体からの出えんを含む基金（廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）第 13 条の 15 に類似規定有）を創設すること。

②　旧規制区域外における既存擁壁を有する盛土等は、災害防災措置が十分でないこともあるため、宅地耐震化推進事業における宅地擁壁等の防災対策を拡充し、応急復旧工事だけでなく対策工事を補助対象とすること。

③　土砂等の無許可の盛土や投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムや違反情報を共有する仕組みの構築について検討すること。

（２）土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るよう、以下の措置を講じること。

① 盛土造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、制度の整備を図ること。

② 盛土造成地の土地所有者等が一団の土地を連帯して維持管理するための制度の整備を図ること。

6　利水・治水対策の推進等

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局・水道局）

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」、「利根川水系河川整備基本方針」及び「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき、必要とされるダムや導水路の事業を一日も早く完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

＜現状・課題＞

都は、渇水や洪水に対する安全性を向上させるため、利水・治水対策の促進に努めている。

国は、近年の降雨状況から、ダム等から安定的に供給できる水量が、当初計画よりも低下していると明言しており、今後は気候変動の進行により、更に供給できる水量が低下し、これまで経験したことのない厳しい渇水の発生も懸念される。また、近年、激甚化・頻発化する水害や、切迫性が指摘される首都直下地震などの大規模自然災害、施設の老朽化等のリスクに対応する必要がある。

このため、安定給水の確保に不可欠である霞ヶ浦導水事業及び治水に対する安全性を向上させる思川開発事業の早期完成が必要である。また、既存施設においては、耐震性能を確保し、用水の安定供給を図る利根川河口堰における大規模地震対策事業の早期完了が求められる。さらに、利根川水系の治水計画については、令和７年度に有識者会議等が設置され、八斗島上流域における対策検討が進められている。

これらの事業は、完成までに長期間を要するとともに、多大な費用を要することが大きな課題となっている。

＜具体的要求内容＞

首都東京の都民生活や都市活動に支障を来すことのないよう、将来の気候変動や災害等のリスクを踏まえ、霞ヶ浦導水事業、思川開発事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業について、必要な予算の確保を図り一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減による事業費の圧縮に努めること。

参　　考

（１）　水源施設の早期完成

【利根川・荒川における渇水状況】注）（ ）は自主節水

年 度	制限期間	日数	最大制限率(%)	
			取水制限	給水制限
Ｈ６	７/15～９/19	67	30	15
Ｈ７(冬)	Ｈ８/１/12～３/27	76	10	（５）
Ｈ８	８/13～９/25	44	30	15
Ｈ８(冬)	Ｈ９/２/１～３/25	53	10	－
H13	８/10～27	18	10	（５）
H24	９/11～10/３	23	10	－
H25	７/24～９/18	57	10	－
H28	６/16～９/２	79	10	（５）
H29	７/５～８/25	52	20	－

※利根川水系は８ダム体制（Ｈ４）、荒川水系は４ダム体制（H22）以降

【都関連水源施設の完成予定】

施設名	完成予定年度	開発予定水量(万㎥/日)
霞ヶ浦導水	Ｒ12	12

【都関連水源施設に関する大規模地震対策事業の完成予定】

施設名	完成予定年度
利根川河口堰大規模地震対策事業	Ｒ20

（２）　コスト縮減の充実

【都関連施設整備の残事業費】　　単位：億円

施　設	総事業費 （ ）内は都負担 ※1			工期
		～Ｒ６	Ｒ７～	
霞ヶ浦導水	2,625（ 96）	1,963（ 69）	662（ 27）	Ｒ12まで
思川開発	2,100（115）	1,592（ 99）	508（ 16）	Ｒ10まで （Ｒ８概成）
利根川河口堰大規模地震対策	550（214）	13（0※2）	537（214）	Ｒ20まで

※1 都負担額は国庫補助を除いたもの

※2 都負担額は、事業完成後に割賦払いで実施するため

7　下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進

1　下水道施設における老朽化対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

（１）下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）「重要下水道管路更新事業」について、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度によらず、全ての重要管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

＜現状・課題＞

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

東京都区部では、延長約 16,000 ㎞にも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数 50 年を超えた下水道管の延長が既に全体の約 26%に達し、再構築を行わない場合、今後 20 年間で約 69%まで急増する。また、約８割が合流式下水道であるため、下水道管の老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず､雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、98 施設のうち約５割が稼働から 50 年を経過している。

多摩の流域下水道でも、事業開始から 50 年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、水再生センター・ポンプ所に加え、流域下水道幹線の老朽化対策などにより一層取り組む必要がある。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。このような中、下水道施設の老朽化対策は、令和７年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」において、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられた。

この計画では、令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施している全国特別重点調査の対象となる下水道管の健全性確保などが

盛り込まれているが、全国の調査対象延長約 5,000 ㎞に対して東京都区部・流域は約 530 ㎞であり、約１割を占める膨大な延長の下水道管が対象とされている。令和７年６月に閣議決定された第１次国土強靭化実施中期計画においても、ライフラインの強靭化に関する施策として位置付けられており、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、より一層の財源確保が必要となる。

さらに、多摩地域における流域下水道幹線の多くは分流式下水道であり、常に管内水位が高く、再構築や維持管理を着実に進めるため、下水道の流れを切り替える代替幹線の整備が必要である。事業を推進する上で国費は必要不可欠であるが、必要額が配分されない場合、都のみならず市町村にとっても大きな負担となり、更新財源の確保が難しくなる。

下水道管の改築に対する国費は、都市の規模別に口径や下水排除面積等が交付対象要件として定められており、人口が多い都市ほど老朽化対策を計画的に推進するための財源確保が難しい状況となっている。

令和８年度より、重要管路の改築更新を支援する補助事業として「重要下水道管路更新事業」が創設された。本事業においては、全国特別重点調査により「緊急度Ⅰ」と判定された管路について、告示に規定される補助対象範囲に関わらず、全て補助対象範囲となるが、「緊急度Ⅰ以外」と判定された管路については、告示に規定される補助対象範囲が適用される。計画的に下水道管の再構築事業を推進するためにも、告示に規定される補助対象範囲および緊急度に関わらず、全ての重要管路を対象とする恒久的な制度へ拡充することが求められている。

＜具体的要求内容＞

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

（１）今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。流域下水道においては、費用負担を行う市町村の理解を得る上でも国費財源は不可欠であり、代替幹線の整備などの老朽化対策にかかる財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）令和８年度に創設された「重要下水道管路更新事業」の要件として、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度に関わらず、全ての重要管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

参　　考

○関係法令

１　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第 14 条の５

３　国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

２　下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第 34 条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

３　地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第 10 条の２

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

３　重要な都市計画事業に要する経費

※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

４　下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）

（国庫補助）

第 24 条の２

２　前項第１号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

５　下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示第 1705 号（最終改正令和３年告示第 289 号））

第６項

令第 24 条の２第２項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、（中略）別表に定める基準による。

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管(年代別建設状況)】

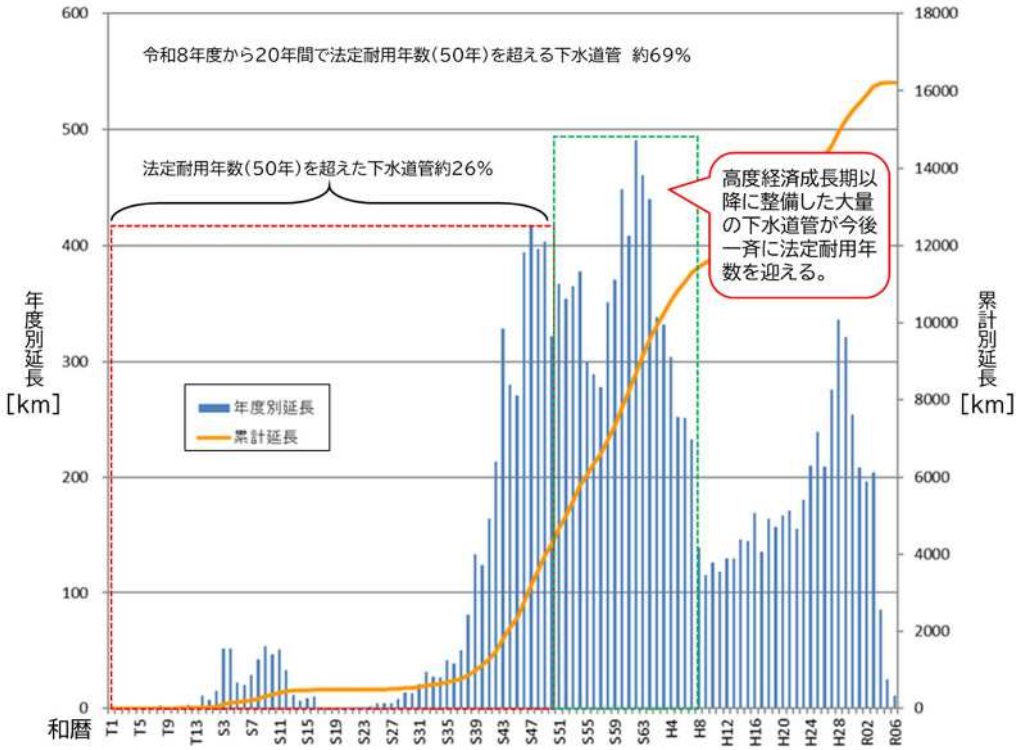

【老朽化した下水道管の再構築、水再生センター】

老朽化した下水道管の再構築

老朽化した水再生センター

【管内水位が高い流域下水道幹線】

２　下水道施設における震災対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

（１）下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
（２）今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

＜現状・課題＞

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、震災対策を推進することで、下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する必要がある。

現在、都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょ、放流きょ、吐口及び汚泥処理関連施設を対象に対策を進めている。また、停電時にも下水道施設を安定的に運転するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに区部では、一時滞在施設、災害拠点連携病院及びホテル・旅館等の宿泊施設などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路及び震災時に消防車両が通行可能な道路などの交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化、液状化によるマンホールの浮上抑制対策及び液状化による土砂流入防止対策を推進している。

令和７年度末で、避難所や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化等を実施した施設は、「東京都下水道事業 経営計画 2026」で定めた到達目標の対象施設 7,530 か所に対し、約７割に当たる累計 5,547 か所で対策を完了している。

このような中、下水道施設の耐震化は、令和７年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靭化実施中期計画」において、ライフラインの強靭化に関する施策として位置付けられた。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度６弱から震度７までの揺れを観測し、下水道施設にも被害をもたらした。国の上下水道地震対策検討委員会の報告では、震災対策が講じられている施設では、致命的な被害がないことが確認され、対策が効果的であったことが示されており、都としては、引き続き現在行っている震災対策を加速する必要がある。加えて、能登半島地震など大規模震災が発生するたびに、避難所などの生活環境が問題とされ、都では、この状況を変えるべく、東京トイレ防災マスタープランを策定した。このプランを踏まえて、区が災害用トイレ空白エリアの解消に向けたトイレ確保・

管理計画を策定した場合には、計画の着実な推進のため、区の要望に基づき必要な下水道管の耐震化を拡大していく必要がある。今後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供するためには、より一層の財源確保が不可欠である。

一方、下水道総合地震対策事業の交付対象及び令和７年度に新たに創設された下水道基幹施設耐震化事業の補助対象は、下水道システムの「急所」となる施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管路・ポンプ施設の一体的な耐震化とされている。このため、区の要望に基づき、トイレ確保・管理計画に位置付けられた施設において、災害用トイレの配備箇所が路上等になる場合は、重要施設への位置付け及び上下水道管路の一体的な耐震化が困難となることから、下水道管の耐震化が交付対象に該当しないこととなる。

引き続き下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、各事業の制度拡充が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

参　　考

【首都直下地震の想定される震度分布】

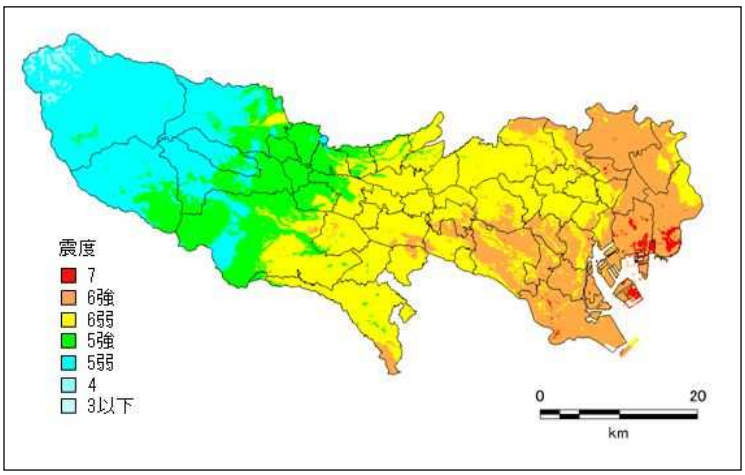

東京湾北部地震【Ｍ７．３】

【被害発生状況（東日本大震災）】

接続部の破損（新木場）

液状化による浮上（新木場）

【被害発生状況（能登半島地震）】

液状化による人孔浮上

人孔内の土砂閉塞（羽咋市）

【下水道管の耐震化のイメージ】

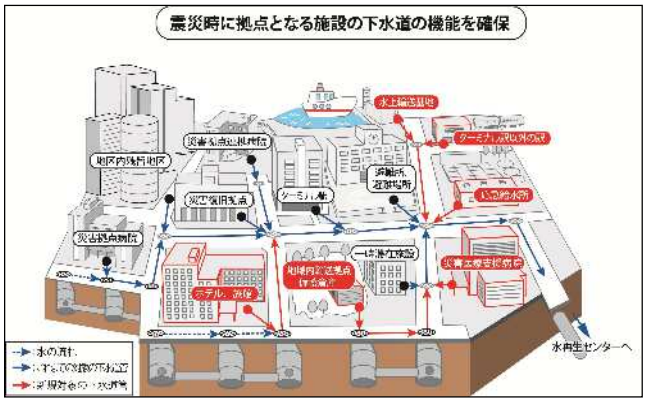

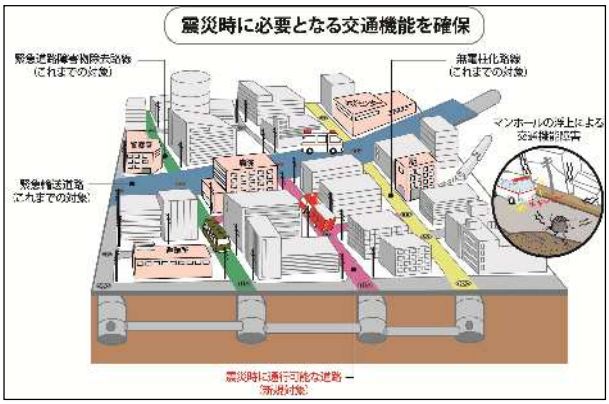

【震災時に下水道・交通機能を確保するための三つの対策】

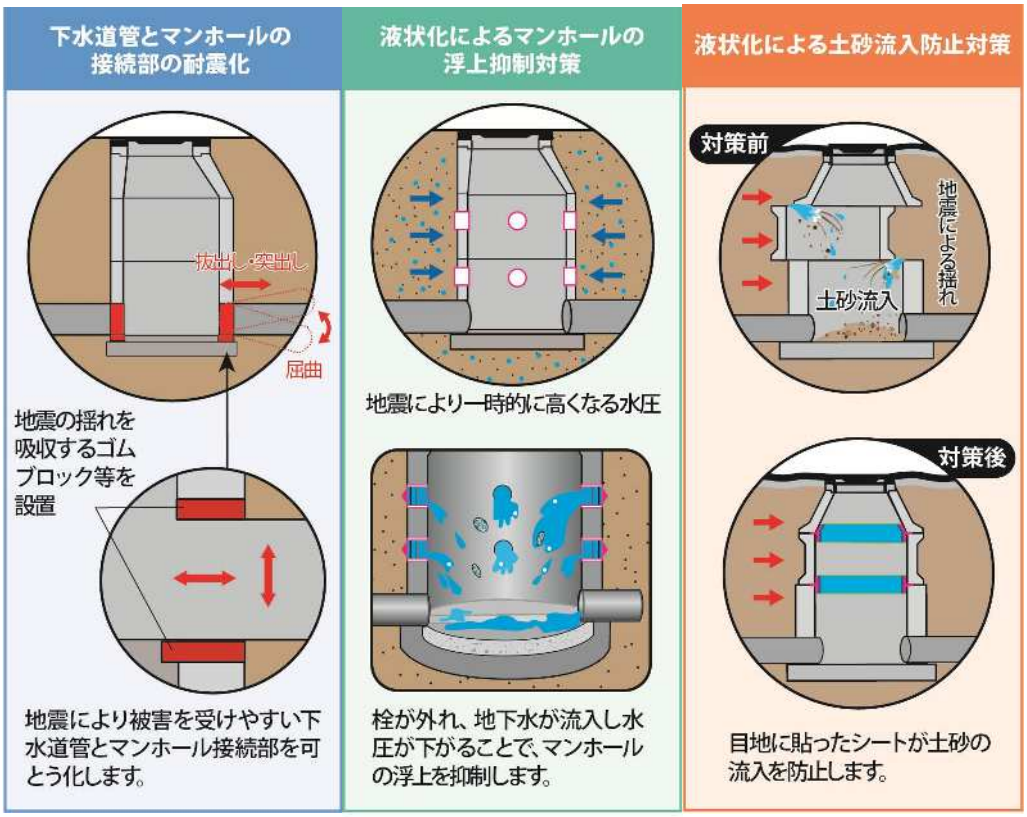

【水再生センター及びポンプ所の耐震化対象施設】

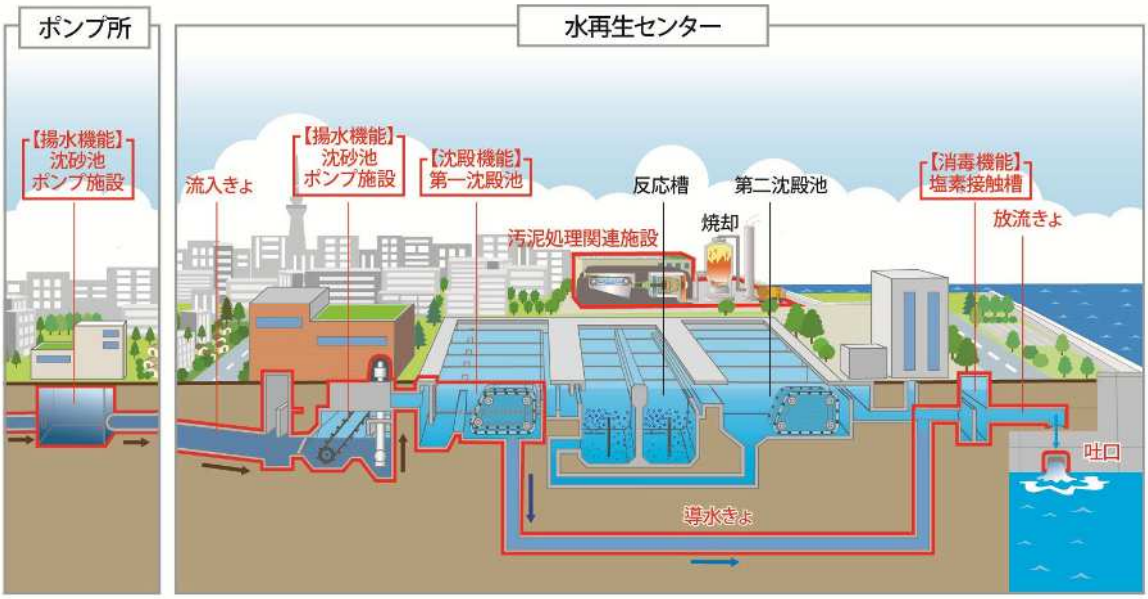

【非常用発電設備の例】

【燃料及び電源の多様化】

燃料油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を水再生センターへ導入

水再生センター等の施設上部や用地を活用して太陽光発電設備を導入

３　下水道管の維持管理に係る開発技術の現場実装促進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

下水道管の維持管理技術の開発や実証・導入の取組に対し、新たな支援制度を構築すること。

＜現状・課題＞

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を契機として、下水道管の老朽化対策に向けた調査・補修技術の高度化と、迅速な現場実装の必要性が一層高まっている。下水道の維持管理を取り巻く課題は、地域ごとに管路条件や施工環境、制約が大きく異なり、画一的な対応には限界がある。このため、現場の実態に即した技術開発を進めるには、下水道管理者が主体となり、課題解決に取り組むことが求められている。

また、下水道の維持管理の現場は、高流速・高水位や硫化水素の発生など、極めて厳しい作業環境に置かれている。今後、人口減少や作業員の高齢化が更に進むことが見込まれる中、下水道事業を持続的に運営していくためには、作業の安全性向上や省力化に資する新技術の開発・導入が不可欠な状況となっている。

具体的な取組として、管路内清掃作業において、硫化水素濃度が高い区間などでは人力作業は危険な作業となるため、こうした環境下での作業を回避し、安全性の向上や無人化による担い手不足の解消に資する新たな清掃技術の開発を進めた。しかし、開発途上にある新技術を現場に実装する段階においては、従来技術との間にコスト差が生じており、導入の障壁となっている。

下水道管の維持管理は、高流速・高水位、硫化水素の発生といった厳しい施工環境下で実施されるため、安全性および品質の確保が強く求められる分野である。こうした条件に対応可能な技術が開発されているものの、技術選定の場面では従来技術とのコスト差が重視される傾向があり、結果として従来技術が選定される状況が見受けられる。「第１次国土強靱化実施中期計画」の目標達成に向けても、厳しい施工環境下において有効性を発揮する開発技術を、全国の自治体に着実に普及させていくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

以上を踏まえ、下水道管の調査・補修等について、新技術の普及拡大を図るため、施工環境や安全性等を踏まえた適切な技術選定が進むよう、「第１次国土強靱化実施中期計画」の期間において、従来技術と開発技術とのコスト差に対する必要な財政支援を行うこと。

４　低炭素型高機能コンクリートの導入による首都インフラ強靭化【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

＜現状・課題＞

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」より報告された「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会報告書」において、今回の道路陥没は硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると言及されており、化学的腐食に対する補修・補強の必要性について提言されている。

このような中で、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、腐食に強く長寿命で低炭素な新コンクリート(e-CON)を下水道管、シールドセグメント、マンホール等に導入することが必須である。しかしながら、現時点では通常のコンクリートとのコスト差に課題があることから、標準的に普及・定着するまでの間、導入促進に向けた国の財政的支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

５　下水汚泥資源の利用拡大に向けたりん回収・肥料化の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

国が自ら掲げる国内資源の利用割合の目標達成に向けて、下水汚泥資源の肥料利用の取組が継続的に実施されるよう、関係省庁と連携して、生産コストと同等の価格による全量買取制度を創設するなどの措置を講じること。

＜現状・課題＞

我が国では、肥料や工業用資材の原料であるりんを海外からの輸入に依存しており、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている。

国は、令和４年 12 月 27 日に決定した「食料安全保障強化政策大綱」において、2030 年までに、堆肥・下水汚泥資源の肥料使用量を倍増し、肥料の使用量（りんベース）に占める国内資源の利用割合を 40％（2021 年：25％）まで拡大する目標を示した。

これを受け、都は、下水汚泥の肥料利用に向けて、国土交通省の下水道革新的技術実証事業（Ｂ－ＤＡＳＨプロジェクト）を活用し、技術開発を推進してきた。令和６年１月には、下水再生りんを製造するりん回収施設が砂町水再生センター（東部スラッジプラント）内に完成し、運転を開始した。この施設では、脱水分離液からりんを回収する新たな技術について、りんの回収率や肥料の品質等の実証を行ってきた。

また、令和５年 12 月 15 日には、全国農業協同組合連合会（ＪＡ全農）と、「東京都産下水再生りんの広域での肥料利用に向けた連携協定」を締結した。都は全国の下水処理量の約１割を占め、りんを含有する多量の下水汚泥が発生しており、ＪＡ全農は肥料製品の広域的な流通を担っている。両者が連携し、肥料の国産化と農業者への安定的な供給に貢献するため、全国展開を視野に入れた広域的な下水再生りんの利用に向けて取り組んでいる。

都の下水再生りんは、製造工程において脱水分離液中からりんを選択的に吸着していることから、有害物質の含有量が少ない等のメリットがある。一方で、専用の施設を建設し、脱水分離液中のりんを回収・濃縮する必要があり、既存肥料と比較して生産コストが高いことから、買取価格との大きな乖離が課題となっている。

食料安全保障の観点から、肥料の国産化・安定供給に向けて、枯渇しない国内資源である下水再生りんを一層活用するための取組を、国が積極的に行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

食料安全保障に資する取組として、枯渇しない国内資源である下水から回収したりんの全量を国が生産コストと同等の価格で買い取る制度を創設するなど、積極的な財政措置を講じること。

参　　考

【りん回収施設】

【新たなりん回収システムの概要】

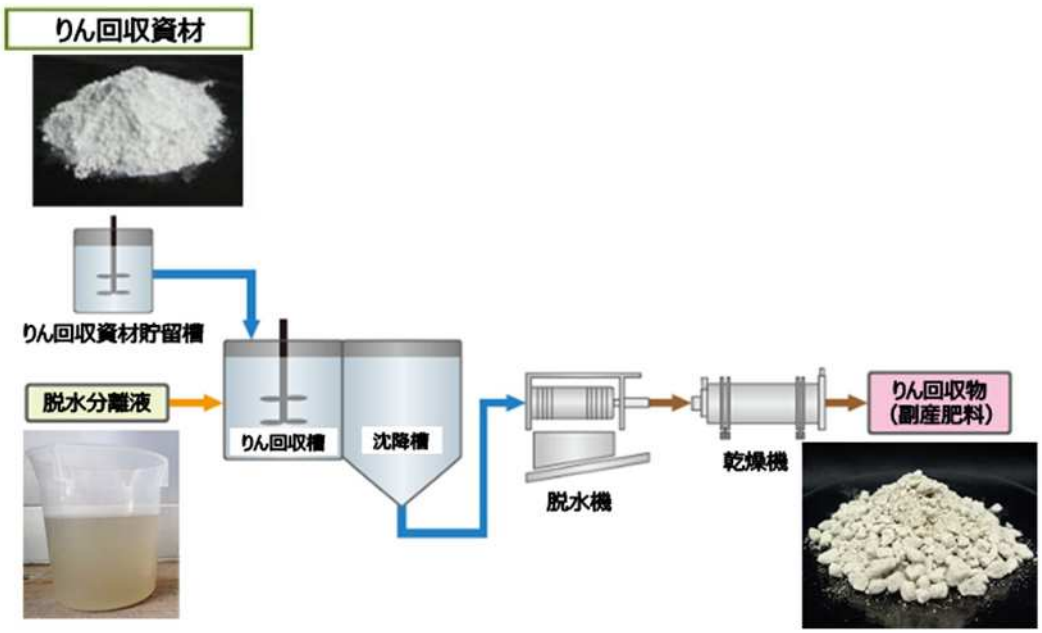

６　下水道事業における省エネルギーの対策及び再生可能エネルギーの活用

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

（１）下水道事業における省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの活用への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
（２）「下水道脱炭素化推進事業」について、下水汚泥資源以外を活用した創エネルギー施設など、脱炭素に資する設備を新たに補助対象とし、対象事業の拡充を行うこと。

＜現状・課題＞

令和３年４月、国は、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 46％とし、さらに 50％の高みに向けて挑戦を続けていくと宣言した。

これを受け国土交通省は、下水道事業として脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげることを目的に、「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会」を設置し、脱炭素社会の実現に向けて目指すべき下水道の在り方や必要な方策、ロードマップ等について検討し、取りまとめた。

東京都においても、2050 年に温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロエミッション）に向けて行動を加速・強化するため、令和３年１月に都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50％削減（2000 年度比）するカーボンハーフを表明した。そして、令和４年９月に策定した「東京都環境基本計画」において、カーボンハーフ実現に向けた温室効果ガス削減量等の部門別目標を設定した。

下水道局は、東京都内における年間電力使用量の約１％に当たる電力を消費するなど大量のエネルギーを必要とし、多くの温室効果ガスを排出している。今後、処理水質の向上や浸水対策などの下水道機能向上の取組により、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の増加が見込まれる。

こうした状況下においても、国内外の脱炭素化への動きの加速に対応するため、当局は、令和５年３月に下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン 2023」を策定した。本計画では、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 50％以上削減（2000 年度比）することを目標としており、省エネルギー機器の導入拡大や再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、新たな技術開発を推進していく。

さらに、2050 年ゼロエミッションの実現に向けたビジョンとして、更なる先進技術の導入推進や革新的技術の開発・導入を掲げている。あわせて、直面する夏や冬の電力ひっ迫に備え、「ＨＴＴ＜電力をＨ：減らす・Ｔ：創る・Ｔ：蓄める＞」の観点からあらゆる対策を講じるなど、エネルギー危機管理の強化を推進し

ている。
　今後も下水道事業におけるカーボンハーフ・ゼロエミッションの実現に向けて、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の積極的な削減を図っていくためには、一層の財源確保が不可欠である。
　また、下水道の脱炭素化を推進するため、令和４年度に創設された「下水道脱炭素化推進事業」は、現在は下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設や、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N_2O）の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設のみが対象となっている。
　引き続き、国が掲げる目標を実現していくため、「下水道脱炭素化推進事業」において、現在対象の施設となっていない太陽光発電や水処理施設など、対象事業の拡充を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞
（１）下水道事業における省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの活用への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
（２）「下水道脱炭素化推進事業」について、下水汚泥資源以外を活用した創エネルギー施設など、脱炭素に資する設備を新たに補助対象とし、対象事業の拡充を行うこと。

参　　考

【省エネルギー対策】

・ＡＩを活用した送風量制御技術の導入

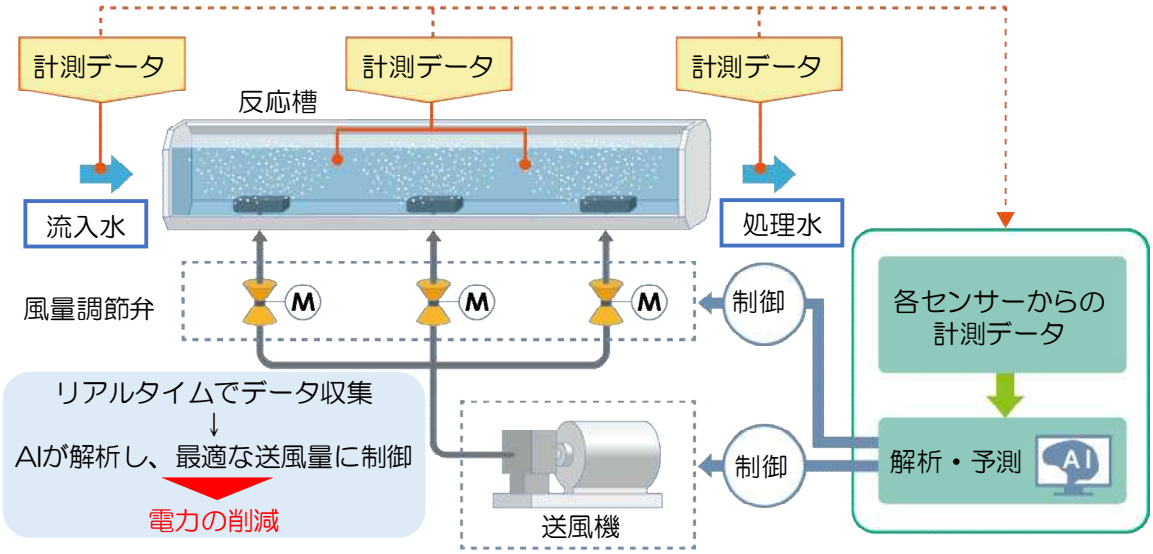

・省エネルギー型汚泥濃縮機の導入

従来の汚泥濃縮機　　省エネルギー型汚泥濃縮機

【再生可能エネルギーの活用】

・エネルギー自立型焼却炉の導入

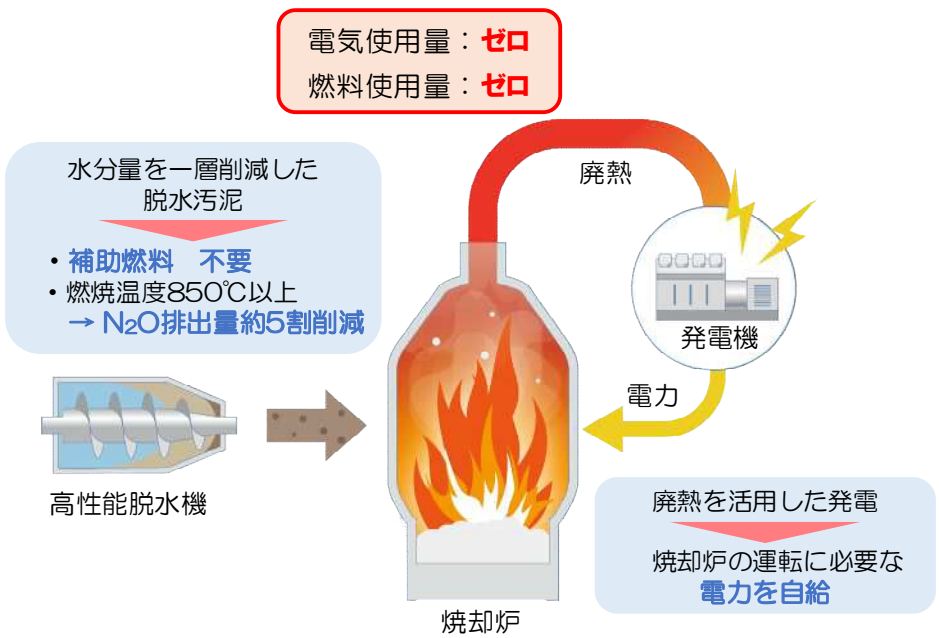

7　合流式下水道の改善

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

公共用水域の水質向上へ貢献する合流式下水道の改善について、「特定水域合流式下水道改善事業」に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

東京都区部は、その歴史的、地形的特徴により、約８割が合流式下水道で整備されている。

合流式下水道は、強い雨が降ると、まちを浸水から守るため、汚水混じりの雨水が川や海に放流される仕組みとなっており、合流式下水道の改善は、良好な水環境の創出に貢献する重要な施策である。

当局では、合流式下水道緊急改善事業により、緊急的かつ集中的に対策を進めてきた結果、令和５年度末において、合流式下水道の雨天時放流水質は、下水道法施行令に定める水質基準を達成した。

一方､潮の干満や川の構造等の影響により水が滞留しやすい水域等においては、水質悪化が生じやすい特性を有することに加え、河川沿いの大規模開発等、水環境へのニーズや公共性は大きく変化している状況にあり、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の達成以降においても、合流式下水道の対策を強化し、下水道管理者として、地域に求められる水環境の創出に貢献していくことが不可欠である。

加えて、東京は日本の首都であり、世界から多くの人々が来訪することから、東京の水環境を魅力あふれるものにすることは、良質な観光資源の創造に資するとともに、日本の水辺空間のプレゼンスを高め、日本経済の活性化にもつながる。例えば、日本橋川周辺では、首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発などまちづくりの動きが活発化しており、良好な水環境の創出が求められていることから、都では日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針を策定し、事業を推進することとしている。

このため、特定水域合流式下水道改善事業を活用し、合流式下水道の対策強化を推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

地域の水環境の向上を目的とした協議会等により、更なる水質向上が求められている水域では、水環境へのニーズや水質目標等を踏まえて、地元及び関係者と連携した取組を推進するために必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

参　　考

【水環境へのニーズの変化（首都高速道路日本橋区間地下化事業）】

首都高速道路（株）ホームページより

【合流式下水道の主要な取組】

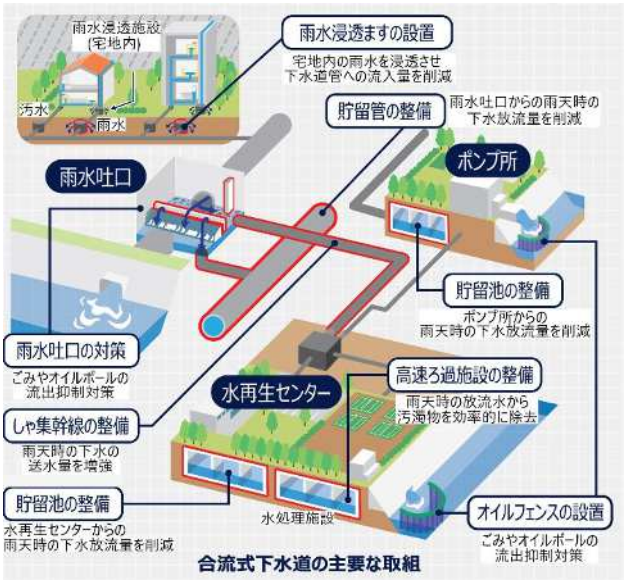

【降雨初期の特に汚れた下水と取組効果のイメージ】

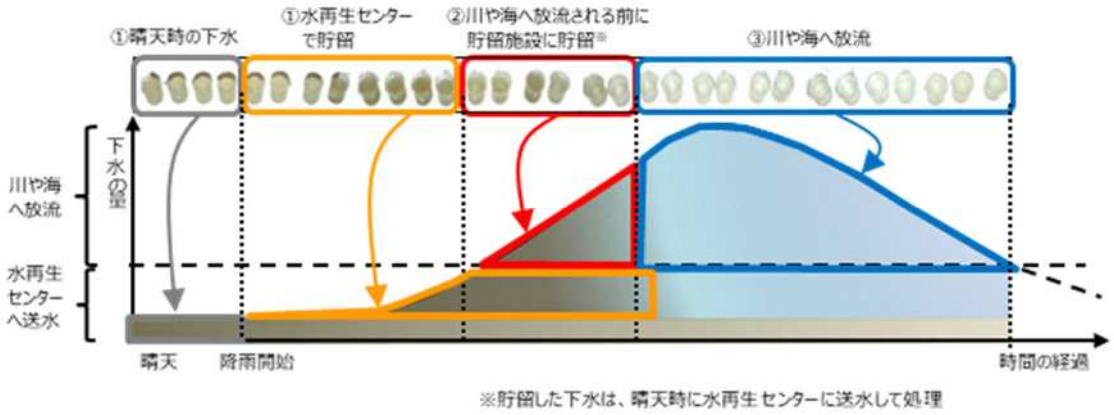

８　首都直下地震等への備え【最重点】

１　首都直下地震対策の具体的な推進

（提案要求先　内閣官房・内閣府・国土交通省）
（都所管局　総務局・政策企画局）

首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。

首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

＜現状・課題＞

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害 19 万棟以上、死者６千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和５年５月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030 年までに、首都直下地震等による人的･物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、今後 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国においては、平成 25 年 12 月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号。以下「法」という。）が施行された。平成 27 年３月には法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、首都

中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後 10 年間で達成すべき減災目標とともに、当該目標を達成するための施策に係る具体目標と所管省庁等が定められた。令和８年６月に、11 年ぶりに基本計画が変更され、減災目標が引き上げられるとともに、具体目標の数が大幅に増加された。しかし依然として、当該目標の達成に向けて国として責任を持って取り組む具体的な施策が明確になっていない。

さらに法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画（以下「地方計画等」という。）を作成することができるとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

また、変更後の基本計画では、令和７年 12 月に公表された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」報告書の内容を踏まえ、東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定した一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討することとされた。

これまで都は、首都直下地震等に備え、都市の強靭化に向けて不断の取組を進めてきた。住宅の耐震化や出火防止の取組などが着実に進展し、人的・物的被害の軽減につながっている。また、国や関係機関の施設が集積し、大規模災害時に政府のバックアップ機能を担う立川広域防災基地に所在する都の防災センターについて、代替施設となる新たな防災拠点の整備を進めることとしている。

首都中枢機能の継続に当たっては、平時から代替機能を確保し、これらを発災時に活用することによって行われるべきであるが、その際、発災時に可能な限り迅速かつ確実に機能する体制を構築するためには、物理的・時間的にも近接している首都圏内の拠点を活用すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3,500 万人の住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。

（２）地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。

（３）首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

２　国土強靭化の推進

（提案要求先　内閣官房）
（都所管局　総務局）

国土強靭化地域計画に位置付けられた強靭化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

平成 25 年 12 月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靭化地域計画」を平成 28 年１月に策定した。

東京は我が国の人口の約１割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓である。また、都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

これに加え、災害時には、応急対策から復旧・復興までの間においても首都中枢機能を担わなければならない。このため都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等を実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、今後 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靭化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

＜具体的要求内容＞

地域計画に位置付けられた国土強靭化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

９　首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進【最重点】

（提案要求先　内閣官房・内閣府・経済産業省）
（都所管局　総務局・政策企画局）

首都直下地震における被害想定の分析を踏まえ、国は、以下の対策を推進すること。

（１）火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。

（２）災害関連死について、都市構造や医療資源などの地域性等を踏まえ、国において適切に被害想定を算定すること。

（３）国の被害想定について、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。

（４）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、国においても、強靭な首都中枢機能を確保するための集中投資の観点から、都の取組に積極的な財政支援を講じること。

＜現状・課題＞

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、

最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害 19 万棟以上、死者６千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和５年５月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030 年までに、首都直下地震等による人的･物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、当初 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、令和５年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和７年 12 月に報告書及び被害想定が公表されたところである。

しかし、国の被害想定では、電力需要と電力供給の差から停電率を算定するに当たって、真夏ピーク時の電力需要を前提としているため、発災時の社会経済活動の低下を踏まえられていない。また、電力供給についても、復旧期間の目安は約 10 年前と変わっておらず、震度６弱・６強で火力発電所機能の約 90％が停止し、１か月後まで復旧しない想定としており、これまでの事業者等の対策が踏まえられていない。

災害関連死についても、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、今回の国の算定は、首都直下地震時の数としては根拠に乏しい。

国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和４年５月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靭化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていく。国においても、強靭な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じるべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。

（２）国は、災害関連死について、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、適切な算定手法を早期に示すこと。

（３）国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料と

して策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。

（４）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、強靭な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

１０　建築物の耐震化の推進【最重点】

１　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の適用期限を一定期間延長すること。

（２）住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。とりわけ、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、補助対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、２回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充すること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充すること。

（３）耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京において、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）都は、東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路沿道建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第７条第１項第２号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和 17 年度末までに総合到達率 100％の達成を目標に掲げており、区市町村と連携し、耐震化に取り組んでいる。以上から、国にお

いては、耐震改修等の適用期限を令和 12 年度まで延長したところであるが、それ以降についても一定期間延長すること。

（２）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大９割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、国の令和６年度補正予算成立に伴い約 10％引き上げられたところであるが、実態を十分把握した上で適切な限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に２回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の Is 値を 0.3 以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。

また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充すること。

（３）平成 26 年度の税制改正において、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成 28 年度末までに改修工事を実施した場合、翌年度から２年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の２分の１に相当する金額（改修工事費の 2.5％を限度とする。）の減額措置が講じられた。

当該措置は、令和８年度の税制改正において３年間延長され、令和 10 年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。また、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、当該措置の対象を拡大すること。

参　　考

○事業概要

・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用
・平成 19 年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和 12 年度末までに総合到達率(*1)99％、かつ、区間到達率(*2)95％未満の解消、令和 17 年度末までに総合到達率 100％の達成が目標

(*1)都県境入口からある区間※に到達できる確率
(*2)区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○住宅・建築物防災力緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

＊令和 12 年度末までに着手したものが対象。

	耐震改修・建替え・除却	耐震診断
建築物	57,000 円／㎡	1,570～4,580 円／㎡
マンション	51,700 円／㎡	1,570～4,580 円／㎡

○耐震改修等の費用に係る助成制度の拡充イメージ

■　現行（東京都の場合）

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担
２／５	（都１／３及び区市町村１／６）	１／10

■　提案

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担

○特に倒壊の危険性の高い緊急輸送道路沿道建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例

	国	都
建築物	62,700 円／㎡	85,500 円／㎡
マンション	56,900 円／㎡	77,550 円／㎡

○段階的改修の助成拡充

・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
・令和 12 年度までの完了や、所有者による２回目の工事計画立案が困難な場合が多く、２回目工事の担保は実務上困難な状況
・一方で、特に倒壊の危険性が高い Is 値 0.3 未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
・このため、２回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の Is 値 0.3 以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

２　住宅の耐震化の促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率や交付対象限度額を引き上げること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充すること。

（２）耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。耐震性が不十分な住宅を解消し、都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため､住宅の耐震化を重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5％であり十分ではない。

＜具体的要求内容＞

（１）住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の耐震改修等の交付率を引き上げること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、令和６年度補正予算成立に伴い、交付対象限度額が 100 万円から 115 万円に引き上げられたところであるが、さらに実態に合った限度額に割り増すことで、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更に拡充すること。

（２）平成 18 年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和 57 年１月１日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和８年度の税制改正において５年間延長され、令和 12 年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。

また、令和４年５月、10 年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震

化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象外となっている平成 13 年１月１日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参　　考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

	制度概要（主な要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合　国１／２ 地方公共団体以外が実施する場合 国１／３＋地方公共団体１／３ 交付対象限度額:詳細診断 204,000 円／戸(一戸建て住宅の場合) 簡易診断 47,200 円／戸（一戸建て住宅の場合）
耐震改修等	補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。） 補 助 率:次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない）。 ①耐震改修工事費 ×23.0%（国 11.5%＋地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0%について、国費で１／２（交付限度額 48.93 万円／戸）を補助 ②耐震改修工事費 100 万円未満の場合　20.4 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合　30.6 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合　50.9 万円 300 万円以上　　の場合　71.3 万円 各金額について、国費で１／２を補助
	住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】 対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度ＰＤＣＡサイクルを実施する区市町村 交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額 交付対象限度額：115 万円 （ただし改修工事費の８割を限度とする。） 交付率：１／２ 対象建築物：マンションを除く住宅 ※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、地階を除く階数が原則として３階以上のもの

○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見

・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
・除却に使用できるようにしてもらいたい。
・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

○2000 年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和４年５月　首都直下地震等による東京の被害想定」

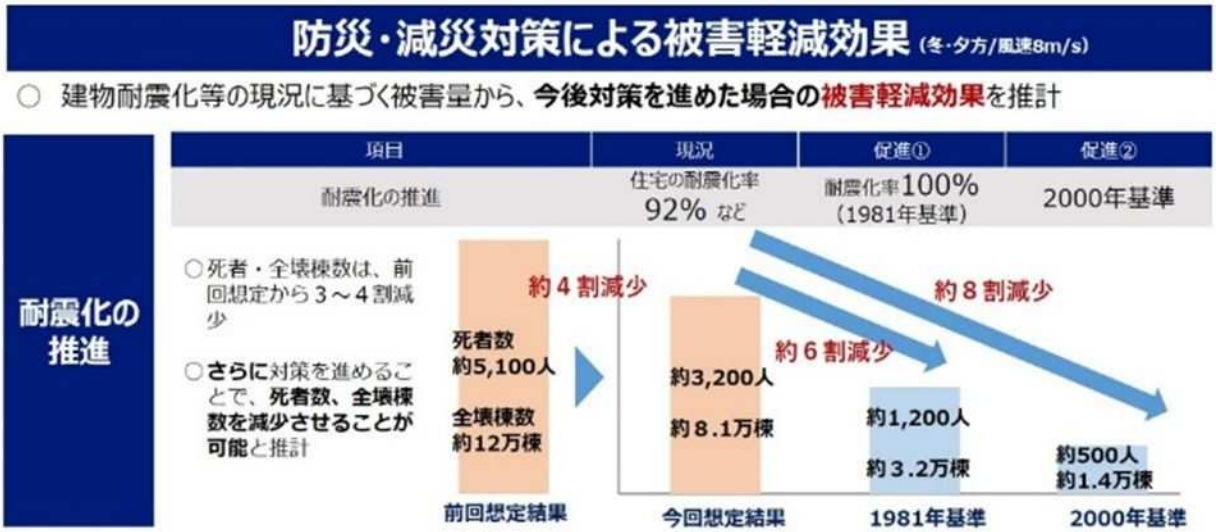

１１　ライフライン施設の耐震化などの推進【最重点】

（提案要求先　内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省）
（都所管局　総務局・建設局）

首都直下地震等への必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

＜現状・課題＞

平成 25 年 11 月に制定された首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき、国が平成 26 年３月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成 27 年３月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。こうした動きを踏まえ、国においては、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。

また、都においても、首都直下地震発生に備え、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めてきた。

しかし、平成 30 年９月６日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。また、令和６年１月１日には、能登半島地震が発生し、電線の断線等による停電、安否確認や情報収集に欠かせない通信の途絶や水道管の破損による長期にわたる断水等が認められた。

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

国は、令和５年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和７年 12 月に報告書を公表した。国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和４年５月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靭化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていくとともに、これまでの取組を踏まえ、今後、被害想定の見直しを図っていく。国においても、強靭な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援

を講じるべきである。
　また、地震だけでなく、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。都としては、上下水道の管路や施設の耐震化などの取組を進めているが、電気、ガス、通信など、広域にわたり民間事業者が有するライフラインについては、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

＜具体的要求内容＞
（１）首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。
（２）光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
（３）緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。
（４）火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。
（５）国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料として策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。
（６）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、強靭な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

１２　液状化対策の推進【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）宅地液状化防止事業の費用助成について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象の拡大を図ること。

（２）宅地液状化防止事業の費用助成について、土地区画整理事業などにおいても適用できるよう、対象の拡大及び要件の緩和を図ること。

＜現状・課題＞

平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。

令和６年能登半島地震では、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。

都内においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、また、令和７年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）改正により「宅地の耐震化」として液状化対策の一層の推進が盛り込まれたことも踏まえ、建物被害の対策や面的な液状化対策を更に加速させていくことが重要である。

都においては、令和６年度に東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度、令和７年度に面的液状化対策パイロット事業を開始する等、液状化対策に取り組んでいる。

しかし、宅地液状化防止事業による費用助成については、要件が厳しいことから、個々の宅地や土地区画整理事業で適用できないなどの課題がある。

＜具体的要求内容＞

（１）宅地における液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象を拡大すること。

（２）公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、以下の措置を講じること。

①　土地区画整理事業などの更地化を前提とした地区においても適用できるよう、対象を拡大すること。

②　被災後だけでなく事前対策として適用できる地区を増やすため、3,000㎡以上の区域、かつ、区域内の家屋が 10 戸以上の要件を緩和すること。

１３　羽田空港の液状化対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・総務局）

震災時においても、空港機能が確保できるよう、羽田空港の液状化対策を推進すること。

＜現状・課題＞

空港は震災時の緊急物資の輸送拠点等として極めて重要な役割を担うため、空港施設の耐震性の強化などを推進していく必要がある。

羽田空港では、震災時において、国内外の航空輸送を維持する観点から、機能の低下を最小化するための耐震性の確保が進められており、令和８年度からは、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づいて、滑走路等の液状化対策が行われている。

羽田空港は国内外の航空ネットワークを維持する上で特に重要な空港であり、国民生活・社会経済活動に与える影響が大きいことから、引き続き、震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、滑走路等の液状化対策をより一層進める必要がある。

＜具体的要求内容＞

震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、Ａ滑走路や国内線の駐機場など空港施設の液状化対策を推進すること。

１４　鉄道施設の耐震化の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による都内の鉄道施設の耐震化に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

東日本大震災では、鉄道施設等の都市施設に甚大な被害が生じた。また、令和６年１月に発生した令和６年能登半島地震においても、鉄道施設に被害が生じており、地域住民の生活等に大きな影響を及ぼしている。大規模地震により首都圏の鉄道施設が被災すれば、その影響は計り知れず、都市機能が麻痺することになるなど、鉄道施設の耐震性向上を急ぐ必要がある。

国と都は、平成 18 年度から、乗降客が１日１万人以上の高架駅などにおけるラーメン高架橋のせん断破壊対策等の耐震補強に対し、協調して補助を実施しており、令和４年 12 月の「新幹線の地震対策に関する検証委員会」における中間とりまとめを踏まえ、令和５年度よりＰＣ桁を支えるラーメン橋台の曲げ降伏後のせん断破壊対策を補助対象としている。

国は、令和２年 12 月に策定した「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」において、大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷を防止するため、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化について、重点的に取り組むべき対策としており、令和５年７月に改定された「国土強靱化基本計画」においても、鉄道施設の耐震対策を国土強靱化の推進方針に位置付けている。また、令和７年６月に策定した「第１次国土強靱化実施中期計画」においても、鉄道施設の耐震対策を推進施策に位置付けている。

首都圏の鉄道利用者及び地域住民の安全・安心を確保するために、鉄道施設総合安全対策事業費補助制度の必要な財源を確実に確保し、鉄道施設の耐震化を促進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による都内の鉄道施設の耐震化に必要な財源を確保すること。

１５　病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充

（提案要求先　厚生労働省・国土交通省）
（都所管局　保健医療局・福祉局）

病院等の耐震化対策に係る補助を拡充すること。

＜現状・課題＞

現在、医療施設の耐震化に係る補助制度として、医療施設等耐震整備事業など様々な制度があるが、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、支援を充実する必要がある。

医療施設等耐震整備事業では、補助対象病院や補助基準額を順次拡大してきているが、全ての病院を対象とした制度とはなっていない。

住宅・建築物防災力緊急促進事業については、平成 25 年度から、階数３以上延べ床面積 5,000 ㎡以上の大規模な建物を有する病院を対象としているが、令和 12 年度末までに耐震化事業に着手することが要件とされている。

また、社会福祉施設等の耐震化については、臨時特例交付金が平成 26 年度着工案件をもって終了し、平成 27 年度以降の耐震化の推進については、社会福祉施設等施設整備費補助金などの既存補助制度により必要な財源の確保を行うこととされた。しかし、既存補助制度では、財源が限られており、耐震化整備の案件に対応することは困難な状況となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）医療施設等耐震整備事業について、耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助の内容の充実を図ること。
（２）住宅・建築物防災力緊急促進事業については、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じること。
（３）社会福祉施設等の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。

１６　私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　生活文化局）

（１）耐震化対策に係る補助予算を十分確保すること。

（２）耐震化対策に係る助成制度を拡充すること。

＜現状・課題＞

都では、従来から、私立学校の耐震化対策に係る独自の助成制度を設け、私立各種学校や学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校についても補助の対象とするとともに、耐震診断や地震による倒壊等の危険性が高い施設の工事に係る補助率については、最大で５分の４とするなど、制度の拡充に努めてきた。

一方、現行の国の助成制度は、地震による倒壊等の危険性が高い施設に係る補助率を平成 20 年度に３分の１から２分の１に引き上げたものの、各学校の負担は依然として重く、また、補助対象についても学校法人立の私立学校の耐震化工事のみとなっている。私立学校における耐震化を推進するためには、助成制度を更に拡充し、早急に耐震化工事を実施できる環境を整備することが必要である。

また、非構造部材の耐震化についても、私立学校が着実に進めることができるよう、国の予算を十分に確保することが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

私立学校の耐震化を早急に進めるため、以下のとおり取り組むこと。

（１）非構造部材の耐震化を含め私立学校の耐震化対策に係る補助を継続し、予算を十分に確保すること。

（２）耐震化対策に係る助成の補助率の更なる引上げを行うとともに、私立各種学校や学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校について、非構造部材を含めた耐震化対策に係る助成制度を設けること。

参　　考

○　都の予算及び施策の現状

【私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園（学校法人立以外の幼稚園を含む。）・専修学校・各種学校に対する助成】

・私立学校安全対策促進事業費補助

耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震診断　５分の４以内

耐震補強工事　倒壊等の危険性が高い施設　５分の４以内

上記以外の施設　３分の２以内

（ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内）

耐震改築工事　倒壊等の危険性が高い施設　５分の４以内

上記以外の施設　３分の２以内

（ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内）

非構造部材　１分の２以内。ただし、国庫補助対象事業は３分の１以内

〈参考〉

令和８年度予算　1,183,184 千円

令和７年度予算　1,231,284 千円

令和６年度予算　1,296,805 千円

○　国の施策の現状

【学校法人立の私立幼稚園に対する助成】

・私立幼稚園施設整備費補助

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事　倒壊等の危険性が高い施設　２分の１以内

上記以外の施設　３分の１以内

耐震改築工事　３分の１以内

非構造部材　３分の１以内

（ただし、耐震補強工事と合わせて実施する場合は当該補助率）

【私立高等学校・中学校・小学校、専修学校に対する助成】

・私立高等学校等施設高機能化整備費補助（防災機能強化施設整備費補助）

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事　倒壊等の危険性が高い施設　１／２以内

上記以外の施設　１／３以内

耐震改築工事　３分の１以内

非構造部材　３分の１以内

（ただし、耐震補強工事と合わせて実施する場合は当該補助率）

・専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業

学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕３分の１又は２分の１以内

１７　木造住宅密集地域の改善【最重点】

１　災害に強い都市構造の確保

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
（２）避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

＜現状・課題＞

令和６年１月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約 19 万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約 7,100 ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約 6,000 ha指定している。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約 70%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域（整備地域）の不燃領域率は約 65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成 23 年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

また、令和７年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約 1,300 ha指定し、防災機能を備えた公園整備などの支援を実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、

① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。

② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。

③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進に関し、補助採択要件は、概ね 10 年以内に不燃化率 70%以上の場合と同程度の安全性の確保が確実であることが求められているが、事業の着手を更に促進するため、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準※を参照）にすること。

（例）

・幅員 20ｍの場合、不燃化率 60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（２）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を３分の１から２分の１に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参　　考

１　延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅　員	沿道の不燃化率
27ｍ以上	―
24ｍ以上 27ｍ未満	40%
16ｍ以上 24ｍ未満	60%
11ｍ以上 16ｍ未満	80%

２　公園の整備

【現行国費率】用地取得１／３、整備１／２

２　地域の防災性の向上

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。

　特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備及びその沿道の不燃化並びに無電柱化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。

（２）防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。

（３）防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。

（４）新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。

（５）不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。

＜現状・課題＞

令和６年１月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約 7,100 ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約 6,000 ha指定している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域（整備地域）の不燃領域率は約 65.5％にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。また、令和７年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約 1,300 ha指定し、防災生活道路の整備の促進などを図っている。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地

域の改善を加速させるため、平成 23 年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成 28 年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員６ｍ以上の道路や、避難に有効な４ｍ以上の道路（以下これらを「防災生活道路」という。）の拡幅整備を計画的に進めるとともに、沿道の建替え工事費の一部を助成し、更なる不燃化を進めている。

あわせて、これらの地域で電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路や私道の機能に支障が生じないよう、無電柱化を促進している。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

また、私道の無電柱化においては、私道所有者が無電柱化に係る設備を維持管理（調査・点検・補修）する必要があり、特に費用面での負担が大きい補修費について支援を行う必要がある。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物への建て替えを促進し、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保する取組を推進する必要がある。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和２年１月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年 12 月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取りまとめた。令和８年３月には、第６回「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」において、改定案を公表した。引き続き、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

①　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保すること。さらに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えに関しては､国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。

② 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。

③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員４ｍ未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。

・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和

・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和

・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設

⑤ 狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。

⑥ 私道における無電柱化を促進するため、整備費に対する財源の確保や補修費に対する助成制度を創設すること。

（２）都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100 ㎡）を緩和すること。

（３）主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。

（４）耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和25 年東京都条例第 89 号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税に対する特例の創設や工事費相当額の一部を所得税から控除するなどの税制上の優遇措置を講じること。

（５）木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

参　考

１　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率

地区公共施設等整備（道路、公園等）　　１／２

（重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）

市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用）　１／３

2　防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定

・防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 100 ㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定

・延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100 ㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。

・個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

3　新たな防火規制

（平成 15 年 3 月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	・原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

4　独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 60 歳以上）
融資限度額	「保証ありコースの場合」 2,000 万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額 「保証なしコースの場合」 5,000 万円又は機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額
融資金利	「保証ありコースの場合」 「保証なしコースの場合」
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・土地を処分」することにより返済

１８　無電柱化事業の推進【最重点】

１　無電柱化事業の推進

（提案要求先　総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁）
（都所管局　建設局・都市整備局）

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分するとともに、規制緩和等の改善を行うこと。

＜現状・課題＞

無電柱化事業は、東京の防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図る上で重要な事業である。

都は、昭和 61 年度から８期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成 29 年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例（平成 29 年東京都条例第 58 号）を制定し、無電柱化を計画的に推進している。

また、島しょ地域では、「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」などに基づき、災害に強い島しょ地域の実現に向け、無電柱化を着実に進めている。

区市町村道においては、都の財政支援を拡充するとともに、市街地整備事業や木造住宅密集地域などにおける主要な生活道路の整備など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において無電柱化を促進している。

さらに、無電柱化の企業向けイベント等の機会を捉えて、都の計画やコスト縮減に向けた取組を積極的にＰＲすることで、民間の技術開発の競争を促し、多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進している。

こうした取組により、都道の地中化率は約 48%に達しているが、切迫する首都直下地震や激甚化する台風などの自然災害に備えるためには、更なる都道の推進に加えて、区市町村道なども含めた都内全域の無電柱化をより一層推進する必要がある。

無電柱化事業では、占用企業者の支障移設工事や電線共同溝本体工事、電力・通信の引込連系管工事など、抜柱に至るまで複数の事業者が段階的に工事を実施するため、調整に時間を要している。

また、狭あいな道路では、電線類の収容や地上機器の設置が困難となるなど、技術的な課題がある。

さらに、島しょ地域の道路では、歩道がないコンクリート舗装の箇所が多いことや、硬質な岩盤の掘削が必要となるなど、島しょ地域特有の課題があることから、簡易な整備手法によりスピードアップを図る必要がある。

こうした課題を解決しながら、国や区市町村、電線管理者などと連携し、無電柱化の取組を更に加速させていくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）東京の防災力を高め、「セーフ シティ」の実現に向けて、都道の事業推進に必要な財源を確保するとともに、区市町村道の無電柱化をより一層促進するため、特に財政負担の大きい区市町村に対しては、確実に配分すること。
　加えて、配分された補助金を柔軟に運用できるよう、手続きの簡素化を図ること。

（２）国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。

（３）区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を推進させるため、特殊部や地上機器の更なるコンパクト化を図るなど、無電柱化技術の開発等を促進すること。

（４）業務の効率化のため、三次元モデルの工事契約図書への適用などに向けて、基準類の策定や環境整備を行うこと。

（５）島しょ地域など歩行者や自動車の交通量が少ない道路について、路肩を活用した地上配管が可能となるよう基準を改定すること。なお、構造の検討に当たっては、できる限り簡易な構造となるよう技術基準を見直すこと。

（６）緊急輸送道路は、災害時の救急活動や物資輸送等を円滑に行うため都県境を越えた広域でネットワークが確保される必要があることから、都道と接続する県道等の無電柱化を国主導で促進すること。

（７）区市町村道における新設電柱の占用禁止または制限について、幅員が狭い道路や通学路等の交通安全上重要な道路等にも拡大するよう、国主導で促進すること。

（８）電線管理者が行う単独地中化の整備が防災上重要な道路等で推進されるよう、電線管理者への支援について、制度の拡充を図ること。

（９）第１次国土強靭化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参　　考

1　都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】　（令和７年４月１日現在）

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区　部	1,288 km	877 km	68%
多　摩	1,040 km	244 km	23%
計 （東京都無電柱化計画）	2,328 km	1,121 km	48%
島しょ （東京都島しょ地域 無電柱化整備計画）	166 km	4 km	２%

2　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
無電柱化整備事業	46,666	11,579（5,894）

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
無電柱化整備事業 （国費）	4,396（2,215） ※令和６年度補正予算含む	3,837（1,929） ※令和７年度補正予算含む

【整備事例】足立区加平（環七通り）

（整備前）

（整備後）

２　臨港道路等の無電柱化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

臨港道路等における無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

＜現状・課題＞

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。さらに、緊急物資の積替作業に必要なふ頭敷地や、物流拠点として重要な役割を担う倉庫や物流センターに接続されるなど緊急輸送道路以外の臨港道路や埋立道路の無電柱化も、緊急輸送道路と同様に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和３年６月に「東京港無電柱化整備計画」を改定し、東京港内全ての臨港道路や埋立道路、ふ頭敷地等についても、新たに無電柱化の整備対象として位置づけ、2040 年度の無電柱化完了を目指している。

＜具体的要求内容＞

（１）臨港道路等における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
（２）埋立道路やふ頭敷地等現在交付金の交付対象となっていない施設においても無電柱化が計画的に推進できるよう、制度設計を行うこと。
（３）無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

１９　大規模噴火時の降灰対策の推進【最重点】

（提案要求先　内閣府・文部科学省・国土地理院・気象庁）
（都所管局　総務局）

富士山の大規模噴火による大量の降灰に備え、首都圏における広域的な降灰状況の観測体制の強化を図るとともに、火山灰の最終処分の法的整備を進めること。また、避難のタイミング等について明確な指針を示すこと。さらに、降灰による都市基盤への影響について、国において的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うこと。

＜現状・課題＞

富士山の大規模な噴火が発生した場合、その影響は火山周辺地域のみならず、広範な地域に影響があるとされている。火山から一定程度離れた東京都においても降灰等をもたらし、交通や電気、水道等の都市基盤に大きな影響を与えるとともに、膨大な量の火山灰処理が必要となる。都は、富士山噴火を想定した大規模な噴火時の降灰対策について検討を行い、令和５年度に「大規模噴火降灰対応指針」を策定し、同指針を踏まえ、令和７年５月に「東京都地域防災計画火山編」を修正したところである。

国は、令和７年３月に、広域降灰対策の基本方針や具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点を取りまとめた「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を公表した。しかし、降灰の観測体制や大規模噴火時の広域的な対応策をはじめ、特に膨大な量となる火山灰の除去・処分については、処分用地の確保や降灰除去機材の確保などを含め、自治体単独では対応が困難であることが想定されるが、火山灰の最終処分を行うための法的な整理や具体的な手順などは示されていない。

また、大規模な降灰が大都市にもたらす影響については、調査研究が十分になされておらず、火山灰による広域的な被害について、自治体単独では対応が困難である。国は、令和７年４月に公表した「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」の報告書により、防災対応のトリガーとなる警報等の発信や情報提供に関する方向性を示したところであるが、今後、的確な調査研究及び被害予測を行い、具体的な対策について検討を進めていくことが求められる。

さらに、令和８年３月に、国と都は、共同で新たに「首都圏における広域降灰対策具体化推進協議会」を設置し（令和８年３月）、協議会の下に３つのワーキンググループ（住民行動・生活継続・火山灰の処理）を設置した。都は、「東京都地域防災計画 火山編」に基づき、ワーキンググループの議論と並行して、「交通インフラ対策（道路啓開）」や「火山灰の処理」などの対策を具体化していくこととしている。

＜具体的要求内容＞

（１）首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。

　また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応する注意報、警報を早期に導入・運用すること。

（２）降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。

　また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。

（３）降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、ライフライン事業者等が行うべき降灰対策について、推奨される資機材の仕様等を具体的に提示すること。

（４）大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。

　また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。

（５）避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。

（６）大規模降灰時の国による広域的な物資供給のオペレーションを提示すること。

（７）大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと。

参　　考

○ 富士山噴火による被害想定（地域防災計画火山編より抜粋）

	内　　容	
噴火の規模等	規　　模	宝永噴火と同程度
	継　続　期　間	16 日間
	時　　期	①梅雨期　　②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部　　10cm 程度 その他の地域　　２～10cm 程度 （具体的範囲は別図のとおり。）	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

○ 富士山噴火による降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）

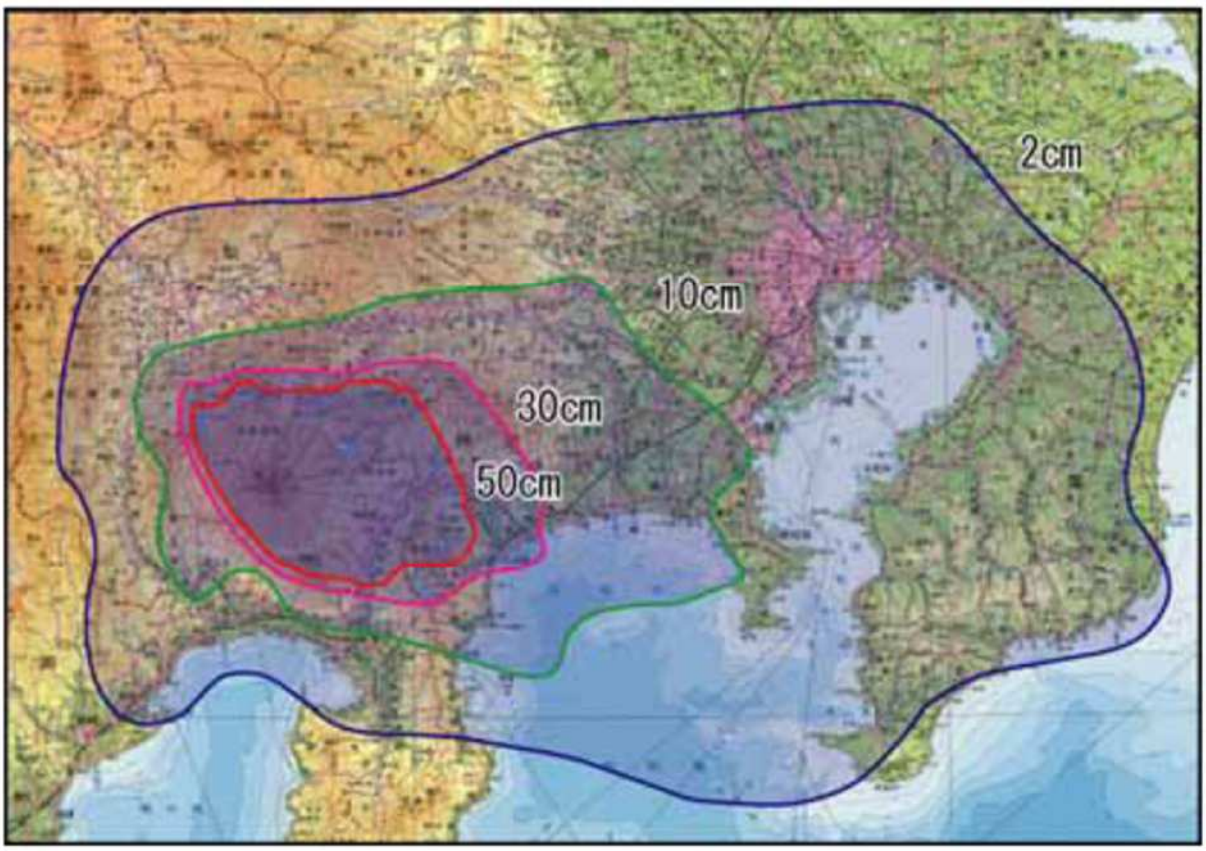

出典　富士山火山広域防災対策基本方針より

２０　災害時における安定的な燃料供給体制の確立

１　災害時における安定的な燃料供給体制の確立

（提案要求先　内閣府・資源エネルギー庁）
（都所管局　総務局）

大規模災害が発生した場合でも、都民の生活に直結する重要な施設へ安定的に燃料が供給されるよう、都と連携し、体制を強化・運用すること。

＜現状・課題＞

東日本大震災では、宮城、茨城、千葉等の６製油所が稼動を停止し、平常時の約３割に相当する処理能力が失われ、石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げるなどにより対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料不足が生じた。

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）を平成 24 年 11 月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する災害時石油供給連携計画の作成・届出を義務付けるなど体制の強化を図った。また、平成 28 年４月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、自家発電機の導入を支援することにより、災害時において地域の石油製品の供給拠点となる「住民拠点ＳＳ」の整備を進めてきた。さらに、近年相次いで発生した災害での課題を踏まえ、様々な燃料確保施策を推進している

都は、給油所事業者との契約による燃料備蓄とともに、災害時石油供給連携計画に積極的に関与することで、災害拠点病院等の災害対策上重要な施設の燃料確保を進めることとし、平成 27 年５月に、資源エネルギー庁、石油連盟等との連携体制を構築するため「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置した。

今後、首都直下地震などが発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、都内は大きく混乱し、都民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、体制の一層の充実が必要となる。

＜具体的要求内容＞

（１）大規模災害発生時においては、国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用、災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。

（２）都民生活への影響を極力抑えるため、都が燃料を備蓄している東京都指定給油所をはじめ、国が整備する住民拠点ＳＳ等に対して継続的に燃料供給を行うこと。

（３）都民の生活に直結する重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、都との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

２　医療機関の電力と水の確保に対する支援

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

大規模災害発生時に、医療機関が診療機能に支障を来さないよう、電力と水の確保についての具体的支援策を講じること。

＜現状・課題＞

近年の大規模な自然災害では、停電や地震による揺れ、断水、浸水、暴風等により病院機能に支障を来すなど医療提供体制に大きな影響を受ける災害が相次いで発生している。

様々な検査機器、生命維持装置が稼動している医療機関にとって、電力不足による診療機能の低下は、患者の生命維持そのものを脅かす事態に直結するものである。

また、人工透析や創洗浄、器材洗浄等多くの水を必要とする医療機関にとって、災害時における断水は、診療の継続を極めて困難にするものである。

都は、大規模災害発生時等の電力不足に対応するため、これまで、災害拠点病院とそれを補完する役割を担う災害拠点連携病院を対象に、自家発電設備の浸水対策や地震の揺れ対策に係る補助、自家発電設備や受水槽等の新設・増設について補助している。また、災害拠点病院・災害拠点連携病院以外の病院に対しても、自家発電設備等の浸水対策に必要な経費を補助している。

国は、災害時に備え燃料や水等を備蓄するよう求めているが、都内の医療機関は、敷地が狭あいで地価も高いため、燃料等の備蓄場所の確保等が困難な場合も多い。東京の地域特性を踏まえた、災害時に燃料等が確実に供給される対策が必要である。

また、国は風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板の設置等の浸水対策の実施を、災害拠点病院については義務、その他の病院については努力義務としたが、都内では区部を中心に、水害発生時に大規模かつ長期の被害が想定される低地帯が広がっており、医療機関における浸水対策の実施に多額の費用を要する。

国は、災害拠点病院や救命救急センター等一部の病院を対象に、自家発電設備及び受水槽の整備、止水板の設置などの経費を支援しているが、十分な整備を行うには補助基準額が不足している。災害時に全ての医療機関の診療機能を確保できるよう、国の責任において必要な補助基準額を設定するなど実効性のある支援策を講じるべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）大規模災害発生時等の電力不足に医療機関が的確に対応できるよう、国は適切・正確な情報を提供すること。
（２）近年の豪雨災害などによる浸水や停電等の影響を踏まえ、災害拠点病院のほか、自家発電設備の設置や増設、移設、止水板の設置などを検討する全て

の医療機関が十分な対策を行えるよう補助制度の充実を図るとともに、地震の揺れ対策についても施策を講じること。

（３）全ての医療機関の自家発電設備等の燃料や水については、東京の地域特性を踏まえ、国の責任において確保するとともに、確実に供給するための体制を整備すること。

（４）地震や風水害等の自然災害に備え、受水槽の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関が十分な対策を行えるよう補助制度の充実を図ること。

（５）風害や落雷などを含めたあらゆる災害時において傷病者へ確実に医療を提供できるよう、体制確保に必要な整備費補助を創設すること。

２１　ミサイル攻撃に関する対策の推進【最重点】

（提案要求先　内閣官房・消防庁・外務省・防衛省）
（都所管局　総務局）

（１）ＮＢＣ弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方、エリアごとのリスク評価を示すこと。
（２）ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

＜現状・課題＞

令和４年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。こうした状況の中、国は令和６年３月に公表した「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）において、政治経済の中枢を含む都市部などにおける緊急一時避難施設の指定促進、地域の実情に応じた緊急一時避難施設の充実を含むその在り方の検討、避難の困難性など一定の要件を満たす地域における特定臨時避難施設の整備の三点を示した。さらに令和８年３月には、その具体的な取組方針として「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を公表した。基本方針では、基本的考え方で示された三点に加え、「自然災害時との避難施設のデュアルユースと平時活用、官民連携の推進」及び「最善の避難行動の普及促進」についても取組の方向性が示された。

しかしながら、基本方針では、想定する脅威が通常弾に限定されているとともに、財政支援の対象が先島諸島を対象とした特定臨時避難施設の整備のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保とともに、その充実に向けた具体的な取組が重要である。

国は基本方針において、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し必要な施策の検討を進めるとしているが、検討に当たっては、上記の現状と課題を踏まえる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価

ア　基本方針において、通常弾に限らず、ＮＢＣ弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。

イ　人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

（２）ミサイル攻撃に対する実効性のある取組

ア　内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ　先島諸島以外の地域であってもミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合や、物資の備蓄等にあっては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ　有事の際は、国民保護法第 148 条に基づく指定に関わらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ　民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本方針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ　武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

カ　避難施設の確保や整備、有事の際の最善の避難行動の普及促進にあたっては、地方公共団体や民間事業者等と連携し、実効性のある方策を検討すること。

22 セーフシティ 防災

1　長周期地震動対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、更なる長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

＜現状・課題＞

東日本大震災では、都内の超高層建築物において、大きな揺れが長い間、観測された。

国土交通省は、平成 28 年６月に「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」を公表した。

内閣府においては、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討が進められており、国土交通省ではこれら調査研究の結果を踏まえて、建築物に対応した検証用地震動の作成等、必要な対策を行っていく予定としている。

いつ発生するか分からない巨大地震への備えを万全にしていくためにも、建物所有者等による長周期地震動対策を早急に講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による具体的な長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

２　マンション防災の推進【最重点】

（提案要求先　内閣府・国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部・総務局・生活文化局）

マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また、在宅避難等に必要な設備の設置を促す補助制度を検討し、財政支援などを行うこと。

＜現状・課題＞

東京都においては、約 900 万人の都民がマンション等の共同住宅に居住しており、マンションが主要な居住形態として広く普及している。そのため、マンション等の防災力の向上は喫緊の課題であり、東京都地域防災計画震災編（令和５年５月修正）において新たにマンションの防災力向上を明記した。

一般的にマンションは、災害に対して強靭な構造物であるが、東日本大震災の際には、建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続不能となる事態が発生した。

また、高層階ほど家具の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。都の被害想定(令和４年)では、首都直下地震時にマンションや事業系のビルなど都内のエレベーターの約 13%(約２万２千台)が閉じ込めにつながる可能性もある。令和７年 12 月に公表された「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」（内閣府）では、マンションにおける在宅避難生活に向けた環境整備として、非常用電源の確保、仮設トイレ等の防災備蓄資機材の確保、防災訓練を促進する必要があるとされた。

マンション防災に関連する制度としては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の改正により創設され、令和４年４月に開始された管理計画認定制度（以下「認定制度」という。）や、東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度などの自治体独自の制度がある。

また、一部の自治体では、避難所として協定を締結したマンションによる設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

令和５年８月に公表された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」（国土交通省）や、令和６年６月に公表された「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループとりまとめ」（国土交通省）において、将来的に管理計画認定基準に防災対策を位置づけることを検討するとされた。

こうした状況を踏まえ、令和７年 10 月にマンション標準管理規約が改正され、管理組合において取り組むべき防災関係業務の内容がコメントに追加されるとともに、管理計画認定基準の見直し（案）に防災に関する基準が盛り込まれるなどソフト面での取組については大きな進展があった。一方、エレベーターのリスタ

ート運転機能等のハード面での取組については、都も支援制度を設けて、普及に取り組んでいるが、管理組合の費用負担の問題から、導入が進んでいない状況がある。

発災時に適切な防災行動を取り得るマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、ハード・ソフトの両面から早急に防災上の備えを推進する必要があり、併せて、積極的に防災対策に取り組むマンションがより評価される市場環境の整備にも取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（1）エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。

（2）停電時にエレベーターや給水ポンプを長時間稼働できる非常用電源、エレベーターのリスタート運転機能や自動診断・仮復旧運転機能等のマンションの在宅避難等に必要な設備の設置を促す補助制度を検討し、財政的な支援を行うこと。

また、こうした防災対策に積極的に取り組むマンションがより評価される市場の形成に取り組むこと。

（3）エレベーター等の迅速な点検、復旧のため、業界団体と連携した技術者確保や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。

（4）災害時の共助を促進するため、マンション内及び地域コミュニティとのつながりの形成に資する支援を強化すること。

３　「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置促進【最重点】

（提案要求先　内閣府・消防庁）
（都所管局　総務局）

住家に対する「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置を義務化するなど、効率的・効果的に普及できる制度を検討すること。あわせて、国においても感震ブレーカーの認知度向上を図り、設置の気運を高めるため、全国的な広報・啓発活動を実施すること。

＜現状・課題＞

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、出火防止対策により火災の発生を未然に防ぐことが重要である。

「首都直下地震の被害想定と対策について（令和７年 12 月 19 日中央防災会議）」では、感震ブレーカーの設置促進が必要であり、戦略的に取組を進めるべきとされている。また、感震ブレーカーを現状から設置率 100％まで向上させた場合、焼失棟数を 72％減少させることができるとの試算が示されており、その必要性や効果の観点からも、首都圏域における事前防災の取組として、感震ブレーカー設置は欠かせない。

都は、令和５年度、令和６年度に、感震ブレーカーが電気火災防止に有効であることなどの普及啓発を行うとともに、木造住宅密集地域の木造住宅を対象に、希望する世帯すべてに感震ブレーカーを配布した。令和７年度からは、区市町村に対し、地域の実情に応じ、感震ブレーカーの設置を進められるよう、補助を行うとともに、住宅事業者に対しても補助を行っている。さらに、令和８年度から、区市町村や事業者の意見も踏まえ、区市町村への補助は、設置費も補助対象とし、事業者への補助は、建売の木造住宅に加え、注文住宅や非木造等、全ての新築住宅を対象とするとともに、リフォーム工事を行う事業者にも補助を行う制度を構築している。また、感震ブレーカーの役割や重要性を、幅広い世代に理解してもらうために、よりわかりやすく親しみやすいネーミングを決める投票を行い、「グラぴたスイッチ」に決定の上、令和８年５月に公表したところである。

しかし都内では、感震ブレーカーの設置率が全世帯において 13％にとどまっており、全国的にも６％と低迷している。

感震ブレーカーの設置を加速させ、地震火災による被害を抑制するためには、こうした都による補助制度の推進といった自治体独自の取組のみならず、国主導による具体的な対策を講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）住家に対する「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置を義務化するなど、効率的・効果的に普及できる制度を検討すること。
（２）国においても感震ブレーカーの認知度向上を図り、設置の気運を高めるため、全国的な広報・啓発活動を実施すること。

４　災害時における避難者生活支援の推進【最重点】

１　災害時における避難者生活支援の推進

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　総務局）

災害時に避難者全員が安全・安心な避難生活を送れるよう、総合的な避難者対策を推進すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都直下地震が起こった場合、都内の避難者数は約 300 万人に上ると推計されている。

災害時には、著しく多くの避難者が見込まれる一方、在宅避難が可能なマンションが多数存在している。こうした東京の特性を踏まえ、都はこれまでの避難所改革の取組に加え、在宅避難や被災地外への避難を新たな柱として位置付けた「東京都避難者生活支援指針」を令和８年３月に策定した。本指針では、避難者がどのような場所で避難生活を送る場合であっても必要な支援を適切に受けられるよう、避難所避難者や在宅避難者等への支援策の充実・強化に取り組むこととしている。

在宅避難が可能なマンションで避難生活を送るに当たっては、建物の安全性が確保されていることが前提であるが、国の「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」によれば、平時において建築の専門家とあらかじめカルテ等を作成することが必要とされ、膨大な時間と労力を要する。このため、在宅避難が可能かどうかの判断が早期に実施できる環境を整備する必要がある。

近年、激甚化・頻発化している自然災害への対応状況を踏まえ、国は避難所避難や在宅避難等も含めた避難者全員が安全・安心な避難生活を送れるよう、総合的な避難者対策を推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）避難所環境・運営の向上や在宅避難者等の支援、トイレ環境の確保に資する取組に対し、「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を継続・拡充するなど、一層の財政支援を行うこと。

（２）建築に関する専門知識を有さない者が、災害時における建築物（高層建築物を含む）の安全確認を早期かつ簡便に行えるよう「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」の見直しを図るなど、在宅避難を選択する際の判断基準を明確に示すこと。

２　災害対応車両登録制度の登録促進及び運用改善

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　総務局）

災害対応車両登録制度（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）へのトイレカー、トイレトレーラー等の登録を促すため、国においても積極的な広報・啓発活動等に取り組むこと。

また、制度の運用に当たっては、被災自治体の実情に即した応援調整の仕組みを構築・実施すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都直下地震が起こった場合、都内における避難所避難者数は約 200 万人に上ると見込んでいる。都は、こうした避難者に対して不足するトイレの数を最大 14 万基以上になると推計しており、「東京トイレ防災マスタープラン」（令和７年３月策定）に基づき、災害用トイレの確保に取り組んでいる。

災害用トイレのうち、トイレカー、トイレトレーラー等の車両型トイレは、発災時に非被災地から被災地へ速やかに移動することが可能という特長がある。国は、「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」等を踏まえ、各自治体や民間団体等が保有する車両型トイレを含む災害対応車両等を平時から登録、データベース化し、発災時には被災自治体のニーズに応じて迅速に提供する仕組みとして、災害対応車両登録制度「Ｄ－ＴＲＡＣＥ」（以下「本制度」という。）の運用を令和７年６月から開始している。

本制度を発災時において効果的に運用するためには、可能な限り多くの車両型トイレが登録されている必要がある。しかし、令和８年５月１日現在、トイレカー、トイレトレーラー等の登録台数は 92 台にとどまっている。登録数を増やすため、都では、トイレカー、トイレトレーラーを整備する区市町村に対し、本制度への登録などを条件とした補助事業を実施している。国においても、より多くの台数が登録されるよう、防災イベント等の機会を捉えた周知、普及啓発など、積極的に施策を展開していくべきである。

また、発災時には、被災自治体自らが車両型トイレの所有者と応援調整することが原則とされているが、様々な災害対応が生じる中で調整を行うことは困難であることが見込まれ、首都直下地震では広域的な調整を要することから、国による積極的な応援調整が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）災害対応車両登録制度について、防災イベント等の機会を捉えて積極的な周知を行い、車両型トイレを所有する自治体や民間団体等による登録を促進し、登録台数の増加を図ること。

（２）発災時における災害対応車両の応援調整については、被災自治体の負担増とならないよう、国において応援調整の仕組みを構築・実施すること。

５　帰宅困難者対策の推進【最重点】

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省・国土交通省）
（都所管局　総務局）

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、帰宅困難者は約 453 万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約 352 万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成 24 年９月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成 25 年４月に東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）を施行している。また、都は、新たな被害想定に基づき、令和５年５月に東京都地域防災計画震災編及び東京都帰宅困難者対策実施計画を改定したところである。この中でも引き続き帰宅困難者対策の諸課題に対応していくこととしている。

内閣府は、令和４年８月に公表した「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」に沿って、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図り、迅速かつ円滑な応急活動を確保するための対応方策の検討結果として、令和６年７月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」を一部改正し、「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方」と「一斉帰宅抑制後の帰宅場面 における再度の混乱発生の防止」の二つの観点を加えたところである。特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な３日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働き掛けを強化すること。

（２）「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。

さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働き掛けること。

（３）「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。

① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。

② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。

③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の３日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減すること。

④ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

（４）「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。

（５）「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参　　考

○ 一時滞在施設確保状況（令和８年１月現在）

【施 設 数】1,310 か所

（国等 32、都立 223、区市町村 316、民間 739）

【受入人数】約 53.36 万人※

（国等 約 1.61 万人、都立約 9.02 万人、区市町村 約 14.23 万人、民間 約 28.5 万人）

※66 万人の都内需要者数(屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。本数値は令和４年５月に試算。)に対し、約 81％

6　緊急地震速報の改善

（提案要求先　気象庁）
（都所管局　総務局）

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のための取組を早急に行うこと。

＜現状・課題＞

首都直下地震については切迫性が高く、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、マグニチュード７クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%程度と推定され、都心南部直下地震の場合、死者 6,148 人と、甚大な被害をもたらすことが想定されている。

緊急地震速報は、こうした被害の軽減に有効であるが、原理的にＰ波とＳ波の到達時間の差を利用していることから、震源に近いところ（おおむね 30 ㎞以内）では速報が間に合わないといった限界がある。

気象庁では、新しい観測技術の導入や大深度地震計を含む新たな地震観測網の取り込み等の構想を平成 26 年度に打ち出し、平成 28 年 12 月にＩＰＦ法導入、平成 30 年３月にＰＬＵＭ法の運用開始、令和元年６月に日本海溝海底地震津波観測網（Ｓ－ｎｅｔ）の観測データの活用開始、令和２年３月にはＳ－ｎｅｔの全６系統 150 カ所の観測点を追加、令和５年９月には改良を加えたＩＰＦ法の運用を開始した。また、人工知能の活用検討等、技術的・設備的改良や南海トラフ海底地震津波観測網（Ｎ－ｎｅｔ）の活用を進めているが、時間的猶予が少ない直下型地震に関しては、速報性の更なる改善が必要である。

なお、気象業務法の規定により、地震動により重大な災害が起こるおそれのある際に発表する、「緊急地震速報（警報）」は気象庁のみが発表できるとされており、首都直下地震対策特別措置法においても、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備については、国の努力事項と規定されている。

＜具体的要求内容＞

（１）発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう地震観測点を増設し、島しょ地域も含めた首都圏の地震観測網をより一層充実させること。

（２）観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

参　考

（１）緊急地震速報の種類について

緊急地震速報には、利用者のニーズに合わせて「緊急地震速報（警報）」と「緊急地震速報（予報）」の２種類がある。

・緊急地震速報（警報）

最大震度５弱以上または最大長周期地震動階級が３以上の揺れが予想されたときに、強い揺れ(震度４以上)が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。

・緊急地震速報（予報）

最大震度３以上の揺れが予想されたとき、またはマグニチュード 3.5 以上と推定されたとき等に発表する。

（２）緊急地震速報（警報）の発表主体について

気象庁は、平成 19 年 10 月１日の一般提供開始当初、緊急地震速報を、気象業務法第 11 条に基づく観測成果の発表として提供していたが、その後同法を改正し、地震動（地震による揺れ）に関する警報・予報と位置付けた（平成 19 年 12 月１日施行）。

その際、発表する名称については、引き続き「緊急地震速報」を用いることとし、警報を「緊急地震速報、あるいは緊急地震速報（警報）」、予報を「緊急地震速報（予報）」と定めている。

これにより、緊急地震速報(警報)は、気象庁以外のものによる発表が禁じられるとともに、ＮＨＫに放送の義務がそれぞれ規定された。

（３）首都直下地震対策特別措置法における記述

（地震観測施設等の整備）

第三十五条　国は､首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

（４）ＩＰＦ法について

気象庁が平成 28 年 12 月 14 日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、緊急地震速報の震源決定や地震判定において、より信頼性を向上させた震源の推定手法である。

（５）ＰＬＵＭ法について

気象庁が平成 30 年３月 22 日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、巨大地震の震源から遠い地域での震度予測において、精度を向上させた震度の推定手法である。

（６）日本海溝海底地震津波観測網（Ｓ－ｎｅｔ）について

国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）が保有する東日本太平洋沖の地震津波観測網であり、気象庁が防災科研と連携し、Ｓ－ｎｅｔの観測データを緊急地震速報に活用することで、東日本太平洋沖で発生する地震に対して緊急地震速報発表の迅速化が期待され、令和元年６月 27 日から運用を開始した。

なお、運用開始当初はＳ－ｎｅｔの観測点のうち、日本海溝より陸側の観測点のデータを活用していたが、令和２年３月 24 日から、日本海溝より東側の観測点のデータも活用している。（全６系統 150 ヵ所）

（７）人工知能と物理モデルを組み合わせたハイブリッド予測手法について

防災科研が進める「地震・津波予測技術の戦略的高度化」のプロジェクト研究にて、人工知能（ＡＩ）と物理モデルに基づく地震動予測式を組み合わせたハイブリッド予測手法を新たに開発した。この成果をもとに研究をさらに進めることにより、将来の地震災害に備えるための地震ハザード評価や地震発生直後の緊急地震速報の精度向上につながることが期待されている。

（８）南海トラフ海底地震津波観測網（Ｎ－ｎｅｔ）について

南海トラフ地震の想定震源域のうち観測網が設置されていない西側の海域（高知県沖から日向灘）に整備中のケーブル式海底地震津波観測システムで、沖合システムと沿岸システムから構成される。令和６年７月に沖合システム、令和７年６月に沿岸システムの整備が完了し、36 地点に設置した地震計及び津波計による観測を行っている。

7　大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　福祉局）

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。

また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

＜現状・課題＞

被災者生活再建支援制度については、平成 19 年 11 月の法令改正により、被災者生活再建支援金の支給要件である年齢及び所得制限の撤廃による対象世帯の拡大や、使途を限定した上で実費額を支給する方式から、使途を限定しない定額渡し切り方式への変更など、被災者の生活支援の充実に向けて一定の見直しが図られた。

しかし、その原資は都道府県が相互扶助の観点を踏まえ拠出した被災者生活再建支援基金のみである。支援金の負担割合については、東日本大震災では特例的な措置として国が 10 分の８、地方が 10 分の２となったものの、現行制度では、国、地方とも２分の１となっている。政治・経済の中心地である東京を中心とした首都圏に、首都直下地震等大規模災害が発生した場合には、支出は兆単位に上ることが見込まれ、現行制度で対応することは困難である。

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）においても、「別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるもの」とされている。

また、現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）が適用されない地域が生じるなど、被災者の生活再建のニーズに即した仕組みとなっていない。

＜具体的要求内容＞

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。

また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

８　被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置

【最重点】

１　災害に係る住家の被害認定に関する措置

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　総務局）

現在の住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化するとともに、判定基準を抜本的に見直すこと。

＜現状・課題＞

令和６年１月１日に発生した能登半島地震においては、石川県内で 11 万６千棟を超える住家被害が生じている。こうした大規模な災害が発生した際には、被災者の１日でも早い生活再建につなげるため、住家被害認定調査を速やかに実施し、各種支援の基となる罹災証明書を円滑に交付することが極めて重要である。

被害認定に当たっては、家屋の外観、傾き、屋根・外壁等の部位ごとに損傷程度と損害割合を算定の上、家屋全体の被害程度を判定しているが、国の示す方法は複雑であり、認定までに時間を要する。

国は、令和７年７月に被害認定基準運用指針の改定を行い、市町村の判断により、一次調査（住宅外観の被害で判定）を省略できることや一次調査の終了を待たずに二次調査を前倒しで開始できることを明確化する等の簡略化を図っているが、依然として判定方法が複雑であることから、認定業務の更なる見直しを行い、罹災証明書の交付を加速させる必要がある。さらに、認定する職員の知識・経験の差により判定結果にばらつきが生じ、調整に時間を要しており、こうした調査業務に最新技術などを活用する必要がある。

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内における建物被害が 19 万棟以上になるなど、住家被害は甚大になることが見込まれている。被災者の円滑な生活再建のためには、判定方法の簡略化に加え、全壊から一部損壊までの六つに細かく区分された現在の被害認定基準について、被災者の視点に立って抜本的に見直すことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化すること。加えて、衛星画像やドローン、デジタルツイン等の最新技術の活用を国が主導し、認定業務を速やかに実施できるようにすること。

（２）住家被害認定の判定基準について、建て替えの要否を判定基準にする等、抜本的に見直すこと。

２　災害時の応急措置に伴う倒壊家屋等の除去等の推進

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　総務局）

救出救助活動の妨げとなる倒壊家屋等の除去等に当たり、その判断基準や範囲を明確に示すこと。

＜現状・課題＞

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 64 条第２項では、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件の除去その他必要な措置を講ずることができる旨を規定している。

しかし、必要な措置を講ずるための条件が不明確であり、建物所有者との訴訟リスクなどが存在することから、市町村長が除去等を判断することが困難となっている。

能登半島地震では、多くの家屋が倒壊する被害が発生したが、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大建物被害は約 19.4 万棟にも及ぶと見込まれており、倒壊した家屋等を適時に除去できない場合、救出救助活動の大きな妨げとなり、被害が拡大するおそれがある。

＜具体的要求内容＞

災害対策基本法第 64 条第２項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。

３　倒壊家屋等公費解体・撤去の推進

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、所有者の申請によらず公費解体・撤去ができるよう、制度の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

公費解体制度は、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として、区市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものである。

しかし、公費解体は、所有者からの申請に基づく制度となっていることから、能登半島地震における所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや、申請が行われないことが、解体・撤去の妨げとなっていた。

環境省において、公費解体・撤去の円滑化に向けた検討を進め、建物性がなく市町村が客観的に倒壊家屋等を廃棄物と判断できる場合においては、公費解体・撤去に係る申請がなくとも、廃棄物として解体・撤去を可能とする「公費解体・撤去マニュアル」の改定を令和８年３月に実施したが、これまでの災害対応を念頭に置いた運用整理にとどまっており、大規模災害における対応については引き続き検討を行うこととしている。

首都直下地震等では、多くの建物が倒壊し、所有者が不明又は所在不明のケースも相当多く見込まれることから、首都機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

＜具体的要求内容＞

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請によらず解体・撤去ができるよう、公費解体制度の見直しを引き続き行うこと。その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続を明確に示すこと。

４　一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　総務局）

国主導により、国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与する情報共有の円滑化に向けた取組を早急に行うこと。

＜現状・課題＞

国は、令和６年４月より、データ流通機能を強化した「新総合防災情報システム（以下「新システム」という。）」を稼働させた。新システムは、「災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰（ふかん）的に捉え、被害の全体像の把握を支援すること」を目的としている。従来のシステムより操作性の向上、取り扱うデータ量の大幅な強化が期待できるほか、各自治体、関係機関のシステムとデータ連携を行うことにより、国、地方公共団体間でリアルタイムに被害情報を共有し、他道府県・都外市町村にまたがる住民避難や物資輸送等を迅速かつ緊密に調整できるようになることが期待される。

しかし、データ連携の観点においては、現状、国から新システムによって各自治体、関係機関に提供されている情報、データの種類が、当初の予定の半数程度となっており、各自治体、関係機関にとって使いやすいものとなっていない。また、国が新システムにおいて保有しているデータの多くは、国のみがライセンスを有しているものであり、ライセンスを有していない自治体や関係機関は情報提供を受けられない状況となっている。さらに、国の新システムと各自治体、関係機関の防災情報システムとのデータ連携に必要なデータのフォーマットが示されていないなど、技術的仕様が明確化されていないため、各自治体、関係機関側のシステムの設計等に支障が生じている。

国、自治体、関係機関による一体的な防災対策を実現するためには、多くの自治体、関係機関が新システムに参加することが必要であることから、国は参加自治体、関係機関の増加に向けて、取組を充実させる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）新システムから自治体等に提供する情報、データの種類を増やすことに加え、新システムと自治体等の防災情報システムとをシームレスに接続するためのデータフォーマットを明確化するなど、データ連携に必要な技術的環境の整備を行うこと。

（２）新総合防災情報システムへの参加促進に当たっては、導入や運用に関する各自治体向けのガイドラインの策定や、その周知等に取り組むなど、必要な支援を行うこと。

参　　考

【新総合防災情報システムについて】

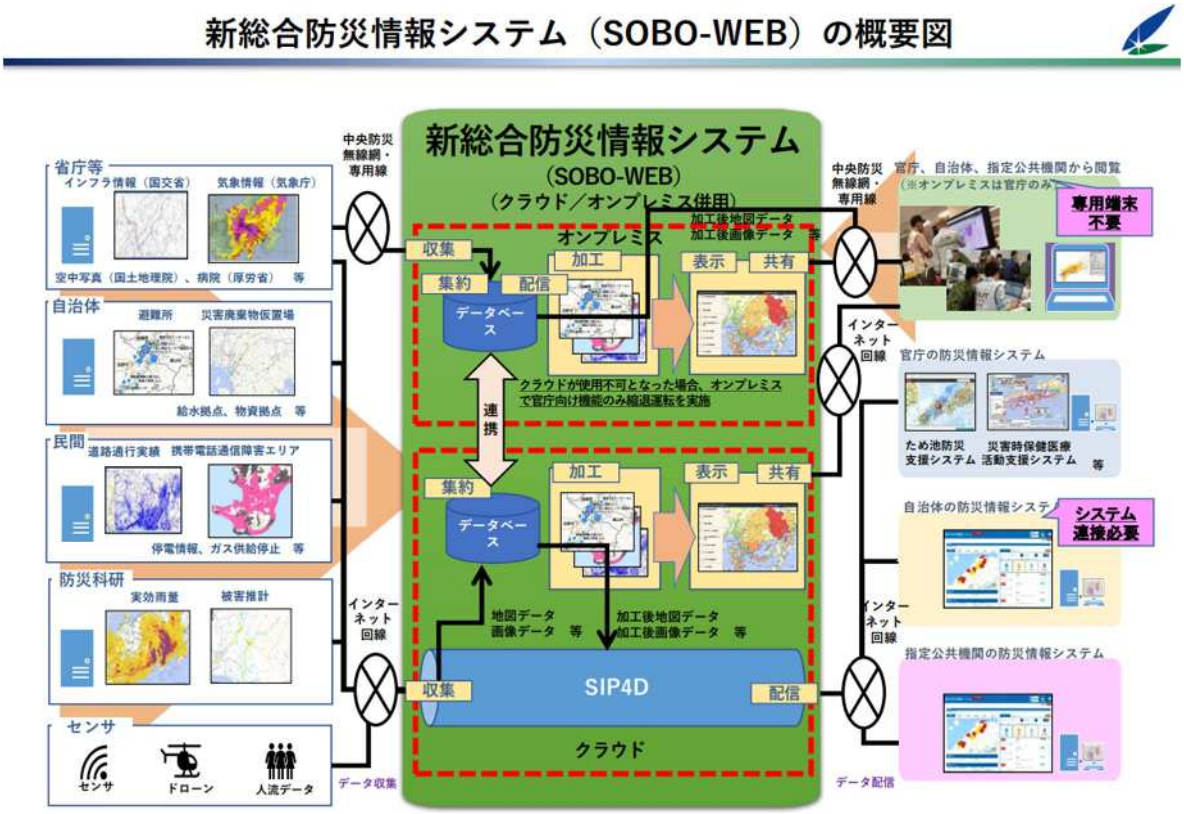

出典　内閣府防災ホームページより

５　災害時における情報伝達手段の多様化・立体化

（提案要求先　総務省）
（都所管局　総務局）

国主導による非地上系ネットワークの構築を推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化のための取組を早急に行うこと。

＜現状・課題＞

都では、多重系、単一系等の様々な方法で防災行政無線網を構成し、災害時の連絡手段を確保するとともに、能登半島地震において通信途絶が多発したことを踏まえた取組として、災害時の連絡・通信手段を確保・強化するため、都内全区市町村にモバイル衛星通信機器を配備している。しかし、現行の都と区市町村を結ぶ防災無線は、主として地上系の通信設備により構成されており、地上で発生する災害により、通信速度及び通信の確実な確保に影響があると見込まれる。

災害時においても迅速かつ的確な情報伝達を図るため、近年のデジタルサービスの普及・多様化を踏まえ、上空や宇宙空間に配置された設備を活用する、非地上系の通信による通信手段の拡充による通信速度の高速化及び通信のより確実な確保が求められている。

衛星コンステレーション、ＨＡＰＳ（高高度プラットフォーム）等で構成される非地上系ネットワーク（ＮＴＮ：Non-Terrestrial Network）は、地上の停電や災害の影響を受けにくく、安定的に陸海空での高速大容量通信を可能とするものであり、災害により地上の通信網が被害を受けた場合の通信基盤として有用である。また、ＮＴＮのカメラやセンサーから送られるデータやそのＡＩ分析は防災対策での有効活用が期待できる。

しかし、衛星コンステレーションは、海外の民間サービスが先行し、提供事業者との契約方法に制約があるほか、サービス継続も事業者判断に委ねられるなど、継続的かつ安定的に利用するには課題がある。また、ＨＡＰＳについては、実用化に向けた研究開発の段階にあり、主に成層圏における通信サービス提供となるため、国内の法整備等が必要となってくる。

こうしたＮＴＮの技術導入については、日本国内の各事業者が個別に行っているため、事業者間の相互利用や連携が図られず、異なるサービス間の通信ができない可能性がある。

いつ起こるとも限らない災害に対し、ＮＴＮの構築や事業者間の連携を国主導で推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化を早急に行うことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）日本独自の衛星コンステレーションの構築に向け、調査・検討を進めること。
（２）ＨＡＰＳについては、国や民間による研究開発を引き続き推進するとともに、実用化に向けた制度整備等を着実に行うこと。

（３）災害時におけるＮＴＮの効果的な運用を見据え、全国共通のサービスなど各自治体で共同利用可能な体制を構築すること。

参　　考

ＮＴＮと衛星コンステレーション、ＨＡＰＳ等のイメージ

出典：NTT Group

○非地上系ネットワーク（ＮＴＮ ： Non-Terrestrial Network）

上空に飛ばした人工衛星や無人航空機などの非地上系媒体を利用して、地上の基地局ではカバーできない場所でも通信可能とするほか、通信エリアが地上に限定されず、空・海・宇宙などのあらゆる場所に通信エリアが拡張されたネットワークシステムのこと。

○衛星コンステレーション

数十機～数万機にも及ぶ多数の衛星を軌道上に打ち上げて、一体的に機能させるシステムのこと。

○高高度プラットフォーム（ＨＡＰＳ ：High Altitude Platform Station）（読み方：ハップス）

太陽光発電の電力により動作する無人の航空機や飛行船などを利用して、成層圏での運用が想定されている空中の基地局のこと。

６　エレベーターの地震対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　総務局・都市整備局）

首都直下地震等の地震発生時に、エレベーターの閉じ込め被害を防止し、閉じ込め時の迅速な救助活動を行うため、建物所有者等による閉じ込め防止機能の設置促進や、建物の安全性に関する情報を集約できる仕組みの構築など、エレベーターの地震対策を推進すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による都の被害想定」では、発災時に約２万２千台のエレベーターで閉じ込めが起こり得ると想定している。

国は、建築基準法施行令を改正し、平成 21 年９月以降に新設するエレベーターへの地震時管制運転装置の設置を義務化しており、都内でも約８割のエレベーターで同装置が設置済みであると推定される。しかしながら、地震時管制運転装置のみでは、管制運転を開始してから最寄り階にかごを着床し、戸を開く前に、緊急停止にいたる規模の主要動が到達する可能性がある。その結果、安全装置が作動し、エレベーター内に閉じ込めが生じるリスクが存在する。

このため、緊急停止後に安全装置が正常に復帰したことを自動で確認し、最寄り階まで管制運転を再開することが可能となるリスタート運転機能の普及が望まれる。もっとも、地震時管制運転装置やリスタート運転機能によって閉じ込め自体は回避できるものの、エレベーターの本格復旧には、保守員が出動し、現地に到着するまで長時間を要する場合がある。

そのため、運転休止したエレベーターについて、異常の有無を自動診断し、安全が確認できれば自動で仮復旧させる自動診断・仮復旧運転機能についても併せて普及を図る必要がある。

都はこれまで、東京とどまるマンションにおけるエレベーターの閉じ込め防止や早期復旧のための機能を設置するための費用を助成するとともに、セミナーやイベント等を通じた普及啓発を行うなど、地震発生時のエレベーターの安全確保に向けた取組を進めてきた。国においても、補助事業や普及啓発に取り組んでいるが、より一層取り組んでいくことが必要である。

また、都内にある約 16 万６千台に上るエレベーターについて、地震時管制運転装置やリスタート運転機能、自動診断・仮復旧運転機能が備わっているかどうかの現状把握が難しく、都は現在、都内にあるエレベーターの閉じ込め防止機能の設置状況を把握するため、保守事業者団体等に対し協力を求めているが、個人情報等の理由により、情報の提供に慎重となっている事業者等が多い状況にある。

さらに、エレベーターに安全装置が設置されていることを利用者が容易に把握できるよう、装置が設置済みであることを示す安全マークを表示する制度がある

が、戸開走行保護装置と地震時管制運転装置に限られており、表示も任意のため、利用者にとってもエレベーターの安全性を判別できない状況にある。

＜具体的要求内容＞

（１）既に設置が義務化されている地震時管制運転装置に加え、エレベーターの更新等に合わせたリスタート運転機能、自動診断・仮復旧運転機能の設置を促進するとともに、設置に必要な財政措置を拡充すること。

　また、自動診断・仮復旧運転機能の性能向上や機能拡充等の技術開発を支援すること。

（２）発災時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合に、救出救助等に活用するため、保守事業者団体等からの情報提供を義務化するなど、都や区市町村等が各建物におけるエレベーターの安全性に関する情報を集約できる仕組みを構築すること。

（３）閉じ込め防止機能を設置しているなど、安全対策が講じられたエレベーターを可視化し、安全なエレベーターの普及が進むよう、ステッカー等による安全性の表示を義務付ける制度を導入すること。

９　訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化

（提案要求先　内閣府・気象庁）
（都所管局　総務局）

国が提供する防災情報の多言語化を図ること。また、訪日外国人旅行者に対する防災情報等の発信を強化すること。

＜現状・課題＞

訪日外国人旅行者は訪日需要の高まりにより大幅に増加しており、令和７年は、推計値前年度比プラス 15.8%の約 4,268 万人であった。また、令和７年６月末時点における在留外国人数は約 396 万人となっており、過去最高を更新している中、外国人への災害時における情報発信は喫緊の課題となっている。

国は、緊急地震速報や気象特別警報等の防災情報について、気象庁ホームページ上では多言語で掲載しているが、防災機関や情報配信事業者等に配信される情報は多言語化されていない。そのため、災害時に防災機関等が多言語で情報を発信しようとしても、そのまま活用することができず、気象庁が公表している対訳表を用いて発信主体ごとに翻訳している状況であり、迅速な情報発信が行えない、翻訳の費用が発生するなどの課題がある。

また、訪日外国人旅行者が防災情報を取得できる媒体は、国や自治体等のホームページやＳＮＳ、アプリ等があるが、これらの認知度は低く、発信される情報が多言語化されていない場合もあることから、災害発生時は訪日外国人旅行者等が情報弱者となる可能性が高い。あわせて、外国人旅行者は都道府県を跨いだ移動が多いことから、滞在する自治体の避難所の開設・混雑状況や災害時帰宅支援ステーション等の情報をきめ細かく取得できるようにする必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国が防災機関や情報配信事業者等に提供する防災情報については、外国人への均質的かつ迅速な情報発信の観点から、一元的に多言語化を図ること。

（２）訪日外国人旅行者が、滞在する自治体の防災情報等を円滑かつ確実に入手できるよう、旅行者の利用頻度が高い空港やターミナル駅等における各種媒体の周知や、各自治体が発信する情報を国の防災情報発信ツール等で案内するなど、情報発信の強化を図ること。

23 セーフシティ まちの安全・安心

１　首都東京を守るテロ等対応力の強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）テロ対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。

（３）テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

（４）諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

＜現状・課題＞

近年、我が国において、インターネットを通じて銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報が容易に入手可能となるなか、社会に対する不満を抱く個人が、特定のテロ組織等と関わりを持たずにインターネット上の様々な言説等に触発されて違法行為を引き起こすおそれがある。

実際に、特定のテロ組織等と関わりのない過激化した個人、いわゆるローン・オフェンダーが、手製の銃砲や爆発物を使用して政府要人等に危害を加えた事案のほか、身近で入手可能な凶器を使用した事案等が発生しており、こうした事案は、事前の予測が困難であることから、犯行の未然防止対策に掛かる負担が増大している。

また、世界各地においても、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、ＩＳＩＬ等のイスラム過激派組織はインターネットを通じてテロの呼び掛けを継続しており、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が欧米諸国で発生しているほか、ウクライナやイスラエル等をめぐる国際情勢も厳しさを増し、大使館を狙ったと思われる事案も発生している。

昨年 12 月には、豪州シドニー近郊のボンダイビーチにおいて 50 人以上が死傷する銃乱射事件が発生し、犯人らが使用した車両内から多数の爆発物のほか、ＩＳＩＬの旗が発見されている。

そしてＩＳＩＬは、テロの標的として日本政府を名指しするとともに、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆するなど、ＩＳＩＬ等の過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、国際情勢が急速に厳しさを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっていることから、産学官連携による技術情報等の流出防止対策の推進及び流出事案に対する取締りの強化がこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設、高度な技術情報等を保有する企業・研究機関等が多数所在する首都東京において、ドローン等の先端技術も活用しつつ、テロ対策及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

＜具体的要求内容＞

（１）テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、テロ対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、広報啓発動画の制作や街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信等により、官民が連携したテロ対策を強化すること。

（３）ＣＢＲＮ鑑識を実現する最新のＮＢＣ検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（８Ｋ、５Ｇ、ＡＩ等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

（４）技術情報等の流出防止に向けて、従業員の危機意識を醸成するための企業・研究機関等への情報提供活動を推進するほか、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材（ビジネスデータベース、教養資料等）の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

２　重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
（２）サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
（３）情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
（４）サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
（５）サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

＜現状・課題＞

近年、国内外において政府機関や重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、社会経済活動だけでなく、国の治安や安全保障にも重大な支障を来すおそれがある。

令和７年中は、政府機関、金融機関といった重要インフラ事業者等に対するＤＤｏＳ攻撃とみられる被害や国家の関与が疑われるサイバー攻撃事案等が相次いで発生するなど、サイバー攻撃の脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

また、「MirrorFace（ミラーフェイス）」と呼ばれるサイバー攻撃グループが、日本国内の組織、事業者及び個人に対するサイバー攻撃を行っており、警察庁等ではこれらの攻撃を、我が国の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした、中国の関与が疑われる組織的なサイバー攻撃であると評価し、令和７年１月、注意喚起を実施した。

このような情勢の中、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を国と都が緊密に連携して強化することは、喫緊の課題である。

＜具体的要求内容＞

（１）重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
（２）サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練として、実機を用いた事案対処訓練等を実施（外部委託）し、緊急対処能力を高めること。

（３）情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
（４）サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対し研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
（５）サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

３　総合的な治安対策の充実・強化

１　治安対策の充実・強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）首都警察特別補助金を増額すること。

（２）デジタル技術の活用を推進し警察情報システム基盤の充実を図ること。

（３）国際海空港等における水際対策の推進を図ること。

（４）警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

＜現状・課題＞

令和７年中の都内における刑法犯認知件数は、９万9,349件と前年比で約5,000件増加し、令和４年以降の増加傾向に歯止めがかからず、特に特殊詐欺については、被害額約281億5,269万円と前年比で128億3,863万円増加し、過去最悪を記録した。

このような状況の下、令和８年１月に発表された「都民生活に関する世論調査」では、「都政への要望」として「治安対策」が前年比で10ポイント増加し、全体の46.8%を占め、前年の３位から１位に上昇しており、その原因としては、匿名・流動型犯罪グループが様々な犯罪に関与し、特殊詐欺等の被害が著しく拡大していることが、都民の体感治安に深刻な影響を及ぼしていると考えられる。

警視庁では、匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けた対策の司令塔として「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」を新設し、治安対策上の重大な脅威に対処しているほか、サイバー空間の脅威に対する諸対策の推進など、複雑化する新たな治安課題に総合的に対応しており、その負担は増加する一方である。

その上、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持、首相をはじめとする要人の警護を担う首都警察としての特殊性を有しており、近年ではこれらに対するテロを惹起（じゃっき）するローン・オフェンダー等の新たな脅威への対応など、潜在的に他の道府県とは比較にならない膨大な警察事象を抱えている。加えて、近年、激甚化する自然災害では、警視庁管内・管外を問わず警察官を被災地に派遣し、救助活動や後方治安維持活動に従事するなど、日本警察の中核としての責務を担っている。

（１）現行の警察法施行令（昭和29年政令第151号）第３条第４項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を勘案し、国が所要額の一部を補助することとなっており、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により、首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策

を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要に見合った適正な負担の在り方を確保することが必要である。

（２）各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づいて行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・ＡＩなどのデジタル技術を活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、デジタル技術の活用をより一層推進するとともに、警察情報システム基盤の充実を図ることが必要である。

（３）近年、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化し、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

また、覚醒剤等の違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行客を装った携行・携帯・嚥下型など隠匿手口が巧妙化しており、密輸入事犯も増加傾向にある。

加えて、国内においてもコカイン等の麻薬事犯の増加により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯や違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

（４）警視庁には、令和７年度において、平成 29 年度以来８年ぶりに 35 人の地方警察官の増員が行われ､人的基盤の強化が図られているところではあるが、複雑かつ多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、都民の命と生活を守り、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、更なる人的基盤の強化を実現する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）現行の 15 億円から 25 億円に増額すること。

（２）デジタル技術の活用を安定的に推進する取組の一環として、

○　サーバ等リソースの増強

○　データ利活用に精通した人材育成

等の充実強化を図ること。

（３）違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、

○　携帯型薬物特定システム

○　薬物予試験試薬

等の装備資機材の充実強化を図ること。

（４）「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

２　暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

＜現状・課題＞

六代目山口組と神戸山口組等の対立抗争については、令和６年９月に、宮崎県で宅配便の配達員を装った被疑者が池田組傘下組織会長を拳銃で殺害する事件が発生し、六代目山口組傘下組織組員の男を逮捕しているほか、令和７年１月には、兵庫県で神戸山口組組長の居宅に対する放火事件が発生し、現場臨場した警察官が拳銃を所持した被疑者を公務執行妨害罪で逮捕するなど、予断を許さない状況が続いている。

対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件等により、六代目山口組と神戸山口組を９府県の公安委員会が、六代目山口組と池田組を７府県の公安委員会が、さらに、六代目山口組と絆會（きずなかい）を８府県の公安委員会が、未だ対立抗争状態にあるとして「特定抗争指定暴力団等」に指定している。

こうした中、令和７年４月、六代目山口組が兵庫県警察本部に対し、抗争の終結を内容とする「誓約書」を提出したが、対立組織と協議等することなく、一方的に提出された可能性が否めず､対立組織や末端組員らの反発などが懸念される。

今後、対立抗争の都内波及やトラブル事案の激化により、都内に所在する暴力団事務所等がターゲットとなり、銃器を使用した事件が発生することも予想されることから、当庁では、各団体の事務所や関連箇所に対する視察、警戒を強化し動向を注視しているところである。

また、都内で最大規模の指定暴力団である住吉会の中枢組織「幸平一家」は、その構成員等が匿名・流動型犯罪グループを利用して、治安上の課題となっている各種事犯に関与し、違法なビジネスモデルを構築するなど、社会に対する脅威となっていることから、令和８年１月に「住吉会幸平一家特別対策本部」を立上げ、さらに、同年４月から副総監指揮に体制を強化し、警視庁を挙げて取組を強力に推進しているところである。

これらを踏まえ、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等を図り、都民・国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

＜具体的要求内容＞

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、対銃器装備資機材の充実強化を図ること。

３　大規模災害対策の推進【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）災害対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。

（３）オフロードバイクの配備について検討すること。

（４）大規模災害等発生時における緊急通報（１１０番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

＜現状・課題＞

（１）警視庁では、突発的に発生する災害に迅速かつ的確な対応を図るため、機動隊を中心に、高度な特殊技能を有する部隊を編成し、有事即応体制を構築している。

　また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災、令和６年能登半島地震、トルコ・シリア地震など、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動等を行っている。

　以上のとおり、大規模災害が発生すれば迅速かつ的確な対応が求められているほか、首都直下地震の発生が懸念される状況であることから、ドローン等の先端技術も活用しつつ、災害対策資機材の充実及び高度化を図るなど、災害対応能力を強化する必要がある。

（２）全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなったところ、東日本大震災や令和６年能登半島地震などの震災発生時には、現地の被災状況を迅速に把握する手段として回転翼航空機が極めて有用であることが改めて認識された。

　しかし、回転翼航空機は現有機体と異なる型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

　回転翼航空機の迅速かつ的確な運用を確保するため、現有機体と同型式で操縦可能な機体の配備等柔軟な調達が必要である。

（３）近年、いつ発生してもおかしくないと指摘されている首都直下地震等の自然災害発生時において、緊急自動車専用路及び緊急交通路の早期確保に向けた道路状況等を確認する際、道路崩壊や土砂崩れによる不整地路面において優れた走行性能を発揮するオフロードバイクが必要不可欠である。

　また、令和６年能登半島地震において広域緊急援助隊を派遣した際、石川県警の部隊員とともに、オフロードバイクを使用して被災した道路の被害状況や渋滞状況を確認し､その状況を現地の交通指揮本部に映像伝送するなど、被災地の各種交通対策に大いに貢献したことから、今後の大規模災害等に万

全の備えをするため、オフロードバイクの配備を充実させる必要がある。

（４）警視庁における１１０番通報の受理は、23 区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎４階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎４階、立川市緑町）の２か所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊するなどして機能不全となった場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの１１０番通報の受理と無線指令を行うこととしているところ、通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）首都直下地震、富士山噴火に伴う首都圏広域降灰、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、災害対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）回転翼航空機の迅速かつ的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。

（３）道路崩壊や土砂崩れ等による不整地路面での走行が可能なオフロードバイクの配備について検討すること。

（４）平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、１１０番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実に行える態勢の確保を求めること。

４　薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。

（２）薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

＜現状・課題＞

都内における薬物事犯の検挙人員は、平成 17 年をピークに漸減傾向にあったものの、平成 26 年から増加に転じた。令和７年中は、2,910 人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

大麻事犯をめぐっては、検挙人員が増加傾向にあることに加え、30 歳未満の若年層が７割以上占めているなど、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止の周知・広報を目的とする視聴覚ＤＶＤを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。

昨今の大麻に関する誤った情報が流通している状況を踏まえ、大麻に特化した啓発資料「No More 大麻」を警視庁ホームページやＳＮＳ等に掲載するほか、学校や企業を対象として、リモートを併用した薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進している。

さらに、令和６年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約７割が再犯者であるという現状を踏まえ、捜査が終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）及び「再犯防止推進計画（平成 29 年閣議決定)」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、令和６年３月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、国、都及び区市町村並びに相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策の推進を図る必要がある。

また、関係機関と連携した研修会を積極的に推進していくとともに、若年層を対象とした広報啓発活動及び関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）インターネットやＳＮＳ等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。

（２）あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

５　子供・女性等の被害防止及び少年の非行・被害防止に向けた対策の強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。
（２）少年の非行・被害防止対策を強化するため、各種広報啓発活動を推進すること。

＜現状・課題＞

都内におけるストーカー・ＤＶ等の人身安全関連事案に係る相談等の受理件数は、増加傾向にあるほか、昨年は、元交際相手とのトラブルを相談中の女性が殺害される事件が発生しており、依然として厳しい情勢が続いている。

また、少年を取り巻く情勢は、刑法犯少年の検挙・補導人員が令和４年から４年連続で増加していることに加え、少年が匿名・流動型犯罪グループの人的供給源となり犯罪に加担する事案が発生しているほか、「トー横」等繁華街にい集する少年が売春等によって金員を得るなど、少年の規範意識の低下が懸念されており、憂慮すべき情勢にある。

近年、女性がホストクラブの売掛けを背景に性風俗店等での稼働を強いられる事案や児童虐待など、子供や女性の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす事案が発生しているほか、繁華街において、少年への有害なサービスの提供や過量服薬、いわゆる「オーバードーズ」等が社会問題化している。

（１）警視庁では、ストーカー・ＤＶ等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対し、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、「登下校防犯プラン」に基づいた通学路等における子供の安全確保のための対策や令和６年４月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）」に基づく支援などの各種対策を推進している。

これらの問題に対しては、社会の変化を見極めながら、子供や女性をはじめとする都民・国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、積極的に対策を講じるとともに、警察のみならず行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

（２）警視庁では、少年の福祉を害する犯罪その他少年に有害な環境に係る犯罪の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の把握をはじめとする、少年を取り巻く有害環境対策を推進している。特に児童売春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策については、令和４年５月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、関係機関・団

体等と連携した諸対策を推進している。

少年の非行・被害防止対策については、少年を取り巻く環境の変容を鋭敏に察知し、警察のみならず行政機関、民間団体及び業界団体等と連携し、少年とその保護者に対し効果的かつ時宜を得た広報啓発活動を総合的に展開する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）ストーカー・ＤＶ、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、ホストクラブ等の売掛金等に起因する違法行為等の被害防止対策、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

（２）インターネット・ＳＮＳ等を中心としたメディアを活用し、少年を犯罪に加担させないための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

６　特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）固定電話番号や国際電話番号といった犯行ツールへの対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。
（２）預貯金口座対策に係る金融機関及び暗号資産交換業者等に対する指導監督を強化すること。
（３）特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動及び被害防止機器を充実強化すること。

＜現状・課題＞

特殊詐欺は、被害者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、若年層を含む現役世代にも拡大していることから、都民・国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

犯行ツール面において、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者の保有する在庫番号を一括利用停止する取組が進められているところであるが、現行の法制度では届出が提出されていれば、卸元通信事業者（キャリア）から悪質な電話事業者に上限なく固定電話番号が提供されているため、関連省庁や電気通信事業者が連携し、電話転送事業を現行の届出制から許可制にするなど、法制度の検討が必要となっている。

また、インターネットバンキング等を悪用し、限度額を解除させた上、他人と接触することなく繰り返し送金させるなど、被害が高額化する傾向にあることから、金融機関等に対してモニタリング強化や利用限度額の見直しについて働き掛ける必要がある。

さらに、犯人からの電話に出ないための対策として、最新の手口や手段などを都民・国民に対して広く周知するため、影響力の大きい全国放送テレビ局、ラジオ等の主要メディア及びＳＮＳ等を活用した大規模な広報啓発活動の継続が必要であるほか、物理的に詐欺被害を防止するため、「国際電話番号ブロックシステム」を搭載したデジポリス、「自動通話録音機や迷惑防止機能付電話機、迷惑電話拒否装置」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の普及促進、サポート詐欺をはじめとする架空料金請求詐欺被害から守るため、引き続き携帯電話機へのセキュリティソフトの導入等を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）令和７年５月、改正電気通信事業法が公布され、「卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」や「一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること」が卸元電気通信事業者に義務付けられたことから、施行後、

厳格な審査が行われ、必要に応じて更なる基準を設け、悪質な電話転送サービス事業者を早期発見・排除する仕組みを構築すること。

（２）関連省庁が連携し、金融機関に対する預貯金口座のモニタリング強化やＡＴＭやインターネットバンキングにおける振込制限等の基準の見直し、暗号資産交換業者や証券業協会等に対するモニタリングの実施要請等により、指導監督の強化を図ること。

（３）幅広い世代に対して、マスメディアはもとより、インターネット上のポップアップ広告やＳＮＳ等を活用し、特殊詐欺の最新の手口を、迅速かつ的確に周知すること。

また、特殊詐欺の犯罪を敢行する匿名・流動型犯罪グループの悪質性や違法性を広く周知し、社会全体で排除するという気運を醸成するための広報啓発活動を推進し、特殊詐欺に対するリテラシーの向上を図ること。

あわせて、物理的に特殊詐欺の被害を防止するため、国際電話番号ブロックシステムを搭載したデジポリスや発信者番号表示サービス等の更なる普及促進を図るほか、高齢者のみならず、全世代宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」、携帯電話機等へのセキュリティソフト導入に対する補助制度の導入を引き続き検討すること。

参　　考

【令和７年中の特殊詐欺被害状況】（ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害を除く）

都内	認知件数	4,350 件（前年比 +856 件、+24.5％）
	被害額	約 281.5 億円（前年比 +約 128.4 億円、+83.8％）
全国	認知件数	27,758 件（前年比 +6,715 件、+31.9％）
	被害額	約 1,414.2 億円（前年比 +約 695.4 億円、+96.7％）

7　サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加する重要な社会経済活動の基盤となる公共空間として、その重要性を一層増している。

こうした中、警察庁公表の「令和７年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（令和８年３月 12 日警察庁広報資料）によれば、

○　令和７年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が前年より増加
○　警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられる不審なアクセス件数が高水準で推移
○　感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭又は暗号資産）を要求するランサムウェア被害の報告件数が高水準で推移

等しており、更には、実在のサービス等をかたって個人情報を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和７年の報告件数が、過去最多であるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、発生件数及び被害額が前年より増加した。

特に、被害額については過去最多となり、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

こうした情勢の中、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発活動や、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づく中小企業支援等、サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上には、都民のみならず、国民全体への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

○　グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
○　サイバー犯罪の手口や基本的対策等を分かりやすく解説した啓発用映像の制作及び当該映像を広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するほか、各種広報媒体を活用した大規模な広報啓発イベ

ントを開催

○　中小企業のシステム担当者等を対象としたサイバーセキュリティセミナーや経営者層に自発的な対策の実施を促すことを目的としたWebセミナーの実施

○　脆弱性のある機器を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備

等のサイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

８　先端技術を活用した警察活動の高度化及び業務の合理化【最重点】

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

ＡＩ等の先端技術を導入し、警察活動の高度化を図るとともに、業務の合理化による職員の業務負担を軽減すること。

＜現状・課題＞

近年、治安課題が著しく専門化、高度化、広域化、国際化する一方で、少子高齢化・人口減少等の進行により、社会構造が変化し、警察官の採用情勢も厳しさを増すなどしている状況である。

こうした中、警視庁では、要保護者の体調確認を補完するため、警察署の保護室にリモートセンサーを設置し、身体異常を検知して確実な生命身体の保護を図る取組を実施している。

また、ＡＩによる解析システムを導入した災害現場での迅速な救助活動の支援をはじめ、各種警察活動にＡＩの導入を試みているところであるが、直面する各種重要課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、ＡＩ等の先端技術を積極的に導入し、警察活動のみならず、警察事務にも展開するなど、業務の更なる効率化・合理化を推進していく必要がある。

今後もＡＩなどの技術革新の動向を捉えつつ、先端技術の利活用を促進し将来を見据えた首都東京の治安を維持していくことが必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）ＡＩ利活用基盤を構築するための性能の高いサーバーを整備するなど、先端技術を導入するために必要な財源を確保すること。

（２）上記のほか、犯罪の検挙、防犯、警戒警備等に資するデジタルツールの充実強化を図ること。

９　特例施設占有者に対する権限行使の義務化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

＜現状・課題＞

令和７年の拾得物取扱件数は約 454 万件となり、前年と比べ 3.0%増加し過去最多となった。

拾得物取扱件数は、新型コロナウィルス感染症により令和２年から３年まで一旦減少したものの、令和４年以降は、インバウンドの増加等の影響を受けて再び増加に転じ、今後も更なる増加が見込まれる。

このため、遺失物業務に係る事務の見直し等を実施することが当庁の課題となっており、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約８割以上を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約５割を占めている。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

＜具体的要求内容＞

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

１０　外国人犯罪対策の推進

（１）不法就労対策の強化

（提案要求先　出入国在留管理庁・厚生労働省）
（都所管局　都民安全総合対策本部・警視庁）

（１）不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
（２）外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

＜現状・課題＞

（１）不法残留者は、令和８年１月１日現在、68,488 人であり、前回同時期の調査に比べ、6,375 人減少したが、令和７年の新規入国者数は、約 3,918 万人と過去最高を記録しており、今後も新規入国者数の増加が予想される中、不法残留者を発生・増加させないことがより重要となる。

　また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

　こうした偽装滞在者は、不法入国者、不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

（２）偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、現在、外国人の新規入国者が増加している中、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。

　また、事前のチェックを行うことで不法滞在を企図する外国人の来日を未然に防止できるよう、電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）を着実に導入すること。

（２）外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知を徹底し、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

（２）留学生を受け入れる教育機関への指導強化

（提案要求先　出入国在留管理庁・外務省・文部科学省）
（都所管局　都民安全総合対策本部・生活文化局・警視庁）

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

＜現状・課題＞

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

現在、日本への留学生が増加傾向にあり、今後も、国の外国人留学生の戦略的な受入れの推進に伴い、留学生が更に増加することや、所在不明者や所在不明を理由とした除籍・退学者が多く発生していることなどが課題となっていることを踏まえ､今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。

（２）出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づき、留学生の在留管理を確実に行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。

（３）学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

４　国民保護事案に関する普及・支援の推進【最重点】

（提案要求先　内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省）
（都所管局　総務局）

（１）国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。

（２）テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法活動など、様々な脅威が存在する。ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）平素の取組

ア　武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ　武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ　国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

（２）テロや不法活動等に対する取組

ア　テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ　国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止

し、発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

５　地方消費生活行政に対する財政支援

（提案要求先　消費者庁）
（都所管局　生活文化局）

地方消費生活行政推進のため、地域の実情を踏まえた充分な財政支援を行うこと。

あわせて、地方自治体が対応しやすいよう事務手続きを簡素化すること。

＜現状・課題＞

国は、地方消費生活行政の充実及び強化を図ることを目的とした「地方消費者行政強化交付金」について制度を見直し、令和８年度より新たな財政支援制度を開始したところである。これにより、最長で令和７年度までとされていた従前の「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」による財政支援が、「地方消費者行政機能維持事業」として再編及び整理された。

しかしながら、制度見直し後においても、実施主体が限定され、活用期間が令和 11 年度末までとされるなど、平成 29 年度までと同様に、全ての区市町村が幅広い取組に対して定額で財政支援を受けられる機会が確保されるものになっていない。

このため、これまで充実させてきた消費生活相談事業や高齢者の見守りの取組など、地域の実情を踏まえた現行の取組の継続が困難になるおそれが解消できるとは言えない。加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットやＳＮＳの普及などの社会環境の変化に伴って次々と生じてきている新たな消費者被害に対する取組なども対応が難しくなる可能性があり、結果として地方消費生活行政の後退を招くことが危惧される事態に変わりはない。

また、「地方消費者行政強化交付金」制度は、年度内の取組に対する財政支援であるにもかかわらず、都道府県から各市区町村に対する支出を当該年度末までに行うよう求められていることから、例えば市区町村が第４四半期に支出した経費を対象とすることが日程的に容易ではなく、事業本来の趣旨を損なうおそれがある。さらに、国において、対象事業の実績報告や次年度の申請事務等に関して日程など事務手続の詳細が明示されないことなどから、都における計画的かつ効率的な事業管理に支障が生じ、期間内で事務処理を完了させることが極めて困難となっており、毎年度、対応に苦慮している。そしてこれらの結果、市区町村に対しても非常に短い期間での対応を求めざるを得ないなど、本制度の適切な執行に当たり、地方自治体は大きな負担を強いられている状況である。

＜具体的要求内容＞

第５期消費者基本計画を鑑み、地方消費生活行政推進のために、地域の実情を踏まえ、平成 29 年度までと同等以上の充分な財政支援を行うこと。また、事務手続についても、支援対象である地方自治体にとって対応しやすいよう簡素化すること。

６　デジタル取引に関する消費者保護規制の強化

１　デジタル広告・オンライン取引における不当表示対策の高度化

（提案要求先　消費者庁）
（都所管局　生活文化局）

（１）インターネット上のデジタル取引において、人の判断能力の脆弱性をついた不適正な手法が見られることから、デジタル技術の特性を踏まえ、消費者を保護するために必要な法令改正を速やかに実施すること。
（２）あわせて、ＡＩ等のデジタル技術を活用した法執行体制の構築を進めること。

＜現状・課題＞

生成ＡＩをはじめとする技術の進展や取引環境の急速な変化により、デジタル広告及びオンライン取引は高度化・複雑化している。一方、現行の人手確認を前提とした監視・規制では迅速かつ網羅的な対応に限界がある。また、ダークパターンや解約妨害的慣行、複数主体が関与する広告構造に対し、責任整理や横断的規律が不十分であり、証拠保存や初動判断を支える共通基盤の整備も課題となっている。

（１）消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する新たな不当表示への対応

近年、虚偽や誇大といった従来型の不当表示に限らず、重要な情報の視認性を低下させる表示や消費者を心理的に焦らせて意思決定を急がせる表示等、不当表示には直ちに該当しないものの、消費者の合理的判断を阻害するいわゆる「ダークパターン」と呼ばれる表示・広告設計手法が拡大しており、より実効性のある対応が求められている。

（２）広告作成に関与する主体の責任について

デジタル広告の作成においては、広告代理店、制作会社、アフィリエイター、インフルエンサー等が実質的に関与しているにもかかわらず、法律上の責任が広告主に限定され、抑止力が十分に機能していない。不当表示に対する抑止力や是正に向けた指導等を実効性のあるものとするため、実態を踏まえた責任の整理を行い、規制対象の適正化を図ることが不可欠である。

（３）執行実務基盤の制度整備について

デジタル広告の高度化・複雑化に対し、従来の人的確認を前提とした監視・取締り手法では、迅速かつ網羅的な対応に限界が生じており、デジタル技術の特性を踏まえた新たな取締基盤の構築が求められている。

オンライン表示に係る証拠の保存・活用の在り方、複数法令が関係する事案における初動判断など、執行実務を支える共通制度・基盤についても整備が不十分である。

＜具体的要求内容＞

（１）消費者の選択を阻害する表示手法への横断的規律

定期購入等が初期状態で選択済となっているなど重要な情報の視認性を低下させる表示を禁止するとともに、カウントダウンタイマーなど虚偽の緊急性を組み合わせ消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある表示・広告手法について、関係法令にもとづく横断的な考え方及び指針を整理すること。

併せて、ＳＮＳ上のチャット機能等を通じて行われる勧誘・案内についても、その即時性、双方向性及び閉鎖性といった特性を踏まえ、表示行為と勧誘行為が連続・一体となって消費者の意思形成に影響を及ぼす実態を適切に反映した規制を導入すること。

（２）デジタル広告における関与主体等の法的責任の明確化

デジタル広告の作成においては、広告代理店、制作会社、アフィリエイター、インフルエンサー等が実質的に関与しているにもかかわらず、法律上の責任が広告主に限定され、抑止力が十分に機能していない。

デジタル広告の作成に関与する事業者等についても、その役割に応じた法的責任を明確に示し、現行法下で責任を有する広告主に加え、虚偽・誇大な広告の作成、表示等の実務を担う事業者に対する規制を導入すること。

また、身元が不明確な事業者や、偽商品の広告などの不当広告の放置に関するプラットフォーム事業者の応分の責任を整理し、実効的な抑止力を確保すること。

（３）執行実務を支える共通制度・基盤の整備

デジタル広告の特性を踏まえ、オンライン表示に係る記録保存や活用のあり方を明確にするとともに、表示ログ等のデジタル証拠の保存、提供義務等の実効性の高い手法を導入すること。

また、ＡＩやスクレイピング等の技術を広告監視・取締りに活用する手法について、国が主体的に広く整備・運用する枠組みを構築するとともに、その具体的手法に係る法的な位置付けや判断基準及び標準的運用ルールを明確化すること。

２　インターネット取引における不適正手法への包括的対応と消費者保護法制の強化

（提案要求先　消費者庁）
（都所管局　生活文化局）

インターネット取引において、消費者の判断能力の脆弱性を突いた不適正な手法が見られることから、インターネット取引の特性を踏まえ、消費者を保護するために必要な法令改正を速やかに実施すること。

＜現状・課題＞

近年、インターネット取引において、ＳＮＳのチャット機能やダイレクトメッセージを用いて消費者に接触し、継続的なやり取りを通じて消費者を意図しない契約締結へと誘導する事案が増加している。

（１）取引実態と現行法との乖離

インターネット取引は、形式上は通信販売に該当するが、不意打ち性の高さという点で電話勧誘販売と類似している。また、広告・勧誘目的を告げずに、または著しく有利な条件を提示しオンラインセミナー等に誘導するインターネット取引は、訪問販売のキャッチセールスやアポイントメントセールスと類似している。

しかしながら、これらの取引については、現行法上は通信販売として整理されることから、勧誘規制やクーリング・オフ等の適用が及ばず、実態として消費者の意思形成に重大な影響を及ぼしているにもかかわらず、行政による指導・処分の根拠が限定的となっている。

（２）広告・勧誘概念の不明確性と法執行上の支障

ＳＮＳ上のチャットやダイレクトメッセージによる勧誘は、広告と勧誘、表示と交渉の区分が不明確であり、どの時点から規制対象となる「勧誘行為」に該当するかの判断が困難である。このため、法令適用の初動判断や立証に時間を要し、迅速・実効的な法執行が阻害されている。

＜具体的要求内容＞

（１）不意打ち性・誘引性・複雑性の高いインターネット取引に関する法令改正

電話勧誘販売や訪問販売等の勧誘規制に措置されている義務や禁止行為を、インターネット取引においても規定すること。具体的には、ＳＮＳのチャット機能やダイレクトメッセージを用いた取引について、威迫困惑等広告・勧誘の禁止、クーリング・オフの付与、不実告知等の誤認取消権の付与の対象となるよう、関係法令を改正すること。

また、広告と勧誘の区分が不明確となるインターネット取引において、消

費者が営業行為であることを十分に認識できないまま契約に至ることがないよう、契約に結び付ける意図をもって行われる行為について、販売目的明示義務の対象となるよう関係法令を改正すること。

（２）法令改正に対応した法執行の円滑化及び実効性向上に係る支援

法令改正に伴う新たな制度・規律に的確に対応できるよう、都道府県職員に対する情報提供、助言及び研修制度の一層の充実を図るとともに、国・地方公共団体間の連携を強化すること。

7　霊感商法等による消費者被害の救済の実効化

（提案要求先　消費者庁）
（都所管局　生活文化局）

（１）霊感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大に努め、消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
（２）新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

＜現状・課題＞

霊感商法等による消費者被害に対応するため、国は新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和４年法律第 105 号）の策定並びに消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）及び独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）の改正を行い、令和５年１月に施行した。

新法は法施行後２年を目途として、改正法は施行後５年を経過した場合に施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直すものとしている。

都においても、都民の不安の払拭、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るため、霊感商法等に係る注意喚起情報の継続的な発信や各種窓口での相談対応を行っているが、霊感商法等による消費者被害の防止及び救済の実効化を図るためには、関連法が適切に執行されることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）霊感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大及び消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
（２）新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

８　旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応

（提案要求先　法務省・文部科学省）
（都所管局　生活文化局・政策企画局）

旧統一教会について、都民の不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する解散命令について、東京高裁は令和８年３月、信者らに対し社会通念上相当な範囲の勧誘では達成できない数値目標を定めて献金や物品購入の勧誘を求めた、として即時抗告を棄却し清算人による清算手続きが開始されたところである。

一方、旧統一教会の清算手続き中においても宗教上の行為は妨げられないことから、都民から不安の声が寄せられることも考えられる。

都はこれまで、関係局による庁内連絡会議の下、消費生活や福祉、人権など、都民からの相談に対応するとともに、旧統一教会が令和４年４月多摩市内に取得した約 6,300 ㎡の土地の利用について地域住民から不安の声が上がっていることから、多摩市等関係機関とも連携し対応してきた。

また、この度の即時抗告棄却を受け、庁内連絡会議を改めて開催し、今後も被害者からの相談等必要な対応を行っていくことを確認したところである。

国は、特定不法行為等被害者特例法に基づく指定宗教法人の清算に関する指針を令和７年 10 月に策定したところであるが、被害者救済を最優先に同指針を適用することはもとより、今後も都民の安全・安心な生活を確保するため、引き続き国の適切な対応が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

旧統一教会について、不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

24 セーフシティ 医療

１　保健医療施策の推進

１　地域医療確保のための診療報酬等の見直し【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

物価高騰や大都市の地域特性により医療機関が受けている影響を十分に考慮し、必要に応じて診療報酬の更なる引き上げを行うとともに、物価や賃金の上昇を速やかに診療報酬に反映させる仕組みを導入すること。また、地域医療の確保のため、診療報酬改定のタイミングを待たず機動的な財政支援を行うこと。

＜現状・課題＞

近年の急激な物価や人件費、光熱費の上昇は、診療報酬という公定価格を主たる収入源とする医療機関の経営を直撃しており、経営環境はかつてない厳しさに直面している。都が令和７年度に実施した地域医療に関する調査においても、都内病院の約７割が赤字となるなど、急激な物価高騰などが病院運営を圧迫していることが改めて浮き彫りとなった。

特に、都は他地域と比較して地価や人件費が極めて高く、医療機関の運営コストは全国平均を大きく上回っている。現行の診療報酬制度においては入院基本料等に地域加算が設けられているが、都の実情を十分に反映した水準とはなっておらず、この構造的な格差が経営悪化を深刻化させている。こうした状況を放置すれば、病院の縮小・撤退や一層の人材不足につながり、結果として都民が安心して医療を受けられる体制が損なわれるおそれがある。都市部の医療機関が持続的に医療提供を継続できるよう、診療報酬制度を通じた安定的な財政基盤の確立が急務である。

こうした中、国は、令和７年度補正予算における「医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」のほか、令和８年度診療報酬改定において診療報酬本体を3.09%引き上げ、物価対応料を新設するなど、一定の措置を講じてきた。今後、これらが医療機関の経営に与える影響を詳細に把握し、必要に応じて支援を拡充することが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）物価高騰等による影響を踏まえ、医療機関等が安定的・継続的に事業運営を行えるよう、医療機関の経営実態を把握し、必要に応じて診療報酬本体の更なる引き上げを行うこと。

（２）患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、人件費、物件費等、大都市特性を十分に考慮した診療報酬体系への見直しを行うこと。

（３）物価や賃金の上昇を速やかに診療報酬に反映させる仕組みを導入するとともに、地域医療を確保するため機動的な財政支援を行うこと。

２　出産費用の無償化に係る適切な制度設計等【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・福祉局）

出産費用に係る制度の具体化に当たっては、地域の周産期医療提供体制の確保という観点も十分踏まえて、国の責任と財源において、制度設計を行うこと。

また、医療保険者である地方自治体に対し、制度内容等について早期に丁寧な説明を行うとともに、新たに必要となる費用については、国において財政措置を確実に講じること。

＜現状・課題＞

国は、現在、出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産に係る給付体系の見直し等を行うこととしている。

これに伴い、保険診療以外の分娩の基本単価を国が設定することが決定された。国の調査によれば、出産費用は全国平均 519,805 円であるが、都道府県別では最も高いのは東京都で 648,309 円、最も低いのは熊本県で 404,411 円であり、地域によって大きな差がある。こうした地域の実態を踏まえ、具体的な制度設計に当たっては、妊婦の経済的負担の軽減はもとより、地域の周産期医療提供体制に影響が出ないよう配慮する必要がある。

また、新たな給付体系への移行時期について、当分の間、現行の出産育児一時金の仕組みも併存し、可能な医療機関から新制度に移行していくとしている。

＜具体的要求内容＞

（１）出産費用に係る制度の具体化に当たっては、妊婦の経済的負担の軽減はもとより、地域の周産期医療提供体制の確保という観点も十分踏まえて、国の責任と財源において、制度設計を行うこと。

（２）新たな保険給付制度について、医療保険者である地方自治体に混乱が生じないよう、制度の具体的な内容や運用方法等について早期に丁寧な説明を行うこと。

また、地方自治体に過度な負担が生じないよう、施行までの準備期間を十分確保するとともに、新たにシステム改修など業務に必要となる費用については、国において必要な財政措置を確実に講じること。

あわせて、被保険者が十分に理解できるよう、国の責任において分かりやすく丁寧な広報を行うこと。

３　医師確保対策の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

現下の医師不足の状況に対して、不足が顕著な産科、小児科、救急医療、へき地医療等の医師の早急な確保について、より実効性のある対策を国の責任において講じるとともに、医師養成課程における研修の質を担保するため、適切な制度運用を図ること。

＜現状・課題＞

全国的に医師不足が続く中、都内においても依然として、小児・周産期・救急・へき地医療など、特定の診療科や地域で医師の確保が困難な状況にある。

国は、医師偏在指標に基づき医師多数・少数区域等を設定しているが、指標は医師の総量的な偏在状況を相対的に示しているものに過ぎず、地域の実情を十分に表すものとなっていない。また、医師多数とされた都道府県においては専攻医の定員数が制限されるなど、医師確保に柔軟に取り組むことができない。

令和６年 12 月、国において、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」（以下「医師偏在対策パッケージ」という。）が示されたが、対策の具体化に当たっては、地域の医療提供体制の確保も視野に入れながら進めるべきであり、国において長期的な視点を持ちつつ、主体的に実効性のある医師確保対策を講じる必要がある。

国は、医学部入学定員について、令和６年度から令和８年度の間に都の臨時定員配分を 40％削減し、今後もさらに削減を進めるとしている。しかし臨時定員は、地域における医師不足の状況から全都道府県に対し認められてきた経緯を鑑みると、その取扱いの検討に当たっては、診療科ごとの必要医師数を示した上で、医師不足が解消したか検証を行うことが必要である。

国はこれまで、医師臨床研修の希望者に対する募集定員の割合を縮小してきたが、都内には高度先進医療を行う、症例の豊富な臨床研修病院が数多く存在する点、都内外の医師派遣や急性期患者の受入れを行っている点等の実態が評価されるべきである。加えて、令和８年度から一部の医師多数県に設置された広域連携型プログラムは、２年間の研修期間のうち 24 週以上、医師少数県等の病院への派遣が必要とされている。これらにより研修医の選択の過度な制約となるとともに、臨床研修病院間の競争が行われず研修の質が担保出来なくなることが大いに懸念される。

専門医制度についても、医師の地域偏在是正の観点から専攻医採用数に係るシーリングが実施された結果、地域の医療提供体制に大きな影響を与えるだけでなく、専攻医が希望する質の高い研修の機会が奪われることにもつながる。また、医師の充足率が低い地域等で一定期間の研修を実施する連携型プログラム枠を拡大しているが、専門医の質の向上という本来の目的に鑑み、都市部の病院の機能を評価し、研修の質が損なわれることがないよう十分に配慮した制度とすること

が必要である。

国は、医師養成課程においてこれまで行ってきた様々な医師多数県からの定員削減策により、医師偏在対策として効果があったのか、研修の質に影響はなかったのか検証した上で、都道府県の意見を踏まえ実施すべきである。

都道府県においては、令和９年度に第８次医師確保計画（後期）の策定を予定しているが、都道府県における対策には限界があり、医師の養成、医師法（昭和23年法律第201号）等を所管する国の責任において、医師確保対策の更なる充実を図る必要がある。

新興・再興感染症の流行時においても、医療機関が必要な診療を継続し、国民が過度に診療を控えることがないよう、通常の診療を担う医療機関においても感染症対策に精通した医師の確保が必要である。

さらに、疾病予防をはじめとする地域保健の推進はもとより、災害時や感染症発生時等の健康危機管理においては、保健所が重要な役割を果たし、専門知識を備えた公衆衛生医師が中心的役割を担うこととなる。都においても、他の自治体と同様に公衆衛生医師の確保には苦慮している。健康危機に保健所が迅速かつ機能的に対応するため、公衆衛生医師の安定的な確保は喫緊の課題である。

＜具体的要求内容＞

（１）産科、小児科、救急医療、へき地医療などの医師の確保について、実効性のある措置を緊急に講じること。

①　医師の偏在対策において、都道府県間の相対的な比較ではなく、地域の実情を踏まえた上で診療科別・地域別の必要数を示すとともに、医師多数とされた都道府県についても、医師確保に柔軟に取り組むことができるようにすること。

また、医師偏在対策パッケージにおける対策の具体化に当たっては、現状の地域医療提供体制の確保に配慮しながら、長期的なビジョンを持ちつつ国が主体的な取組を行うこと。

②　へき地等勤務医師の安定的な確保や在宅医療を推進するため、専門医制度とも対応させた医師キャリアシステムの構築を図るとともに、へき地等派遣医師に対する特別な手当を創設すること。

（２）医学部臨時定員について、各都道府県における医師不足が解消したか検証を行い、かつ診療科ごとの必要医師数を示した上で、その取扱いについて検討を行い、それまでの間はこれ以上の削減は行わないこと。

（３）都道府県別の臨床研修医募集定員上限の算定に当たっては、都内外の医師派遣や急性期患者の流入状況等を反映させること。また、都市部を中心とした募集定員削減の医師の地域偏在対策に有効かどうか検証するとともに、研修の質等を担保するため、これ以上の募集定員倍率の圧縮及び医師多数県に対する定員削減措置は実施しないこと。

（４）専門医制度については、医師偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく、本来の目的を鑑み、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにするとともに、専攻医採用数のシーリングや専門医の更新時に多様な地域での診療従事を求めることにより、地域の医療提供体制に深刻な影響

を与えることがないよう、適切に運用すること。

また、国が責任を持って地域医療への影響や研修の質、研修を終えた専門医の能力への影響等の検証を行うとともに、医師法の趣旨に則り、都道府県の意見を踏まえた上で、専門医機構に対し必要な働きかけを行うこと。さらに、都道府県が提出した意見書について、国における具体的な検討の過程と結果を各都道府県に対して明らかにすること。

（５）今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新興・再興感染症の発生時において必要な地域医療提供体制を確保できるよう、国の責任において、医療機関における感染対策に指導的な役割を果たすことができる感染症専門医の養成を早急に進めること。

（６）地域保健対策の基盤となる公衆衛生医師の安定的な確保に向けて、医師養成等において保健所での研修を改めて必修にすることや、医学生や研修医が公衆衛生分野に関心を持つ機会を提供するなど、公衆衛生分野の職務を理解する機会をより一層提供すること。

４　看護職員確保対策の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）「看護職員需給推計」は、都道府県の実効性ある看護職員確保対策に資するものとすること。
（２）都道府県が地域の実情に応じて実施する看護職員の新規養成・定着促進・復職支援対策に対して十分な財源を確保すること。
（３）有料職業紹介事業者へのこれまでの取組の効果を検証し、必要に応じて更なる措置を検討すること。
（４）令和４年度からの教育カリキュラムを踏まえた学校・養成所の支援を充実強化すること。
（５）看護職員確保のための資格管理体制を実効性の高いものとすること。
（６）感染対策の強化を図るため、感染管理に関する専門的知識等を持つ看護職員の養成について支援すること。
（７）賃金引上げが図られるよう診療報酬を適切に見直すとともに、看護職員処遇改善評価料の対象医療機関の拡大等を行うこと。
（８）災害時等に迅速に看護職員の確保を図るため、災害支援ナースの養成数の拡大と派遣活動等への支援策を講じること。
（９）看護職について、適切な行政処分が行われるよう、必要な情報を把握する仕組みを構築すること。

＜現状・課題＞

高齢化の進展などにより増大する医療ニーズに対応するためには、看護職員の確保に関する取組を一層進めていくことが必要である。特に、地域包括ケアシステムを推進するためには、医療機関だけではなく、訪問看護の人材確保は重要である。都は、新規養成・定着促進・復職支援の三本柱に、定年後に向けての就業支援を加え、総合的な看護職員確保対策等を展開している。

令和元年度、看護職員の需給推計が取りまとめられたが、病院及び有床診療所、精神病床、訪問看護事業所等（以下これらを「領域」という。）別の供給数が算

定されておらず、充足状況が把握できないため、都道府県が看護職員確保対策に取り組む上で有効なものとなっていない。また、看護師等の確保の促進のために必要な財政上の措置は国の責務であるが、都において地域医療介護総合確保基金で支弁されている額は不十分なものである。

近年、看護人材確保を目的に有料職業紹介事業者を利用する医療機関が増加し、紹介手数料の負担が課題となっている。国は、職業紹介優良事業者認定制度の創設、職業紹介事業の許可条件の厳格化に加え、手数料率の実績の公開等の明示を義務付けているが、医療機関の負担軽減に繋げていく必要がある。

教育カリキュラムについて、教育内容を養成所の裁量に委ねられている部分が多く、教育の質を担保し各養成所の多様性を生かすためには、看護教員の更なる教育力の向上と教育環境の整備が必要である。

看護師等免許保持者の届出制度は、離職者の再就業対策に有効であるが、届出件数の伸び悩みに加え、届出者が就業に関する状況を更新していないことがあり、現在の制度では潜在看護師の全体像を把握することが困難なため、効果的な施策に結び付きにくい。医療関係資格におけるマイナンバー制度の活用により、看護職員のキャリア情報と研修受講履歴が閲覧可能なポータルサイトが開始されるが、その情報が活用されるのは、本人が情報提供に同意した場合に限られる。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、感染症に関する専門的な知識と技術を持つ感染管理認定看護師等は、医療機関等における感染対策の強化などに力を発揮しているものの、そうした人材の養成には時間を要し、また、その多くは大規模病院での配置となっている。都内の７割を占める中小規模医療機関及び介護施設において感染対策を強化していくためには、感染管理に精通している看護師等の養成が必要である。

看護職員の処遇改善に係る診療報酬については、「看護職員処遇改善評価料」が導入されているが、対象医療機関が限られている。また、この評価料は看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にも充てることができるものの、これらの職種は評価料の算定対象には含まれていない。「ベースアップ評価料」については、令和８年度診療報酬改定において制度の拡充が行われたが、現時点でその効果を評価できる状況には至っておらず、引き続き制度の運用状況等を注視していく必要がある。

災害支援ナースは、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会が養成研修を実施しているが、災害や新興感染症発生時における迅速な看護職員等の確保のため、着実に養成研修を実施し、養成数の拡大を図ることが必要である。また、災害支援ナースの派遣元となる協定締結医療機関は、職員体制の維持に係る負担が大きいことから、これを軽減する必要がある。

看護師等が罰金以上の刑罰を受けた場合や業務に関する不正行為があった場合には、免許の取消しや一定期間の業務停止といった行政処分が行われている。しかしながら、法務省から罰金以上の刑に処せられた者について情報提供の仕組みがある医師や歯科医師と異なり、看護職についてはそのような仕組みが構築されていない。特に都道府県知事の免許であり、都道府県知事が行政処分を行う准看護師については、各都道府県の関係部署に寄せられる情報や報道に依存しているのが現状である。事案を迅速に把握するための仕組みを構築し、適切かつ迅速な行政処分を実施することが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）都道府県が、看護職員が特に不足すると見込まれる領域に対し効果的に看護人材確保対策を講じることができるよう、看護職員の供給数について、都道府県ごとの領域別の推計値を提示すること。

（２）地域医療介護総合確保基金については、看護職員の確保対策を充実するため、訪問看護の促進、看護職員の確保を図るための研修・事業等の実施、勤務環境改善、再就業促進への取組への支援、宿舎を借り上げる事業者への支援等、都道府県が行う取組に必要な財源を確実に措置すること。

（３）有料職業紹介事業者への対応として、これまで講じてきた取組の効果を検証するとともに、必要に応じて更なる措置を検討すること。

（４）学校・養成所がカリキュラムに対応するために必要な教育環境の整備や、療養の場の多様化に対応した実習先の確保について支援を図ること。

　また、看護教員の更なる教育力の向上を図れるよう、キャリアに応じた研修を継続的に行う体制を構築し、特にカリキュラム運営の要を担う教務主任を養成する研修体制については、国が責任を持って整備すること。

（５）離職時等の届出制度について、離職時に次の就業先が決まっている場合でも届出が必要であることを周知徹底するとともに、病院等の就業先による代行届出の範囲を広げ、再就業時にも代行届出を可能とすること。さらに、マイナンバー制度を活用した資格管理制度及び看護職向けポータルサイトについて、看護職員へ周知徹底するとともに、潜在看護師を一層把握し、復職支援や人材確保の推進により活用される制度となるよう、充実を図ること。

（６）中小規模の医療機関や介護施設における感染防止対策の強化に向け、医療機関や自治体による研修の実施に対し、必要な財政支援を行うこと。

（７）医療従事者の人材確保や賃上げを一層推進するため、診療報酬の評価・検証を行い適切に見直すこと。また、看護職員処遇改善評価料の対象となる医療機関を拡大するとともに、医療機関の実情に応じて看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカル職員を処遇改善の対象とした場合にも当該評価料が適切に算定されるようにすること。

（８）災害や新興感染症発生時に迅速に看護職員を確保するため、着実に養成研修を実施し、養成数を拡大するとともに、協定締結医療機関等が災害支援ナースを安定的かつ安心して派遣できるよう活動支援の充実を図ること。

（９）医師及び歯科医師と同様に罰金以上の刑に処せられた看護職の情報が共有される仕組みを構築すること。

５　医療従事者の勤務環境改善

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

医療従事者の勤務環境改善、とりわけ医師の労働時間短縮は喫緊の課題である。国は、医療従事者の負担軽減に向けた取組や、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するための総合的な支援策の一層の充実を図ること。

＜現状・課題＞

質の高い医療提供体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要である。

働き方改革関連法により、医療機関における勤務環境の改善が進められており、医師についても、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）による時間外・休日労働の上限は原則年 960 時間となっている。また、地域の医療提供体制確保などやむを得ない場合は、特定労務管理対象機関（いわゆる特例水準対象医療機関）として都道府県知事の指定を受けることにより、上限は年 1,860 時間となっている。

全ての医療機関が、「医師の時間外・休日労働の上限規制」や「面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等の実施」など、医師及び医療従事者の健康確保と勤務環境改善に向けた取組を確実に実行する必要がある。

なお国は、令和 17 年度末を目途に特例水準の更なる解消を図るとしているが、都内には特定機能病院や救命救急センター、大学病院が集中しており、都道府県ごとの状況を踏まえ、医師の働き方改革の推進に取り組めるよう、引き続き国との協議が必要である。

都はこれまで医療勤務環境改善支援センターを中心に、専門アドバイザーによる医師労働時間短縮計画策定支援や病院管理者への啓発事業などを実施してきた。引き続きこれらの取組みを実施するとともに、より実効性のある支援が求められている。

一方、時間外・休日労働の上限規制の適用により、地域医療支援のための医師派遣機能も担っている大学病院等からの医師の確保が困難となるなど、地域医療へ影響が生じることが懸念されている。医師の働き方改革が地域医療提供体制に与える影響について検証を行い、医師の健康確保を図りつつ、医師不足による救急医療の縮小等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないよう、実態を踏まえた支援が必要である。

医師をはじめとする医療従事者の勤務環境を改善する施策の更なる充実に努めるとともに、国が主体となってこれらの取組を推進すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）医療従事者の働き方改革は、医療機関におけるタスク・シフティングやチーム医療の推進、働きやすい環境づくりなどの組織的な取組の促進策に加え、

制度面の改善、財政的な措置、国民の理解に基づく上手な医療のかかり方の推進など、全体的な取組が必要であり、国が主体となってこれらの取組を推進すること。

（２）都道府県の医療勤務環境改善支援センターが医療機関への実効ある支援を行えるよう必要な施策を講じること。

①　医療勤務環境改善支援センターに新たな役割を担わせる場合には、現状の体制や各都道府県の地域特性を十分に考慮した上で、業務手順を示すとともに適切な準備期間を設けること。

②　人員確保も含めた医療勤務環境改善支援センターの機能強化の支援と必要な財政措置を行うこと。

（３）医師の働き方改革を着実に推進していくため、医療機関や都道府県に対し更なる技術的、財政的支援を行うこと。

①　時間外･休日労働の上限規制の適用による地域医療への影響を踏まえて、医師の働き方改革の取組状況を検証すること。また、地域に必要な医療機能の確保とともに、医師の働き方改革に伴う医療機関の経営への影響も考慮しつつ、実効性のある支援を行うこと。

②　都道府県が、特例水準の適切な運用を通じて、医師の働き方改革に取り組めるよう、引き続き国と都道府県との意見交換の機会を設けること。

（４）労働時間短縮・勤務環境改善等のための全体的な取組を推進すること。

①　各職種が専門性を発揮し、業務を分担しつつ連携・協働することで、医師の負担軽減を図り、安全・安心・良質な医療を効率的に提供するチーム医療を支援する施策を推進すること。

②　医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る診療報酬改定の評価・検証を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を通じて医療機関の体制整備等支援の充実を図ること。

③　女性医師をはじめとした医療従事者が、仕事と家庭を両立できる多様な働き方ができ、働きやすい勤務環境づくりを進め、また、離職者の復職支援を進めるため実効性の高い取組を具体的に示すこと。

６　医療需要の変化に応じた入院医療体制の確保

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

基準病床数制度等について、都道府県が地域の医療動向を反映できるような仕組みとすること。

＜現状・課題＞

都の将来人口は 2030 年をピークに減少に転じる一方で、老年人口は 2030 年以降も増加を続け、2050 年には都民のおよそ３人に１人が 65 歳以上の高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会が到来する。身近な地域において安心して良質な医療が受けられるよう、少子高齢化により変化する医療需要等を勘案しながら、医療資源や地理的条件等を踏まえて、保健医療計画で定める基準病床数に反映するなど、きめ細かく対応し、地域の実情に応じた入院医療の体制を確保していく必要がある。基準病床数等については、近年の病床利用率の低下等を踏まえると現行の算出方法では病床数が過剰になると指摘されており、地域の医療動向に合った病床数となるよう算出の方法も見直す必要がある。

また、国は、令和 22 年（2040 年）頃を見据えた新たな地域医療構想において、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現を図るとしており、地域の実情に合った医療提供体制の整備が必要である。

＜具体的要求内容＞

基準病床数制度等について、都道府県が地域の医療動向を反映できるような仕組みとすること。

７　地域の実情に応じた医療機関の機能分化・連携の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）現行の地域医療構想において、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、十分な財政措置を図るとともに、地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用を認めること。

（２）新たな地域医療構想に関して、構想策定時やその後の医療需要推計の見直し時などにおいて、医療提供体制全体をきめ細かく検討するために必要なデータや指標を都道府県に示すこと。また、新たな構想の実現を支える財源についても示すこと。

（３）地域の医療ニーズを踏まえながら必要な病床数の検討が行えるよう、新たに設ける医療機関機能報告制度について、医療機関間の連携等に資する制度を構築すること。

（４）地域医療構想調整会議において、各医療機関の連携・役割分担等の議論が一層深められるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営ができるようにすること。

＜現状・課題＞

平成 26 年度の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）改正により、都道府県は、令和７年の医療需要と目指すべき医療提供体制、その実現のための施策を盛り込んだ地域医療構想を策定した。一方、国は新たな地域医療構想を策定するまでは現行の構想を継続すると示しており、引き続き都道府県は地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑かつ着実に推進していく必要がある。

国は、地域の実情や病床機能分化・連携の進捗状況、在宅医療等の整備状況を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金を設置しているが、一層の財政措置が必要である。医療分野においては、「①－１地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「①－２地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」、「②居宅等における医療の提供に関する事業」、「④医療従事者の確保に関する事業」、「⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の５区分に基金が

交付されているものの、「①」に重点配分されており、区分間の流用は認められておらず、柔軟な運用ができない。

令和 22 年（2040 年）頃を見据えた新たな地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現を図るとされており、策定に向けては、都民や地域の関係者の理解と協力を得るために客観的なデータに基づく検討が求められることから、医療提供体制全体の検討に必要なデータや指標を国が十分示す必要がある。また、新たな構想策定後も様々な状況変化が起こり得ることから、適宜考え方の見直しやデータの更新を図り都道府県に示すとともに、都道府県ごとの地域の実情に応じた柔軟な対応を認める必要がある。さらに、策定を進める上で地域で有効な議論ができるよう、新たな地域医療構想の実現を支える財源についても国が示す必要がある。

現在、地域医療構想調整会議において、医療機関の自主的な病床機能の分化・連携を進めるための検討を行っているが、より実効性のある議論を進めるためには、地域の医療ニーズを踏まえながら、現状の病床実態を把握し将来の病床数を検討することが重要である。国は新たに医療機関機能報告制度を設けることとしているが、従前の病床機能報告では十分把握できなかった医療機関の役割等が明確となり、医療機関間の連携等に資するような制度を構築する必要がある。

地域医療構想調整会議における各医療機関の連携・役割分担等の議論については、一層議論を進めていく必要があるが、医療機関の新規開設時の協議、地域医療支援病院の承認に係る協議、病床機能再編支援事業に係る議論のほか、紹介受診重点医療機関を中心とした外来医療に関する協議など、会議での協議事項が随時追加され、構想区域単位の会議で議論すべき課題に対し十分に議論を尽くせていない。

＜具体的要求内容＞

（１）現行の地域医療構想において、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。特に地域医療構想の達成には在宅医療の推進や人材確保が不可欠であり、地域医療介護総合確保基金において、この２区分への十分な配分を行うとともに、区分間の流用など、都道府県の裁量による弾力的な活用を認めること。

（２）2040 年頃を見据えた新たな地域医療構想に関して、構想策定時やその後の医療需要推計の見直し時などにおいて、これまでの入院医療だけでない将来の医療提供体制全体をきめ細かく検討するために必要なデータや指標等を国が整理して都道府県に示すこと。特に、入院医療だけでなく外来・在宅医療の提供実態を把握するため、ＮＤＢデータ等を区市町村単位で示すこと。また、新たな構想の実現を支える財源についても示すこと。

（３）医療機関の自主的な病床の機能分化・連携に関する議論を進めるため、地域の医療ニーズを踏まえながら必要な病床数の検討が行えるよう、病床機能報告制度の改善を図ること。また、新たに設ける医療機関機能報告制度について、医療機関間の連携等に資する制度を構築すること。

（４）地域医療構想調整会議において、医療機関の連携・役割分担等の議論を一層深められるよう、地域医療支援病院の承認に係る協議は都道府県単位の協議、紹介受診重点医療機関を中心とした外来医療に関する協議は区市町村単位の協議など、構想区域単位の地域医療構想調整会議に協議の場が集中することなく、協議内容に応じて都道府県が協議の場を設定し、地域の実情に応じた柔軟な運営が行えるようにすること。

８　在宅療養の基盤強化

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）24 時間診療体制の構築など、地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、効果的に活用できる仕組みとすること。
（２）在宅療養に関する評価指標を充実するとともに、区市町村ごとのきめ細かなデータを継続的に提供すること。
（３）オンライン診療の適切な実施に関する指針等の運用を通じて、引き続き適切に評価検証を行うとともに、在宅療養患者と医療従事者が活用しやすい仕組みを構築すること。

＜現状・課題＞

高齢化が急速に進展する中、在宅療養体制の整備は喫緊の課題であり、その推進のためには、住民に身近な保健・医療・福祉サービスを担う区市町村が主体となり、事業者や医師会等との協働体制の下、多職種が連携し、医療・介護サービスを切れ目なく提供する仕組みを構築することが重要である。

都は、東京都保健医療計画に基づき、区市町村の主体的な取組の支援、24 時間安心な在宅療養体制の整備、在宅療養に関わる人材の育成・確保、暮らしの場における看取りの推進、在宅療養に関する情報等の都民への普及啓発など、様々な取組を進めている。

地域医療介護総合確保基金では、居宅等における医療の提供に関する事業が対象事業の一つとされているが、施設整備等に関する事業に重点配分され経費の流用は認められておらず、また、対象外となる取組があるなど、地域の実情に応じた取組ができるような仕組みになっていない。

在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標としては、患者数や訪問診療を行っている医療機関数等があるが、在宅療養を一層推進するためには、患者の満足度やＱＯＬ等のアウトカム指標による施策の評価を行うことが必要である。

国は技術的支援として、国保データベースシステムを活用し、区市町村ごとの在宅療養患者の状況、医療資源の状況等のきめ細かなデータの提供を行ったところであるが、在宅療養に関する取組の評価検証を行い、実効性のある施策につなげていくためには、こうしたデータの提供が継続的に行われる必要がある。

また、国保データベースシステムでは国保・後期高齢者の被保険者データは取り扱っているが、その他の被保険者のデータは取り扱っていないため把握することができない。在宅療養体制の更なる推進を図るためには、小児の在宅療養患者

の状況等も含めて施策の検討をすることが重要であり、こうしたデータも合わせて提供される必要がある。

国は、オンライン診療の適切な実施や情報セキュリティ対策についての指針や、オンライン診療に関する総体的な規定を設けているが、在宅療養患者と医療従事者が安心して活用できるよう、安全性・信頼性に関し引き続き十分な検証を行うことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）24 時間診療体制の構築など、地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、対象となる事業を広く認めるなど、効果的に活用できる仕組みとすること。

（２）在宅療養の一層の推進に向け、患者の満足度やＱＯＬ等のアウトカム指標を設定し評価指標を充実すること。また、在宅療養に関する区市町村ごとのきめ細かなデータについて継続的な提供を行うとともに、小児の在宅療養患者のデータについても、都道府県や区市町村が活用しやすいよう提供すること。

（３）オンライン診療の普及に当たっては、安全性・信頼性に関する課題を整理して、引き続き適切な評価検証を行った上で、在宅医療においても患者と医療従事者が活用しやすいよう制度設計を行うこと。

９　がん対策の充実

（１）がん予防対策の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、乳がん・子宮頸（けい）がんのクーポン券配布対象者を拡大すること。

（２）精密検査受診率90％の目標に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、区市町村に対し効果的な取組事例を紹介する等の支援や、要精検者の精検受診結果が区市町村に返送されるための仕組みを構築すること。

（３）職域におけるがん検診について、実施状況を把握するとともに、質の向上を図るため、検診受診から精密検査までの精度管理・事業評価ができるような仕組みを構築すること。

（４）ＨＰＶ検査単独法による子宮頸（けい）がん検診の効果を担保するため、区市町村等におけるＨＰＶ陽性者の長期追跡を含む精度管理体制の構築に必要な支援を行うこと。

（５）乳がん検診の精度管理を維持するために、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。

（６）胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。

（７）科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、新たな検査方法に関する効果検証を進め、速やかに情報提供すること。

また、導入に当たっては、都や区市町村からの意見を聞き、区市町村にとって実効性のある実施方法を定めるとともに、確実に財政措置すること。

＜現状・課題＞

国は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、平成29年度から乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン配布対象を、初年度の受診対象者に限定した。国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「国指針」という。）では、検診間隔を定めているが、検診は定期的な受診が重要であり、初年度以外にも対象を拡大する必要がある。

国の「がん対策推進基本計画（第四期）」では、前期計画に引き続き、精密検査受診率90%の目標値が設定されたところであるが、都内においては、精検実施機関から区市町村に報告書が返送されないケースが多く、区市町村が要精検者の受診動向を把握できないため、効果的な受診勧奨・再勧奨につながっていない。

また、精密検査受診の重要性に関する国民の理解については十分とは言えず、精密検査の受診率を向上させるためには、国民の正しい理解を促すことが必要である。

職域におけるがん検診については、検診全体に占める割合が高いにもかかわらず、制度上の位置付けが明確でないため、実施状況の正確な把握や精度管理が十分でない。令和８年度から、住民の職域等がん検診の受診状況の把握も区市町村に求められるようになったが、検診受診から精密検査までの結果把握が行われるような仕組みの構築は講じられていない。

子宮頸がん検診におけるＨＰＶ検査単独法は、適切な受診勧奨等が行われなければ期待される効果が得られない。同検査を円滑に運用するには、区市町村等におけるＨＰＶ陽性者の長期追跡を含む精度管理体制の構築のための支援が必要である。

乳がん検診については、精度管理を維持するためには、マンモグラフィの従事者に対する技術の向上に加え、エックス線撮影時の安全性確保などに関する研修を実施する必要がある。

さらに、胃内視鏡検診従事者研修の補助事業については、重篤な偶発症に適切に対応できる体制整備及び精度管理を図るため、今後も継続的な研修の実施が必要である。

国は対策型検診として科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、乳がん検診における超音波検査など、新たな検査方法の導入に向けて、検査の実施手順や有効性評価などについて様々な調査研究を行ってきた。新たな検査を導入するに当たっては、区市町村が国指針に基づくがん検診を適切に実施していくため、区市町村が計画的に精度管理向上に向けた実施体制を整備できるよう支援するとともに、区市町村の取組に対する財政負担に配慮する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」における乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン券の配布について、定期的な受診を促すため、国指針で定める検診間隔を踏まえた上で、配布対象者を拡大すること。

（２）「がん対策推進基本計画（第四期）」において設定された精密検査受診率90%の目標達成に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、目標達成に向けた効果的な取組事例の紹介等の支援や、要精検者の精検

結果報告書が区市町村に円滑に返送される仕組みを構築し、区市町村の結果把握の取組に対する支援を行うこと。

（３）職域におけるがん検診について、実施状況の正確な把握を行うとともに、企業や健康保険組合等が、従業員にとって受診しやすい環境整備や、区市町村が実施する対策型検診の課題や実施状況を参考に検診受診から精密検査までの結果把握が行えるような仕組みを構築すること。

あわせて、区市町村が住民の職域等がん検診の受診状況を把握し、その情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨を行えるような仕組みを構築すること。

（４）ＨＰＶ検査単独法による子宮頸（けい）がん検診については、その効果を担保するため、区市町村等におけるＨＰＶ陽性者の長期追跡を含む精度管理体制の構築に必要な技術的支援を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

（５）乳がん検診の精度管理を維持するため、マンモグラフィに携わる読影医師等に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。

（６）胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、今後も検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。

（７）新たな検査の導入に向けた手順や有効性評価等について引き続き調査研究を進め、検証結果を速やかに提供すること。

また、これらの検査を国指針に新たに規定する場合、都や区市町村から意見を聞き、実効性のある実施方法を定めるとともに、区市町村に過度な負担が生じることのないよう、確実に財政措置を講じること。

（２）がん医療体制の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）がん診療連携拠点病院の指定について、患者の受療動向等の地域の実情を踏まえ、指定要件を満たしている病院は全て指定すること。また、放射線診断医等の配置について、ＤＸを活用した他院と連携する取組等を認めるなど、指定要件の見直しを検討すること。指定要件の見直しに当たっては、適切な財源措置等を行うこと。

（２）地域医療介護総合確保基金の対象となったがん診療施設の整備事業については、必要額を確実に措置すること。がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業について、拠点病院等の取組実績を適切に評価すること。

（３）がん治療連携計画策定料の算定要件の緩和を行うこと。

（４）緩和ケア病棟及び外来で提供されるリハビリテーションについて、診療報酬により評価すること。

（５）専門医や医療従事者の養成・確保策を拡充するとともに、がん関連専門資格の取得に係る費用助成を行うこと。

（６）拠点病院や地域における緩和ケアの充実に向けた更なる支援を行うこと。

（７）小児がん及びＡＹＡ世代のがん患者への診療提供体制を国において十分検討すること。ＡＹＡ世代の多様なニーズに応じた支援体制と、小児やＡＹＡ世代の患者に対し介護保険制度と同様の仕組みを整備すること。

（８）生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実を図るとともに、受精卵（胚）等の凍結保存の更新料など、必要な経費について対象とすること。

（９）がん患者の就労支援について、関係機関、事業者等が患者支援を行えるよう情報共有の仕組みづくり等を行うこと。また、都道府県の就労支援に対する財政措置を行うとともに、医療機関における治療と仕事の両立支援の充実に向け引き続き診療報酬の評価・検証を行うこと。さらに、「治療と就業の両立支援指針」について、企業への周知を図ること。

(10) 医療用ウィッグやエピテーゼなどの購入費用等、アピアランスケアに対する支援を行うこと。

(11) 国民に対しがんの正しい知識の普及啓発を徹底すること。

＜現状・課題＞

都内では、現在、13 医療圏に 31 か所のがん診療連携拠点病院等が指定されている。都は、他県に比べて人口やがん患者数が多く、また、他県からがん患者が多数流入していることから、国が指定する拠点病院等だけでは、集学的治療の提供体制が不足するため、国拠点病院と同等の機能を有する病院を独自に整備してきた。都内にはまだ、指定要件を上回る診療実績を有する病院が多数あるが、国は、複数の病院が指定されている圏域については、新たに指定する相当の理由がなければ指定は難しいとしている。

また、近年、医師等の確保が困難な状況と言われている中で、がん診療連携拠点病院等の指定要件である常勤の放射線診断医や放射線治療医、病理医の配置が難しく、全国的にも課題になりつつある。

国は、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針において、更なる診療体制の充実などを求めており、これらに加え、働き方改革を踏まえた医療従事者の確保に要する経費に対して、診療報酬上の適切な評価が必要である。

国は、がん診療を行う病院の施設及び設備整備事業について地域医療介護総合確保基金の対象としているが、医療機関において良質かつ適切な医療を安定的に提供できる体制を確保するためには、病院の整備が計画的かつ継続的に行われる必要がある。

拠点病院等に対しては、相談支援センターの運営や緩和ケア研修会の開催に係る費用を、国と都が２分の１ずつ補助している（がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業）。国は、平成 24 年度から、がん相談支援事業について、年間の相談件数に応じた一定の基準額を設けたため、多くの拠点病院では補助額が減少している。

がん治療連携計画策定料の算定要件は、入院中又は退院した日から起算して 30 日以内にがん患者の治療計画を作成し、連携医療機関に患者の診療情報を文書提供した場合に限られ、退院後に 31 日以上経過して外来を受診した患者や、外来の

みでがんの診断・治療を行う患者に対しては算定できないものとなっており、算定要件を緩和する必要がある。

2040 年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化を推進していくためには、拠点病院を中心とした適切ながん医療の提供が重要でありがんに関わる専門医や医療従事者の確保が求められている。がん医療においては専門的知識を有する看護師、薬剤師の役割等が拡大している一方で、がん関連専門資格の取得には、研修受講や学会参加等に係る時間的・経済的負担が大きく、計画的な人材育成が困難な要因となっている。

がん診療連携拠点病院等においては、緩和ケア病棟や外来におけるリハビリテーションの提供は診療報酬上で評価されないため、必ずしも十分になされていない。

これまで拠点病院等を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の整備を進めてきたが、現在、都道府県拠点病院のみに設置が義務付けられている緩和ケアセンターの機能を、地域拠点病院にも拡充する必要がある。国の緩和ケア研修会の開催指針では、がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師に加え、緩和ケアに従事するその他の医療従事者が受講対象者とされており、医師以外の医療従事者についても基本的な緩和ケアに関する知識を習得する必要がある。

小児がんとＡＹＡ世代のがん医療や支援に当たっては、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等との連携が必要である。ＡＹＡ世代のがん患者については、年代によって就学、就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズに対応できるような情報提供や支援体制の整備が求められている。また、小児やＡＹＡ世代のがん患者は介護保険の対象外であるため、介護サービスを利用する費用は全額自己負担となり、ケアマネージャーのような支援する人材もいないため、都は 40 歳未満のがん患者に対して支援を行っている。

国の生殖機能温存治療に係る費用助成制度は、生殖機能温存治療後から妊娠のための治療を開始するまでの間の、受精卵（胚）等の凍結保存更新の費用が対象となっていない。また、都は助成上限額について、都内医療機関における治療費を参考に、国単価に上乗せしている。

がん患者の就労支援については、がん対策基本法に位置付けられており、国及び地方公共団体は、がん患者の雇用継続等について必要な施策を実施することとされている。

がん患者の治療と仕事の両立支援をより効果的に進めるためには、関係機関及び事業者等が連携して患者の状況に応じた相談支援等を行うとともに、働きながら治療を受けられる医療提供体制の整備が必要であり、引き続き診療報酬の評価・検証を行う必要がある。また、令和８年２月に大臣告示された「治療と就業の両立支援指針」について、企業への周知を図り、職場での取組を推進することが必要である。

治療による影響や疾患の部位によっては、外見の変化が生じ、社会生活に大きな影響がある。医療用ウィッグや人工乳房等により変化を最小限にとどめることで、社会参加が促進されると考えられるが、治療費の経済的負担が大きいことから、アピアランスケアに関する支援が必要である。

国は、がん教育の推進や国立がんセンターのがん情報サービスによる情報提供

など、がんに関する普及啓発を推進してきたが、がん患者や経験者が安心して療養し、自分らしく生活を継続できるよう、国民のがんに関する理解を一層深めることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）がん診療連携拠点病院の指定については、患者の受療動向等の地域ごとの実情を踏まえ、指定数を制限することなく指定要件を満たす病院を全て指定すること。また、病院が放射線診断医や放射線治療医、病理医の確保に苦慮することがないよう、非常勤の活用や、ＤＸを活用した遠隔診断・治療経過の共有など他院と連携する取組について認めるなど、指定要件の見直しを検討すること。

　指定要件の追加や働き方改革への取組等による病院の費用負担等を考慮し、適切な財源措置等を行うこと。

（２）がん診療を行う医療機関が良質かつ適切な医療を安定的に提供できるよう、地域医療介護総合確保基金の対象となった施設設備の整備事業について、必要額を確実に措置すること。

　がん診療連携拠点病院において相談支援センター機能の一層の強化が図られるよう、がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業（がん相談支援事業）について、単に相談件数だけで評価するのではなく、取組実績に見合った基準額を設定するなど、適切に評価する制度に見直すこと。

（３）がん治療連携計画策定料の算定要件について、患者への説明・連携医療機関への情報提供等の要件を、退院した日から起算して 30 日以内に限定しないこと。また、入院治療だけでなく外来治療にも算定できるようにすること。

（４）入院・外来を問わず、ＡＤＬの維持・改善のため、患者が治療状況等に応じたがんのリハビリテーションを受けることができるよう、緩和ケア病棟及び外来においてがんのリハビリテーションを提供する場合も、診療報酬として適切に評価すること。

（５）拠点病院や地域の医療機関等における適切ながん医療の提供ができるよう、専門医や医療従事者の養成・確保策の一層の拡充を図ること。特に、地域医療への移行や多職種連携の推進などに対応するため、医療従事者のがん専門資格取得費用（受講料、受験料等）に対する財源措置等を行うこと。

　また、がん相談支援センター相談員の人材育成について、ニーズに応じた十分な研修機会を確保すること。

（６）地域拠点病院においても、緩和ケアセンターと同様の機能が確保されるよう支援すること。また、医師以外の医療従事者が基本的な緩和ケアの知識について習得できるよう、職種に応じた研修プログラムによる育成を行うこと。

（７）小児がん及びＡＹＡ世代のがん患者に適切ながん医療等が提供できるよう、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等が連携し、これらの患者に長期的な支援が可能な体制の構築が図られるよう検討すること。

　また、ＡＹＡ世代の多様なニーズに応じた情報提供、包括的な相談支援・就労支援を実施できる体制を整備するとともに、小児やＡＹＡ世代の患者が

介護保険制度と同様の支援が受けられる仕組みを構築すること。

（８）生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実を図るとともに、生殖機能温存治療費だけでなく、温存治療後から妊娠のための治療を実施するまでの受精卵（胚）等の凍結保存更新料など、必要な経費についても対象とすること。

（９）国の就労支援機関やがん診療連携拠点病院のがん相談支援センター等の関係機関及び事業者等が連携して支援を行えるよう、情報共有の仕組みづくりや人材育成等を進めること。また、患者のニーズや地域の実情に応じた都道府県の就労支援の取組に対する財政措置を行うこと。さらに医療機関の治療と仕事の両立支援の取組が進むよう、引き続き診療報酬の評価・検証を行うこと。「治療と就業の両立支援指針」について、企業への周知を図ること。

(10) 医療用ウィッグや人工乳房等のエピテーゼの購入費用など、アピアランスケアに対する支援を行うこと。

(11) がん患者や経験者が、必要な支援を受けながら安心して生活し、活躍できるよう、国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

１０　救急医療体制の整備

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）救急医療の厳しい現状を踏まえ、迅速・適切な救急医療の確保に向け、更なる充実策を講じること。
（２）医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金及び医療施設運営費等補助金において、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた補助制度とすること。

＜現状・課題＞

少子高齢化の進展や都民意識の変化等から、求められる救急医療が高度化・多様化しており、救急医療を担う医師の負担は大きなものとなっている。このような中、医師の働き方や労働法制に関する見直しが行われているが、医師の確保は救急医療においても大きな課題となっており、人材の確保難や救急医療の不採算性等による救急医療機関数の減少や救急医療体制の維持に支障を来すことが危惧される。

都は、「救急医療の東京ルール」に基づき地域全体で救急患者を受け止める搬送体制を構築しているが、東京ルールによる運営形態は、現在、国庫補助対象外となっている。

平成 28 年３月に総務省消防庁及び厚生労働省から発出された通知（「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和７年６月改訂））では、救急業務としての転院搬送の際には医療従事者を同乗させることや、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車や消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用することとしている。

令和８年度診療報酬改定では、24 時間の救急医療提供体制を更に充実していくために、これまでの夜間休日救急搬送医学管理料を見直し、救急外来医学管理料が新設されたほか、救急患者の適切な転院搬送の実施及び受入れを更に推進する等の観点から、救急患者連携搬送料や地域包括医療病棟入院料の見直しが図られたところであるが、これらの仕組みが十分に機能を発揮されるようにしていく必要がある。

救命救急センター運営事業費補助については、救命救急センターの収支が赤字であっても、病院全体の収支が黒字の場合には補助基準額が２分の１とされ、その不採算性を病院に転嫁する仕組みとなっている。また、現行の充実段階評価において、24 時間体制の確保や、積極的な患者受入れを強く求められている一方で、医師の働き方改革が進む中、病院側は人員体制の充実等が必要となるが、診療報酬はこうした実情を十分に反映していない。

さらに、都は、遠距離運航や夜間飛行が可能な東京型ドクターヘリ（東京消防庁のヘリコプターに医療機器等を搭載し、医師が搭乗）と機動力が高いドクター

ヘリを併用することにより救急医療体制の機能強化に取り組んでいるが、国は運航会社との委託契約によりドクターヘリを配備する場合に限りドクターヘリ導入促進事業の補助対象としており、東京型ドクターヘリを補助対象にしていない。また、令和７年８月以降、運航会社の整備士不足によりドクターヘリの運航休止が発生するなど専門人材の確保が課題となるとともに、物価高騰により機体の確保や整備に係る経費が上昇するなどの経営的課題も示されている。

高齢化の進行などにより、令和７年の救急搬送件数は 79 万件を超え過去最多を更新した。その中で、救急搬送の半数を占める高齢者については、入院期間が長期化するなどの懸念から医療機関が受入れを躊躇することもあり、救急患者の搬送先の選定が困難となる事案も多い。

また、救急患者の中には、保険証がないなどの様々な理由により、医療費を未払いのまま医療機関を去るケースもあり、それに伴って発生する未収金が救急医療機関の経営を圧迫する一因ともなっている。

今後とも、迅速・適切な救急医療を確保するため、診療報酬の改善や医師確保対策の推進、補助の充実などの国の取組を更に進めていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）救急医療体制の確保については、救急救命センターや二次救急医療機関の安定的な運営が図られるよう、救急医療の厳しい現状を十分に把握・考慮するとともに、医師の働き方改革の動向等を踏まえ、勤務環境や診療報酬の改善などを図ること。

（２）救命救急センターの充実段階評価について、救命救急部門の運営実態をより踏まえたものとするため、精査を行った上で十分な評価を行うとともに、救命救急センター運営費については、病院全体の収支にかかわらず、必要な経費を確実に補助すること。

（３）救急医療の整備については、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金において、十分な財源を確保すること。

（４）「救急医療の東京ルール」など地域の実情に応じた取組が国庫補助の対象となるよう要件を早急に見直すとともに、大都市における救急搬送の実態等を踏まえ、補助基準額の設定等を見直すこと。

（５）真に急を要する救急患者に的確に対応できるよう、救急医療の適切な受診について国民の理解促進に積極的に取り組むこと。

（６）転院搬送について、医療機関の実情を踏まえた取組が進むよう、診療報酬の充実を図ること。また、救急外来医学管理料や救急患者連携搬送料、地域包括医療病棟入院料の仕組みが機能を発揮し、救急医療体制の充実に資するよう、地域や医療機関の実情を踏まえながら、診療報酬の評価・検証を行うこと。

（７）地方自治体が実情に応じてヘリコプターを用いた救急医療体制の確保を進められるよう、東京型ドクターヘリも国庫補助の対象とすること。また、ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制を確保する観点から、専門人材の確保を図るほか、ドクターヘリ導入促進事業の補助基準額については、機体調達や整備士確保に関し十分な予算額を確保すること。

（８）高齢化の進行を踏まえ救急医療機関の患者受入れが円滑に行えるよう救急外来への看護補助者等の配置による体制強化について診療報酬で評価するなど、救急医療体制の維持・確保に向けた支援策を講じること。
（９）医療機関が救急患者等の受入れに伴って発生する未収金などによる不利益を被らないよう、国の責任において補助制度を創設すること。

１１　災害医療体制の充実

（提案要求先　内閣府・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

都道府県が地域の実情を踏まえた災害医療体制を構築できるよう、全国一律の画一的な基準を設定することなく、地方自治体の自主性及び自立性に基づく取組についても、国の責任において必要な財政支援を行うこと。

また、災害時の効果的な広域支援の在り方について具体的に検討し、国の責任と役割を明確にすること。

＜現状・課題＞

国は、「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告（平成 23 年 10 月 31 日厚生労働省）により、被災地外から参集したＤＭＡＴに必要な物資の提供や移動手段の確保、連携体制の構築に向けた地域災害医療対策会議の設置支援などを示したが、災害医療体制の整備における国の役割や責任を明らかにしていない。

特に、ＤＭＡＴについて、都では、東京消防庁連携隊の編成など、災害現場で活動する東京ＤＭＡＴ活動の安全確保策等を講じているところであるが、国が定めるＤＭＡＴ活動は、十分な安全確保策が図られていない。

さらに、国は、都道府県が航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置することとし､都に対しては都内３か所の候補地にＳＣＵを設置するよう求めているが、東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地の３か所とも設置運営について関係省庁間で十分な調整が図られていない。広域的な災害対策であることから、国が責任を持って対策を講じるべきである。

このほかにも、災害時における船舶を活用した医療提供体制整備に係る更なる検討の充実や、個人情報保護を踏まえた診療記録の保持、共有など広域的な連携について、国が主体となって進める必要がある。

また、広域災害救急医療システム（ＥＭＩＳ）は、令和７年度から新たなシステムに移行しており、災害時に迅速かつ適切に医療救護活動を行うためには、医療機関を含めた全ての利用者の操作習熟が喫緊の課題となっている。国は、ＥＭＩＳポータルサイトに操作動画やマニュアルを掲載しているものの、集合型の研修の対象は都道府県担当者など一部の利用者に限られている。

災害拠点病院の指定については、燃料・水・衛星通信回線の確保や食料・飲料水・医薬品等の備蓄を３日間程度とすることが要件とされているが、これらの体制整備を行う際の国からの支援策は講じられていない。

加えて、災害拠点病院は災害時に患者の多数発生に対応可能なスペース等を有することが望ましいとされているため、国土交通省の「災害時拠点強靭化緊急促進事業」を活用し整備をしている。しかし、備蓄倉庫を整備することなどが事業要件となっているため、補助金を活用できる災害拠点病院は限られている。

新型コロナウイルス感染症の長期に渡る流行を踏まえた新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制についても､必要な対策等は示されていない。

＜具体的要求内容＞

（１）災害医療体制の充実に向け、全国からＤＭＡＴなどの医療チームが参集した場合に必要な資器材や搬送手段の確保について、国の役割と責任を明確化すること。また、地方自治体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、災害時に想定される重症者の治療に必要な医薬品・資器材等の備蓄、地域災害医療対策会議の設置準備等に対して補助制度の充実を図ること。

（２）広域的に被災地支援を行うＤＭＡＴ活動については、「病院支援及び地域医療搬送」と「現場活動」を明確に区別し、特に災害現場において消防機関等による安全管理を徹底するとともに、広域的に被災地支援を行うＤＭＡＴ隊員の安全性を十分に確保すること。

（３）東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地において航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置運営できるように、内閣府等と調整すること。

（４）災害時における船舶活用医療については、より実行性ある取組となるよう、引き続き国が主体となって検討を行うこと。また、災害現場等で用いられている緊急時の診療記録について、災害発生時や大規模イベントでの多数傷病者発生時に円滑に使用できるよう、法的な位置付けや運用上の課題等に関する整理を行い、制度を整えること。

（５）医療機関を含めた全ての利用者が操作習熟し、災害時に迅速かつ適切に医療救護活動を行えるよう、国の責任において、新たなＥＭＩＳに係る研修等を十分に実施すること。

（６）災害拠点病院における災害時用の燃料や病院の機能を維持するための水の確保、通信回線や食料等の備蓄に要する経費について、財政支援を行うこと。

（７）災害医療体制の強化を図れるよう、災害時拠点強靱化緊急促進事業の事業要件を見直すこと。

（８）新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制について、必要な対策を示すとともに、都道府県が地域の実情に応じて柔軟に体制整備に取り組むことができるようにすること。

１２　周産期医療体制の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）周産期母子医療センターに対するＮＩＣＵ及びＭＦＩＣＵ運営費に係る補助基準単価について、十分な財源措置を講じること。また、ＮＩＣＵ入院児の重症度等を勘案し、補助制度の拡充を図ること。

（２）周産期母子医療センター等で働く医師等の確保を含め、安定的な運営を図れるよう、財源措置を講じること。

（３）ＮＩＣＵ等長期入院児の在宅移行に向けた施策について、財政支援を図ること。

（４）将来の新興感染症等の発生に備え、安全安心な周産期医療体制を確保するための必要な措置を講じること。

（５）ＮＩＣＵ入院児等が必要な時にドナーミルクを利用できるよう、財政支援等必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

周産期母子医療センターは、24 時間体制で、緊急帝王切開術や超低出生体重児等、周産期救急医療体制の確保が求められているにもかかわらず、十分な診療報酬となっていないため、各医療機関において不採算部門となっている。また、在胎期間や出生体重、児の疾患状況・外科的対応の有無等により、ＮＩＣＵ入院児の受入状況は医療機関によって差が生じている。これまで、重症新生児に対する手厚い看護体制については一定の評価がされたが、いまだ入院児の重症度や対応困難度等への評価は十分とは言えない状況にある。

周産期母子医療センターにおける医師等の確保という面では、医師等への処遇改善はいまだ十分とは言えず、特に新生児を専門とする医師が限られており、勤務環境や医師の確保が厳しい状況にある。

また、医療ニーズや療育支援の必要性が高い児への医療・保健・福祉サービスが地域に不足しているなどの理由により、集中治療を脱した後も児の状態によっては円滑に退院できない状況がみられる。

これまで小児在宅医療に関する一定の評価がなされたものの、在宅療養等へ円滑に移行するためには、ＮＩＣＵ入院児支援コーディネーターの配置や、地域において円滑に在宅生活を送れるような在宅移行支援病床やレスパイト病床の確保、地域小児科医及び訪問看護師の拡充など、引き続き環境整備を図ることが必

要である。
さらに、医療的ケア児について、保健・医療・福祉等の関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下、切れ目ない支援を行うこととしている。医療依存度の高いＮＩＣＵ等入院児の在宅療養への移行を更に進めるためには、入院中から退院後の生活を支援する多職種の関わりが重要である。
また、新興・再興感染症発生時においても、地域で安心して子供を産み育てられるよう、相談・往診体制の構築や産科かかりつけ医と周産期医療機関、その他医療機関との連携体制の確保に向けた必要な措置を講じるとともに、妊産婦を受け入れる医療機関における院内感染防止対策への支援が必要である。
ドナーミルクは、ＷＨＯの勧告や日本小児科学会の提言において、母親の母乳が得られない場合に低出生体重児に対する活用が推奨されているにもかかわらず、使用料が医療機関の負担となっているなどの理由により、医療機関において活用が進んでいない。さらに、ドナー登録を行う医療機関の検査や事務作業に対する支援はなく、登録医療機関の確保が難しい状況にある。こうした状況を踏まえ、都は、ＮＩＣＵ入院児等がドナーミルクを利用できるよう医療機関を支援しているが、本来は、診療報酬制度の改善や必要な財源措置を講じるなど、国が対応すべきものである。

＜具体的要求内容＞
（１）周産期母子医療センターの実態等を踏まえ、ＮＩＣＵ及びＭＦＩＣＵ運営費の補助基準額の設定等を見直すこと。また、ＮＩＣＵ入院児の重症度や対応困難度を評価する仕組みの更なる充実を図ること。
（２）周産期母子医療センター等で働く産科医や新生児科医等を確保するため、診療報酬の改善などの更なる充実策を講じるとともに、分娩手当や新生児科医に対する手当の補助等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
（３）ＮＩＣＵ入院児支援コーディネーターの配置促進や、在宅移行支援病床・レスパイト病床の確保、訪問看護ステーションの拡充など、円滑な退院や在宅生活を支援する仕組みを充実させるとともに、必要な財源措置を講じること。
（４）ＮＩＣＵ等退院児の地域における在宅療養の充実を図るため、入院中からの支援や訪問看護等に対する診療報酬を更に充実させること。
（５）新興・再興感染症発生時において、都民が身近な地域で子供を安心して産み育てられるよう、相談・往診体制や医療連携体制の確保に向けた必要な措置を講じること。また、院内感染防止対策に取り組む周産期医療機関に対する財政支援の拡充を図ること。
（６）ドナーミルクの使用やドナーの登録ができる施設を一層確保するため、診療報酬制度の改善や必要な財源措置を講じること。

１３　小児救急医療体制の整備

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）小児救急医療体制を確保するため、医師確保策を緊急に講じるとともに、小児救急医療に係る診療報酬の改善等に引き続き努めること。
（２）小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、補助対象を拡充・改善すること。
（３）災害時の小児周産期医療体制の確保に向けた支援策を講じること。

＜現状・課題＞

これまで小児救急医療に係る診療報酬改定が一部なされてきたが、不採算性の解消のためには、引き続き診療報酬の改善が図られる必要がある。

重篤な小児の救命救急医療及び集中治療については、小児救命救急センターに対する運営費補助による支援や診療報酬による評価がなされているが、実質的には多額の持ち出しとなっている。小児救命救急センターは、小児救急患者を 24 時間体制で受け入れるなど高度医療の役割を担っていることから、体制整備のため、実情を踏まえた適正な補助を行う必要がある。

限りある医療資源を有効に活用するには、医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりが必要である。中でも、小児集中治療室のある医療機関で、全身状態が安定した後も引き続き医療機器（人工呼吸器等）や医療ケアが必要な患者について、小児在宅医療に係る診療報酬による評価はされているが、在宅移行に向けた取組を更に支援する必要がある。

さらに、医療提供体制施設整備交付金や医療提供体制推進事業費補助金について、地域の実情に合った小児救急医療体制の整備を進めるためには、現行制度をより柔軟に活用できるよう、補助対象の拡充等が図られる必要がある。

また、災害時の小児周産期医療について、都は国の動きを受けて、独自のリエゾン養成研修を実施し、「東京都災害時小児周産期リエゾン」及び「地域災害時小児周産期リエゾン」を運用して平時から関係機関との連携を図っている。地方自治体が、こうした体制の構築を進めるに当たっては、制度設計を行い全国的な体制整備を推進する立場にある国の責任において、技術的・財政的な支援が図られる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）小児救急医療の厳しい現状を踏まえ、引き続き人材の確保や医師の働き方改革に伴う人員体制充実が必要であるため、小児救急医療に係る診療報酬を抜本的に見直すこと。また、都の行う小児科医師の確保・育成策について恒常的な支援を行うとともに、小児集中治療室の医療従事者に対する研修等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。

（２）初期、二次及び三次の医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりなどに対して、実効性のある支援策を講じること。また、患者の転・退院支援や、在宅療養中に病状が変化した患者の入院、療養患者を支える家族の一時支援等に必要な体制整備を進めるため、人材育成・確保に係る補助事業や在宅移行支援に関する診療報酬の更なる充実を図ること。

（３）小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、地域の実情に見合った実効性のあるものとするため、補助対象を拡充・改善すること。

（４）災害時小児周産期医療体制の整備に向けた取組に対する支援策を講じること。

①　災害時小児周産期リエゾンの安定的な確保に向け、養成のために自治体が実施する研修への財政的支援を講じること。

②　有事の際、災害時小児周産期リエゾンが円滑に活動できるよう、訓練や通信環境等の充実に向け必要な財政的支援策を講じること。

１４　医療機関経営安定化対策の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

医療提供体制施設整備交付金について、財源を確保するとともに、更なる充実を図ること。

＜現状・課題＞

コロナ禍以降、患者数や病床利用率が減少していることに加え、急激な物価高騰や人件費の増により、全国的に医療機関の経営は厳しさを増している。特に都は地方と比較して、人件費等のコストが高いが、医療機関の施設整備補助制度について、大都市の地域特性に合わせた配慮が十分になされていない。

医療提供体制施設整備交付金は、医療機能の整備・充実を推進する上で必要不可欠なものであるが、施設整備事業に係る算定基準は、大都市の地域特性が十分に反映されていない。加えて、国は平成 23 年度以降、医療提供体制施設整備交付金予算を大幅に減額しており、医療機関の機能強化や耐震化整備に支障を来しかねない。

国は令和６年度及び令和７年度補正予算において、医療提供体制施設整備交付金等の国庫補助事業の交付対象となる工事について、建築資材高騰分の給付金を支給しているが、補正予算成立年度に契約した工事のみしか対象となっていない。

＜具体的要求内容＞

医療機関の健全な経営を確保し、狭あい・過密な大都市において患者の療養環境及び職員の執務環境の改善を図るとともに、災害対策を一層促進するため、医療提供体制施設整備交付金の財源を確保し、地域特性に配慮した算定基準とするなど更なる充実を図ること。

１５　難病対策の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

医療ＤＸの取組においては、マイナンバーカードを受給者証として利用するための医療機関・自治体との情報連携基盤（ＰＭＨ）の構築ほか、自己負担上限額管理や患者オンライン申請、認定審査に至るまでの手続のデジタル化を早期に実現すること。

＜現状・課題＞

規制改革実施計画（令和５年６月 16 日閣議決定）では、「法律に実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格確認を可能とする」ため「所要のシステム構築その他環境整備を実施」することとしており、また、令和５年度から、難病等の公費負担医療や地方単独の医療費助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・自治体との情報連携基盤（ＰＭＨ）を構築するための試行版の開発と実証事業が実施されており、都も令和６年度の先行事業に参加した。

一方、難病医療費助成制度における、これまでの紙の書類を用いた自己負担上限額管理や申請の仕組みを改善するための、オンライン化、認定審査までの一連の手続のデジタル化のスケジュール等は示されていない。

＜具体的要求内容＞

医療ＤＸの取組においては、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・自治体との情報連携基盤（ＰＭＨ）の構築のほか、自己負担上限額管理や患者オンライン申請、認定審査に至るまでの手続のデジタル化を早期に実現すること。

また、取組を進めるに当たっては、利用者や医療機関における混乱を招いたり、自治体に過重な負担とならないよう、具体的な進め方やスケジュール等を速やかに示すこと。

１６　受動喫煙対策の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）改正健康増進法の趣旨や規制内容等について、制度の実効性が担保されるよう、引き続き、国の責任において広く周知を行うこと。

　また、喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義等を明確化するとともに、疑義照会へ速やかに回答すること。

（２）地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、必要な財政的支援を行うこと。

（３）改正法の施行後５年を経過した場合の施行の状況に係る検討に当たっては、地方自治体の意見も踏まえるとともに、検討結果に基づく措置については、早期に情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

令和２年４月に改正健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が全面施行されて以降、飲食を主目的とする居酒屋等が、喫煙場所の提供を主たる目的とする「喫煙目的施設」を標榜する例が多数発生し、都や保健所等への情報提供や苦情が増加している。

都は国に対し、繰り返し、政令において喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等について明確化することを求め、関連する疑義照会も行っているが、その明確化がなされていない。

本制度を実効性のあるものとするためには、喫煙目的施設について、営業目的等の定義等の明確化が必須であるとともに、疑義照会への迅速な回答、Ｑ＆Ａの整備など、全国統一的に適切な対応ができるよう、引き続き、国の技術的支援が必要である。

加えて、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）を管轄する財務省などとも連携し、住民や事業者、関係団体等に対して、法の趣旨や規制内容等を引き続き広く周知し、理解促進を図る必要がある。

さらに、保健所設置区市が対応可能な体制を整えるために財政措置を含め支援の充実が必要である。

また、令和７年４月に改正法施行から５年が経過し、同年 11 月に設置された「受動喫煙対策専門委員会」により改正法の附則に基づく施行状況の検討が行われており、地方自治体の意見を踏まえた検討が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）事業者への指導等の実務を担う地方自治体が適切に対応できるよう、政令において喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等について、実態を踏まえて明確化するとともに、自治体からの疑義照会等への迅速な対応を行うこと。

　また、改正健康増進法の施行に関する自治体や事業者等に向けたＱ＆Ａの更新など、技術的支援を行うこと。さらに、制度の実効性を担保するため、引き続き、法の趣旨や規制内容等について、省庁間の連携を図りながら、国の責任において広く周知を行うこと。

（２）地方自治体が、必要な人員体制を確保するとともに、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、財政的支援を強化すること。

（３）法の附則に基づく検討においては、喫煙目的施設などについて地方自治体の意見や地域の実情も踏まえるとともに、検討結果に基づく措置については、自治体の受動喫煙対策の取組等に影響が出る可能性があることから、早期に情報提供を行うこと。

２　医療ＤＸの推進

１　患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進【最重点】

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）医療機関における電子カルテシステムの導入やデジタル環境の整備が図れるよう、医療情報化支援基金や診療報酬制度を活用した支援策を早急に構築するとともに十分な財源を確保すること。また、標準型電子カルテについて、医療機関が導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し、運用開始を図ること。

（２）全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、地域における医療連携ネットワークや医療・介護関係者による情報共有の取組とも十分連携するなど、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとなるよう具体化を早急に進めること。また、医療機関等が参画しやすいよう財政的な支援策を講じるとともに、将来像や享受できるメリット等を発信し、患者を含む関係者全体の理解促進を図ること。

（３）オンライン診療を希望する患者及び実施医療機関が安心して利用できる環境を整備するとともに、オンライン診療に係る現行の診療報酬の評価・検証と改善を図ること。

（４）医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、国の責任において、財政支援を含めた対策を講じること。

（５）電子処方箋の普及を図るため、医療機関が安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じるなど必要な対策を行うこと。

（６）医療情報等のデータを新薬や治療法の開発に活用し、より良い医療の提供につなげるため、大学や製薬企業の研究者等がデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を早期に整備すること。また、次世代医療基盤法に基づき医療情報を提供する医療機関へのインセンティブの検討を早期に進めること。

＜現状・課題＞

質の高い医療を効率的に提供していくためには、特に都内医療機関の多くを占める、電子カルテや地域医療連携システムの導入率が低い中小病院や診療所において、医療機関相互の円滑な連携の推進に向けてデジタル環境の整備を更に促進していく必要がある。

国は、標準規格準拠の電子カルテについて医療情報化支援基金で導入費等の補助を検討するとしているが、いまだ具体策を示しておらず、令和８年度診療報酬改定で新設された電子的診療情報連携体制整備加算は、電子カルテの運用コストに十分対応できる内容になっていない。電子カルテ導入を促進するため、医療機関への財政的な支援策を早急に構築する必要がある。

また、国は、遅くとも令和 12 年（2030 年）にはおおむね全ての医療機関で電子カルテの導入を目指すとしており、小規模医療機関向けの標準型電子カルテを現在開発しているが、医療機関にとって導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し、運用開始を図る必要がある。

現在、国は全国医療情報プラットフォームの構築を進めているが、電子カルテ情報共有サービスの稼働について当初の計画に遅れが生じており、いまだ３文書６情報の共有に限定したシステム等を検証するモデル事業の開始にとどまっている。そのため、地域医療連携ネットワークや地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者による情報共有の取組とも十分連携しながら、取組の具体化を早急に進め、医療・介護現場において患者の過去の医療情報等が適切に確認でき、より質の高い医療・介護サービスの提供が可能となるよう、実効性の高いものとする必要がある。

さらに、こうした取組の着実な推進に向け、医療機関等が参画しやすいよう財政的な支援策を講じるとともに、患者も含めた関係者全体の理解が十分得られるよう、医療機関及び地方自治体の状況や意見を聴取しながら、構築による将来像や受けられるメリットの発信等を行う必要がある。

オンライン診療については、希望する患者と実施医療機関が安心して活用できるよう、安全性・信頼性に関し、引き続きオンライン診療に係る指針の遵守状況等について十分な評価、検証を行い、適切なオンライン診療の普及を推進する必要がある。

また、オンライン診療の診療報酬はいまだ十分ではなく、対面診療に比べて追加の事務負担等により診察効率が落ちるため、診療報酬が実態に見合っていないこと等が、オンライン診療の普及を阻害する要因の一つとなっている。

医療機関に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、医療機関は、対策の重要性を理解しつつも、経営状況や予算の制約から実施できていない実態がある。サイバーセキュリティ対策についても、デジタル技術の利活用を推進してきた国の責任において、財政支援を含めて対策を講じていく必要がある。

電子処方箋について、医療機関の導入率はいまだ低い水準にある。

国は、電子カルテを整備するすべての医療機関に電子処方箋の導入を目指すとしており、電子処方箋と電子カルテ／共有サービスの一体的な導入を進めることとしているが、電子処方箋システムでは、薬局側で医師の処方と異なる医薬品名が表示された事例等により、電子処方箋の発行を停止する事案も発生している。医療機関への普及を図るためには､医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じる必要がある。

医療情報等の利活用による創薬、医療機器等の研究開発の進展に向け、医療機関は、次世代医療基盤法等による医療情報等のデータ基盤の構築及び利活用への貢献が期待されているが、全国的に医療情報を提供する協力医療機関の拡大が進んでいない。また、様々なデータベースが分散して存在していることから、大学や製薬企業の研究者などがデータを利用する際にはそれぞれに申請をする必要がある。データ利活用やその成果が循環するサイクルを確立するためには、国の責任において対策を講じていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）質の高い医療の効率的な提供に向け、電子カルテシステムの導入や医療機関のデジタル環境の整備が図れるよう、医療情報化支援基金や診療報酬制度を活用した支援策を早急に構築するとともに十分な財源を確保すること。

　また、現在開発している標準型電子カルテについて、医療機関が導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し運用開始を図ること。

（２)保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、地域医療連携ネットワークや地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者による情報共有の取組とも十分連携するなど、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとなるよう具体化を早急に進めること。

　また、医療機関等が参画しやすく、かつ地域における取組が促進されるよう財政的な支援策を講じるとともに、将来像や享受できるメリット等を発信し、患者を含む関係者全体の理解促進を図ること。

（３）オンライン診療の普及に当たっては､改定された指針の遵守状況を踏まえ、引き続き、安全性・信頼性について十分な評価検証を行い、オンライン診療を希望する患者及び医療機関が安心して利用できる環境整備を図ること。また、オンライン診療の普及に向け、引き続き現行の診療報酬の評価・検証を行うとともに改善を図ること。

（４）医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、デジタル技術の利活用を推進してきた国の責任において､財政支援を含めた対策を講じること。

（５）電子処方箋の普及を図るため、医療機関が安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じるな

ど必要な対策を行うこと。

（６）医療情報等のデータを新薬や治療法の開発に活用し、より良い医療の提供につなげるため、大学や製薬企業の研究者等がデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を早期に整備すること。また、次世代医療基盤法に基づき医療情報を提供する医療機関へのインセンティブの検討を早期に進めること。

２　ＰＭＨの接続推進

（提案要求先　デジタル庁・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・福祉局）

（１）医療機関等や自治体がＰＭＨへの接続に向けたシステム改修を円滑に進められるよう、必要な財源の措置を講じること。
（２）ＰＭＨによるメリットを広く周知すること。

＜現状・課題＞

デジタル庁では、国の公費負担医療（難病等）や地方単独の医療費助成（こども医療費等）等について、ＰＭＨ（Public Medical Hub）の構築を進めるため、令和５年度より先行実施事業を進めてきた。

また、厚生労働省は、令和９年度から公費負担医療におけるオンライン資格確認を制度化するとともに、診療報酬支払基金において関連システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施するための環境整備を行う予定である。

今般、厚生労働省は、医療機関等や自治体がＰＭＨ接続するために必要なシステム改修費用について、引き続き、令和８年度も補助を行うこととしている。なお、都では、国の補助金に加えて、都独自の補助金を創設し、都内医療機関等や自治体のＰＭＨへの接続を促進している。一方で、自治体システム標準化対応等により、令和８年度までにシステム改修を行うシステムベンダーの確保が困難であると複数の自治体から声が挙がっている。このような状況下では、令和８年度中にＰＭＨ接続が困難な医療機関等や自治体が相当数見込まれ、令和９年度もシステム改修に係る継続的な支援が必要である。

また、これまで都は、医療費助成に関して、ＰＭＨ接続及び利用促進に向けた積極的な働きかけを行ってきたところであるが、どの地域においても、希望する住民がマイナンバーカードを医療費助成の受給者証として医療機関等に提示できるようにするため、国においてＰＭＨのメリットを効果的に示し、ＰＭＨの普及促進に向けた更なる取組を行うことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）令和８年度中の改修が困難な医療機関等や自治体が多数見込まれることから、令和９年度の公費負担医療オンライン資格確認の制度化以降においても、医療機関等や自治体がＰＭＨへの接続に向けたシステム改修を円滑に進められるよう支援を行うなど、必要な財源の措置を講じること。
（２）ＰＭＨ接続及び利用を促進するため、医療機関等や自治体の各主体から理解と協力を得られるよう、また都民の更なる認知度向上のため、国としてＰＭＨによるそれぞれのメリットを広く周知すること。

参　　考

医療費助成分野における国庫補助

○自治体向け

補助基準額　5,000 千円　補助率　２分の１

○医療機関・薬局向け

病院　補助基準額　566 千円　補助率　２分の１

診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局　補助基準額　73 千円　補助率　４分の３

大型チェーン薬局　補助基準額　73 千円　補助率　２分の１

３　医療保険制度の改革等

１　医療保険制度の拡充【最重点】

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

子供の医療費について、少子化対策の観点から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の２割から更に軽減するとともに、対象年齢を 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者まで拡大すること。

また、国の責任において子供の医療費に関わる助成制度を創設すること。

＜現状・課題＞

平成 20 年４月から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を２割に軽減する措置が、未就学児まで拡大されている。

また、国の調査（令和７年４月１日時点）によると、乳幼児に対し全ての自治体が医療費助成を行っており、中学生までの子供に対しては約 99%、更に 18 歳年度末までに対しても９割を超える自治体が医療費助成を行い、その後も増加傾向にある。

都においても、子育て支援の充実のため、義務教育就学期にある子供の医療費助成について市町村への補助に加え、令和５年４月から、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等の医療費の一部を助成する区市町村への補助を開始した。

こうした現状を踏まえると、少子化対策の観点からも、医療保険制度における乳幼児医療費の患者負担の軽減や対象年齢の拡大に加え、国の責任において新たな医療費助成制度を創設すべきである。

＜具体的要求内容＞

子供の医療費について、少子化対策の観点から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の２割から更に軽減するとともに、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者まで拡大すること。

また、国の責任において、医療保険制度に加え、子育て支援策としての子供の医療費に関わる助成制度を創設すること。

２　国民健康保険制度の見直し等

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。

（２）国民健康保険制度については、構造的問題の抜本的な解決のため、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図ること。その際に必要な財源については、地方自治体に負担を転嫁することがないよう、国の責任において確保すること。

また、各都道府県において安定的な制度運営が行われるよう、地域の特性にも十分配慮すること。

（３）国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和９年度以降も確実に実行すること。

（４）これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議するとともに、検討状況等について時宜を得た情報提供を徹底すること。

＜現状・課題＞

国民健康保険制度については、国が財政支援の拡充等により財政基盤を強化した上で、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、運営について中心的な役割を担う新たな制度が開始された。

毎年約 3,400 億円の追加公費の財源を恒久的に確保することとされたが、高齢化の進行や被用者保険の適用拡大等により国保の被保険者数は減少傾向にあることに加え、今後も医療費の増すうが見込まれるなど、都道府県の国保財政運営は厳しい状況にある。被保険者の年齢が高く医療費水準が高い、低所得者が多く保険料（税）の確保が困難であるなどの構造的な問題に対し、公費投入や制度改革が行われてきたものの、根本的な課題は依然として解消されていない。将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、制度設計者である国の責任において、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すべきである。

また、全国知事会においても、持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るた

め、国の財政責任の下、制度の改革を着実に行うこと、給付と負担の見直し等について検討を行う場合は、丁寧に検討を進めることを国に要望している。

特に、国民皆保険を支える国民健康保険制度の安定化は極めて重要な課題である。各都道府県において安定的に制度運営を行えるよう、地域の特性に十分配慮する必要がある。

これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の納得と理解を得ていくとともに、関係団体における準備・対応期間を十分に確保するため、検討状況や各々の役割を果たすために必要な情報を適切なタイミングで提供する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。

（２）国民健康保険制度については、制度改革における各都道府県への追加公費による影響を分析し明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証した上で、構造的問題を抜本的に解決するため、今後の医療費の増すうに耐え得るよう財政基盤の強化を図ること。その際に必要となる財源については、地方自治体に負担を転嫁することがないよう、国の責任において確保すること。

また、各都道府県において安定的な制度運営が行われるよう、地域の特性にも十分配慮したものとすること。

（３）国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和９年度以降も確実に実行すること。

（４）これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議するとともに、関係団体における準備・対応期間を考慮し、検討状況等について時宜を得た情報提供を徹底すること。

（５）国の方針に基づき保険料水準の統一を進めるため、取組支援及び財政支援を拡充すること。

＜現状・課題＞

国は、現行の国保運営方針において完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、令和８年までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進めることとしている。また、保険料水準統一加速化に向けた支援パッケージによる支援を実施しているが、都道府県の実情に応じた対応策に関する助言や参考事例の紹介、保険者努力支援制度における保険料水準統一関係の指標に係る配点の引上げ

等の更なる支援が必要である。

＜具体的要求内容＞
（５）国の方針に基づき保険料水準の統一を進めるため、取組支援及び財政支援を拡充すること。

（６）保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。

また、評価指標は保険者が医療費適正化等に取り組むためのインセンティブとなるよう、自治体の実情に十分配慮すること。

さらに、保険者努力支援制度（都道府県分）の交付金額が仮係数から確定係数で大きく変動することの無いよう、その評価指標や配点基準等を設定すること。

＜現状・課題＞
保険者努力支援制度における事業費として交付する部分（事業費分）及び事業費に連動して配分されるインセンティブ措置（事業費連動分）について、令和５年度交付分から、都道府県ごとの事業費分の交付額により事業費連動分の交付上限額を設定する仕組みが導入されているが、地方自治体が事業を実施するインセンティブの低下につながるおそれがある。

保険者努力支援制度（取組評価分）については、国は、今後も各指標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて制度を見直すこととしているが、評価指標や配点基準等の決定後、保険者が採点するまでの期間が短く、保険者の取組が阻害されるおそれがある。

評価指標のうち全自治体一律の基準で評価した上で、都道府県内の達成割合を評価するものについては、島しょ地域など事業対象者が存在しない場合にも取組を求めるなど、取組のインセンティブとして十分なものとなっていないため、自治体規模や地域性を考慮する必要がある。また、令和７年度交付分から子どもの医療の適正化等の取組に係る評価指標が新設されたが、子どもの医療費助成について自己負担を設ける区市町村等が評価対象とされ、国が推進する子ども・子育て支援の方針に反していると思われる。

さらに、後発医薬品等の使用促進については、後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への国による対応が基本となり、後発医薬品とは使用状況や認知度が異なるバイオ後続品については、保険者による被保険者への使用促進の進め方が不明な状況であることから、都道府県や区市町村を取り巻く状況に配

慮した評価指標とする必要がある。
　保険者努力支援制度（都道府県分）について、都では交付金全額を納付金総額から差し引くこととしている。このため、仮係数から確定係数での交付金額の大きな変動は、納付金算定結果に及ぼす影響が大きく、ひいては区市町村の国民健康保険財政へも甚大な影響を与えるものである。

＜具体的要求内容＞
（６）保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の促進を図るという趣旨を踏まえた仕組みとするとともに、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。
　また、評価指標は保険者が医療費適正化等に取り組むためのインセンティブとなるよう、都道府県や区市町村の実施状況に十分に配慮すること。
　さらに、保険者努力支援制度（都道府県分）の交付金額が仮係数から確定係数で大きく変動することのないよう、その評価指標や配点基準等を設定すること。

（７）子供に係る均等割保険料軽減措置については、軽減割合の更なる拡充を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

＜現状・課題＞
　子供に係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子供の範囲を高校生年代まで拡充する方向性が示されたが、必要財源については、地方交付税措置を講ずるとされているものの、都道府県や区市町村に負担を求めるものとなっており、国が全額責任をもって措置すべきである。
　また、令和３年６月の参議院厚生労働委員会における附帯決議を踏まえ、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、軽減割合の更なる拡充を引き続き検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞
（７）子供に係る均等割保険料軽減措置については、高校生年代までを対象とする方向性が示されたが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、軽減割合の更なる拡充を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

３　国民健康保険の財源確保等

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）年度間で医療費の変動が大きい場合に、国民健康保険財政が不安定とならないよう、財政規模を考慮し国費による財政安定化基金の積み増しを行う等必要な対応を行うこと。
（２）保険料水準の平準化を推進するインセンティブとなる適切な措置を国において講じること。

＜現状・課題＞

国民健康保険事業費納付金算定における医療費の推計は、年度間の医療費の変動が大きいと適切な推計が困難となり、結果として納付金不足による財政安定化基金の取崩しが生じるなど、都道府県の国保財政の運営が不安定となる。財政安定化基金について、制度改革時に想定されていなかった保険給付費の想定外の増加に伴う基金の大幅な取崩しなど、不測の事態に対応できるよう、国において財政措置を講じる必要がある。

また、令和４年度から財政安定化基金に財政調整事業が追加されたが、積立の原資となる決算剰余金は、医療費の動向や国庫精算金の状況により、確保が困難である。

保険料水準の平準化に向けては、平準化による保険料の上昇が区市町村との議論の障壁となっており、国において適切に対応する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）近年の医療費の動向を踏まえ、国民健康保険事業費納付金算定における適切な医療費推計方法を示すこと。
　また、都道府県の国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、国費による財政安定化基金の積み増しを行うこと。
（２）保険料水準の平準化を推進するインセンティブとなる適切な措置を国において講じること。

４　後期高齢者医療制度の財源確保等

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）保険料負担や医療費の窓口負担の見直しに当たっては、被保険者に過度な負担や急激な変化が生じないよう、十分配慮した制度設計を行うとともに、社会全体で理解と納得感が得られるよう、分かりやすい周知・広報を行うこと。

（２）現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源を確保すること。

（３）広域連合が安定した財政運営を行えるよう、調整交付金の算定方法等を見直すこと。

（４）後期高齢者医療制度における財政運営主体の都道府県化の検討に当たっては、拙速な議論を避け、制度の課題や運営状況の分析を行った上で、地方自治体や保険者などの意見を踏まえた慎重な議論を行うこと。

＜現状・課題＞

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、高額療養費の見直しや金融所得の保険料の算定及び窓口負担割合等の判定への勘案など、様々な制度改正が予定されている。また、３割負担や２割負担の対象者の拡大や負担割合の区切りとなる年齢の引上げなど、高齢者の医療費の窓口負担見直しの議論の加速化が見込まれる。

後期高齢者医療の保険料については、医療給付費の増加に加え、令和６年度から適用された高齢者負担率の設定方法の見直しや令和８年度からの子ども・子育て支援金制度への拠出などの影響により、今後も保険料率の上昇が想定される。

さらに、後期高齢者医療制度における調整交付金は、都道府県単位で所得水準に応じ加減され、わずかな所得額の変動が交付額に大きく影響するなど、広域連合の財政運営が不安定になっている。

加えて、国保財政運営の安定化に努めるとともに、今後の保険料水準統一に向

け区市町村との間で調整を進めようとしている中で、後期高齢者医療制度に関する財政運営主体の都道府県化に向けた制度の在り方検討について、現状の改革工程等を前提に拙速な議論を行うことは、地方自治体を混乱させ、ひいては社会保障制度の運営に対する信頼を損なうこととなる。

＜具体的要求内容＞

（１）保険料負担や医療費の窓口負担の見直しに当たっては、被保険者に過度な負担や急激な変化が生じないよう、十分配慮した制度設計を行うとともに、社会全体で理解と納得感が得られるよう、分かりやすい周知・広報を行うこと。

（２）今後、現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、制度設計者である国の責任において､地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源については、国の責任において確保すること。

（３）広域連合が安定した財政運営を行えるよう、国庫支出金の一部を都道府県の所得水準に応じて加減する調整交付金の算定方法等を見直すこと。

（４）後期高齢者医療制度における財政運営主体の都道府県化の検討に当たっては、拙速な議論を避け、制度の課題や運営状況の分析を行った上で、地方自治体や保険者などの意見を踏まえた慎重な議論を行うこと。

５　訪問看護ステーションに対する指導・監査の強化

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）令和８年度の訪問看護療養費の改定の検証を早期に行い、指導・監査の重点項目や判断基準の更なる見直しを行うこと。
（２）不正請求を早期に発見できるよう、厚生労働省や都道府県から保険者や審査支払機関等に対し積極的な情報提供を求めるための制度設計を進めること。
（３）廃止された訪問看護ステーションに対しても、不正請求が発覚した場合において取消処分と同等の取扱いを可能とする行政措置を創設すること。

＜現状・課題＞

訪問看護事業所の数は近年増加しており、法人種別では、医療法人と営利法人が多く、営利法人の事業所の増加が著しい。訪問看護療養費の急増に加え、施設併設型の訪問看護ステーションの不適切な診療報酬請求の疑い事案の報道等を受けて、令和７年３月の中央社会保険医療協議会総会では、「訪問看護ステーションの指導監査」の見直しの方向性が示された。

国は、令和７年４月、指導要綱を改正し、高額請求の訪問看護ステーションや複数都道府県にまたがる大規模事業者を指導対象とする仕組みを創設した。

さらに、令和８年度診療報酬改定では、訪問看護療養費の見直しが行われた。今後、改定後のサービスの提供実態と診療報酬の請求状況を検証し、効果的な指導・監査を行うための実施方法の見直しを行う必要がある。

加えて、先述の中央社会保険医療協議会において、保険者や審査支払機関等に対し、不正請求等の疑いに係る情報提供を積極的に求める方針が示されているが、依然としてその制度設計が進められていない。

また、審査支払機関において厳正かつ的確な審査を行えるよう、国において統一的な審査基準等を策定する必要がある。

訪問看護ステーションが取消処分前に廃止した場合において、法令等には、保険医療機関等に対する取消相当に該当する規定がなく、効果的な措置をとることができない。また、処分時における管理者個人の責任を問う規定がなく、再発防止のための措置が十分ではない。

＜具体的要求内容＞

（１）令和８年度の訪問看護療養費の改定の検証を早期に行い、その結果に基づき指導・監査の重点項目や判断基準の更なる見直しを行うこと。

（２）審査支払機関において効果的な審査を行うための具体的な基準を示すとともに、保険者や審査支払機関等に積極的な情報提供を求めるための制度設計など、不正請求を早期に発見できるよう、仕組みの検討を進めること。
（３）廃止された訪問看護ステーションに対しても、監査の結果、不正請求が発覚した場合において、保険医療機関等に対する取消処分と同等の取扱いを可能とする行政措置を創設すること。

４　健康危機管理体制の充実

１　結核対策の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）結核予防対策を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

（２）結核医療の維持に必要な対策を行うこと。

＜現状・課題＞

近年､新登録結核患者数及び人口10万人対り患率は減少傾向にあるものの、令和５年から令和６年までにかけては横ばいとなっている。都においては、り患率は前年と同数の8.4となり、昨年に引き続き、り患率10以下の低まん延の水準であるが、年間の新登録結核患者数を見ると、全国では１万人以上、東京都でも1,000人以上が登録されている。

令和６年に報告された都内の新登録結核患者数における外国出生結核患者数の割合は、22.7%（前年 17.3%）と過去最高水準まで上昇した。国は、入国前結核スクリーニングの実施について、外国生まれの患者の出生国のうち上位６か国からの入国者を対象としているが、いまだに対象国全てで実施されておらず、早期開始が必要である。

また、入国後に発病した患者を早期探知する方法が示されていない上に、入国後に結核と診断された患者の入国前スクリーニング検査結果について、実施機関から患者登録保健所が把握できない仕組みとなっている。

海外との往来や外国人労働者の受入れ等が増加する中、外国人結核対策など、結核根絶に向けたきめ細かい予防対策をより一層推進するためには、結核対策特別促進事業の充実が必要である。特に、対象者の設定にあたり人権保護に十分配慮した上で、外国出生者等への健康診断の強化が重要である。

結核医療については、新登録結核患者の減少に伴い、結核病床の減少が進んでいる。新型コロナを契機に結核病床が急激に減少し、その後も縮小・廃止を検討している医療機関が存在し、基準病床数の維持が困難となっている。このため、引き続き結核医療を適切に提供するため、結核病床のほか、感染症病床並びに一般病床及び精神病床を適切に組み合わせ、病床を確保する必要がある。

特に透析医療が必要な患者や精神疾患等の合併症を有する患者、外国出生者に多い多剤耐性結核に感染した患者の入院調整に時間を要し、良質かつ適切な結核医療の提供が更に困難な状況となっている。

また、患者の減少に伴い結核医療の経験をもつ医師の減少や高齢化により、将来的に結核に従事する医師の不足が危惧される。保健所での結核事例の対応機会も減り、患者支援や接触者健診等、実際の事例を通じた結核対策が十

分に経験できなくなる状況も懸念される。

80 歳以上の高齢患者の割合は近年増加傾向にあり、令和６年は全体の約３分の１を占めている。高齢患者は、入院中の介護が必要になることも多く、医療機関の負担は以前よりも増加している。また、合併症を有する患者の受入れや外来での服薬指導等は、診療報酬で評価されておらず、高齢者施設等で高齢患者を受入れる際、服薬指導や介護等の負担から調整が困難となることも多い。

治療については、公費負担の対象となる薬剤が順次追加されているが、現状 13 種類に留まっており、多剤耐性結核や潜在性結核感染症の治療では保険適用外の薬剤を使用せざるを得ず、患者負担が高額となってしまう。多様な病態の患者や多剤耐性結核患者等を確実に治療するためには、最新の結核医療の成果を踏まえ、公費負担等の対象となる薬剤を拡大する必要がある。また、近年使用可能となった多剤耐性結核の治療薬は、非常に高額なため、患者負担が重く、外来治療の阻害要因になっている。さらに、世界的に推奨される薬剤を早期に承認し、世界で広く使用される薬剤をいち早く提供できるよう、仕組みの構築が必要である。

また、結核患者の減少により抗結核薬の使用量が減少し、メーカーによる販売継続が困難となっているため、国は安定供給に努めるべきである。

結核菌ゲノム検査は、低まん延下に伴い重要性がさらに増しているが、ゲノム検査を地方衛生研究所において実施するに当たり、費用や人員体制等の課題があるため、検査数の拡大が困難である。

国の「結核に関する特定感染症予防指針」は平成 28 年 11 月から改定されておらず、外国出生患者の増加や結核病床の減少など近年の課題を踏まえ、低まん延下での結核対策に関する具体的な取組の方向性を示す指針として早急に見直す必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）結核に対する知識や認識の低下が懸念されることから、国民への普及啓発の強化と併せ、医療人材・行政職員に対する研修等人材育成や最新知見の普及を通じ、結核対策の質を担保する仕組みを構築すること。

（２）対象国全てで入国前結核スクリーニングを早期に開始し、その精度管理を徹底すること。また、入国後に発病した患者の早期発見方法を示し、患者登録保健所がスクリーニング検査結果を実施機関から直接把握できる仕組みを構築すること。

（３）分子疫学調査や外国出生患者対策等の地域の実情に応じた予防対策を推進するため、結核対策特別促進事業に十分な財源措置を講じること。また、地方衛生研究所における結核菌ゲノム検査実施に必要な財源措置を講じること。

（４）専門的かつ多様な医療が必要となる患者や外来診療、要介護患者への対応等の評価を充実させるため、公費負担制度や診療報酬の改善、補助金等の財政支援などの対策を講じること。

また、モデル病床活用のため、現行の収容患者要件に合併症のない外国出

生患者等を追加するなどの対策を講じること。

（５）薬剤耐性結核や潜在性結核感染症の治療に関し、最新の結核医療の成果を踏まえ、海外で広く使われている薬剤の早期承認や、公費負担の対象となる薬剤や保険診療の適用となる抗結核薬承認薬剤の範囲の拡大を図るとともに、患者の自己負担額の軽減策を講じること。

（６）結核患者に必要な服薬治療を６か月から１年程度までの服薬期間を中断せずに確実に完遂し、治癒させるため、抗結核薬の安定供給を確保すること。

（７）現行の「結核に関する特定感染症予防指針」は、結核の低まん延化や入院を受け入れる医療機関や結核病床の減少、外国出生患者の増加など、近年の課題を踏まえた内容に早期に改正し、低まん延下における体制づくりと更なる対策の強化に向けて、都道府県が取組を具体化できるようにすること。

２　梅毒対策の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

梅毒などの性感染症についての疫学的研究等を進めるとともに、国民への普及啓発を強化すること。

また、自治体が行う予防や感染拡大防止のための取組に対する支援を充実させること。

＜現状・課題＞

都内の梅毒患者報告数は、令和７年において 3,386 件と依然として高い水準が続いている。特に 20 代女性や妊娠合併事例の報告数が顕著となっており、先天梅毒も発生している。また、10 歳代での感染の低年齢化も懸念される。急激な患者数増加の要因は十分に究明されておらず、更なる感染拡大が危惧される状況である。梅毒は感染後も無症状であったり、一時的に症状が消失することもあり、確実な治療につなげるためには、予防や受診・検査の重要性の啓発を進めるとともに、検査体制の充実を図り、医療機関において確実な診断が行われるよう情報提供等を強化するなど、一層の対策が必要である。

また、梅毒の郵送検査は、民間検査会社等で広く行われているが、薬事承認されている手法ではなく、より有効な検査方法等の研究の進展が待たれる。

＜具体的要求内容＞

（１）梅毒について、急激な患者増加の要因究明のための疫学研究等を推進するとともに、中学生・高校生から感染が急増している女性若年層、将来子どもを持ちたいと考える男女を中心に幅広い年齢層に向けた普及啓発を強化すること。

また、自治体が実施する性感染症の予防等の啓発・検査体制の拡充、医療従事者への情報提供や研修機会の提供等、感染拡大防止のための取組に対する支援を充実させること。

（２）梅毒郵送検査について、精度管理の課題を踏まえた有効な検査方法等の研究を国において進めること。そのうえで、ＨＩＶ郵送検査と同様、自治体向けのガイドラインを早急に示すこと。

３　予防接種施策の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）疾病負荷が高い感染症など、公衆衛生上の必要性が高いワクチンについては、定期接種ワクチンの追加に関する具体的な年度目標等の中長期的な展望を早期に提示するとともに、早期に定期接種化に向けた議論を進めること。
（２）定期接種の円滑な実施に向けて、継続的・安定的に定期接種が行えるよう、価格抑制のための取組を行うとともに、国の責任において実施に必要な財源を確保すること。
（３）先天性風しん症候群の発生防止や、麻しん排除状態の維持に向けて、麻しん及び風しんに関する抗体検査及び予防接種を推進するための継続的な財政措置を講じること。
（４）新型コロナワクチンについて、高額な自己負担額が接種控えにつながることのないよう、国として適切な措置を講じること。

＜現状・課題＞

感染症の発生やまん延を予防し、感染症の重症化や後遺症などから健康と生命を守るためには、「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」の考え方のもと、予防接種による感染症予防策の一層の充実が重要である。

国は、広く接種を推進することが望ましいとするワクチンをこれまで定期接種に追加してきたが、定期接種化の円滑な実現のためには、新たなワクチンの追加等に関して具体的な年度目標等を示すなど、中長期的な展望を明らかにした上で導入を進めるとともに、供給の安定化についても対策を講じる必要がある。

ＨＰＶワクチンの男性への接種は、引き続き定期接種化に向けて課題等の整理・検討を行うとしており、具体的な導入の見通し等は示されていない。米国や英国等では男女ともに公的接種の対象となっていること等から､我が国においても､現在女性のみとされている対象者を男性にも拡大することの是非について海外の取組等も含め検討を深めていくことが必要である。

また、百日咳については、乳児の重症化予防の観点から継続的な検証を行い、妊婦への接種等も含めた更なる対応策を検討する必要がある。おたふくかぜワクチンについては、今般MMＲワクチンが薬事承認されており、定期接種化に向けて早期に検討する必要がある。

さらに、ＲＳＶワクチンについては、令和８年度より母子免疫ワクチンが定期

接種化されたが、免疫の移行を受けずに生まれた新生児を守るのに有効な抗体製剤は定期接種化されておらず、非常に高額である。

継続的・安定的に定期接種を実施するためには、接種対象者の経済的負担を極力抑えることが重要である。地方交付税不交付団体においては、新たに定期接種が追加されても、財政措置されず、また、Ｂ類疾病については、自治体による接種費補助が求められており、自治体の財政力の違いで自己負担額に差が生じている。自治体の財政状況や高額なワクチン価格が接種費用の地域偏在に繋がらないよう、実施主体である自治体に十分な財政措置をする必要がある。

また、ワクチンの品質管理や需給見込み等の誤りにより、定期接種が期限内に受けられない事象が散見され、より一層の安定供給に向けた対策が求められる。

新型コロナ禍以降、ワクチンの安全性への関心が高まる中、国民が誤情報や偽情報に惑わされることなく、安心して予防接種を受けられるよう、予防接種の歴史や成果、科学的知見に基づく効果や安全性を広く情報提供していくことが求められる。また、副反応と救済制度についても丁寧に説明していく必要がある。

定期接種後に医療行為により免疫を失った場合の再接種について、国がその取扱いを検討しているが、現行制度下では任意接種となり、被接種者の費用負担が大きく、その軽減のために自治体が独自に助成事業を行っている現状がある。

風しんについては、妊娠希望女性等への抗体検査及び予防接種、風しん予防の重要性の普及啓発に関する取組を、引き続き進めていく必要がある。

麻しんについては、感染者数が世界中で急増しており、国内においても海外からの輸入症例だけでなく、国内での感染伝播事例が増加している。

新型コロナワクチンについては、65 歳以上の高齢者等を対象に定期接種化され、令和６年度は接種費用の一部を国が支援していたが、令和７年度以降は廃止となった。また、ワクチンは複数の種類があるが、国が示す標準価格は共通価格であり高止まりしている。自己負担額が接種控えにつながることのないよう、対策を講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）公衆衛生上の必要性が高いワクチンについては、定期接種への追加に関する具体的な年度目標等の中長期的な展望を早期に提示するとともに、以下のワクチンについて早期に定期接種化の議論を進めること。また、被接種者の負担軽減等のための研究開発を促進すること。

① ＨＰＶワクチンの男性への定期接種化について、海外の状況など幅広く知見を集約し、検討を加速させること。地方自治体が独自に男性への任意接種を実施する場合の経費について財政支援を行うこと。

② おたふくかぜワクチンについて、早期にファクトシートの修正を行うなど、定期接種化に向けた審議を進めること。地方自治体が独自に任意接種を実施する場合の経費について財政支援を行うこと。

③ 百日咳について、既存の定期接種制度をより効果的なものとするため、乳児の重症化予防の観点からも継続的な検証を行い、妊婦への接種等、更なる対応策を検討すること。

④ ＲＳＶに係る抗体製剤について、早期に法整備を行い、定期接種化に向けて検討を進めること。

⑤　被接種者の負担軽減や接種スケジュールの緊密化の緩和等のため、Ｂ型肝炎を含む６種混合ワクチンや、水痘を含む４種混合ワクチン等の開発を促進すること。

（２）定期接種の円滑な実施に向けて、以下の点に十分に配慮すること。

①　継続的・安定的に定期接種が行えるよう、価格抑制のための取組を行うとともに、国の責任において実施に必要な財源を確保すること。

　特に地方交付税不交付団体においても、公平に財源を確保できるよう、補助金や基金を活用する等、適切な財政措置を講ずること。

　さらに、Ｂ類疾病についても、希望する方が住居地によらず公平に接種できる機会を設けられるよう、適切に財政措置すること。

②　ワクチンに関する価格調査や区市町村の委託費等について定期的に調査を行うとともに分析し、接種費用に係る地域偏在の解消に向けた対策について検討を行うこと。

③　ワクチンの安定供給対策を十分に講じるとともに、全国的なワクチンの流通状況について把握し、接種主体である自治体に提供すること。急激な接種需要が生じる可能性がある場合には、ワクチン偏在の解消に向けた円滑な流通と迅速な情報提供を強く卸業者等に呼びかけること。ワクチン不足が生じた際には、製造業者に対して増産や供給の前倒し、自治体の枠を超えた柔軟な流通経路の確保について、早い段階で要請すること。

④　ワクチンの有効性や安全性及び費用対効果に関するデータを可能な限り収集し、最新の科学的知見に基づき評価及び検討・検証を行い、国民に分かりやすく情報提供すること。また、健康被害救済制度等の審査手続の迅速化を図ること。

　特に、ＨＰＶワクチンについて、ワクチンの安全性や副反応発生時の支援、効果に関する最新の知見や諸外国の動向を普及啓発するなど、国民や医療機関に対し引き続き十分な情報提供を行うこと。

　また、引き続き、接種後に重い副反応が生じた場合に適切な医療を受けられる体制や、相談に適切に応じる体制を整備すること。

⑤　複数ワクチンの同時接種や事故防止等について、国が全国統一的な考え方を示し、予防接種が安全かつ統一的な方法で実施されるよう、適切に情報提供を行うこと。

⑥　予防接種の重要性や担う役割等について、広く国民の理解を得るための普及啓発を強化すること。

⑦　定期接種の新規追加や制度変更等に際しては、地方自治体及び医療機関等の準備期間や、住民や関係者への周知期間等に十分に配慮し、早期の制度設計、啓発資材の提供、Ｑ＆Ａ等の情報提供を行うこと。

⑧　定期接種後に医療行為により免疫が消失・低下した場合の再接種の扱いについて、定期接種化の検討を進めるとともに、免疫が消失・低下した者に対する助成事業を実施する自治体への財政支援を行うこと。

（３）麻しん及び風しんに関する対応について、以下の点に留意すること。

① 先天性風しん症候群の発生防止のため、妊娠希望女性等への抗体検査及び予防接種を推進するための継続的な財政措置を講じること。

② 風しん予防の重要性について、予防接種の勧奨や職場等における感染予防などを含め、広く国民への普及啓発を進めること。

③ 麻しんについて、広く国民へ普及啓発を行うこと。また、予防接種歴が確認できない方への抗体検査の呼びかけを強化するとともに、抗体検査の効果的・効率的な実施に向け、対象者の整理を行うなど方針を示すこと。

④ 麻しん及び風しんの接種歴がない方に対するキャッチアップ接種や麻しん患者との接触後接種の実施に向けて財政措置を講じること。

（４）新型コロナワクチンについて、高額な自己負担額が接種控えにつながることのないよう、価格抑制のための取組を行うなど国として適切な措置を講じること。

４　予防接種事務デジタル化の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

予防接種事務デジタル化の円滑な実施に向けて、国として必要な措置を行うこと。

＜現状・課題＞

予防接種は、乳幼児期の母子保健事業をはじめ、成長段階やライフステージに応じて生涯にわたり実施される重要な施策である。

国は、予防接種事務のデジタル化を進めているが、スマートフォンで接種勧奨通知の受け取り、過去の接種記録の参照ができるようになる住民向けのアプリの共通仕様等、具体的な方針を示しておらず、アプリ開発に要する費用が自治体にとって負担となっている。

また、医療機関が予防接種事務のＤＸ化を進めるに当たっては、端末やアプリの導入等の追加費用が発生するため、円滑に普及できない状況にある。

さらに、自治体が予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム内の予防接種の実施状況等を含む登録情報を、リアルタイムで確認することができないなどの課題がある。

＜具体的要求内容＞

（１）新たなシステムの導入については、予防接種事務全体の効率化及び安定的な運用が図られるよう、国の責任において、全国で均質かつ継続的に運用できる仕組みとすること。また、医療機関及び自治体が円滑に導入・運用できるよう、国として必要な支援を行うこと。

（２）予防接種の実施医療機関と実施主体である区市町村との契約については、これまでの関係性を十分に踏まえ、国が自治体及び関係機関の調整を行うことで、現場に過度な負担が生じることなく、円滑に事業が実施できるよう支援すること。

（３）各自の接種記録を踏まえ、個々の感染症予防策を実現できるように、電子版母子健康手帳アプリとの連携も見据えて、住民向けアプリの共通仕様を検討すること。また、予防接種事務のデジタル化によるメリットについて国からも関係者や住民に対し、丁寧に情報提供を行うこと。

（４）感染症発生動向を踏まえ、都道府県や区市町村が迅速に感染対策を実施できるよう、予防接種の実施状況等の情報は、適宜、自治体が最新の状況を確認できるような仕組みとすること。

５　危険ドラッグ対策の強化

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）各自治体における試験検査体制の整備を支援すること。
（２）インターネットによる取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組を支援し、効果的な対策を推進すること。
（３）危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう水際対策の徹底を図ること。
（４）各自治体における啓発活動の一層の推進に向け、必要な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

危険ドラッグについては、インターネット上で新たな未規制薬物が次々と流通しているなど、社会問題となっている。

都では、迅速な検査・分析により化学構造を特定して未規制薬物を早期に発見し、生体影響を評価した上で知事指定薬物に指定し、国への情報提供を通じて全国的な規制へとつなげてきたが、化学構造の一部を変えた新たな製品が次々と出現しており、国と地方自治体が協力して迅速な規制を行う体制が必要である。

また、関係機関と連携した取締りの強化などにより、平成 27 年に都内の危険ドラッグ販売の店舗数はゼロになったが、現在は店舗が再び出現しており、令和 7 年度には、エトミデート含有製品の乱用や摘発事案も発生している。

さらに、インターネットによる取引は、海外サーバの利用や暗号化アプリの使用、会員制サイトでないと購入できないなど、手口の巧妙化や国外の機関との協力が必要な事例も見られるようになっており、国内外を含めた流通実態の把握や監視体制の強化が必要である。

海外からの流入品を中心に未規制薬物の流通・摘発は依然として続いており、平成 27 年 4 月に改正関税法（昭和 29 年法律第 61 号）が施行され指定薬物の輸入が禁止されたものの、原料の段階で輸入されるなど個人輸入対策を含め徹底した水際対策が必要である。

一方、地域から危険ドラッグの根絶を図るためには、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して広報啓発活動を徹底するとともに、青少年による危険ドラッグの乱用防止に向け、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国とともに地方自治体が協力して全国的に迅速な検査を行える体制整備を

図るため、試験検査体制の整備に必要な、研修等の技術的支援及び財政的支援を行うこと。

（２）インターネットによる危険ドラッグの取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組に対し技術的、財政的支援を行い、連携して効果的な対策を推進すること。

（３）危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう、個人輸入に対する検査命令の実施等の対策を含め、水際対策の徹底を図ること。

（４）都道府県等が行う広域的な広報啓発や、区市町村単位での薬物乱用防止活動を継続的に行えるよう、地方自治体が行う取組に対する財政支援や啓発資材の提供を行うこと。

５　新興・再興感染症対策の充実

（提案要求先　内閣官房・内閣府・法務省・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）新興・再興感染症の発生に備え、医療機関等への施設・設備整備等に係る財政支援や、検査の精度管理等に係る技術的支援を継続及び拡充すること。
（２）感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を推進すること。
（３）自治体や医療機関等が感染症の発生状況に基づき対策を推進することができるよう、情報共有に関する体制整備や仕組みの構築等を行うこと。
（４）蚊媒介感染症や患者等の移送など感染症対策に係る諸課題への対応を進めること。

＜現状・課題＞

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の経験を踏まえ、令和４年 12 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の一部が改正され、感染症対応に係る医療機関とあらかじめ医療措置協定を締結する仕組みが創設された。新興感染症発生時に医療措置を講じるには、平時からの感染症対応の施設・設備整備や個人防護具の備蓄等の環境整備のほか、医療人材の育成、質の向上等を図ることが重要である。施設・設備整備や研修実施等に係る経費については、国による継続的な財政支援が必要である。

関係者間の情報共有については、新型コロナ対応では、医療機関は様々なシステムを介して調査・報告等を行う必要があり、医療現場の負担となっていた。今後の新興感染症の発生に備え、迅速かつ効率的な情報共有等が可能な体制を整備する必要がある。

さらに新型コロナ対応のために国の補助金で導入した検査機器について、新型コロナの検査のみに用途を限定しており、柔軟に活用できる仕組みになっていない。また、新興感染症の発生に備え、検査能力を確保するためには、平時からの精度管理の質の向上を図ることが重要である。

日本の経済活動の中心であり、国際空港や港を抱える東京において、今後の未知なる感染症流行時においても、社会を止めない、感染症に強い都市を実現するためには、新型コロナ対応での経験を踏まえて、保健医療施策の充実を進めるとともに、国と都が緊密に連携して取り組んでいくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）感染症の発生の早期探知や国内侵入防止のため、海外における発生状況の情報収集体制を強化するとともに、検疫体制の充実、病原体等の検査体制及び地方自治体との連携体制の充実強化を図ること。

（２）新興・再興感染症にかかる専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体への的確な情報提供や支援を行い、一体的かつ迅速に対策を推進すること。新たな感染症の発生時には、感染症の特性を迅速に分析し、その特性を踏まえ、発生予防、まん延の防止、医療の提供その他の対策の総合的な推進を図るための指針を示し、地方自治体や関係機関と連携して対策を推進するとともに、十分な財源を確保し地方自治体等の取組を支援すること。

（３）感染症発生時の迅速かつ効率的な情報把握のため、医療機関における電磁的方法による届出・報告の普及・促進を図る実効性のある取組を実施すること。具体的には、感染症サーベイランスシステムについて、電子カルテ情報と連携させるとともに、医療機関や保健所のニーズを踏まえ操作性の向上を図ることで、医療機関におけるシステム入力の負担を解消し、効率的な情報連携を実現すること。

　また、自治体が迅速に地域の感染状況やリスクの分析を実施できるよう、効率的にデータを活用できる機能を提供すること。

　医療機関等情報支援システム（Ｇ-ＭＩＳ）については、都道府県が有するシステムやデータ等と連携できる仕組みとするなど、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能なシステムとすること。

　また、システムの改善に当たっては、利用者である医療機関、都道府県、保健所等の意見を聞くこと。

（４）新たな検査手法の開発等を継続的に行うとともに、地方衛生研究所や民間検査機関等の検査処理能力の向上のための支援を拡充すること。

　また、医療機関における検査体制の整備を進めるため、検体検査機器設備整備や精度管理に係る財政的・技術的支援を継続すること。

　さらに、新型コロナ以外の新興感染症発生時にも迅速に対応できるように新型コロナ補助金で整備した検体検査機器について、検査の機能や精度を維持するためにも、平時から他の感染症の検査への利用も認めること。

　あわせて、医療法上実施が義務付けられている内部精度管理について、普及啓発の一層の強化や実施率向上のための支援を行うこと。

（５）協定締結医療機関に対する施設・設備整備補助や研修実施等、平時からの感染対策に係る財政支援については、自治体や医療機関等関係機関の意見を聴取しながら必要な見直しや拡充を行い、地域の実情に応じた実効性のある仕組みとすること。

（６）入院を要する感染症患者等の移送については、迅速かつ安全に効率・効果的な運用が行えるよう、消防機関との連携等についてルール化すること。

　また、広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進むよう、要請基準や適用例の整理も含め実施体制の整備を進めるとともに、搬送体制の整備も含めた必要な財源を措置すること。

（７）新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進める

とともに、備蓄も含めた安定的な供給体制の構築を行うこと。

ア　安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発が迅速に行われるよう、医薬品やワクチンに関する研究開発に取り組むとともに、治験や承認を速やかに行える仕組みの構築を進めること。同時に、国産製品の速やかな開発・実用化を全面的に支援すること。

イ　医薬品及び医療資機材の確保を図り、有事にも安定的供給や円滑な流通が迅速に行えるよう、国としてサプライチェーンを構築するなど備えを講じること。感染症医療に必要な医薬品や医療機器等については、国の主導によりメーカーや卸売業と生産・流通のバランスを図りながら備蓄を進めること。

　また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具にかかる都道府県の行政備蓄について、地方交付税不交付団体も含めた自治体に必要な財政支援を行うこと。

ウ　抗インフルエンザウイルス薬等の感染症治療薬について、医療機関において偏在がないよう、仕組みを早期に構築するとともに、引き続き安定的供給に努めること。新型コロナ治療薬については価格抑制のための取組を行うなど国として適切な措置を講じること。

　また、医薬品等の備蓄については、効率的な備蓄のための検討を行うとともに、廃棄処分に係る経費も含め備蓄に係る必要な財源措置を行うこと。

エ　新興感染症の発生時に、かかりつけ医が治療薬をより積極的に投与できるよう、患者の年齢、既往歴、他の薬の断薬の有無など、国内外における臨床現場での処方情報を開示して、治療薬の活用を促進するための方策を国として早急に示すこと。

（８）薬剤耐性（ＡＭＲ）に関する認知・理解度が低いことから、国において、引き続きＡＭＲに関する普及啓発等の取組を行うとともに、自治体や保健所が実施する取組に対し支援を行うこと。

（９）新興感染症等の発生に備え、感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。

ア　広く医療機関において、適切な感染制御の下に診療が行えるよう、感染症専門医や感染管理認定看護師等の育成・配置を促進するとともに、感染症対策の専門人材の確保・育成を推進すること。

　また、現場の実情に即した短期的な研修プログラムの作成・提供や、自治体が医療機関の人材育成等を支援する際の財源措置を行うこと。

イ　新型コロナの感染拡大時に多くの潜在看護師等が感染症医療に携わり、経験や知見を獲得したが、今後、新たな感染症により医療現場でのマンパワー不足が生じた際に、こうした人材を活用できるような仕組みを構築すること。

(10)感染症発生時に多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。

ア　公衆衛生医師や保健師など感染症対策に携わる人材育成や確保に取り組む自治体への支援や、広域的な応援職員派遣の体制整備を更に進めるなど、保健所が感染拡大時にも対応できる体制を構築すること。

イ　保健所がデジタル技術により効率的に情報収集や整理などを行い、業務

負担が軽減されるよう、ＤＸの推進に向けて必要な財政支援を行うこと。

(11) 蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や検査の保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。

(12) 新興感染症等の発生に備え、遺体の搬送、火葬等について、手順、方法等を具体的な基準として定めて示すとともに、自治体において体制整備等が必要な場合には、適切な支援を図ること。

(13) 感染症のまん延リスクの高い大都市の特徴を踏まえ、外国人旅行者等に対する多言語による情報提供、一類感染症等発生時に医療従事者が着用する防護着等の医療資機材確保など、独自の感染症対策に取り組む地方自治体に対し財政的支援を拡充すること。

(14) コロナ禍で浮き彫りとなった以下の課題を保健医療政策全般に反映させていくこと。

ア　新型コロナの後遺症により日常生活に影響が出ている国民もいることから、引き続きデータ収集、分析・検証を行い、後遺症のメカニズムや症状、患者数等の実態解明や治療薬の開発を早急に進めること。

イ　感染症対策は国全体での対応が必要なことから、新たな感染症危機に備えるための予防計画に基づく取組に必要となる経費については、自治体や医療機関等の負担とならないよう、必要な財源措置を行うこと。

ウ　新型コロナ医療費の公費負担については､令和７年４月から 12 月までの間、請求が受け付けられなかったことにより、自治体の審査支払関連業務や医療機関等に多大な負担を強いることとなったが、今後同様の事態が生じないよう、引き続き診療報酬請求権が時効により消滅するまでの間、国において適切な措置を講じること。

６　ウイルス肝炎対策の強化

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、検査の必要性を普及啓発するとともに、検査実施に係る十分な財政措置を講じること。

（２）医療費助成は低所得者の経済的負担に配慮し、確実な財政措置を講じること。

（３）ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。

（４）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に当たっては、低所得者の経済的負担に配慮するとともに、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。また、医療機関や患者に負担の少ない制度となるよう見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

国は肝炎対策基本指針において、地方自治体等と協力した広報活動や職域における取組を推進するとしているが、施策を推進するためには、地方自治体への確実な財政措置が必要である。

ウイルス肝炎対策においては、検査体制などについて充実を図る必要がある。現在、区市町村及び保健所において肝炎ウイルス検査を実施しているが、補助基準額が実際の経費に見合っていない。

また、国は医療費助成制度の創設以来、制度の対象となる治療法については拡充しているが、低所得者に対する配慮が十分ではない。

Ｂ型肝炎は、いまだウイルス排除の可能な薬剤は開発途上にあり、Ｃ型肝炎についても、依然として難治症例があることから、今後も引き続き、ウイルス性肝炎の根治を目指し、研究・開発を推進していく必要がある。

国は都道府県を実施主体として、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」を実施しており、事業費は国負担２分の１となっているが、本事業は本来、国の責任において確実な財政措置を講じる必要がある。また、現在は通院治療にも対象拡大されているが、本事業の自己負担限度額は所得にかかわらず一律であるなど、低所得者に対する配慮が十分でない。さらに、令和６年４月の認定要件及び助成要件の見直し以降も、依然として認定要件及び助成要件が複雑なため、患者及び医療機関にとって負担の多い制度となっている。また、通院治療の助成方法は償還払いのみとなっており、一時的な医療費の自己負担及び償還払いの申請手続等、

患者に多大な負担が生じている。

＜具体的要求内容＞

（１）肝炎患者の治療については、国民へ正しい知識を普及するとともに、働き盛り世代への治療が確実に行われるよう、職場での理解を進めるための必要な措置を講じること。

（２）肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、普及啓発を強化するとともに、区市町村及び保健所における検査実施については実態に合わせて十分な財政措置を講じること。

（３）医療費助成制度については、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、確実な財政措置を講じること。

（４）ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。

（５）肝がん・重度肝硬変研究治療促進事業の実施に当たっては、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、本事業の趣旨を踏まえ、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。また、認定要件、助成要件及び助成方法について見直しを行い、申請等に当たり、医療機関や患者に負担の少ない制度とすること。

参　　考

医療費助成制度の助成内容

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療に係る保険診療の患者一部負担額から、下記の自己負担分を除いた額を助成

自己負担額（①＋②）		
①	世帯の区市町村民税非課税	なし（※）
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円未満	月額1万円まで
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円以上	月額2万円まで
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額	

※ 低所得層の経済的負担に配慮し、非課税世帯については、東京都独自に「自己負担なし」としている。

7　民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与

【最重点】

（提案要求先　厚生労働省・経済産業省）
（都所管局　保健医療局）

地域の火葬需要への対応又は住民生活に支障が生ずることのないよう、民間火葬場の重要な経営方針の変更等に関する監督官庁の事前関与の在り方について、所要の制度整備を行うこと。

＜現状・課題＞

火葬場は、地域住民にとって必要不可欠な公共インフラであり、その安定的かつ継続的な運営の確保は､公衆衛生及び公共の福祉の観点から極めて重要である。東京都においては、将来的な死亡者数の増加を見据えると、更に火葬待ち日数が延長することが見込まれることから、将来にわたって安定的な火葬体制の確保に向けて取り組む必要がある。

火葬場の経営主体について、国は、昭和 46 年５月 14 日付環衛第 78 号「墓地等の経営について」において、火葬場の経営の許可は「原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし､これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが、今後ともこれにより厳しく処理されるよう」通知している。現在、火葬場を経営している民間事業者は、法施行前から火葬場経営を担ってきた歴史的経緯があり、法施行時に附則第２６条の規定により火葬場の経営の許可をうけたものとみなされたことから、法施行後も特別に許可を与えられているものである。

火葬場は、公共的施設であり、安定的かつ継続的な運営がなされるために原則として市町村等の地方公共団体でなければならないという国の考え方に則れば、現行法下において、特別に許可を与えているに過ぎない民間火葬場の経営管理に対して、監督官庁である特別区等が、実質的な関与ができない現状は、法制度面で大きな課題があると言わざるを得ない。

例えば、現行制度は、主として施設の設置・変更・廃止の際や、事後的な監督を想定した枠組みとなっており、既に許可を受けた民間火葬場について、事業者の判断で火葬能力、運営体制、受入方針、料金改定を前提とする事業計画等、重要な経営方針が変更される場合、その内容を監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与する仕組みは、設けられていない。

また、民間火葬場は、買収等により実質的な経営主体が変更されることが考えられる。その場合、火葬場を経営する事業者が変更されたものと同視できるにもかかわらず、現行法では許可を要しないことから、公共インフラの経営者として相応しいかなどを監督官庁が事前に確認できる仕組みとなっていない。

火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際して、監督官庁が事前に

把握し、必要に応じて関与できる仕組みが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）支配株主の変更等により、実質的に民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、あらかじめ監督官庁の許可又は承認を要する仕組みについて、昭和 46 年通知の趣旨を踏まえ、法上明確に規定すること。

（２）民間火葬場において、火葬能力、設備投資、運営体制、受入方針その他火葬場の運営に関する重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要又は住民の利用に影響を生ずるおそれがある場合、監督官庁への事前協議の上届出を要する旨を、法上明確に規定すること。

（３）前項の事前協議があった場合、当該変更が火葬場の公共性、安定的かつ継続的な運営の確保又は地域住民の利益に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるときは、監督官庁が、必要な助言、指導、報告徴収又は計画の見直しの求めを行うことができる制度を整備すること。

（４）前３項の制度運用に当たっては、国において、ガイドライン等を策定すること。

分野横断的な政策

25 多摩・島しょ

１　小笠原航空路の整備促進【最重点】

（提案要求先　国土交通省・環境省・防衛省）
（都所管局　総務局・環境局・港湾局）

（１）都が進める調査･検討に対し、指導･助言等の支援･協力を行うこと。

（２）航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

（３）航空路開設までの間、地元自治体が要請を行った場合について、自衛隊機による村民の輸送支援に関する特段の配慮を講じること。

＜現状・課題＞

小笠原諸島は、本土から南に約 1,000 ㎞離れた太平洋上に位置し、約 2,500 人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約３割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土と小笠原諸島を結ぶ交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が 24 時間を要する船舶航路に限られている。小笠原諸島の航空路開設は、村民生活の安定と国境離島である小笠原諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現には至っていない。現在、小笠原村は様々な国事業への協力を行っており、こうした点も踏まえれば、輸送手段の充実を図り、安定した村民生活を確保していくことが重要である。

都はこれまでも、航空路開設に向けた検討を重ねてきた。平成 20 年２月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年 10 月には、同協議会が行うＰＩ活動に対して、評価･助言を行う第三者機関である小笠原航空路ＰＩ評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を進めてきた。あわせて、航空機の検討も重要であることから、1,000ｍ以下の滑走路で運用可能な機材について、引き続き情報収集を行っている。今後とも、航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

実現可能な航空路案の取りまとめに向けては、引き続き、各省庁から技術的・専門的な助言を得ながら調査・検討を進めるとともに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。また、候補となり得る機材が開発され、型式証明の申請が行われた場合には、国による速やかな審査が求められる。

さらに、航空路開設まで一定の期間を要する中、小笠原諸島の特殊事情に鑑みれ

ば、それまでの間についても輸送手段の充実を図り、安定した村民生活を確保していくことが必要である。このため、現在対象とされていない急患搬送以外の緊急事態における村民輸送の実施のほか、自衛隊による訓練や硫黄島基地への定期便の余席の活用を検討していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の３点について要望を行う。

（１）都が進める調査・検討に対し、適切な指導・助言等の支援・協力を行うこと。

（２）航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

（３）航空路開設までの間、地元自治体が要請を行った場合について、自衛隊機による村民の輸送支援に関する特段の配慮を講じること。

・急患搬送以外の緊急事態においても村民輸送を実施すること

・自衛隊の訓練や硫黄島基地への自衛隊機の定期便の余席を利用した村民輸送を実施すること

参　考

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○　経　緯

・平成　３年 11 月	国の「第６次空港整備五箇年計画」において予定事業として採択
・平成　６年　３月	平成６年第１回都議会定例会において、「小笠原空港の早期建設促進に関する決議」
・平成　７年　２月	空港の位置を兄島に決定
・平成　８年 12 月	国の「第７次空港整備五箇年計画」において継続事業として採択
・平成 10 年　５月	空港の位置を時雨山周辺域に決定
・平成 13 年 11 月	時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決定
・平成 17 年 12 月	平成 17 年第４回都議会定例会において、「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期実現に関する決議」
・平成 18 年 11 月	振興開発計画に、「航空路について将来の開設を目指し検討」と明記
・平成 20 年　２月	都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
・平成 20 年 10 月	小笠原航空路協議会が「小笠原航空路ＰＩ評価委員会」を設置
・平成 21 年　６月	小笠原航空路ＰＩ実施計画書を策定
・平成 31 年　３月	小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土政策局長）が参加

２　離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【最重点】

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局・総務局・都市整備局）

（１）離島航空路線維持存続のための補助制度について、実態に即した算定方法に見直し、補助対象額を拡大するとともに、事業者の責めに帰さない収支悪化に対し、緊急的な補助金の増額を実施すること。
（２）東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。
（３）離島航空路線に就航する航空会社が、安定運航に必要な操縦士や整備士等を確保できるよう、対策を講じること。

＜現状・課題＞

離島航空路線は、離島住民にとって、住民生活の安定や暮らしを支える産業の発展のために不可欠なものである。しかし、すう勢的な島の人口や来島者数の減少、気象条件等による就航率の低迷等により、ほとんどの路線が不採算路線となっている。

加えて、かつてない円安や原油価格高騰などの影響により、海外製の機体に係る整備費用や燃油費が増大したことで、損失額が大幅に拡大するなど各航空会社は非常に厳しい経営を迫られている。このため、急激な整備費高騰等の影響により増大した航空会社の路線損失に対し、国と都で追加的に補助を実施して対応してきたが、これらの収益悪化の外的要因が現在も解消されない中、令和６年度及び令和７年度は国からの追加補助がなく、経営状況はより厳しいものとなっている。また、国が算定する標準損失額は、実績損失見込額と大きく乖離し、航空会社の実態を反映していない。

航空路線が撤退した場合、生活路線として利用している島民の暮らしに甚大な影響を及ぼすだけでなく、来島客の利便性も低下し島しょ産業の維持・発展に大きな打撃を与えることとなる。このため、引き続き国と都で協調して路線を維持していくことが求められる。

また、東京都内の離島と東京都心部とを直接航空路線で結ぶためには、羽田空港の発着枠の確保が必要不可欠である。

さらに、全国的に操縦士や整備士等が不足する状態が続いており、離島航空路線に就航する航空会社が、安定運航に必要な人員を確保することが難しくなっている。

＜具体的要求内容＞

（１）離島住民の生活に必要な旅客輸送路線を確実に維持存続させるため、以下の各補助制度の見直し・創設を行うこと。

○　地域公共交通確保維持改善事業補助制度の見直し

運航費補助については、国が算定する標準損失額を実態に即した算定方法に見直し、補助対象額を拡大することで支援強化を図るとともに、補助対象路線を拡大すること（都のヘリコミューター全路線への適用）。運航費補助及び離島住民運賃割引補助については、国の補助率の引上げや必要な財源を確保すること。

また、航空部品価格や原油価格の高騰など、航空会社の責めに帰さない収支悪化について、緊急的に補助金の増額を実施すること。

○　保安検査費補助制度の創設

国の指導により、航空会社はテロ対策やハイジャック防止等の保安検査を強化している。これに必要な金属探知器・Ｘ線検査装置等の購入及び同検査業務については、空港設置管理者である東京都が航空会社への一部補助を実施しているが、厳しい経営環境の中、航空会社の大きな負担となっている。航空会社が安定して離島航空路線を維持できるよう、国は、航空会社が負担しているこれら検査機器の購入及び検査費用について、補助を実施すること。

○　小離島航空路に就航する回転翼航空機の機体購入費補助制度の創設

飛行場の建設が困難である小離島においては、海象条件が悪化し定期航路が欠航した場合、離島間を結ぶヘリコミューター（回転翼航空機）が、唯一の交通手段となっているので、法令改正により機体購入費補助の対象枠を拡大して、回転翼航空機についても補助を実施すること。

（２）東京都内の離島航空路線の特殊性に鑑み、離島住民の日常生活を支える重要な生活路線である離島航空路線を確実に確保するとともに、東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。

（３）離島航空路に就航する航空会社が、安定運航に必要な操縦士や整備士等を確保できるよう対策を講じること。

３　島しょ港湾等の整備促進

（提案要求先　水産庁・国土交通省）
（都所管局　港湾局）

島民の生活や産業を支えるとともに、観光や賑(にぎ)わいづくりの拠点となるよう、島しょの港湾・漁港・空港整備に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

島しょの港湾等は、島と本土を結ぶ人や物の結節点であるばかりでなく、漁業、観光など島の基幹産業の振興や地域の賑(にぎ)わいの拠点としても非常に重要な機能を果たしている。

しかし、伊豆・小笠原諸島は、我が国でも特に厳しい気象・海象条件下にあり、定期船は大島等の一部を除くと就航率がいまだ低い水準にある。

また、島しょを訪れる観光客は横ばい傾向にあり、島が自立的に発展していくためには、島の玄関口となる「みなと」を観光や賑(にぎ)わいづくりの拠点として再生し、島全体の活性化につなげていく「みなとまちづくり」を進めていかなければならない。

さらに、東京の離島は、我が国の領海、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、自然環境保全等、国家的にも重要な役割を担っており、近年その重要性が増している。

このため、島しょの港湾・漁港・空港の整備を着実に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

特に、都営空港においては、滑走路端安全区域の整備を進めているところであり、島しょの急峻な地形に対応した大規模な盛土造成工事を実施するための財源確保が重要となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）島民生活や産業を支えるために不可欠な、港湾・漁港の岸壁、防波堤、空港の滑走路端安全区域等、補助対象となる施設については、整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。

　また、島しょの海上工事は季節風や台風による波浪等の影響により施工時期が限られることから、工期を適切に設定できるよう、引き続き、国庫債務負担行為に必要な財源を確保すること。

（２）交付金により整備中の施設は、いまだ就航率の低い港の防波堤や岸壁等、生活に密接に関連するものが多く、地元の要望も大きい。このため、事業が中断されることなく確実に実施できるよう、必要な財源を十分確保すること。

４　伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化

１　地震、津波、大雨に係る観測体制等の強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・文部科学省・国土地理院・気象庁・海上保安庁・防衛省）
（都所管局　総務局）

（１）住民等の避難に必要となる地震、津波、大雨に関する情報を、迅速かつ適切に提供するため、観測体制を強化すること。
（２）地震や津波の情報が観測された場合は、あらゆる手段を用いて、適時・適切に情報提供を行う体制を整備すること。
（３）全ての島しょ地域における地形データについて、航空レーザー測量を導入するなど、高精度化を進めること
（４）小笠原諸島において、甚大な被害をもたらす局地的大雨などの大気現象を、迅速かつ的確に捉え情報提供できるよう、気象レーダーを設置し、気象観測体制を強化すること。

＜現状・課題＞

島しょ地域に暮らす住民等の命を守るため、地震、津波、大雨に対する観測体制の強化や、最新の知見やデータに基づく被害のリスク評価、迅速かつ適切な情報提供体制の整備を行うことが極めて重要である。

短時間で到達する津波により、東京都の島しょ地域に甚大な被害を及ぼすと想定される南海トラフ地震は、今後 30 年以内の発生確率が 80%程度とされており、加えて、令和６年８月には「臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるとともに、国の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」の報告書では、時間差を置いて発生する地震等への対応の強化が位置付けられるなど、津波防災の推進は喫緊の課題である。

令和５年 10 月９日に発生した鳥島近海を震源とする地震に伴う津波では、八丈島や神津島では漁船等の転覆等の被害が発生した。この地震のマグニチュードは不明とされており、八丈島において津波が観測された後に、津波注意報が発表された。過去にも伊豆諸島で同様のケースが見られるなど、この海域には地震・津波観測の空白域が存在している。

津波による浸水想定を行う際、国土交通省による「津波浸水想定の設定の手引き」では、最も解像度が高い国土交通大臣等による航空レーザ測量の結果等を活用することが基本とされているが、航空レーザ測量による地形データがない島しょ地域の一部では、地形図の等高線を基にした高さの精度が低い基盤地図情報によるため、誤差が大きくなる恐れがある。

また、小笠原諸島は国内で唯一、気象レーダーの観測外の地域であるため雨量の予測値を算出できない。このため、気象庁は、雨量計による実況値に基づいて大雨警報や土砂災害警戒情報等の発表を判断しており、小笠原村では他地域と比べ、予報精度が低い状況にある。このまま予報精度が低い状況が継続すれば、気象警報や避難情報に対する信頼が失われ、発災時に適切な避難行動がとられないことが懸念される。

令和５年 10 月 18 日に発生した母島での記録的短時間大雨は、１時間雨量 125 ㎜、３時間雨量 223 ㎜と、いずれも母島での観測史上最大を記録した。同日午前 11 時 58 分に、大雨・洪水警報と土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当）の発表があったが、その時点で既に 10 分雨量 20 ㎜の激しい雨が降っており、発電所や集落内の浸水、道路の冠水などの被害が発生した。世界的な気候変動の影響もあり、台風や局所的な豪雨などのリスクが高まる中、精度の高い気象観測がより一層重要となっている。

今後、短期間の局所的な大雨の発生に備え、甚大な被害をもたらす大気現象を的確に捉え防災気象情報として発表し、小笠原村による迅速かつ的確な避難指示の発令判断や住民・観光客などの自主避難の判断を支援できるよう、気象観測体制の強化が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）住民等の避難に必要となる地震や津波の情報を、迅速かつ適切に提供するため、広大な観測の空白域となっている八丈島と父島の間の地震・潮位観測機器設置や伊豆諸島における潮位観測機器の充実など、地震・津波等の観測体制の強化を図ること。

（２）地震・津波等の観測体制の強化に加え、南海トラフ地震をはじめとする地震や津波の情報が観測された場合は、住民等の迅速な避難につながるよう、あらゆる手段を用いて、適時・適切に情報提供を行う体制を整備すること。

　また、引き続き、地震や津波に関する情報を適時・適切に自治体や関係機関に提供すること。

（３）全ての島しょ地域における地形データについて、航空レーザー測量を導入するなど、高精度化を進めること

（４）小笠原諸島へ気象レーダーを設置し、小笠原諸島においても、甚大な被害をもたらす局地的大雨などの大気現象を迅速かつ的確に捉え、防災気象情報として発表すること。

参　　考

○気象庁のレーダー配置図（令和７年７月現在）

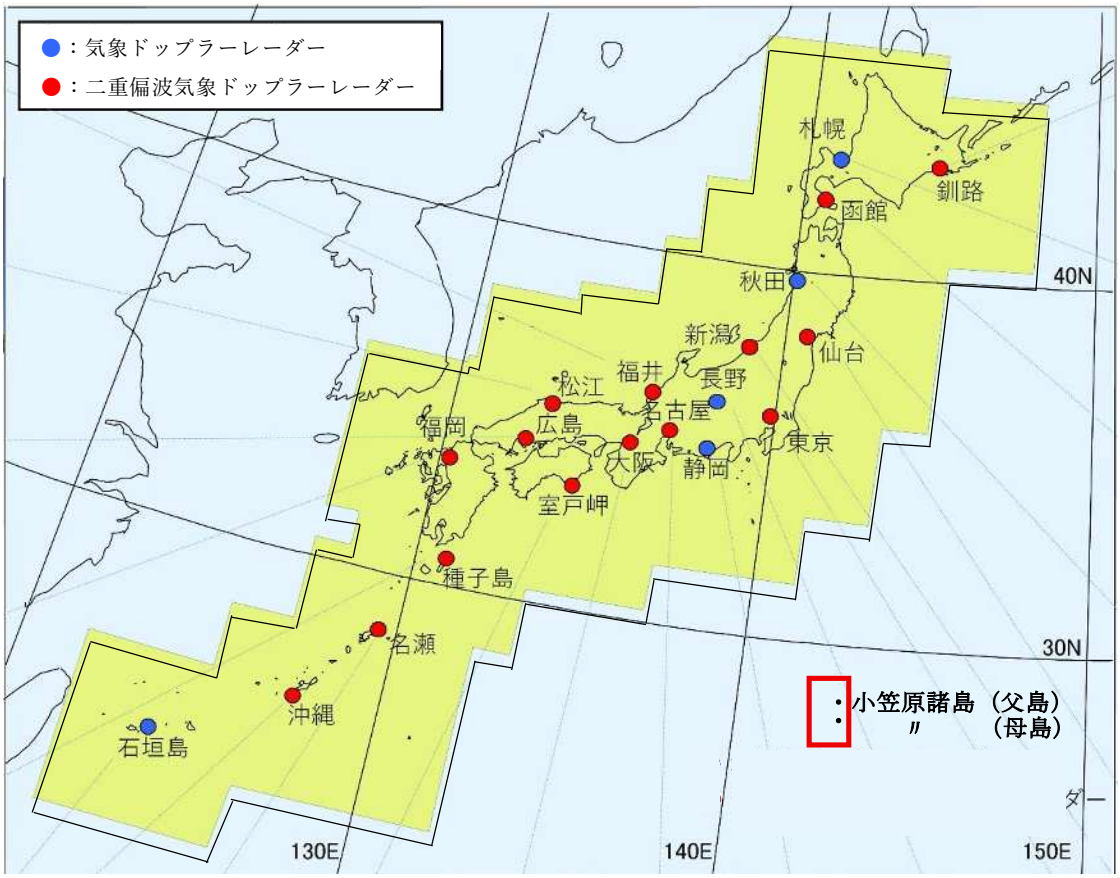

出典　気象庁ホームページより加工
注　枠内は気象レーダーの観測範囲

○土砂災害警戒情報の発表基準（小笠原諸島を除く）

小笠原諸島以外では、気象レーダーによる２時間後予測値による土壌雨量指数及び 60 分間積算雨量が、土砂災害警戒情報判断基準に達した場合、土砂災害警戒情報が発表される。

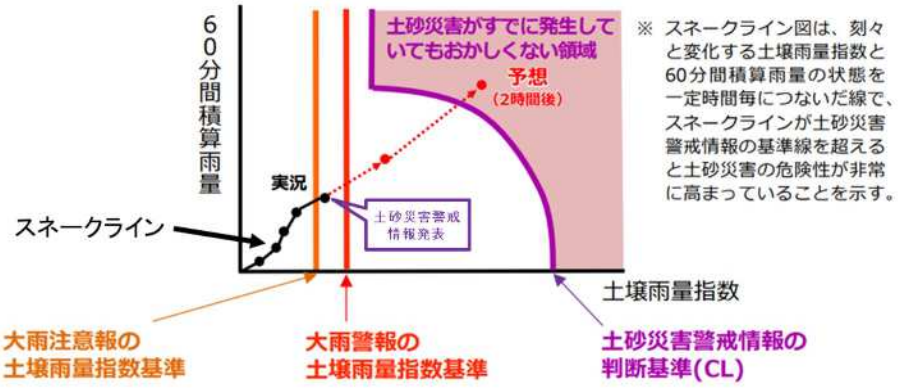

出典　気象庁ホームページより引用、一部加筆

○土砂災害警戒情報の発表基準（小笠原諸島）

小笠原諸島では、気象レーダーによる２時間後予測値が得られないことから実況値が土砂災害警戒情報判断基準に達した場合、土砂災害警戒情報が発表される。

なお、小笠原諸島の土砂災害警戒判断基準等は、避難に要する時間を考慮して設定されているが、短時間の局所的な大雨に際しては、避難に要する時間が残されない可能性がある。

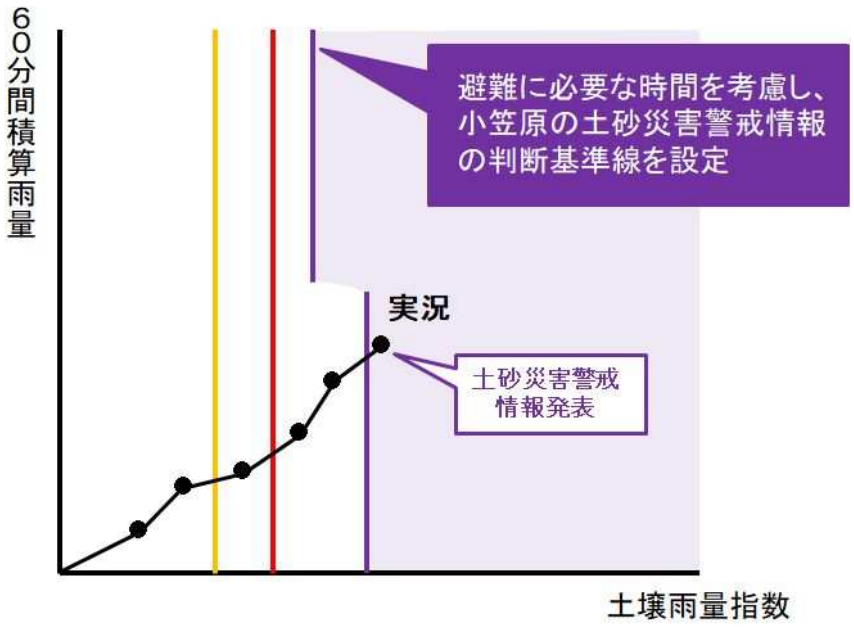

○降水捕捉率の年間比較（令和６年）

令和６年の降水捕捉率（実況が「降水あり」となった場合だけを取り出して、そのうち予報も「降水あり」だった割合。）は、全国平均が 82.2%に対し小笠原村は 57.1%で、大きな乖離が見られる。

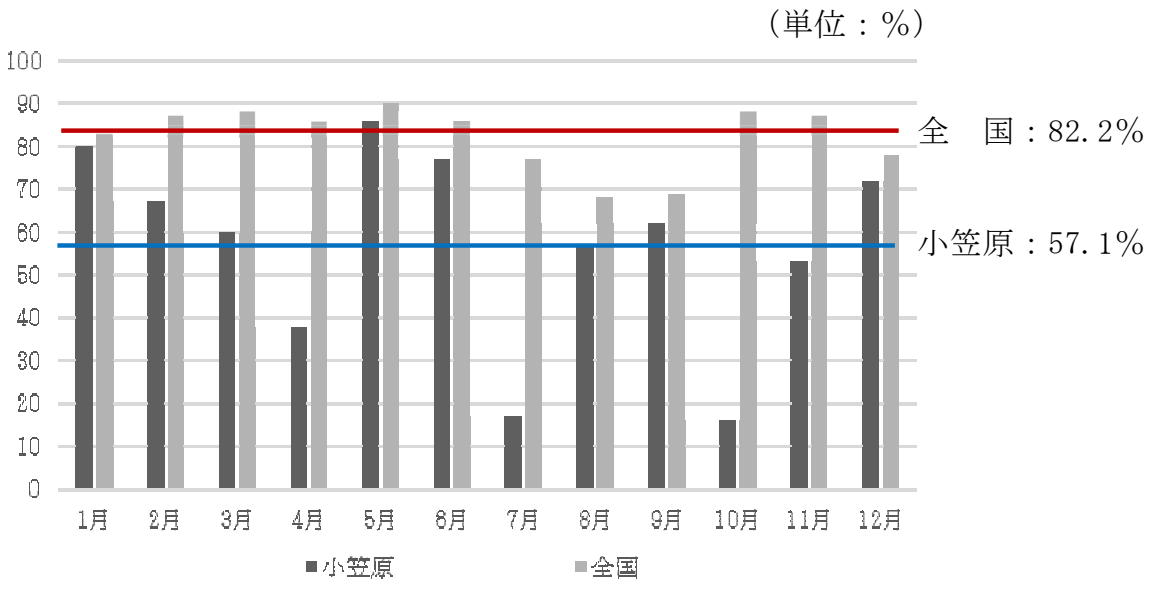

出典　気象庁公表情報を加工

注：「今日（５時-24 時）」（午前５時発表）の降水予報に基づく

２　伊豆諸島における地震・火山観測体制の強化

（提案要求先　文部科学省・国土地理院・気象庁）
（都所管局　総務局）

（１）群発地震の原因とされるマグマ活動を海域において観測・調査研究する体制を強化すること。
（２）伊豆諸島の火山に対する観測・調査研究体制を計画的に整備・強化すること。

＜現状・課題＞

伊豆諸島では、昭和 58 年の三宅島噴火の溶岩流による阿古地区の埋没、昭和 61 年の伊豆大島の外輪山での割れ目噴火による全島民島外避難、平成 12 年三宅島における群発地震の発生とその後の山頂部での大規模噴火による全島民島外避難や二酸化硫黄の大量放出による避難の長期化など、過去に度々火山災害を経験している。

このため、火山と共に暮らしていかなければならない伊豆諸島の住民が安心して島で生活していくためには、火山・地震活動のメカニズムを可能な限り解明しなければならず、それゆえ継続的な火山活動の観測・調査研究が必要である。

気象庁は、火山活動の監視、噴火警報・予報の発表等の専門機関であり、伊豆諸島においても、その役割を果たすことが期待されるが、観測体制が不十分な島もある。

＜具体的要求内容＞

（１）伊豆諸島（伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ケ島）周辺の海域における海底地震計による探査や常時地震観測など、群発地震の原因とされるマグマ活動を観測・調査研究する体制について、事務所の設置を含め、強化すること。
（２）伊豆諸島の火山に対する観測・調査研究体制について、事務所の設置を含め、計画的に整備・強化すること。

参　考

１　地震観測体制の必要性

海底地震計のデータは、海域の震源決定精度に大きく貢献できるものであり、これによって得られた詳細な震源分布は、この地域の地下で起きていたマグマの移動を時間的・空間的にもっとも分解能よく求めることができるものである。また、三宅島の噴火活動や周辺の地殻変動データと比較することによって、地下のマグマの挙動を知る大きな手がかりになると考えられる。

（地学雑誌 2001VOL110(2)「地震活動から見た三宅島 2000　年噴火時のマグマの移動」より一部抜粋）

２　別紙「火山観測機器の整備状況」参照

火山観測機器の整備状況

（令和７年４月現在）

島 名	都	気象庁	東京大学 地震研究所	防災科学技術 研究所	国土地理院	他の国の機関	町又は村
伊豆大島		・地震計 4 ・地震計(検知網) 1 ・震度計 1 ・傾斜計 3 ・GNSS 3 ・空振計 4 ・光波測距計 2 （器械点・反射点） ・監視カメラ 3 ・体積ひずみ計 1	・地震計 26 ・傾斜計 3 ・全磁力計 10 ・GNSS 12 ・電磁気観測 5 ・地中温度計 2 ・CO2 土壌ガス 1 ・磁力計 2	・地震計 6 ・傾斜計 4 ・地磁気計 3 ・歪計 1 ・温度計 4 ・雨量計 4 ・気圧計 4	・GNSS 4	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施	・震度計 1
利 島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計（検知網） 1			・GNSS 1		
新 島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 2 ・地震計（検知網） 2 ・空振計 1 ・GNSS 1 ・傾斜計 1 ・監視カメラ 1		・地震計 2	・GNSS 1		・震度計 1
式根島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計（検知網） 1			・GNSS 1		
神津島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 2 ・地震計（検知網） 1 ・空振計 1 ・傾斜計 1 ・GNSS 1 ・監視カメラ 1 ・地磁気 1	・地震計 1	・地震計 3 ・傾斜計 2 ・歪計 1	・GNSS 2		
三宅島	・地震計 4 ・震度計 1 ・傾斜計 2 ・水位・水温計 3	・地震計 4 ・地震計（検知網） 1 ・空振計 4 ・傾斜計 2 ・GNSS 5 ・震度計 1 ・監視カメラ 4 ・全磁力計 3		・地震計 6 ・傾斜計 5 ・GNSS 4 ・雨量計 2 ・気圧計 2 ・磁力計 2	・GNSS 4		・震度計 1
御蔵島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計（検知網） 1			・GNSS 1		
八丈島	・地震計 5 ・震度計 1 ・傾斜計 1	・地震計 2 ・地震計（検知網） 3 ・震度計 1 ・傾斜計 2 ・GNSS 1 ・監視カメラ 1 ・空振計 1		・地震計 3	・GNSS 1		・震度計 1
青ヶ島	・地震計 4 ・震度計 1 ・地熱計 3	・地震計 2 ・地震計(検知網) 1 ・傾斜計 1 ・空振計 1 ・GNSS 1 ・監視カメラ 2		・地震計 1	・GNSS 1		

（注）１ 数字は設置機器数

２ 火山観測機器及び地震観測機器を区別せず掲載

３ 臨時に設置した観測機器を除く。

４ 気象庁の「地震計（検知網）」（津波地震早期検知網）は、地震計と震度計の機能を備えている。

５ 式根島に設置している地震計（検知網）は、新島の地震観測と式根島の震度観測を行っているため、新島及び式根島それぞれに計上

３　伊豆諸島における観測等の確保

（提案要求先　気象庁）
（都所管局　総務局）

大島、三宅島、八丈島の各測候所が担ってきた観測及び的確な情報提供等の機能を確保すること。

＜現状・課題＞

平成 18 年６月の閣議決定「国の行政機関の定員の純減について」に基づき、大島、三宅島、八丈島の各測候所は、平成 21 年 10 月１日に廃止となった。

各測候所が島内の自治体等に行ってきた気象情報連絡会は、平成 21 年 10 月以降、気象庁予報部予報課と東京管区気象台がその業務を引き継いでいるが、島の特性に応じたきめ細かな情報提供や助言が十分に行われていない。

大島と三宅島には気象庁の火山防災連絡事務所が設置され、火山観測・火山活動解説・火山観測機器点検保守業務を行っているが、火山に関する業務のみであり、気象情報等については、対応していない。

伊豆諸島は、離島という地域特性を有することから、測候所の存在は島しょ町村住民にとって防災体制の要として認識されてきた。島民の安心・安全のために、各測候所が担ってきた観測及び的確な情報提供等の機能の代替を確保することが求められている。

＜具体的要求内容＞

地震、火山、津波、台風等自然災害について、大島、三宅島、八丈島の各測候所が行ってきた観測及び島しょ町村等に対する的確な情報提供等の機能を確保すること。

（１）島しょ町村に定期的な現地調査を行い、現状把握を行うこと。

（２）島しょ町村との意見交換を通じ、適切な助言を行うこと。

参　考

○　国の行政機関の定員の純減について（抜粋）
（平成 18 年６月 30 日付閣議決定）

１　国の行政機関の定員の５年５％以上の純減

国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの５年間で５％以上の純減を行う。

２　重点事項別の取組等

上記１の純減を実施するため、次のとおり取り組む。事項別の業務見直し等の内容は、別紙のとおりとする。

（１）次の重点事項については、業務見直し及び定員管理により、次のそれぞれの目標数以上の純減を行う。

⑬　気象庁関係

定員 5,958 人について、定員管理による純減のほか、業務見直しにより 192 人を純減する。

【別紙抜粋】

重点事項名	業務見直し等の内容
気象庁関係	①　気象庁 5,958 人について、定員管理による純減のほか、次のとおり、業務見直しにより 192 人の定員を純減する。 －気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることにより 174 人を純減 －解説業務の遠隔化及び観測業務の可能な限りの自動化を実施することにより測候所を原則廃止し、18 人を純減 ②　以上のほか、機械化・自動化の進展等を反映した予報・観測業務の一層の効率化について、毎年度の厳格な定員管理の枠組みの中で厳しくチェックを行い、更なる定員の純減数の確保に取り組む。 ③　今後、気象大学校において地方気象台の中核的な要員を育成するシステムについて、中立的な立場から評価を実施し、結果を公表する。

○　今年度の測候所の機械化・無人化について（抜粋）
（平成 21 年６月５日付東京管区気象台）

１　（略）

２　特別地域気象観測所への移行日

大島測候所、三宅島測候所、八丈島測候所、軽井沢測候所は、平成 21 年 10 月１日に無人化（特別地域気象観測所への移行）を実施します。

５　島しょ港湾等の防災対策の推進【最重点】

（提案要求先　水産庁・国土交通省）
（都所管局　港湾局）

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

南海トラフ等による巨大地震発生時には、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、気候変動の影響を考慮し、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を令和７年３月に改定し、これまでの台風等の異常気象時における高波などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備及び維持保全も進めていかなければならない。

また、停電・通信障害が発生しない島しょ地域を実現させるため、島の玄関口として定期船が発着する港等の無電柱化を進めていくこととしている。

このため、これまでにも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
（２）火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
（３）台風の襲来や低気圧の通過に伴う高波などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備及び維持保全に必要な財源を確保すること。
（４）無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

6　伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

（提案要求先　水産庁・海上保安庁・防衛省）
（都所管局　産業労働局・総務局）

（１）中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。

（２）中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

＜現状・課題＞

東京都には伊豆諸島、小笠原諸島に至る日本の約４割を占める広大な排他的経済水域があり、基幹産業として漁業が営まれ、島しょ地域の経済を支えている。

この伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に、平成 26 年９月から平成 27 年１月までにかけて、多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業が行われた。

また、平成 27 年３月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で調査し、中国漁船の漁網が海底に残存しているなど、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響を確認した。

さらに、平成 31 年２月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生した。

都は、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を定期的に実施している。

国においては、海上保安庁や水産庁による取締りが行なわれており、令和３年３月には新巡視船「みかづき」の配備により小笠原周辺域での警備体制の強化が図られた。

こうした対策の効果もあり、現在、中国漁船の違法操業は確認されていないが、今後も、違法操業への懸念は払しょくされていないことから、引き続き以下のとおり要求する。

＜具体的要求内容＞

（１）貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するためにあらゆる必要な対策を、引き続き実施すること。

特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な対策を講じること。

（２）中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き行うこと。

7　伊豆・小笠原諸島周辺海域における安心・安全な漁業・遊漁活動支援

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　産業労働局）

（１）船舶自動識別装置（以下、「ＡＩＳ」という。）を活用した航行支援システムの空白域の解消を図ること

（２）自治体等でＡＩＳ受信設備を設置する費用の助成制度を設けること

＜現状・課題＞

海上保安庁が運用するＡＩＳによる航行支援システムは、沿岸陸上部に送受信設備を整備することで、ＡＩＳ搭載船舶の船名、位置、速力等の情報をリアルタイムに把握するとともに、海難情報や気象海象情報等を提供すること等により、海難事故の未然防止を図るものである。

これまで、ＡＩＳの船舶への搭載は、500 総トン以上の全ての船舶や、国際航海に従事する全ての旅行船などに限られてきた。しかし、令和４年に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、令和６年から搭載船舶の範囲が拡大されたことに伴い、都に所属する遊漁船についても、搭載の検討を始めている。

また、伊豆・小笠原諸島周辺海域は、気象海象条件が厳しい海域である。漁船の遭難事故が再三発生していることや、漁場の遠方化、気象の不安定化等による事故リスクが高まっていることから、当該海域の漁業者からも漁船へのＡＩＳ搭載を希望する声が上がっている。

しかし、ＡＩＳによる航行支援システムのカバーエリアは、本土沿岸及び沖縄諸島に限られ、伊豆・小笠原諸島周辺海域は対象となっておらず、船舶の状況をリアルタイムに把握できないことが問題になっている。

外洋域である伊豆・小笠原諸島周辺海域における船舶の事故では、船舶の位置等を正確に把握できない等、初動対応の遅れは事故の重大化や捜索の長期化につながる。

伊豆諸島周辺海域は、東京都のほか千葉県、神奈川県、静岡県の漁船や遊漁船、プレジャーボートも入り会っているほか、特に伊豆諸島には海上保安庁の機関も設置されていないことからも、国の責務の下、早急に安心・安全な体制を構築していくことが肝要である。

ついては、以下の要望を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）海上保安庁が運用するＡＩＳを活用した航行支援システムについて、受信設備等の拡充を行い、伊豆・小笠原諸島周辺海域を早期にカバーエリアとすること。

（２）各自治体が、その自治体に所属する漁船や遊漁船の安心・安全な活動を確保することを目的として、漁業指導無線局等にＡＩＳ受信設備の設置を行う場合、整備にかかる経費の助成制度を設けること。

８　小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進

（提案要求先　文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局）

世界自然遺産を将来にわたって保全していくため、外来種対策など、国は自らの取組を強化するとともに、都、村の取組に対して財政支援などを積極的に行うこと。

＜現状・課題＞

小笠原諸島は、平成 23 年６月に世界自然遺産に登録された。世界遺産は人類共通の財産であり、未来の世代に引き継ぐために確実に守らなければならない。それは、世界遺産条約締約国である日本の責任である。

そこで、世界自然遺産の適正な保全管理を推進するに当たっては、国が、主体的に取り組む必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、小笠原諸島の世界自然遺産の保全管理について、「世界自然遺産　小笠原諸島管理計画」に基づき、今後とも着実に外来種対策などに取り組むこと。特に、緊急の課題である兄島のグリーンアノール対策については、機動的な緊急対策を進めるとともに、根絶に向けて十分な財政措置を講じ、的確な取組を行うこと。

（２）国は、新たな外来種の侵入拡散防止に積極的に取り組むなど、世界遺産委員会の勧告に適切に対応すること。

（３）国は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、ムニンノボタンなど絶滅に瀕する固有の希少動植物の保護増殖事業への取組を拡充すること。

（４）喫緊の課題であるオガサワラカワラヒワについて、国は、自らが定めた「オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画」に基づき外来種対策などの取組を迅速に拡充するとともに、都や村が行う事業について十分な財政措置を講じること。

（５）ノヤギの駆除を含む植生回復等都や村が行う事業については、引き続き財政措置を講じること。

９　海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全

（提案要求先　内閣官房・内閣府・総務省・外務省・水産庁・国土交通省・気象庁・環境省）
（都所管局　総務局）

我が国の排他的経済水域等の根拠となる沖ノ鳥島や南鳥島をはじめとする国境離島の維持・保全、尖閣諸島の戦略的な活用により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

＜現状・課題＞

我が国は世界第６位となる広大な領海・排他的経済水域や大陸棚を有する。豊富な水産資源や多様なエネルギー・鉱物資源を有する海洋は、我が国の活力や富の源であり、生じる利益は、都民はもとより、全ての国民に及ぶ。国は、平成 27 年６月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を改正したが、排他的経済水域等の権益を確保し、海洋国家としての我が国の地位を堅持するためには、いわゆる国境離島が極めて重要な役割を担っており、その重要性について、今後も普及・啓発を行い、理解を深めるとともに、周辺海域の警備体制強化も含めて、島々を適切に維持・保全していくことが必要である。

伊豆諸島や小笠原諸島を所管する都は、沖ノ鳥島等の国境離島の利活用を図るなどにより、我が国のおよそ４割を占める排他的経済水域や大陸棚の保全に資する取組を推し進めてきた。

沖ノ鳥島については、国として老朽化した観測拠点施設の更新や観測所基盤の船着き場の災害復旧を令和２年度に完了させるなど、島の適切な保全に取り組んでいるところであるが、沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域内において、中国海洋調査船が我が国の事前の同意なく活動を行っており、引き続き、監視警戒の徹底が必要である。

尖閣諸島も、排他的経済水域等の権益確保を図る上で極めて重要な国境離島である。平成 24 年、都はこの島々を公有化して所有を安定させた上で、その活用を図ろうとし、これに賛同する約 10 万４千の方々から 14 億円を超える寄附金が寄せられた。その後、島々は国の所有となり、その活用は国において行われるべきものであることから、都は、寄せられた志を国による島々の活用に資する取組のための資金として託せるよう、平成 25 年３月に尖閣諸島活用基金を設置した。

都は、平成 24 年９月に洋上から現地調査を行い、自然環境の保全や地元自治体が強く要望する漁業者のための施設等の設置などの必要性を確認した。

平成 24 年以降、中国公船は接続水域への入域や領海侵入を繰り返しており、令和７年には、接続水域で中国公船の航行が確認された日数が過去最多の 357 日となるなど、その動きは活発化している。国は、多くの方々の貴重な志を受け止め、尖閣諸島の早期活用を図る必要がある。

さらには、その他の国境離島についてもその維持・保全に万全の備えを講じることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国境離島に関する維持・保全策の推進

① 国境離島の維持・保全の観点から、国と都において、沖ノ鳥島・南鳥島等に関する緊密な情報共有を行うとともに、ネットワークを構築するなどの連携・協力を行うこと。

② 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、沖ノ鳥島や南鳥島をはじめとする国境離島について、効果的な低潮線の保全措置の検討のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設の整備を加速させるとともに自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。

③ 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。

④ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。

特に、令和８年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」について延長するとともに、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

（２）尖閣諸島の戦略的活用の実施

① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といった地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図ること。

② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。

③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。

参　　考

【日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）及び延長大陸棚】

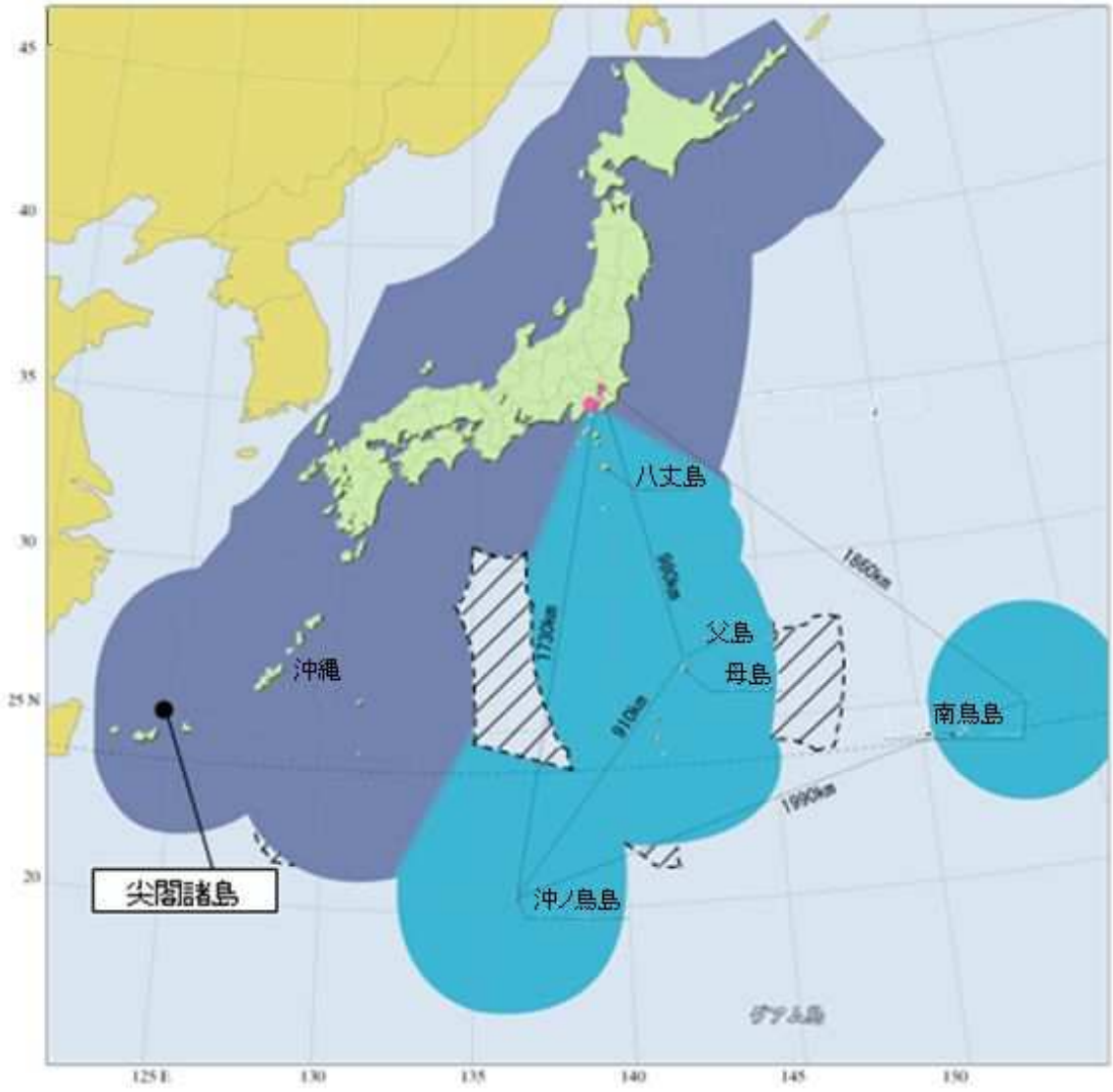

● 東京都に接する排他的経済水域
● 上記以外の日本の排他的経済水域
▨ 日本の延長大陸棚（平成 24 年４月大陸棚限界委員会勧告分）

分野横断的な政策

26 構造改革

1　真の分権型社会の実現

1　地方分権改革の推進

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　政策企画局・総務局・財務局・主税局）

（1）「2050 東京戦略」の実現に向けて改革を推し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
（2）地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
（3）権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

＜現状・課題＞

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成 26 年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

＜具体的要求内容＞

（1）すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現に向けて、前例にとらわれることなく、時代の先を見据えた取組を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

　また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

（2）「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

　提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生の未然

防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。あわせて、過去に実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

（３）権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲し、地方の権限等の拡充を図ること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

参　　考

○三次にわたる一括法（第一次から第三次地方分権一括法まで）の附則の規定における記述（抜粋）

国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第四次地方分権一括法の附帯決議（抜粋）

今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。

また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

２　東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の不合理な措置の阻止及び地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進【最重点】

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・政策企画局・主税局）

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しを行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けた検証を行うこと。

＜現状・課題＞

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で６対４であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は４対６と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転しており、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充が必要である。

これまで国は、こうした根本的な状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

そうした中、令和８年度与党税制改正大綱（令和７年 12 月 19 日）では、「都市・地方の財政力格差が拡大している」として、税源の偏在を是正する追加的な措置について、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得ると明記された。加えて、特別区の固定資産税にも必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得ると明記された。

しかしながら、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。加えて、固定資産税については、所在自治体で課税する市町村税であるにもかかわらず所在地以外の自治体への配分を議論することは、応益性の原則に反し、地方税制の根幹を否定するものである。

もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。こうした点から、東京を狙い撃ちにした措置は不合理なものであり、都としては容認できない。

さらには、国・地方ともに税収が増加を続ける中、現行の地方交付税制度は、

地方自治体の税収が増加した場合も、税収増の75%が地方交付税と相殺され、新たな財源として活用できるのは僅か25%分のみとなるなど、地方の増収努力のインセンティブを阻害する仕組みとなっている。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体間で限られたパイを奪い合う内向きの議論ではなく、どのようにパイを拡大するかという観点の下、地方が時代の変化に合わせて多様なニーズに対応し、独自の取組を積極的に行えるよう、地方交付税制度を含めた地方税財政制度全体の在り方の検証を行うべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しは、地方分権に反するものであり、行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けた検証を行うこと。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。

３　地方分権に資する国庫補助負担金改革の実現

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・政策企画局）

（１）国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
（２）国庫補助負担金改革を地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

＜現状・課題＞

地方分権改革の推進に当たっては、地方の自由裁量を拡大し、国庫補助金など国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税を拡充する方向で検討をすべきである。このためには、まず、国と地方の役割を見直した上で、国の関与の必要のない事務に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、権限の移譲と併せて必要な財源が確実に措置されなければならない。

国庫補助負担金改革を真の地方分権に資するものとするため、地方の取組をその実情を踏まえないまま一律に評価すべきではなく、制度設計等に当たっては、国は地方と十分に議論を尽くすべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
（２）国庫補助負担金改革を真の地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

４　国直轄事業負担金の更なる改革

（提案要求先　総務省・財務省・国土交通省）
（都所管局　政策企画局・財務局・建設局・港湾局）

（１）計画段階から地方自治体の意見を十分反映できる事前協議を法制化すること。
（２）地方分権の観点から、国直轄事業の範囲について見直しを行い、地方が担うことができる事業は財源とともに地方へ移管すること。
（３）地方自治体に負担金を返還する仕組みの構築を検討すること。

＜現状・課題＞

都は建設に関する負担金については、適切なものは負担していく用意がある。しかし、直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担に応じた国直轄事業の範囲の見直しや事前協議の法制化、返還の仕組みの検討などが実現していない状況である。

＜具体的要求内容＞

（１）事業の検討に当たっては、計画段階から地方自治体の意見を十分反映できるよう協議を行う仕組みを担保するために、事前協議の法制化を行うこと。
（２）地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべきものに限定し、地方が担うことができる事業については財源とともに地方へ移管すること。
（３）国庫補助金においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき国に返還する仕組みがある。こうした仕組みを参考に、直轄事業負担金を財源とする国の直轄事業においても国に不適切な支出等があった場合には、負担した地方自治体に返還する仕組みを検討すること。

５　日本全体の持続可能な発展を担う人材育成のための東京 23 区の大学定員規制の撤廃【最重点】

（提案要求先　内閣官房・文部科学省）
（都所管局　政策企画局）

東京 23 区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京 23 区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針とも一致せず、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

＜現状・課題＞

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年５月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課す不合理なものである。学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

都が令和７年度に実施した調査では、23 区内の 41 の大学が規制の影響を受けたと回答している。具体的には「ＩＴ・デジタル分野など成長分野の新学部設置を断念した」、「新たなカリキュラム編成に必要な教員採用・設備投資が困難になっている」など、多くの大学から規制が妨げになって長期的な大学改革や将来構想を描きづらくなっているとの指摘がなされている。

本規制は、地方から東京への学生の流出を抑制し、地方の大学への進学率を上げるために導入されたものである。しかし、規制が導入された後も、地方の大学へ進学する学生の割合に変化はなく、西日本のほとんどの県では、都内大学へ進学する学生の割合は１割未満にとどまっている。また、地方の自県就職率も低下傾向という事実からも、規制の効果がないことは明らかである。

地域の大学の振興や、若者の就学・就職を促進するためには、地域の大学や産業、就職環境の魅力を高める取組を進めることこそがあるべき対応である。本来的な取組によらず、東京 23 区の大学の定員増を規制しても法律の目的は達成できない。

そもそも、若者が自己実現に向けて地域を超えて学び、挑戦することは、本人の可能性を広げるとともに、将来の地域社会への貢献にもつながり得るものである。こうした機会は、規制されるものではなく、むしろ積極的に確保されるべきである。現に、進学を希望する高校生からは、「進学先の選択肢が狭まる」「どこの大学で学ぶかは学生自身が決めるべき」といった、規制を懸念する声が多く寄せられている。また、「新しい学部をつくり、時代に即した人材育成ができる環境

にすべき」との意見もあり、規制が社会の変化に対応した学びや人材育成の妨げとなることへの懸念も示されている。

世界では、先端分野の人材育成のため、大学改革を進めている。世界の潮流にもそぐわないパイの切り分けに終始する内向きの政策を続けていては、熾烈（しれつ）な国際競争を勝ち抜くことはできない。

国においても、「強い経済」を実現するための成長戦略の課題として「人材育成」を掲げ、理工系人材の抜本的拡大の必要性を指摘している。この戦略の実現のためにも、23 区の大学も含め、日本全体で総力を挙げて人材育成に取り組むことこそが重要である。

こうした事実や当事者の声を十分に踏まえ、本規制を早期かつ確実に撤廃することを要望する。

＜具体的要求内容＞

東京 23 区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京 23 区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針とも一致せず、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

６　国庫補助金等に係る超過負担の解消【最重点】

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　財務局）

国庫補助金等について、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

＜現状・課題＞

国と地方の適正な財政秩序を確立するためには、経費の負担区分を明確化し、適正な財源措置が行われることが必要である。

こうした観点から、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 18 条では、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」と規定している。

一方、現在、道路、港湾、公営住宅、上下水道などの社会資本ストックの維持・更新や都市強靭化などに対する経費は上昇傾向にあり、地方財政における課題となっている。ナショナルミニマムの維持や日本経済全体の活性化を図るため、国と地方が連携して投資を進めていく必要がある。

しかし、都においては、国の補助金等の配分額が必要額に対して大きく不足しており、超過負担が生じている。令和７年度は、警察費や教育費など複数の経費で国庫補助金等の不足が生じており、適正な経費負担となっていない。

＜具体的要求内容＞

国庫補助金等について、地方の実態を十分に踏まえた上で、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

２　首都移転の白紙撤回

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　政策企画局）

首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

＜現状・課題＞

東京一極集中の是正などを目的に進められてきた首都移転は、少子高齢化の進展や急激な人口減少に加え、最先端技術の発達や通信インフラの高度化などの社会経済情勢が大きく変化する中、もはやその論拠も意義も完全に失っている。

しかしながら、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだ国会等の移転に関する決議と法律が残置されている。

我が国の、国と地方の債務残高は1,300兆円を超えており、更に莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白である。

今なすべきことは首都移転ではなく、首都圏のポテンシャルを引き出し、その活力や国際競争力を高め、更に発展させることである。

そのためには、三環状道路等の整備、羽田空港や東京港の機能強化などを推進し、首都圏の成長につながる具体的施策を講じていかなければならない。

＜具体的要求内容＞

国全体の利益のため、政府としても首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

３　都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

（提案要求先　総務省）
（都所管局　総務局・財務局）

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

＜現状・課題＞

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が賦課・徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に影響を及ぼしている。

＜具体的要求内容＞

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参　　考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合に相当する額
21 年度	759 億円	418 億円
22 年度	228 億円	125 億円
23 年度	211 億円	116 億円
24 年度	216 億円	119 億円
25 年度	163 億円	90 億円
26 年度	162 億円	89 億円
27 年度	184 億円	101 億円
28 年度	122 億円	67 億円
29 年度	227 億円	125 億円
30 年度	151 億円	83 億円
元年度	164 億円	90 億円
２年度	245 億円	135 億円
３年度	86 億円	47 億円
４年度	143 億円	79 億円
５年度	281 億円	155 億円
６年度	237 億円	130 億円
７年度見込み	205 億円	115 億円

※　特別区の配分割合：12～18 年度…52％、19～元年度…55％
　　令和２～６年度…55.1％、令和７年度以降…56％

４　社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　財務局）

（１）社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。

（２）国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。

（３）具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。

（４）地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

加えて、令和８年２月、政府の下で設置された「社会保障国民会議」においては、消費税の負担軽減と社会保障の一体的見直しに関する議論が進められている。こうした動きを含め、今後、地方財政に影響を及ぼし得る制度の創設や見直しを行う場合、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。

（２）国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。

自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。

（３）具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。

（４）地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

５　財政上の不合理な措置の是正

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　財務局・主税局）

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

＜現状・課題＞

（１）地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。

（２）大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

＜具体的要求内容＞

（１）地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。

① 地方揮発油譲与税の譲与制限

② 特別法人事業譲与税の譲与制限

③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置

（２）大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補塡すること。

参　考

（１）財源調整

①　財源調整の内容

地方揮発油譲与税 （地方道路譲与税）	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の２／10、又は②交付団体方式で算定した額の２／３、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額（特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額）の 75／100（財源超過額を上限）が控除されている。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の７／10 が控除されている。
その他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成 21 年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成 21 年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

②　財源調整額の推移

（単位：億円）

区　分	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
地方揮発油譲与税	35	35	35	33	29
地方道路譲与税	0	—	—	—	—
特別法人事業譲与税	1,809	1,816	2,077	2,382	2,266
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1	1	1	1	1
その他	17	15	18	11	12
合　計	1,862	1,868	2,131	2,427	2,307

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和６年度までは決算ベース、令和７年度及び令和８年度は当初予算ベース。

6　地方法人課税の分割基準の適正化

（提案要求先　総務省）
（都所管局　主税局）

（１）大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。

（２）地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

＜現状・課題＞

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

＜具体的要求内容＞

（１）法人事業税の分割基準を、従業者数など、法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。

（２）地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿をゆがめる不合理な改正は行わないこと。

参　考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区　分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金１億円 以上の法人 本社従業者数 は１／２	→	資本金１億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の１ ／２措置を廃止	従業者数 資本金１億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	１／２を事務所数、 １／２を従業者数	→	資本金１億円 以上の法人 本社従業者数は １／２	→	同上	１／２を事務所数、 １／２を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	１／２を事務所数、 １／２を従業者数	同上	１／２を事務所数、 １／２を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	１／２を事務所数、 １／２を従業者数 本社従業者数の １／２措置を廃止	１／２を事務所数、 １／２を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

（単位：億円）

年　度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
減収額	1,859	1,731	1,856	2,022	1,826	2,216	2,442	2,438	2,948	3,083	3,054

(注)令和７年度は補正後予算ベース、令和８年度は当初予算ベース。

7　「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し【最重点】

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
（２）「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

＜現状・課題＞

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、２千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている。そもそも返礼品は、所得税法第 78 条第２項第１号における「特別の利益」に当たり、返礼品相当額は寄附金控除の対象外となるとの指摘もある。

それにもかかわらず、返礼品相当額も含めた寄附金全額が控除対象であり、いわば官製通販ともいえる現在の「ふるさと納税」は、見返りを求めないという寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の５割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額２千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補塡されるが、地方交付税による減収補塡を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき

税収減の全額が転嫁されている問題もある。

国も制度自体に問題があることを認識していることから、これまで指定基準等の見直しを繰り返しており、令和８年度税制改正においても、特例控除額について上限を新たに設定する等の見直しを行っているが、特例控除額の上限設定は給与収入１億円以上という一部の限られた高所得者を対象としたものである。

さらに、近年は返礼品競争の過熱化を背景として、地方自治体や事業者が指定基準違反をすることにより、指定取消となる地方自治体が増加している。国は返礼品の膨大な件数を理由に返礼品の事前確認を一部省略する一方で、指定基準を遵守するために地方自治体に対しては管理体制の強化を求めるなど、対応に一貫性が見られない。

このように、「ふるさと納税」は、場当たり的な制度の見直しが行われているものの、制度の本質的な問題点が解消されていない状況である。

＜具体的要求内容＞

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、自己負担額下限の引上げ、特例控除額の上限の更なる引下げなどを早期に実現すること。

（２）マイナンバーカードの普及率が８割を超えるとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることに鑑み、「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参　考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	８４３，９６８	８７，２８８	３４，９０６	５２，３８２
令和２年度	８６４，５０９	８８，９３６	３５，５６５	５３，３７１
令和３年度	１，１５２，３８０	１１２，５１６	４５，００２	６７，５１４
令和４年度	１，４７１，２５１	１４４，６２０	５７，３３２	８７，２８８
令和５年度	１，６９９，３６７	１６７，８９６	６７，８３４	１００，０６２
令和６年度	１，８６３，１７２	１８７，９０３	７６，０４０	１１１，８６４
令和７年度	２，００１，０７９	２１６，０８３	８６，２２７	１２９，８５５

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和７年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成 21 年度）からの累計の控除額は、１，１５９，２５５百万円（うち都民税分は４６４，３８３百万円、区市町村民税分は６９４，８７２百万円）である。

８　地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止

（提案要求先　内閣官房・内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　主税局・政策企画局・財務局）

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

＜現状・課題＞

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し、内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約９割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、令和７年度税制改正において、税の軽減効果を維持した上で、適用期限を令和 10 年３月末まで３年延長することとされた。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるものであることに加え、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。

また、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を特別区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、令和８年度税制改正において雇用者の数が増加した場合の減税措置は令和８年３月末で廃止された。一方、企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合の減税措置については、中古資産の取得も可能にする等の見直しを行い、軽減割合を引き上げた上で適用期限を令和 10 年３月末まで２年間延長することとされた。

これらの制度は都や特別区など特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の充実を図るべきである。

＜具体的要求内容＞

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

参　考

1　「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」
（平成 28 年度創設、適用期限：令和 10 年３月末）

（１）制度概要

・　各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対する企業の寄附が対象
・　寄附額は、事業費の範囲内であることが必要
・　寄附企業に対する返礼品などの経済的な見返りの提供は禁止
・　企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外

（２）対象外地域

区分	条件	該当自治体
都道府県	不交付団体	東京都
区市町村	全域が三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法等に定める既成市街地等)に該当する不交付団体	特別区など

（３）税制措置の内容

・　法人事業税：寄附額の２割を税額控除（法人事業税額の 20%が限度）
・　法人住民税：寄附額の４割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が限度）
・　法人税：法人住民税の控除額が寄附額の４割に達しない場合、その残額を寄附額の１割まで税額控除（法人税額の５%が限度）
・　寄附額は全額損金算入（寄附額の約３割相当）

（４）影響額（法人事業税及び法人住民税の控除額）

（単位：億円）

年　度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	累計
都	0.0	0.6	0.8	3.1	1.5	23.9	29.4	54.7	55.6	169.6
全　国	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	93.0	159.0	193.5	535.5

出典：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
「道府県税の課税状況等に関する調」「市町村税課税状況等の調」

２　「地方拠点強化税制」

（平成 27 年度創設、適用期限：令和 10 年３月末）

（１）対象事業の概要

ア　「移転型事業」

・　東京 23 区から地方への特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の移転

※　首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯への移転は対象外

イ　「拡充型事業」

・　地方部における特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の拡充及び東京 23 区以外の地方から別の地方への特定業務施設の移転

※　三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）における拡充は対象外

（２）税制措置の内容

ア　「設備投資減税（オフィス減税）」

・　地方拠点における建物等の取得価額に応じて法人税等を減税

・　「移転型事業」は、特別償却 25％又は税額控除７％

※　一定の要件を満たす場合、税額控除８％に上乗せ

※　対象建物等が中古資産の場合、特別償却 15％又は税額控除４％

・　「拡充型事業」は、特別償却 15％又は税額控除４％

※　一定の要件を満たす場合、特別償却 20％、税額控除５％に上乗せ

※　対象建物等が中古資産の場合、特別償却 10％又は税額控除２％

イ　「雇用促進税制」（令和８年３月末をもって廃止）

・　地方拠点において本社機能に従事する雇用者の増加数に応じて法人税等を減税

・　「移転型事業」は、雇用者の増加数１人当たり最大 90 万円（50 万円＋上乗せ分 40 万円）税額控除

・　「拡充型事業」は、雇用者の増加数１人当たり最大 30 万円税額控除

（３）適用実績（全国分）

（単位：件）

年　度	平成 27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	累計
オフィス減税	4	20	31	24	40	34	26	34	35	36	284
雇用促進税制	7	5	7	9	7	10	4	8	6	7	70
計	11	25	38	33	47	44	30	42	41	43	354

出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

９　個人住民税利子割における住所地課税の実現

【最重点】

（提案要求先　内閣府・金融庁・総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

個人住民税利子割について、清算制度は時限措置とした上で、引き続き「住所地課税」の実現に向けた検討を継続し、具体的な道筋を示すこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現などの視点も踏まえて対応すること。

＜現状・課題＞

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ「住所地課税」が原則とされている。しかしながら、利子割については、預金者の住所地にかかわらず、預貯金の口座所在地等の都道府県に納付する仕組みとなっている。

総務省は、令和７年２月、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大しているとの認識の下、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討することを目的として、地方財政審議会の下に「地方税制のあり方に関する検討会」（以下「総務省の検討会」という。）を設置した。同年 11 月には、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、清算制度を新たに導入すべきとする報告書が取りまとめられた。

これを受け、令和８年度与党税制改正大綱においては、報告書の内容を踏まえ、「都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入することとする。」と示され、令和８年度分以後の道府県民税利子割から清算制度が導入されることとなった。

都としても、あるべき税制が「住所地課税」であるとの認識は総務省と同様である。しかしながら、以下の理由から、道府県民税利子割における清算制度の導入は、本来目指すべき「住所地課税」の実現に逆行するおそれがある。

理由１　道府県民税利子割に係る実態について十分な検証がなされておらず、あるべき税収帰属との乖離の状況が不明であること

総務省の検討会が「あるべき税収帰属との乖離」があるとする根拠は、利子割の課税主体である都道府県単位のものではなく、県庁所在地を対象とした調査に

基づくものである。当該調査は、都の世帯総数約 745 万世帯に対し、調査対象が 210 世帯にとどまり、その割合はわずか 0.0028％と極めて限定的なサンプルであり、国会や東京都税制調査会においても、信頼性が低いとの指摘がなされている。

また、総務省の検討会では、一時的に一部のインターネット銀行の設定金利が高かったという事象を根拠に、今後、実店舗に紐づかない銀行利用が拡大していくものと推測している。しかし、総務省自身、金利に関するインターネット銀行の優位性が相対的に縮小する可能性を認めており、実際に、その金利優位性は低下傾向が見られることから、こうした推測を根拠とすることは不適当である。

さらに、総務省が議論の前提としている都の税収シェアが 40％を超える状況についても、令和８年３月末では約 30％に急減するなど、総務省の前提とは明らかに異なる傾向が見られる。これは、総務省の主張が、不十分なデータや根拠の薄い推測に基づくものであり、信頼性に欠けることを示すものである。

理由２　課税の実態を把握しないまま、所得に関するデータを清算基準に用いることは、かえって、本来あるべき住所地課税から遠ざかるおそれがあること。

金融資産は高齢者の保有割合が高い一方、所得を得る主体は現役世代が中心である。このため、預貯金という金融資産から生じる利子所得と勤労所得等では、所得を生み出す年齢層の傾向が大きく異なることから、東京都税制調査会や有識者からも、所得に関するデータを用いて都道府県間で税収を調整することは不適当であるとの指摘がなされている。

そもそも､総務省の検討会が実施した地方銀行に対するヒアリングにおいては、大半の顧客について口座保有店と住所が同一の都道府県であることから、現行制度においても、実質的には住所地課税に近い状況となっていることや、インターネット支店の開設は利便性向上を目的とするものであり、県外在住の方が、あえて当該銀行のインターネット支店の口座を開設するニーズはないこと等の回答もなされている。

このように、預貯金残高全体の約 96.5％を占める実店舗を有する銀行に係る利子割税収については、現状の口座所在地課税であっても、住所地課税に近い状況となっている可能性が考えられるが、十分な検証は行われていない。少なくとも、乖離の主な要因とされているインターネット銀行については、実態調査を行う必要があると考えられるにもかかわらず、実施されていない。

以上のことから、課税の実態を把握しないまま、利子所得と直接的な関連のない所得に関するデータによる清算制度を導入することは、かえって、本来あるべき住所地課税から遠ざかる可能性がある。

令和８年度税制改正で導入された清算制度は、こうした課題を解消することなく、拙速に導入されたものと言わざるを得ない。総務省の検討会の報告書においても、「住所地課税」実現については、中長期的な視点から引き続き、税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、検討されるべきである、とされている。このため、清算制度については、時限措置と位置付けた上で、総務省は「住所地課税」実現に向けた具体的な工程表を提示すべきである。

また、国や金融機関がマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現に向けた対応や取組を推進する中、銀行口座へのマイナンバー付番は有効であるとの指摘がある。利子割に関する議論を契機として、金融機関が口座所有者の住所地を把握することができる環境整備に取り組み、住所地課税の実現に向けた検討を継続すべきである。

＜具体的要求内容＞

道府県民税利子割について、清算制度は時限措置とした上で、引き続き「住所地課税」の実現に向けた検討を継続し、具体的な道筋を示すこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、国や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現といった視点も踏まえて対応すること。

参　　考

（１）制度概要

- 納税義務者：利子等の支払を受ける者
- 課税対象：個人の預金利子、公社債利子、一時払養老保険差益　等
- 課税団体：納税義務者の口座所在地の都道府県
- 徴収方法：利子等の支払又はその取扱いをする金融機関による特別徴収
- 交付金：利子割総額から徴税費相当額（１％）を控除した後の金額の５分の３を区市町村へ交付
  ※所得割額（３ヵ年平均）で按分

（２）利子割の都における収入額

（単位：億円）

年　度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
収入額	81	91	96	70	69	64	89	105	160	267	243 (清算前) 443

(注)令和６年度までは決算ベース、令和７年度は補正後予算ベース、令和８年度は当初予算ベース。

（３）国の見直しの根拠データ（家計調査におけるサンプル調査）

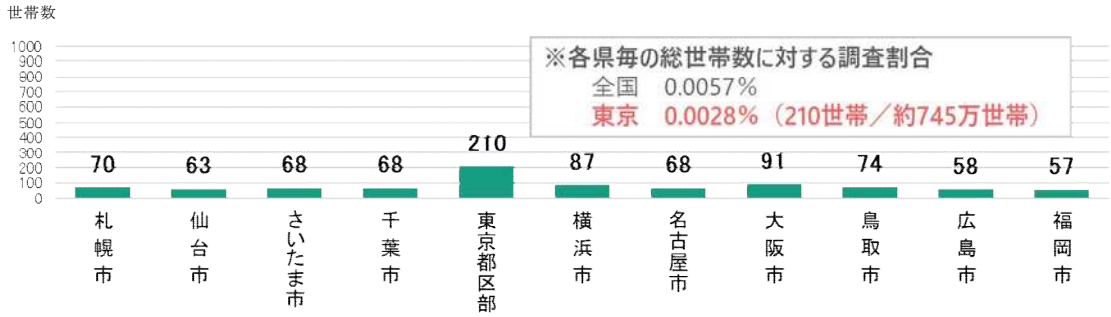

※令和７年度東京都税制調査会　第２回小委員会資料より作成

（４）インターネット銀行の預金残高

・　個人に係る預金残高 **1,007 兆円程度**

・　そのうちインターネット銀行の預金残高は **35 兆円程度（全体の 3.5%）**

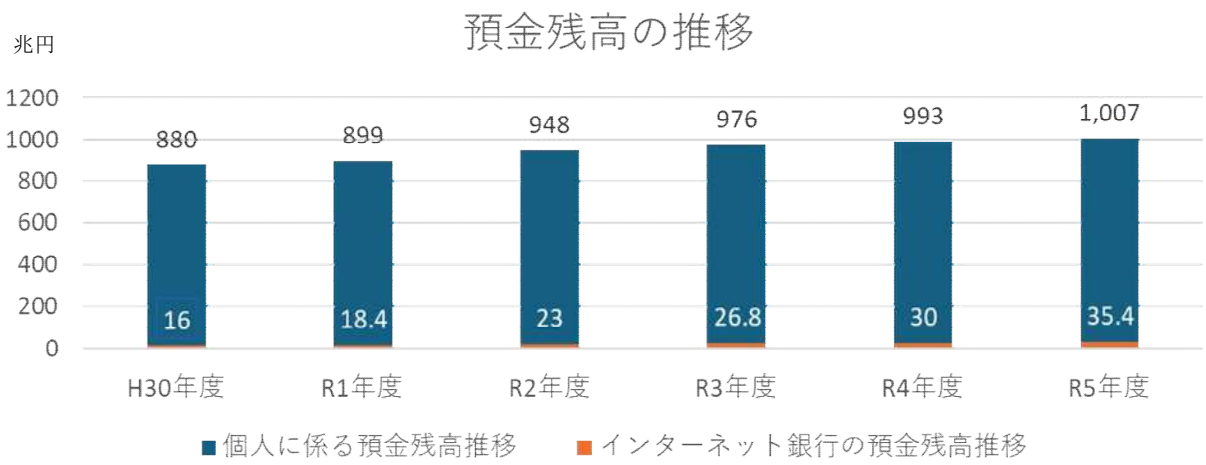

※令和７年度東京都税制調査会　第２回小委員会資料より作成

（５）金利差について

国の検討会資料では、国内銀行とインターネット銀行の金利について、約５倍の差があるとしているが、検討会当時は概ね同水準となっている。

○　第４回 地方税制のあり方に関する検討会 資料

インターネット銀行の影響②

○ インターネット銀行の預金金利は、国内銀行の平均的な預金金利に比して高い傾向にあったと思われることから、預金残高に係るインターネット銀行の寄与度以上に、インターネット銀行の利子割税収への影響が大きかったものと考えられる。

【参考】利子割税収÷5%（税率）÷預金残高　で計算した値の比較

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国内銀行 (C÷5%÷A)	0.112%	0.053%	0.054%	0.037%	0.024%	0.029%
インターネット銀行 (D÷5%÷B)	0.137%	0.164%	0.101%	0.072%	0.083%	0.140%

○　令和７年度東京都税制調査会　第２回小委員会資料

銀行名	都市銀行	楽天銀行	住信SBI銀行	大和ネクスト銀行	ソニー銀行	auじぶん銀行	PayPay銀行	セブン銀行	UI銀行	ローソン銀行	みんなの銀行
預金残高（百万円）		10,540,200	9,465,829	4,528,600	4,079,695	3,882,793	1,780,099	598,300	403,489	75,651	25,642
普通預金	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.210%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.300%
１年定期	0.275%	0.275%	0.275%	0.550%	0.450%	0.400%	0.275%	0.275%	1.000%	0.500%	※定期預金取扱い無
３年定期	0.350%	0.350%	0.350%	0.650%	0.500%	0.450%	0.350%	0.350%	0.500%	0.550%	
５年定期	0.400%	0.400%	0.400%	0.700%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.550%	0.600%	

注　預金残高については、各社ホームページの令和６年３月末時点
　　預金金利については、各社ホームページの令和７年５月 26 日時点のもの
　　預金金利について、キャンペーンや預入額により変動する場合あり
　　実際の店舗を持たないインターネット専業銀行を調査対象の「インターネット銀行」として定義

（６）都のシェア率

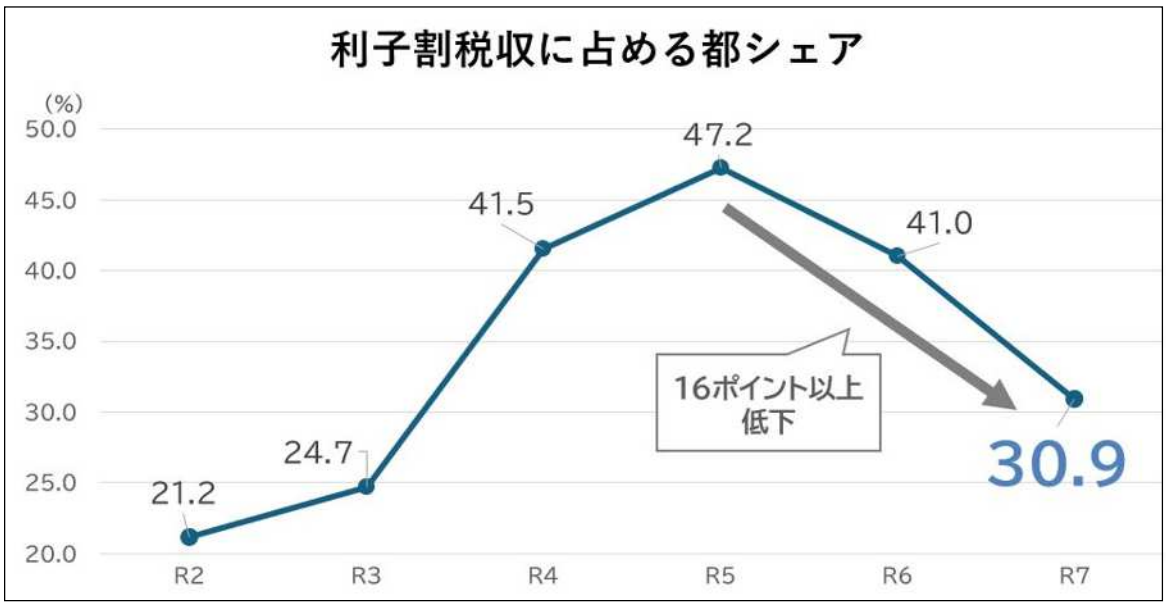

１０　固定資産税制の在り方

（提案要求先　総務省）
（都所管局　主税局）

（１）償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。

（２）土地に係る負担調整措置の見直しを検討する際には、納税者の負担感に配慮するとともに、各地方自治体の意見を十分に踏まえること。また、現行の条例減額制度を維持すること。

（３）家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

＜現状・課題＞

（１）償却資産の評価に用いる取得価額の算定方法等の取扱いについては、原則として税務会計に準ずるものとされている一方で、申告方法等は税務会計と異にする点も多く、申告を行う納税義務者の負担となっている。

とりわけ、償却資産の申告期限については、平成 30 年度に（一財）資産評価システム研究センターにおいて、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいとの判断がなされ、まずは、一括電子申告システムの導入や eLTAX の使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行うこととされた。

その後、令和２年度には複数課税庁への一括電子申告が実現するなど、電子的な環境整備は着実に進展している。加えて、近年、償却資産の電子申告率が向上していることも踏まえると、納税義務者・課税庁双方の体制が整いつつあることから、申告期限の見直しについて検討を進める等、申告制度の簡素化・効率化を進めていくことが望ましい。

また、検討に当たっては、課税実務を担う各地方自治体の状況や意見を十分に踏まえる必要がある。

（２）土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化は着実に進展してきたが、近年の地価上昇等により、再び負担水準のばらつきが見られる状態となっている。

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会（（一財）資産評価システム研究センターに設置）において作成された令和７年度報告書の中でも、「令和９年度に行われる次期評価替えを見据え、負担水準が低い土地への対応を含む負担調整措置のあり方については、引き続き、足元の負担水準の収斂の状況や税収の動向、制度改正に伴う納税義務者や地方団体への影響等の観点を踏まえながら、更に検討を進めていくことが必要である。」とされているところである。

負担水準の均衡化は税負担の公平性に資するものである一方で、税負担の急増を招きかねないことから、その検討に当たっては、納税者の負担感への配慮も重要である。

（３）家屋の評価方法は、複雑で精緻にすぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢（ろう）な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。

このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考える。

＜具体的要求内容＞

（１）償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。

（２）土地に係る負担調整措置の見直しを検討する際には、納税者の負担感に配慮するとともに、各地方自治体の意見を十分に踏まえること。また、住宅用地等に対する条例減額及び商業地等に対する条例減額の現行制度を維持すること。

（３）家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

参　　考

（１）償却資産の申告期限の見直し

【償却資産の全国電子申告率】

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
40.6%	44.6%	47.7%	50.5%	53.9%

※ 総務省ホームページ「地方税の申告等に係る eLTAX 利用率の推移」より

（２）土地に係る負担調整措置の見直し

【「令和６年度与党税制改正大綱」（令和５年 12 月 14 日）より抜粋】

第一 令和６年度税制改正の基本的考え方

４　地域・中小企業の活性化等

（３）土地に係る固定資産税の負担調整措置

据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がある。本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本である。このため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

【令和７年度地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書より抜粋】

近年、地価が上昇基調にある中で、条例減額制度に内在する様々な課題が顕在化してきている。また、下限設定や加算率の見直しの観点からは、仮にこれらの見直しが行われたとしても、条例減額制度における特例率等を見直さない限り、実質的な課税の公平性は担保されない。

こうした条例減額制度に係る課題等を踏まえ、地価上昇に伴う税負担の急増への配慮等とのバランスを十分に考慮しつつ、例えば、1.1 という特例率の水準を見直す、当該制度適用後の実質的な負担水準が評価額の 20%という下限を下回らないようにする、負担水準が低い土地は条例減額制度の適用対象外とするといった負担水準の均衡化促進に資する手当を講じることについて、さらに検討を進めていくべきであると考えられる。

（３）大規模な家屋の評価

【都の提言「固定資産（家屋）の評価方法の見直しについて」（平成 29 年４月 24 日）概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等（家屋の工事原価を活用する方法）を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であると考える。

１１　物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援【最重点】

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・総務局）

（１）全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。

（２）財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

（３）いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補てんすること。

＜現状・課題＞

中東情勢の不安定さが引き続く中、エネルギー価格の高騰への対応やエネルギーの安定供給が喫緊の課題となっている。エネルギー資源の乏しい我が国にとって、そうした状況は一過性の問題ではなく構造的な危機であり、これらの課題に対しては、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が重要である。そのため、全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるべきである。

加えて、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、軽油引取税及び地方揮発油譲与税の当分の間税率の廃止並びに自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分は、令和８年度においては、地方特例交付金に

より全額を補填することとされている。一方、今後の取扱いの方針は示されていないが、当該暫定税率の廃止については、引き続き、安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、国の責任で確実に補てんすることが必要である。令和９年度以降についても、国の責任において、引き続き全ての地方自治体に対して代替の恒久財源の確保を図ることを要望する。

＜具体的要求内容＞

（１）全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。

（２）財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。その際、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

（３）いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として国の責任で確実に補てんすること。

参考１

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
内閣官房	02子育て	1	少子化への対処【新規】	42
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	21都市の強靭化	8	首都直下地震等への備え	692
	21都市の強靭化	9	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進【新規】	695
	21都市の強靭化	21	ミサイル攻撃に関する対策の推進	729
	23まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	775
	24医療	5	新興・再興感染症対策の充実	849
	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
デジタル庁	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	1	国民のつながれる権利の明確化【新規】	255
	11デジタル	4	公共インフラとしてのデータの連携と利活用【新規】	266
	11デジタル	5	法人・土地系のベース・レジストリの整備	272
	11デジタル	6	社会の構造変革に資するAXの推進【新規】	274
	11デジタル	7	地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	277
	11デジタル	8	デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進【新規】	280
	11デジタル	10	行政手続デジタル化に向けた取組等	290
	11デジタル	11	税務行政におけるデジタル化推進	292
	11デジタル	12	宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子化の推進	302
	11デジタル	13	建築行政等の手続におけるデジタル化の推進・閲覧制度の改善	304
	11デジタル	17	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)【新規】	310
	24医療	2	医療DXの推進	822
内閣府	01子供(Children)	2	特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	23
	06働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	128
	06働き方	7	就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	143
	09共生社会	1	障害者施策の推進	200
	09共生社会	3	犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	239
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	6	社会の構造変革に資するAXの推進【新規】	274
	11デジタル	10	行政手続デジタル化に向けた取組等	290
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【新規】	331
	13産業	4	中小企業の人材確保・定着への支援	337
	15文化・エンタメ	1	文化政策の推進	373
	17まちづくり・住まい	1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	390
	17まちづくり・住まい	15	東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	427
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	21都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	660
	21都市の強靭化	8	首都直下地震等への備え	692
	21都市の強靭化	9	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進【新規】	695
	21都市の強靭化	11	ライフライン施設の耐震化などの推進	705
	21都市の強靭化	19	大規模噴火時の降灰対策の推進	723
	21都市の強靭化	20	災害時における安定的な燃料供給体制の確立	726
	22防災	2	マンション防災の推進	733
	22防災	3	「グラぴたスイッチ」(感震ブレーカー)の設置促進【新規】	735
	22防災	4	災害時における避難者生活支援の推進	736
	22防災	5	帰宅困難者対策の推進	738
	22防災	7	大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	743
	22防災	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	744
	22防災	9	訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	753
	24医療	1	保健医療施策の推進	785
	24医療	5	新興・再興感染症対策の充実	849
	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
	26構造改革	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現	905
	26構造改革	11	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	913
公正取引委員会	13産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	336
国家公安委員会	23まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	775
警察庁	04若者	2	児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	120
	09共生社会	3	犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	239
	18インフラ・交通	20	バス運転士不足の解消等	512
	23まちの安全・安心	1	首都東京を守るテロ等対応力の強化	755
	23まちの安全・安心	2	重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	757
	23まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	759
金融庁	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	6	社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	340
	17まちづくり・住まい	13	不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	424
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	599
	26構造改革	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現	905
消費者庁	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	06働き方	3	ハラスメント防止対策の総合的な推進	137
	11デジタル	16	消費生活相談業務のDX化	309
	20ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	605
	23まちの安全・安心	5	地方消費生活行政に対する財政支援	777
	23まちの安全・安心	6	デジタル取引に関する消費者保護規制の強化【新規】	778
	23まちの安全・安心	7	霊感商法等による消費者被害の救済の実効化	782
こども家庭庁	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	01子供(Children)	2	特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	23
	01子供(Children)	3	子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	39
	02子育て	1	少子化への対処【新規】	42
	02子育て	2	出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進【新規】	43
	02子育て	3	母子保健施策の充実	45
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	76
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	81
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	83
	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	04若者	2	児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	120
	08コミュニティ(Community)	3	自殺対策の充実	198
	09共生社会	1	障害者施策の推進	200
	11デジタル	18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】	318
	24医療	3	医療保険制度の改革等	828

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
総務省	04若者	2	児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	120
	06働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	128
	06働き方	2	高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し【新規】	134
	06働き方	9	ソーシャルファームの普及	148
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	1	国民のつながれる権利の明確化【新規】	255
	11デジタル	2	「つながる東京」実現に向けた通信環境の整備	257
	11デジタル	3	島しょ地域における、安定的な地デジ放送の視聴並びに情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	262
	11デジタル	6	社会の構造変革に資するAXの推進【新規】	274
	11デジタル	7	地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	277
	11デジタル	8	デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進【新規】	280
	11デジタル	9	自治体のサイバーセキュリティ対策の強靭化【新規】	284
	11デジタル	11	税務行政におけるデジタル化推進	292
	11デジタル	12	宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子化の推進	302
	11デジタル	17	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)【新規】	310
	11デジタル	18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】	318
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【新規】	331
	19緑と水	2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	518
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	21都市の強靭化	11	ライフライン施設の耐震化などの推進	705
	21都市の強靭化	18	無電柱化事業の推進	719
	22防災	5	帰宅困難者対策の推進	738
	22防災	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	744
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	3	都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	891
	26構造改革	4	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	893
	26構造改革	5	財政上の不合理な措置の是正	895
	26構造改革	6	地方法人課税の分割基準の適正化	897
	26構造改革	7	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	899
	26構造改革	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
	26構造改革	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現	905
	26構造改革	10	固定資産税制の在り方	910
	26構造改革	11	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	913
消防庁	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	21都市の強靭化	21	ミサイル攻撃に関する対策の推進	729
	22防災	3	「グラぴたスイッチ」(感震ブレーカー)の設置促進【新規】	735
	23まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	775
法務省	01子供(Children)	2	特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	23
	04若者	2	児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	120
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	09共生社会	3	犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	239
	09共生社会	4	再犯防止施策の充実	243
	11デジタル	10	行政手続デジタル化に向けた取組等	290
	11デジタル	11	税務行政におけるデジタル化推進	292
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	4	中小企業の人材確保・定着への支援	337
	17まちづくり・住まい	5	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	401
	17まちづくり・住まい	6	空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	405
	18インフラ・交通	3	公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大	442
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	23まちの安全・安心	8	旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	783
	24医療	5	新興・再興感染症対策の充実	849
出入国在留管理庁	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	14観光	2	観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	367
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	23まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	759
外務省	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	14観光	2	観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	367
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	21都市の強靭化	21	ミサイル攻撃に関する対策の推進	729
	23まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	759
	23まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	775
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
財務省	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	07長寿(Chōju)	1	高齢者施策の推進	151
	09共生社会	1	障害者施策の推進	200
	10スタートアップ	2	ベンチャー企業の支援の拡充	253
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	7	中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	342
	13産業	8	博士人材等の活躍の推進【新規】	346
	13産業	11	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	353
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	19緑と水	1	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	517
	19緑と水	2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	518
	19緑と水	5	都市再生推進のための国有財産の活用	525
	22防災	5	帰宅困難者対策の推進	738
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	4	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	893
	26構造改革	5	財政上の不合理な措置の是正	895
	26構造改革	7	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	899
	26構造改革	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
	26構造改革	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現	905
	26構造改革	11	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	913
国税庁	11デジタル	11	税務行政におけるデジタル化推進	292
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
文部科学省	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	01子供(Children)	3	子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	39
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	76
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	81
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	83
	02子育て	8	私立学校助成の拡充	85
	03教育	1	高等学校における教育のあり方について	88
	03教育	2	教育のデジタル化の推進に向けた支援	90
	03教育	3	いじめ問題等に対する取組の充実	97
	03教育	4	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等	100
	03教育	5	教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	102
	03教育	6	外国につながりのある子供に対する教育の充実	105
	03教育	7	公立学校の教職員定数の充実	107
	03教育	8	特別支援学校の養護教諭等の定数改善	111
	03教育	9	学校における働き方改革の実現	112
	03教育	10	教科書事務における効率化	114
	03教育	11	教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	116
	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	09共生社会	3	犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	239
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	17	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)【新規】	310
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	8	博士人材等の活躍の推進【新規】	346
	19緑と水	2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	518
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	14	学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進	610
	20ゼロエミッション	22	学校施設の空調設備整備に対する支援	628
	20ゼロエミッション	23	公立学校施設整備の促進	630
	21都市の強靭化	16	私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	711
	21都市の強靭化	19	大規模噴火時の降灰対策の推進	723
	23まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	759
	23まちの安全・安心	8	旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	783
	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	25多摩・島しょ	8	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	876
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
スポーツ庁	03教育	9	学校における働き方改革の実現	112
	16スポーツ	1	東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	376
文化庁	03教育	9	学校における働き方改革の実現	112
	15文化・エンタメ	1	文化政策の推進	373
厚生労働省	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	01子供(Children)	2	特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	23
	02子育て	2	出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進【新規】	43
	02子育て	3	母子保健施策の充実	45
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	05女性活躍	1	女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	123
	06働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	128
	06働き方	3	ハラスメント防止対策の総合的な推進	137
	06働き方	4	非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	139
	06働き方	5	高齢者の就業を推進するための支援の充実	141
	06働き方	6	公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	142
	06働き方	7	就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	143
	06働き方	8	障害者の就業支援策の一層の充実	145
	06働き方	9	ソーシャルファームの普及	148
	07長寿(Chōju)	1	高齢者施策の推進	151
	08コミュニティ(Community)	1	生活・雇用に関するセーフティネットの強化	185
	08コミュニティ(Community)	2	生活福祉施策の推進【新規】	192
	08コミュニティ(Community)	3	自殺対策の充実	198
	09共生社会	1	障害者施策の推進	200
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	09共生社会	3	犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	239
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	4	中小企業の人材確保・定着への支援	337
	14観光	3	民泊制度の適正化【新規】	369
	15文化・エンタメ	1	文化政策の推進	373
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	18インフラ・交通	20	バス運転士不足の解消等	512
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	21都市の強靭化	15	病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	710
	21都市の強靭化	20	災害時における安定的な燃料供給体制の確立	726
	23まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	759
	24医療	1	保健医療施策の推進	785
	24医療	2	医療DXの推進	822
	24医療	3	医療保険制度の改革等	828
	24医療	4	健康危機管理体制の充実	838
	24医療	5	新興・再興感染症対策の充実	849
	24医療	6	ウイルス肝炎対策の強化	853
	24医療	7	民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与【新規】	855
農林水産省	13産業	2	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	333
	13産業	10	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	352
	13産業	11	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	353
	13産業	12	新規就農者の経営安定への支援	355
	13産業	13	高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	356
	13産業	14	豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	358
	13産業	17	小型鯨類による漁業被害対策の検討について【新規】	363
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	19緑と水	1	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	517
	19緑と水	3	国有農地の有効活用に向けた運用の改善	520
	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	20ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	605
	20ゼロエミッション	14	学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進	610
	25多摩・島しょ	8	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	876
林野庁	13産業	9	森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	349
	13産業	10	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	352

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
水産庁	13産業	10	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	352
	13産業	15	クロマグロの適切な資源管理の推進について	360
	13産業	16	キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化	361
	25多摩・島しょ	3	島しょ港湾等の整備促進	863
	25多摩・島しょ	5	島しょ港湾等の防災対策の推進	873
	25多摩・島しょ	6	伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	874
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
経済産業省	01子供（Children）	1	子供目線に立った政策の推進	6
	06働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	128
	06働き方	9	ソーシャルファームの普及	148
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	10スタートアップ	2	ベンチャー企業の支援の拡充	253
	11デジタル	6	社会の構造変革に資するAXの推進【新規】	274
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【新規】	331
	13産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	336
	13産業	4	中小企業の人材確保・定着への支援	337
	13産業	6	社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	340
	13産業	7	中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	342
	13産業	8	博士人材等の活躍の推進【新規】	346
	15文化・エンタメ	1	文化政策の推進	373
	18インフラ・交通	13	港湾におけるDXの推進	491
	18インフラ・交通	16	次世代モビリティの社会実装の推進	501
	18インフラ・交通	19	LPガス事業における保安管理の推進	511
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	551
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	559
	20ゼロエミッション	5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	565
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	599
	20ゼロエミッション	10	市街地土壌汚染対策の推進	601
	20ゼロエミッション	11	PCB廃棄物処理の促進	604
	20ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	605
	20ゼロエミッション	13	プラスチック対策の推進	608
	20ゼロエミッション	15	リチウムイオン電池の適正管理	612
	20ゼロエミッション	18	フロン対策の推進	617
	20ゼロエミッション	21	微小粒子状物質（PM2.5）・光化学オキシダント（Ox）対策の推進	625
	21都市の強靭化	9	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進【新規】	695
	21都市の強靭化	11	ライフライン施設の耐震化などの推進	705
	24医療	7	民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与【新規】	855
資源エネルギー庁	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	18インフラ・交通	19	LPガス事業における保安管理の推進	511
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	551
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	559
	20ゼロエミッション	5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	565
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	16	持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	614
	20ゼロエミッション	21	微小粒子状物質（PM2.5）・光化学オキシダント（Ox）対策の推進	625
	21都市の強靭化	18	無電柱化事業の推進	719
	21都市の強靭化	20	災害時における安定的な燃料供給体制の確立	726
中小企業庁	06働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	128
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	2	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	333
	13産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	336
	13産業	5	中小企業のデジタル化の推進	339
	13産業	6	社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	340
	13産業	7	中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	342
	20ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	599
国土交通省	01子供（Children）	1	子供目線に立った政策の推進	6
	06働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	128
	07長寿(Chōju)	2	サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進のための財政支援	182
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	09共生社会	3	犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	239
	11デジタル	4	公共インフラとしてのデータの連携と利活用【新規】	266
	11デジタル	12	宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子化の推進	302
	11デジタル	13	建築行政等の手続におけるデジタル化の推進・閲覧制度の改善	304
	13産業	11	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	353
	14観光	3	民泊制度の適正化【新規】	369
	17まちづくり・住まい	1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	390
	17まちづくり・住まい	2	市街地の開発に係る諸事業の推進	391
	17まちづくり・住まい	3	大都市圏における地籍調査の推進	399
	17まちづくり・住まい	4	大都市補正の適用地区拡大	400
	17まちづくり・住まい	5	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	401
	17まちづくり・住まい	6	空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	405
	17まちづくり・住まい	7	都営住宅ストックの有効活用	410
	17まちづくり・住まい	8	公営住宅における家賃設定の適正化	413
	17まちづくり・住まい	9	公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分	415
	17まちづくり・住まい	10	「アフォーダブル住宅」の供給促進【新規】	416
	17まちづくり・住まい	11	住宅セーフティネット制度の改善	417
	17まちづくり・住まい	12	不法係留船対策の推進	422
	17まちづくり・住まい	13	不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	424
	17まちづくり・住まい	14	不動産取引のオンライン化・広域化への対応	426
	17まちづくり・住まい	15	東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	427
	18インフラ・交通	1	東京外かく環状道路の整備促進	429
	18インフラ・交通	2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	432
	18インフラ・交通	4	国道等の整備推進	443
	18インフラ・交通	5	道路・橋梁事業の推進	445
	18インフラ・交通	6	連続立体交差事業の推進	464
	18インフラ・交通	7	踏切対策推進のための制度の創設・拡充	466
	18インフラ・交通	8	鉄道駅におけるホームドアの整備促進	467
	18インフラ・交通	9	都市鉄道ネットワーク等の強化	468
	18インフラ・交通	10	都市高速鉄道整備の充実・強化	474
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	18インフラ・交通	13	港湾におけるDXの推進	491
	18インフラ・交通	14	物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	496
	18インフラ・交通	15	東京港の新海面処分場の財源確保	500

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
国土交通省	18インフラ・交通	16	次世代モビリティの社会実装の推進	501
	18インフラ・交通	17	物流対策の推進	508
	18インフラ・交通	18	民有港湾施設の適切な維持管理の推進	510
	18インフラ・交通	20	バス運転士不足の解消等	512
	19緑と水	1	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	517
	19緑と水	2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	518
	19緑と水	4	公園整備事業等の推進	521
	19緑と水	5	都市再生推進のための国有財産の活用	525
	19緑と水	7	魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	530
	19緑と水	8	ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	531
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	19緑と水	11	水の有効利用の促進	538
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	559
	20ゼロエミッション	5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	565
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	8	道路における環境対策の推進	597
	20ゼロエミッション	17	コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大	615
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	20ゼロエミッション	21	微小粒子状物質（PM2.5）・光化学オキシダント（Ox）対策の推進	625
	21都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	635
	21都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	638
	21都市の強靭化	3	東京港の高潮・地震・津波対策の推進	659
	21都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	660
	21都市の強靭化	5	土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	671
	21都市の強靭化	6	利水・治水対策の推進等	673
	21都市の強靭化	7	下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	675
	21都市の強靭化	8	首都直下地震等への備え	692
	21都市の強靭化	10	建築物の耐震化の推進	698
	21都市の強靭化	11	ライフライン施設の耐震化などの推進	705
	21都市の強靭化	12	液状化対策の推進	707
	21都市の強靭化	13	羽田空港の液状化対策の推進	708
	21都市の強靭化	14	鉄道施設の耐震化の推進	709
	21都市の強靭化	15	病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	710
	21都市の強靭化	17	木造住宅密集地域の改善	713
	21都市の強靭化	18	無電柱化事業の推進	719
	22防災	1	長周期地震動対策の推進	732
	22防災	2	マンション防災の推進	733
	22防災	5	帰宅困難者対策の推進	738
	22防災	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	744
	25多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	858
	25多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	861
	25多摩・島しょ	3	島しょ港湾等の整備促進	863
	25多摩・島しょ	5	島しょ港湾等の防災対策の推進	873
	25多摩・島しょ	7	伊豆・小笠原諸島周辺海域における安心・安全な漁業・遊漁活動支援	875
	25多摩・島しょ	8	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	876
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	2	首都移転の白紙撤回	890
国土地理院	21都市の強靭化	19	大規模噴火時の降灰対策の推進	723
	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
観光庁	14観光	1	MICE推進施策の強化	365
	14観光	2	観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	367
	14観光	3	民泊制度の適正化【新規】	369
	15文化・エンタメ	1	文化政策の推進	373
	18インフラ・交通	8	鉄道駅におけるホームドアの整備促進	467
	21都市の強靭化	18	無電柱化事業の推進	719
気象庁	21都市の強靭化	19	大規模噴火時の降灰対策の推進	723
	22防災	6	緊急地震速報の改善	740
	22防災	9	訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	753
	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
海上保安庁	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	25多摩・島しょ	6	伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	874
環境省	11デジタル	14	産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	306
	11デジタル	15	狩猟免許更新等における柔軟な対応	308
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	18インフラ・交通	21	清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進	514
	19緑と水	2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	518
	19緑と水	6	国立公園の活用	528
	19緑と水	8	ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	531
	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	19緑と水	12	地下水還元型の地中熱利用の導入に係る適切な対応【新規】	540
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	551
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	559
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	599
	20ゼロエミッション	10	市街地土壌汚染対策の推進	601
	20ゼロエミッション	11	PCB廃棄物処理の促進	604
	20ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	605
	20ゼロエミッション	13	プラスチック対策の推進	608
	20ゼロエミッション	15	リチウムイオン電池の適正管理	612
	20ゼロエミッション	16	持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	614
	20ゼロエミッション	18	フロン対策の推進	617
	20ゼロエミッション	19	自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	621
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	20ゼロエミッション	21	微小粒子状物質（PM2.5）・光化学オキシダント（Ox）対策の推進	625
	22防災	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	744
	25多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	858
	25多摩・島しょ	8	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	876
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
防衛省	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	21都市の強靭化	21	ミサイル攻撃に関する対策の推進	729
	23まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	775
	25多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	858
	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	25多摩・島しょ	6	伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	874

参考２

所管局別提案要求事項一覧

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分		事項名	頁
政策企画局	02子育て	1	少子化への対処【新規】	42
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】	318
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	8	博士人材等の活躍の推進【新規】	346
	13産業	9	森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	349
	18インフラ・交通	16	次世代モビリティの社会実装の推進	501
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	21都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	635
	21都市の強靭化	8	首都直下地震等への備え	692
	21都市の強靭化	9	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進【新規】	695
	23まちの安全・安心	8	旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	783
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	2	首都移転の白紙撤回	890
	26構造改革	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
子供政策連携室	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	02子育て	1	少子化への対処【新規】	42
	02子育て	3	母子保健施策の充実	45
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	76
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	81
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	83
	03教育	6	外国につながりのある子供に対する教育の充実	105
	08コミュニティ(Community)	3	自殺対策の充実	198
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	11デジタル	18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】	318
総務局	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	76
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	81
	06働き方	2	高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し【新規】	134
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	09共生社会	3	犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現	239
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	17	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)【新規】	310
	11デジタル	18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】	318
	13産業	8	博士人材等の活躍の推進【新規】	346
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	551
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	21都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	660
	21都市の強靭化	8	首都直下地震等への備え	692
	21都市の強靭化	9	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進【新規】	695
	21都市の強靭化	11	ライフライン施設の耐震化などの推進	705
	21都市の強靭化	13	羽田空港の液状化対策の推進	708
	21都市の強靭化	19	大規模噴火時の降灰対策の推進	723
	21都市の強靭化	20	災害時における安定的な燃料供給体制の確立	726
	21都市の強靭化	21	ミサイル攻撃に関する対策の推進	729
	22防災	2	マンション防災の推進	733
	22防災	3	「グラぴたスイッチ」(感震ブレーカー)の設置促進【新規】	735
	22防災	4	災害時における避難者生活支援の推進	736
	22防災	5	帰宅困難者対策の推進	738
	22防災	6	緊急地震速報の改善	740
	22防災	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	744
	22防災	9	訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	753
	23まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	775
	25多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	858
	25多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	861
	25多摩・島しょ	4	伊豆・小笠原諸島における観測体制等の強化	864
	25多摩・島しょ	6	伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	874
	25多摩・島しょ	9	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	877
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	3	都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	891
	26構造改革	7	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	899
	26構造改革	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現	905
	26構造改革	11	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	913
財務局	11デジタル	10	行政手続デジタル化に向けた取組等	290
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	3	都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	891
	26構造改革	4	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	893
	26構造改革	5	財政上の不合理な措置の是正	895
	26構造改革	7	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	899
	26構造改革	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
	26構造改革	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現	905
	26構造改革	11	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	913
デジタル サービス局	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	1	国民のつながれる権利の明確化【新規】	255
	11デジタル	2	「つながる東京」実現に向けた通信環境の整備	257
	11デジタル	3	島しょ地域における、安定的な地デジ放送の視聴並びに情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	262
	11デジタル	4	公共インフラとしてのデータの連携と利活用【新規】	266
	11デジタル	6	社会の構造変革に資するAXの推進【新規】	274
	11デジタル	7	地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	277
	11デジタル	8	デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進【新規】	280
	11デジタル	9	自治体のサイバーセキュリティ対策の強靭化【新規】	284
	11デジタル	10	行政手続デジタル化に向けた取組等	290
	11デジタル	17	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)【新規】	310
	11デジタル	18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】	318
	13産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【新規】	331
	18インフラ・交通	16	次世代モビリティの社会実装の推進	501
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
主税局	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	11デジタル	11	税務行政におけるデジタル化推進	292
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
	26構造改革	5	財政上の不合理な措置の是正	895
	26構造改革	6	地方法人課税の分割基準の適正化	897
	26構造改革	7	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	899
	26構造改革	8	地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止	902
	26構造改革	9	個人住民税利子割における住所地課税の実現	905
	26構造改革	10	固定資産税制の在り方	910

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分		事項名	頁
生活文化局	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	01子供(Children)	3	子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	39
	02子育て	2	出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進【新規】	43
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	76
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	81
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	83
	02子育て	8	私立学校助成の拡充	85
	06働き方	3	ハラスメント防止対策の総合的な推進	137
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	11デジタル	16	消費生活相談業務のDX化	309
	11デジタル	17	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)【新規】	310
	15文化・エンタメ	1	文化政策の推進	373
	21都市の強靭化	16	私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	711
	22防災	2	マンション防災の推進	733
	23まちの安全・安心	5	地方消費生活行政に対する財政支援	777
	23まちの安全・安心	6	デジタル取引に関する消費者保護規制の強化【新規】	778
	23まちの安全・安心	7	霊感商法等による消費者被害の救済の実効化	782
	23まちの安全・安心	8	旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応	783
都市整備局	11デジタル	5	法人・土地系のベース・レジストリの整備	272
	11デジタル	13	建築行政等の手続におけるデジタル化の推進・閲覧制度の改善	304
	13産業	11	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	353
	17まちづくり・住まい	1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	390
	17まちづくり・住まい	2	市街地の開発に係る諸事業の推進	391
	17まちづくり・住まい	3	大都市圏における地籍調査の推進	399
	17まちづくり・住まい	15	東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	427
	18インフラ・交通	1	東京外かく環状道路の整備促進	429
	18インフラ・交通	2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	432
	18インフラ・交通	3	公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大	442
	18インフラ・交通	4	国道等の整備推進	443
	18インフラ・交通	5	道路・橋梁事業の推進	445
	18インフラ・交通	6	連続立体交差事業の推進	464
	18インフラ・交通	7	踏切対策推進のための制度の創設・拡充	466
	18インフラ・交通	8	鉄道駅におけるホームドアの整備促進	467
	18インフラ・交通	9	都市鉄道ネットワーク等の強化	468
	18インフラ・交通	10	都市高速鉄道整備の充実・強化	474
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	18インフラ・交通	12	米軍基地対策の推進	482
	18インフラ・交通	16	次世代モビリティの社会実装の推進	501
	18インフラ・交通	17	物流対策の推進	508
	18インフラ・交通	20	バス運転士不足の解消等	512
	19緑と水	1	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	517
	19緑と水	2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	518
	19緑と水	4	公園整備事業等の推進	521
	19緑と水	5	都市再生推進のための国有財産の活用	525
	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	19緑と水	11	水の有効利用の促進	538
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	17	コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大	615
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	21都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	635
	21都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	638
	21都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	660
	21都市の強靭化	5	土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	671
	21都市の強靭化	6	利水・治水対策の推進等	673
	21都市の強靭化	10	建築物の耐震化の推進	698
	21都市の強靭化	12	液状化対策の推進	707
	21都市の強靭化	13	羽田空港の液状化対策の推進	708
	21都市の強靭化	14	鉄道施設の耐震化の推進	709
	21都市の強靭化	17	木造住宅密集地域の改善	713
	21都市の強靭化	18	無電柱化事業の推進	719
	22防災	1	長周期地震動対策の推進	732
	22防災	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	744
	25多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	861
環境局	11デジタル	14	産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	306
	11デジタル	15	狩猟免許更新等における柔軟な対応	308
	18インフラ・交通	19	LPガス事業における保安管理の推進	511
	18インフラ・交通	21	清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進	514
	19緑と水	2	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	518
	19緑と水	5	都市再生推進のための国有財産の活用	525
	19緑と水	6	国立公園の活用	528
	19緑と水	8	ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	531
	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	19緑と水	12	地下水還元型の地中熱利用の導入に係る適切な対応【新規】	540
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	551
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	559
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	10	市街地土壌汚染対策の推進	601
	20ゼロエミッション	11	PCB廃棄物処理の促進	604
	20ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	605
	20ゼロエミッション	13	プラスチック対策の推進	608
	20ゼロエミッション	15	リチウムイオン電池の適正管理	612
	20ゼロエミッション	16	持続可能な航空燃料(SAF)の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	614
	20ゼロエミッション	17	コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大	615
	20ゼロエミッション	18	フロン対策の推進	617
	20ゼロエミッション	19	自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	621
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	20ゼロエミッション	21	微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	625
	22防災	8	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	744
	25多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	858
	25多摩・島しょ	8	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	876

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分		事項名	頁
福祉局	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	01子供(Children)	2	特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	23
	02子育て	3	母子保健施策の充実	45
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	07長寿(Chōju)	1	高齢者施策の推進	151
	07長寿(Chōju)	2	サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進のための財政支援	182
	08コミュニティ(Community)	1	生活・雇用に関するセーフティネットの強化	185
	08コミュニティ(Community)	2	生活福祉施策の推進【新規】	192
	09共生社会	1	障害者施策の推進	200
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	15文化・エンタメ	1	文化政策の推進	373
	21都市の強靭化	15	病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	710
	22防災	7	大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	743
	24医療	1	保健医療施策の推進	785
	24医療	2	医療DXの推進	822
	24医療	3	医療保険制度の改革等	828
保健医療局	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	02子育て	3	母子保健施策の充実	45
	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	08コミュニティ(Community)	3	自殺対策の充実	198
	09共生社会	1	障害者施策の推進	200
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	14観光	3	民泊制度の適正化【新規】	369
	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	20ゼロエミッション	19	自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	621
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	21都市の強靭化	15	病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	710
	21都市の強靭化	20	災害時における安定的な燃料供給体制の確立	726
	24医療	1	保健医療施策の推進	785
	24医療	2	医療DXの推進	822
	24医療	3	医療保険制度の改革等	828
	24医療	4	健康危機管理体制の充実	838
	24医療	5	新興・再興感染症対策の充実	849
	24医療	6	ウイルス肝炎対策の強化	853
	24医療	7	民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与【新規】	855
産業労働局	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	05女性活躍	1	女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	123
	06働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	128
	06働き方	3	ハラスメント防止対策の総合的な推進	137
	06働き方	4	非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	139
	06働き方	5	高齢者の就業を推進するための支援の充実	141
	06働き方	6	公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	142
	06働き方	7	就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	143
	06働き方	8	障害者の就業支援策の一層の充実	145
	06働き方	9	ソーシャルファームの普及	148
	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	10スタートアップ	2	ベンチャー企業の支援の拡充	253
	11デジタル	6	社会の構造変革に資するAXの推進【新規】	274
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	13産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【新規】	331
	13産業	2	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	333
	13産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	336
	13産業	4	中小企業の人材確保・定着への支援	337
	13産業	5	中小企業のデジタル化の推進	339
	13産業	6	社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	340
	13産業	7	中小企業の事業承継円滑化のための税制措置及び中小M&A市場における健全な環境整備	342
	13産業	8	博士人材等の活躍の推進【新規】	346
	13産業	9	森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	349
	13産業	10	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	352
	13産業	11	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	353
	13産業	12	新規就農者の経営安定への支援	355
	13産業	13	高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	356
	13産業	14	豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	358
	13産業	15	クロマグロの適切な資源管理の推進について	360
	13産業	16	キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化	361
	13産業	17	小型鯨類による漁業被害対策の検討について【新規】	363
	14観光	1	MICE推進施策の強化	365
	14観光	2	観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	367
	14観光	3	民泊制度の適正化【新規】	369
	18インフラ・交通	20	バス運転士不足の解消等	512
	18インフラ・交通	21	清掃・リサイクル事業における働き方改革の推進	514
	19緑と水	1	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	517
	19緑と水	3	国有農地の有効活用に向けた運用の改善	520
	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	20ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	542
	20ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	551
	20ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	555
	20ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	559
	20ゼロエミッション	5	次世代燃料(バイオ燃料・合成燃料)の普及促進	565
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	20ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	599
	25多摩・島しょ	6	伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	874
	25多摩・島しょ	7	伊豆・小笠原諸島周辺海域における安心・安全な漁業・遊漁活動支援	875
建設局	17まちづくり・住まい	2	市街地の開発に係る諸事業の推進	391
	17まちづくり・住まい	4	大都市補正の適用地区拡大	400
	17まちづくり・住まい	12	不法係留船対策の推進	422
	18インフラ・交通	1	東京外かく環状道路の整備促進	429
	18インフラ・交通	2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	432
	18インフラ・交通	3	公共事業の起業者による筆界特定申請対象土地の拡大	442
	18インフラ・交通	4	国道等の整備推進	443
	18インフラ・交通	5	道路・橋梁事業の推進	445
	18インフラ・交通	6	連続立体交差事業の推進	464
	18インフラ・交通	7	踏切対策推進のための制度の創設・拡充	466
	18インフラ・交通	9	都市鉄道ネットワーク等の強化	468
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	18インフラ・交通	17	物流対策の推進	508
	19緑と水	4	公園整備事業等の推進	521
	19緑と水	5	都市再生推進のための国有財産の活用	525
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	8	道路における環境対策の推進	597
	20ゼロエミッション	20	実効性の高い暑さ対策の推進	622
	21都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	635
	21都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	638
	21都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	660
	21都市の強靭化	6	利水・治水対策の推進等	673
	21都市の強靭化	11	ライフライン施設の耐震化などの推進	705
	21都市の強靭化	17	木造住宅密集地域の改善	713
	21都市の強靭化	18	無電柱化事業の推進	719
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分		事項名	頁
港湾局	18インフラ・交通	4	国道等の整備推進	443
	18インフラ・交通	5	道路・橋梁事業の推進	445
	18インフラ・交通	11	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	476
	18インフラ・交通	13	港湾におけるDXの推進	491
	18インフラ・交通	14	物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	496
	18インフラ・交通	15	東京港の新海面処分場の財源確保	500
	18インフラ・交通	18	民有港湾施設の適切な維持管理の推進	510
	19緑と水	7	魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	530
	19緑と水	8	ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施	531
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	21都市の強靭化	3	東京港の高潮・地震・津波対策の推進	659
	21都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	660
	21都市の強靭化	18	無電柱化事業の推進	719
	25多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	858
	25多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	861
	25多摩・島しょ	3	島しょ港湾等の整備促進	863
	25多摩・島しょ	5	島しょ港湾等の防災対策の推進	873
	26構造改革	1	真の分権型社会の実現	881
都民安全総合対策本部	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	04若者	2	児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	120
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	09共生社会	4	再犯防止施策の充実	243
	11デジタル	18	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた施策の強化【新規】	318
	23まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	759
スポーツ推進本部	16スポーツ	1	東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	376
住宅政策本部	07長寿(Chōju)	2	サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進のための財政支援	182
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	11デジタル	12	宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子化の推進	302
	14観光	3	民泊制度の適正化【新規】	369
	17まちづくり・住まい	5	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	401
	17まちづくり・住まい	6	空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	405
	17まちづくり・住まい	7	都営住宅ストックの有効活用	410
	17まちづくり・住まい	8	公営住宅における家賃設定の適正化	413
	17まちづくり・住まい	9	公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分	415
	17まちづくり・住まい	10	「アフォーダブル住宅」の供給促進【新規】	416
	17まちづくり・住まい	11	住宅セーフティネット制度の改善	417
	17まちづくり・住まい	13	不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	424
	17まちづくり・住まい	14	不動産取引のオンライン化・広域化への対応	426
	20ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	580
	22防災	2	マンション防災の推進	733
スタートアップ戦略推進本部	10スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	246
	11デジタル	6	社会の構造変革に資するAXの推進【新規】	274
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
交通局	18インフラ・交通	10	都市高速鉄道整備の充実・強化	474
	18インフラ・交通	16	次世代モビリティの社会実装の推進	501
	18インフラ・交通	20	バス運転士不足の解消等	512
	20ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	559
	20ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	567
水道局	19緑と水	9	有機フッ素化合物対策の推進	533
	21都市の強靭化	6	利水・治水対策の推進等	673
下水道局	19緑と水	10	東京湾の水質改善対策の促進	537
	21都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	638
	21都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	660
	21都市の強靭化	7	下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	675
教育庁	01子供(Children)	1	子供目線に立った政策の推進	6
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	54
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	76
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	81
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	83
	03教育	1	高等学校における教育のあり方について	88
	03教育	2	教育のデジタル化の推進に向けた支援	90
	03教育	3	いじめ問題等に対する取組の充実	97
	03教育	4	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等	100
	03教育	5	教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	102
	03教育	6	外国につながりのある子供に対する教育の充実	105
	03教育	7	公立学校の教職員定数の充実	107
	03教育	8	特別支援学校の養護教諭等の定数改善	111
	03教育	9	学校における働き方改革の実現	112
	03教育	10	教科書事務における効率化	114
	03教育	11	教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	116
	04若者	1	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	119
	09共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	228
	12国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	322
	20ゼロエミッション	14	学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進	610
	20ゼロエミッション	22	学校施設の空調設備整備に対する支援	628
	20ゼロエミッション	23	公立学校施設整備の促進	630
警視庁	23まちの安全・安心	1	首都東京を守るテロ等対応力の強化	755
	23まちの安全・安心	2	重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	757
	23まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	759